

平成24年  
2 月

# 宮崎県定例県議会会議録

平成24年 2 月 24日 開会

平成24年 3 月 22日 閉会

## 平成24年2月宮崎県定例県議会会議録 目次

### 2月24日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
押川修一郎議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第81号まで上程	5
1. 知事提案理由説明等	5

### 自2月25日（土曜日）

### 至2月29日（水曜日） 休 会

### 3月1日（木曜日）

1. 出席議員	15
1. 地方自治法第121条による出席者	15
1. 代表質問	16

### 中野一則議員質問（自由民主党） 16

- ・知事の政治姿勢について
- ・県内総生産と所得の向上について
- ・平成24年度の政策と予算について
- ・県の組織と人事について
- ・東日本大震災からの復興について
- ・農業政策について
- ・環太平洋経済連携協定(T P P) について
- ・林業公社について
- ・教育行政について
- ・古事記編さん1300年記念事業について
- ・観光行政について
- ・公共事業について
- ・地域医療対策について
- ・拉致問題について

### 横田照夫議員質問（自由民主党） 42

- ・大御神社について

- ・ 1 年を振り返っての評価について
- ・ 古事記編さん1300年記念事業について
- ・ 環太平洋経済連携協定(T P P)について
- ・ 九州広域行政機構(道州制)について
- ・ エネルギーの供給について
- ・ 指定管理者制度について
- ・ サイバー攻撃について
- ・ 社会保障制度について
- ・ 少子高齢化戦略について
- ・ 自殺対策について
- ・ 口蹄疫からの復興について
- ・ 儲かる農業について
- ・ 土地収用について
- ・ 海岸侵食について
- ・ キャリア教育について
- ・ 今後の宮崎県の教育について

**3月2日(金曜日)**

1. 出席議員 -----	77
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	77
1. 代表質問 -----	78
<b>田口雄二議員質問(新みやざき) -----</b>	<b>78</b>

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 医療福祉行政について
- ・ 新エネルギーに関する取り組みについて
- ・ 環境森林行政について
- ・ 商工観光労働行政について
- ・ 農政水産行政について
- ・ 県土整備行政について
- ・ 教育行政について
- ・ 警察行政について

渡辺 創議員関連質問(新エネルギーに関する取り組みについて、  
県土整備行政について)

<b>太田清海議員質問(社会民主党宮崎県議団) -----</b>	<b>108</b>
-----------------------------------	------------

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 入札制度について

- ・教育行政について
- ・地域医療について
- ・ドクターヘリと消防力について
- ・宮崎県暴力団排除条例について
- ・農林業問題について
- ・100万泊県民運動について

**新見昌安議員質問（公明党宮崎県議団）** ----- 127

- ・知事の政治姿勢について
- ・商工業の振興について
- ・観光の振興について
- ・文化振興について
- ・少子化対策について
- ・再生可能エネルギーの普及推進について
- ・県有施設の管理について
- ・教育行政について
- ・犯罪から子供を守る対策について

**自 3月3日（土曜日）**      **休 会**

**至 3月4日（日曜日）**

**3月5日（月曜日）**

1. 出席議員	-----	147
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	147
1. 一般質問	-----	148

**徳重忠夫議員質問** ----- 148

- ・知事の政治姿勢について
- ・浄化槽の法定検査について
- ・TPPと本県農業について
- ・道路のコンクリート舗装について
- ・古事記編さん1300年事業について
- ・教育現場における県産材の利用促進について
- ・高校生の自転車マナーの向上について

**宮原義久議員質問** ----- 160

- ・当初予算について
- ・防災対策について
- ・公共事業問題について
- ・中山間地域問題について

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業問題について</li> <li>・ 教育問題について</li> </ul>	176
<b>右松隆央議員質問</b> -----	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 宮崎の神話と史実について</li> <li>・ 地域経済再生策について</li> <li>・ 地方交付税について</li> <li>・ 地震津波防災対策について</li> </ul>	191
<b>重松幸次郎議員質問</b> -----	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地活性化について</li> <li>・ E V（電気自動車）の普及について</li> <li>・ 施設環境整備について</li> <li>・ 医療・健康増進について</li> </ul>	205
<b>3月6日（火曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	205
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	206
1. 一般質問 -----	206
<b>西村 賢議員質問</b> -----	206
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 細島港の有効活用・対アジア貿易について</li> <li>・ 観光振興について</li> <li>・ 県民の健康について</li> <li>・ 口蹄疫について</li> </ul>	220
<b>岩下斌彦議員質問</b> -----	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興について</li> <li>・ 観光振興対策について</li> <li>・ 安心こども基金について</li> <li>・ 医師の確保について</li> <li>・ 道路整備について</li> <li>・ 河川整備について</li> <li>・ 港の利用について</li> <li>・ 農地整備について</li> <li>・ 港湾整備について</li> <li>・ 県立福島高等学校について</li> <li>・ 中山間地域振興について</li> </ul>	

<b>外山 衛議員質問</b> .....	232
・知事の政治姿勢について	
・当初予算について	
・県南地区の当初予算について	
・各部局の県南地区振興について	
・県立看護大学について	
・介護ビジネスの実態について	
・広島カープほかキャンプについて	
・宮崎県福岡事務所について	
・浄化槽の実情について	
・葉たばこ農家支援について	
・教育長の思いについて	
<b>図師博規議員質問</b> .....	244
・東南アジア戦略の展開と実績について	
・県道整備と安全性確保について	
・自殺対策の実績と今後の取り組みについて	
・高齢者施設整備と人材確保について	
<b>3月7日（水曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	259
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	259
1. 一般質問 .....	260
<b>後藤哲朗議員質問</b> .....	260
・知事の政治姿勢について	
・記紀編さん1300年記念事業について	
・みやざき行財政改革プランについて	
・少子化対策について	
・有害鳥獣の駆除について	
・海岸漂着物対策推進地域計画について	
・「ものづくり」における人材育成について	
・ふるさと教育の推進について	
<b>蓬原正三議員質問</b> .....	273
・知事の政治姿勢について	
・諸基本計画について	
・将来の姿（社会の活力維持）について	
・スポーツ振興について	

・新幹線効果～B & S活用について	
・道路保全について	
・儲かる農業について	
<b>井本英雄議員質問</b> .....	289
・知事の基本姿勢について	
・教育の再生について	
・V E（バリューエンジニアリング）について	
・地域医療について	
・地震・津波対策について	
・建設業について	
・県北地域の道路整備について	
<b>高橋 透議員質問</b> .....	303
・知事の政治姿勢について	
・油津港整備計画と東九州道清武以南対策について	
・郷土の偉人顕彰と観光振興対策について	
・食の安全と地産地消について	
・教育問題について	
・新エネルギー対策について	
1. 議案に対する質疑 .....	317
前屋敷恵美議員 .....	317
1. 議案第1号から第81号まで及び請願委員会付託 .....	321
<b>自3月8日（木曜日）</b>	
<b>常任委員会（補正）</b>	
<b>至3月9日（金曜日）</b>	
<b>自3月10日（土曜日）</b>	
<b>休        会</b>	
<b>至3月11日（日曜日）</b>	
<b>3月12日（月曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	325
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	325
1. 常任委員長審査結果報告（議案第56号から第81号まで） .....	326
山下博三総務政策常任委員長 .....	326
黒木正一厚生常任委員長 .....	327
松村悟郎商工建設常任委員長 .....	328
田口雄二環境農林水産常任委員長 .....	330
河野哲也文教警察企業常任委員長 .....	331
1. 討        論 .....	332

西村 賢議員（議案第67号に反対） -----	332
前屋敷恵美議員（議案第67号に反対、議案第56号に賛成） -----	333
1. 議案第67号採決 -----	334
1. 議案第56号から第66号まで及び第68号から第81号まで採決 -----	335
1. 議案第82号追加上程 -----	335
1. 知事提案理由説明 -----	335
<b>自 3月13日（火曜日）</b>	
<b>至 3月16日（金曜日）</b>	<b>常任委員会（当初）</b>
<b>自 3月17日（土曜日）</b>	<b>休 会</b>
<b>至 3月18日（日曜日）</b>	
<b>3月19日（月曜日）</b>	<b>特別委員会</b>
<b>自 3月20日（火曜日）</b>	<b>休 会</b>
<b>至 3月21日（水曜日）</b>	
<b>3月22日（木曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	339
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	339
1. 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第55号まで及び請願） -----	340
山下博三総務政策常任委員長 -----	340
黒木正一厚生常任委員長 -----	342
松村悟郎商工建設常任委員長 -----	344
田口雄二環境農林水産常任委員長 -----	346
河野哲也文教警察企業常任委員長 -----	348
1. 質 疑 -----	350
前屋敷恵美議員 -----	350
1. 討 論 -----	351
前屋敷恵美議員（議案第1号、第51号～第53号、第55号に反対、請願採択の 要望） -----	351
1. 議案第1号、第51号から第53号まで及び第55号採決 -----	353
1. 議案第2号から第50号まで及び第54号採決 -----	353
1. 請願第9号採決 -----	353
1. 請願第10号採決 -----	354
1. 請願第15号採決 -----	354
1. 請願第14号、第17号及び第18号採決 -----	354
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	354
1. 議案第82号採決 -----	354



1. 特別委員長調査結果報告	355
井本英雄防災対策特別委員長	355
内村仁子医療対策特別委員長	357
太田清海産業再生・エネルギー対策特別委員長	361
1. 議員発議案送付の通知	363
1. 議員発議案第1号から第14号まで追加上程	365
1. 議員発議案第1号から第5号まで、第7号から第10号まで、第13号及び第14号採決	365
1. 議員発議案第6号提案理由説明	365
押川修一郎議会運営委員長	365
1. 討    論	366
前屋敷恵美議員（議員発議案第6号に賛成）	366
有岡浩一議員（議員発議案第6号に賛成）	367
1. 議員発議案第6号採決	368
1. 議員発議案第11号提案理由説明	368
井本英雄防災対策特別委員長	369
1. 議員発議案第11号採決	369
1. 議員発議案第12号提案理由説明	369
内村仁子医療対策特別委員長	369
1. 議員発議案第12号採決	370
1. 閉    会	370
<hr/>	
1. 資    料	371
平成24年2月定例県議会日程	373
議案送付文書	374
代表質問時間割	377
一般質問時間割	378
議案委員会審査結果表	379
議案・請願委員会審査結果表	381
閉会中の継続審査・調査申出一覧	385
1. 議案議決件名一覧表	387
1. 議員発議条例、意見書、決議文、その他	395
宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例	397
宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	398
高速道路のミッシングリンク解消に関する意見書	399

エネルギー基本計画の見直し等に対する意見書 -----	400
父子家庭支援策の拡充を求める意見書 -----	401
東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入処理を求める決議 -----	402
県議会のあり方に関する検討委員会の設置期限延長 -----	403
知的障がい者が安心して暮らせる24時間支援の切れ目のない入所施設の存続 を求める意見書 -----	404
「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書 -----	405
障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の提言を尊重した障害者総合支援法 の制定・実施を求める意見書 -----	406
宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例 -----	407
宮崎県がん対策推進条例 -----	425
延岡南道路無料化を求める意見書 -----	429
北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書 -----	430
1. 請願一覧表 -----	431
1. 議事経過 -----	445

2月24日（金）

# 平成 24 年 2 月 24 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開会

地方自治法第 121 条による出席者

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 岩 下 斌 彦 (自民党つくしの会)
- 3 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 西 村 賢 (同)
- 6 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 7 番 松 村 悟 郎 (同)
- 8 番 内 村 仁 子 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 凶 師 博 規 (日 日 新)
- 15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 16 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 17 番 太 田 清 海 (同)
- 18 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 丸 山 裕次郎 (同)
- 23 番 押 川 修一郎 (同)
- 24 番 外 山 衛 (同)
- 25 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀代子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 横 田 照 夫 (同)
- 34 番 中 野 一 則 (同)
- 35 番 中 野 廣 明 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 十 屋 幸 平 (同)

- |             |                                     |   |
|-------------|-------------------------------------|---|
| 知 事         | 河 野 俊 嗣                             | 野 元 幸 司                                   |
| 副 知 事       | 牧 渡 稲 土 加 米 岡 児 豊 濱 甲 日 近 渡 佐 鶴 村 宮 | 元 邊 用 持 藤 原 村 玉 島 砂 斐 限 藤 辺 藤 見 社 本       |
| 県 民 政 策 部 長 | 福 祉 保 健 部 長                         | 俊 亮 博 正 弘 裕 隆 夫 巖 紀 敏 一 早 文 郎 子 人 夫 男 継 尊 |
| 総 務 部 長     | 環 境 森 林 部 長                         |   |
| 農 政 水 産 部 長 | 商 工 観 光 労 働 部 長                     |   |
| 県 土 整 備 部 長 | 農 政 水 産 部 長                         |   |
| 会 計 管 理 者   | 企 業 局 長                             |   |
| 教 育 委 員 長   | 病 院 局 長                             |   |
| 教 育 長       | 財 政 課 長                             |   |
| 公 安 委 員 長   | 教 育 委 員 長                           |   |
| 警 察 本 部 長   | 公 安 委 員 長                           |   |
| 人 事 委 員 長   | 警 察 本 部 長                           |   |
| 代 表 監 査 委 員 | 人 事 委 員 長                           |   |
|             | 代 表 監 査 委 員                         |   |

事務局職員出席者

- |             |             |           |
|-------------|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘     | 勝 弘       |
| 事 務 局 次 長   | 事 務 局 次 長   | 成 合 修 稔   |
| 総 務 課 長     | 議 事 課 長     | 山之内 宗 仁   |
| 議 事 課 長     | 政 策 調 査 課 長 | 武 田 幸 徳   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 議 事 課 長 補 佐 | 福 嶋 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 議 事 担 当 主 幹 | 谷 口 雅 広   |
| 議 事 課 主 査   | 議 事 課 主 査   | 伊 豆 雅 二   |
|             |             | 関 谷 幸 陽   |
|             |             | 前 田 陽 一   |

---

◎ 開 会

○外山三博議長 これより平成24年 2月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○外山三博議長 会議録署名議員に、内村仁子議員、徳重忠夫議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○外山三博議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る2月17日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成24年 2月定例県議会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計81件、その内訳は、当初予算20件、補正予算11件、条例36件、予算・条例以外14件であります。このほか2件の報告があります。また、さらに人事案件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から3月22日までの28日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、3月1日から2日間の日程で代表質問、3月5日から3日間の日程で一般質問を行います。代表質問については、質問人数

を5名とし、質問の順序及び時間は、自由民主党120分以内、新みやぎ55分以内、社会民主党45分以内、公明党45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を合計12名以内とし、質問順序は、29日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は、1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。まず、3月8日、9日の2日間で各常任委員会を開催していただき、付託された議案のうち補正予算及び補正関連議案を審査の上、3月12日の本会議で、各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。

その後、3月13日から16日までの4日間で、同じく委員会において、当初予算及び当初関連議案を審査の上、最終日の本会議で議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

また、同じく最終日には、今年度設置しております3特別委員会の調査結果報告を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山三博議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○外山三博議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月22日までの28日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

◎ 議案第1号から第81号まで上程

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第81号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明等

○外山三博議長 ここで、知事に、今後の県政運営についての所信及び議案の提案理由説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成24年2月定例県議会の開会に当たりまして、今後の県政運営に関する所信の一端を申し上げますとともに、ただいま提案いたしました平成24年度の予算案並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

先月の21日で、知事就任1年が経過いたしました。この1年を振り返りますと、口蹄疫からの復興に取り組むさなか、知事就任日に発生した高病原性鳥インフルエンザ、そしてその数日後の新燃岳の噴火と、相次いで大災害が発生いたしました。さらに全国的にも未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生や、各地の集中豪雨、豪雪など、本県も我が国も災害に見舞われ続けた1年でありました。

また一方で、ギリシャの財政問題に端を發し

た世界的な金融危機や急激な円高の進行、農業などさまざまな分野への影響が懸念されるTPP問題など、国家の根幹にかかわる数々の問題に直面した1年でもありました。

地方を取り巻く情勢を見ましても、少子高齢・人口減少の本格化や厳しい財政状況などにより、地方の置かれた環境が大きく変化する中、本県では、口蹄疫等からの再生・復興を初めとする経済・雇用対策、中山間地域対策、子育て・医療対策など、重要課題がまさに山積しているところであります。

このような状況において、あすの宮崎の礎を確固たるものにするため、昨年、新たな総合計画を初めとする各種計画を策定し、新しい宮崎づくりをスタートさせました。本年はこれらの計画を軌道に乗せ、より力強い取り組みとするための第2ステージとなる大変重要な年であると考えております。

平成24年度は、地域経済の活性化に向けた「産業・雇用づくり」、地域の連携や交流の促進による「安全・安心な暮らしづくり」、そして、地域のきずなを強化し、地域活力の向上を図るための「地域を支える人財づくり」の3つを施策の柱に掲げ、重点的に施策展開を図ることとしております。特に、疲弊している本県経済の活性化を図る観点から、農林水産物や県産品、地域資源等も含めた広い意味での地産地消や100万泊県民運動、あるいはアジア市場を見据えた経済交流の促進に取り組むこととしております。

私のことしのテーマは「岩戸開き」であります。県民の皆様はもちろん、県議会の皆様や国、市町村、関係団体の皆様との対話と協働のもと、県民総力戦を展開し、本県の再生・復興に手ごたえが感じられる「光」を取り戻す年に

したいと考えております。県議会の皆様を初め、県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、記紀編さん1300年記念事業の展開について御報告いたします。

本県は、古事記や日本書紀に描かれた日向神話の舞台であり、多くの伝説や伝統文化、史跡等が残されております。平成24年は古事記編さん1300年に、そして平成32年は日本書紀編さん1300年に当たります。

また、平成25年から26年にかけて、置県130年や東九州自動車道宮崎一延岡間の開通など、本県にとりまして重要な節目となる年を相次いで迎えることとなります。

大きな歴史の節目に当たり、日向神話や伝説、史跡、神楽など本県の宝を再認識するとともに、県民の力を結集し、その磨き上げや情報発信を行うことにより、口蹄疫や東日本大震災などによる停滞からの再生・復興に向け、地域の活性化や将来の県づくりに結びつけていきたいと考えております。

このような考えのもと、ことしから日本書紀編さん1300年の平成32年までの9年をとらえ、「神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」をコンセプトに、県を挙げて記紀編さん1300年記念事業を展開することといたしました。この取り組みを成功させるためには、県のみならず、市町村や民間の皆様の知恵と力を結集し、総合的・一体的に推進していく必要があります。このため、官民一体による推進組織として、79の団体の参加のもと、2月21日に記紀編さん1300年記念事業推進協議会を設立いたしました。

既に今年度におきましても、「古事記編さん1300年」をテーマに、明治大学との連携講座

や東京でのシンポジウム、ワンコインバスツアーなど、さまざまな事業を行ってきております。平成24年の取り組みにつきましても、今議会に提案しております県の各種事業に加え、市町村・民間団体の皆様の取り組みを積極的に推進し、島根県や奈良県を初め関係する県とも連携を図りながら、さらに厚みを持たせる形で展開していきたいと考えております。

なお、記紀編さん1300年記念事業の集大成としまして、日本書紀編さん1300年に当たる平成32年に、「文化の国体」とも言われます国民文化祭を本県へ誘致すべく、市町村を初め関係団体と協議しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、フェニックスリゾート社についてであります。

昨日、セガサミーホールディングス株式会社がフェニックスリゾート社の全株式を取得し、子会社化するとの報を受けたところであります。セガサミーホールディングス株式会社は、日本を代表するエンターテインメント企業であると伺っております。

同社に対しましては、これまでどおりの施設の運営及び雇用の継続を図ることに加え、新たなノウハウやアイデアで、シーガイアを本県の核となるリゾート施設として、さらに発展させていかれることを期待し、また、お願いもしてまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提案いたしました平成24年度当初予算案につきまして御説明申し上げます。

平成24年度当初予算案編成に当たりましては、財政改革の着実な実行、平成24年度重点施策の推進、役割分担等を踏まえた施策の構築・県民総力戦による実行を基本方針といたしまし

た。まず、特徴的な2点について御説明申し上げます。

第1点目は、予算編成方針において設置を検討することとしておりました特別枠についてであります。

本県財政は、極めて厳しい状況にあります。口蹄疫の影響等により停滞している地域経済の活性化を図るとともに、東日本大震災等を踏まえた県民生活の安全を確保する取り組みを推進するため、別枠の重点措置として、総額50億円規模の「地域経済活性化・防災対策特別枠」を設置することといたしました。その内訳としまして、公共事業の追加措置として約38億円、その他として約12億円を措置することとしております。

公共事業の追加措置につきましては、特に全県的にきめ細かな事業を展開することのできる県単事業を約18億円上乗せすることとしております。この結果、県単公共事業は対前年度比2.3%増と、平成23年度6月補正肉付け予算で24.1%の大幅な増となった事業量をさらに伸ばすことによりまして、県内各地域において経済波及効果を喚起してまいりたいと考えているところであります。

また、その他、防災対策としまして、防災映像伝送システム強化対策、県立学校緊急耐震対策事業及び木造住宅耐震化リフォーム支援事業の3事業を重点措置することといたしました。

特に木造住宅耐震化リフォーム支援事業につきましては、県議会からも要望のありました住宅リフォーム事業につきましては、耐震診断への助成に加え、耐震基準を満たしていない木造住宅のリフォームを優先的に支援することとしておりまして、県民生活の安全を確保するとともに、すそ野の広い経済波及効果が期待できるも

のと考えているところであります。

そのほか、再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、地域経済の活性化を図る観点から、住宅用太陽光発電システムの導入補助事業を、平成24年度も引き続き実施することとしたところであります。

第2点目は、公債管理特別会計の新設であります。

公債費に係る経理を明確にし、公債費負担の平準化等を図るため、「公債管理特別会計」を設置することとしております。

これまで、一般会計の中で他の歳入歳出と混在していた県債や公債費を単独の会計で一体的に管理することによりまして、その経理がより明確となり、また償還年限の長短により年度ごとに不均一であった公債費負担の平準化を図ることとなるものであります。

このように、平成24年度当初予算案は、2年目となる「第三期財政改革推進計画」を着実に推進しながら、厳しさの続く本県の社会経済情勢を踏まえ、地域経済循環システムの構築や将来の産業展開に向けた取り組みを進めるとともに、緊急的な措置が必要な防災対策の推進や医療の確保、子育て支援など、すべての県民が安心した暮らしを営むことができる環境整備を図る「みやぎの元気・安心創出予算」として編成したところであります。

このような方針に基づき編成いたしました結果、一般会計5,728億3,000万円、特別会計1,254億9,667万5,000円、公営企業会計418億1,186万円となり、一般会計につきましては、公債管理特別会計を分離設置したことにより、前年度の肉付け後の予算額と比較して1.3%の減となったところでありますが、実質的な予算規模を比較するため、一般会計と公債管理特別会計を純計



いたしますと、5,902億7,230万円となり、前年度比で97億円余、1.7%の増となっております。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

平成24年度当初予算におきましては、地域経済循環システムの構築や地域産業の振興、雇用の確保などを図る「産業・雇用づくり」、東日本大震災等を踏まえた防災力の向上や医療の確保などを図る「安全・安心なくらしづくり」、地域における教育力の向上や子育て・子育て環境の整備などを図る「地域を支える人財づくり」の3つを重点施策と位置づけ、予算編成を行ったところであります。

まず、1点目は「産業・雇用づくり」についてでございます。

平成24年度は、幾つかの県民運動を展開していくこととしておりますが、その一つとして、「知る、使う、広げる」を基本理念に、農林水産物を初めとする県産品の購入など、広い意味での地産地消を進める「みやぎ元気!“地産地消”県民運動」を推進し、本県経済の活性化を図ることとしております。

また、100万泊県民運動の一環としまして、本県観光の魅力アップを図るため、コンクールの実施などによる県内旅行商品の開発促進や、スマートフォン利用者向けの観光情報の配信サービスの提供などの情報発信等を行うこととしております。

古事記編さん1300年関係事業につきましては、推進協議会において、県、市町村、民間団体等それぞれが実施する記念事業の取りまとめを行い、統一的なコンセプトとイメージ戦略に基づき、核となるイベントやテレビなどを活用した積極的な情報発信を展開してまいります。また、県民向けシンポジウムや首都圏などでの

PR活動、日向神話ゆかりの地をめぐる「日向神話旅」のルート開拓等に取り組み、また、「西都原古墳群発掘調査100年」とあわせ記念イベントを実施するなど、関係事業として総合的に展開してまいりたいと考えております。総額で3億3,000万円程度を措置し、宮崎の宝である古事記ゆかりの神話や伝説、史跡、神楽などを広く発信していくこととしております。

農業の6次産業化につきましては、本県農業の新たな成長産業化を促進するものと位置づけておりますが、特に農業法人を本県農業の重要な担い手として位置づけ、法人経営化のサポートや6次産業化に向けた支援体制の構築などを推進することとしております。

2点目は「安全・安心なくらしづくり」についてであります。

現在、災害時に災害対策本部が置かれる県庁1号館につきましては、防災拠点施設としての耐震性能が不足しているため、通常の1.5倍の十分な耐震性能を有し、災害対策等を円滑に実施できる防災拠点施設の整備について調査等を行うこととしております。

また、災害時の情報収集・伝達体制の整備と災害拠点病院の機能強化を図るため、災害医療情報システムの充実や、災害拠点病院が行う津波被害を想定した自家発電装置の移設を支援することとしております。

県民の皆様生命、財産を守る事業としまして、昭和56年以前に建設された木造住宅を対象に、耐震診断と診断結果に基づく耐震化リフォームに対し積極的に支援を行うとともに、県立学校の耐震対策につきましては、東日本大震災における被災状況等を踏まえ、当初の予定を2年早め、平成25年度末までの2カ年ですべての県立学校の耐震補強工事を完了することといたし

ました。これらの耐震化リフォーム支援及び県立学校の緊急耐震対策につきましては、先ほど御説明いたしました「地域経済活性化・防災対策特別枠」により措置した事業であります。

3点目は「地域を支える人財づくり」についてであります。

児童生徒の学力向上を目指すため、「みやざきWeb学びのシステム」を構築し、システムによる問題の配信を行うほか、中核教員の育成やワークショップの開催を行い、教員の授業力の向上を図ることとしております。

また、ニートやひきこもり、不登校など、社会生活を営む上で困難を抱える子供・若者への支援を行うため、新たに、国や県の関係機関で構成する協議会を組織するとともに、子供・若者に関する総合的な相談窓口として「子ども・若者総合相談センター」を設置することとしております。

次に、これまで御説明いたしました重点施策以外で、昨年6月に取りまとめました「アクションプラン」に係る主な重点推進事業につきまして御説明いたします。

まず、口蹄疫からの復興に関しまして、生産性と家畜衛生の両立した畜産経営を推進するため、家畜の適正な飼養管理に関するガイドラインや新たな飼養衛生管理基準に沿った全国のモデルとなる畜舎の整備に対し、支援を行うこととしております。

次に、東日本大震災の被災地に対する息の長い支援策の一つとして、県内のボランティア団体やNPO法人等が行う被災地のニーズに即した地域コミュニティづくりや、心のケア等の復興活動を支援することとしております。

次に、本県の芸術と文化の振興を図るため、新たに20億円の基金を造成いたしまして、県立

芸術劇場における事業や各種の文化事業を実施していくほか、新たな取り組みとして、市町村等が実施する地域における芸術文化の環境づくりを支援していくこととしております。

次に、本県のスポーツの一層の推進と競技力向上を図るため、新たに5億円の基金を造成いたしまして、県民に身近なスポーツから競技スポーツまで幅広く支援を行うこととしております。この基金により平成24年度に実施する事業のうち、「夢・実現 甲子園優勝プロジェクト事業」では、県民の夢である甲子園優勝を目指し、秋の県大会でベスト4となった高校を指定して選手の育成・強化を行うなど、関係者の取り組みを後押ししてまいります。

最後に、日向警察署につきましては、平成21年度から建てかえ事業を進めてまいりましたが、平成24年度中には、各種相談室や射撃訓練場など、地域の治安維持の拠点としてふさわしい機能を持つ庁舎として完成する予定であります。

一般会計の歳入財源といたしましては、県税809億6,000万円、地方交付税1,837億3,700万円、国庫支出金786億5,089万6,000円、県債788億8,610万円、その他1,505億9,600万4,000円を充当することといたしております。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第21号「宮崎県部設置条例の一部を改正する条例」は、新たな県総合計画「未来みやざき創造プラン」に基づく政策を推進するための組織体制を見直すに当たり、「県民政策部」を「総合政策部」に名称変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第27号「宮崎県公債管理特別会計条例」は、公債費に係る経理の明確化や公債費負担の

平準化等を図るため、県債の元利償還金等の管理を行う特別会計を設置する条例を制定するものであります。

議案第28号「宮崎県育英資金特別会計条例」は、宮崎県育英資金貸与条例に基づく育英資金の貸与の円滑な運営とその経理の適正を図るための特別会計を設置する条例を制定するものであります。

議案第29号「みやざき芸術文化振興基金条例」は、本県の文化の振興を図るとともに、県立芸術劇場における事業を推進することを目的とした基金を設置する条例を制定するものであります。

議案第32号「宮崎県スポーツ推進基金条例」は、本県におけるスポーツの一層の推進と競技力の向上を図ることを目的とした基金を設置する条例を制定するものであります。

その他の議案につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊にて同時に提案いたしております平成23年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、国の平成23年度補正予算第3号及び第4号の成立及び国庫補助の決定に伴うもの、並びにその他必要とする経費等について措置するものであります。

補正額は、一般会計マイナス72億3,473万6,000円、特別会計マイナス5億965万6,000円であります。この結果、平成23年度の一般会計歳入歳出予算規模は5,891億6,253万2,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、既存基金への積み立てにつきましては、国の補正予算に伴う交付金等を受け、「森

林整備加速化・林業再生基金」や「安心こども基金」など、既存の10の基金に積み立てを行うこととしております。

次に、木育普及促進事業につきましては、県産材の利用を促進するため、幼稚園や保育所、福祉施設等の木造公共建築物の整備を支援することとしております。

次に、産地再生関連施設緊急整備事業につきましては、農業団体等が行う共同利用施設等の整備を支援し、県産農産物の競争力強化と農家経営の安定を図ることとしております。

最後に、畜産団地整備育成事業であります。が、大規模な肉用牛・養豚施設等を整備することによりまして、繁殖から肥育に至る地域一貫生産体制の確立を推進し、安定的な肉用牛・養豚経営体を育成することとしております。

以上、補正予算案の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、県税28億9,000万円、地方交付税45億9,115万9,000円、国庫支出金16億8,547万6,000円、寄附金14億213万4,000円、繰入金マイナス91億3,405万3,000円、県債マイナス82億1,361万8,000円、その他マイナス4億5,583万4,000円であります。

次に、平成23年度予算の翌年度への繰り越しについてであります。

公共事業等について、国庫補助決定が年度後半になったこと及び用地買収に日時を要したことなどの事情から、歳入歳出予算を翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

議案第67号「宮崎県税条例及び平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等につい

での個人の事業税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」は、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の制定により個人県民税均等割の標準税率が加算されたこと、及び条例で指定した公益法人等に対してなされた寄附金に係る個人県民税の税額控除制度を導入すること等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第76号から第79号までは、国道327号トンネル工事の工事請負契約の締結等について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

その他の議案につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす25日から29日までは、議案調査等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、3月1日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時31分散会

3月1日（木）

# 平成 24 年 3 月 1 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- |      |           |                             |
|------|-----------|-----------------------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一   | (郷 中 の 会)                   |
| 2 番  | 岩 下 斌 彦   | (自 民 党 つ く し の 会)           |
| 3 番  | 重 松 幸 次 郎 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団)           |
| 4 番  | 渡 辺 創     | (新 み や ざ き)                 |
| 5 番  | 西 村 賢     | ( 同 )                       |
| 6 番  | 黒 木 正 一   | (自 由 民 主 党)                 |
| 7 番  | 松 村 悟 郎   | ( 同 )                       |
| 8 番  | 内 村 仁 子   | ( 同 )                       |
| 9 番  | 後 藤 哲 朗   | ( 同 )                       |
| 10 番 | 右 松 隆 央   | ( 同 )                       |
| 11 番 | 二 見 康 之   | ( 同 )                       |
| 12 番 | 清 山 知 憲   | ( 同 )                       |
| 13 番 | 外 山 三 博   | ( 同 )                       |
| 14 番 | 凶 師 博 規   | (日 日 新)                     |
| 15 番 | 河 野 哲 也   | (公 明 党 宮 崎 県 議 団)           |
| 16 番 | 高 橋 透     | (社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)       |
| 17 番 | 太 田 清 海   | ( 同 )                       |
| 18 番 | 田 口 雄 二   | (新 み や ざ き)                 |
| 19 番 | 星 原 透     | (自 由 民 主 党)                 |
| 20 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )                       |
| 21 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )                       |
| 22 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )                       |
| 23 番 | 押 川 修 一 郎 | ( 同 )                       |
| 24 番 | 外 山 衛     | ( 同 )                       |
| 25 番 | 宮 原 義 久   | ( 同 )                       |
| 26 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )                       |
| 27 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安   | (公 明 党 宮 崎 県 議 団)           |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二   | (社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)       |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新 み や ざ き)                 |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫   | ( 同 )                       |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃   | (自 由 民 主 党)                 |
| 33 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )                       |
| 34 番 | 中 野 一 則   | ( 同 )                       |
| 35 番 | 中 野 廣 明   | ( 同 )                       |
| 36 番 | 福 田 作 弥   | ( 同 )                       |
| 37 番 | 坂 口 博 美   | ( 同 )                       |
| 38 番 | 中 村 幸 一   | ( 同 )                       |
| 39 番 | 十 屋 幸 平   | ( 同 )                       |

地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 知 事               | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事             | 牧 元 幸 司   |
| 県 民 政 策 部 長       | 渡 邊 亮 一   |
| 総 務 部 長           | 稲 用 博 美   |
| 福 祉 保 健 部 長       | 土 持 正 弘   |
| 環 境 森 林 部 長       | 加 藤 裕 彦   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 米 原 隆 夫   |
| 農 政 水 産 部 長       | 岡 村 巖     |
| 県 土 整 備 部 長       | 児 玉 宏 紀   |
| 会 計 管 理 者         | 豊 島 美 敏   |
| 企 業 局 長           | 濱 砂 公 一   |
| 病 院 局 長           | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長           | 日 隈 俊 郎   |
| 教 育 委 員 長         | 近 藤 好 子   |
| 教 育 長             | 近 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長         | 鶴 見 雅 男   |
| 代 表 監 査 委 員       | 宮 本 尊     |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 四 本 孝     |

事務局職員出席者

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘   |
| 事 務 局 次 長   | 成 合 修     |
| 総 務 課 長     | 山 之 内 稔   |
| 議 事 課 長     | 武 田 宗 仁   |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広   |
| 議 事 課 主 査   | 関 谷 幸 二   |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一   |

◎ 代表質問

○外山三博議員 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、自由民主党、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。自民党の中野です。

早くも弥生3月になりました。あと10日しますと、東日本大震災から、ちょうど1年になります。なかなか復興が進んでいないようですが、じくじたる思いがいたしております。そういう中での代表質問であります。大変項目が多うございますので、はしょって要点をまとめた質問をしていきたいと思っておりますので、答弁のほうもよろしく願いいたします。

まず、1月3日の地元宮日新聞に知事の評価が載っております。いわゆる支持率であります。85.6%という大変高い数字でありました。一県民として悪い気持ちはいたしませんでした。うれしい、その一言を感じたということでございます。中身を見ますと、支持する上位3点は、「しがらみがない」18.5%、「人柄がよい」17.5%、「官僚出身で行政経験豊富」16.4%でありました。知事はこの評価をどんな思いで見られたのか、そういうことをまずはお聞きして、後は質問者席から質問させていただきませぬ。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようござ

います。お答えいたします。

支持率調査についてでございます。この結果を見まして、まずは高い数字に驚いたところでございますが、大変ありがたく受けとめたところでございます。いろんな項目がございますけれども、全体といたしましては、仕事に取り組む姿勢なり取り組み方というところについては、一定の評価をいただいたのではないかと、いうふうに思っておりますが、いろんな実績を残していくこと、リーダーとしての思いをしっかりと伝えること、そのような課題というものをお示しいただいたのではないかと、いうふうに受けとめておるところでございます。これからもさまざまな形で県民の皆様の声に耳を傾け、自分なりの役割を果たしてまいりたい、そのように考えたところでございます。以上であります。〔降壇〕

○中野一則議員 逆に、不支持9.6%でありました。これは全体からするとわずかでありましたが、その理由の上位を見ますと、「リーダーシップがない」24.9%、「行政手腕が低い」23.2%、「官僚出身だから」18.3%でありました。また、支持するうちでワーストのほう、支持するうちで一番低いものの1位が「行政手腕が高い」、2位が「リーダーシップがある」6.9%でありました。リーダーシップあるいは行政手腕については大変低い数字だ、というふうに理解できるわけでありませぬ。どのような立場であっても、最高の指導者には指導力、リーダーシップが必要だと思っておりますが、そのあたりをこの評価から見て知事はどのようにお思いになるかをお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今も答弁申し上げたところでございますが、いろんな項目を拝見するに当たりまして、自分として、これから知事と

してしっかりと実績を残していかななくてはならない、そのことが求められているということを受けとめるとともに、知事として、リーダーとして求められるもの、しっかりと県の思い、自分の思いというものを県民の皆様にお伝えし、これからの宮崎、将来のことを考えて方向をしっかりと示して、先頭に立って引っ張っていく、そのような姿勢で取り組んでいくことが大事だというふうなことを受けとめたところでございます。

○中野一則議員 県最高の指導者、リーダーですから、要所要所で決断とリーダーシップを発揮されるよう要望しておきたいと思えます。

続きまして、県内の総生産と所得向上について質問したいと思います。

まず、現状でありますけれども、平成20年度の実績、県内総生産が3兆9,173億円、これは全国で38位、1人当たりの県民所得は213万円で、全国で45位であります。今まで最下位が沖縄県でありました。きのう、実は発表もありまして、21年度は沖縄が1位上がって高知が最下位になったようではありますが、宮崎県、高知県、そして沖縄県はずっと最下位が続いておるわけですが、どうも宮崎県も1人当たりの所得でいきますと、高知県ないし沖縄県から追いつかれるのではなかろうかという気がしてなりません。平成11年に宮崎県を100にした場合に、沖縄県が90.8でありました。それから、20年のデータで95.7、そして昨日発表されたデータでは98.9%ということであります。1世帯当たりの県民所得という統計のあり方、仕方ありませんけれども、私が仮にそういうものをつくってみました。平成21年度の宮崎県を100にした場合に沖縄県の数値は幾らかということですが、実は107.2でした。7.2ポイント、沖縄県の

ほうが世帯当たりの県民所得は高いということでもあります。1人当たりの県民所得もどンドン追いついてきている。そして、世帯当たりでは、家族数が多いということもありますが、沖縄県のほうが既にかなり高いということでもありますから、やはりこういうことを見たときに、宮崎県もうかうかできないと。総合長期計画を見ますと、目標としての数字がないんです。将来の推計とか予測のみであります。また、施策の目標には、文言では「宮崎らしい豊かさを実感できるくらしの実現を目指す」とありますが、私は、ここでやはり1人当たりの所得が全国の最下位にならないように数値目標を改めて置くべきだ、このように思いますが、知事はどのようにお考えでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘の点、一つの御提言として今、受けとめたところでございます。県民所得、いかにも県民一人一人の懐ぐあいというイメージがあるわけですが、雇用者としての賃金等の報酬に加えて企業所得等もあるわけですが、全国順位を見ますと、やはり製造業の占める割合が大きい県が上位に来ているという状況がございます。そんなところを踏まえて、この順位というものが県民生活の状況を把握する上で一つの重要な指標——1人当たりの県民所得は大変重要な指標であるというふうに考えておりますが、リーマンショック以降のさまざまな世界的な景気変動等の影響を受けます。そういうような外的要因による上下動等もございますので、この指標をもって目標数値とするということは今考えていないところでございます。ただ一方で、安定した県民生活を確保していくためには、しっかりとした産業基盤を構築し、雇用の確保を図りながら県民所得の向上につなげていくことが非常



に重要なものがございますから、指標としては、例えば企業立地でありますとか、製造品出荷額、農業産出額だとか、そういう形での視点で今取り組んでおるところでございます。これからも、経済の活性化、経済対策に、しっかりと力を入れてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 私は、県民1人当たりの所得という指標は大変重要な指標、こう思いますから、ぜひ最下位にならないように経済施策を講じていただきたいと思います。

先ほどもちょっと知事が言われましたが、知事の政策提案の中の企業立地100件、5,000人の雇用、製造品出荷額等の1兆4,500億円を目指すということでもありますけれども、初年度の実績がいかがなものであったのか、また達成される見通しがあるのかということ、知事にお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 企業立地の促進であります。地域経済の振興、雇用の確保に直結をするということございまして、産業政策の中の一つの柱ということで取り組んでございます。企業立地100件を目標の一つに掲げてございます。平成23年1月の就任以降、立地企業として認定した件数が今、30件というふうになっておるところでございます。景気低迷が長引いております。また、円高、さまざまな外的要因、厳しい状況もございます。大震災の影響などもございますが、しっかりとこの目標の達成を目指して、私みずからも企業訪問を幾つかしております。積極的な立地活動を展開してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 県外新規30件という企業立地もありますから、そのことを含めて達成されるように、よろしく願いしておきたいと思いません。

それから、知事の公約の中に県中小企業振興条例——これは仮称であります——を制定するとありましたが、これはいつごろの見通しなのかを知事にお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 中小企業振興条例でございます。本県の産業構造は中小企業が9割以上占めておるという中で、大変重要な課題であるというふうにとらえておきまして、今現在、他県の条例の内容等も十分参考にしながら、商工団体との意見交換などを行いまして、制定に向けて鋭意検討を進めておるところでございます。具体的にいつまでというところまでが立っているわけではございませんが、大変重要な取り組みという認識のもとに、なるべく早く制定に向けての取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 中小企業振興のためですから、早目に制定をよろしく願いたいと思いません。

次に、平成24年度の政策と予算についてお尋ねしたいと思います。

我々自民党県議団も毎年、知事に提言をいたしておりますが、昨年も16項目にわたりました。おおむね政策なり予算もつきましたが、その中で2点ほどについてお尋ねしていきたいと思いません。

まず、難病対策についてであります。国に対して、総合的な難病対策について、制度の根本的な見直しを行った上で、事業の法制化などを求めるとともに、本来国が責任を持って行うべき難病治療について、県が行っている補助金の超過負担分を早急に解消するよう、強く要望する」という内容でありましたが、福祉保健部長、県の対応はいかがだったのでしょうか。

○福祉保健部長(土持正弘君) 難病対策事業

についてでございますが、本県などが提案いたしましたして、難病の医療費助成等を行う特定疾患治療研究事業の法制化、超過負担の解消につきまして、昨年、全国衛生部長会として厚生労働省に要望を行ったところでございます。また、超過負担の解消につきましては、国が補助すべき額の5割程度しか交付されていないということがございますので、別途、本年1月、厚生労働省を訪問いたしまして、要望を行ったところでございます。

○中野一則議員 難病で先日、えびのの小学生が亡くなりました。この対策は、県を挙げて国に、大いにこれからも力強く要望していただきたいと思っております。

次に、水産業の振興についてであります。漁業経営が大変厳しいということは、久しく続いているわけであります。その後もいろんな要因が重なっておりますが、昨年は漁業所得補償制度ができました。しかし、漁業者の加入率が大変低いということもあります。そういう中で、県においても当該制度の活用推進を図るよう努めていただきたいたいということと、直接的な所得向上についても施策を実施するようという提案をしたところでありますが、農政水産部長、その政策をお聞かせください。

○農政水産部長(岡村 巖君) 水産業の振興につきましては、燃油価格の高どまりや魚価の低迷、資源の悪化などの厳しい経営環境に対応するための取り組みを進めているところでございます。平成24年度におきましては、御提言も踏まえ、新たに、燃油価格等の高騰に備えた国の漁業経営セーフティーネット構築事業への加入促進を目的とする漁業者負担の軽減措置の実施や、水産試験場の長年の研究の成果であるチョウザメ種苗量産化技術を生かしました日本

一のキャビア産地づくりに取り組むこととしております。今後とも、関係団体と一丸となって水産業の振興に努めてまいります。以上であります。

○中野一則議員 次は、県の組織と人事についてお尋ねしていきたいと思っております。

組織改正案の基本的な考えの中に、県総合計画の推進、危機管理体制の充実強化を含めた各部局と総合的に全体的にかかわる部署として、県民政策部を総合政策部に改めるという案が出てきております。これは的確なことだというふうに、私も高く評価するところでございます。しかし、まだまだ重複した行政があると思えますから、それらの解消なり、組織の簡素化・効率化、少数精鋭の実現、時代を先取りした組織、そういうことを図っていかねばならないというふうに考えます。例えば、農林水産部門の一本化、公共事業部門の一本化、環境厚生労働部門の一本化、産業経済の一本化、こういうことを大々的に抜本的に組織改正すべきじゃなかったのかという気がいたします。知事、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 今御指摘いただきましたように、今回の組織改正というのは、県の総合計画の推進でありますとか危機管理体制の充実強化、このポイントに沿った見直しを行ったところでございます。今御指摘のありましたような農林水産部門の統合化なり、産業部門、またいろんなところの統合というところも、いろんなアイデアとして、また案として議論も進めておるところでございます。一つの御意見として承りながら、今後、いかに簡素効率で効果的な執行体制が組めるかという観点から、組織のあり方については常に見直しの議論を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 今申し上げたことを任期中に抜本的に改革されるつもりはないかを、確認させていただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 県庁組織体制の執行状況等を踏まえながら、今の御意見等も踏まえて——また各県の状況もございます。産業政策ということでさまざまな部門を統合しながらも、なかなかうまくいかず、またもとに戻したというような例もございます。他県のそういった状況もよく踏まえながら、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、総務部長にお尋ねしますが、人事についてであります。本年度中に特別職の任期満了はどこ部署なのか、それから課長以上の幹部職員の退職者数は何人なのかをお尋ねいたします。

○総務部長(稲用博美君) まず、特別職の任期満了ですが、2名の方が任期満了を迎えます。1名は病院局長、もう1名は教育委員<sup>※</sup>でございます。それから、本年度末に知事部局において退職いたします課長級以上の職員につきましては、部長級が10名、次長級が17名、課長級が38名の合計65名であります。

○中野一則議員 これは私は何回か質問しているわけですが、部長級以上の人事異動、ぜひ専門職、技術職を優先して登用していただけるように、こういうことをございます。現場職の皆さん方に夢を持たせたりする上からも登用を図っていただきたいと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 技術職、事務職に限らず、現場での頑張りというものは大変重要でございまして、士気の高揚は重要な課題だというふうに考えております。今御指摘のところ、すぐに専門職、技術職の登用ということをござ

いますが、これも一つの御提言として承りながら、専門的な知識、経験、それに加え、判断力、統率力、リーダーシップ、そういったようなものを求められるところをございますので、適材適所の人事異動にこれからも努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次は、議会の同意を要する人事案件についてであります。我々自民党県議団は、3年前は口頭でしたが、去年は文書をもって知事に申し入れをさせていただきました。その中身は、3期を超え70歳以上の者、あるいは兼職が多岐にわたる者を選任予定者にしない、地域性に配慮した人選をする、こういうことの申し入れでございまして。知事はこのことを念頭に置いて人選されるお考えがあるのかないかを確認させていただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 行政委員会等の委員につきましては、それぞれの専門的な知識、経験など、法令に定められた要件、また行政委員会の運営の継続性確保の観点から、これまで人選を行ってきているところをございます。今御指摘のありました申し入れについては十分承知をしておるところでございまして、今後とも、任期数、年齢、地域バランスというようなこともしっかりと勘案をしながら、検討してまいりたいと考えております。

○総務部長(稲用博美君) 済みません、私、特別職の任期満了で教育委員と申しましたが、特別職としましては教育長でございます。申しわけございませぬ。

○中野一則議員 次に、東日本大震災からの復興について2～3お尋ねしたいと思います。

まず、「みやざき感謝プロジェクト」という統一ネーミングで、発生以来、宮崎県も一生懸命取り組んでいただきました。平成23年度の支

援状況を見ますと、県職員、教職員、警察職員、合わせて延べ派遣職員数が969人、延べ派遣日数が1万3,495人日ということでございます。民間からの支援もかなりあったと思うんですが、民間を合わせたときの人的支援はどうなるのかを総務部長にお尋ねいたします。

**○総務部長（稲用博美君）** 東日本大震災に係る県や警察、教職員の派遣者数につきましては、今、議員の御質問のとおりでございます。そのほかに、市町村職員が延べ310人で3,752人日、2月10日現在でございますが、そういう数字でございます。なお、民間の方につきましては、震災発生直後の企業、団体等からの派遣者数が延べ80名程度、県が募集いたしました「みやぎ県民復興協力隊」の派遣ボランティア数が100名という分については把握しているものでございますが、全体については確認ができていない状況でございます。多くの民間の方々が独自に、かつさまざまな形で現地に赴かれ、活動されているものというふうに考えております。

**○中野一則議員** 次に、支援経費、総額今までのくらい使ったかを総務部長にお尋ねします。

**○総務部長（稲用博美君）** 支援に係る経費につきましては、県民の皆様からの寄附を財源の一部とする基金を設置しまして、各種の事業に活用させていただいております。今年度は6つの事業を実施しておりまして、予定されている事業費の合計が約3億600万円でございます。このうち1月末までの執行分が約2億2,700万円となっております。

**○中野一則議員** 次に、平成24年度の支援事業の内容、主なもので結構です。それと、予算は幾らだったかをお尋ねいたします。部長、お願いします。

**○総務部長（稲用博美君）** 平成24年度の当初予算におきましては、被災地・被災者の地域コミュニティづくりや心のケアなどの復興活動を県内の民間団体を通じて支援する「東日本大震災復興活動支援事業」や、本県の高校生が被災地の高校生と協力して、被災地での県産品の配布やボランティア活動、また本県内でのチャリティーバザーなどを行う「若人の絆！復興支援事業」など、主なものとして5つの事業を予定しておりまして、事業費は合計で約1億4,000万円となっております。

**○中野一則議員** 次に、震災瓦れきの受け入れ処理問題についてお尋ねしていきたいと思えます。私は、震災瓦れきを受け入れるべきだという考えを持っているわけでありまして。発生した瓦れきが、岩手、宮城、福島、3県で2,253万トン、この数量は県内の一般廃棄物ごみ総排出量の53年分に当たるということでありまして。この前、2月22日でしたが、政府の発表がありました。瓦れき処理、まだ5%どまりだと。平成26年3月までに終了する予定だけれども、なかなかこれは困難だということございました。瓦れきの処理なくして震災からの復旧・復興はない、このように思っております。我々自民党県議団も、さきに東京都の瓦れきの受け入れ処理の状況を視察しました。何ら支障、問題はないという報告を受けたところでもあります。また、受け入れについては、東京都、山形県、青森県が既に決めておりますし、大分県の知事あるいは沖縄県の知事も前向きに検討するということが報道されております。そういう中で、政府から県あるいは知事に対して瓦れきの受け入れについての要請がどういうものであったのか、解説も含めて環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 災害廃棄物広域処理についての国からの協力依頼の主なものといたしましては、まず、昨年4月に環境副大臣から、「東日本大震災により生じた廃棄物の受け入れ処理への御協力について」という文書による協力依頼がありました。その後、昨年11月、そして本年1月に環境省廃棄物対策課から、同じく文書により災害廃棄物の広域処理に関する協力依頼があったところです。また、昨年11月の全国知事会において、総理大臣及び環境大臣から、広域処理に協力をいただくよう直接呼びかけがございました。以上です。

○中野一則議員 文書、口頭等で合わせて4回ほど要請があったようではありますが、この受け入れ要請について検討されたものかどうか、そしてまたその結論を、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 県ではこれまで、国からの広域処理受け入れに関する調査等を通じまして、一般廃棄物処理施設を有する市町村等の意向の確認を行ってまいりました。また、国が示している基準に対して、市町村や県民の間にも不安が広がっている状況があることから、本県は全国知事会に対して、「国民が納得できる基準を設定するよう国に対して求めるべき」という意見を提出し、全国知事会は、本県や他県の意見を踏まえて国に申し入れを行ったところでもあります。この申し入れに対し国からは、国の基準の妥当性について、専門家の見解等を含めた回答がなされております。一方、昨年4月の環境省による調査で、県内5市から受け入れ余力があると回答があったことから、県はことし2月上旬に、この5つの市との意見交換を行いました。この中で、全国知事会に対する国の回答などの情報提供を行いました。

現時点で、住民の安全・安心の確保等の観点から、受け入れるとの判断を行っているところはございませんでした。

○中野一則議員 先日の新聞報道によりますと、瓦れき処理に関しての知事の新聞コメントが載っておりました。悩ましい問題という内容でありましたが、私は決して悩ましい問題ではない、こう思います。口蹄疫が発生、あるいは新燃岳が噴火いたしました。全国民に大変お世話になったし、やはり日本人、我々ほらからとして、これらを受け入れすべきは当然だと思うんです。知事もよく、きずなという言葉が使われております。先ほどは市町村の安全・安心からとか言われました。国も安全基準を示しておるわけですから、安全・安心にわたるところは県が責任を持っていろいろ取り組んで、市町村を説得し、納得させる。その上で受け入れを市町村にしてもらい、そういう指導力、リーダーシップを発揮すべきじゃないかと思うんです。知事、いかがですか。

○知事（河野俊嗣君） まず、問題を整理いたしますと、災害廃棄物の受け入れの問題でございますが、これは一般廃棄物でありますので、まずは処分施設を有する市町村の判断ということがございます。その上で、今御指摘がありましたのは、市町村が非常に慎重な姿勢にあるところに対して、県知事として、特に指導権限があるわけではございませんが、一步前に出て説得も含めて取り組みを進めるべきではないか、そのような御指摘というふうに受けとめてございます。被災地を思う心、それから被災地の復旧・復興に向けて全力で支援してまいりたい、そのような気持ちは私も同じでございますし、できる限りのことはしたいというふうに思っておりますが、この問題に関しましては、

県民の安全・安心というものにも目を向ける必要があるということを強く感じてございます。その際に、安全というものは、国が安全の基準、処理の基準を示しておるわけですが、残念ながら、震災以降のいろんな情報提供のトラブル等もありまして、それが安心に結びついていない。安全の基準というのは安心が乖離してしまっている。県民の間に——本県のみならず国民の間に不安が広まっているところであるというふうに考えてございます。いかにそのギャップを埋めることができるのか、国に對しまして全国知事会等を通じて説明を求めてきたところでございまして、その結果を市町村に提供し、また意見を聞いたところでございますが、まだ今の時点では前向きな回答が得られていないところでございます。大変悩ましい問題、苦渋の問題でございしますが、私としましては、市町村の意向も慎重に受けとめながら、しかし、これは国全体として処理をする必要もございします。現在、さまざまところで焼却試験なども行われておりまして、その安全性等の数値等も出てまいります。そういったところも示しながら、今後、しっかりと議論を進めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

**○中野一則議員** 議論を進めるばかりでは前に進みません。やはり宮崎県の長としての責任——一般廃棄物ですから、これは市町村が処理するわけですね。その市町村の長を、やはり責任持って知事が説得する、そこで安心というものが生まれてくるんじゃないかと思うんです。そういうところで前向きに検討する知事もちらほら出てきているわけですから、そういうところにおくれないように知事も取り組んでいただきたい。ぜひ前向きに、せめてこれを検討す

るというぐらいの発言はしていただきたい、こう思います。いかがですか。

**○知事(河野俊嗣君)** 現在受け入れている東京都におきましては、都の所有する処分場に受け入れているところでございます。今、県は自前のものを持っていないところでございまして、あくまで市町村で受けいただくかどうかというところが問題でございます。それに対して知事としてリーダーシップを発揮して、より強く説得すべきではないかという御指摘でございます。その思いなり御指摘というのはしっかり受けとめながらも、しかし今、不安があるという状況の中で、特に本県は口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳等で農業被害がありまして、そこからの回復で一步一步、今、農業者も含めて回復に努めている状況の中で、さらにそういう不安を増幅するようなところは、知事としてなかなか踏み出せない思いがいたしておるところでございます。ただ、それは現時点での判断でございまして、先ほど申しましたように、今後、国の示す基準なり説明、さらには各地での焼却試験の状況等も踏まえながら、しっかりと市町村と議論してまいりたいというふうに考えております。これまでも機会をとらえまして、市町村長さんには個別に、または市町村長さんの会合などで問題の投げかけをしておるところでございます。これからも引き続き、一緒になって考えてまいりたいというふうに考えております。

**○中野一則議員** 私も、うちの市長に聞きました。絶対反対をしております、市長は。反対しておりますよ。ですから、知事の一步後押しが、ちょっと押しがあれば受け入れを賛成してくれると思いますから、そのあたりを強く指導していただくように要請をしておきたいと思

います。

次に、防災拠点の県庁舎の新設についてであります。職員の中であり方検討会をつくって、10階以上の防災拠点県庁舎を建設するというものであります。これをつくる場所が県庁周辺ということでありましたが、県庁周辺、液状化が非常に心配される。また、マグニチュード9ということで、かなり高い津波も予想されるわけでありますから、県庁舎は残ったけれども、そこにアクセスするライフラインがないということになれば、何のためにつくったかということになりますから、この場所については大いに検討の余地があると思います。やはり、今の宮崎市西方の高台あたりがいいんじゃないかなど、こういう気がしますから、総務部長、いかがお考えかをお尋ねいたします。

**○総務部長（稲用博美君）** 防災拠点施設の建設場所についてであります。今お話のありましたように、庁内の関係課長等から成る検討委員会では、早急に防災拠点施設を整備する必要があることや、本庁各部署が緊密な連携を図れるということ等から、本庁域の敷地が望ましいとしたところであります。この本庁域の敷地につきましては、災害発生時の液状化、あるいは津波による浸水の可能性についての御指摘もいただいております。今後、防災や建築の専門家を含む検討委員会におきまして、地盤調査や地域防災計画の見直し等の結果を踏まえながら、専門的な見地から委員の御意見をいただいて、場所、規模等の基本方針を取りまとめたいというふうに考えております。

**○中野一則議員** 将来に禍根を残さないように慎重に検討を、また専門委員からの意見も聞いていただきたいと思っております。

次に、農業政策についてお尋ねしますが、農

業産出額と農家あるいは農業所得についてであります。まず、現状でありますけれども、農業産出額、過去10年、3,100億円から3,200億円がずっとキープされてきましたが、平成20年をピークに減少しております。22年度は、口蹄疫もありましたけれども、とうとう3,000億円を下回って2,960億円になりました。これは一過性のものかどうかというふうにも思いますが……。また、1戸当たりの農家所得でありますけれども、これも平成15年までは400万円以上で推移してきました。平成19年をピークに減少して、21年は217万円であります。これは実にひところの2分の1になっております。また、農業所得であります。平成17年で228万円、これがピークで、今は減少して平成21年が162万円、あるいは農外所得であります。平成15年が250万円以上、平成20年に激減いたしまして、平成20年が56万円、平成21年が54万円ということになります。公共事業が大きく減少した、これが大きな影響だというふうに思っておりますが、大変大きな課題であります。

こういう状況である中で、平成23年度にスタートした第七次農業・農村振興計画の中の数字、中間年次で農業産出額が3,194億円、計画年次、平成32年であります。3,225億円、また、そのときの一経営体当たりの農業所得は279万円、これが本当に達成できるのかということでございます。農政水産部長、いかがですか。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 第七次農業・農村振興長期計画におきましては、農家数の減少及び高齢化の一層の進行や耕作放棄地の増加等が懸念される中、意欲ある担い手に農地などの経営資源を集中し、さらにフル活用することにより、競争力を高めながら、人、技術など多様な経営資源を有する他産業との連携と参入を

促進し、新たな付加価値の創出を進めるなど、中間年次、計画年次における農業産出額等の目標達成に向け、さまざまな取り組みを推進することとしております。しかしながら、一向に好転の兆しが見えない燃油・飼料価格高騰や農畜産物の価格低下など、厳しい経営環境や、口蹄疫で被害を受けた畜産農家の経営再開状況などの現状を踏まえ、目標達成に向けてさらなる努力が必要であると認識しております。このため、食の安全・安心や健康に対する関心の高まり、さらには加工業務用野菜の需要拡大など、時代のニーズをしっかりととらえるとともに、国の新たな担い手対策や農地集積対策なども十分活用して、儲かる農業への着実な推進に努め、市町村、関係団体等の協力も得ながら、関係者一丸となって目標達成に当たってまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 今、言ったこの数字は、知事の政策提案の中の農業産出額3,300億円からすると、なぜか低いわけですね。今、何か自信のなさそうな説明をされましたが、知事は3,300億円を目指すということです。そして、「食の王国みやざき」の確立、実現したいというのが知事の提案であります。このことの可能性はいかがですか。部長、お願いします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 知事の4つの政策提案の中の「産業・雇用づくり」では、「食の王国みやざき」づくりの推進指標として農業産出額3,300億円が掲げられております。この政策提案の実現に向けまして、県の総合計画のアクションプランにおきまして、農業産出額の目標値を3,300億円として施策推進に取り組むこととしたところでございます。なお、このアクションプランの指標には、6次産業化を推進する観点から、農業生産活動の成果である農業

法人の加工販売による付加価値額を加算したものを目標値としております。県といたしましては、アクションプランと一体的に策定した第七次農業・農村振興長期計画の推進を図り、目標の達成に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 知事の目標はあと3年後ですから、厳しいと思いますけれども、頑張っしてほしいと思います。

次に、口蹄疫からの復興・再生でありますけれども、口蹄疫からの経営再開目標値、当初80%でありましたが、それを65~70%に下方修正されました。その理由と、再生の可能性はあるかということ、農政水産部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 口蹄疫で被害を受けた畜産農家の経営再開につきましては、昨年12月末段階で、戸数ベースで59%、頭数ベースで56%となっており、また畜産経営の中止を考えている農家が30%となるなど、厳しい状況でございます。このような中で、本県農業の基幹であります畜産を再生するためには、しっかりと農家に寄り添いながら経営再開を進めますとともに、県全体として一定の飼養規模を確保し、農家の方々が安心して経営ができる環境を整える必要がございます。そのためには、国際競争の激化や飼料価格の高騰等の課題を踏まえた今後の畜産の方向性を明らかにする必要がありまして、2月20日に、知事と市町村や関係団体の代表者が、畜産新生をテーマに、生産性の向上や販売力の強化などの観点から意見交換を行ったところであります。今後は、今議会にお願いしております「新生畜産のあり方調査・検討事業」や「宮崎の畜産新生モデル畜舎整備事業」なども活用しながら、関係機関と



連携し、本県畜産の生産基盤の維持拡大と、付加価値の高い持続可能な畜産の推進を図ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 口蹄疫の影響ばかりじゃなくて、宮崎県の畜産がどうも低下しているんじゃないかなという気がしてなりません。畜産の生産額ですけれども、平成21年が1,726億円、22年が1,595億円ということで、8%も下回っているわけです。宮崎県の農業生産額を引き上げるためには、畜産が非常に重要な位置を占めます。ですから、県下全体の畜産が低下しないように、回復するように、そのことをお願いしたいわけでありましたが、そのあたりのことを農政水産部長に再度お尋ねいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 先ほど申し上げました、今後の畜産新生に向けたさまざまな取り組みということ、生産性の向上とか販売力の強化等を含めて検討しているところでございまして、県全体として一定の飼養規模は確保していくということを肝に銘じて、今後とも一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ことしは全国和牛能力共進会が長崎県の佐世保市で開催されます。知事の政策提案の中で、2大会連続日本一を目指すとになっておりますが、その取り組み状況と、2年連続の日本一実現性について、知事にお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 5年前の鳥取大会での日本一というものが、本県宮崎牛の国内外へのPRに多大な貢献をしたということで、本県の肉用牛振興に大きく貢献したところでございまして、何としましてでも連覇を目指して取り組んでいく必要があるということで政策提案も掲げ、また今、関係団体と一緒にしながら、推進協

議会を設置いたしまして、私が会長となって、一丸となって取り組んでおるところでございませぬ。口蹄疫により多くの優秀な牛が失われるなどの厳しい状況はございますが、本県の長年培われた技術、飼養技術等も含めて、そこは変わらない部分がございます。何としましてでも、力を合わせてこの連覇へ向けて、これからも一步一步取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ、ことしも日本一になるように、最後の努力をお願いしておきたいと思っております。

次に、環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPについてお尋ねいたします。

我々は断固反対の立場をずっと貫いております。それはなぜかということ、過去いろんな議員が質問してきました。私も、一般質問、代表質問で、繰り返し質問してきたところであります。一口で言えば、農業生産額がうんとダウンする、自給率も13%になる、こういうことであります。この数字は政府ないし宮崎県が出した数字であります。そういう中で、大変なことになるということから反対しているわけでありませぬ。

そういう中で知事が、2月8日の農業新聞では、「国からの情報がない中では今も反対だ」と、こう言われました。反対に変わりはないわけですけれども、どうも反対の発言がいまいち鮮明でない。力が足りない。我々は、農業県、農業を基幹産業とする宮崎県ですから、ここは絶対反対、断固反対、そういうことを明言してほしいと思うんです。知事、いかがですか。

○知事(河野俊嗣君) これまでも答弁申し上げましたし、3,000人の集会でもはっきり反対ということは申し上げてきたところですが、なぜ反対なのかという説明を加えた、それが新聞で

はそういうふうな書きぶりになっているということだと思っております。やはり宮崎の暮らしを守ること、農業を守っていくこと、それが大変重要だというふうに考えておりますので、それをどう考えるのかというところの国の情報提供を今後ともしっかり求めていきたいということでございます。

○中野一則議員 「国からの情報がない中では今も反対だ」ということを繰り返し言われておりますが、私はこの前、同僚議員とオーストラリアを視察調査しました。オーストラリアは農業国で、ここの競争はとてもじゃないという認識でありましたが、視察してそれを新たにいたしたところでもあります。オーストラリアは大規模農業で、しかも政府が一円も保護していない中でもあります。オーストラリアというところは、農業だけでなく、すべての産業は自由競争と価格で成り立っている、そういうところなんです。こういうところと日本が今の数倍農業予算をふやしてやっても、日本の農業を20～30ヘクタール、中山間地で10～20ヘクタールにするといっても、これを今の10倍にしても、とてもじゃないがかなわない、こう思います。事前交渉を今ずっとされておりますが、まさかオーストラリアがこういう中での日本をよしとするわけにはいかないだろうなと思っておりますけれども、そういう中だからこそ、どういう状況になっても、情報がない云々じゃなくて、もう宮崎県が破滅するという意味合いから断固反対しているわけですから、ひとつそういう文言での反対を知事、もう一度聞かせていただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 反対は反対なわけでございます。なぜかというところは、宮崎の農業を初め、宮崎の暮らしを守っていくということ

でございます。それをどのようにして守っていくのかというところをしっかりと説明する必要がありますし、国というものはしっかりと地域に目を向けてほしい、そういうところを、声を届けていく必要があるという思いでございます。しっかりとした説明がない、その状況の中で、私としてはこれまで同様の断固反対という姿勢に変わりはないところでございます。

○中野一則議員 断固反対に変わりはないと明言されました。ありがとうございます。お互いにそういう気持ちで頑張っていきましょう。

次に、林業公社について質問していきたいと思っております。

今までの改革検討の経過をざっと申し上げますと、平成16年に、収支が最終年度は平成80年度ですけれども、プラスマイナスゼロになるということで公社継続、平成19年のときも、抜本的改革をしたということで平成80年度の債務残高は解消できる、こういうことで公社の継続となりました。そして、それから4年たった今日、継続問題について論議されてきました。今後の公社のあり方ということでされました。累計収支の最終が、経営改善してもマイナス127億円ということであります。こういうマイナス127億円になっても県民負担が最小ということで、公社存続を知事が決定されました。そういう中ではありますが、平成19年に抜本改革をされました。それからわずか4年しかたっていないのに、マイナス127億円になった、こういうことであります。平成19年の公社存続の判断が本当に正しかったのかなという気がいたします。環境森林部長にお尋ねしたいと思います。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 平成19年度に行いました林業公社のあり方に関する検討の中では、平成80年度までの長期収支を試算し、そ

の結果、収支がプラスになるとの試算がなされております。このことが当時の多方面からの検討の一つの材料ではありましたが、公社存続の判断のポイントは、県民の負担を最小限にするための最良の方策は何かということでありました。このため、県営林への移行、他団体との統合、公社としての存続という3つの選択肢ごとのメリット・デメリットを個別具体的に検討した結果、公社存続の判断がなされたところであります。経営形態の選択に誤りはなかったと考えております。

○中野一則議員 選択に誤りはなかったということでありましたが、我々議員の中には、累積赤字127億円が見通される中で、平成80年度までの公社存続に、やはり疑問の声もあります。また、今回提案されている貸付金12億5,000万円、この償還期間が40年であるわけですね。これは短縮すべきじゃないかという意見もあるわけです。このような疑問、意見があるわけですが、そのことを環境森林部長はどのようにお考えでしょうか。

○環境森林部長(加藤裕彦君) 林業公社のあり方につきましては、公社の廃止を含め検討を行ってまいりましたが、公社の持つ公益性の面での高い役割に加え、廃止するよりも存続したほうが県の財政負担が小さいことなどを総合的に判断し、公社として存続させるとの県方針を決定したところでございます。今後、県は公社に対し、公社自身の経営努力による収入増や、金融機関に対する積極的な金利節減対策を強く求めるとともに、厳しい目を持って、しっかりと指導監督をしてまいりたいと考えております。また、償還期間につきましては、これまで行ってきた県の貸付金が、伐採収入が得られるまでの期間等を勘案して40年償還と設定されて

おりますので、今回も同様の期間としたいと考えております。御理解いただきたいと存じます。

○中野一則議員 償還期間を40年とする12億5,000万円の貸し付け、この実行には少々無理があるんじゃないかなという気がいたします。そのことを知事、どのように判断されているのか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) これは平成80年度ということでございます。これまでも答弁しておりますとおり、それを生きて見届け、また責任をとることができないという状況の中で、我々としてできることというのは、そのときそのときでベストの判断というものを行うことであるというふうに考えてございます。国の支援制度がある状況、また公益的な役割というものを考えた上で、県民負担を最小にするにはということで、現在このような存続という案を示しながら、しかし、その後の木材価格の状況、さらには国の制度の変更というものが有り得べしでございますので、一定期間後にまたしっかりと見直しを行うということを申し上げておるところでございます。そういう考え方のもとに、我々としては今できる限りのベストの選択をしておるといふふうに考えておるところでございます。

○中野一則議員 林業公社については、今議会の常任委員会でもっと深く議論されるであろうと思いますから、次に行きたいと思います。

次は、教育行政についてであります。

まず、宮崎県立高等学校教育整備計画であります。1学年3学級の統廃合の文言、これがかなり柔軟になりました。これは関係者や地域の声に御理解を示してもらったということで、私も喜んでいるところであります。しかし、2

学級を認めるということの明文化がなされておりません。私は繰り返し言うておりますが、2学級を認めている県が全国で35都道府県ある。九州では福岡と宮崎が2学級を認めていないということと、学校基本調査速報、これは昨年5月1日現在であります、現在の中学3年の生徒数が1万1,748名、小学1年の児童数が1万237人、この9年間で1,511人減少いたします。38クラス分になるわけであり、そういう中で、今回の整備計画の中に1学年2学級のことをぜひ明記してほしい、こう思うわけですが、教育長の御判断をお聞かせください。

○教育長（渡辺義人君） 現在、本県では、1学年4学級または3学級規模の高等学校がございますが、現在策定中の教育整備計画案では、それらの学校が大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予測される場合には、統廃合を検討することにいたしております。その趣旨であります、直ちに統廃合ありきということではなくて、例えば学級減をして3学級または2学級で存続させていくこと、また連携型の中高一貫教育校へ移行するなどの新たな方策を講じることなど、幾つかの選択肢も含めて検討するということになるということでございます。いずれにいたしましても、生徒にとってよりよい教育環境を提供するという視点に立ちながら、高等学校の所在地や設置学科、生徒、保護者、地域のニーズ等に適切に配慮しながら、そのあり方を検討していくことになると考えております。

1学年2学級でも存続させることを教育整備計画に明記すべきではとの御質問でございますけれども、3学級規模の学校につきましては、まずはこれまで以上に県と地元が連携・協力しながら可能な限り3学級で維持をして、今後と

も、魅力と活力ある教育活動が展開できるよう引き続き工夫していくことが必要であると考えております。以上です。

○中野一則議員 今の状態が維持できるように、教育委員会の御指導も引き続きお願いしておきたいと思っております。

宮崎県立高等学校教育整備計画の中に、小中高一貫教育についても触れてあります。先ほども教育長がちょっと言われました。この一貫教育、平成20年に、えびの市、串間市、西都市が特区申請して、なったものであります、今、非常に効果が出ているという市町村からの声を聞いております。ただし、中高連携がいま一つだということでもあります。高校1校に対して中学校が複数あるということが大きな課題であるようであります。この課題を解決する方法は、思い切って高校の教師の数をふやしてもらって、中学校へのいろんな指導を深めていただければなというふうに思っております。そのことが連携型中高一貫教育校に一步でも近づけることになるのではなかろうか、またそのことが小規模校の存続可能につながり、また併設型の中高一貫教育に近いような成果も出るんじゃないかな、こう思っております。ぜひ、今の小中高一貫教育を申請したえびの、串間、西都の高校の先生の数をふやしていただきたいと思っておりますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 宮崎県立高等学校教育整備計画（案）では、「本県では設置していない連携型中高一貫教育校については、地域のニーズや実態等も勘案するとともに、高等学校の特色や魅力づくりの視点も踏まえ、検討していきます」、このような表現といたしております。小規模の学校が連携型中高一貫教育校へ移行していきますことは、学習指導における中高

の円滑な接続や、学校行事、部活動などを合同で実施することで教育活動の活性化が図られるなど、魅力と活力ある学校づくりの有効な方策の一つであると認識をいたしております。連携型の中高一貫教育校につきましては、市町村立学校と県立学校という設置者の異なる学校を接続しますことから、関係する市町村と県が十分に協議を深めながら、御意見にありました人的措置なども含めて検討していく必要があると考えております。以上です。

○中野一則議員 次は、教科書採択手続ルールについてお尋ねしたいと思います。沖縄県八重山での教科書採択の混乱、そのまま続いているようではありますが、これを防止するためということで、昨年9月の一般質問で提案する形で質問させていただきました。文科省の指導、通知に従ったルールづくりをとということでしたが、その成果がどのようになったのかを教育長にお尋ねしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 市町村立小中学校の教科用図書の採択につきましては、各採択地区ごとに設けられた協議会におきまして決定されることになっており、その手続に関するルールとして協議会規約を定めております。しかし、これまでの規約の中には、採択地区内の市町村教育委員会の間でどの教科書を採択するか判断が分かれた場合の決定の手続が明確に示されておりませんでしたので、必要な事項を盛り込んだ規約例を県教育委員会で作成しまして、指導助言を行ったところであります。各市町村教育委員会におきましては、採択地区内で協議しながら、現在、協議会規約の見直しの検討を進めていると聞いております。以上です。

○中野一則議員 規約例を示されたということですが、それが事前にきちんと制定されて混乱

のないように御指導もしていただきたいと思います。

次に、県立中学校の中に校内教科書選定委員会というものがあります。この委員会の議事録をぜひ公開してほしい、このように思うわけがあります。その理由でありますけれども、同じような立場の各地区採択協議会、ここは会議録を既に公開いたしておりますし、また非公開となれば校内選定委員会の独断専行を許すことにもなりかねない。また、教科書を1社に絞る過程が、その経緯が不明確のまま、不明のままになるということになりますので、ぜひ会議録の公開をお願いしたいと思います。教育長の考えをお聞かせください。

○教育長（渡辺義人君） 各学校が設置しました校内教科書選定委員会は、県教育委員会が行います教科書採択に参考となる資料を提供するために設置されているものでございます。校内教科書選定委員会では、県教育委員会が示しました採択基準や研究資料等を参考に、各教科の部会において、学校の特色や生徒の実態も考慮しながら、すべての教科書の調査研究を行っております。その結果が選定委員会会議に報告され、各教科書の特徴や採択希望教科書の選定理由等について慎重に協議しながら、各学校の採択希望教科書を選定したという報告を受けております。県教育委員会といたしましては、開かれた教科書採択という観点から、採択結果等の公表に努めているところでありますので、御指摘のことも含め、採択にかかわる審議経過の記録の公表につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○中野一則議員 次に、教科用図書採択地区協議会、県内に7カ所ありますが、この会議録の件について要望しておきたいと思っております。7地

区すべて読ませていただきましたが、教科書の採択の経緯なり理由がいま一つ不明確なところが散見されましたので、きちんとなるように指導を要望しておきたいと思えます。

次に、学力調査について知事にお尋ねしていきたいと思えます。知事の政策提案の中に、全国学力・学習状況調査、これは小・中・高とも全国の上位を目指すとはありますが、その上位とは47都道府県の何番目に位置するということになるのかをお尋ねしたいと思えます。

○知事(河野俊嗣君) 宮崎の将来を担う子供たちの学力強化は大変重要な課題だということで、このような政策提案を掲げたところでございますが、特に何位というところを考慮しておるわけではございません。実質的な意味合いを考えると、すべての科目におきまして、本県の児童生徒の平均正答率が全国平均を上回ること、これが一つの目安になるのではないかとこのように考えておるところでございます。そういったところを目指しながら、しっかりと学力をつけていく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 不明確な答弁のような気がいたしました。調査の結果を申し上げますと、小学校、これは6年生でしたが、全国平均以下、中学校3年生、これは全国平均以上という過去の調査のデータが出ております。また、県内地域間の差——7地区で公表されているわけですが、小・中・高とも5地域は平均以下なんです。最高と最低について、小学校も中学校もかなり差が大きいということでもあります。ここから判断しますと、学校間にはかなりの差があるんじゃないかなと、このように思います。それで、この改善策として、調査結果を学校単位で公表すべきではなかろうか、そのこ

とで学校、家庭、地域が学力向上に一生懸命取り組めるんじゃないか、こう思いますが、教育長の御見解をお聞かせください。

○教育長(渡辺義人君) 全国学力・学習状況調査の結果の公表につきましては、序列化や過度な競争につながらないように十分に配慮し、都道府県が個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないように、実施主体である国から強く求められております。また、調査対象となる児童生徒の数が極端に少ない小規模の学校におきましては、個人の結果が推定される懸念もございます。調査結果の公表につきましては、本調査の参加主体である市町村にゆだねられておりますので、学校ごとの公表につきましても適正に御判断いただくものと考えております。なお、結果の概要ですとか、課題、今後の取り組みにつきましては、多くの学校で、保護者や地域住民に対して公表がなされ、指導改善に活用されているところでございます。以上です。

○中野一則議員 それぞれの学校等はそれぞれ工夫すればいいわけですから、ぜひこれが学校ごとの公表になるように再度努めていただきたい、このように思います。

次に、教育目標の設定についてであります。甲新聞社がこの前、アンケート調査の結果を発表いたしました。「大阪維新の会」の教育基本条例案に関して、首長が教育目標を決めることに賛成かというアンケートでありましたが、賛成したのは6知事、「どちらとも言えない」が22知事、その中で河野知事は5県の中の1人として反対をされました。乙新聞社によりますと、「大阪維新の会」が今の件で「知事は教育委員会と協議して作成する」に修正したという報道がありました。「それに対して文科省

は、現行法に明確に抵触することはなくなったという見解を示した」という報道でありました。また、乙新聞社によりますと、3,856人にアンケートを——回答が3,856人でしたが、そのアンケートでは、首長が教育目標を定めることに74%が賛成、こういう結果であったようです。こういう中でありますが、それでも知事は反対かということをお尋ねしたいと思いません。

**○知事（河野俊嗣君）** 教育というものの重要性にかんがみまして、大阪において教育のあり方、また教育委員会のあり方につきまして議論がなされているということは、大変傾聴に値するものだというふうに考えておるところでございます。私も、教育委員会制度、今の制度がすべてよいということを考えておるわけではございませんが、根本にある政治的な中立性という問題ですとか、教育行政の安定性、継続性というものは、子供に対する教育ということを考えると大変重要なのではないかというふうな思いがございます。その考えに基づきまして、当初のアンケートでは反対の立場を表明したところでございます。

今御指摘がありました修正案、協議をして設定するというところは、当初とは一歩歩み寄りがなされているもの——相互に連携しながら教育行政を推進していくということで、そこは歩み寄りがなされたものだというふうに考えております。大阪の教育事情に合わせてそのような方向性がとられるというふうに考えておるところでございますが、やはり知事が決めるというところが残っておるところもございますので、私としましては、賛成という立場ではない、政治的な中立性というものがそれで保たれるだろうか、それが子供たちの教育にとっていいんだ

ろうかという疑念が消えないところでございます。

**○中野一則議員** 行政的中立性は確保しなければなりません。知事は強い指導力で、教育の振興、向上に努めていただきたいと思えます。

次に、古事記編さん1300年記念事業についてお尋ねしていきたいと思えます。

日向神話の古事記編さん1300年記念事業の取り組みを私も高く評価したい、こう思います。詳しいことは、専門家である横田政審会長が午後、質問いたしますが、私は2～3、確認や提案をさせていただきたいと思えます。

ひむか神話街道ということで、かなり前から、平成12年ごろから取り組んできましたが、この神話街道は北の高千穂から南の高千穂までということでありました。特に、高千穂から西都市までが山間地であります。この辺の進捗状況を環境森林部長、県土整備部長にお尋ねしたいと思えます。もともと、ひむか神話街道は、九州一番の観光地である阿蘇に来た——この前も確認したら1,300万人、阿蘇に来られるそうですが——その幾らかが宮崎に大型バスで来てほしい、そして神話・伝説の宮崎県を奥地からずっと見ていただきたい、そういうことで道路整備がされたものであります。これは大変重要なことだと思えますが、今言った担当部長にその進捗状況をお尋ねしたいと思えます。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** ひむか神話街道の総延長300キロメートルのうち、林道の総延長は42キロメートルとなっております。その中で、幅員が狭く観光ルートとしての機能を十分に発揮されていない区間、約14キロメートルにつきまして、平成16年度から、マイカーやマイクロバスが安全で快適に通行できることを基本に事業に着手いたしました。その結果、これま

でに幅員拡幅やのり面改良、待避所・安全施設等の設置など、約13.5キロメートルを整備したところであります。今後、残る0.5キロメートル区間においても、引き続き、のり面改良等の整備に取り組むことといたしております。以上です。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** ひむか神話街道でございますが、これを形成する国県道は約260キロメートルとなっております、これまでに約250キロメートルについて2車線での整備を終えたところであります。残る未改良区間、約10キロメートルにつきましては、現在、国道219号の西都市十五番地区など3工区、約3.7キロメートルでありますが、こういった区間において整備を進めているところでございます。それからまた、平成24年度には国道265号の椎葉村十根川地区、2.8キロメートルにおきまして、新たに整備に着手する予定としております。今後とも、ひむか神話街道を初め、本県の地域発展に資する道路整備に努めてまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** ハード事業でありますけれども、このことも古事記編さん1300年記念事業の一つだと思いますので、重要なことだと思いますし、今後も整備されるということでもありました。大型バスがどんどん行き交うような道路になって、北から南まで、名実ともに日向神話のひむか神話街道が観光地となるように、お願いしておきたいと思っております。

次に、今回の事業であります、やはり恒常的に観光客が来る策をとっていかねばならないと思うんです。県内の神社の参拝者数を調べてみました。鵜戸神宮が98万9,000人、青島神社が70万6,000人、宮崎神宮が50万3,000人でありました。高千穂神社、天岩戸神社は統計がな

いということでありましたが、高千穂については観光客が152万人来るとのことですから、それに近い数字であったらうと、こう思います。他県の古事記、神話に由来する神社の参拝客——これが観光客だと思いますが——年間あります、神武天皇ゆかりの橿原神宮231万人、オオクニヌシノミコトにゆかりのある出雲大社が246万8,000人、アマテラスオオミカミにゆかりのある伊勢神宮が882万9,000人です。ここには及ばなくても、参拝者がふえるような観光策をぜひとっていただきたいと思っておりますが、何かいい案があれば商工観光労働部長、お聞かせください。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 本県には、古事記や日本書紀に描かれました日本発祥にまつわる日向神話の舞台として、記紀ゆかりの神話や伝承、史跡、神楽、祭りなどが数多く残されており、高千穂や西都原、鵜戸神宮、青島神社などは、先ほどもおっしゃったように、本県を代表する観光地となっているところでございます。県では、このような本県ならではの観光資源を有効に活用し、「日本のふるさと宮崎」誘客促進事業や、宮崎恋旅プロジェクトなど、さまざまな事業を展開し、県内外からの誘客を推進しているところであります。ことしは古事記編さん1300年という節目の年でありますので、既に1月からは、神話ゆかりの神社などをめぐるワンコインツアーを実施しているところであります。今後は、さらに「神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」スタートアップ事業や、「日向神話旅」推進事業を初めとする関連事業に取り組み、私たちの身近にある宝である神話等の観光資源の魅力を磨き上げ、効果的に情報発信していくことで、さらに一層の観光誘客に取り組んでまいりたいと考え



ております。

**○中野一則議員** 今言った神社以外にも、宮崎県の神社すべてが日向神話にゆかりのある神社だそうですから、総合的に参拝者がふえるように、観光客がふえるように対策を練っていただきたいと思います。

次に、この編さん記念事業に追加を提案したいと思います。天孫降臨高千穂、これは北説、南説ありますが、これをいっそのこと大きな論争にしてもらってはどうかと。おれは北の高千穂、おれは南の高千穂と相譲らずの論争、そのことを提供することが話題性を生むんじゃないかなと、こう思っております。邪馬台国論争は、北九州説、畿内説ありますが、そのことで我々も古代史に非常に興味がある。また、そのことがロマンにつながっているわけですから、そういうたぐいのものにぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 議員は論争を起したらということですが、論争といっても、いろんなやり方があると思います。いずれにしても、論争を起すことで神話の舞台として本県を注目させる、あるいは議員が言われましたように話題を提供する、そういう意味で一つの提案として受けとめたいと考えています。ただ、その前に、まずはいずれの説をとりましても、本県がその舞台となっているということを県民の皆様ぜひ知っていただきたい。そして、神話を学ぶことで、そのような説があることに理解を深めていただきまして、それぞれの地域に思いをはせていただきたい、そういうことも大切であるというふうに考えております。以上でございます。

**○中野一則議員** 本居宣長も2説を唱えております。仲よくけんかしてほしい、こういうこと

です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、埋蔵文化財のことについてであります。残念ながら宮崎県に国宝はございません。しかし、国宝はなかったわけじゃなくて出土品としてはあるわけであります。西都市百塚原古墳から出土した国宝金銅馬具類、これは東京の五島美術館が所蔵されております。先日行ってみました。道路は草刈りがしてありましたが、非常に荒廃いたしておりました。西都原公園と一体となった整備が必要だろうと思ひますから、よろしくお願ひしておきたいと思ひます。西都原古墳から出た国の重要文化財の子持ち家形埴輪あるいは船形埴輪、これは東京国立博物館に所蔵されております。高鍋の持田古墳から出土した銅鏡2面、これは知事出身の広島県尾道市耕三寺博物館が所有しているわけでありす。ぜひ、古事記編さん1300年記念事業の一つとして——もともと宮崎県のものであったわけですから、返却を求めることも必要だと思ひますので、返却を求めていただきたい、こう思ひます。そしてまた、どうしても銭が必要であれば買い戻す、こういうことも含めて、いい機会ですから——レプリカというのは複製品という訳し方もありますが、にせものということですから、にせものを西都原考古博物館に飾る必要はありませんので、本物を飾って、当然のことですから、ぜひこの運動をされるように知事に求めますが、いかがですか。

**○知事（河野俊嗣君）** 今御指摘がありました国宝とか重要文化財というものは、宮崎県の歴史を考える上で、知る上で大変重要な資料でございます。今、レプリカという御指摘がございましたが、学術的な検討をしっかりと踏まえた上で、しっかりとした復元品を今、西都原考古博物館に展示しているところでございます。こう

いった出土品を本県に戻すことにつきましては、それぞれのものがいろんな経緯をたどって今の所有者のもとで展示なり保管をされておるところでございまして、関係機関の重要な所蔵品になっておるところでございまして。これを戻してもらおうというのは大変困難ではないかというふうに考えておりますが、一つ考えられるのは、今回の記紀編さん1300年記念事業に取り組むに当たりまして、里帰り展示会などを計画する、また協力をお願いするような中で、どのような道が開けるかというのを考えてまいりたいと思います。

**○中野一則議員** レプリカはしょせんレプリカですから、レプリカを向こうと交換するぐらいの交渉をしてくださいよ。ぜひ、お願いしておきます。そして、里帰り——重要文化財については以前、西都原で里帰りがありました。今度は国宝も含めて、そのことはぜひ実現してください。お願いしておきます。

それから、もう一点提案していきたいと思いますが、せっかくですから、古代をイメージした服、これをぜひ考案していただいて、神話の国らしい宮崎県を出すために、官公庁あるいは観光地でその服装をしていただいて宣伝したらいかがなものか。沖縄県では「かりゆし」ということで、いつもされております。今は、夏になればアロハシャツを着られますが、これはしょせんハワイですから、宮崎県としてのアイデンティティーを発揮するためには、やはりこういう古代をイメージした服装だと思っておりますので、ぜひこのことに取り組んでいただきたいと思います。商工観光労働部長、いかがなものでしょうか。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** イメージづくりあるいは雰囲気づくりというのは、大変

重要なポイントであろうというふうに考えております。古代をイメージした衣装につきましては、県内ではこれまでも、高千穂建国まつり、西都古墳まつり、あるいは宮崎神宮大祭などのイベント等において着用されるとともに、宮崎市の観光協会におきましては、衣装を作成して観光客等に貸し出しするなどのさまざまな取り組みがなされております。また、県におきましても、メディアに露出の多いシンボルキャラクター「みやざき犬」に古代衣装を着せようかと、現在検討しているところであります。今後とも、神話のイメージづくりにつきましては、観光関係者の御意見をお伺いしながら、観光客へのアピールやおもてなしを図るという観点から、古代衣装も含めて幅広く手法を考えてまいりたいと存じます。

**○中野一則議員** ぜひ、考案してください。

次は、教育長と県民政策部長に要望しておきたいと思いますが、県立図書館の高島館長と野添主査などが中心になって、県内の神話、伝承、民話をまとめた「みやざきの言の葉」という本とCDを今月中に発行されます。監修は甲斐亮典先生と矢口裕康先生がされております。ぜひ、私立、公立を問わず、すべての小・中・高校に配置していただくように、よろしくお願いしておきたいと思います。

次に、観光行政についてであります。

観光消費額について質問していきたいと思うんですが、知事の政策提案に、観光消費額950億円を目指すとありました。平成21年が924億円でありました。宮崎県の23年度の実績は幾らであったのかということ、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** アクションプラン等の平成26年の目標値が950億円になっ

ておりますが、直近の平成22年の観光消費額は、速報値で約860億円となる見込みでございます。

なお、本県の観光消費額については、昭和41年来、本県が使用しております手法により推計してきているものであります。観光に関する統計手法につきましては、各都道府県により異なっておりますことから、今後は、各都道府県との比較を可能とするため、国が示した共通基準に従い、推計を行っていくということにしております。

○中野一則議員 平成22年度は21年度よりもかなり下がっているようでありますが、知事の目標は950億円でありました。ぜひ、これを達成していただきたいと思いますが、本当に達成できるかをもう一度お尋ねいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 先ほど来の御質問にありましたように、ここ2年ほど、口蹄疫等あるいは新燃岳、鳥インフルエンザ、そして東日本大震災ということで、本県の観光は非常に大きな影響を受けておりましたが、古事記編さん1300年記念ということで、例えば青島神社の宮司さんあたりからお話を伺いますと、ことしはかなり観光客もふえているというように感触を持っておられるようでございますので、ことしについては、かなり観光客についても期待ができるのではないかとこのように考えているところでございます。

○中野一則議員 シンクタンク九州経済調査協会の発表によりますと、熊本・鹿児島県は昨年大いに伸びたようであります。これは新幹線効果だったと思いますが、これに負けぬように宮崎県もこの消費額が大いに伸びるように、いろいろと取り組んでいただきたいと思っております。

次に、ジオパークと世界遺産についてお尋ね

しますが、まずは霧島ジオパークであります。この内容等については、前回の一般質問で山下議員、内村議員等が質問いたしました。10月31日に霧島ジオパーク推進連絡協議会からの要望がありましたが、この実現がいかになったかをお尋ねしていきたいと思っております。この要望では、地球科学・自然科学の学芸員などの専門員を出向させてください、財政的支援をしてください、鹿児島県と一体となって情報発信をしてくださいという要望でございましたが、いかなる取り組みをされるつもりか、県民政策部長にお尋ねいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 霧島ジオパークにつきましては、宮崎・鹿児島両県の地域住民と地元市町が一体となって、熱心に取り組んでおられるところでございまして、市町や県という枠組みを超えて、自主的に連携し、霧島地域の活性化に向けた取り組みをされることは、大変すばらしく、また重要なことであると認識しております。今回、地元協議会から、専門員等の出向、財政的支援及び情報発信について要望があったところでございます。専門員等の人材の問題など、難しい面、また課題もたくさんあります。県としましては、財政支援や情報発信について今年度やっておりますけれども、24年度も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。いずれにしましても、世界ジオパークの認定に向けては、数多くの評価項目がございます。今後とも、地元市町のほか、鹿児島県と十分連携しまして、積極的に協力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○中野一則議員 既に世界ジオパークに認定されている島原を先日見てきましたが、霧島が何ら劣ることはない、このように確信しました。さっきお願いしました要望等が調べていけば、

必ず世界のジオパークに認定されると思いますから、引き続き、御努力をよろしく願いしておきたいと思います。

次に、肥薩線の世界遺産への登録についてありますが、私は、この世界遺産、どうかなと思っておったんです。ところが、先日オーストラリアに行ったときに、シドニーにあるオペラハウス、これはできて38年、そして10年ぐらい前に築30年ぐらいで世界遺産に登録されているんです。びっくりいたしました。それからすると肥薩線は優に100年以上経過して、現に鉄道として使っているわけです。現役の鉄道なんです。宮崎県でも最初の鉄道でもありますことから、宮崎県も世界遺産への登録について、熊本県、鹿児島県と一緒に本腰で取り組んでいただくようによろしく願いしたいと思いますが、その決意等を含めて県民政策部長にお尋ねいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** JR肥薩線は、八代市から人吉盆地、矢岳高原を経て隼人に達する全長約124キロの鉄道でございまして、真幸駅など一部の施設については、「国の近代化産業遺産群33」の中で、物資輸送関連遺産としても認定されているところでございます。肥薩線の世界遺産登録につきましては、昨年8月、えびの市及び熊本・鹿児島両県の沿線市町村で構成される「肥薩線を未来へつなぐ協議会」が発足しまして、取り組みが始まったところでございます。今後、登録までには長い年月と多くの課題の解決が必要になると思われますが、世界遺産に登録されますと、肥薩線の価値が注目され、観光客の増加などにより沿線地域の活性化に貢献するものと思われます。県といたしましては、熊本県、鹿児島県、沿線市町村とも連携しながら、協力を行っていきたくと考

えております。

**○中野一則議員** ぜひ、よろしく願いしておきたいと思います。

次に、公共事業についてお尋ねいたしたいと思っております。

公共事業の予算についてであります。まず現状を申し上げたいと思っております。公共事業の予算、これは毎年どんどん減ってきております。公共事業が県内総生産に占める割合、これも平成12年に10.8%であったものが21年には6.9%に、かなり落ちております。そういうことから、今度の予算で県単事業、これをプラスにさせていただきました。このことは高く評価して、ありがたいことだというふうに思っております。しかし、公共事業全体の予算からすると、前年に比べてマイナス6.9%で69億円の減額であります。また、10年前と比較しまして、マイナス42.3%、688億円も減額しておるといのが実情であります。先ほども言いましたが、農外所得がそういうことで大幅に少なくなった。平成15年までに250万円台であったものが、平成20年、21年は56万円、55万円ということで、4分の1以下になっているわけです。これは中山間地域あるいは農林業の振興からも大変問題になる、疲弊していく原因もここにあるんだなというふうに思っております。生活もその分だけ苦しいというふうに思いますが、この現状の御認識、いかがなものかということ、まずは知事にお尋ねしたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** まず、国の公共事業関係の予算であります。昨今の削減方針により、来年度について見ましても、東日本大震災の復興分を除く一般会計ベースで8.1%の減となっているところでございまして、本県としても、しっかり国の財源も確保してまいりたいという

こととありますが、本県だけが国の事業をもっともっと確保するというのは非常に難しいということでございます。ただ、本県はインフラ整備、社会資本整備がおこなわれている状況にある。さらに、大震災を踏まえた防災対策に取り組む必要性、さらには県内経済への公共事業の波及効果というものを考えまして、県としてできること、できる限りのことをということで、今御指摘がありましたような県単独の公共事業について、昨年度の予算で24.1%ふやしたものをさらに2.3%増ということで、県としてできる限りの努力をしたところでございます。県債残高の抑制など、財政改革の取り組みとのバランスをとりながら、大変難しいかじ取りではございますが、今後とも、公共事業の果たす役割というものにかんがみて、県としての努力を続けてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 平成24年度の予算も、恐らく随時、補正予算も組まれていくと思いますが、補正額を含めて前年度予算にプラスしていくようお願いしていきたいし、また来年度以降の当初予算が前年度マイナスということにならないように、できたらプラスにしていきたい、このように思います。それと、その予算も中山間地域に傾斜配分するような措置をぜひお願いしたいと思いますが、再度、知事をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 傾斜配分という御指摘がございましたが、県内へ及ぶ経済効果、それからインフラ整備の必要性というものは大変重要であるというふうに考えております。県単事業を何とか少しでも伸ばしたというお話を申し上げましたが、県単独事業というものは県内市町村すべてで実施されるということでございますので、まさに身の回りのインフラ整備、さら

には経済の底上げにもつながるものというふうにご考えておるところでございます。

○中野一則議員 次に、入札制度改革についてお尋ねしたいと思います。予定価格3,000万円以下を指名競争入札へ復活してください、地元建設業が発注しやすいような入札制度にしてくださいということを、我々自民党は毎年繰り返して知事に提言させていただいております。昨年もいたしました。そして、一般競争入札で、隣の県、熊本県が3,000万円以上、大分県が4,000万円以上、鹿児島県が5,000万円以上、九州で250万円以上というのは宮崎県のみであるということとあります。そういうことからして、ぜひ予定価格3,000万円以下、指名競争入札の復活、この決断を知事にさせていただくようにということで、お尋ねいたしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 入札・契約制度についての御意見、これまでもいろいろちょうだいしておるところでございます。しっかり受けとめながら、どのようなあり方が望ましいのかというものを真剣にご考えておるところでございます。これまで一般競争入札の拡大など、より公正透明で競争性の高い制度の確立に取り組むとともに、幅広く御意見を伺いながら、最低制限価格の見直しなど、柔軟な対応、見直しに取り組んできたところでございます。建設産業、中でも総合評価落札方式につきましては、工事の品質確保を図り、地域の建設業者の育成や技術力向上にもつながる制度であるというふうに考えておりました。地域企業育成型の活用を含めて、その適用を拡大してきたところでございます。来年度に向けましては、これまでのさまざまな御意見なり御議論というのを踏まえ、土木一式工事におきまして、今以上に地元の建設業者が発注しやすい環境となるように、地域要件

を狭めるなどの見直しを検討しておるところで  
ございます。これからも必要な見直しという  
ものを——ただ基本的には一般競争入札方式の枠  
組みの中でということではございますが、地域  
に幅広く仕事をしていただけるような工夫とい  
うものをしてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 地元へのいろんな配慮、よく  
わかりました。ぜひ、それもしていただきたい  
と思っておりますが、もともと、3,000万円以下の指名  
競争入札の復活ということを、知事は改悪とい  
うような認識でおられるものかどうか、お尋ね  
したいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 改悪といいますより  
は、これまでの経緯、残念ながらいろんな不都  
合が生じてしまったということ踏まえて、  
しっかりとした一般競争入札に基づきまして、  
より公正透明で競争性の高いものであるべきだ  
というような改革を進めてきたところござい  
ます。その中で、本当に地域にとってためにな  
るようにと、地域に十分配慮できるような形へ  
見直しを進めてきたところございまして、そ  
の基本線というところをそのまま守ってまいり  
たいということをお考えおるところございま  
す。

○中野一則議員 そうしますと、知事の任期中  
での3,000万円以下の指名競争入札の復活とい  
うことは、どうも考えられないように聞こえま  
したが、3,000万円以下を復活するということは、  
任期中にはされないつもりですか。

○知事(河野俊嗣君) 今申しましたように、  
これまでもさまざまな団体との意見交換等も踏  
まえ、その声を踏まえて柔軟な見直しを行っ  
てきたところございまして、全く今御指摘のと  
ころも道を閉ざす、ドアを閉ざすということ  
ではございませんが、今あるべき制度というもの

を、これまでの検討の経緯、また改革の経緯を  
踏まえながら、しっかりとこれからも考えてま  
いりたい、そして随時、見直しを含めて検討し  
てまいりたいということでございます。

○中野一則議員 隣の県がすべて3,000万円以上  
ですから、隣の県には合わせるようなことを、  
できたら1年でも早く実行していただきたいと  
いうことを要望しておきたいと思っております。

次に、地域医療対策についてお尋ねいたした  
いと思っております。

地域医療といってもいろいろ考え方があつ  
て、底辺が広いわけでありましてけれども、特に  
中山間地域の医療ということについてお尋ねし  
ていきたいと思うんですが、私は、医療という  
問題、県内どこにいても近くに医師がいる社  
会、これを構築することだというふうに思っ  
ております。そういうことからすれば、無医地区  
が現にあるということはいかかなものかとい  
う気がいたします。県下無医地区、椎葉村、諸塚  
村含めてまだ17地区あるということでありま  
す。この解消を含めて現状への取り組みをどの  
ようにされているか、福祉保健部長にお尋ねし  
たいと思っております。

○福祉保健部長(土持正弘君) 無医地区で  
ございますけれども、住民の高齢化が進んでお  
り、通院のための交通手段の確保が課題となっ  
ておりますことから、市町村では最寄りの公立  
病院等までの巡回バス、それから乗り合いタク  
シーを運行しているのを初めといたしまして、  
公立病院からの訪問診療等を実施しているところ  
でございます。県におきましては、これらの  
公立病院等の医師確保や運営費支援を行って  
いるほか、日本赤十字社宮崎県支部の協力を得な  
がら、巡回診療等を行っているところでありま  
して、今後とも、市町村や関係機関と十分連携

を図りながら、僻地における医療の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

○中野一則議員 無医地区、まさかこれがふえるということはないと思いますが、ふえることがないように、そしてまた今、無医地区であるところは絶対解消していただくように、ぜひこれからも真剣に取り組んでいただきたい、こう思います。

それから、中山間地域の医師の確保ということですが、市町村立病院の医師不足、先日聞いたら27名ということでありました。この現状もなかなか変化がないんです。いつも27～28名が不足不足ということになっております。やはり地域医療対策の基本は、無医地区を解消すること、それから中山間地域の医師を確保すること、こういうふうに思いますから、そのあたりの取り組みを福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県内の公立病院等の医師不足の状況でございますけれども、お話がございましたとおり、昨年4月時点で27名の医師が不足しているという状況になっております。このため県では、関係市町村と一体となりまして、公立病院等の求人情報の発信、病院説明会を実施しているほか、本県での勤務に関心を持つ医師につきまして、直接、本県に招いて病院を見ていただく等の取り組みを行っているところでございます。これらの取り組みによりまして、本年度、6名の医師が県内の公立病院等で常勤あるいは非常勤として勤務を開始していただいております。また、昨年10月には、県、宮崎大学、県医師会及び市町村で構成する「宮崎県地域医療支援機構」を設立したところでありまして、この機構において、臨床研修医の確保や医師のキャリア形成支援など、若

手医師の養成等にも積極的に取り組むことにより、医師不足の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

○中野一則議員 ちょっと触れられましたが、臨床研修医の確保、平成23年度の実績が29名でありました。24年度は69名が見込まれておりますが、25年度以降はどのような確保対策をされて、見込み数が何名かを、わかっている範囲内でお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県で臨床研修を行う研修医が、宮崎大学を初め関係者の皆様の御努力によりまして、昨年と比べて大幅に増加する見込みとなったことは、大変ありがたいと、将来の本県への定着にもつながるものと期待をしているところでございます。今回の結果を一過性のものとしなないためには、臨床研修医の意向等を十分把握しながら、引き続き、積極的な取り組みを行っていく必要があるというふうに考えております。では次に、何名かという御質問でございますけれども、これにつきましては、制度的に築いていって、機械的に研修医がふえてくるというものではございません。人の意思といいますか、そういうことにかかわる問題でございますので、何名と申し上げることはなかなか難しい状況ではございますけれども、ただいま申し上げましたように、関係機関と一体となりまして、臨床研修医の確保に向かって努力してまいりたいというふうに考えております。

○中野一則議員 中山間地の病院の医師確保とか無医地区の解消、これは宮崎県に医師をいかにふやすか、そしてまた医師も非常に高齢化社会になって若い人が少ないということも聞いております。その点、臨床研修医の確保ということはそれを解決する道だと思いますから、24年

度の69人を目標に、25年度以降も確保していただくように、よろしく願いしておきたいと思っております。

次に、拉致問題についてお尋ねしていきたいと思っております。

拉致事件の対策であります。北朝鮮の拉致事件、まだまだ未解決でありまして、まことに残念であり、腹立たしい思いであるわけでありまして。宮崎県での発生、政府が認定したものが、拉致・特定失踪者数が2人、それから特定失踪者問題調査会が1000番台リストということで発表しているものが——これは拉致の可能性が非常に高いという判断のものであります。——6名、合わせて拉致にかかわるものが8名、宮崎県にいらっしゃるわけでありまして。そういう中で、県内も非常に多発地域じゃないかなという気がしてなりません。まさか今、拉致があるとは思いませんけれども、宮崎県の長い海岸線でありまして、沿岸を中心にした警戒体制を今もきちんと取り組んでおられるのかどうかを、警察本部長にお尋ねしたいと思っております。

○警察本部長（鶴見雅男君） 警察では、沿岸部を管轄する7警察署を中心といたしまして、沿岸線におけるパトロール、検問等の警戒活動を実施しております。また、海上保安庁との連携のほか、漁業関係者、宿泊施設、交通機関の関係者等により組織をされております沿岸防犯協力会などとも連携を密にしながら、海上、港湾、沿岸線における不審者や不審船の発見、沿岸部における防犯活動の広報・啓発活動等を実施しているところでございます。引き続き、関係機関・団体との連携を密にし、また住民の方々の御協力をいただきながら、沿岸部における警戒を強化してまいりたいというふうに考えて

おります。

○中野一則議員 警戒をしておくことが事件を未然に防止するということになりますから、引き続き、そういう体制で取り組んでいただきたいと思います。

宮崎県で発生した一番新しい事件は、16年前、平成7年11月5日に発生した佐土原町石崎浜での失踪事案であります。名前を言っていると思っておりますが、岩本美代子さんという方が突然石崎浜からいなくなった、こういう事件であります。そのことを特定失踪者問題調査会が1000番台リストに挙げているわけですが、当時の情報で、犬の散歩をさせていた方から、川に黒いボートがあったとか、茂みに3人ぐらいの男性がおった、そういう情報があったそうでもあります。もちろん、このことについて県警も確認されているだろうと思っております。そのことで拉致の可能性が大きいということで、リストに挙がってきているわけですが、捜査はその後、この件について継続されているのかどうか、されていなければ再開の用意があるのかどうかをお尋ねしたいと思っております。本部長、お願いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） ただいま御質問のありました方も含め、特定失踪者の方々に关しましては、事件・事故、家出など、あらゆる可能性を念頭に置きながら、その発見につながる関連情報の把握に努めているところであります。御質問のありました情報についても把握をしております。なお引き続き、御家族や相談者の方々の心情に十分に配慮をしながら、事案の真相解明に向けて、所要の捜査や調査を進めていくこととしております。

○中野一則議員 拉致問題について、「めぐみ」という映画があるわけですが、私も既に3



回ほど見ました。平成20年に、文科省だったと思うんですが、各学校でこの映画「めぐみ」を見るようにということで通知があったと思うんですけども、その中で、県内では油津中、美々津中、第一中学高等学校、この3校しか見なかったということでもあります。また、映画「めぐみ」はDVDにもされておりまして、県下のすべての学校に見てほしいということで、昨年は内閣府から、拉致も人権啓発の一環として見るべきということであったようでもあります。公立の小・中・高でDVDの視聴状況の調査をされたように聞いておりますから、その実績はいかなものであったかを教育長にお尋ねいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 拉致問題啓発ビデオ「めぐみ」は、児童生徒が拉致問題について理解を深めるために大切な教材でありますので、県教育委員会では、12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせた視聴など、各学校において積極的に活用するように指導してきたところであります。その結果、ことしの1月末であります。市町村立の小学校で67校、中学校で34校、並びに県立学校で20校、合計で全体の学校数の27.8%に当たる121校が視聴している状況でございます。また、今年度末までに視聴を予定している学校を合わせますと、全体の58.7%に当たる256校が視聴することとなっております。県教育委員会といたしましては、今後とも、拉致問題啓発ビデオの活用の拡大を図りながら、拉致問題に係る人権教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

**○中野一則議員** 人権という面からも拉致問題は大変重要なことでもありますし、これが解決する上からも、子供たち全員、DVDの視聴ができるよう、これからも一段と指導していただく

ように要望しておきたいと思っております。

以上ですべての質問を終わりたいと思っておりますが、今回は、知事の指導力とは何か、リーダーシップとは何かということを底辺に置いて質問をしたつもりでございます。一部力強い答弁もありましたけれども、なかなかいま一步という気がしてなりません。86.5%という高い数字、前の知事はまだそれよりも高かったわけですから、ぜひ、前の知事に負けないような評価をいただくような決断力、リーダーシップを発揮される知事になってほしい、このように思います。ひょっとすると、これから我々が想定できないような課題がいろいろと発生するかもしれません。そのときには毅然とした判断力と決断でリーダーシップを発揮して県政を運営されるべきだと、こう思いますから、そのことをよろしく御要望も申し上げまして、私の代表質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

**○外山三博議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩をいたします。

午前11時56分休憩

---

午後1時0分開議

**○外山三博議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、自由民主党、横田照夫議員。

**○横田照夫議員〔登壇〕**（拍手）自由民主党の横田照夫です。2人目の代表質問をさせていただきます。ちょっと欲張り過ぎて質問項目が多くなってしまいましたので、早口になることをお許しいただきたいと思っております。また、答弁側にも早口でおつき合いいただければ助かりますので、どうぞよろしくお願いたします。

日向市に大御神社という神社があります。大きなさざれ石があることでも有名です。御祭神はアマテラスオオミカミです。神社の由緒には、昔々、ニニギノミコトがアマテラスオオミカミをお祭りして平安をお祈りされたと伝え、また、神武天皇御東征の際、この神社に参拝をされ、武運長久と航海安全を祈願されたとあります。大御神社の名前は、アマテラスオオミカミのオオミをいただいてつけられたと言われますが、本殿天井から発見された天保・安政時代の祈願木札には、「天照皇大神宮」と記されています。私も見せていただきました。この天照皇大神宮という呼び名は、神社の総本社である伊勢神宮にだけしか認められていない呼び名だそうです。明治の初めに全国の神社のランクづけがなされました。当然、大御神社は天照皇大神宮という名前を出したはずですが、その名は伊勢神宮だけにしか認められていないので、やむなく大御神社としたのではないかということです。伊勢神宮にある有名な宇治橋は、五十鈴川にかかっていますが、日向のお隣の門川町にも五十鈴川があります。大御神社がある場所は伊勢ヶ浜です。さらに伊勢神宮の近くには、度会郡玉城町日向（ひゅうが）という地名とか、度会町日向（ひなた）という地名がありますし、そのほかにも似たような地名はたくさんあります。

このように、日向地方と伊勢地方には神社の伝承や地名の相似が見られることなどから、大御神社は「元々伊勢」とも呼ばれているそうです。これは地名や祭祀形態の原型なるものが日向にあって、民族の移動により人々の昔の記憶が伊勢において再現され、成熟していったことを物語っているのではないかと。つまり、神武東征の裏づけと考えるのもいいのではないかと

ことでした。

以上、大御神社宮司の受け売りを話しましたが、このほかにも、大御神社では昨年、さざれ石が渦状に刻まれたところにあるくぼ地に巨大な玉が見つかりました。これは「龍の卵」をあらわしているんだそうです。さらに、近くにある岩くつには、入り口からの光が昇り龍の形にはっきり見える場所があります。これらは約5,000年前の古代遺跡で、龍神信仰を裏づけるものと究明されました。本当に興味深いところです。ぜひ皆さん方も行ってみてください。河野知事もこの大御神社に行かれたと宮司にお聞きしましたが、大御神社に対する感想をお聞かせください。

記紀1300年に関する質問は後ほど第2弾で質問することとし、壇上からの質問はこれで終わります。よろしく願いいたします。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

大御神社についてであります。ことしは、古事記編さん1300年ということでございますので、各地に出ましたときに、その仕事の合間を縫って、史跡でありますとか、ゆかりの神社、また祭事やイベントへの参加、裸まいりでありますとか、高千穂の建国まつりに参加させていただいておるところでございます。大御神社を訪れた際には、今御指摘がありましたような伊勢神宮との相似点でありますとか、日本最大級のさざれ石、さらには昨年発見されました5,000年前の龍神信仰を裏づける石の玉でありますとか、大変興味深い悠久の歴史というものを感じたところでございます。これも古事記に絡んで非常に貴重な資源だというふうに考えたところでございますので、1月に東京で行われました

シンポジウムにおきましても、事務方が用意をしましたパワーポイントのスライドの中には入っていなかったんですが、私が指示しまして、ぜひ入れよということで入れて、これも皆さんにPRをしてまいったところでございます。改めて、本県には、記紀ゆかりの神社や史跡、伝説、祭りなどが数多く残されておいて、本県ならではの大変貴重な資源であると感じたところでございます。我々県民としましてはその認識を深めて、そのもとに県外に向けて強くアピールしていきたい、そのように考えたところでございます。以上であります。〔降壇〕

**○横田照夫議員** 県内の神社のそこそこでいろんな物語が隠されているのかもしれないね。そういうのをみんなで発見することもまた楽しいことかなというふうにも思います。

知事にお伺いしますけど、知事がいろんな催しに最後まで残っておられるのをよく目にします。県民との対話と協働や現場主義をやろうとする姿勢がよく理解できます。しかし、官僚出身らしい手がたさはあるものの、知事としての政治決断に乏しいとか、そういった意見もあるようです。高病原性鳥インフルエンザとか新燃岳の噴火など、さまざまな困難を乗り越えてこられましたけど、知事としてこの1年間を振り返ってどう評価しておられるのかをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** この1年間でございますが、就任日の鳥インフルエンザの発生、また数日後の新燃岳の噴火など、また、3月の大震災もございました。さまざまな災害に見舞われ続けたところでございますが、県民の皆様、また関係団体のお力をいただきながら、何とかこれに対応してまいったところでございます。第一に考えておりました口蹄疫からの再生・復興

に関しましても、工程表をつくりまして、スピード感を持っての対応に努めておるところでございます。また、昨年は、県議会との議論等を踏まえながら、総合計画を初め、さまざまな長期計画、今後の県政のあり方を見据える上での一つのルールになるさまざまな計画を定めることができたというふうに考えておるところでございます。今後は、こうしたルールにのっとり、またそれを踏まえて、対話と協働という姿勢、また現場主義というような基本的な姿勢というものを忘れることなく、しっかりとした実績を残す方向で努めてまいりたいというふうに考えております。

**○横田照夫議員** 同じように、副知事にお尋ねしますが、牧元副知事は、口蹄疫からの復興が喫緊の課題であった本県に必要な人材として農水省から抜てきされ、1年がたとうとしております。この1年を振り返って、口蹄疫からの復興も含めてどう評価されておられるのかをお聞かせください。

**○副知事（牧元幸司君）** 私も副知事に就任して1年ということでございます。この間、県政全般につきまして知事を補佐してきたことはもとよりでございますが、その中でも特に、御指摘ございましたように、口蹄疫からの再生・復興という問題につきまして重点的に取り組みをさせていただいたところでございます。この問題につきましては、防疫マニュアルの見直しでございますとか、あるいは県内のいろいろな団体と協定を結ぶといったような取り組みを通じまして、防疫対策などについて一定の前進を見たのではないかとこのように考えているところでございます。しかしながら、一方で、昨年末の時点で経営を再開した農家が約6割ということで、引き続き厳しい状況にあるわ

けでございます。したがって、6次産業化も含め、やはり畜産全体のあり方につきまして、今後ともしっかり検討していく必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。また、口蹄疫からの影響につきましては、農業だけではなくて、商工業・観光業にも及んでいるわけでございますので、これら経済全般に対する取り組みというものもしっかりやっていく必要があるというふうに思っているところでございます。

それから、もう一つ重点的に取り組ませていただいた課題は、中山間地域を初めといたします地域の活性化という問題でございます。この問題につきましては、現場に極力足を運ばせていただくとともに、鳥獣害対策などに取り組ませていただいたところでございますが、まだまだ課題が多いわけでございますので、これにつきましても、県の体制もしっかり整備をした上で、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、これらの課題も含めもろもろの課題につきまして、オール県庁による取り組みということでの確に対応してまいりたいというふうに考えておりますが、その中で非常に重要なのは、知事も常々おっしゃっております対話と協働、あるいは現場主義ということでございます。私も昨年からは、特に、実際に農家の現場に足を運びまして意見交換をしたり、あるいはそれらの農家を呼んで意見交換をしたりといったような取り組みもしているところでございますけれども、まだまだこれは十分でないというふうに考えておりますので、引き続き現場に足を運びまして、現場の声をしっかり受けとめて政策に生かしていきたいというふうに考えております。引き続き御指導

のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

○横田照夫議員 ありがとうございます。知事も副知事も任期後半の2年間で大きなジャンプができるように、三段跳びのホップ・ステップ・ジャンプのジャンプの年とこれからの1年間を位置づけていただいて、頑張ってくださいたいというふうに思います。

さて、記紀編さん1300年についてですけど、ことしが古事記編さん1300年に当たるとして、宮崎県が舞台となる日向神話を大々的にアピールしていこうと、「神話のふるさとみやざき温故知新ものがたり」という一大キャンペーンを展開していくことになりました。私は専門家というわけではありませんが、これまでそのことをずっと訴えてきましたので、大変うれしく思っております。それで、神話について幾つかお聞きしたいと思います。

まず、知事にお尋ねします。神話は神社との関係が非常に強いんですけど、行政としての立つ位置をお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘ありましたように、ことしが古事記編さん1300年、8年後の平成32年が日本書紀編さん1300年、この9年間というのをとらえて、改めて本県の宝というものを見詰め直し、それを強く県外にも発信していこう、そのような取り組みを記紀編さん1300年記念事業として、また、そのコンセプトとして「みやざき温故知新ものがたり」を掲げておるところでございます。あくまでも宗教的な側面ということではなしに、本県の宝である日向神話・伝説、史跡、そういったものを再認識するとともに、その磨き上げを行っていく。そして県外に強く発信していく。それを宮崎の新しい地域づくりに結びつけていく。そのような姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 全国にアピールしていくためには、まずは県民に知ってもらうことが大事だというふうに思います。県民に対してどのように周知をしていくのかなど、本事業で展開されるキャンペーンの内容を具体的にお聞かせください。県民政策部長、お願いします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） ことしは、古事記編さん1300年をテーマに4つの柱で事業を展開することとしておりまして、議員御指摘のとおり、神話や伝説、史跡等につきまして、まず県民の理解を深めることが重要でありますので、それを1つ目の柱としております。具体的には、県内各地域で講演会や展示会を開催することや、学校や地域におきまして、神話や伝説など地域の魅力を学ぶ機会を提供することとしております。2つ目は、県内各地域でのイベントや祭り等の実施、あるいは古事記編さん1300年のシンボリックなイベントの開催を予定しているところでございます。そして3つ目は、例えばテレビ番組の制作や雑誌等を活用した県内外へのPRや、観光資源の磨き上げ等を通じた誘客活動の強化を考えております。そして4つ目は、受け入れ環境の整備といたしまして、道路整備や観光案内板の設置等を進めることとしていところでございます。

○横田照夫議員 テレビの効果というのは非常に大きいと思うんです。地元テレビ局等は、地元を盛り上げるための企業責任もあると思いますので、できれば無料で神話に関する番組をつくっていただけるといいなと思います。ぜひお願いをしてみてください。

それと、神話にちなんだお菓子とかグッズ、そういったお土産品の開発もしていただくといいんじゃないかなというふうに思います。

次に、教育長にお尋ねしますが、子供たちへ

の周知で神話の副読本を活用する考えはないのでしょうか。島根県は、地域の成り立ちや文化を学ぶ教材として積極的に神話を活用しているようです。郷土に対する自信や誇り、愛着など、地域のプライド創出にも神話はすばらしい材料だと考えます。高校の入試の設問に入れてもいいくらいだと私自身は思っております。神話に関する学習をどのように取り組んでおられるのか、お聞かせください。

○教育長（渡辺義人君） 本県には神話や伝説が数多く残っておりまして、これらは貴重な教育的資源でありますので、これを活用した取り組みが行われております。例えば小中学校の総合的な学習の時間などにおきまして、ふるさと学習として、伝承されている神話や神楽について調べたり、運動会や学習発表会で踊りや劇を披露したりするなど、地域への理解と愛情を深める学習を行っているところであります。県教育委員会といたしましては、来年度から使用されます小学校の社会科副読本に、本県の各市町村に伝わる神話や伝承の紹介マップや、神話を取り上げたページを新たに設けますとともに、郷土宮崎について学ぶ「ひむか学」のホームページの内容もさらに充実させまして、子供たちが「神話と伝説のふるさとみやぎ」について学習を深めることができるように努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。神話は物語でありますけど、それに基づく史実があったのではないかなというふうに思います。県内には多くの古墳群があることを見ても、いにしへの時代はかなり大規模な国があったことが考えられ、邪馬台国は宮崎にあったという説もあるぐらいです。大御神社のところでも紹介しましたように、古代史をめぐるさまざまな学

説とか想像、それらを飛び交わせることで、県民が自分たちの地域に蓄積された歴史の大きさを見直し、自信を持つきっかけにするべきではないかとも考えますが、知事、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のとおり、神話等をめぐっては、さまざま学術的な研究また議論がなされているところがございます。そういったことも含めて、本県で語られている神話・伝説というものを改めて認識する。昔の物語としてあるだけじゃなく、今の我々と結びつけて考えて、それをさらに磨き上げていって、将来への地域づくり、また観光客の誘致も含めて活用していく。そういう意味で温故知新という言葉を使っておるところでございます。古事記の上巻にも「稽古照今（けいこしょうこん）」という言葉があるようであります。古きを稽（かんが）え、今を照らすということでもあります。まさにそういう神話伝説というものに理解を深めることが、今の我々の住むこのふるさと宮崎に対する深い理解と郷土愛に結びついていくものというふうに考えておりますので、その視点での取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** できれば、焼酎でも飲み交わしながら、あちこちで神話とか古代日向の話が飛び交うようになるといいなというふうに思います。

以前にも提案したんですけど、「全国で神話ツアーを募集して、ホテルなどで、わかりやすくおもしろおかしく神代から古墳時代までの講演を聞いてもらって、焼酎でも飲みながら神楽を見てもらう。そして、次の日、講話に出てきた江田神社とか西都原古墳群などを観光してもらって、スピリチュアルスポットで何かを感

じ、古代日向のロマンに浸ってもらう。その後、歩行者天国になった県庁前クス並木通りで全国最高の県産品などのお土産を買ってもらって空港まで送り届ける」。全国のほかの地域との完全区別化です。つまり、神話などの想像の世界の観光、古墳や西都原考古博物館などの実証可能な観光、そして県産品などの手で触れられ、味わわれる観光。イメージ的には「1500年の時空を超えた観光資源3点セット」。古代と現代が1500年以上の時空を超えてロマンと現実が合体する。ほかの県には決してまねのできない区別化です。こんな観光提言もあっていいのではないかと思います。商工観光労働部長、いかがでしょうか。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 議員から御提言のありましたような神話ツアーにつきましては、神話を身近に感じられる効果の高い取り組みであると考えております。県としましては、ことし1月から、神話ゆかりの神社などをめぐるワンコインツアーを実施するとともに、旅行エージェント等にも商品化について働きかけを行ってきたところ、4月以降になりますが、現時点でJTBや近畿日本ツーリストなどエージェント6社、それから全日空など交通事業者3社等から、旅行商品として売り出していることになっております。また、昨年、明治大学と連携した日向神話をテーマとする公開講座を実施したところでありますが、受講した方々を対象に、県内の旅行エージェントが企画した神話ツアーも2月下旬に実施されております。このような実績を踏まえ、新年度におきましては、本県の神話ゆかりの地をめぐるテーマ性のある新たな観光ルートを「日向神話旅」として開拓し、県外に積極的に売り込むことにより、さらなる観光誘客を図ってまいりたいと

考えております。

**○横田照夫議員** ひむか神話街道に指定されている佐野原聖地というのが佐土原にありますけど、これは小さなほこらで、地元佐土原町民ですら知らない人が多いというふうに思います。身の回りの神話にゆかりのある場所を知ることでも大事だと思います。各市町村の役割はどうか、県民政策部長にお伺いします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 御質問にありました佐野原聖地に、私も先日行ってまいりました。本当に埋もれたところにありまして、こういう宝といいますか、そういうものを発掘してその魅力を伝え、そして地域への愛着につなげていくことは大変重要だと考えております。そのためには、市町村の役割は非常に大きいと思っております。先般設立しました推進協議会の設立総会においても、市町村に参加をいただいたところがございます。記紀編さん1300年記念事業では、県民の神話や伝説、史跡等の理解の促進などに取り組むということにしておりますが、市町村におかれましては、こうした取り組みと歩調を合わせ、地域の史跡や祭りの掘り起こし、磨き上げ、さらには住民の理解促進や情報発信などに積極的に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

**○横田照夫議員** 実はこの佐野原聖地は、神武天皇がお生まれになったところと言われているんです。神武天皇の生誕地は、高原町の狭野神社の近くの皇子原とも言われておりますけど、それはそれでいいと思うんです。神様ですから、あちこちでお生まれになっているんじゃないかと思います。午前中、中野議員が、天孫降臨の地として高千穂町と高千穂峰の話をされましたけど、要はそれぞれが自分たちのところと信じて盛り上がっていくことが大事じゃないか

なというふうに思います。知事は、NHK会長に、本県を舞台にした大河ドラマとか連続テレビ小説などで、古事記に関するテレビ番組の制作を要望されたそうですけど、その手ごたえはどうだったんでしょうか。それがだめなのであれば、民放テレビの連続物でもいいんじゃないんでしょうか。また、漫画家・里中満智子さんが「天上の虹」という古事記編さんを進めた持統天皇のころの人気漫画をかいております。アニメ番組でもいいと思うんです。古事記編さん1300年記念番組で売り出して全国の人に見てもらえれば、神話ブームは一気に盛り上がると思います。島根県とか奈良県との共同企画でもいいんじゃないかと考えますが、商工観光労働部長、いかがでしょうか。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** ことしは古事記編さん1300年の節目でありますことから、県内各地に残されております神話伝承の魅力について、メディア等も含めまして、さまざまな形で効果的な情報発信を行うことは大変重要だと考えております。アニメ化といった点につきましては、3月下旬に実施いたします「花旅みやざき」のスターティングイベントにおいて、古事記にまつわるストーリー——これは7分程度になりますけれども——を幅90メートルの県立美術館壁面に映写するといった取り組みを行うこととしております。今後とも、御指摘のような点も含め、各種のメディアやイベント等を活用して、幅広い情報発信に努めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** アニメ映画で有名な宮崎駿監督に頼んでみるだけでも非常に話題性がある記事とかが書いていただけないかなと思います。大河ドラマとかアニメ化もあきらめずに、ぜひトップセールスで頑

張っていただきたいというふうに思います。

昭和30年代後半から50年代初めにかけて、宮崎は空前の新婚旅行ブームに沸きました。戦前の神話をしっかり知っている世代と新婚旅行ブームが重なったということです。戦後、神話教育は行われずに、神話を知らない世代が多くなりました。ですけど、今回の古事記編さん1300年を機に、再び神話を多くの国民に知ってもらい、興味を持ってもらえれば、新婚旅行ブームの再来になるんじゃないかなと期待をしております。日本書紀編さん1300年までの9年間をキャンペーンの期間とするようですが、9年間をかけてこのような取り組みをしていき、その集大成として国民文化祭の誘致につなげればいいのではないかと考えますが、知事、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 古事記にちなむさまざまな素材をどのように生かしていくかという意味での御質問、御指摘でございます。大河ドラマ、朝の連続テレビ小説につきましても要望してまいったところですが、各県の要望もたくさんありますし、どういう素材があって1年間もたせるようなエピソードがあるか、台本があるか、もととなる本があるか、さまざまな課題があるところがございますが、古事記に関しましては、今おっしゃいましたように、島根とか奈良との連携を図りながら何らかの番組というものは考えられるのではないかと。また、それを引き続きお願いしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。今、新婚旅行ブームという話がございましたが、そのもととなった「たまゆら」は、川端康成先生がまさに古事記を手にして宮崎に来られた、そこからスタートしたというふうな話もございます。そういったところも踏まえて、やはりこの素材というも

のを生かす取り組みを進めてまいりまして、そこで御指摘のありましたような8年後の平成32年、一つの集大成ということで、文化の国体と言われております、日本最大の文化の祭典である国民文化祭の誘致を考えるというのは、一つのアイデアとして検討しておるところでございます。神話のふるさと宮崎の多彩な魅力を情報発信できる絶好の機会ではないかということでございまして、そのようなアイデアというものを申しましたところ、県内の文化団体も大変刺激を受けて、それはおもしろいのではないかと、ぜひというようなお考えもあるようでございます。今後、各市町村とか県内の文化団体等の御理解と御協力を得ながら、その方向で検討してまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 島根県とか奈良県とは連携をとっていかなければいけないと思うんですけど、この国民文化祭に限ってはライバルでありますので、せつかくの機会を両県にとられないように、周到な準備を進めていただきたいというふうに思います。河野知事にはぜひ、知事としてこの国民文化祭を見届けてほしいというふうに思います。そのためには少なくとも3期は頑張らにゃいかんということですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、TPPに関してですが、2月16日にTPPに関する本県関係者向けの政府説明会が行われました。それぞれの県が主催し、九州では本県が初の開催となったようです。残念ながら私は別の行事と重なって行けなかったんですが、新聞報道によりますと、「国の担当者は、「交渉中」とか「情報収集した上で国民的議論を重ねる」などの答弁に終始し、煮え切らない場面が目立った。参加者からは、アライバイづくりとか、議論の材料もないといった冷めた声が



聞かれた」とありました。せっかく開いた説明会で参加者の質問にしっかりと答えられないような、何もわかっていないような状況の中でT P P交渉に入っているのかなと考えますけど、主催者側としてのこの説明会の感想を、知事、お聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のT P Pの説明会につきましては、国の考え方でございますとか最新の情報などにつきまして、県としてもしっかりと把握する必要があるという認識のもとに実施をしたものでございます。全国の中で6番目であったということですが、結果としましては、我々が知りたい情報と国が提供することのできた情報には大きなギャップがある。それゆえに不満が残ったというのが現実であるかと思っております。ただ、国としましても、可能な限りの情報を今後とも提供していきたい、そして、国民的な議論をしていきたいというような基本的な姿勢は伝わったところでございます。今後とも国に対しましては、事前協議のさまざまな進捗があるわけですので、国民的議論ができるような、わかりやすく具体的な説明、情報提供を求めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** T P P交渉では、例外品目の事前設定は原則認められていないということで、野田首相も、日米首脳会談ですべての物品・サービスを自由化交渉のテーブルにのせると語られたそうです。対処方針でまず全品目を交渉の対象とした上で、米などは個別に例外扱いを求めていくということですが、本当にそういう例外扱いができるのでしょうか。私は非常に懐疑的なんですけど、すべての物品・サービスを自由化交渉のテーブルにのせることの意味合いを国民はよく理解していると考えておられ

ますか。知事、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 国の説明によりますと、仮にT P P交渉に参加する場合には、すべての品目を自由化の対象にすることが条件になるということございまして、その中で関税撤廃の例外取り扱いがどの程度認められるかということにつきましては、交渉事なのでその見通しはわからないというのがこの前の説明でありました。国におきましては、守るべきものは守り、国益を最大限実現できるよう取り組んでいくという方針であります。米を初めとする重要品目の取り扱いが大きな課題であるというふうに考えておりますので、国に対しましては、積極的な情報提供を今後とも求めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 私は以前から、過度の規制緩和には反対をしてきました。何もかも競争原理にぶち込むというのは間違っているというふうに思います。例えばゴルフにはハンディという仕組みがあります。スコアが90の人と100の人が勝負をするときに、90の人が100の人にハンディを10やることで対等な勝負ができると、そういった仕組みです。このハンディがいわゆる規制だというふうに思います。弱い立場の人と一緒に進んでいくためには、ある程度の規制は必要じゃないのでしょうか。とにかく市場に任せればいい方向に進むという短絡的な考え方は絶対間違いで、T P Pを進めるということはまさにそういうことだと思いますけど、知事はどう思われますか。

**○知事（河野俊嗣君）** 現在の資本主義経済のもとでは、その根幹に市場原理、競争原理というものが流れているわけですが、一方で、利益を最優先しました過度な競争の激化というものが、社会の至るところでひずみを生じ

させてしまっているということでございます。また、リーマンショックによる世界同時不況のように、経済全体に重大な損失をもたらすことにもつながるといふふうに考えております。また、特に今、投機マネーというものが、例えばバイオエタノールということで、すぐにトウモロコシに流れたり、また、エネルギー問題ということでLNGに行ったり、円に流れたり、それが各国の経済に非常に大きな影響を与えている、そのような認識があるわけでございます。このため、TPPのような経済連携の取り組みに当たりましては、各国それぞれの事情に配慮した対応が大変重要であると考えておるところでございます。

**○横田照夫議員** 宮崎県の基幹産業は農業であることは、多くの県民が認識をしております。農業自体の生産額は少ないかもしれませんが、そこに農業が展開されることによっていろんな産業が成り立ち、商店街が成り立ち、自然が守られ、コミュニティーが成り立っています。それが崩れれば、人々は職を失って都会に流れ、県そのものが崩壊してしまうことにつながるのではないのでしょうか。我々の知りたい情報と国の説明との間に大きなギャップがあって、わからない、わからないという答弁の中で、納得できる個別具体的な説明もないままにTPP参加に向けた事前協議は進んでおります。農業部門で交渉がまとまらないとなると、輸出産業等から批判が出て、結局は参加のほうに動いてしまうんじゃないかと心配をしております。午前中の中野議員の質問にもありましたように、宮崎県知事として、TPPには断固反対という姿勢で通していただけるよう、重ねてお願いをいたします。

次に、九州広域行政機構と道州制についてで

すけど、国が進めようとしている出先機関の事務権限の地方移管を九州広域行政機構で受けたいこうという協議が、九州地方知事会等で進められようとしています。でも、情報不足で、私たち議員もその内容がなかなか理解できていません。そこで、疑問点を一つ一つ質問させていただきます。県民政策部長、よろしく願います。

例えば、道路整備など宮崎県で行いたい事業は、機構に要望・陳情することになるんでしょうか。それとも、機構の中で九州全体を見渡して、必要と思われる事項を決定していくことになるんでしょうか。費用対効果の考え方で、結局は人口の多いところが優先されてしまうんじゃないかと思いますが、そういう心配はないんでしょうか。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 九州広域行政機構につきましては、政府が閣議決定した国の出先機関の原則廃止という方針に対し、九州知事会がその受け皿として提案しているものでございまして、機構が出先機関の業務を丸ごと担うこととしています。また、組織のあり方につきましては、執行機関と議事機関の設置を想定しておりまして、昨年末に政府が示した広域の実施体制の枠組みでも同じ方向となっております。このため、出先機関に提出されている要望等は機構において集約するということになります。その上で、機構が九州の均衡ある発展の視点に立って政策決定を行っていくことが、出先機関受け入れの目的となっております。

**○横田照夫議員** 分権の受け皿として平成の大合併が進められてきました。その中で、合併しなかった自治体は、国や県の権限の中で別にペナルティーを科せられることもなく、何ら困ることなく行政が行われています。むしろ合併し

たところのほうが難しい状況になっているようにも見受けられます。機構に移行することで、本当に宮崎県は不利な状況になることはないのでしょうか。もし宮崎県が参加しなかったらどうなるのでしょうか。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 政府の出先機関原則廃止の方針につきましては、その権限・財源等を移譲し、地方の実情に応じた政策決定、行政サービスの提供等を可能にすることが目的となっており、機構の具体的な検討に当たりましては、本県のように人口が少なく、社会資本整備のおくれている地域等を考慮し、九州の均衡ある発展に資する組織とすることが知事会の共通認識となっております。なお、政府が示している枠組みでは、現行の出先機関の所管区域等を参考に、受け皿となる組織が必ず含まなければならない都府県の区域を定める方向でありまして、九州においては、沖縄県を除く全県が対象区域になると考えられます。このため、九州内で参加しない県がある場合には、出先機関の受け皿としての要件を満たさず、国の出先機関の移管が実現しないことも想定されております。

**○横田照夫議員** 機構の設置手続には、各県議会の議決が必要とありますが、県議会の議決が必要なのであれば、九州地方知事会の動きに並行して、議会への説明とか議会との協議があるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 国の出先機関の地方移管につきましては、新たな法整備が必要であるにもかかわらず、政府からは、いまだ制度設計の全体像も示されていない上に、その動向も不透明な状況にありますことから、県議会の皆様に具体的な説明等を行えないのが現状

でございます。制度設計の具体案が示されましたら、本県の考えに基づきまして、その内容を精査の上、機構の設立の可否等を検討していくこととなりますので、小まめな情報提供や意見交換に努めてまいりたいと考えております。引き続き、議会内においても積極的に御議論いただければと考えております。

**○横田照夫議員** 11の出先機関はすべて、各県の利害が絡む案件をたくさん抱えていると思われるんですけど、それらは各県知事から成る合議制の執行機関で調整をしていくとあります。この合議制の執行機関では、高度な意思決定が必要な重要案件に絞って審議するとされていますけど、この高度な意思決定が必要な重要案件とはどういうものを指すのでしょうか。また、迅速な意思決定が優先されるような案件は、各県知事が各部門を独任的に管理する「分担執行委員制度」を活用していくとありますが、私はこの分担執行委員制度に強い危惧を感じます。例えば、地方整備局を独任的に管理執行する一知事が、自分の県に有利な意思決定をするおそれとかはないのでしょうか。どういう方法で、どこの知事がどの部門を管理するのかを決めることになるのでしょうか。また、今の出先機関事務所が機構の事務所になるようですが、事務所から遠い県の知事が管理者となった場合、県知事の職責を果たしながらの管理が本当にできるのでしょうか。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 議員御指摘の懸念を解消するために、政府が示している枠組みでは、構成団体間の利害調整が適切に行われ、一部の構成団体の考えに偏らない公平・公正な判断が保障される体制を前提に検討を進めることとされております。また、機構構想においても、分担執行委員である知事の権限は、あ

くまでも担当する機関の事業執行や管理等に限定しまして、各県の利害調整を要する案件や予算案の決定等につきましては、九州の均衡ある発展の観点から、各県知事による合議、議事機関による議決を想定しております。なお、分担管理の決定方法等につきましては、今後検討することとされております。

また、事務所から遠い県の知事が、知事としての職責を果たしながら、担当する出先機関の管理執行を担うことへの懸念につきましては、政府において、分担管理する知事のもとに、日常業務の管理執行を担う専任の執行役の配置が検討されているところでございます。

○横田照夫議員 機構は二元代表制の仕組みになり、九州7県議会から選出された議員で構成する議会代表者会議ができるようですけど、この議員の数は各県同数なのでしょうか。それとも人口比で決めるのでしょうか。または現在の議員定数比なのでしょう。議員数の決め方を教えてください。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 政府が示しています枠組みでは、受け皿となる組織の議会の充実に向けて、議事機関と執行機関の関係も踏まえまして、議会の自主的な取り組みを促すこととしております。九州知事会においても、議員定数など議事機関のあり方につきましては、九州各県議会の皆様に主体的に御検討いただく必要があるものと考えております。

○横田照夫議員 国の出先機関の丸ごと移管の対象には財源も入っています。九州での税収を財源とするのであればいいんですけど、結局は国からの財政措置に頼るわけで、本当に必要額をもらえるのかは甚だ疑問だと思います。財源の考え方をお聞かせください。

○県民政策部長（渡邊良一君） 財源確保につ

きましては、本県としても最も重視しているところをごいまして、三位一体改革の二の舞にならないように、移管される事務・権限・人員に応じた財源が国において確実に担保されることが、出先機関受け入れに当たっての大前提であると考えております。しかしながら、政府が示している枠組みでは、財源の全額確保は明確にされておられませんことから、知事会としても、移管に当たっては、人件費と事業費を区分し、それぞれの必要総額は、国において全額確保されることを法律に明記するよう強く求めているところでございます。

○横田照夫議員 ここからは知事にお尋ねします。宮崎県市長会と宮崎県町村会が、国の出先機関改革を拙速に推し進めるのではなく、慎重を期して対応するよという要望書を知事と議長に提出されました。このことをどのようにとらえておられますか。

○知事（河野俊嗣君） 広域行政機構についてのさまざまなポイントの御質問をいただき、内容を明らかにしていただいて大変ありがたいと思っております。議論を整理いたしますと、冒頭部長が答弁をいたしましたように、政府において閣議決定をされた国の出先機関の原則廃止という提案に対して、一つの受け皿としての提案を九州知事会として出したのがこの広域行政機構であって、関西は関西で別の案が出されている。九州の案がそのまま国の案として実現するわけではなく、それぞれの地域が出した案というのを踏まえて、今、政府において、どういう素案が考えられるのかというのを議論されておるところでございます。それに対して、今、九州であれば大分の知事が九州地方を代表して議論に参画していただいております。

今の御質問の市長会、町村会の御懸念、御心配の問題、さらには経済団体からも要望いただいているということでございますが、その内容は、国の出先機関、特に地方整備局の移管というものが、特に大震災の後でもあり、全国的な災害対応のネットワークが十分活用できるか、さらには、インフラ整備のおくれた本県に心配はないのか、おくれをとるのではないか、そのような御懸念であるということでございます。これは私としてもしっかり受けとめて、今後の議論に参画していきたいというふうに考えておるところでございますが、こういった市町村等からの問題提起、私どもの懸念というものは、今申しました大分県知事が参画する国の会議におきましても、九州における課題ということで問題提起をしていきまして、その意見を踏まえた検討がなされているところでございます。今後とも、政府からも素案が示されたら、それに対して宮崎としての考え方を伝えてまいりたいというふうに考えております。

**○横田照夫議員** 河野知事としては、この九州広域行政機構の会議にどのようなスタンスで参加されているのかをお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 今申しましたように、国としての出先機関の廃止、それはもとをたどすと、地方分権を推進していこうと、その一つの大きな推進力ということで考えられたものというふうに考えております。地方分権を推進していく必要というものは強く感じており、何らかの形でさらにいろんな議論を進めていく必要があろうというふうに考えておるところでございますが、この九州広域行政機構、もしくは出先機関の廃止に当たりましては、本県におきまして、そのような心配——インフラ整備の問題、また、先ほど議員も質問されましたような

利害調整というのが、九州の中において十分うまくいくだろうか、そのようなところがございいます。そういうところを踏まえた制度設計が可能なかどうかということところはしっかり見きわめて、必ずしも機構設立ありきもしくは出先機関廃止ありきということではなしに、本県の実情を踏まえた上で、あくまでも軸足は本県の立場というものを踏まえた議論をしてまいりたいというふうに考えております。

**○横田照夫議員** 機構は、政府が進める国の出先機関の原則廃止に呼応する形で提案したものであって、道州制は一たん横に置いているとあります。そうはいつでも、九州地方知事会も入っている九州地域戦略会議の中では常に道州制の話題が上っているようで、機構の目線の先には間違いなく道州制があるんじゃないかというふうに思ってしまう。そこでお尋ねしますが、仮に道州制ができたとして、知事、宮崎県は本当にいい方向に進むというふうに考えておられるでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** 先ほど市町村合併についての議論もございましたが、これも合併がすべて問題があったかとか、すべて成功だったかということではなしに、例えば今回の東日本大震災におきましても、合併したことによってうまく対応できた例もあれば、合併によりうまくスムーズな連携がとれなかったという事例もあるようであります。ポイントは、大切なことは、その制度をいかに仕組んでいくか、制度設計をどうしていくか、そして、その制度をどういうふうによく運用していくかということであるかと思っております。道州制であるからいいたとか、道州制だから問題だということではなしに、道州制を考える上でも、どのような制度の道州制を考えるかというのがポイントだと

いうふうに考えております。今の分権を進めるという観点からは、道州制に向けて議論を進めていくことが大事であるというのが基本的な私のスタンスであるわけでございますが、この広域行政機構もしくは出先機関の廃止の議論との関係では、九州各県の知事さんの中ではいろいろな個人個人の思いがあるのは確かであります。ただ、昨年、本県で行いました九州地方知事会におきましても、そこは切り離すべきだと。事務的な話になりますが、文章の中にそういったところが、ペーパーの中に落ちるような議論もなされておったんですが、それは本県におけるいろいろな議論を踏まえると問題であるということで、そこは切り離してくださいということを伝えたところであります。いずれにしても、先ほど言いましたように、本県の実情を踏まえ、本県に軸足を置いたような議論ということを、今後とも進めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 九州広域行政機構の内容とか知事の考え、スタンスは大体理解ができました。議会としてもこれから、これらの内容をともに協議が進められるというふうに思います。今のところ、多くの議員は、広域行政機構には慎重な立場であるように感じます。これから議会としての考えがまとまるうちに、知事とか執行部の皆さん方と協議をする機会もふえてくると思いますので、宮崎県の発展のために一緒に考えていきましょう。

次に、エネルギー供給についてですけど、東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、原発に関する国の動きやエネルギーに対する議論が活発になってきました。そこで、これまでの動きに関して質問をさせていただきます。

野田首相により、福島原発事故の収束宣言が出されました。発電コストの見直しがあって、

原発の発電コストが5割も高くなってしまいました。また、原発の寿命が40年とされ、安全性が認められれば20年の延長を認めるとされました。また、大飯原発のストレステストでは安全性が認められ、国もその評価は妥当と結論を出しました。これらの原発をめぐる国の判断をどう評価されますか。知事、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 福島第一原子力発電所の事故以降、国は、事故の収束はもとより、今後、原子力発電所をどう考えていくのか、さまざまな議論がなされておるところでございます。このストレステストにつきましては、さらなる安全性の向上と国民の安心・信頼を確保するという目的で、従来の定期検査に加えて実施をされているところでございます。最終的には地元の意向を踏まえた上で、総理なり関係閣僚が判断をすることとなっております。今国会に提出されております原子炉等規制法改正法案におきましては、これまで規定されていなかった原子炉の運転期間、今御指摘のあったことが明記をされているということで、安全性に向けたさまざまな検討なり法制化というものが進んでおるところでございますが、現段階では、いまだ原子力発電所の安全性に対する国民の信頼というものが回復された状況にはないのではないかと考えております。40年と言ったり、それをさらに20年と言ったり、ストレステスト、さらにはそれも足りないのではないかと、さまざまな議論があるというふうなところもあって、それが不安を増幅することにもなっているのではないかと考えておるところでございます。国に対しても、国民の安心・安心というものに対するしっかりとした説明ができるような検査、そして今後の方針決定というものを求めてまいりたいと考えておりま

す。

○横田照夫議員 九州の原発が昨年暮れにすべてとまりましたけど、原発ゼロでも厳冬期を乗り越えることができました。原発に頼らなくてもやっていけるのではないかと思いますけど、県民政策部長はどうお考えでしょうか。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 九州電力のデータによりますと、例年、ピーク時の電力需要につきましては、冬よりも夏のほうが高くなっております。また、去年は、九州の6基の原子炉のうち、定期点検のため5月までに3基が停止し、さらに9月にもう1基停止し、その後、12月までにすべての原子炉が停止しております。このままの状態が続いた場合、ことしの夏の電力需給はさらに厳しくなると予想されます。このようなことから、一層の節電対策が求められる可能性があると思いますが、同時に、国や電力会社には、原子力発電が再稼働しない場合も想定した電力の供給体制を検討していただく必要があると考えているところでございます。

○横田照夫議員 先日、新大分火力発電所で配管が凍結して全機が停止するトラブルがありましたけど、数日で復帰しました。これは、放射能が出ないことで早期の復旧が可能だったのではないかと思います。新大分火力発電所は、ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせたコンバインドサイクル発電所です。コンバインドサイクル発電は天然ガスを使用しますが、効率がよいため二酸化炭素の発生量も少なく、原発にも劣らない発電能力があるそうです。火力発電所は、石油とか天然ガスの供給の面で不安視されておりますけど、その不安を解決できるものとして、非在来型天然ガス的一种であるシェールガスがあります。採掘技術が開発されて商

業生産が可能になったそうです。天然ガスの可採埋蔵量は約60年と言われておりましたが、このシェールガスの開発によって160年を超えるとの見方もあります。このことにより天然ガスの安定供給が期待できますので、当面はコンバインドサイクル発電でつなぎ、再生可能エネルギーへ徐々に転換を図るべきではないかと考えますが、知事、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 今御指摘のありましたような新たなエネルギーを開発してエネルギーというものを考えていくことは、大変重要な取り組みだというふうに考えております。熱効率の高いコンバインドサイクル発電などもあるということですが、一定の時間がかかってしまうと。今、御指摘にありましたようなシェールガスなどは、技術開発によってようやく実用に向けて、特に北米などで活用されているというふうに伺うわけでございますが、一方ではそういう技術開発、またいろんな検討を進めながら、当面は九州電力としては、今、運用している発電設備の稼働率を上げるとか、休止している火力発電設備の再稼働に向けて取り組んでいくということでございます。本県としてできることとしましては、中長期的な視点から、電力の新たな供給源としての太陽光、バイオマス、さらにはマイクロ水力発電というようなこともありますけど、できる限り、そういった新エネルギーの拡大に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 再生可能エネルギーの固定価格買取制度が7月からスタートすることになっており、新エネルギーの導入に追い風が吹くことが期待される状況になりました。企業局では、これまでも、企業局新エネルギー導入事業により、マイクロ水力発電設備の整備等に取り

組まれておりますけど、今回の固定価格買取制度の導入を受けて、企業局は今後、新エネルギーの導入にどのように取り組んでいかれるのかを企業局長にお伺いします。

**○企業局長（濱砂公一君）** 企業局におきましては、これまで水力発電事業を中心に取り組んできておりますけれども、お話にありました固定価格買取制度のスタート、あるいは原発事故を受けましたエネルギー情勢の変化などの昨今の再生可能エネルギーの導入促進の流れを追い風といたしまして、今後は、企業局のこれまで培いました技術やノウハウを生かせる小水力発電に重点的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

具体的に申しますと、河川維持放流水による発電、あるいは農業用水を利用した市町村の発電計画などへの技術的な支援を引き続き積極的に進めますとともに、特に来年度からは、新たに、これまで発電に利用されていなかった治水ダムにつきまして、県土整備部と連携しながら発電可能性の調査に取り組むこととしております。まず、最初の有望地点として日南ダムを想定しているところでございます。企業局といたしましては、このような取り組みを通じまして、地域特性を生かした環境に優しいエネルギーの導入を推進することによりまして、県政の重点施策である環境・新エネルギー先進地づくりの実現に向けて、さらに貢献をしてまいりたいというふうに考えております。

**○横田照夫議員** 宮崎県は、多彩なエネルギー開発で新しい雇用をつくったり、農産物の差別化などを目指していけるのではないかと思いますけど、知事、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のとおりであります。キャンプシーズンも一段落しましたが、

これを実現している全国にも誇る日照環境を生かす。さらには、林業や畜産業から生じる豊富なバイオマス資源という、新エネルギーに対する高いポテンシャルがあると思っております。さらには、地下に埋蔵されている天然ガスもあるということでございますが、これは技術的になかなか活用に至っていないところでありますけれども、これもいずれ技術開発なり大きな期待をしたいところでございます。こういった太陽の恵みを初めとした多様なエネルギーというものをさまざまな分野に活用することで、雇用の確保、また農産物の差別化というものに結びついていき、本県の強みを生かすことになるというふうに考えております。

**○横田照夫議員** 本当にそうだと思います。今後のエネルギーシフトは社会の求めるところだと思いますので、積極的な施策の展開をお願いいたします。

次に、指定管理者制度のあり方について総務部長にお尋ねします。

まず、指定管理者制度の導入の意義、目的を教えてください。

**○総務部長（稲用博美君）** 指定管理者制度につきましては、公の施設の管理に民間の能力を活用することによりまして、住民サービスを向上させるとともに、経費の縮減等を図ることを目的としております。

**○横田照夫議員** 選定委員に県職員が必ず入っていますけど、その必要性はどこにあるんでしょうか。

**○総務部長（稲用博美君）** 本県の選定委員会は、5名以上の委員で組織することとしておりまして、委員の半数以上は、公認会計士や施設利用者の代表など、外部の委員に入っております。県といたしましては、



施設の設置者としての立場から、設置目的に沿った管理運営が行われ、真に県民のサービスにつながるよう、県職員の委員を最低1名入れるようにしているところがございます。

○横田照夫議員 全員を外部委員としても、最初に施設の役割とか県の施策との関連等をしっかりと説明すれば、それで十分事足りるんじゃないかなというふうに思います。そういった意味で庁内委員を入れる理由にはなっていないんじゃないかというふうに思います。

次に、申請者側に県職員やOBが入っている場合が多く見受けられますが、公平・公正・平等性に疑念が持たれることはないのでしょうか。また、公表された結果内容に対する申請者の問い合わせは認められているのでしょうか。

○総務部長（稲用博美君） 本県では、募集段階におきまして、審査の基準や審査方法、さらに審査項目ごとの配点などを公表しております。また、審査段階におきましても、あらかじめ設定しました審査基準等に基づいて各委員が審査しますとともに、その結果を公表し、その内容につきまして申請者からの問い合わせに対しても応じているところがございますので、公平性・公正性・透明性の確保は図られているというふうに考えております。

○横田照夫議員 申請者は何カ月もかけて調査をして、膨大な事業計画をつくって申請すると思いますけど、その事業計画書は選定委員に何日前に渡すのでしょうか。また、プレゼンテーションやヒアリングの時間は1社当たりどれくらいあるのでしょうか。選定委員は事前に事業計画書に目を通しておられるのでしょうか。なぜこういうことを聞くかといいますと、ヒアリングの際に、ここを聞いてほしいといったような的を射た質問がほとんどないという意見を聞

くからです。何社からも申請が上がってきたら膨大な計画書になると思います。審査に十分な時間が与えられているのかをお伺いします。

○総務部長（稲用博美君） 選定委員会の委員の皆様には、委員就任に当たりましてその趣旨を十分説明いたします。しっかり審査していただくようお願いをしているところがございます。実際の審査に当たりましても、審査委員会開催日の遅くとも1週間前をめどに事業計画書等の資料を委員にお渡しし、事前に内容を確認していただきますとともに、審査当日は、申請者ごとにプレゼンテーション、質疑の時間を合わせて30分から1時間程度とって審査をいただいているところであります。

○横田照夫議員 今、30分から1時間と御答弁いただきましたけど、私が相談を受けた団体の話では、プレゼンテーションに10分、ヒアリングに5分ということでした。もしこれが本当であれば改善を要望したいというふうに思います。

適正かつ確実に管理運営を確保するために、その状況を監視・測定・評価するモニタリングを実施するとありますが、その評価はどのように生かされているのでしょうか。利用者である県民のチェック制度はきちんと機能しているのでしょうか。指定期間が終了する前に、事業計画が計画どおり実施されてきたかどうかのチェックはされているのでしょうか。事業計画はいわゆるマニフェストだと思うんです。それに基づいて選定をするんですから、事業計画の実施状況を次の選定の参考にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○総務部長（稲用博美君） 管理運営状況を監視・測定・評価いたしますモニタリングですが、具体的には、毎年度事業報告書を提出させ

ますとともに、少なくとも四半期に1回は所管課による実地調査を実施しているほか、利用時間や運営内容などに対する苦情や要望を把握するための施設利用者を対象とする満足度調査も指定管理者に実施させまして、必要なものについては改善を指導しているところであり、以上のようなモニタリングの結果を取りまとめて、毎年度公表しているところですが、選定委員会の委員にも提供いたしまして、次の選定の参考にしていただいているところであり、

○**横田照夫議員** ある指定管理事業の審査では、委託料の基準価格に対する提案額が低いほうの点数が低くなっています。数字は主観が入るものではないと考えますが、どうしてそうなるのでしょうか。

○**総務部長(稲用博美君)** 委託料の提案額につきましては、「経費の縮減等」という選定基準の中の一つの審査項目であります。そのほかの審査項目であります、例えば業務遂行のための適切な経費の積算がなされているのか、あるいは管理業務の効率化、経費縮減に関する提案がなされているのか、そういったこと等を総合的に評価された結果であるというふうに考えております。

○**横田照夫議員** 利用料金を取る場合に、管理に要する経費を超えた、いわゆるもうけの部分の2分の1または一部を県に納付することとなっていますが、平成22年度の納付実績はゼロでした。ということは、みんな赤字だったということなのでしょうか。必要経費も出ない状況では、経費節減のための場当たりの運営しかできず、さらに集客力が減少するという悪循環に陥るのではないかと思います。申請者は、県が積算した基準価格よりも低い価格で提案を

します。その提案額をもとに協定を結ぶわけですから、もう既にその段階で県のメリットは出ています。だから、営業努力の結果、赤字が出たら指定管理者が責任をとるかわりに、黒字が出た部分はすべて指定管理者の収入とするべきではないかと考えます。指定管理者の意欲を高めるためにも、黒字となった部分は全部指定管理者の収入としてもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○**総務部長(稲用博美君)** 利用料金制度を導入している施設におきましては、利用料金収入が想定額を上回った場合には、上回った額を県と指定管理者との間で折半をしているもの、あるいは施設によりましては、県に納付させることなくすべて指定管理者の収入とするなど、インセンティブが働くようなことを実情に応じて取り扱いを定めております。指定管理者制度は、住民サービスの向上と経費縮減等を図ることを目的とした制度でありますので、利用料金収入につきましても、それぞれの施設の状況に応じて、今後その取り扱いについて検討してまいりたいというふうに考えております。

○**横田照夫議員** 確かに募集段階で説明があるので、理解した上での応募だとは思いますが、赤字の部分は全部責任をとらせて、黒字の部分は折半で納付をさせるというのは、県民目線で考えてどうかなというふうに考えます。ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、前回の管理者がほとんど次も選定をされています。出来レースになっているんじゃないかとも思いますけど、このままでは申請するほかの団体がなくなるのではないのでしょうか。

○**総務部長(稲用博美君)** 23年度は、募集しました15グループのうち、指定管理者の変更が

あったのは1グループのみでありました。その要因の一つとしましては、施設運営のノウハウの蓄積による評価もあったものというふうに考えられております。県といたしましては、今後競争性の確保の観点から、多くの皆様に応募をしていただけるように、募集方針の見直し、あるいは募集情報の周知などに努めてまいりたいというふうに考えております。

○横田照夫議員 公平・公正なジャッジが求められるオリンピックにおいて、例えばスキージャンプの飛型と着地姿勢の採点は、5人の審判員がいて、一番上と一番下の点数をつけた審判員を除いた中間3人の得点を合計するらしいです。議会でも、議員本人や身内に関する審議の際には当該議員は除斥されます。これも公平性や公正性を担保するためです。熊本県は、選定委員会の庁内委員を廃止して外部委員だけにしたようですが、宮崎県も公平性・平等性を担保するために同じような見直しをするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○総務部長(稲用博美君) 指定管理者制度につきましても、本県ではこれまでも、選定手続でありますとか選考基準の見直しを随時行ってきたところでもあります。御指摘のありました選定委員会につきましても、施設の設置者としての責任を果たす観点から、必ず1名は県職員が委員として入るようにしておりますが、指定管理者制度を導入いたしましてから6年が経過しようとしております。制度の趣旨も浸透してきているのではないかと考えております。今後は、外部委員だけで構成する方向ということについて検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。庁内委員を廃止する方向で選定委員構成の見直しを

すると御答弁いただきました。本当にありがたいというふうに思います。私が多くの時間をかけてこの指定管理者制度の質問をしたのは、その選定のあり方に疑問を訴える意見があったからです。素晴らしいスタッフをそろえて自信を持って事業計画書を提出したのに、5人のトータルで500点満点中基準点の300点にも達していなかったそうです。どうせ申請してもあそこがとることが決まっているというようなことにならないように、また次もチャレンジしてみようと思ってもらえるような公平性の高い選定方法になるように、しっかりと見直しをしていただきますようお願いいたします。

次に、サイバー攻撃について伺います。

昨年11月、福岡、鹿児島など10県の約200自治体で、手続をホームページ上で行う電子申請のサーバーがサイバー攻撃を受け、サービスが一時利用できなくなる被害がありました。これまでに、有力な防衛産業やインフラ系を含めて幅広い産業が攻撃の脅威にさらされている実態がわかってきましたし、国会や政府機関の被害もふえており、官民一体での対策強化が急務となってきているようです。そこでお伺いしますが、これまでに県庁内でのサーバー攻撃による被害事例はありましたか。県民政策部長、いかがでしょうか。

○県民政策部長(渡邊亮一君) 県におきましては、平成13年に県議会などのホームページが改ざんされる被害が2件発生したところがあります。その後、外部の専門機関によるシステムの脆弱性検査や職員に対する各種研修を実施するなど、情報セキュリティ対策の向上に取り組んだ結果、新たな被害の発生は確認されておりません。

○横田照夫議員 警察本部長にもお伺いします

けど、県内企業等への被害事例はありましたか。

○警察本部長（鶴見雅男君） 本県におきましては、御質問のようなサイバー攻撃といったような被害の実例は把握しておりません。

○横田照夫議員 新聞等の情報によりますと、県庁の業務停滞や個人情報・機密情報の漏えい、民間の銀行や電力、ガス、空港、医療などでの被害が予想されると思いますが、県警の想定するサイバー攻撃とはどういうものがあるのか、また、その対策はどう考えておられるのかをお尋ねします。警察本部長、お願いします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 近年は、インターネットを悪用して他人のIDやパスワードを盗用したり、また、わいせつ図画を頒布するといったようなさまざまなサイバー犯罪が発生しておりますけれども、その中でも、御質問のように重要インフラに対して攻撃を加えることによって社会の混乱を引き起こすような事態を、警察ではサイバーテロととらえまして各種の対策を講じているところであります。想定される具体的な事例といたしましては、金融機関の取引停止による経済の混乱や、電力の供給停止による大規模な停電、また、航空・鉄道等の運行システム誤作動による交通機関の麻痺などが考えられます。こうしたサイバーテロの未然防止と被害の最小化を図ることを目的といたしまして、警察では、昨年2月に宮崎県サイバーテロ対策協議会を設立し、県内の主要な重要インフラ事業所とともに、研修会や模擬訓練を実施しているところであります。今後とも、サイバー空間の安全確保に向けた各種対策を積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。

次に、社会保障関連について質問させていただきます。

我が国は、現在、1人の高齢者を3人で支える社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2055年には、1人の高齢者を1.2人で支えることになるかと想定されています。さらに進む少子高齢化の中で社会保障費は急激にふえていくことが予想されるために、政府から、「社会保障と税の一体改革」の素案が提出され、現在、国会でさまざまな議論が繰り広げられています。「社会保障と税の一体改革」については、平成21年の麻生内閣において税制抜本改革の基本方針が定められるなど、我々自民党も責任ある対応が求められていると思います。今最も大事なことは、改革の背景や内容を国民に正しく理解してもらうことではないかと考えますが、この「社会保障と税の一体改革」について知事はどのように受けとめておられますか、知事の所見をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 大変重要な御指摘でありまして、先送りのできない課題であるという認識でございます。数字の上で拾ってまいりますと、社会保障給付費が2011年度の予算ベースで107兆8,000億円に上っておるということでございまして、その財源には、保険料のほか、国と地方を合わせまして約40兆円の公費が使われているという状況であります。さらに、毎年の自然増として国費で約1兆円、地方費で約7,000億円と、大幅な増額が見込まれております。本県の今回24年度の当初予算案におきましても、社会保障関係費が前年度に比べて約58億円も伸びているというような状況でございます。こうした中、今を生きる我々の世代が享受する給付につきまして、給付に見合った負担を確保しないまま、その負担というものを将来世代に先送

りし続けるということは、社会保障の持続可能性の確保、また、財政健全化という観点からも困難ではないかというふうに考えております。したがって、社会保障と税のあり方をしっかりと今後考えていくという議論は、しっかり進めるべきであろうというふうに受けとめております。

**○横田照夫議員** 我が国の社会保障費は、毎年度の自然増だけでも国費が約1兆円、地方費が約7,000億円との答弁がありました。昨年9月議会の中野・明議員の代表質問では、本年度の県の関係予算は、県単医療助成を含め、総額617億円、前年比4%、約24億円の増との答弁がありました。この自然増が一体改革の背景にありますけど、あわせて、社会保障を充実強化し、負担増をお願いしようという話ですので、今後、県民の理解を得るためにも、給付費や医療費の伸びを抑えるための努力、持続可能な制度としていくための重点化・効率化の検討も大変重要ではないかと考えます。そこで、社会保障の抑制に向け、介護予防や健康づくりなど、本県ではどのような取り組みが行われているのか、また、医療費助成など県単事業の今後のあり方について福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 2点ございました。

まず、健康づくりについてでございます。社会保障費の抑制を図るためには、御指摘のとおり、健康づくりや介護予防に取り組むことが重要であり、県では、「健康長寿社会づくり」を長期戦略の一つの柱として推進しているところでございます。このため、本県の基本方針である「健康みやぎき行動計画21」に基づきまして、健康づくり指導者等の育成や、健康と栄養・食生活に関する意識の醸成等を図るととも

に、生涯を通じた歯の健康づくりなどに取り組んでいるところでございます。また、高齢者みずからが手軽に取り組めるよう工夫した「いきいきはつらつ介護予防プログラム」の普及定着を図りますなど、寝たきり予防の推進にも努めているところでございます。

次に、県が市町村に対し単独で補助している医療助成につきましては、乳幼児や重度障がい者等を支援する大変重要な事業でございます。今回の社会保障と税の一体改革におきましても、消費税収の国・地方の配分に係る整理の中で一定の役割が認められたところでございます。しかしながら、その事業費は来年度予算で23億円余と、多額の財政負担が必要な状況でございます。将来にわたり持続可能な制度として成り立つよう、今後、国や他県の動向を踏まえながら、市町村との役割分担などそのあり方も含め、検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○横田照夫議員** 厚生労働省は、来年度診療報酬改定案をまとめて、病気になっても住みなれた地域でなるべく暮らし続けられるよう、在宅医療に重点を置くことを打ち出しました。県も来年度の新規事業で在宅医療推進事業を挙げています。住みなれた地域で暮らすとか、自宅で見とるという理念は素晴らしいと思いますが、病院でないと診れない病気も多いのではないのでしょうか。在宅で診る病気とは具体的にどのようなものなのか、また、各地区に在宅療養支援診療所みたいな施設をつくることになるのか、さらに、在宅患者を往診するためには多くの医師が必要になるのではないかなど、わからない部分も多くあります。この在宅医療推進に対して県としてどのように取り組んでいくのかを福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 国の調査でございますが、終末期医療で6割以上、それから介護療養で4割以上の国民が自宅での療養を希望しております。こうした方々が安心して在宅で療養できるためには、症状が急変したときの医療対応や、日常生活を支える看護や介護等の支援体制の充実が不可欠ということになります。一方、本県の現状でございますが、在宅医療に取り組む医療機関等の地域偏在、関係機関相互の連携が十分でないなどの課題も多いというふうに認識をしております。このため、県といたしましては、訪問看護師等の人材の養成に努めるとともに、医師会等の協力を得ながら、各圏域ごとに講演会や研修会を開催いたしまして、在宅医療や介護に携わる関係機関の増加や連携を促進し、在宅での医療から介護まで切れ目のないサービスが提供できる体制を構築していきたいというふうに考えているところでございます。

○横田照夫議員 就学前までの医療費無料化とか高齢者の低負担で、必要と思われないような症状の受診や時間を無視した受診が多くなり、いわゆるコンビニ受診が顕著になっているようです。医師の負担軽減のために、県民に対して適正受診の啓発が必要ではないかと考えますが、福祉保健部長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（土持正弘君） 不要不急の受診を控えるなど、住民みずからが適正受診に努めていただきますことが、医師の負担を軽減するだけでなく、地域医療を守る上で極めて重要であり、延岡市、美郷町においては条例が制定をされたところでございます。県といたしましても、幼稚園等において保護者等を対象に、子供の急な発熱への対処の仕方など、小児救急に係る基礎知識の普及を図っておりますほか、N

PO法人等が実施いたします地域医療に係る研究会やシンポジウムの開催支援等を行っているところでございます。今後とも、このような地域住民の主体的な活動等を支援することによりまして、いわゆるコンビニ受診の抑制や医療機関の適正受診の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 生活保護世帯が急増しています。生活保護は、生活困窮対策としては必要な制度です。しかし、現在、生活保護制度に対する不平不満が蔓延しています。年金保険未払い者が無年金となり、その結果、生活保護をもらう。国民年金よりもはるかに多い給付額です。さらに医療費も無料。いっぱいもらった薬を売っている事例もあるように聞いています。さらに、一般の人は医療費を抑えるためにジェネリック医薬品に変えておりますけど、生活保護者には、医師がそれを勧めると差別になるということで新薬を処方しているということです。働けるはずの若者が働かずに生活保護を受給している事例も多く見受けられます。これでは年金保険を払わない者がさらにふえるんじゃないでしょうか。このままでは年金制度が破綻し、さらに社会保障全体が破綻するのではないかと考えますが、福祉保健部長は生活保護の現状をどのように考えておられますか。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県の生活保護世帯につきましては、御承知のとおり、リーマンショック以降、厳しい雇用・経済情勢の影響もありまして、増加している状況でございます。このような中、県としましては、生活保護の適正実施に努めるとともに、生活保護世帯の自立支援への取り組みが重要であることから、就労可能な方に対しまして、各福祉事務所に就労支援員を配置し、ハローワークと連携しながら

ら就労支援に努めているところでございます。なお、生活保護の基準につきましては、国の審議会において評価・検証が行われているところでありますが、「生活保護制度に関する国と地方の協議」において、地方の代表委員から、生活保護基準と年金との関係についても検証するよう要望しておりますので、県といたしましては、今後の国の動きを注視してまいりたいというふうに考えております。

**○横田照夫議員** 生活保護が高いのか、年金が安いのか、その判断は難しいと思いますけど、正直者がばかを見るようなことがないように、しっかりと国に意見を言っていたきたいというふうに思います。

私はいつも思うんですけど、家族の死に直面した場合、1分1秒でも長く生きてほしいという気持ちはよく理解できます。しかし、延命治療は患者本人や家族の負担も大きく、医療費負担も大きくなります。医師が家族に延命治療の是非を問うときの説明方法の見直しも必要なのではないでしょうか。また、途中で延命治療を中止するための法的整備も必要ではないでしょうか。これらに対する答弁は求めませんが、これ以上の医療費の伸びを抑えるために、国民みんなが真剣に考えなければいけない時期に来たんじゃないかなというふうに思います。

次は、少子高齢化社会戦略についてですが、人口の高齢化、現役世代の減少など、少子高齢化社会の進行はどうしてもネガティブ（後ろ向き）な話となってしまいます。しかしながら、少子高齢化社会をいかに心豊かに元気に明るく生きていける社会にしていくか。私は、一方で、次代を見据えた発想の転換、ポジティブ（前向き）な施策の展開が必要ではないかと考えます。今回の「社会保障と税の一体改革」で

は、社会保障の対象を、従来の高齢者だけでなく少子化にも光を当てている点は、注目に値すると受けとめております。県が昨年3月に策定した「未来みやざき創造プラン」には、「高齢者観の転換を図りつつ、誰もがいつまでも元気に、地域社会で活躍し、充実した暮らしを送ることができる社会づくりを目指します」。また、「県民総ぐるみで、安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しいと感じられる脱少子化社会を目指します」と、まさに少子高齢化社会を見据えた戦略が示されています。大変心強い限りです。そこで、これらの戦略に沿って、シニアパワーの活用や子育て支援など、どのような施策を展開しようとしておられるのか、福祉保健部長にお尋ねします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** まず、シニアパワーの活用につきましては、高齢者の大多数を占める元気な方々が、地域を支える一員としてその知恵や経験を十分に発揮し、活躍できる社会をつくっていくことが重要な課題の一つと考えております。このため、団塊の世代を初めとする高齢者によるコミュニティビジネスの手法も取り入れた事業への取り組みや、NPO等の立ち上げ・参加の促進などによりまして、高齢者の活躍の場づくりの構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、子育て支援でございますが、今年度から取り組んでおります「未来みやざき子育て県民運動」をさらに踏み込んで展開し、市町村を初め、事業所、関係団体等との連携を強化しながら、地域における子育て支援体制の充実や、子育てしやすい職場環境づくりなどを図ってまいりたいと考えております。

県といたしましては、御指摘のとおり、今後とも、「未来みやざき創造プラン」に掲げた

「健康長寿社会づくり戦略」や「脱少子化・若者活躍戦略」に基づき、少子高齢化社会を見据えた施策を展開してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次は自殺対策についてです。

平成19年の394人をピークに減少傾向だった本県の自殺者が、ことしは微増の見通しとの記事が新聞に載っておりました。自殺防止については、県でも知事を本部長とした自殺対策推進本部を設置して積極的に取り組んでいただいておりますが、改めて本県の自殺対策の現状と自殺防止に対する取り組みについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県の自殺者数でございます。住所地に基づき集計されます厚生労働省の統計によりますと、平成19年の394人をピークに、その後3年連続で減少し、平成22年には307人となったところであります。一方、住所地ではなく発生地に基づき集計される警察庁の統計でございますが、平成22年に320人だったものが、平成23年は338人とやや増加しております。このため、県では、自殺対策行動計画に基づきまして、「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業として、自殺対策のネットワークの構築強化を図る基礎づくりや、普及啓発の推進、相談窓口の設置など、5つの柱を基本に取り組みますとともに、今年度は、ハイリスク地対策として、西臼杵地域の橋梁に転落防止さくを設置するなど、総合的な自殺対策を行ってきたところでございます。なお、平成24年度からは、新たに声かけや見守りなどの地域のきずなづくりに取り組む市町村やNPO等の民間団体を支援することによりまして、自殺対策のさらなる推進を図りたいというふうに考えております。

○横田照夫議員 さまざまな自殺防止対策の取り組みをしていただいているようですが、全国42都道府県には、すぐに電話で相談できる「いのちの電話」という組織があって、ほぼ365日24時間の電話相談に対応しているようです。しかし、残念ながら宮崎県はその中に入っておりません。本県でも「こころの電話」など電話相談の窓口はありますが、複数で、時間帯や相談日の限りがあります。自殺者数の多い本県でありますので、24時間対応の「いのちの電話」のような相談窓口が必要ではないかと思いますが、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 御指摘がございましたとおり、自殺予防のための相談電話は、直接的に自殺を防ぐ観点から大変重要な役割を果たしているものと認識をいたしております。本県の相談窓口につきましては、NPO法人が運営する宮崎自殺防止センターに加え、昨年3月から、NPO法人の相談窓口がない曜日に、県が運営する自殺防止電話「ライフネット宮崎」を開設いたしまして、24時間対応ではございませんが、年間を通じて相談できる体制を整備したところでございます。相談窓口の一層の充実を図るためには、相談員の確保が不可欠でございますので、県ではこれまで、相談員の募集や養成に対する支援を行ってきたところであります。今後とも、相談窓口の充実や新たな相談窓口の開設等に当たりましては、関係団体と十分に連携を図りながら、積極的に支援を図ってまいりたいと考えております。

なお、3月1日、きょうから始まります「自殺対策強化月間」では、テレビCMや街頭キャンペーン等において、相談窓口を広く県民の皆さんに知っていただきたいというふうに考えておるところでございます。



○横田照夫議員 どうもありがとうございました。

次に移ります。口蹄疫の発生から間もなく2年がたとうとしています。口蹄疫は、畜産業だけでなく、多くの産業に大きな被害をもたらしました。この間、被災農家の経営再建はもちろん、大きな影響を受けた地域経済や県民生活の復興に、県を初め、市町村や関係団体が一体となって取り組まれてきたと考えております。知事は、口蹄疫からの再生・復興を大きな柱に県政運営を進めてこられ、その具体的な取り組みについては、昨年5月に「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表を策定し、これに基づき各種対策を進めてこられました。畜産農家の再建については、昨年末の時点での再開状況が、戸数ベースで59%、頭数ベースで56%となっています。経営の再開率については、農家の高齢化もありますし、T P Pなどの先行きへの不安等も影響しているようです。工程表の中では、畜産農家や産業界が安心して事業を展開できる環境を整備するため、二度と同じ事態を引き起こすことのない防疫体制の構築はもちろんですが、産地構造・産業構造の転換や経済雇用対策についても取り上げられています。そこで、まず、この再生・復興方針工程表の進捗状況について知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 工程表につきましては、防疫体制の強化などの9つの項目について、具体的な取り組みとスケジュールを示したものでありまして、これに沿って、スピード感を持って取り組みを進めておるところでございます。

まず、防疫体制の強化としましては、防疫マニュアルの見直し、また防疫演習の実施、さらには29の団体と防疫協定の締結もしておりま

す。また、県内全農場の巡回指導など、着実に取り組みを進めておるところであります。畜産経営再開への支援、また、産地構造・産業構造の転換につきましては、今、具体的な数字で、再開状況について御指摘のあったところでございますが、畜産農家個々の実情を踏まえた経営再開、農家に寄り添ってこの支援をしてまいりたいというふうに考えておりますし、露地野菜を中心とした耕種への転換等に取り組んだところでございます。今後ともさらに推進を図ってまいりたいと考えております。

また、適正な飼養管理のあり方などにつきましては検討すべき課題が残っておりまして、先日も関係団体と意見交換をしたところでございます。これも着実に進めてまいりたいと考えております。

経済雇用対策でございますが、口蹄疫復興対策運用型ファンドなどを活用しまして、商工・観光団体などが行う経済復興の取り組みへの支援などを実施しておるところであります。県内経済は、口蹄疫のみならずさまざまな要因が重なり、大変厳しい状況が続いているという認識でございます。今後とも関係団体と連携して、経済の活性化に取り組んでまいりたいということでございます。全体的には、おおむね計画に沿って進められているのではないかとこのように考えておるわけでございますが、再生・復興というものを実感を持って感じることができるよう、さらに取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 工程表の進捗は総じて順調ということですが、策定から1年近くが経過し、状況も変化してきていると思いますが、この工程表について今後見直すつもりはないか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） これは一つの取り組みの指針として、スケジュール感を持って取り組む指針として定めたものでございまして、これを金科玉条に変えない、状況変化もさまざまございますので、それを踏まえて柔軟な見直しというものも必要かというふうに考えております。先ほども申しましたように、先般、「本県畜産の新生」ということをテーマに掲げ、目指すべき姿と実現のための方策につきまして、関係団体のトップと率直に意見交換を行い、認識の共有を図ったところでございますが、そういう点も踏まえて、さらに具体的な取り組み方針の見直しというものを含めて進めていく必要があるかというふうに考えております。このような状況を踏まえて、畜産経営再開の支援や経済雇用対策について、具体的取り組みやスケジュールの見直しを行うとともに、本県畜産の新生に向けた項目なども新たに追加しまして、工程表の改訂を行うよう事務方には指示をしたところでございます。

○横田照夫議員 新燃岳とか東日本の震災なども大きな影響を及ぼしているんじゃないかなというふうに思います。どこまでが口蹄疫の影響と分けることは非常に難しいと思いますが、あわせて経済浮揚を目指していただきたいというふうに思います。

口蹄疫からの復興に当たっては、宮崎市を含め、西都・児湯地区はもちろんですけど、やはり県内の飼養頭数の回復が重要であるというふうに思います。特に肉用牛繁殖経営は、再開状況を見ても繁殖雌牛の導入割合が低くなっているようです。このような中で県の施策を見ますと、繁殖雌牛の頭数を確保するための事業がないように見えます。繁殖雌牛の県内保留や導入のための対策は、本県の肉用牛対策として

重要な施策と考えますが、県としてどのような対応をしようとしているのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 繁殖雌牛の県内保留や導入を促進いたしますことは、本県の肉用牛振興にとりまして大変重要であると認識しております。このため、平成22年度に畜産協会に造成いたしました宮崎県種畜再生対策基金を活用して農協が繁殖雌牛を購入し、県内の農家に一定期間貸し付けを行う繁殖雌牛導入対策事業を、今後も引き続き実施することにしております。また、優秀な雌子牛の県内保留を目的とした優秀繁殖雌牛地域内確保対策事業を、同様に畜産協会において、平成23年度の単年度事業として実施してまいりましたが、優秀な種雄牛を継続して造成するには、優秀な雌牛牛群を整備することが不可欠であることから、引き続き平成24年度も実施することといたしました。これらの事業を活用して、優秀な繁殖雌牛基盤を強化し、本県肉用牛の振興に一層努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、口蹄疫の発生に伴う人工授精業務の自粛により、昨年12月から子牛競り市への出荷頭数に偏りが出ることについてですけど、この問題に対して、自民党としても地域の声を受け、県に対して支援を要請し、11月に予算措置がなされました。本当にありがたかったです。これまで出荷頭数が減少することが懸念された1月から2月にかけて10回の競り市が開催され、1月には約1,000頭、2月には約6,000頭が上場され、価格は1月が47万2,000円、2月が45万1,000円でありましたけど、この結果について県としてどのように認識しておられるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県では、人工

授精の自粛に伴い出荷頭数が減少し、1月、2月の競り市開催や価格の下落を懸念しておりましたが、これまで約7,000頭の子牛が出荷されるとともに、平均価格も40万円を超え、また、早期出荷された子牛も高く評価されておりまして、一安心しているところでございます。これは、11月補正予算で措置し、子牛価格安定対策と購買者支援対策に加え、各地域の実情に応じた早期出荷や価格安定に向けた独自の支援策の実施などにより、市町村、JA、市場関係者、さらには生産者の方々が一体となって出荷調整に取り組んでいただいた結果と購買者の御協力のたまものであると認識しておるところでございます。県といたしましては、今月、さらに平成24年度においても、人工授精自粛の影響が懸念される時期がありますことから、引き続き、関係機関・団体とも十分連携し、競り市場の活性化、ひいては農家経営の安定に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次ですけど、今、農業用ハウスに使う燃料が高騰しています。ひところの倍ぐらいの価格で農家の経営の足を引っ張っているような状況です。こういう状況の中で、農家によってはいろいろな工夫を凝らして省エネ対策を講じているところもあります。1つの例を挙げますと、ビニールハウスは天井が二重構造になっているんですけど、その内膜を袋状にして空気を送り込むと、暖房効果が格段に向上するらしいです。内張空気膜フィルムというらしいんですが、新富町の農家の実証していて、燃料費を2割ぐらい節約できるそうです。そういう方法も含めて燃油高騰対策をどう取り組むのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 近年、燃油価格の高騰により、施設園芸農家の経営が大変厳

しくなっておりますことから、県では、ヒートポンプや循環扇などの省エネ設備の導入や、化石燃料にかわるエネルギー転換に向けた取り組みを進めてきたところでございます。また、平成24年度新規事業として本議会にお願いしております「ネクスト！みやざきエコ施設園芸産地拡大事業」において、引き続き、内張空気膜フィルムなど省エネ効果の高い設備や、脱石油型暖房機の導入を支援いたしますとともに、木質バイオマスを活用した新たな暖房体系の普及拡大に向け、低価格で導入できる小型木質ペレット暖房機の実証試験や、ペレットの安定供給体制の構築等に取り組むこととしております。これらの取り組みにより、燃油コストを削減し、農家経営の安定を図るとともに、環境に優しく、力強い園芸産地への転換を進めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 中近東の情勢悪化で、燃油価格はさらに上昇することが懸念されます。次年度作付への切りかえ時期に内張空気膜フィルム等の設備が進むように、積極的な取り組みをしていただきたいと思います。

次に、農業法人を中心に6次産業化が進められていますけど、個人農家もそのような方向に進めないでしょうか。個人農家に後継者がいる場合、まだ若い両親にはこれまでどおり営農を続けてもらって、後継者に6次化を目指してもらおう取り組みもあっていいのではないかと考えます。農業法人だけでなく、個人農家もこれまでの営農から一歩踏み出した経営を目指すべきではないかと考えますが、農政水産部長、いかがでしょうか。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県農業の新たな成長産業化を図り、儲かる農業を実現するためには、6次産業化の取り組みを、法人のみ

ならず、個人農家においても幅広く促進することが重要であると認識しております。このため県では、6次産業化に取り組もうとする農業者に対して、加工や販売などの専門知識を有するプランナーを派遣し、事業計画の策定支援や経営安定のためのフォローアップなどを行っております。さらに、来年度から、「目指せ6次化！みやざき未来農業創出事業」におきまして、農業経営の多角化に取り組むための知識や技術を習得するチャレンジ塾を創設するなど、個人農家を含めた6次産業化の取り組みを幅広く支援していくこととしております。今後とも、本県の豊かな農産物の価値をさらに高める農業者の6次産業化の取り組みに対しまして、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 教育委員会は、今、キャリア教育に力を入れようとしておられますけど、6次産業化を目指す若者を育てるのも、まさにキャリア教育ではないかと考えます。農業の担い手となる若者に6次産業化を学ばせることは大切なことだと思いますが、6次産業化に対応するための高等学校における農業教育の現状と今後の取り組みの方向性について、教育長にお尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） これからの本県農業教育のあり方につきまして、宮崎県産業教育審議会より平成20年に答申をいただいております。その中で、「農業を、生産のみならず、加工や流通を含めた総合的な産業ととらえ、確かな生産技術に加え、流通・販売の方法や幅広い経営感覚を身に付けさせる」、6次産業化につながる教育を実践するよう提言をいただいております。この提言を受け、現在、高等学校では、総合実習や課題研究等の科目の中で、例え

ば、学校で生産した野菜や日向夏等を加工したドレッシングやパン等の商品開発を行い、地域で販売実習をするなど、生産から加工・販売まで実践的に学ばせる取り組みを進めております。今後とも、6次産業化に関する視点を持ちながら、食品関連企業や農業生産法人等とより一層連携し、魅力ある農業教育を推進してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 同じように、農業の6次産業化を目指す若者の育成に向けて、県立農業大学校における教育の現状はどうなっているのかを農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県において6次産業化を進めていくためには、将来を担う若い世代を対象に、意識啓発や実践的な教育を行うことが大変重要でございます。このため、県立農業大学校では、平成22年4月に、農畜産物の加工やグリーンツーリズムなどの6次産業化を担う人材の育成を目的として、新たにグリーンライフコースを設置したところであります。このコースでは、農畜産物を活用した加工実習や商品化及びマーケティングなどの学習のほか、農家レストラン・民宿などの事例研究を取り入れた実践的な教育を行っているところであります。今後とも、6次産業化への積極的な取り組みを通して、儲かる農業に果敢に挑戦する若者の育成に努めてまいりたいと存じます。

○横田照夫議員 個人農家が新たな一歩を踏み出せるように、あらゆる方向からの御支援をお願いいたします。

次に、土地収用についてお尋ねします。

私たちの周りには、例えば国県道の歩道などが途切れているところが何カ所もあります。こういう用地取得が困難な場所はどういう対応をされているのでしょうか。県土整備部長にお尋

ねいたします。

○**県土整備部長（児玉宏紀君）** 議員が指摘されましたとおり、国県道においては、用地取得が困難で部分的に歩道が整備されていない箇所もありまして、道路利用者に御不便をおかけしているところがございます。用地取得が困難となっている理由につきましては、権利者が多数存在する共有地であったり、あるいは相続が発生していることなどから権利の整理が非常に困難なもの、それからまた、事業に対する地権者の理解が得られないものなど、さまざまでございます。現在、そのような歩道の一部未整備箇所につきましては、市町村や地域の関係者との問題解決に向けた協議を継続するとともに、応急的な措置としまして、通過車両に注意喚起を促すため、路肩にポールを設置したり、あるいは歩行者通行帯として緑色で表示するなど、可能な限り歩行者の安全対策に取り組んでいるところでございます。

○**横田照夫議員** このような場所は、歩道が途切れているために、子供たちや学生などが非常に危険な状況になっています。幸い今のところ事故等は起こっておりませんが、地元の人たちは常に心配をしておられます。こういう状況を解消することは、まさに公共の利益だというふうに考えます。長い間交渉ができていないものについては、土地収用をかけてもいいものはないかと思いますが、強制収用できないものか、県土整備部長にお尋ねします。

○**県土整備部長（児玉宏紀君）** 法に基づく土地収用につきましては、事業に必要な土地等を強制的に取得できる制度であります。この制度の適用に当たりましては、個人の財産権を制約することにもなりますので、事業の整備効果やほかに適正なルートや手段がないかなど、さま

ざまな角度から慎重な検討を行う必要がございます。このため、例えば東九州自動車道のような、公益性が高く、その用地が取得できなければ事業の効果が十分に発揮されない場合などに、この制度を適用しているところであります。用地の取得は任意で御協力いただくことが原則でありますので、事業の実施に当たりましては、計画段階から地権者の御意見をお聞きし、丁寧な説明を繰り返すなど、円滑な用地取得が図られますよう、今後とも努めてまいりたいと考えております。

○**横田照夫議員** こういう場所は、多分、交渉の段階でいわゆる感情のもつれが生じて、しこりが残ってしまったところも多いんじゃないかなと思います。答弁にありましたように、丁寧な説明で用地取得が円滑にできるように努力してほしいと思います。

次に、海岸侵食です。

私が議員になって初めての質問で海岸侵食問題を取り上げましたが、それから既に9年が過ぎ去ろうとしています。その間、自然保護団体などとの協議が重ねられてきましたが、その中でヘッドランド工法の計画も消えてしまいました。でも、そのような協議を重ねる間にも、海岸侵食はさらに進んでいます。佐土原の大炊田海岸にある自転車道は、現在侵食によって壊れていますけど、そこらあたりの自転車道は、補修しては壊れの繰り返しのようです。現在、大炊田海岸では応急対策工事が進められておりますけど、どのような工法でどれぐらいの期間がかかるんでしょうか。県土整備部長にお伺いします。

○**県土整備部長（児玉宏紀君）** 大炊田海岸で現在国が行っている応急対策工事につきましては、昨年、台風の影響により侵食を受けた延長

約1.3キロメートルの区間におきまして、浜がけの急激な後退を抑制するため、本年1月から養浜を主体とする工事が進められております。このうち、海岸背後地に下水道の終末処理場などの施設がある区間につきましては、さらに侵食抑制効果を高めるため、短期間で施工可能な、袋状のネットに石を詰めたものを設置いたしまして、その上に重ねて養浜を行っております。対策工事は順調に進んでおりまして、3月末までに完了する予定と伺っております。

○横田照夫議員 大炊田海岸は砂丘も低くて、今ありましたように、下水道の終末処理施設なども海岸近くにあります。台風等により浜がけがさらに後退すれば、住民生活に大きな影響や危険が及ぶことが考えられます。確かにアカウミガメの保護の訴えもよく理解はできますが、もう既に産卵ができる場所は侵食されてしまっていてなくなっていると思われれます。また、こちらの海岸侵食は、一ツ瀬川上流のダムとか宮崎港をつくったことが原因とも言われていますけど、今さらそれを壊すという議論にはならないと思います。それらを残しながら侵食を抑えていくことが大事なのではないでしょうか。

千葉県九十九里浜には多くのヘッドランドがつくられていますが、そこを所管する土木事務所の話では、効果は出ているとお聞きしました。私たちも視察をしましたが、コンクリート堤防とその前に置かれたテトラポットは既に砂に埋まって、汀線は何十メートルも先にありました。その効果を実感したところでありました。宮崎海岸も、もうそろそろ、侵食を防ぐための抜本的な工事を始めなければいけないと考えますが、県土整備部長に、現状はどうなっているのかをお尋ねします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 宮崎海岸の侵

食対策につきましては、国が平成20年度に事業に着手して以来、砂浜の回復と沿岸での砂の流れを把握するために試験養浜などを行って、その調査結果をもとに、宮崎海岸侵食対策検討委員会の場で、各分野の専門的な立場から意見をいただきながら、対策工法の検討を行ってまいりました。それからまた、地域住民との合意形成が図られるよう、宮崎海岸市民談義所などで数多くの議論を重ねてきたところでございます。その結果、昨年、抜本的な対策として、土砂流出を抑制するための突堤の設置、砂浜を回復するための養浜の実施、浜がけの後退を抑制するための護岸の整備を行うことが決定したところでございます。今年度末には、国におきまして突堤建設工事の発注が行われ、突堤に用いるブロックの製作などを進めながら、アカウミガメの産卵期や台風期を避けた本年10月以降に現場に着手する予定と伺っております。県としましては、宮崎海岸の侵食状況は著しく、早急な対策が必要であると考えておりますので、引き続き国と連携して、関係者の皆様方の御理解と御協力もいただきながら、侵食対策工事の早期完成を目指してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。抜本的な対策が決定して、ことしの10月以降に現場での着工予定と聞いて、正直ほっとしています。今後とも速やかな着工を目指して頑張りたいと思います。

次に、キャリア教育についてお尋ねします。

先ほど6次産業化のところでも質問しましたが、キャリア教育が重視されるようになった背景について、教育長にお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） キャリア教育が重視されるようになった背景といたしましては、平

成23年の中央教育審議会の答申によりますと、現在の若者たちは大きな困難に直面しており、それは、例えば、完全失業率や非正規雇用率の高さ、無業者や早期離職者の存在など、いわゆる学校から社会・職業への移行が円滑に行われていないという点に顕著にあらわれているとされております。また、若者たちのコミュニケーション能力など職業人としての基本的な能力の低下や、職業意識・職業観の未熟さ、進路意識や目的意識が希薄なまま進学する者の増加など、さまざまな課題も示されております。これらの課題解決のために、社会的・職業的自立を目指すキャリア教育のさらなる充実が必要となってきたものと認識しております。

○横田照夫議員 早期離職とか未就職の理由にミスマッチという言葉がよく使われますけど、本当に希望する職業につける人はわずかだと思います。ほとんどの人は、必ずしもマッチしていない職業にも我慢をしながら続けることで、自分の役割とか立つ位置が見つかり、おもしろくなってその仕事が続けられることになるんじゃないでしょうか。そういう面で、子供たちが生活している学校や家庭の中で自分の役割を見つけ、自分が周りから期待されている、役立っているということなどを感じさせることが大事ではないかと考えます。例えば、農業は機械化によって子供の手をかりる必要がなくなったかもしれませんが、それでも何か見つけて仕事を与え、自分が家の中で役立っていることを感じさせることが大事だと、私の反省も踏まえて考えています。また、きつい・汚い・危険という、いわゆる「3K」という言葉がよく使われた時期がありましたけど、職業に貴賤はなく、どんな職業も必ずいろんな形で社会貢献しているということを教えることも大事ではない

かと思います。さらに、日本には昔から「恥の文化」というものがありましたが、パラサイトシングルとかニートと言われる若者が出ないように、自立することの大事さをしっかりと教えることも必要ではないかと考えます。キャリア教育とはそういうことと理解してよろしいでしょうか。キャリア教育の目的について教育長にお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 働くことには、生計を維持するためでなく、自己の能力や個性を發揮し、自己実現を図ることや、社会の一員として社会貢献することなど、多くの意義があるものと認識しております。そのような働くことの大切さを子供たちに教えることは、キャリア教育の大きな目的の一つであると思います。それとともに、キャリア教育は、コミュニケーション能力、忍耐力、課題解決能力など、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育成することを目的としております。子供たちが将来直面するであろうさまざまな課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めるために、発達の段階に応じてキャリア教育にしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

○横田照夫議員 産業界にとって人材の育成は非常に大事なことだと考えます。職場体験などを積極的に受け入れてもらうような産業界との連携をとるために、行政や教育委員会からの働きかけも大切ではないでしょうか。キャリア教育の今後の取り組みについて教育長に伺います。

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会といたしましては、産業界の代表の方、学識経験者、保護者等から成る学校教育改革推進協議会におきまして、宮崎にふさわしいキャリア教育の推進のあり方について協議をお願いし、先月その

報告をいただいたところであります。この報告の中では、小・中・高等学校等、12年間を見通した校種間の縦の連携を図ること、学校と家庭・地域社会・企業等との幅広い横の連携において、特に産業界との協働を図り、学校を支援する仕組みづくりを構築すること、3つ目として、本県独自の課題やニーズに対応した取り組みを進めることなどの貴重な提言がなされております。今後、この報告を十分に参考にさせていただきますまして、来年度、本県としてのキャリア教育プランを策定し、御指摘のありました産業界との連携を深めながら、キャリア教育にこれまで以上に積極的に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 申しわけありません、3時になりましたので、学校の避難体制は飛ばさせていただきますまして、最後の質問に移りたいと思います。

渡辺教育長は、平成20年4月に就任されて、4年間の任期を迎えられるところですが、少子化による学校再編の問題など、多くのつらい判断もあったんじゃないかと思います。でも、今年度は国体で20位台になるなどの快挙もあって、教育長の4年間への御褒美になったのかとも思います。これまでの4年間の振り返りと今後の宮崎の教育のあり方、人づくりなどについて、教育長の思いをお聞かせください。

○教育長（渡辺義人君） ことは古事記編さん1300年でありますので、古事記の世界をちょっとおかりして申し上げますと、天上界の高天原と地上界の葦原中国（あしはらのながつくに）の間に天の浮き橋がありますけれども、この守人としての4年間ではなかったかなというふうに分では例えております。

私は常々、教育に携わる者の使命というのは、子供たちの夢や希望の実現に尽力すること

であると考えております。そのためには、子供と向き合う人の力、いわゆるマンパワーを基盤とした、学校や家庭、地域におけるひたむきな教育の積み重ねが大切であるという認識のもとに、今の教育に何が必要とされているのか、そのために何をなすべきか、そういう視点で、微力ではありますが、本県の教育の推進に取り組んでまいりました。

その取り組みの一端といたしまして、本県の教育環境や教育行政の枠組みの整備という視点から、特別な支援を必要とする子供たちに、発達の段階等に応じたきめ細かな教育を提供するための特別支援学校高等部の設置ですとか、市町村教育委員会に対する支援体制を高めるための広域教育事務所体制の整備などに取り組んでまいりました。

また、今後10年間に目指す本県教育の姿と取り組むべき施策を示しました「第二次宮崎県教育振興基本計画」に続いて、現在、魅力と活力のある高校づくりのための「高等学校教育整備計画」の策定に取り組んでいるところでございます。

また、別の視点として、家庭や地域の教育力を一層高め、生かす、そういう視点のもとに、子供たちが自分で弁当をつくることで、食育とともに自立心や社会性などをはぐくむ「みやざき弁当の日」ですとか、企業の専門性や人材を活用して教育の現場に生かす「みやざきの教育アシスト事業」、さらには、工業や農業を学ぶ子供たちが、地域や農家に出向いてその夢や志をはぐくむ「ものづくり人材育成塾」や「ハイスクール農援隊」など、そういった宮崎にある豊かな資源に着目した取り組みも行ってきたところでございます。

現在、我が国、そして宮崎県もそうでありま



すが、近年、多くの災害に見舞われております。このような状況において思いますことは、これからを生きる子供たちに必要な教育というもの、いかなる困難や試練に直面しようとも、人と人とのきずなを大切にしながら、未来を見詰め、たくましく生きていく力をはぐくむことであると考えております。そのためには、学校と家庭、地域が固いきずなで結ばれ、まさしく高天原の世界から、そういう夢や希望に向かって突き進む子供たち一人一人に、厳しくも温かいまなざしを注いでいくことが大切ではないかと、このように考えております。引き続き、県議会を初め、県民の皆様方の本県の教育に対する深い御理解と御支援をお願いしたいと存じます。以上であります。

○横田照夫議員 ありがとうございます。

最後にお礼を言わせていただきます。私も、くどいぐらい住宅リフォーム事業について質問させていただきました。大変財政上厳しい中、来年度の新規事業として木造住宅耐震化リフォーム事業を立ち上げていただきました。必ず大きな成果が出ると確信をしております。感謝申し上げます。質問のすべてを終わります。ありがとうございます。(拍手)

○外山三博議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会します。

午後3時5分散会

3月2日（金）

# 平成 24 年 3 月 2 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- |      |         |                 |
|------|---------|-----------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一 | (郷中の会)          |
| 2 番  | 岩 下 斌 彦 | (自民党つくしの会)      |
| 3 番  | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団)      |
| 4 番  | 渡 辺 創   | (新みやざき)         |
| 5 番  | 西 村 賢   | ( 同 )           |
| 6 番  | 黒 木 正 一 | (自由民主党)         |
| 7 番  | 松 村 悟 郎 | ( 同 )           |
| 8 番  | 内 村 仁 子 | ( 同 )           |
| 9 番  | 後 藤 哲 朗 | ( 同 )           |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | ( 同 )           |
| 11 番 | 二 見 康 之 | ( 同 )           |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | ( 同 )           |
| 13 番 | 外 山 三 博 | ( 同 )           |
| 14 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新)         |
| 15 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団)      |
| 16 番 | 高 橋 透   | (社会民主党宮崎県議団)    |
| 17 番 | 太 田 清 海 | ( 同 )           |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき)         |
| 19 番 | 星 原 透   | (自由民主党)         |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | ( 同 )           |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | ( 同 )           |
| 22 番 | 丸 山 裕次郎 | ( 同 )           |
| 23 番 | 押 川 修一郎 | ( 同 )           |
| 24 番 | 外 山 衛   | ( 同 )           |
| 25 番 | 宮 原 義 久 | ( 同 )           |
| 26 番 | 山 下 博 三 | ( 同 )           |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団)      |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団)    |
| 30 番 | 井 上 紀代子 | (新みやざき)         |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | ( 同 )           |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党)         |
| 33 番 | 横 田 照 夫 | ( 同 )           |
| 34 番 | 中 野 一 則 | ( 同 )           |
| 35 番 | 中 野 廣 明 | ( 同 )           |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | ( 同 )           |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | ( 同 )           |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | ( 同 )           |
| 39 番 | 十 屋 幸 平 | ( 同 )           |

地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 知 事               | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事             | 牧 元 幸 司   |
| 県 民 政 策 部 長       | 渡 邊 亮 一   |
| 総 務 部 長           | 稲 用 博 美   |
| 福 祉 保 健 部 長       | 土 持 正 弘   |
| 環 境 森 林 部 長       | 加 藤 裕 彦   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 米 原 隆 夫   |
| 農 政 水 産 部 長       | 岡 村 巖     |
| 県 土 整 備 部 長       | 児 玉 宏 紀   |
| 会 計 管 理 者         | 豊 島 美 敏   |
| 企 業 局 長           | 濱 砂 公 一   |
| 病 院 局 長           | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長           | 日 隈 俊 郎   |
| 教 育 委 員 長         | 近 藤 好 子   |
| 教 育 長             | 近 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長         | 鶴 見 雅 男   |
| 代 表 監 査 委 員       | 宮 本 尊     |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 四 本 孝     |

事務局職員出席者

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘   |
| 事 務 局 次 長   | 成 合 修     |
| 総 務 課 長     | 山之内 稔     |
| 議 事 課 長     | 武 田 宗 仁   |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広   |
| 議 事 課 主 査   | 関 谷 幸 二   |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一   |

◎ 代表質問

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、新みやざき、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。新みやざきを代表して質問をとり行います。

延岡市出身で、昨年11月に就任されました平田健二参議院議長の就任祝賀会が、延岡市で2月18、19日の2日間にわたり行われました。初日は平田議長の同窓生を中心とするもので、2日目は、延岡市長を初めとする9団体が発起人となる市民を挙げての祝賀会でした。どちらにも私は出席をさせていただきました。2つの会場はあふれんばかりの参加者で、90歳を超える平田議長の御両親も喜色満面に参加していました。お母様は、議長就任の一報を聞いたときは「長生きをして本当によかった」と、就任を大変喜んでいたという話を御家族より伺いました。平田議長は、「ふるさと延岡、そして宮崎の発展のために全力を尽くしてまいりたい」と、インフラ整備が大きくおこなわれていることを憂い、ふるさとへの熱い思いを込めた力強いごあいさつをいただきました。大変心強く、そして頼もしく感じ、しっかりと頼っていかねばならないと思った次第であります。今後ますます御健勝で御活躍されますことを祈念し、また、ふるさとへの配慮を切にお願いする次第です。

さて、本日3月2日は、元気に生きていれ

ば、私の母の81回目の誕生日になります。大変元気がよく、面倒見のいい母でしたが、還暦を迎える前に難病のパーキンソン病を患いました。父は、医者や人からいい医者と紹介された各地の病院へ母を連れて回り、また献身的に看病やりハビリを行いました。思いもむなしく急速に病状は進行し、すぐに寝たきりになりました。ほとんど自分で体を動かすことはなくなり、最後に母が自分自身の意思で動かされたものは目玉だけという非常に残酷な病は、65歳で母を天国に連れて行ってしまいました。こととして17回忌を迎えます。あのころは、やっと歩いている母が、父に連れられ、列車や車に乗って、県内各地はもとより、遠い県外までなぜ治療に行かなければならないのか、腹立たしさを覚えたものでした。母の場合は難病であったために治すことはかないませんでした。地元の人が県外まで治療に行かなくてもいいような安心・安全、そして高度な医療環境をつくらねばと、当時は一市民として考えていました。しかし、残念ながら現実には、地方における医療状況はそのときよりさらに深刻さを増しています。全県民が安心・安全で安定した医療を受けられる体制の構築のため、微力ながら努力してまいりたいと存じます。今回も医療・福祉を初め多岐にわたり質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、知事の政治姿勢をお伺いいたします。

2012年度県予算案が提案されました。一般会計の総額は5,728億3,000万円で、昨年の骨格予算に肉付けとなる補正予算をプラスした実質の当初予算と比較し、別会計にした公債管理特別会計を合計すると、1.7%増となる積極的な予算となりました。疲弊している本県の復興と防災

対策に重点を置いた50億円規模の地域経済活性化・防災対策特別枠が新設される等々、河野カラーのついた踏み込んだ予算で、まさに「みやぎの元気・安心創出予算」だと私は思います。また、県債の管理等をする公債管理特別会計を創設するなど、財政状況や借金返済を明確にすることは、財政再建にも真摯に取り組む姿勢と評価いたします。

1年前の代表質問で私は、就任したばかりの知事に、「河野知事にとっての理想の知事、また目指したい知事は」と伺いました。その問いに、「知事というより一人の政治家として、またリーダーとして尊敬しているのは、上杉鷹山公であります。本県出身でありながら、米沢藩主として活躍された立派な方です。「なせば成る」という名言でありますとか、「伝国の辞」に示された政治哲学、これも大変学ぶべきところが多いように思います。また、ひたすらに藩の人々のために、みずから先頭に立って、強い信念と確かなビジョンを掲げまして、幾多の困難にも粘り強く立ち向かって、これを超えて、藩政改革をなし遂げられた名君です。鷹山公の生き方に少しでも近づけるよう、また県民の皆さんの期待にこたえられるよう、日々精進してまいりたい」とお答えになっています。現在の本県は、当時の疲弊した山形の米沢藩と非常に似ている状況です。当然、知事もそのお気持ちで今回は予算編成されていると思います。世界的な金融危機や急激な円高で国内景気の先行きが不透明な中、厳しい財政事情にもかかわらず、県内経済の喚起のために、めり張りのきいた積極的な予算を組まれました。今回の当初予算案における知事の思いをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

平成24年度の当初予算案についてであります。今議会に提案をさせていただいております平成24年度当初予算案につきましては、社会保障関係費が60億円近く増加する一方で、国の経済対策などにより造成をした基金の活用額が大幅に減少——127億円程度減少しておるところでございます。また、地方交付税がわずかな伸びにとどまったことなどにより、本県にとりましては極めて厳しい予算編成となったところであります。このため、まずは、2年目となります第3期財政改革推進計画を踏まえ、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直しを行うなど、財政改革について着実に取り組んだところであります。一方で、厳しい財政状況にあっても、本県が抱える課題につきましては積極的に対応していく必要がありますことから、「産業・雇用づくり」「安全・安心なくらしづくり」「地域を支える人財づくり」の3点を重点施策に掲げ、必要な予算措置を講じるとともに、別枠で50億円規模の地域経済活性化・防災対策特別枠を設け、本県にとって喫緊の課題となっております地域経済の活性化と緊急的な防災対策に取り組むこととしたところであります。さらに、県内に元気をもたらし、宮崎の未来を築いていくという観点から、古事記編さん1300年記念事業でありますとか地産地消県民運動、または100万泊県民運動、東九州メディカルバレー構想、また東アジア市場への目配りなど、さまざまな予算化もいたしましたし、スポーツや文化の基金も積んだところでございます。

厳しさの続く社会経済情勢の中、県債残高の

抑制など財政改革の取り組みとのバランスを見きわめながら措置したものでございますが、県勢の発展のために、重要性や優先度の高い施策を初め緊急に措置すべき事業につきましては、しっかり盛り込むことができたのではないかと考えているところでございます。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 ありがとうございます。

次に、地元新聞が県内有権者を対象に世論調査を実施し、その結果が1月3日に公表されております。間もなく就任1年を迎える知事の支持率が公表されました。まあ私も、連日のように内閣や政党支持率がこれ見よがしに公表されておまして、ちょっとうんざりしているところもあります。知事の支持率は86.5%と大変高いものでした。ただ、この調査では民主党の支持率も1年前より上がっており、本当かいなと思っているところもあります。しかし「しがらみがない」「人柄がよい」「行政手腕が高い」「リーダーシップがある」等々が支持の理由のようです。「支持しない」は9.6%で、「リーダーシップがない」「行政手腕が低い」「官僚出身だから」等が不支持の理由のようです。どちらにいたしましても非常に高い支持率です。県民から見ると、知事は非常に若々しく、スポーツマンで、気楽にいろんなイベントに参加し、非常に親しみを感じていることでしょう。特に1月の青島神社の「裸まいり」でふんどし一つのみそぎをしているシーンをテレビで見たときには、大変驚きました。県民との近い距離をこのまま継続してほしいと思っております。

リーダーシップに関してですが、先日、大阪府の教育委員会役員の話が新聞に載っていました。今、橋下市長と教育委員会との激突が話題

になっております。私は、当然、橋下氏の批判だと思っていました。ところが、その教育委員会役員は、知事当選後、教育委員会の意見に迅速に対応してくれたという話でした。「教員の研修制度を受け入れ、すぐに予算化した」。また、大阪府の中学校は給食がないところがほとんどだそうございまして、「給食導入要請にもすぐに動き出してくれ、23年度から予算化し市町村への財政的な支援もスタートした」等々評価するコメントの連続でした。大きな問題になると「政治は独裁だ」というような手法は、困難な現状を打破するために、マスコミに取り上げてもらい世間の目を集めるため、あえて過激に発言しています。しかし、余りニュースにはならないところ、しかし府民にとって重要な政策にしっかりとリーダーシップをもって迅速に対応しており、これは十分見習うべきです。県内の有権者の世論調査で県民が重視する行政課題は、「景気・雇用対策」「医療・福祉の充実」が突出して多く、続いて「行財政改革」「子育て支援の充実」の順です。まさに本県の重要課題ばかりです。この県民の要望を受けて、知事の所見を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のありました項目、まさに1番目、2番目、「景気・雇用対策」「医療・福祉の充実」というものは、ここ数年と申しますか、常に県民の要望として高い項目だと受けとめてございます。そういうことで、私も選挙のときもそれを重点的に掲げたところでございますし、昨年策定をいたしました総合計画などにも位置づけて、計画的に取り組むことにしておるところでございます。これからも、そういう県民の皆様の声にしっかりと耳を傾けながら、重点的な対応というものを図ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 前の知事のような派手なパフォーマンスは要りません。地道に、そして積極的に、まさに上杉鷹山流で行っていただきたいと思えます。

次に、昨日、自民党の中野議員より既に質問がございましたが、私の会派も東北地方の瓦れきの受け入れを要望いたします。2月21日の各新聞に環境省のお願いが一面を使って掲載されていきました。「岩手県・宮城県の「災害廃棄物」の量は、通常の11年分、19年分にも達しています。一日も早い東北復興のために、全国の力を貸してください。処理をお願いする災害廃棄物の放射能濃度は、不検出または微量です」という内容です。各県内でも仮設焼却炉をつくるなどして全力で処理に当たっていますが、処理能力をはるかに超えています。私どもの会派も、震災後2度宮城県内の被災地に入りました。どこの被災地も、うずたかく積まれた瓦れきがたまっておりました。特に石巻は、けたが違う瓦れきの量で、石巻港の仮置き場に続く瓦れきを満載したダンプカーの長い渋滞が今でも目に浮かびます。被災地は解体する建物もまだ多数あり、さらに瓦れきがふえ、処理がおくれればおくれるほど町の復興・再生に支障が出る状況です。

東京都、青森県、山形県と静岡県の島田市が瓦れきを受け入れています。それに続く自治体はまだありません。被災し、多くの人が現地に入りボランティアや復興活動をしていたのに、瓦れきには強いアレルギーがあるようです。阪神大震災で多くの支援をいただいた関西地方は、関西広域連合7府県が全国に先駆けて被災地支援を行いました。これまで派遣した人員は延べ30万人を超え、物資の提供など大きく注目されています。しかし、近い将来あると言

われている東南海地震等で九州で一番の津波被害が予想されるのは本県です。口蹄疫で全国の皆さんから大変大きな御支援、御協力をいただきました。そのお世話になった東北の方々はその瓦れきとともに住んでいます。東北地方の瓦れきの受け入れを前向きに検討すべきと私は考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のように、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳、さまざまな災害の際に全国から支援を受けた宮崎といたしましては、被災地の復旧・復興に向けて感謝の思いで全力で、これまで「みやざき感謝プロジェクト」として支援に取り組んできたところがございます。

御質問にありました、被災地の膨大な災害廃棄物の処理、私もその受け入れが進んでいない状況に対して大変心を痛めておるところでございます。この瓦れきが、物理的にも、また心理的にも被災地の復旧・復興に大きな障害になっているという問題として受けとめております。何とかできないものかという思いがございます。一方で、昨日も答弁させていただきましたが、県民の皆さんの安全・安心というものを図っていく必要がある。その中で、今、国が示した安全の基準というものが、県民の、国民の安心に結びついていない、安全と安心が乖離をしまっているという状況がございます。災害廃棄物の処理は、一般廃棄物として、まずは一義的には市町村が行うということでございます。これまで国が示した基準などを市町村に情報提供いたしまして市町村の意向を伺いましたが、今のところ受け入れる自治体はないという状況でございます。

さらに、それを前提として、知事として、これも昨日申し上げましたが、具体的な法的な権

限があるわけではございません。市町村と一緒に、もう少し前に向けて議論ができないかというところがございますが、本県が、口蹄疫以来さまざまな災害を受けて一步一步復興の途上にある、農家の方も含めていっぱい気持ちが張り詰めた状況の中で、先ほど申しましたような安全・安心が乖離してしまっている。さらに不安を増幅させてしまうようなことにつきまして、踏み出すのはなかなか難しいなという思いがいたしております。

ただ、今、御指摘がありましたように、東京都が、都の廃棄物処理施設があるということで、そちらで受け入れておられる。さらに青森、山形で民間施設が受け入れると。さらには、いろいろところで焼却実験なども行われております。そこでの結果、数値も出てくると思いますので、そういった状況を踏まえて、安全と安心の乖離が徐々に徐々に埋まっていくというようなこともあるのではないかと考えております。そのような状況というものを、しっかりと市町村と協議をし、見きわめながら、今後どのような対応ができるか真剣に議論してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 被災後の日本人は、辛抱強く、犯罪も少なく冷静に対応したと、世界じゅうの称賛を浴びました。しかし、この現状を見たら、世界じゅうは何と言うのでしょうか。非常に残念です。本県に対して、宮城県や岩手県から、また今年度予算で漁港の支援をした本県とのつながりの深い気仙沼市、また本県の職員が被災地支援に入っている宮城県の山元町などから直接受け入れの要請はなかったか、再度知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 個別の自治体からの要請は受けていないところであります。

**○田口雄二議員** お隣の大分県の広瀬知事が受け入れ容認の発言をしたようでありますが、本県単独ではなく、今話題の九州地方知事会として連携をとりながら進めることは考えられないか、再度、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** この広域処理につきましては、先ほど申しましたように、安全と安心が残念ながら乖離してしまっている状況を何とかできないかということで、全国知事会を通じて国に対しまして申し入れをして、国からも回答いただいたところがございます。それを市町村にも提供したところがございますが、国の科学的、技術的な見地にに基づく基準なりというのが安心に結びついていない状況に変わりはないところでございます。大変心を痛めておるところでございます。現在、九州地方知事会としての動きは、そういうことで行われていないわけでございますが、引き続き、先ほど申しましたような広域処理に関する情報収集に努めまして、九州各県とそういう対応が可能であるかどうかということを含めて、これも議論をしてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 東北の復興のためには、県内の自治体の皆さんとも十分協議していただきまして、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

次に、入札制度改革についてお伺いいたします。官製談合事件が県政を大きく揺るがし、その後誕生した東国原知事時代に県発注公共事業の入札制度が大きく改革されました。試行を経て、平成19年度に指名競争入札から一般競争入札に移行して以来、間もなく5年を迎えようとしています。この間ずっと、総務部長、副知事、知事として一連の流れを河野知事は見てき



ました。この入札制度改革を知事としてどのように評価されているのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 入札・契約制度でございますが、平成19年度から一般競争入札の拡大など抜本的な改革に取り組んできたところでございます。公正透明で競争性の高い制度の構築を目指して取り組んでまいりました。しかしながら、建設投資が国も地方も大幅に減少しているという状況、競争性の高まりに加え景気の低迷によりまして、建設産業を取り巻く環境、大変厳しい状況にあるということも十分認識をしております。建設産業というものが、さまざまな自然災害、それから口蹄疫とか鳥インフルエンザのときに大変な貢献をさせていただいているということも認識をしておりますし、地域における産業、雇用、それからインフラ整備などに、非常に重要な役割を果たしておるという認識もございます。

このため、改革と並行いたしまして制度の検証と見直しに努めてきたところでございまして、最低制限価格の引き上げや、地元の建設業者が受注しやすいような地域企業育成型の総合評価落札方式を創設する、さらに予定価格の事後公表など、必要な見直しというものを随時行ってきたところでございます。地域における建設産業の果たす役割は大変重要でございますので、来年度に向け、特に土木一式工事におきまして、今以上に地元の建設業者が受注しやすい環境とするために、地域要件を狭めるなどの見直しを現在検討しております。入札・契約制度につきましては、これまでの改革を踏まえつつ、今後とも幅広く皆様の意見を伺いながら必要な見直しや改善を図り、よりよい制度の構築に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 次に、入札制度改革直後は、落札率の大幅な下落で建設業者が疲弊し、多くの倒産や自主廃業が連続しました。県建設業協会の元会長の会社が倒産し、また県内最大手の建設業者も同様の結果になりました。入札制度改革前と改革直後、そして現在の県発注公共事業の落札率の推移を、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(児玉宏紀君) 入札・契約制度の見直しに伴いまして、最低制限価格についても随時引き上げをしてきたところでございまして、公共三部の建設工事に係る落札率の推移ではありますが、改革前の平成18年度は93.4%でございました。改革直後の平成19年度は83.9%と9.5ポイント低下しましたが、今年度は、これまでの最低制限価格の見直しの影響もありまして、第3・四半期までの集計で90.8%と、平成19年度に比べまして6.9ポイント高くなっております。

○田口雄二議員 落札率は大分戻ってきたことはわかりました。

それでは次に、一般競争入札で業者の実績などを加味する総合評価落札方式は、落札価格が高くても評価次第で落札することができるものです。施工計画や技術力、地域社会貢献度、配置予定者の能力等々が評価基準になり、主に業者の技術力が問われる場合に採用されています。県が官製談合を受けて行った、一般競争入札同様の入札制度改革です。技術向上に努める業者がいる一方で、受注実績が重視されるため、落札できる業者とできない業者の二極化が進んでおり、受注実績のない業者には厳しい現実もあるようです。完全な入札制度というものはありませんが、総合評価落札方式で落札された件数と推移を、県土整備部長に再度伺いま

す。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 総合評価落札方式につきましては、工事の品質確保を図る観点から、価格と技術力など価格以外の要素を総合的に評価し落札者を決定する方式でありまして、地域の建設業者の役割を適切に評価するとともに、技術力向上の意欲を高め、地元の建設業者の育成にもつながるものと考えております。平成22年度における総合評価落札方式の適用実績としましては、公共三部の予定価格250万円以上の建設工事のうち、発注件数では48%の966件、契約金額では72%の397億円となっております。

**○田口雄二議員** 先日、延岡地区建設関連団体の9団体の皆さんと延岡市選出県議会議員5人が2度目の意見交換会を行いました。入札制度改革後、利益度外視の入札とともに公共事業全体のボリュームも減ってしまい、大変厳しい経営状況を各団体からお聞きしました。先ほど知事から、新年度に向けて、競争性の緩和を図り、今以上に地元の建設業者が受注しやすい環境とするため、地域要件を狭めるなどの見直しを検討していると答弁がありましたので、それに期待を寄せたいと思っております。

次に、私は昨年11月議会で、知事に国の出先機関の見直しについてお伺いしました。そのころは余りこのことが話題になっていませんでしたが、野田首相の年末の地域主権戦略会議で、国の出先機関改革案がまとまりました。国土交通省地方整備局など3つの省の出先機関を原則廃止し、その事務権限を、まず希望している関西広域連合と九州広域行政機構に移譲するものです。通常国会に特別法案を提出し成立すれば、2年間の準備期間を経て2014年度から実施することになります。国と地方の協議の場の

設置、義務づけ・枠づけの見直し、ひもつき補助金から一括交付金化、そして国の出先機関の見直し等は、本来、地方6団体の、自民党政権時代からの国に対する要望事項でありました。そして、地方の声をマニフェストに盛り込み政権交代が実現しました。そして、国と地方の協議の場は既に設置され、義務づけ・枠づけの見直しも始まり、また本年度からは一括交付金も県レベルまで交付され、来年度は市町村にも交付予定でしたが、自己責任でやることに地方は腰が引けてしまい、政令指定都市までの交付となりました。ここに来て、昨年の東日本大震災で地方自治体そのものが被災し機能しなくなり、「くしの歯」作戦等々の国の対応が評価され始めました。また、インフラ整備のおくれている本県などは、拙速な改革ではなく慎重な対応を求める声があり、県内町村会、市長会、そして経済10団体から知事に要望書が出されました。この県内の団体の要望を受けて、出先機関の見直しについて知事に所見を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 国の出先機関改革につきましては、政府が閣議決定した「出先機関の原則廃止」という方針に対しまして、地方側も主体的に議論に参画すべしということで、九州あるいは関西がその受け皿となる組織のあり方を提案しておるところでございます。現在、政府において、これを踏まえた具体的な制度設計などの作業が進められておるところでございます。一方で、御案内のように、出先機関改革そのものに対する懸念というものが、市町村、さらには経済団体で県内において広がっているということでございまして、この宮崎の意見というのをしっかり私としても受けとめておるところでございます。

関連法案の提出を含め、今後の動向は大変不

透明でございます。この実際の作業に当たっている部署に私の同期入省者がおりまして、いろんな情報も随時受けておりますが、なかなか各省との調整というものも厳しい状況であるということでございます。私どもとしても、宮崎の声を届け、具体的な検討を行うためにも、早くこの制度設計案を示していただきたいというふうに考えておるところでございます。そのときに大変大切なポイントとしましては、しっかりと財源が確保されることや、各県間の利害調整、また大規模災害時における対応等の課題や懸念を解消できるのか否かというところがございます。そういう視点を踏まえて、しっかりとこの議論というものをしつくりたいと考えております。

**○田口雄二議員** この件は昨日、横田議員が十分質問しましたけれども、私もさらに質問させていただきます。

まだまだ県議会でもこの件に関してはほとんど議論されていませんし、県当局と県内の市町村長との協議が進んでいるとも思えません。今後、県内の意見の集約として、市町村や各団体等との協議の場をどう進めていくのか、知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 現在、政府から具体的な制度の設計案というものが示されておらず、今後の動向も不透明でございますので、現時点でさらに踏み込んだ具体的な協議を行えるという状況ではございませんが、これまで機会をとらえ、政府の検討状況や九州広域行政機構構想につきましても、情報提供や意見交換は行ってきたところがございます。今後、政府からこの素案が示されましたら、まずその内容をしっかりと精査をした上で、これまで以上に市町村や経済団体、もちろん議会も含めてでございます

が、説明、意見交換に努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 既に知事会では、九州地方行政機構の設立を推進することを確認しています。しかし、県内の意見がまとまらない場合等々、関西広域連合の奈良県同様の撤退も想定の中にあるのか、知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 昨年末に政府から示されました「広域的实施体制の枠組み」、あくまで方向性ではありますが、これによりますと、受け皿となる組織の区域を、現行の出先機関の所管区域などを踏まえてあらかじめ定めるという方向のようでございます。九州において参加しない県がある場合には、出先機関の受け皿としての要件を満たさずに、国の出先機関の移管が実現しないということも想定をされているところであります。今後の対応についてではありますが、まずは、政府のみならず九州地方知事会においても、市町村や経済団体などから示されている懸念というものをしっかりと受けとめまして、改めて議論を深めていく必要があるものと考えております。私としましては、本県の実情、また県民の皆様の御意見などを十分に踏まえた上で、宮崎県知事として、宮崎県に軸足を置いた議論を進めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 九州地方知事会の中でも非常に温度差が大きいようにも思います。宮崎県の立場を十分考えて協議を進めていただきたいと思っております。

次に、医療・福祉行政について伺います。

まず初めに、昨年11月議会でお聞きしたときは、来年度の研修医のマッチング数が過去最高の61名となり、本年から倍以上になり喜んでいましたら、その後さらに増加して69名になりま

した。まことに喜ばしいことです。急激にふえたことにより、研修先の医師も負担がふえて大変かもしれませんが、何とかそのまま本県に残りたくするような実のある研修内容にしていきたいものです。

2年ごとに行われる厚生労働省の調査が公表され、本県の医師の状況を見ると、平成22年度は2年前より51名の増加、10年前に比べると213名の増加です。10万人当たりの医師数は全国平均を上回り全国24位です。しかし、宮崎市近辺への集中は加速し、地域の偏在はさらに大きくなりました。さらに問題は、20代、30代の若い世代の医師数が大きく減少しており、県内の医師の高齢化がさらに進んでいます。20代、30代の医師が減少しているその要因をどう分析し、どのような対策を講じようとしているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 若手医師が減少した要因といたしましては、宮崎大学医学部において本県出身者が少ないなどの理由によりまして、臨床研修医が県外の臨床研修病院に流れたことなどが考えられるところでございます。このため平成18年度から県では、県内の地域医療を担う医師を確保するための医師修学資金貸与制度を創設いたしますとともに、宮崎大学医学部においては本県出身者であることを推薦の条件とする地域枠を創設し、さらに平成21年度から、医師修学資金と地域枠がセットになりました地域特別枠を創設したところでございます。また、今年度設立をいたしました宮崎県地域医療支援機構においては、若手医師の養成を目的としてキャリア形成支援を行いますとともに、レジナビフェアへの出展などにおいて県内の魅力ある医療情報を発信することによりまして、県外からの医師の呼び込みにも力を入れ

てまいりたいというふうに考えております。

**○田口雄二議員** 今、答弁の中で出てまいりました地域枠についてお伺いします。本県の医師不足の要因として、宮崎大学医学部に本県出身者が少ないことでした。その対策として、宮崎大学医学部に地域枠10名を平成18年度に創設し、また地域特別枠を、平成21年度より5名、22年度には10名に増員し、本県出身者が徐々に多くなってきました。平成22年度は、2つの枠計20名に対し8名しか合格者が出ず、心配した年もありましたが、昨年は24名まで大きく増加し、一般入試で合格した学生を合わせると45名まで飛躍しました。そこで、来年度入学予定の宮崎大学医学部及び長崎大学医学部の地域枠、地域特別枠の合格者の状況を福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** ただいまお話がございましたように、宮崎県出身者に対する推薦枠といたしましては、宮崎大学医学部に地域枠、地域特別枠といたしましてそれぞれ10名、長崎大学医学部に地域枠として2名の定員が確保されているところでございます。平成24年度入学予定者でございますが、宮崎大学医学部地域枠が12名、地域特別枠が8名となっております。長崎大学医学部地域枠が平成22年度の入学者から設けられておりますけれども、今回、初めて2名の合格者が出たところでございます。

**○田口雄二議員** 昨年は、地域枠を設けたにもかかわらず長崎大学は1名もいませんでしたが、本年は2名が合格し、合計20名が合格と聞きました。まずは一安心です。一般入試で1人でも多くの医学生がさらに誕生することを望んでやみません。

次に、本県は、地域医療の担い手として自治

医科大学に毎年2名から3名を送り込んできました。既に多くが医師となり本県の地域医療を支えてきました。しかし、約10年の義務年限を終了した後の本県への定着の状況はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 本県の自治医科大学卒の医師数でございますが、現在70名となっております。また、これまでに義務年限を終了いたしました医師50名のうち32名が県内に定着しております。県内定着率は64%となっております。なお、5年前の時点での定着率が58%でありましたが、ここ数年は64%前後で推移をしているところでございます。

**○田口雄二議員** ここ数年の定着率は少しずつ上昇しているようです。以前は、義務年限終了後余り重宝されず、機嫌を損ねてという話もよく聞きましたが、最近は少しずつ改善されてきたようです。中山間地等でほとんどの診察を1人でこなしてきた貴重な戦力です。全員が本県出身であり、貴重な県費で医師として育ててきたことでもあり、ぜひ1人でも多く本県に残す策を講じていただきたいと思います。義務年限終了後の自治医科大学卒業医師の県内定着率を上げる対策はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** お話がございましたとおり、自治医科大学卒業医師につきましては、本県の僻地を初め地域医療に熟知しており、義務年限終了後、県内で開業されているほか、僻地病院、それから県立病院、宮崎大学医学部附属病院など地域の中核的病院にも勤務をしておられまして、本県の地域医療を担っていただいているところでございます。このように、自治医科大学卒業医師の県内への定着を図っていくことは非常に重要であることから、

義務年限期間中の医師に対しましては緊密に連絡、面談を行い、県内の医療機関での勤務を働きかけているところでございます。

また、自治医科大卒業医師は、僻地等での義務終了後、一度県外に出て最先端の技術を学びたいという希望を持っている方もたくさんおられ、これらの県外に出た医師に対しましては、県内で勤務している先輩医師からいろんな声かけ等も行っていただき、県内定着を図っているところでございます。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。

では次に、ドクターヘリについてお伺いします。いよいよドクターヘリの試験運航が行われたという報道を見ました。一番心配されていた消防非常備地区の日之影町と高千穂町で初めて実施されたようです。新たな課題や問題点が見えてきたのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** ドクターヘリの試験運航でございますけれども、今月の24日から4月上旬まで26回行われる予定となっております。現在、消防非常備町村を手始めに4回実施されておりますが、これまでに課題や問題点等は特に報告されておられません。なお、ドクターヘリの運航に当たりましては、迅速にランデブーポイント等の安全確保が行われる必要があることから、敷地管理者に対しまして障害物の除去など常日ごろからの管理をお願いするとともに、実際にヘリが着陸する際に人の立入制限に協力いただくなど、今後とも関係者との連携と協力体制の強化を図っていく必要があると考えております。

**○田口雄二議員** 順調な訓練であったようで、まずは一安心です。このまま各部署ごとに経験をたくさん積んでいただきまして、迅速な対応ができるようになり、1人でも多くの命が助か

るようになってほしいものです。

次に、ドクターヘリと救急隊が合流する離着陸の場所をランデブーポイントと言うようですが、地域ごとの箇所数、高速道路等を含めた具体的な場所についてお伺いします。また、ランデブーポイントの周辺住民の皆さんには理解が得られているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 現時点でのランデブーポイントの医療圏ごとの箇所数でございます。北から、県北部が62カ所、日向入郷が67カ所、西都児湯が28カ所、宮崎東諸が38カ所、西諸が34カ所、都城北諸が26カ所、日南串間が24カ所の合計279カ所となっております、大半が市町村の運動公園や小中学校のグラウンド、河川敷や港湾施設等となっております。

高速道路の利活用につきましては、先般、西日本高速道路株式会社等と意見交換を行いまし、今後、ドクターヘリの離着陸が可能な適地の選定や、高速道路を利用する際の交通規制の方法等について検討を進めることとしたところでございます。また、ランデブーポイント周辺住民の方々を含め、県民の皆様にはドクターヘリの役割等を理解していただくことは大変重要でありますので、ドクターヘリを紹介するチラシを作成し、県庁ホームページに掲載いたしますとともに各市町村の広報紙に掲載をお願いするなど、広く周知に努め、御理解を得てまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 先進地の千葉県では、10年前にスタートしたときは社会の認知度が低くて、このランデブーポイントの確保に大変難儀したという話を、金丸先生よりお聞きいたしました。そういう意味では、現在は住民の理解度が変わったとはいえ、確保に御苦労いただいた各

消防署の皆さんに感謝申し上げます。

医師不足で道路事情の悪い県北部や日向入郷地区がともに60カ所を超えるのは心強いところです。ただ、県北と状況が似ている日南串間が24とは、ちょっと少ないような気もしますが、これで終わりではないと思いますし、今後もランデブーポイントの確保に努めていただきたいと思います。

次に、今回のドクターヘリの導入に合わせて、宮崎大学の救命救急センターが格段に充実されました。防災ヘリ「あおぞら」との連携、活用をどう考えているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 大規模な災害、事故等によりまして多くの負傷者が発生した場合や、ドクターヘリの運航中に他の救急事案が発生した場合などは、「あおぞら」とドクターヘリが役割分担をいたしまして対応していくことが求められると考えられます。特にヘリコプターが着陸できない場所での負傷者の救助は、レスキュー隊が搭乗して救助活動を行います「あおぞら」が担い、あわせて、近くのランデブーポイントでドクターヘリに引き継ぐなどの連携を行うことも考えられるところでございます。このようなさまざまな事例も想定しながら、ドクターヘリと防災ヘリ「あおぞら」の連携や効果的な運用につきまして、今後とも関係機関と検討してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 3年ほど前に私たちの会派で、防災ヘリをドクターヘリに活用する鳥取県の事例を調査してきました。それぞれの使命を持ったヘリではありますが、十分な活用を期待いたします。

次に、病院局長にお伺いします。宮崎大学のドクターヘリが4月から運航開始され、県立延

岡病院に現在の約7倍の面積の救命救急センターが24年度内に建設されます。医療スタッフと設備も充実される上、3階の屋上にはヘリポートも整備される予定です。道路事情の悪い県北25万県民にとりましては、まさに待望の2つの事業の実現です。その上、産学官一体となって取り組む東九州メディカルバレー構想もいよいよ総合特区指定を受け、新たな段階を迎えようとしています。県北の地域医療だけにとどまらず、新年度の本県の医療は大きな転換期を迎えるのではないかと大きな期待をしております。このような中であって、やはり県立病院が本県医療の中核を担うことは、県民の願いでもあり、そうあるべきだと思っています。県立病院が一連のこうした取り組みを支えていくことが、県民への安心・安全の提供だと思いません。そのためにも県立病院のしっかりとした経営基盤が絶対条件です。そこで、これまでの県立病院の経営改善の成果並びに今後の課題についてどうお考えになっているか、病院局長にお伺いします。

**○病院局長（甲斐景早文君）** 高度で良質な医療を効果的、安定的に提供するために、これまで職員が一丸となって経営改善に取り組んだ結果、平成17年度には約31億円余であった赤字が、22年度には約4億円まで圧縮できるなど、約27億円余の収支改善が図られまして、職員のコスト意識の向上はもとより経営参画意識が醸成され、赤字体質の改善が相当程度進んできたのではないかと考えております。病院運営の根幹である医師確保に確実な見通しが立てられない状況にはありますが、今後とも現場重視の姿勢で病院運営に臨み、職員の経営改善に取り組む意欲をさらに高めていきますとともに、職員が働きやすい勤務環境を整備することを通して

すぐれた医療スタッフを確保・育成していくことが、最も重要な課題であると考えております。また、こうした内部努力に加え、地域医療の確保のためには、医療を提供する県立病院と医療を受ける県民の皆様との相互理解がますます重要になってきておりまして、「県北の地域医療を守る会」や「こども・いのち・つなぐ会」など市民グループの最近の活動は非常に心強く、今後とも県民の皆様と一緒に魅力ある病院づくりに取り組んでいく必要があると考えております。

**○田口雄二議員** 経営改善が非常に進んだことには心から感謝申し上げます。ただ、局長も申しましたように、いろいろな体制はまだ十分ではありませんので、今後も引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に、森林環境行政についてお伺いします。

先日、私どもの会派に凶師議員も同行し、計6名で県北地区の調査視察に行つてまいりました。なお、県民100万泊達成のために6名がそれぞれ宿泊したことも御報告申し上げます。調査先は、細島港、旭化成の木質バイオマス発電施設、そして九州保健福祉大学臨床工学科、それぞれで今後の議会活動における貴重なお話を聞いてまいりました。

ここではバイオマス発電に関してお伺いします。今、東日本大震災で大きく注目される新エネルギー対策と、本県の林業問題の解決のため調査したバイオマス発電は既に完成しているようで、7月の稼働に向けて最終調整を始めたところです。1時間当たり1万4,000キロワットの発電量で、石炭を4割、木質を6割の比率で混ぜて燃焼させます。木質バイオマスの年間利用計画量は10万トンを見込んでおり、当面は建設廃材を細かく粉砕したチップ状の燃料で、九州

内から調達予定です。将来的には県北地区の間伐材などの森林資源を活用したいとの意向でした。説明をいただいた部長より、「地域への貢献も考えて、何とか地元の資材を使いたいが、余りにも価格差が大きく、今のままではとても使えない」とのことでした。バイオマス発電の燃料として林地残材等を活用していくために、このコスト面の課題解決のため、県がこれまで取り組んできた実証事業の成果と今後の取り組みを、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 林地残材につきましては、収集運搬コストが高く、化石燃料と比較して採算が合わないことなどから、ほとんど利用されてこなかったところでもあります。このため県では、林地残材の利用促進を図るため、モデル的な実証事業に取り組み、コスト面で課題となっている収集運搬方法について検討しているところでもあります。これまでの結果によりますと、おおむね10キロメートル以内の運搬距離であれば、林道わきに集積された林地残材を高性能林業機械で積み込み、大型トラックで運搬することで、採算がとれる可能性があることがわかりました。これ以上の距離になりますと、運搬車両の大型化や中継土場の設置などの工夫が必要とされたところでもあります。県といたしましては、このような実証結果を踏まえ、引き続き、コスト削減に向けた工夫改善を検討するとともに、木質バイオマス施設の整備に取り組み、林地残材の一層の利用拡大に努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 同じく、森林組合と地元企業が行う木質バイオマス発電用の林地残材等の安定調達に向けた取り組みについて、県はどのように関与していくのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 延岡市と旭化成、それに延岡地区森林組合は、木質バイオマスの安定的な調達に向けて、森林の伐採からチップ化、燃焼・発電に至る各段階において課題を抽出するとともに、システム化に向けた検討を行う実証試験に取り組んでいるところであります。県ではこの実証試験において、伐採現場からチップ工場までの収集運搬経費を助成し、運搬距離に応じたコスト分析等を行っているところであります。また、この実証試験の検討会議に県はオブザーバーとして参加しております。今後とも効率的な運搬方法やシステムの検討などについて助言してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 年間10万トン使う予定でございますので、十分検討していただきたいと思っております。

ここで、新エネルギーに関連して、渡辺創議員が関連質問を行います。

**○外山三博議長** 通告がありますので、関連質問を許します。

なお、発言時間は主質問者の質問時間の範囲となります。渡辺創議員。

**○渡辺 創議員** 関連で質問させていただきます。新みやぎの渡辺創でございます。

来年度の予算案において、県は、今後10年を見据えた新しい「新エネルギービジョン」を策定するということになっております。「太陽と緑の国」とも呼ばれる環境的な優位性を生かして、これまでも宮崎県は取り組んでいるわけですが、今までの新エネルギーのあり方というのは、地球温暖化対策や二酸化炭素の排出量を下げていくという観点が強かったと思っておりますが、昨年の東京電力福島第一原子力発電所の事故などによって、新エネルギーを考え



る上での要素といいますか、観点は大きく変わってきているかと思えます。今回、現在のビジョンを1年前倒しで見直していくということにも影響しているかと思えますけれども、新しいビジョンを策定する上での基本的な考え方、方向性を、環境森林部長にお伺いしたいと思います。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 県では、東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く状況の変化を受け、新エネルギーの一層の導入促進を図るため、平成25年度を目標とする現在の新エネルギービジョンを見直し、来年度、新たな「新エネルギービジョン」を1年前倒しで策定することといたしました。策定に当たりましては、国のエネルギー政策の見直しを踏まえながら、本県における新エネルギー導入の課題や可能性について、議論を深めながら進めてまいりたいと考えております。本県は全国でもトップクラスの日照時間や快晴日数、豊富な森林資源等を有しておりますので、このような本県のポテンシャルを生かし、産業の振興や地域の活性化につながる新たな「新エネルギービジョン」を策定したいと考えているところであります。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

大震災以降、メガソーラーへの注目が集まっています。先日、私は、山梨県の甲府市にでき上がったばかりの米倉山太陽光発電所というところにお邪魔をいたしました。1年間の発電量が1,200万キロワットアワーという施設で、東京電力さんがやられています川崎市の施設に次いで日本で2番目の発電能力を持つ太陽光発電所でした。PRの仕方も、PR館が併設してつくってあり、電気自動車の急速充電器などもあって、非常に宮崎県としても参考になる施設かなと思ったところです。ちなみにパネルは

ソーラーフロンティア社製のパネルが使われておりました。このようにメガソーラーという意味では、宮崎県内においては昨年、都農町の発電施設が稼働を始めておりますけれども、その後、県内においてメガソーラーの新規立地、また計画などの動きはどのようになっているか、部長にお伺いをしたいと思います。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** メガソーラーでございますけれども、県内のメガソーラーは、都農町のほかに、ソーラーフロンティア株式会社が宮崎第2工場に1メガワット、国富第3工場に2メガワットの設備が設置されております。また現在、国において検討が進められております全量買い取り制度を見込み、メガソーラーの設置に向けた民間の動きが活発化しております。県としても、全国の自治体や民間企業で構成される自然エネルギー協議会にも参加しまして、情報収集等にも努めているところでございます。このような中、県内でも、例えば工場や倉庫の屋根を利用してメガソーラーを設置したいといった相談等もあるところでございまして、今後とも、本県の恵まれた太陽光などのエネルギー資源を生かし、またエネルギーの地産地消という側面からも、参入企業の誘致などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** また後ほども述べたいと思いますが、全量買い取り制度によって、メガソーラーをめぐる環境も変わってくるかというふうに思います。県が新しく策定するビジョンとも関係してくるところだと思っておりますので、ぜひ小まめな情報提供をいただきたいと思っております。

続きまして、通告では少し細かく分けておりましたけれども、一括して伺いたいと思いま

す。

県内の太陽光発電の現状を把握する意味で、太陽光発電システムの県内公共施設への導入状況、また一般家庭への普及状況、あわせて県内の一般家庭における太陽光発電システムの発電量を、環境森林部長にお伺いしたいと思いません。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** まず、公共施設への導入状況ですが、県有施設及び県内市町村への聞き取り調査によりますと、平成24年2月現在で、県総合農業試験場や綾町てるはドーム、延岡市立旭小学校など73カ所に設置されております。

次に、住宅への導入状況ですが、平成23年12月末現在で、件数で約1万9,000件、世帯普及率が4.1%となっております。

また、住宅用太陽光発電システムの1年間の発電量ですけれども、平成23年12月末で約7,800万キロワットアワーと推計されます。なお、この発電量は一般家庭の年間電力使用量の約2万1,000軒分に相当いたします。

**○渡辺 創議員** 今の御答弁でもよくわかりましたけれども、やはり宮崎という土地は、太陽光発電を行うにおいて非常に優位性のある土地だということがわかったかと思えます。その上で、私は考えなければならないポイントがあるというふうに思っています。重要なのは、この太陽光、つまり日の光というものが、私たちこの宮崎県域に暮らす人間にとっては、他地域に比べて優位性があり、そしていわばよその方々よりも多く与えられた財産だということだと思います。この太陽光という財産によって、今、私たちは新たな価値を生み出すチャンスを得ているわけです。知事にちょっと後ろを振り返っていただきたいんですが、議長の隣に宮崎県の

県旗があるかと思えます。県民手帳を開いてみますと、この県旗の意味は、「この旗は、県の象徴である緑と太陽（黄色）をあらわし、宮崎のミをかたどり、段階をふんで高まる県の躍進のすがたをあらわしています」というふうにあります。昭和39年12月の制定ということです。また、職員の皆様の左胸についている記章にある県章、県のマークの意味も確認してみると、日が三方に伸びて躍進する、太陽が広がっていく姿をあらわしているというふうに書いてあります。明治45年1月の制定ということです。このように、宮崎の地で暮らしてきた私たちの先人も、宮崎にとって、昔から、いわば太陽が自分たちの財産であり、そして躍進のエネルギーであると認識をしてきたことのあらわれだろうというふうに思います。

少し話が回りくどくなりましたけれども、私が申し上げたいのは、せっかくの天からの恵みとも言える財産をしっかりと生かして、県民の豊かさにつなげていく取り組みができていだろうかという部分にあります。これから全量買い取りが始まって——まだ買い取り価格が決まりませんので何とも言えない部分もありますが——商売として成り立つということになれば、この宮崎の優位性に目をつけて、たくさんの県外資本が県内でメガソーラーを始めるかもしれません。もちろん新エネルギーが広がるのはいいことです。来ないよりは来たほうがいい。しかし、宮崎の資源を、宮崎の財産を使ってそこで生み出された価値が、売電で生まれた利益となって県外に持っていかれるというだけでは、先ほどからくどいようですけれども、私たち宮崎に与えられた天の恵みを生かしているということになるんでしょうか。また、躍進する宮崎をつくれるということになるんでしょうか。

具体策を考えるのはなかなか難しい話をして  
いるのはわかっておりますが、例えば、メガ  
ソーラーの進出については、宮崎の地場企業と  
何らかのコラボレーションがあることを条件に  
するとか、県民の生活に目を転じて、自宅の上  
になかなかまだソーラーパネルを乗せる余裕が  
ない方に関しては、市民が出資する共同発電所  
のようなものをつくって、そこで得られる利益  
を地域の中で使えるバウチャーみたいなもので  
循環をさせていく、そういう考え方を酌み取っ  
て、本当の意味で宮崎の豊かさをつくっていけ  
るシステムを考えていただきたいと思います。  
宮崎で生まれた価値を宮崎の中で循環させるこ  
とによってこそ、新たな価値の創出、再生産が  
できると信じております。長い歴史の中で、人  
材も食料もさまざまなものを供出するばかり  
だったこの宮崎の豊かさを新しく作り出して  
いくことが、今年度の予算のタイトルにもなっ  
ていますが、宮崎の元気と安心を創出するとい  
うことではないかと私は考えますけれども、知  
事のお考えをお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 現在、県では、県民に  
よる農林水産物の消費拡大など、広い意味での  
地産地消を進めます地域経済循環システム、ま  
さに価値や資金が県内を循環する流れを強化し  
ていく、この取り組みを進めているところでご  
ざいます。御指摘がございました太陽光発電に  
よる電力など、本県の恵まれた自然環境から生  
み出された経済的な価値というものを県内で循  
環させるべきという御指摘は、このシステムに  
も合致するものであり、県としても取り組んで  
いきたいというふうに考えておるところでござ  
います。

県におきましては、太陽光発電の補助におい  
て、県産材の新築木造住宅に太陽光発電システ

ムを設置する場合や、県内産の太陽光パネルを  
設置する場合に補助額を増額することとしてお  
りますが、これも地域経済循環システムを具体  
化した発想の取り組みでございます。これから  
も本県の恵まれた自然条件を生かした、新しい  
意味での「太陽と緑の国」を目指すというこ  
とで、ソーラーフロンティア構想に、製造から発  
電、利用ということで取り組んでおりますが、  
その価値を県内に循環させる取り組みをしっか  
りと進めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 最後にいたしますが、電気自  
動車の普及が進んでまいりました。各社から新  
しい車が発売されるようになりまして、「未来  
の車」というイメージだったものも、実際に宮  
崎の街角でも目にするという状況になっており  
ます。さらに普及を進めるためには急速充電装  
置の設置が不可欠となっております。もちろ  
ん一義的にはどうか最初の取り組みとしては民  
間が行うべきこと、その要素も多いとは思いま  
すけれども、県内の状況を考えたときに、県と  
しての後押しも必要かと思っておりますけれど  
も、その推進に関しての考え方を県民政策部長  
にお伺いしたいと思います。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 県内におきま  
して一般に開放されている急速充電器でござ  
います。自動車メーカーの販売店に3基、五ヶ  
瀬町役場に1基の計4基となっているのが現状  
でございます。御質問のとおり、電気自動車の  
普及を図るためには充電環境を整えることが必  
要でございますので、県では今年度、市町村等  
を支援しているところでございます。先ほど  
申し上げました五ヶ瀬町に加え、3月には川南  
町内に1基設置される予定でございます。一方  
で、この取り組みを進める中で、例えば高圧の  
電力を使用するための附帯設備に多額の費用が

必要となる、あるいは電力の供給契約における基本料金が大幅にふえる場合がある、そういう課題も見えてきておりますので、今後このような課題への対応も含め、電気自動車や急速充電器の普及のあり方につきまして検討していく必要があると考えております。

**○渡辺 創議員** 私が調べた範囲では、宮崎の急速充電装置の数というのは九州の中で一番少ないということになっておりました。先日、青島太平洋マラソンに熊本から参加された方が、電気自動車で宮崎入りするに当たって、途中で充電設備がないために、たどり着けるかどうかという不安な状態になって、宮崎市内のディーラーに駆け込んだということがあったと伺っております。観光県でもある宮崎ですので、各県の方に安心して来ていただき、新しいエネルギーの先進地ともなろうとしている宮崎で安心して運転していただけるように、ぜひ一層のお取り組みをお願いしたいと思います。

後ほど別分野でもう一度質問させていただきますが、新エネルギーに関してはこれで終わらせていただきます。

**○田口雄二議員** 引き続き、環境森林行政についてお伺いします。

県産材の活用で、宮崎空港の手荷物検査場がリニューアルされました。約1年と4カ月になりますが、県民の評判と、県はどのように評価しているのか。また、今後、県民の目に触れる施設での活用について、県のお考えをお伺いします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 宮崎空港ビルの手荷物検査場は、平成22年度森林整備加速化・林業再生事業により、県産材をふんだんに活用してリニューアルされたものです。空港関係者の話では、利用者の評判もよく、木の持つい

やしの効果等により、ストレスを感じる検査場においてクレームが減少したと伺っております。またこの施設は、平成23年度優良木造施設の表彰で木材利用推進中央協議会会長賞を受賞し、全国に紹介されたところであります。県といたしましては、年間250万人の空港利用者への県産材のPR効果が非常に高いものと考えております。このほかにも、交通機関では日向市駅舎や宮崎駅前のK I T E N等で、また、その他各地保育所等でも県産材が使用されております。今後とも関係機関等と連携を図りながら、県民の目に触れる公共施設等での県産材の活用について積極的に推進してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** いい話ばかりのようですが、たまにしか空港を使わない人に聞いてみますと、その存在が余り知られていないようにも見えます。特に手荷物検査場はまさに検査を受けるところですので、ゆっくりと木のぬくもりやいやしを感じられるのかなという疑問もあります。もう少し県民や旅行客がのんびりとしながら木と触れ合えるようなところも再度検討してほしいものです。よろしくお伺いいたします。

再び、県産材の活用についてお伺いします。これも我が会派の調査で伺った施設です。宮崎県産業支援財団の農商工連携ファンド助成金の交付を受け清武町に昨年つくられました、県産杉材を活用した木造園芸ハウスを拝見してまいりました。建設業の方が、本県の林業の状況を何とか打開したいとの思いから、全国有数の園芸ハウスに県産材の活用を思いつき、試行錯誤の上、建設されました。被覆材であるビニールシート以外は木材で、1反当たりの木材使用量が35.5～36立米ほどの使用量になります。木造

住宅建築の技術を使っており、地震、台風にも強い構造で耐用年数も長くなる、被覆材の洗浄が行えるので被覆材の張りかえ頻度が少なくなり生産コストが下がるなどの利点がある反面、欠点は、温室内は高温多湿のため腐食が早くなるのではないかと、コンクリートの基礎工事が必要で、撤去の際コストがかかる、部材断面がパイプハウスに比べて大きくなり日射量に若干の影響がある等々です。まだまだ改良の余地は幾つもありますが、本県の2～3割のハウスに使われるだけでも県産材の大きな使用量になります。そこで、県産材の木造園芸ハウスの活用について、環境森林部長に見解を伺います。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 現在、園芸ハウスの構造につきましては、パイプハウスが主流となっておりますが、木造にした場合、今、議員御指摘のように建築コストや維持管理等の課題が考えられます。しかしながら、県産材の需要拡大を図るためには、公共施設や住宅などの建築物や公共土木事業での取り組みはもとより、その他の分野においても県産材の積極的な活用を推進していく必要があると考えます。本県ハウスの2～3割でも使えばとのお話でございました。農業の盛んな本県において園芸ハウスの木造化が実用化すれば、県産材需要拡大にとりまして非常に魅力的なことであると私も思っております。このため、今後、関係部局や関係団体と協議しながら、木造園芸ハウスの活用について検討してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** この点に関して、知事にちょっとお伺いします。今回の県産材の活用に関する一連の質問で、県当局の取り組み状況には大変失望いたしました。本当に県産材の活用を真剣に考えているのか疑問です。例えば、県

産業支援財団の支援まで受けて試験的につくられた木造園芸のハウスに関しても、森林、農政全く一体感がなく、まさに中央官僚と一緒に縦割り。部局を超えて、何とか物にならないかという真剣さ、熱意が全然感じられませんでした。一個人が頑張っただけで県産材の活用を工夫しながら試験的につくったのに、否定的な話ばかり聞かされました。初めてつくったのですから、最初からベストのものができるはずはありません。本来であれば、県みずからが音頭を取って農業試験場や木材利用技術センターなどの技術集団が連携して取り組むべきではないのか、全く腑に落ちません。一般質問で我が会派の徳重議員が質問しますので、多くは申し上げませんが、宮城県の山元町の被災した小学校に寄贈した机といすは大変評判がよかったようです。他県で評判がいいのに、なぜ本県では余り使われていないのか、これも不思議でなりません。今回も県産材の活用に関する予算も多く組まれています。生きたお金の使い方をしなければ、仏つくって魂入れずです。県産材の活用に関して、本気度も含めて知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 園芸ハウスで木材が使われているという例、いろんな課題があるということですが、こういったことも含めて幅広い観点から、本県にとって宝である、まさに20年連続日本一である杉の素材生産量でございまして、それをしっかり有効活用を今後ともしてまいりたいという考えでございまして。

昨年、韓国を訪問した際に、世界で活躍していますある企業の内装に、これも日本の企業の御協力をいただきながら、宮崎の杉がふんだんに使われているのを拝見し、やはり県内でももっと活用すべき、しかも杉の日本一の生産量を誇る県の知事として、もっと活用できないか

ということで、先日、知事室のほうにも杉でできた展示屋台やカウンターを置いて、キャンプシーズンにたくさんお客さんも来られますが、そういう方にPRをしたところでございます。毎朝感じておりますが、部屋に入る瞬間に香りでわかるわけでありまして。そういったところを通じて杉の魅力というものを今PRし、また県庁の1階にも展示屋台と、家読(うちどく)文庫というものを子供たちにつくっていただいた。杉の間伐材を利用したもので、目に見える形、またにおうことができる形で、来庁者にもPRに努めておるところでございます。また、同じ展示屋台を、牧元副知事にも御尽力いただきまして、今、林野庁長官のお部屋にも置いてあるところでございます。宮崎の杉を、そういうところを通じてまた全国にアピールができるのではないかと感じております。県内では、諸塚村の診療所でありましてか三股町の弓道場などの公共施設や、民間の保育園、病院など、県民が集う施設にも積極的に県産材の活用を推進しているところでございますが、このようにいろんなアイデアなり、いろんな場面でPRはできるものというふうに考えております。

それから、先日も福岡で農水産物のトップセールスを行わせていただきました。ある複合ビルの地下を使ってやったわけでありまして、そこでキンカンとか野菜などをPRするとき、杉でできたブースをつくっていただきまして、これもあわせて、まさにオールみやざき営業チームの一つの大きな効果というのは、農水産物のPRだけではなく、可能であればそこで木材もあわせてPRができるということでございます。そのような姿勢で、まさに「チームみやざきスギ」というものをつくりまして、県内外へのPRに取り組んでおるところでございます

が、今後とも本県の宝をしっかりと生かすべく、さまざまなアイデアというものを凝らしてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** このハウスに関しましても、まだまだ研究の余地は十分あります。とにかく知事も一度、現地に足を運んで見ていただきたいと思っております。知事の得意の自転車でも知事公舎から20分ぐらいで着くと思っておりますので。また、松形知事時代から営々とつくってきた本県の林業行政、時代が変わっても、活用しないと、林業公社の問題等同様、後世に大きな負の遺産として残っていきます。真剣に活用を考えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、商工観光労働行政についてお伺いします。

まず、東九州メディカルバレー構想についてお伺いします。大分県とともに申請していた東九州メディカルバレー構想が、昨年末の12月22日、念願の総合特区に指定されました。指定までに御尽力いただきました関係各位に、心からお礼を申し上げます。

総合特区とは、地域限定で規制緩和や税財政の優遇措置を講じて、新たな成長分野の開拓や地域経済の競争力向上を支援する制度であります。今回の総合特区指定は大変ありがたいことではあります。指定が目的ではなく、これは手段として、いかに活用し構想を推進していくかが今後の課題です。まず、東九州メディカルバレー構想の最近の動きと、国との協議等含め今後の予定を、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長(米原隆夫君)** 東九州メディカルバレー構想の最近の動きとしましては、昨年10月に、地場企業の医療機器産業への

参入や取引拡大を図るため宮崎県医療機器産業研究会を設置したところであり、32の企業と11の支援機関が参加してセミナー開催や展示会出展など参入に向けた活動を行っております。また、ことし2月には研究拠点として、県と延岡市の共同寄附により宮崎大学医学部に血液・血管医療に関する講座が設置されております。それから、構想に関連する動きも出ておりました。昨年12月には、宮崎大学の医学部と工学部の学部間連携を目的とした医工連携プロジェクトが発足しており、2月初めには延岡市メディカルタウン構想シンポジウムが開催され、県からは知事が出席をさせていただいたところがあります。さらに2月下旬には、関連企業が集積いたします延岡市、日向市、門川町の2市1町の間で医療産業の振興に関する連携協定が締結されているところがございます。このような動きにつきましては、構想の推進に弾みがつくものと大変心強く感じているところでございます。

次に、総合特区につきましては、構想の取り組みをより促進するため、昨年12月に、お話がございましたとおり内閣総理大臣から指定を受けたところですが、現在、構想の促進につながる薬事法関連の規制緩和や財政上の支援措置等について関係省庁と協議を行っているところがあります。協議が調った規制緩和等につきましては、関係する事業についての総合特区計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けて事業を実施することとなっておりますので、今後ともこの総合特区を十分に活用して構想の推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 次に、東九州メディカルバレー構想における研究拠点づくりを推進するために、宮崎大学医学部に寄附講座が設置されま

した。血液浄化療法を専門とする担当教授も決まり、いよいよ血液・血管に関する本格的な研究等が医療機器メーカーなどと進められることとなります。この研究成果の普及により、医療機器産業のさらなる集積と地域住民の健康福祉の向上につながってほしいものです。そこで、寄附講座に係る人員体制と今後の活動について、県民政策部長に伺います。

**○県民政策部長(渡邊亮一君)** 寄附講座の人員体制でございますけれども、現在、教授と担当医師、そして事務職員3名を予定しております。担当医師については4月1日に配置することになっております。現在、担当となられた教授を中心に、県、延岡市、医療機器関連企業等で意見交換を行いながら、新たな治療法や医療機器の改良開発のテーマを探るとともに、県北地域の研究拠点開設に向けた準備を進めているところでございます。

**○田口雄二議員** 教授、担当医師と事務職員の3名体制で4月1日に担当医師が配置されるようです。県立延岡病院に配置され医療行為をしていただけるものと、勝手に私は考えております。寄附講座の開設に感謝申し上げます。

次に、かわりまして、古事記編さん1300年にちなんで、ようやく本県でも、「神話のふるさとみやざき温故知新ものがたり」スタートアップ事業等を初め多くの関連事業が24年度より始まります。本県はまさに神話の宝庫であり、古事記の前半部分は県内の多くがその舞台となっています。奈良県や島根県との連携等により横断的な観光開発も期待されます。

そのような中、古事記の海幸彦、山幸彦に関する青島地区は、期待された青島再開発が頓挫したままなのは残念ですが、それでも長年の懸案事項でありました旧橘ホテルが撤去されたの

はありがたいことです。このホテルは撤去となりましたが、青島近海の観光に支障を与えている座礁船はそのままになっています。堀切峠の沖合、鬼の洗濯板近くに平成22年の10月24日に座礁してから既に1年5カ月を迎えようとしています。船の所有者は中国の会社のようですが、座礁などの事故に備える船主責任保険のトラブルで保険金がおらず膠着状態で、放置されたままとなっています。しゅんせつ船は全長120メートル、船幅20メートルと大変大きな船体をしています。現在は、スパットと呼ばれる高さ30メートルの支柱の一部が2本海上に突き出ており、景観を損ねています。特にこの場所は、本県観光の代名詞となってきた堀切峠、道の駅フェニックスの真下となります。また、現場はイセエビの好漁場のようですが、座礁船の影響で水揚げも大きく減少しています。イセエビ漁は9月から4月までです。昨年度は約2カ月間漁期から外れましたが、今年度はすべての期間に影響してくるので、水揚げにはもっと大きな影響があるのではないかと心配です。宮崎市漁協はこれまで、イセエビ漁の水揚げ減の補償金支払いを船の所有者に申し入れています。青島沖の座礁船の現状と、今後どのように対応していくのか、総務部長にお伺いします。

**○総務部長（稲用博美君）** 座礁船につきましては、撤去の責任を有する船主が昨年1月に撤去を試みましたが、海岸から約200メートル付近で再度座礁し、その後も作業が試みられましたが、状況としては大きく進展をしておりません。これまで基本的には、海上における航行安全の確保の観点などから、宮崎海上保安部が撤去に向けた指導を行っているところでございます。県といたしましても、早期の撤去に

向けて、宮崎市や漁業関係団体とも連携を図りながら、船主に対し連名で要請文を发出するなど対応してまいりました。また、法律に基づきます撤去命令などの措置等についても検討いたしておりますが、海岸法の海岸保全区域の外にあることなどから、現時点ではその可能性が見出せていない状況にあります。本来、このような事故に対応すべき船主責任保険が、船主と保険会社との契約の問題で機能していないという状況もございますので、外国船の航行の許可を所管する国土交通省海事局に対しましても、対応を検討していただくよう要請を行っているところでございます。現在の状態では漁業への影響などが懸念され、なるべく早期に撤去されるべきと考えておりますので、引き続き、宮崎海上保安部による指導を含め、宮崎市などの関係機関とも連携をしながら対応してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 今後の台風の接近等々で、さらに状況が悪化する可能性もあります。幸い海洋汚染につながるような物質は既に抜き取られていると聞いておりますが、このままでいいとは思えませんので、早急な対策を求めます。

次に、宮崎県のシンボルキャラクター「みやざき犬」についてお伺いします。ゆるキャラブームで、全国どこに行っても御当地のシンボルキャラクターがあるようになりました。本県でも、「どげんかせんといかん」などと言っていた方の変なシンボルキャラも勝手に出回っていましたが、さすがに県庁から移動してすっきりしました。本県でも県民にアンケートを募り、昨年11月11日、本県公認のみやざき犬「ひい」「むう」「かあ」に決まりました。そして、既にもうデビューをしています。こういうキャラクターは好き嫌いがあるので、だれか



らも好かれるというのは非常に困難です。人気ナンバーワンになった熊本県の「くまモン」も、発表当時は、「名前のつけ方が安直過ぎる」「黒いキャラクターとは何だ」等々さんざんだったようです。しかし、今は、新幹線開通で一躍知名度も上がり、熊本県内の土産物売り場にはくまモンばかりで、熊本経済に影響を与えるほどになりました。みやざき犬も同様の効果が出れば最高ですが、本県のシンボルキャラクター「みやざき犬」を発表して以来、県民の反応はどうか。また、活用状況とキャラクターの使用申請の申し込み状況はどうか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** シンボルキャラクター「みやざき犬」につきましては、イベント等への着ぐるみの派遣と、イラストや写真の活用を行っているところであります。まず着ぐるみにつきましては、2月末日までの約4カ月間で、祭りやイベントへの参加、テレビへの出演などで、県内51回、県外34回、計85回の派遣を行っております。次に、イラスト等につきましては、同じく2月末日までで、民間企業などから合計で52件の使用申請を受け、許可したところでございます。具体的には、ポスター、チラシ、旅行雑誌等への掲載、観光周遊バスのラッピング、ノートや携帯ストラップといったキャラクターグッズなどさまざまな活用をしていただいております。このような中、県民からの反応につきましては、イベント等では「みやざき犬」と声をかけられることが多く、一緒に写真撮影をしたい方の順番待ちもできるなど、相当程度、県民に認知され、愛着を持っているのではないかと考えております。

**○田口雄二議員** 思った以上に県民の受けはいい

ようであります。私たちも積極的に宣伝してまいりたいと思っております。

では、このシンボルキャラクター、全国的に知名度アップを図るためにも、今後どのように活用して県の活性化につなげていくのか、再度お伺いします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** みやざき犬につきましては、県のシンボルとしてその効果を最大限に発揮できるよう、イラスト等の使用を促し、県はもとより、市町村や各団体、民間企業、そして県民の一人一人がさまざまな媒体で活用していただくなど、キャラクターをきっかけとした情報発信に積極的に取り組んでいきたいと考えております。そして将来的には、県内外でのイベントやメディアへの出演はもとより、いわゆるキャラクター商品が種類、量ともに充実することにより、宮崎のイメージアップが図られ、県の活性化につながっていくものと期待しているところであります。このため、まずは県民に愛されるキャラクターとして育てていくことが重要であると認識しておりますので、当面は県内をくまなく回るなどして浸透を図り、県民が主体的にみやざき犬を活用していくような機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 次に、農政水産行政について伺います。

九州最大の冷凍野菜加工場が昨年8月に西都市に完成しました。疲弊した地域経済の復興に大きく寄与してくれるもの、また農業の6次産業の実践でもあり、地域農業の活性化にも大きな期待が寄せられています。我が国で消費される冷凍野菜は、中国などの海外産が圧倒的に多く、90%が輸入されています。大手スーパーや外食チェーンは安心・安全な国産品を要望して

いましたが、供給体制が整っていませんでした。県産品の付加価値を高め、産地構造転換を促す大きなチャンスです。既に稼働して数カ月が経過しています。そこで、西都市に設置されたジェイエイフーズみやぎきの冷凍野菜加工施設の稼働状況について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） お尋ねの冷凍加工施設につきましては、昨年8月に竣工し、11月から本格稼働を開始したところですが、原材料はすべて県内産を使用し、2月末現在で、ハウレンソウ、里芋、コマツナなど約900トンの加工処理を終了したと聞いております。なお、主力のハウレンソウにつきましては、播種時期の9月から10月に雨が多かったこと、また、12月中旬以降の乾燥、年明け以降の冷え込み等により生育の遅延が見られております。しかしながら、作付面積につきましては当初の計画どおり確保されており、今後の気温上昇に伴い生育が回復し、加工量も増加することが見込まれているところでありまして、全体的にはおおむね順調に推移していると伺っております。

○田口雄二議員 非常に規模が大きかったものですから、ちょっと心配していましたが、おおむね順調、しかも現時点まですべて県内産の野菜が使われていると確認できました。出荷先も、現時点ではもっと受け入れたい状況だと伺いました。

そこで、関連する質問をします。昨年以来、全国2位の生産量を誇った本県たばこ農家の半数近くが栽培をやめるニュースは、県内に衝撃が走りました。日本たばこ産業の募集に応じたもので、10アール当たり28万円の協力金が出ます。完全に廃業される方もいれば、葉たばこからの転換を考えている方もいます。今回の冷凍

加工施設の大きな課題は、納入先のオーダーに、物が切れることなく安心・安定の提供をすることが絶対条件です。さまざまなオーダーに対応できるよう、葉たばこからの転換を含め、冷凍加工施設に原料供給する産地形成についてどのように進めようとしているのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 冷凍加工施設向けの原料供給につきましては、必要とされる時期、量、品質、価格に対応できる新たな産地づくりが重要と認識しており、このため、平成24年度新規事業として本議会にお願いしております「みやぎき土地利用型野菜産地づくり事業」において、農業者、JA、農業法人と加工事業者を構成員とする生産組織の育成や、農地を有効に活用し収益性を高めるモデル輪作体系の経営実証、また省力化機械等の導入に対する支援を行うこととしております。これらの取り組みにより、畜産と耕種のバランスのとれた産地構造への転換を推進するとともに、葉たばこ廃作に伴う品目転換を円滑に進め、儲かる農業の実現を図ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 耕作放棄地が新たにできないように、営農指導もしっかりと進めていただきながら転換を進めていただきたいと思います。

次に、県内の重要港湾についてお伺いします。先ほども申しましたように、我が会派で細島港の北部港湾事務所に伺い、重点港湾に指定された細島港を中心に、県内の港湾物流について話を聞いてまいりました。細島港は、重点港湾指定で集中的に予算が投入されて岸壁整備がなされ、大型船に対応できるようになります。しかし、九州内の港湾の激しい貨物の取り合いが行われ、細島港は厳しい状況であり、県内貨物が県外に、特に志布志港に流れているようで

す。念願の港湾整備が進んでも、物が流れてこないようでは話になりません。細島港を含む県内の重要港湾の利用促進について県当局はどのように取り組まれるか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 本県の重要港湾につきましては、細島港が外国貿易を含む東九州の物流拠点、宮崎港がフェリーを中心とした南九州の物流拠点、油津港が県南地域の物流拠点として、それぞれの特徴を生かした整備を進めてきておりまして、地元企業の利用拡大等により、細島港と油津港においては平成22年のコンテナ取扱量が過去最多となったところがあります。しかしながら、さらなる利用促進を図るためには、物流コストの軽減や利便性の向上など一層の競争力の強化が必要であると考えております。このため、細島港におきましては、ガントリークレーンの増設や大型岸壁の整備、油津港におきましては、上屋の増設や、本会議でも審議をお願いしておりますタグボートの回航費支援など、港湾機能の拡充に努めているところであります。また、県、市及び港湾利用者で構成いたしますポートセールス協議会におきましても、県内外での港湾セミナーの開催や企業訪問など、官民一体となった積極的な活動を展開しているところであります。今後とも「宮崎の貨物は宮崎の港で」と、そういう信念のもと重要港湾の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** もともと本県の物流レベルで重要港湾3つは多過ぎます。今おっしゃいましたように「宮崎の貨物は宮崎の港で」をモットーに、他県に流れないように、逆に引っ張ってくるぐらいの気持ちで営業に努めていただきたいと思います。使い勝手をよくするには新た

な航路開発も必要です。農業団体や製造業等の荷寄せにも工夫をしていただくよう、よろしくお願いいたします。細島港については、来週、西村賢代表がたっぷり質問しますので、このあたりにします。

アクセス道路についてお伺いします。あと2年で東九州自動車道の宮崎一延岡間が全線開通予定で、それに合わせて日向インターチェンジから小倉ヶ浜有料道路にアクセス道路が建設されています。小倉ヶ浜有料道路は、まさに細島港へ、そして昨日、横田議員と知事が丁寧に御説明いただいたパワースポット大御神社へのバイパス道路でもあります。大御神社、馬ヶ背やクルスの海など周遊する観光誘致にも、また細島港への利便性を上げるためにも、小倉ヶ浜有料道路の無料化は避けては通れません。あわせて国富町のソーラーフロンティアの物流を細島港にいざなうためにも、スマートインターチェンジの設置と小倉ヶ浜有料道路の無料化は必然と考えますが、現在の取り組み状況を県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** まず、小倉ヶ浜有料道路につきましては、現在、未償還金の取り扱いを含めた料金徴収期間満了後の方針を検討しているところでございますが、期間満了となる時期も近づいておりますので、できるだけ早い時期にその方向性を出したいと考えております。

次に、国富町のスマートインターチェンジについてであります。その整備に当たっては、地元自治体が、国、県、市町村、高速道路株式会社等から成る地区協議会を設立しまして採算性の検証を行った上で、連結許可申請を行う必要がございます。このため、国富町が主体となりまして関係機関による勉強会を立ち上げ、必

要性や整備効果等について検討を進めてきたところであり、これまでに2回、それからまた今月末には第3回目の勉強会を開催する予定であります。県といたしましては、スマートインターチェンジは地域産業活動を支援するほか利用者の利便性向上に寄与すると考えておりますことから、この勉強会の検討結果や国富町の意向を踏まえながら、早期に地区協議会を設立できるように、関係機関との連絡調整など積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 今の答弁は、「積極的に取り組んでまいりたい」、そして「できるだけ早い時期に方向性を出したい」でした。2つともかなり期待してもいいように聞こえました。県土整備部長、よろしく願います。

次に、「民主党政権になると高速道路等の公共事業はとまる」とさんざん言われました。しかし、順調に予算がつき、東九州自動車道の供用時期は前政権時代よりずっと前倒しになっています。24年度も大きな予算づけが期待される場所ですが、東九州自動車道の大分一宮崎間における進捗状況を、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 東九州自動車道の県南部は、九州縦貫自動車道と一体となりまして高速交通ネットワークを形成し、本県の産業振興、企業誘致、雇用の拡大に大きな役割を果たしますとともに、地域格差の是正、地方の自立・活性化を初め、九州の一体的な浮揚に寄与する重要な路線であります。大分一宮崎間におきましては、来年度には、県境付近を含む蒲江一北浦間、北川一延岡間、都農一高鍋間の3区間の供用が予定されており、さらに平成25年度には、須美江一北川間、日向一都農間の2区間の供用が予定されております。また、日向一都農

間の供用によりまして、延岡から宮崎までがつながることになります。これらの開通により、本県産業の振興や東九州メディカルバレー構想の推進、記紀編さん1300年記念を含めた観光振興に大きく寄与するものと期待しているところでございます。しかしながら、残る大分県の佐伯一蒲江間と本県の北浦一須美江間につきましてはまだ供用予定が示されていないことから、県といたしましては、平成26年度の大分一宮崎間の全線開通を目標に、大分県等と連携しながら、本路線への予算の重点配分について国や関係機関に訴えてまいりますとともに、インター線等の関連事業について国と調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 26年度の全線開通を目標にするということですが、私たちも政府にしっかり要望してまいります。

ただ、大分一宮崎間は順調ですが、東九州自動車道の県南部及び九州中央自動車道の動きが足踏み状態です。両道路の早期整備に向けた県の今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 東九州自動車道の県南部につきましては、事業中の清武南一日南間の開通の見通しが立っていないばかりか、日南一志布志間はいまだ事業化もされておられません。また九州中央自動車道は、九州の東西をつなぐ横軸として細島港と連携して物流を担う重要な路線ではありますが、いまだ事業化されていない区間が半分以上残されている状況でございます。高速道路はつながってこそ十分な機能が発揮されるものであり、また、東日本大震災を踏まえて命の道としての役割が再認識されておりますことから、早期のネットワークの確立が喫緊の課題であると考えております。

このため、事業中の区間につきましては、一日も早い開通に向けて国に対して予算の確保を訴えてまいります。また、事業化されていない区間につきましては、現在、国においてルート検討あるいは環境調査を実施していただいておりますが、県としても調査に協力するとともに、早期に事業化していただけるよう、国に対して、地元市町村、経済界等とも連携しながら引き続き強く訴えてまいりたいと存じます。

**○田口雄二議員** 細島港を活性化するためにも、熊本の貨物を持ってこなければなりません。そういう意味では九州中央自動車道の重要性は十分わかっておりますし、また進展の見えない県南部の取り組みも、ともに強く、そして粘り強く私たちも進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ここで、県土整備行政に関しまして、再び渡辺創議員が質問いたします。

**○渡辺 創議員** 県土整備部長にお伺いします。宮崎市の東大宮地区には、新別府川とその支流の西田川という川が流れております。配付資料をごらんいただきたいと思っております。写真が載っている資料です。この写真は西田川の写真ですが、新別府川も同じような状況です。河川の中にアシや植物が生い茂り、写真のような状況になっています。堤防の部分は、県とのパートナーシップ事業で協働する地域の皆さんがきれいに草を刈っていらっしゃる様子が見えるかと思うんです。このような非常に対照的な姿になっておりますが、同様の状態の河川というのは県内にたくさんあるかと、少なくないと思っております。

私も、県議になってこの1年、この草の伐採を求める声をたくさんいただいてまいりまし

た。宮崎土木事務所の皆さんにも何度も勉強させていただきましたので、治水上この草が問題にならないこと、治水上の妨げにならないことも、また今の河川管理のあり方が、さまざまな経緯の中で、できるだけ自然な環境を残そうとしていることも承知をいたしております。ただ、河川にもいろいろな位置づけがあると思います。ポイントは、この川が宮崎市の住宅街の中にあるということです。すぐわきで人が暮らし、地域の住民の生活と接する川だということです。私も、コンクリートで固められた無機質な河川が美しいとは思いませんし、また予算面の制約があることもよくわかります。ただ、周辺の皆さんが現状を見詰めたときに、県の河川管理の基本的な考え方と違う思いを持っているということも事実かと思っております。同様の課題を持っている地域も少なくはないと思っておりますので、河川のあり方を考えるときに「景観」という要素も含めて考える部分がないのか、そこを県土整備部長にお伺いしたいと思います。

**○県土整備部長(児玉宏紀君)** 河川はさまざまな人々に利用していただいておりますが、景観についてはそれぞれ考え方や御意見がございしますが、河川内に自然の作用によって繁茂した草等については、そこが多様な生物が生息できる貴重な空間になっておりますことから、景観上という観点だけでは除草等は行っておりません。しかしながら、草や樹木の繁茂により土砂が堆積し治水上支障がある場合には、除去を行っているところでございます。

**○渡辺 創議員** 先ほどもお話ししましたように、住宅地の中の河川ということなんです。河川が、単なる水路としての役割だけではなくて、東大宮地区でも、新別府川を中心に地域の方々が憩い集まって、そしてまた、まちづくり

の拠点というふうに河川を考えていきたいと思っていच्छいます。実際に新別府川では、地域の方々、この堤防に桜の木を植えたい、または、堤防に桜の木を植えると強度の問題があるということであればシバザクラを植えたい、とにかく人が集う場所にしたいという強い思いを持っていच्छいます。その上で考えたときに、河川の管理ということだけではなくて、県のほうで、河川に対する個別的な要望に沿って、治水という観点だけではなくて、環境やまちづくりという要素で地域の皆さんに積極的に協力していく、そういう姿勢はないものでしょうか。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 今、議員にお話しいただきました点については、私も大事な視点だと思っていच्छるところでございまして、例えば都市部の河川における環境への取り組みといたしまして、宮崎市の小松川あるいは水流川において水辺の自然環境の再生を進めているところでございます。具体的には、本川であります大淀川から河川水を引き込み河川の水質改善を図るとともに、人々が川に親しむことができる空間を確保することによりまして地域住民の憩いの場となり、多様な生物が生息できる川づくりを行っているところでございます。

**○渡辺 創議員** 写真を見ていただいてもわかるように、土手の草がきれいに刈り取られています。県のパートナーシップ事業で、まさに協働で地域の方々が取り組んでいるわけです。その意味では、今度は逆に、県の側から地域の皆さんのために知恵を絞って汗をかいて、いわば地域との協働という意識で川づくりをする必要があると思ひます。くどうようですが、もう一度、部長にそこをお伺ひします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 地域に親しみ

を持たれる川づくりを進めるためには、地域住民の皆様を初め、河川にかかわりのあるさまざまな人々との協働によって行うことが重要であると考へておひります。これまで、地域住民による活動としまして、例えば、延岡市の北川における川との触れ合い活動、西都市の三納川における環境美化活動、串間市の千野川におけるホタルを守る活動などが行われておひりまして、土木事務所の職員も一緒になって取り組んでいるところでございまして。地域住民の皆さんの御意見をお聞きしながら、一緒になって川づくりをやっていく——非常に大事な視点だと思ひておひります。今後さらに、地域住民の皆様と一緒になひりまして、河川環境の保全に努めてまいりたいと考へておひります。

**○渡辺 創議員** 私は今回、河川の中の草を刈ってくれということを申し上げたかったわけではなくて、「対話と協働」の県政なわけですから、先ほどの桜並木やシバザクラの案にしても、県がよしとかだめとかそういう許可権者としての姿勢だけではなく、ぜひ地域の方々と一緒に汗をかいて、プロの方が考へていただければ、地域の皆さんの理解もまさに深まると思ひます。県内、同じような問題は他地域で抱えていると思ひますので、より一層の御協力をよろしくお願ひいたします。

**○田口雄二議員** 次は、教育長に質問いたします。

いよいよこの4月に、延岡西高跡地に特別支援学校を移転統合した延岡しろやま支援学校が開校いたします。単なる3校の移転統合ではなく、多様な教育ニーズに応じた専門性の高い教育、ライフステージに応じた細やかな支援、医療・保健・福祉・労働と連携した地域支援を基本方針に、これまでになひ新たな4つの機能を

盛り込み、地域に開かれた特別支援学校を目指しています。これまでさまざまな御意見が寄せられ、心配する声もありました。聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由の3つの部門が一つになるのは全国でも初めてと聞いていますが、開校に向けての準備状況について、教育長にお伺いします。

**○教育長（渡辺義人君）** 延岡しろやま支援学校の開校に向けた準備状況につきましては、教育目標や指導計画の作成、校章や校歌の制定、各施設の使用計画など、学校運営上のさまざまな内容につきまして、予定していた準備や検討をほぼ終了いたしております。また特に、制服の選定ですとか給食の実施方法、スクールバスの運行計画などにつきましては、保護者説明会を開催し御意見をお伺いするなど、保護者の皆様方の御理解を得ながら進めてきたところであります。

施設設備の工事の進捗状況につきましては、本年度に予定しておりました工事のうち、知的障がい教育棟、肢体不自由教育棟、作業棟、体育館、プールなど大部分は既に完成しております。3月末の寄宿舎の完成をもってすべて終了することになっております。また、閉校する3つの学校からの備品等の移転作業につきましても、当初の予定どおり3月の中ごろに行うことになっておまして、4月の開校に向けて準備が順調に進んでいるところであります。

**○田口雄二議員** 特色ある学校づくりを目指す一環として、副校長に本県初の民間人を任用することになりました。目的と、どのようなことを期待しているのか伺います。

**○教育長（渡辺義人君）** 延岡しろやま支援学校につきましては、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由の3つの部門別の専門性の高い教育

を行うとともに、地域教育支援センターや自立支援センターを整備しまして、乳幼児期の子育て支援から卒業後の自立支援まで切れ目のない支援を行う、全国的にも特色のある学校を目指しておりまして、このような学校づくりの一環として、県内で初めて民間から副校長を任用することといたしております。副校長には、民間の管理職として培った知識・経験や地域企業との幅広い人的ネットワーク等を生かして、学校の経営や教育の改革、とりわけ特別支援教育の課題であります就労支援等の取り組みに力を発揮してもらうことを期待しているところであります。

**○田口雄二議員** 特別支援教育の課題である就労支援、いかに就職させるかということは本当に大きな課題です。ここでいい結果が出れば、他の特別支援学校でも十分考えられることになります。1人でも多くの就職が決まってほしいものです。

次に、これもまた本県で初めて、特別支援学校に理学療法士、言語聴覚士、心理士が配置されることになりました。これら理学療法士等の配置についてどのようなことを期待しているのか、身分はどうなるのかお伺いします。

**○教育長（渡辺義人君）** 延岡しろやま支援学校におきましては、専門家との連携による指導や支援の充実を学校の特色の一つとして掲げておまして、非常勤職員として理学療法士、言語聴覚士、心理士の各1名を配置することといたしております。

理学療法士等の配置により期待することといたしましては、まず、子供たちの障がいが重度重複化、多様化する中で、それぞれの専門家による子供たちの的確な実態把握に基づきまして、より適切な指導が行えるようになること、

また、教員が理学療法士等の指導助言を受けることによりまして、専門的な知識や技能を幅広く身につけることができること、さらには、理学療法士等の専門家と教員が連携をして子供たちの指導に当たってほしいという保護者の期待にこたえることができることが挙げられます。このほか、延岡しろやま支援学校には、地域の障がいのある子供たちを支援することを目的として地域教育支援センターを設置いたしますので、幼稚園や保育所、小中学校等に通う子供たちやその保護者の相談につきましても、理学療法士等の専門性を生かした対応ができると考えております。

**○田口雄二議員** 話をお伺いしていますと、非常に期待が大きくなってまいります。全国のモデルとなるような新たな試みが随所に入れられているようにも見えます。御父兄も開校が待ち遠しい状況ではないでしょうか。このような学校が開校するに当たり、教育長も感慨深いものがあるかと思いますが、この学校開設に当たり、教育長の思いを伺います。

**○教育長（渡辺義人君）** 私は、教育長に就任以来、この延岡しろやま支援学校を初めといたしまして、特別支援教育の充実強い思いで取り組んでまいりました。この延岡しろやま支援学校は、保護者や地域の関係者の皆様の願いのもとに、「地域と共に子どもたちの自立する力と心を育み、可能性を高め、未来を拓く総合的な専門教育の実現」を設置理念といたしております。この理念を具現化するために、聴覚、知的、肢体不自由の3つの障がい部門別の専門性の高い教育と部門別の連携、全国最大規模となります地域教育支援センター等の設置、就労支援等を強化するための民間からの副校長の任用、九州で初めてとなります理学療法士等の配

置など、特色ある機能を持つ学校として鋭意必要な準備を進めてまいりました。これらの取り組みを通しまして、延岡しろやま支援学校が全国に誇れる専門性の高い特別支援学校となるとともに、本県の特別支援教育の新たな幕あけとなることを期待しているところであります。この「延岡しろやま支援学校」という校名には、延岡のシンボルであります城山の鐘のように、人々の心に響き渡る学校になってほしいという関係者の願いが込められているところであります。私も、子供たちの可能性が、この城山の鐘の音のように広く行き渡ることを願っているところであります。以上であります。

**○田口雄二議員** 入学式には呼んでいただけると思いますので、楽しみに出席したいと思いません。ありがとうございました。

次に、「夢・実現 甲子園優勝プロジェクト事業」についてお伺いします。話題性が大きく、私の周りでも「どんなことをするのか」とよく聞かれますし、先日はスポーツ新聞が大きく取り上げていました。私は延岡野球協会の顧問をしており、野球関係者の方々とよく話をします。「高校から硬式ボールに初めてさわるようでは全くだめだ。硬式ボールと軟式ボールでは同じボールでも全く違う。清原選手や桑田選手が強豪のPL学園で1年生でいきなり4番バッターやエースになったのは、リトルリーグなどで小学生のころから硬式ボールになれ親しんできていたからだ」と言われます。一昨年甲子園に行った延岡学園、昨年は県予選決勝で敗れましたが、このチームの主力選手は、硬式ボールを試合球とするボーイズリーグの出身でした。本気で優勝を目指すのなら、ジュニア期から硬式ボールになじむような環境づくりをすべきではないかと思いますが、教育長に伺いま



す。

○教育長（渡辺義人君） 今回、来年度の新規事業として、「夢・実現 甲子園優勝プロジェクト事業」をお願いしているところでありますが、これは、県民の悲願であります高校野球の全国優勝という目標に向かって、関係者の方々と一丸となって取り組んでいくために、競技力強化推進校の指定や全国強豪校への挑戦試合などを実施するものであります。議員御指摘のとおり、ジュニア期から硬式ボールに接することは重要な視点でありますので、硬式野球へのスムーズな移行と中学生の意識の高揚を図るために、硬式ボールに近いKボールというのがございますので、このKボールを使用する全国大会に参加する県の中学生選抜チームへの支援を行うことにしたところでございます。県教育委員会といたしましては、県高等学校野球連盟や県中学校体育連盟、少年野球などの関係団体等と緊密に連携しまして、より効果的な対策について検討を行いながら、高校野球の競技力向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 次は、野球にかかわらず、地域の取り組みとしてお伺いします。小林秀峰高校ハンドボール部が全国優勝しましたが、野球にかかわらずいろんなスポーツも同じだと思います。ここは非常にいいモデルケースになるのではないのでしょうか。私は以前、秋田県の能代市に行って、バスケットによる街づくりを見てまいりました。似たような状況で、地域が一体となり、小中高一貫となって競技スポーツを推進しています。最近、本県の国体開催の話が頻繁にされるようになりましたが、小林のハンドボール部の取り組みについて見解をお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 議員御指摘のとおり、本県スポーツの競技力向上と安定を図り出すためには、小学生から高校生までの一貫した選手の育成・強化が大変重要であると認識いたしております。そのため県教育委員会では、学校体育団体や県体育協会、各競技団体等と連携を図りながら、ジュニア期からの優秀選手の発掘・育成や小中学生の合同練習会、中高校生の合同練習会の実施など、それぞれの競技ごとに小中高の一貫指導体制の構築に取り組んでいるところであります。御案内がありましたように、小林秀峰高等学校の男子ハンドボール部が初めて昨年全国優勝を果たしまして、大変うれしく思っているところでございます。またこれ以外にも、総合型地域スポーツクラブや市郡体育協会等の協力を得てスポーツ教室等を開催しまして、地域に根差したスポーツの振興にも努めているところであります。また、地域には熱心な指導者がおられまして、この方々の連携というのも非常に大きな力になっていると考えているところであります。県教育委員会といたしましては、今後とも関係団体等と連携して、地域の特色を生かしながら本県競技力の向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 次に、警察本部長にお伺いします。

昨年末、長崎県西海市で、元交際相手の実家に押し入り母親と祖母が殺害される痛ましい事件がありました。桶川事件同様に、何度も警察に相談しながらも、こんな結末を迎えてしまいました。まず、本県のストーカーに関する最近の状況はどうかお伺いします。

○警察本部長（鶴見雅男君） ストーカーに関する相談を、昨年、平成23年中は152件受理して

おります。これは前年に比べて38件の減少であります。これら相談事案のうち、刑罰法令に触れるものについては積極的な事件化を図っておりまして、ストーカー規制法違反で4件、それから住居侵入や脅迫等で9件、合計13件を昨年は検挙しております。また、被害拡大の防止を図るということで、ストーカー規制法に基づく警察署長の文書警告を11件、それから禁止命令を1件それぞれ発動しております。

○**田口雄二議員** 加害者の状況はわかりましたが、本県の被害者の保護対策はどのようなになっているのかお伺いします。

○**警察本部長（鶴見雅男君）** 被害者の生命・身体に危害が及ぶおそれがあるような場合は、ホテル等への一時避難、そしてまた女性相談所と連携をした避難施設への入所など加害者からの隔離、また警察官による被害者宅周辺の警戒、赤外線カメラによる監視・警戒、そういったような保護対策を実施しているところであります。

○**田口雄二議員** 今回の長崎での事件は、被害者が住んでいた千葉県警、被害者の実家のある長崎県警、そして加害者が住む三重県警の3つの警察に相談が行っていたにもかかわらず、全く連携がとれておらず悲劇につながってしまいました。本県の他県との連携はどのようなになっているのかお伺いします。

○**警察本部長（鶴見雅男君）** 加害者と被害者、関係者が異なる府県に居住するような場合は、被害者保護の観点から緊密な連携を各都道府県警察でとることとしております。本県から他県警察への対応を依頼したというようなものは、昨年はありませんでしたけれども、一昨年は2件ございました。また、他県警察から対応の依頼を受けたものが、昨年、一昨年ともに、

それぞれ4件ずつございました。昨年の例を申し上げますと、他県から依頼を受けたものにつきましては、本県に避難してきている被害者の保護依頼が3件、そして本県に居住する加害者への警告依頼が1件という状況でございます。他県警察との連携が必要なものにつきましては、しっかりと連携をとった上、昨年依頼のあったものにつきましても、加害者への警告や被害者の住居の警戒を実施するなど、的確な対応を行ってきたところであります。今後とも、被害者やその親族、関係者等の安全確保を最優先とした対策をとってまいりたいと考えております。

○**田口雄二議員** 多岐にわたる質問に丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

ちょっと時間をオーバーいたしましたけれども、以上で私の代表質問を終了いたします。

(拍手)

○**外山三博議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再会、休憩いたします。

正午休憩

---

午後1時0分開議

○**外山三博議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、社会民主党宮崎県議団、太田清海議員。

○**太田清海議員**〔登壇〕(拍手) 社民党を代表して質問を行います。

私もこの前、60歳になったかと思ったら、いつの間にか61歳になっておりました。早かったこれまでの人生を振り返ってみると、心に残っている2人の先生のことを思い出します。

その1人は——私が中学校1年生のときのことでした。そのころ私は、宇納間地蔵さんで有名な北郷村の中学校で部活はテニスをしておりました。田舎でレジャーの少なかった時代だったからでしょうか。日曜日ともなると、数学や国語、美術の先生方も思い思いのラケットを持ってコートに集まり、生徒たちも先生たちと一緒に練習をするというよき時代でした。木造建築の学校で、まるで夏目漱石の「坊っちゃん」にあるような学校風景です。練習試合になると先生同士が対戦することがありました。アウトやセーフをめぐる先生同士が言い争いとなることもありました。言い争いといっても険悪なものではなかったのですが、審判をしている私は、一方が納得しないとかなか試合が進行せずに困ってしまいます。すると、しばらくして一方の先生が、「先生、おおらかにいきましょう、おおらかに」と、ユーモアを持って言われたことでどっと笑いが起こり、その一方の先生も丸くおさまりました。そのときの「おおらかにいきましょう」と言われた何とも言えない先生の表情を、審判をしていた私は今も覚えています。当時、集団就職が多かった時代、あと数年で社会の中に入っていくとする仲間も多かった時代、大人である先生だって時には言い争いをすることがあるんだ、そしてまた「和を以て貴しと為す」ではないけれども、人間はそれをうまくおおらかに解決していかなければならないんだということも学びました。

もう1つは高校3年生のときでした。東大紛争のあった昭和44年、殺伐とした時代でした。失礼ながら名前も覚えていない政治経済の先生でしたが、その先生が授業の中で、「君たちは今、本を読むことはできないだろうが、せめて

大学に行ったら阿部次郎の「三太郎の日記」ぐらいは必ず読みなさい」と、受験勉強に明け暮れる私たちを前に遺言のごとく言われたのを覚えています。今考えると、その先生は、若者に向かって受験勉強ではなく本当に教育というのがしたかったのだと思います。大学生となり、大学ではまだ学園紛争の名残もあり、ヘルメットに身を包んだ友人もおりました。どう生きていいかわからない時代でした。「三太郎の日記」を読むことで自分の心を見詰める、他者に思いをいたすということを学んだように思います。今、議員として、市民、県民のさまざまな課題解決の相談に乗ることがありますが、自分の心を見詰める、そして他者に思いをいたすということに政治の世界を通して警鐘を鳴らすことができたらなと思っています。

さて、質問に移りますが、義倉という言葉があります。義倉というものは、昔、中国において災害や飢饉に備えて米などの穀物を一般より徴収し、富める者からも寄附を得て備蓄をするための倉庫だと言われています。日本では大化の改新の際に、隋の国より導入されています。国が行うこれら義倉に対して、地域の役所や民間が主体となって義倉と同様な事業を行ったものとして社倉があります。吉田松陰らも社倉に対して独自の構想を持ち、保科正之の会津藩も導入し、それらの中には昭和の時代まで存在が確認できるものがあると言われています。いざというときのために、そして国民が平穏な暮らしが送れるようにするために、富める者からも寄附を得ていたと言われるこれら義倉、社倉、その考えは現代においても税の徴収の仕方に多くの示唆を含んでいるのではないのでしょうか。富める者からもいただくという機能、それはもしかして、いわゆる所得再配分といってよい機

能かもしれません。そのことは、知事が提唱する地域経済循環システムとも関連するものがあるような気がいたします。そこで、質問をいたします。今、国においては、「社会保障と税の一体改革」ということで消費税率の引き上げが行われようとしていますが、知事はどう評価しておられるのか、お考えを伺います。

以上を壇上での質問とし、以下の質問は質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

「社会保障と税の一体改革」における消費税率の引き上げについてであります。我が国の厳しい財政状況や、急速に進む少子高齢化により社会保障関係費が増大する中、国と地方が一体となって提供しているさまざまな社会保障サービスを将来にわたって維持していくためには、安定的な財源の確保が必要でありまして、税収が景気に左右されにくく、働く世代など特定の者に負担が集中しない消費税率の引き上げは、実施の時期、またその内容、進め方は別といたしまして、避けては通れない検討課題であるというふうに考えております。一方で、消費税の増税は、景気への影響が懸念されるということ、また低所得者への配慮も必要となることから、その実施に当たりましては、地域経済の状況を十分考慮するとともに、低所得者に配慮した対策を講じる必要があると考えております。国民生活に大きな影響を与える消費税の増税は、何よりも国民の理解をどのようにして得られるかが大変重要なことであるというふうに考えておりますので、今後、十分な議論が尽くされる必要があるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 消費税については、今の答弁

を聞きますと、避けて通れないという言い方をされたようですけれども、ということは、消費税については導入ということが前提として避けて通れないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) いずれ避けて通れない課題だという認識でございます。

○太田清海議員 地方6団体等でも、表現としては消費税を含む税制の抜本的改革という言葉を使って、消費税もにらみながら、税制の抜本的改革というような言葉が使われておるわけですけれども、知事は抜本的改革というものをどういうふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 社会保障との関係で今、特に消費税というものが注目をされ、議論されておるところでございますが、税というのは、その一部を動かすと一部にまた影響が及ぶものでありまして、所得、消費、資産のバランスのとれた、やはり税全体の体系をにらんだ見直し、改革というものが必要であるというふうに考えております。

○太田清海議員 後でまた消費税の話はしますが、その前に私の気になることは、いわゆる所得課税制度が持つておるビルトインスタビライザー——この言葉は意外と余り使われないのですが、私は、これは大事な制度ではないかなと常々思っておるわけですけれども、このビルトインスタビライザー機能について、知事の所見をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 個人所得課税には、今御指摘のビルトインスタビライザー機能があるというふうに言われております。一般的に、景気が拡大をして所得が増加するときには、所得の増加割合以上に税額が増加しまして、消費の

拡大を抑制して景気の過熱を抑えるということ、また一方で景気が後退し所得が減少するときには、所得減少割合以上に税額が減少しまして、消費を促進して景気の落ち込みをやわらげるなど、景気の変動に対応して自動的に経済を安定させる機能ということで認識をしておるところでございます。経済安定のためには、こういったビルトインスタビライザーの機能を含めて、さまざまな政策というものが組み合わされること、これが大事だという認識でございます。

**○太田清海議員** ビルトインスタビライザーというのは、質問としては非常に初歩的な質問になったかもしれませんが、どうもこういった資本主義社会の中に組み込まれているやわらかな資本主義といいますか、むき出しの資本主義とか、新自由主義とも言われていますけれども、そういうものの中にやわらかく庶民の生活を救済していくための制度として組み込まれているものが、今の世の中、どうもかなぐり捨てられているような感じがして、確認させていただきました。私は、今までずっと所得税の税率の問題についてはこだわって言ってきましたが、超過累進税率、そこにこそ意味があるわけで、こういった議論をしていただきたいなと思っております。

後でもそういう議論は出るかもしれませんが、議場配付しております資料を見ていただきたいと思います。1ページ目は朝日新聞の、ちょうど12年前の新聞記事であります。12年前といいますと、5%になって間もなくのころであります。私は、よくこういう分析がしてあるなと思いました。12年前に指摘された事項なんです。消費税を導入すると——もう説明はいたしません、仕入れ課税控除という控除の制度

があるものだから、思わず雇う側は正規職員を雇わずに、いわゆる派遣職員を雇う。人件費ではなくて物件費として雇う、そういうことにどんどん移行しますよというのが、12年前の朝日新聞での指摘なんです。実際、この図解でも書いてありますが、経営者側は消費税の節減のためにこういう派遣労働者に移行してしまいますよという指摘、これ、今、私は如実に物語っているように思うんです。

心配するのは、今、「社会保障と税の一体改革」と言われていますが、これが事実だとするならば、消費税を導入したことによって社会保障制度は壊れていく。財源がなくなるわけですから、特に年金——派遣労働者がふえればふえるほど、年金財源は正規雇用者の保険料で賄われるんじゃないかと、低所得者の賃金で賄われていかなきゃいかん。パートなんかは、国民年金以外は年金財源は特別納めない。となると、消費税を導入することによって、さらに年金財源を破綻させていく残念な方向に行くのではないかなというふうに思います。これもいろいろ議論されているところですが、今、知事が地域経済循環システムの考え方を打ち出しておられますが、私もこれは賛同しております。前回もそう言いました。そういう考え方からすれば、消費税の増税とか、例えば具体的に言うと、国家公務員が7.8%でしたか、引き下げられるのがほぼ決まりの動きになっておりますけれども、これはマイナスになるのではないかと、知事が主張する地域経済循環システムと逆の方向に行っているんじゃないかと思いますが、知事はその辺はどうお考えでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** こうした税制の見直しにしろ、さまざまな経済対策にしろ、作用反作用といいますか、いろんな影響が及ぶ。政策目

的をにらんだ効果も上がれば、それ以外のいろんな作用も生じるというところがございます。まさに、そういうことをにらみながら、全体としてどのような政策目的、効果を達成していくのか、そこをしっかりと見きわめる必要があるというふうに考えております。消費税の増税につきましては、社会保障の安定的な財源確保のために議論が進められているものであり、また国家公務員の給与の引き下げは東日本大震災の復興財源を捻出するという、それぞれの政策目的のために実施されるものでございます。こうした消費税の増税等により、景気への影響というものが確かに懸念されるところでございますが、本県としましては、地産地消の県民運動や100万泊県民運動など、さまざまな場面での県内の消費を喚起しながら、県内の経済の活性化に取り組んでいきたい、そのように考えておるところでございます。

**○太田清海議員** 私も、こういった税の話についてはもうそろそろ卒業しなきゃいかんかなとは思っておるんですが、資料の裏のページ、2ページ目を見てください。これは個人金融資産の残高なんです。1990年から2008年まで上昇傾向です。1990年から見ると、2008年というのは400兆円、個人資産が、金融資産が残っておる。これは、本来ならば税の中でその年度に働いた所得から税としていただいて、それを年金とかいろんな事業に使っていくならば波及効果も生まれて景気もよくなる、入札制度のいろんな問題もなくなっていく可能性もあるのに、税で取らなかつたばかりにこれだけ残っておるといふ状況なんですね。これは本当にもったいないと思うんです。その辺、知事は、個人の金融資産の残高を見てどう思われるか、ちょっと所感だけでも……。

**○知事(河野俊嗣君)** 個人の金融資産残高というものは、今、国債の発行残高が多額にわたっておりますが、それが何とか破綻をせずにかういったところで賄いながら行われているわけでございますけれども、今の御指摘は、所得課税の問題と絡めて十分な所得税を上げなかったのがここにということでございますが、恐らく収入の中には資産による収入というのもございます。まさにあると思います。土地代とか、そういうものもありますし、先ほど税のあり方のところで申し上げましたけれども、やはり消費、所得、資産、その全体をにらみながら、いかに経済政策というの絡めながら望ましい税制体系を考えていくのか、その点が重要ではないかというふうに考えております。

**○太田清海議員** 地方自治といいますか、地方自治体を経営される方でもありますので、今度、50億円の特別枠をつくっていただきました。本当に御努力されたことだと思うんです。ただ、このふえた分の400兆円、これがどのくらいのものかとして考えた場合、50億円で割ると、年限でいうと8万年分なんですね。8万年の年限分の50億円の分が余り活用されずに残っておる。これは消費税ではなく、きちんと税でいただいて、それをまた市中に、年金とか、先ほど言ったいろんな福祉行政、いろんなものにまいていくことでの波及効果を期待したほうがいいのではないかなという意味では、今、地方六団体の話も出ましたけれども、地方消費税をできるだけ下さいという感覚だけではいけないんじゃないでしょうか。地域は本当に疲弊していると思います。後でまた入札制度のところでも述べますけれども……。

私が今回の県の施策の中でいいなと思ったのは、木造住宅耐震化リフォーム支援事業です。

これは耐震化という安全も求めますけれども、聞くとところによると、そのことによって触発されてリフォームしようという人たちの動きとともに、畳をかえようかなとか、波及効果をねらっている。私、この制度はさすがだなと思っているんです。こういう視点を自治体でやるためには、もうそろそろ国のこういう課税のあり方等についても言わないと、本当に自治体運営はつぶれていくのではないかなという危機感を私は持っております。特に、消費税導入で、働く人たちが派遣労働者のほうに行ってしまうということで、またその人たちを救うために消費税で救わないかんとするのはおかしな図式だと思うんです。そういった矛盾を感じるころであります。地域経済循環システムを打ち上げられましたので、ぜひ、国の制度等についても地方分権という立場で全国知事会等の中でもそういう議論をしてほしいというふうに思っております。

次に、入札制度に移ってまいります。先ほど民主党の新みやぎの田口議員も言われましたが、私たちも、地元での建設業関連団体との懇親会といいますか、話し合いを持ちました。そのときに、名ばかり営業所というのがあるということを聞きました。入札において名ばかりの営業所と言われているものがあると聞いておりますが、県はどのように認識しておられるのか、県土整備部長にお聞きいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 一般競争入札の実施に当たりましては、工事の規模や種類、事業量等を勘案して、入札参加資格としての地域要件を定めております。例えば建設工事では、原則として、設定された地域内に本店があることを入札参加の要件としておりますが、測量業務につきましては、当該地域内に営業所が

あれば参加を認めているところでございます。このため、特に測量業務におきましては、入札・契約手続におきまして、法人住民税の納税証明書により当該市町村の課税対象となっている営業所であることや、測量法に基づく登録制度を活用し、配置予定の測量士が当該営業所に所属していることなど、入札参加資格を満たしていることを確認しているところでございます。県としましては、今後とも、営業所の届け出や当該営業所への有資格者の配置状況などの確認を適正に行うことによりまして、公正な入札の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 測量設計業務等についてはちょっと扱いが違うんだということはわかりました。そういったところにちょっと不満が出たりもするのかなと。地域で地域に金を回そうじゃないかという思いの業者からすれば、県外とか地区外のところがとるのは大変残念に思うところだろうと思います。

もう一つ声を聞いたのは、設計業者なんかは特に設計図をかく。その中には、20年、30年、100年も残す構築物もあるだろうし、そのときにやっぱり芸術性を求めたい、後世の人たちからいい建物をつくったねと言われるような、そういうプロとしての芸術性を求めているところもあるわけです。県が発注する建築物や橋梁などは、低コストを追求する余り、施設に芸術性がなくなってきたという声を聞いているわけですが、県としてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 私ども技術屋も、昔のいろんな構築物を見ますと、そういうものをつくりたいなという思いはあるところでございますが、建築物や橋梁などの計画に際しましては、設計基準等に基づき必要な機能を確

保しながら、コストのみならず、利用者の利便性、周辺環境との調和などを総合的に検討しているところがございます。その中で、特に周辺の公共空間の景観に与える影響が大きい、例えば橋梁などでは、地元や専門家の意見を伺いながら設計を行っているところがございます。今後とも、その施設の役割や特徴に応じて適切な設計を行うよう努めてまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 入札というのは本当に難しいなど私たちも思いますが、ちょっと視点を変えて、県の公の施設における指定管理者となっている事業者数はどうなっておるのか、あわせて指定管理者となっている事業者における正規職員数と非正規職員数など、雇用形態についてお伺いしたいと思います。総務部長、お願いします。

**○総務部長（稲用博美君）** 県では、平成23年度当初時点で、25グループ、80の公の施設に指定管理者制度を導入しておりますが、この中で32の事業者が指定管理業務を担っております。従業員数の関係ですが、32の事業者の指定管理業務における雇用者の総数は約500人でありまして、そのうち正規職員が約300人、非正規職員が約200人ということで、比率でいいますと、正規職員が6割程度、非正規職員が4割程度というふうになっております。

**○太田清海議員** 非正規が4割程度ということですね。指定管理者の制度によって、だんだんやっばり安ければいいという意向が働くとするなら、こういう傾向が生まれる可能性があるとは私は思うんです。そのことで、知事が主張する地域経済循環システムとの関係での矛盾が多少出てくるような気がいたします。今、40%ということですが、私が昨年11月議会ですか、あの

ときに確認した、全国的には非正規の職員比率は34.3%ということで、それとの比較でいうと高目になっておるということをちょっと危惧するところでもあります。

きのうの自民党の代表質問の中でも出てきましたが、指名競争入札の復活、これは弱肉強食ではなく地元を活性化するための移行だと思っております。私も、指名競争入札のある程度の復活は必要ではないかなと思うんですが、県土整備部長、その辺のところはどうでしょうか。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** これまで知事も答弁させていただいたところがございますが、入札・契約制度につきましては、これまで総合評価落札方式の適用拡大あるいは最低制限価格の引き上げなど、見直しを随時行ってまいったところございまして、これまでの改革を踏まえつつ、基本的には一般競争入札の枠組みの中で、今後とも幅広く意見を伺いながら、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** きのうの答弁でもわかりましたが、なかなかかたいなとは思っております。ただし、私は、指名競争入札のある程度の復活を図りながら、是正すべきところをきちんとやればいいんじゃないかなという思いで——後でまたそれは出してみたいと思っておりますが、その前に、公共工事の設計労務単価は年々下落しておりますけれども、県において独自の設計労務単価とかいうものを設定することができないのかどうか、その点について県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 公共工事の設計労務単価は、国や県などが発注する工事における賃金支払いの実態調査をもとに、国が毎年4月に設定をしております。補助事業等におけ



る工事費の積算は、この単価を使用するよう定められておりますことから、県独自の設計労務単価を設定することは難しいものと考えております。設計労務単価は、建設業者が現場の労働者に対して支払う賃金を制約するものではありませんが、県としましては、適正な労務単価が設定されることが必要であると認識をしているところでございます。このため、引き続き、建設業者への説明会を通じて実態調査の重要性を啓発するなど、賃金支払い実績が適切に労務単価へ反映されますよう努めてまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 設計労務単価は、言われたとおり、毎年調査をしてということになっていきますね。今、県も箱物をつくらないとか、そういう方針を出していますので、ますます調査した結果は下がっていきだろと思うんです。調査すればするほど下がっていく。歯どめがかからない。これは現場の労働を制約するものではないという説明もありましたけれども、その制度だったらどんどん下がって、最低賃金のところまで下がっていきんじゃないかという気もするわけです。例えば生活保護だったら、1級地、2級地、3級地とあるんですが、1級地は東京、2級地は福岡あたりでしたか、宮崎は3級地ということで、3つに分けられて、ある程度の歯どめをかけているわけです。こういった設計労務単価についても、調査した結果どんどん下がっていくという仕組みじゃなくて、これだけが望ましいというようなことをやらないと、現実に合わせていったら、特にデフレスパイラルのときにはどんどん下がっていくと思います。そういったことの改善をぜひ図っていただきたいと思うんです。

最後の質問にしますが、先ほど言った指名競

争入札の復活を図ってはどうかというその中に、そこで働く人たちがその辺の賃金をもらう、そのことで波及効果も地域に出ていくわけですから、そこで働く人たちの賃金をできるだけ引き上げる、歯どめをかけておくというような、公の契約上やる場合にはここが最低だよとか、そういうものを取り決めるような公契約条例、これは以前、うちの代表の鳥飼議員も質問しましたが、公契約のもとで働く人々の賃金を保障するために公契約条例の制定、これが今こそ必要であろうと思うんです。本当に下がったら地域経済は疲弊しますよという思いで訴えておりますが、公契約条例の制定、総務部長、どうお考えでしょうか。

**○総務部長（稲用博美君）** 公契約であるか否かを問わず、賃金等の労働条件につきましては、基本的に労働基準法等の関係法令を遵守しなければならないものというふうに考えております。公契約条例に係る検討状況ということですが、我が国では、国際労働機関の「公契約における労働条項に関する条約」の批准には至っておりません。国における公契約法もまだ制定されていない状況にあります。そういう状況もありますので、今後とも、関係機関の御意見等もお伺いしながら、国の動向等も注視してまいりたいというふうに考えております。

**○太田清海議員** 千葉県野田市あたりでも、全国に先駆けて公契約条例というのをつくって、守ろうとしているわけです。やれないことはないんです。地域分権とも言われていますが、このときこそ地方の本領を發揮せないかん、地域分権としてやっぱりこういったのを先駆けてやっていこうという姿勢を宮崎県としても出さないかんのかなというふうに思っております。これは意見で言わせていただ

きます。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。

臨時的任用講師——私たちもいろいろ相談を受けることがあるんですが——の安定的な雇用のために、結論を言いますと、それぞれの教育委員会の中に臨時的雇用の講師の人たちの担当係を設けてやってはどうかというふうに思っておりますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 臨時的任用講師等につきましては、育児休業等の代替職員や、児童生徒の減少により学級減が見込まれることへの対応など、臨時的な必要性に基づいて任用しているところであります。任用希望者につきましては、従来から、教職員人事の担当課におきまして任用に関する相談に応じるとともに、登録制度を設けており、任用の意向を把握して各学校に対して必要な情報の提供を行っているところでございます。また、学校に勤務している臨時的任用講師等から各学校長に対して、任用に関する相談があった場合には、今後とも、丁寧に対応するように指導してまいりたいと考えています。以上です。

○太田清海議員 この人たちの身分というのは基本的に1年とか有期なんです。3月になると、次に採用されるのかということに不安なんです。はらはらなんです。そして中には、自宅でお父さん、お母さん方を介護している人もいらっしゃる。しかも、この情報が伝わるのは3月末、採用されるかどうか分からない。もしなければ、また市県民税を1年おくれで払わないかん負担もかかってくるのか、精神的な負担は大変あるわけです。これは悪い例なんです。校長先生からの情報ということだものです。

から、場合によっては、校長先生が、おれの言うことを聞かんとおまえの就職先はないぞというようなことが暗に伝わるような——これはパワハラ的なことにもなりますけれども——そういう現場であってはならないと思います。特に、先生の業務と一緒にやってくれる人たちですから、ここは何らかの改善を——みずから努力して就職先を探しなさいということじゃなくて、やっぱり教育委員会の中に——努力はされていると思いますが——公平に情報提供したり、相談役としてそういうものを置くべきではないかなと私は思っています。特に人事の問題については、私たちがくちばしを差し挟むようなことはいけないと思いますけれども、私は、今のままではちょっとかわいそうだなと。以前、私は、母子貸付資金業務の担当をしている嘱託職員の改善について申し入れたところ、県のほうも、1年雇用だけれども、一生懸命やれば次も採用されますよと、そんなメッセージも受けたものですから、母子貸付資金の担当の嘱託職員は本当に安心していました。そのかわり、一生懸命仕事をしてくださいよということをお私からも言っておきました。ぜひ、学校現場でも講師等の人たちの待遇改善といえますか、精神的な負担の軽減だけでも何かうまくやってあげるようなことをすべきだというふうに私は思いますので、今後、検討していただきたいと思います。

次に、宮崎県立高等学校教育整備計画において、全日制高等学校等の適正規模を1学年4学級から8学級と定めておりますけれども、その法的根拠について教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 御質問にありました適正規模の関係でございますけれども、その前に、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数

の標準等に関する法律」の中の第5条で、「公立の高等学校における学校規模は、その生徒の収容定員が、本校にあっては240人を下らないものとする」とされておりましたが、これは高等学校の最低規模について規定したものでございます。この規定につきましては、地方分権の流れの中で昨年8月に廃止をされたところでございます。これは最低規模であります。一方で適正規模については、法令ではこのような形で具体的な数値としては示されてはおりませんが、先ほど申し上げました法律の第4条において、「都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない」と規定されていることから、新たな高等学校の教育整備計画（案）におきまして、本県の高等学校の望ましい規模として、「1学年の適正規模は、4学級から8学級を基本とする」と示させていただいているところでございます。以上です。

**○太田清海議員** 地方分権の流れの中で、第5条が廃止された、なくなったということですね。先ほど地方分権ということをおっしゃいましたが、適正規模の基準を変え、宮崎県の独自性を出してもよいのではないかと、それが地方分権ということと求められておるわけですから、そのあたりの教育長の考えをお伺いしたいと思いません。

**○教育長（渡辺義人君）** 現在の平成24年度までの宮崎県立高等学校再編整備計画におきましては、1学年の適正規模は4学級から8学級を基本とするとしており、新たな教育整備計画の策定に当たり開催いたしました宮崎県学校教育改革推進協議会の報告において、「適正規模という考え方は必要であり、現在の基準は妥当で

ある」との御提言をいただいたところでございます。このことを踏まえながら、生徒同士の切磋琢磨の機会や、生徒の希望するさまざまな部活動の開設、生徒の進路希望に対応した幅広い教科・科目の開設など、生徒にとってよりよい教育環境を提供するという視点に立ちまして、総合的に検討して、新たな計画（案）におきましても、1学年の適正規模は4学級から8学級を基本とするとしたところであります。

**○太田清海議員** この問題については、また一般質問で我が会派の高橋議員が質問をすることになっておりますけれども、私たちも宮崎県の教育委員会のほうに調査に行ったんですが、そこでは2学級というのも実際あったわけです。

「それで部活とか生徒会活動はどうなんですか。うまく機能するんですか」と言ったら、「そんなことはありません」というようなことで、かなり県によっては温度差があるような気がするわけです。そういう意味では、ぜひ、地方分権ということで宮崎県の独自性をいろいろ考慮していただきたいというふうに思います。この質問については終わります。

次に、平成24年度からの武道の必修化であります。県内の中学校の実施予定種目の状況をお伺いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** ことし1月の調査した結果によりますと、県内137の公立中学校がございまして、複数の種目を実施する学校もございまして、種目別として申し上げますと、柔道が106校、剣道が38校、相撲が2校、なぎなた1校、弓道1校の実施予定となっております。

**○太田清海議員** これは今までもいろんな方が質問されていますが、重複を避けながら言いますと、用具購入についての個人負担はどのよう

な状況か、また衛生面での関係から保管場所、特に面とか、そういったものはなかなかだろうと思いますが、どうなっているのか、お伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 武道の用具につきましては、各学校において市町村教育委員会と相談しながら対応している状況でございますが、引き続き、高等学校でも武道を実施している場合が多いことなどから、柔道着や剣道の竹刀は個人負担をお願いしている学校が多いようです。また、保管状況であります。柔道着は個人で管理をし、剣道の防具等については武道場や体育館の倉庫等に保管しており、定期的に陰干しをするなど、衛生面に配慮した管理がなされているようであります。

○太田清海議員 わかりました。特に衛生面とか気をつけていただきたいと思っております。武道必修化に伴って危険性が心配される、例えば柔道なんかもそうかなと思いますが、このあたりへの県の対応をお伺いしたいと思います

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会では、来年度からの武道必修化に備えまして、平成21年度から3年間で保健体育担当教員全員が受講すべき研修として、武道指導者講習会を実施し、安全に十分配慮した学習指導方法について指導を行ってきているところでございます。また、本年度から、武道指導経験の浅い教員が授業を担当する学校に外部の武道指導者を派遣し、安全で効果的な学習を進めますとともに、教員の資質向上を図っているところでございます。県教育委員会といたしましては、引き続き、外部指導者の派遣などを実施するとともに、現在行われております文部科学省の安全対策に係る検討状況や、他県の事例も参考にしながら、各学校におきまして、安全に十分配慮し

た学習指導が実施されるように指導、支援に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○太田清海議員 外部指導者を活用し、協力いただくということでもありますので、ぜひ安全面には気をつけていただきたいと思っております。

次に、保護者からのクレームに対して、教職員の負担軽減のために、「学校経営のための法律相談事業」というのを実施しておりますけれども、これまでの実施状況について教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 平成22年度から行っております「学校経営のための法律相談事業」は、学校が抱える諸問題への対応につきまして、県内3地区の担当弁護士に相談をして、法律的な面からアドバイスを受けることにより、教職員の負担軽減を図るものでございます。相談状況につきましては、平成22年度は小・中・高等学校合わせまして9校、延べ相談件数で17件ございました。本年度は、本年の2月末現在であります。小・中・高等学校合わせまして8校、延べ相談件数16件でございます。相談の内容につきましては、保護者への対応が大半であります。中には理不尽な要求や苦情もあることから、弁護士による助言を仰ぎながら、問題の解決に当たっているところであります。なお、この事業により、教職員が法的な根拠や対応の仕方など具体的な助言をいただくことによりまして、精神的な負担感が軽減され、自信を持って毅然とした姿勢で対処できるようになったという学校現場の声が寄せられております。以上です。

○太田清海議員 わかりました。安心感を持って授業に専念できる、教育に専念できるという環境づくりをされていると思っております。

次に、延岡しろやま支援学校です。先ほども

出ましたが、人事異動について今回特別に、来年4月からああいう形で3校が集まるわけですから、人事異動の発令と申しますか、内示といったものを早目にしないと、どのようにやっていいのかわからない、新しい人が来るのかとか。そういう意味では、現場での混乱を避けるため、関係する職員の人事異動を早めていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

**○教育長（渡辺義人君）** 延岡しろやま支援学校の人事異動につきましては、ことしの4月1日の開校に向けた準備を円滑に進めるために、3月末までの当面の措置として、1月1日付で、校長及び一部の教職員の兼務発令を行ったところでございます。また、4月1日付の人事異動につきましては、ほかの学校と同様に3月下旬に予告を行うことにいたしております。

**○太田清海議員** 人事については余り言えるものではありませんが、ぜひ、円滑な業務運営のための配慮と申しますか、それは人事の中でもしていただきたいと思っております。

それから、養護教諭です。同じ延岡しろやま支援学校の養護教諭の配置、これは何名になりますか。

**○教育長（渡辺義人君）** 延岡しろやま支援学校の開校に当たりまして、聴覚、知的、肢体不自由の障がいのある子供たちが安心して新しい学校になじむためには、障がい種に応じた医療的ケアや、突発的な発作、けがへの適切な対応など、養護教諭の果たす役割が大変重要になると考えております。したがって、その配置数につきましては、国の基準を基本としながらも、特に開校当初における配慮が必要であると考えておりますことから、3名の配置を予定しているところであります。

**○太田清海議員** わかりました。配慮していた

だいたように感じられます。本当に安全に学校運営をしていただきたいと思います。

次に、福祉保健部長にお伺いたします。地域医療についてであります。医師が県央部にどうしても集中してしまうという状況があるわけで、それぞれの近隣、周りの市町村では、医師を配置するために開業のための助成金とか出してありますけれども、県もそれに対して何らかの支援ができないものかどうか、県のお考えをお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 本県では、人口当たりの医師数が地域ごとに偏在していることなどによりまして、医師不足が深刻化している状況にございます。また、地域医療を確立するためには、地域の中核病院と診療所が役割分担をしながら、連携していく体制を構築することが重要であります。御指摘の開業支援につきましては、これを行っている市もあると承知しておりますが、県全体の医師不足が大きな課題となっている中で、県といたしましては、市町村を初めとする関係機関と連携して、公的病院等に勤務する医師の確保を最優先に、医師の招聘や若手医師の養成、配置を進めることにより医師の地域偏在等の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○太田清海議員** 公立病院の充実を図るということで県の責任を果たしていきたい、それもあろうかと思っております。ただ、ほったらかしておく、とどんどん中央に集まってくる、こういう今の状況の中で、ある程度触発するために、県の支援というものも今後考えていただきたいと思っております。今後の検討をよろしくお願いいたします。

それから、来年度の本県での臨床研修医、これが増加するというところで評価をしているわけ

ですが、その評価と、今後、研修医を県内にどう定着させていくのかということについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 本県で臨床研修を行う研修医が、宮崎大学を初め関係の皆様のご御努力によりまして、昨年に比べ大幅に増加する見込みとなったことは、若手医師の減少が続いている本県にとって、将来に向けた明るい兆しであるというふうに考えております。また、今回の結果を一過性のものとしなないことはもとより、今後は、臨床研修終了後の県内定着を図っていくことも、ますます重要になってくるものと考えております。このため、若手医師が本県で医療を行うことに魅力を感じるように、宮崎大学を初め関係機関と協力しながら、救急医療の充実など医療提供体制の強化を図りますとともに、国内外の学会への参加や専門医等の資格取得を支援するなど、若手医師のキャリア形成の支援なども行ってまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 臨床研修医がふえたことについては、さまざまな機関の努力だろうと思っておりますし、本当に評価したいと思います。今後、定着させるということで頑張っていたきたい、私たちもそういう支援をしていきたいと思っております。公的医療機関を持つ市町村で担当の課もしくは係、地域医療を支えるための担当係を持っている、そういう市町村はどのようなところが現在ありますか。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 現在、専任の組織を置いている市町村でございますが、5市町村でございます。延岡市、小林市、日向市、西米良村、美郷町でございます。ただ、医師の確保につきましては、その組織にかかわらず、それぞれの首長さんが先頭に立って御尽力をして

いただいておりますし、それぞれの病院の事務局が地域医療対策を担っているというところもたくさんあるという状況でございます。

**○太田清海議員** 公立病院を持っている市町村に専門の部署を設けるとするのは、県と市町村との連携もできて、またいろいろ対応もできるわけで、私はぜひ、県との連携を深めて、いい形をとっていくためにも進めていただきたいという気がいたします。延岡のほうも専門の担当室をつくってもらって、本当に県との関係もよくなったという話を聞いております。ぜひ、こういう形を進めるべきではないかと思っておりますので、検討をお願いしておきたいと思っております。

それから、ドクターヘリの問題について移りますが、ドクターヘリでも県北にヘリポートをつくっていただくとか、そういった充実をしていただきましたけれども、県立延岡病院での休診科が3科ほどあるわけです。こういった充実はどうしてもやっていかないかと思っておりますので、難しい中ではあろうと思っておりますが、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

ドクターヘリと消防力の問題についてお尋ねをいたします。ドクターヘリは、本当に評価をされてきていると思っております。ただ、ドクターヘリの効果的な運航のためには、消防力もしくは消防非常備町村での常備化を図るというのが大切だと思うんですが、特に県北では非常備町村が多いわけで、そこでの支援体制、それから無線連絡等の指令室の機能、そういったものをどう補完されていこうとしているのか。これまでも言われていますが、ランデブーポイントでは、ただヘリコプターが飛んでくるんじゃないんですよと。飛んでくることの連絡を受けて、そこに行って水をまいて、消防署、救急車等が行って環境整備を図り、そしてヘリの受け入れ

を待つという形をとらないかんということであれば、現場の消防署、救急隊、そういった人たちの負担も大変なんです。特に、非常備ではそういったのが案じられると思うんですが、そういった支援体制、無線連絡体制、指令室の機能をどうするのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 現在、県内には7つの消防非常備町村がございます。これらの地域は、中核となる救急医療機関への搬送に時間がかかりますことから、ドクターヘリが有効に活用されることが期待されるところでございます。このため、安全かつ円滑に運航するため、ドクターヘリの要請方法等について、当該町村と協議を行っているところでございます。具体的には、ドクターヘリ要請等の指令的な役割は、消防機関として位置づけられる役場の消防担当職員が担い、ランデブーポイントでの支援や患者搬送につきましては、役場の職員や消防団員、町村病院等の職員が行うこととなっております。現在、これらの消防非常備町村を手始めに試験運航を行いまして、実践的な訓練を実施しているところでございます。

○太田清海議員 消防団の人たちも、ずっと対応するのはなかなか難しいだろうと思うんです。私は、やっぱり常備化を図っていくということが大事だろうと思いますが、西臼杵3町の消防常備化についての現状はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。これは総務部長ですね。

○総務部長（稲用博美君） 西臼杵3町では、平成20年度に検討会が設置されまして、これまでの間、西臼杵地区における消防の現状や課題、常備化の方式などについて検討が行われてまいりました。23年度には3町の副町長がメン

バーとなりまして、3回にわたり、組織体制や財政負担など解決すべき課題についての協議が重ねられておりまして、各町とも消防常備化の実現に向けて前向きに取り組んでいるというふうに伺っております。県におきましては、これまでも消防常備化に関する情報提供や助言を行うとともに、要請に応じて協議の場にも参加いたしまして、必要な支援を行ってまいりましたが、今後とも、西臼杵地区の消防常備化の実現に向けて、県としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 前向きに動いておるということですが、例えば何年度までにとか、そういったのはないのでしょうか。

○総務部長（稲用博美君） 明確な年度については、まだ私どものほうはお伺いしておりません。

○太田清海議員 前向きにということでありますので、一つの動きとしてはできたのかなと思います。ぜひ、東臼杵、その地区でもこういった動きをつくっていただきたいというふうに思います。

ちょっと具体的な話になりますが、ドクターヘリは何人乗れるのか。医者とか、看護師とか、中には手術をせないかんようになってきたときに家族の同意が要る、そういった対応ができるのか、そういったヘリ自体の機能についてお伺いしたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） ドクターヘリの搭乗人員でございますが、最大で7名となっており、その内訳は、操縦士、整備士が各1名ずつの計2名、医師、看護師が複数名、傷病者が最大2名となっております。また、傷病者が1名の場合、医師の判断によりまして、家族等

付き添い1名の搭乗を認めることができることとなっております。

○太田清海議員 わかりました。7席ということでもありますから、家族の同乗もできる状態であるということによろしいですね。

宮崎県では初めてですから、中には、ドクターヘリを呼んだんだけど、そんなに大仰なことはせんでもいいというようなことで断られたりする場合があるやに聞いております。これは高額な医療費がかかるんじゃないかという誤解もあつたりするわけです。ですから、ぜひPR、広報、そういったものが必要と考えますが、県の取り組みについてお伺いいたします。

○福祉保健部長(土持正弘君) ドクターヘリを円滑に運航するためには、県民の皆様幅広くドクターヘリの役割等を理解していただくことが重要であるというふうに考えております。このため県では、ドクターヘリの要請は消防機関が行うことや、搬送のための費用はかからないこと、現場やドクターヘリ内で行われた医療行為については通常の公的医療保険と同様の患者負担が発生することなどについて説明したチラシを作成いたしまして、県庁ホームページに掲載するとともに、各市町村の広報紙に掲載をお願いしているところでございます。また、来年度は、県民向けのシンポジウムを県内3カ所で開催いたしますとともに、ランデブーポイントに看板を設置するなど、県民への普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 ぜひ、PRをお願いしたいと思います。ちょっと気になったのが、宮崎大学医学部附属病院がドクターヘリの人員のための募集をしていました。それを見てみましたら、看護師、助産師、非常勤職員というふうに書いてあります。ドクターヘリの写真が載る中

でこういった広告が——非常勤職員で本当に行けるのか、正規職員でないといけないんじゃないかという声があります。これについては福祉保健部長、どのようになっていますでしょうか。

○福祉保健部長(土持正弘君) ただいまの件に関しましては、宮崎大学に直接、確認をいたしておりますが、救命救急センターに配置される看護師、これはすべて正職員とのことでございます。

○太田清海議員 わかりました。正規職員であれば、本来そうだと思います。なぜこういう広告が出たのかなと思ったところであります。

次に、消防力の整備指針に示されている市町村の消防力について、宮崎県内ではまだ充足率は低いようですけれども、充足率を引き上げる努力をすべきだと思いますが、特にドクターヘリが入ってくると、そこがまた問われると思うんです。そのあたり、総務部長、どうお考えでしょうか。

○総務部長(稲用博美君) 消防庁が定めた消防力の整備指針につきましては、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものであり、市町村におきましては、指針に定められた施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することとされております。東日本大震災や各地での豪雨災害に見られますように、近年の災害というのが大規模化、複雑化しておりますので、県としましても、市町村の消防力の充実強化については、大変重要な課題であるというふうに認識をしております。このため県では、市町村の消防防災施設設備の整備がより推進されるように、地域防災力強化促進事業補助金により支援を行っているところでありますが、今後とも、市町村と連携を



図りながら、消防力のさらなる充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 努力をしてみたいというところでありますが、本当に消防力の充実は図っていただきたいと思うんです。過去の消防力の充足率等を比較してみると、時々、適正な職員数とか、そういったものが年度によってころころ変わっておる場合があります。統計として何か信憑性がないような気がするわけですが、消防力の職員数はどのように算定されているのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長(稲用博美君) 消防力の職員数の算定方法につきましては、整備指針に示されておるわけですが、消防本部が管理しております消防ポンプ車などの消防車両の現有台数に対し、消防職員が何人必要かということを経験に基き、また勤務体制等も勘案しまして算定されております。例えば、勤務体制が2交代制であれば、消防ポンプ車1台当たりの算定人員は、基本的な搭乗人員であります5名に2を乗じ、さらに職員の教育訓練や年次休暇などを勘案しての補正係数、おおむね1.5になりますが、これに乗じまして、15名というふうになります。また、救急車、救助工作車なども同様に、基本的な搭乗人員に勤務体制及び補正係数を勘案して算定いたします。これらに本部要員を合算して職員数が算定されております。

○太田清海議員 消防力の充実でありますけれども、そういった基準をきちっと現場のほうにも説明していただきたいというふうに思います。消防の職員が一生懸命頑張ろうとする中で、何か作為的に数字が変わってくるようなことではいけないと思いますので、消防力の整備指針についての現場での説明を十分していただきたいと思っております。

それから、実は、消防救助技術指導会、私も2～3回行きましたけれども、これが非常にタイムレースといいますか、小学校の運動会とまでは言わないけれども、県民の安全・安心、そして命を守っていかうとする人たちの競技としてそれを取り入れていいのかどうか。出発前にははらはらするようなことをさせながらタイムを競う、競わせるということで、これは県としても何らかの改善を図るといいですか、助言をすべきだと思いますけれども、県の考え方を伺いたいと思います。

○総務部長(稲用博美君) 消防救助技術指導会は、日夜あらゆる災害から地域住民を守る消防隊員が、消防救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うことなどを目的として、県及び九州地区において実施されているものであり、この中で成績優秀な隊が全国消防救助技術大会に出場することになっております。このために、都道府県ごとに実施される指導会におきましても、全国大会と同様に訓練種目ごとに標準の所要時間が決められておまして、これをクリアすることが一つの評価基準となっております。県消防救助技術指導会のあり方につきましては、基本的に、指導会の目的を踏まえ、主催者であります県消防長会において検討されるものというふうに考えております。議員から御指摘のあったことにつきましては、消防長会のほうにはお伝えしたいと思います。

○太田清海議員 消防長会の主催であるということですが、そこでタイムレースとして争っている職員の表情とかを見た場合、そんなことではなくて、お互いもっと技術を高めようじゃないか、こういうやり方があるじゃないかとか、そういったことのほうが私はいいのではないかなと思うんです。

延岡で自分のアパートで気を失って倒れた人を救助するのに消防隊が来たんですけども、その部屋を出ていくときに、窓よし、台所よし、玄関よしと、かぎとか火のもとを確認してストレッチャーで運んでいったというのを、その救助された女性から聞いたことがあります。自分も気を失いそうだったけれども、消防職員があんなにきちんきちんと、ぱぱっと確認をしていく、そのやり方を見て、気が遠くなりそうだったけれども、本当に消防署の職員の人たちに感謝する、安心しましたというようなことを言われたことがあります。消防力を高めるというのは、機材ももちろん充足してもらわなければいけません、消防署としては当然のことかもしれないけれども、そういった技術、安全性、安心感を与えるための技術を向上させるということにこそ意味があるんじゃないかなと思いますので、ぜひ消防長会のほうにもお伝えいただきたいと思います。

次に、宮崎県の暴力団排除条例についてお伺いいたします。

これも一部、新聞報道になっておりましたけれども、県内の市町村における暴力団排除条例の制定状況についてお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 皆様に御理解と積極的な取り組みをいただきまして、昨年うちに県内すべての市町村において条例の制定をいただきまして、昨日、3月1日付をもちまして全市町村で施行となっております。

○太田清海議員 全部の市町村でということ、当初、県が条例をつくられたときに、ぜひ市町村に波及してほしいという願いがありましたが、私もぜひやってほしいという思いがあったものですから、よかったと思います。私たちがいろいろ地区を回ってみますと、クリーニン

グ業とか宅配業の支店に、暴力団の品物は扱いませんとかいうステッカーがよく張ってあります。よく頑張っていますねという話もしたことがあるんですが、県民挙げてそういった取り組みをしておるわけで、民間事業者にトラブルがあった場合の県の支援というのが非常に大切だと思うんですが、そのあたりの取り組みについてお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 暴力団の排除機運が高まる中で、暴力団排除に積極的に取り組んでいただいている方々の安全を確保するということは、暴力団対策を推進する上で極めて重要なことだと考えております。事業者の方を含めて、県民の皆様方が暴力団排除に取り組むさまざまな過程において何らかのトラブルが発生したような場合、ためらうことなく警察へ相談、届け出をしていただきたいというふうに思っております。警察では事案に応じた最善の対策を講じることとしておりまして、例えば暴力団から危害を加えられるおそれがあるような場合、必要に応じまして、警察官による住居等の警戒活動、また身辺警戒、場合によっては、緊急通報装置や防犯ビデオ等の資機材の貸し出しなどを行うこととしておりますし、暴力団相手の民事訴訟が必要となるような場合、専門の弁護士の紹介とか、宮崎県暴力追放センターとの連携による助言指導を行うというようなことなどで、県民の皆様の安全確保や事案の早期解決に万全を期すこととしております。

なお、暴力団による行為につきましては、特に積極的な事件化を図っておりますし、事件に至らないような場合であっても、状況に応じて、警告とか行政命令で対処する強い姿勢で臨むこととしております。今後とも、暴力団排除活動が効果的に推進されますよう、県民の皆様

との連携やその支援等に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○太田清海議員** ぜひ、こういった県警からのメッセージを県民に送っていただきたい、支援しておりますよということをお伝えしていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。農林業問題についてありますが、延岡市の祝子川地域で締結された森林整備推進協定の概要とねらいについてお伺いしたいと思います。環境森林部長、お願いいたします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 祝子川地域の森林整備推進協定は、本年1月に宮崎北部森林管理署が主体となって、国有林と隣接する民有林が連携して森林共同施業団地を設定しまして、間伐の方法や路網の設置等に関する事項を定めたものであります。団地の区域面積は約3,800ヘクタールで、その約7割が国有林、残りが会社有林や県有林等となっております。また、この協定は、森林・林業再生プランを実現するため、国有林と民有林が一体となって施業の集約化による効率的な間伐等の森林整備を推進することをねらいとしているものであります。

**○太田清海議員** これは、地元では一部報道されたんですが、民有林所有者の人たちとかは知らないんじゃないかなという思いもあって、私も森林管理署のほうに行って、この概要を聞いたわけですが、もっとPRすべきかなと思ったりもいたしました。路網の整備ということで、合理的にいろんなところと、管理が違うところの路網の整備をする場合、事前にこういった話し合いをすべきだなと思っております。それは、環境を守るためにもぜひ必要なことでありまして、こういった森林整備推進協定の今までの取り組

みと、今後の県内での取り組みはどうなっていくのか、質問いたします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 県内には、国有林を管理する森林管理署と支署が合わせて5つありますけれども、そのうち宮崎南部森林管理署が、昨年10月に日南市富土地域の森林で南那珂森林組合と協定を締結しておりまして、今回の祝子川地域協定で2件目になります。残りの3つの森林管理署と支署においても、ことし3月末の協定締結を目標に準備を進めていると聞いております。

なお、県といたしましても、これらの協定に基づき、民間事業者が実施する間伐等について指導を行うとともに、新たな協定の締結の動きがある場合、森林管理署への民有林データの提供等を行ってまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** この協定を活用することで今後、日向とか、そういったところにもできるかと思いますが、旭化成ケミカルズ、先ほども出てきましたけれども、木質バイオマス発電に林地残材、間伐材等を利用するというところで経費を節減していく、そういう活用はできないのかどうか、お尋ねいたします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 今お話し旭化成ケミカルズの木質バイオマス発電施設が本年7月に稼働するに当たり、延岡市と旭化成及び延岡地区森林組合は、昨年9月から、木質バイオマスを安定的に調達するシステムを検討するための実証試験に取り組んでいるところであります。この実証試験では、伐採現場から木質バイオマス加工施設までの運搬距離に応じたコスト分析も行っておりますが、今回の協定地は大分県境に近く、残念ながら延岡市内から遠いため、間伐材を発電の燃料として利用するには運搬コスト等の課題があるというふうに認識し

ているところであります。

**○太田清海議員** わかりました。ぜひ、今後のいろんな取り組みの中で生かしてほしいと思っております。

最後の質問になりますけれども、100万泊県民運動についてであります。

新聞報道を見たら、五ヶ瀬あたりでも貸し切りバスの助成をすとかいう動きもあったようです。この100万泊県民運動は、観光業界、ホテル業、旅館業協会の人たちも非常に関心を持っております。それを地元で私たちも聞きました。ぜひ、これを盛り上げてほしいということでありましたが、どのような取り組みを行う予定か、伺いたいと思います。それから、先ほど言ったように、何かそういった取り組み、泊まらせるということでの財政的な支援という意味なんですけど、そういったものはできないかどうか、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長(米原隆夫君)** この事業は、県内の方々に県内をよく知っていただき、そして観光に出かけていただくことを促進するために、これに資する地元の取り組みを支援するとともに、県内観光情報の発信機能を強化するものでございます。

まず、県内各地の取り組みに対する支援であります。例えば県北の「フォレストピア広域観光協議会」や県央の「ひがしこゆ観光ネットワーク」などにおいて、地域内でゆったりとした観光を楽しんでいただくための広域的な観光の取り組みが実施されておりますので、今後、このような取り組みが県下でさらに促進されるよう、アドバイザーの派遣を行うこととしております。また、県民が手軽に県内を観光していただけるよう、地域を熟知した地元旅行業者が行う新たな県内旅行商品の開発等を支援してま

いります。

次に、県民への観光情報の発信機能の強化としましては、最近利用者のふえているスマートフォンを活用して、観光地周遊や宿泊を促進する観光情報サービスの提供などに取り組むこととしております。

それと、先ほどお話がございましたが、地元市町村への支援を行うものとしたしましては、地元市町村等が取り組む観光地づくりのプラン策定やソフト・ハード事業については、「魅力ある観光地づくり総合支援事業」により、また地域外からの観光誘客の取り組みにつきましては、「口蹄疫復興対策ファンド」により支援を行うなど、関連事業も活用し、県民が見たい、あるいは行ってみたいと思っていただけるような観光資源の発掘や磨き上げを促進してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。そういった支援をしている市町村では、ごかせ観光協会、これは調べてみましたら口蹄疫のファンド事業を使ってということでありまして、県もいろいろやっているんだなと思いますが、ひとつ大いなる期待を持っておりますし、私たち議員も、先ほど田口議員からもありましたように、みずから泊まって盛り上げていかないかなのかなと思っております。

最後になりますけれども、私たちも、瓦れきの処理の問題についても悩ましい問題としては考えております。実は南相馬市のほうに行つて、桜井市長とお会いしてきました。「瓦れきの処理はどうされますか」というふうに聞いたら、ここは防波堤をつくと。200メートル幅と言われましたけれども、いろんな復興のためのゾーンをつくるらしいんですが、そういう中に、鎮魂という意味を込めてそこに活用してい

きます、埋め込みますということなんです。私も、今、太陽光発電とか、風力発電とか、自然エネルギーを使おうという運動の中で、遠いところから運ぶということがどうなのかなというのも感じるんですが、南相馬市ではできるだけうちでやってみますということでありました。ただ、埋めることについては国の許可が要するというので、そういう折衝をしているということでありました。心の中での思いとしては、助けてあげようというのはあろうかと思いますが、現場ではこういった取り組みもされているんだなということを感じたところでありました。

以上で私の質問は終わりますけれども、今年3月31日をもって退職される職員の方々、本当に御苦労さまでございました。退職後も健康であられ、今後、県勢の発展のためにも御尽力をいただきたいと思っております。私たちがさらに頑張っただけまいます。どうもありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 ここで休憩をいたします。

午後2時21分休憩

---

午後2時39分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の新見昌安でございます。通告をしておりました鳥獣被害対策については今回割愛し、その他について、会派を代表し、順次代表質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長及び警察本部長に答弁をお願いいたします。

初めに、知事の政治姿勢について何点か伺います。

1点目は、知事のカラーについてであります。就任されてから既に1年以上経過をいたしました。よきにつけあしきにつけ、前知事との違いをさまざまな点から指摘され、また評価される中で、いろいろと御苦労もあった1年ではなかったかと拝察いたしますが、自分らしさ、すなわち河野カラーを際立たせるために払拭に努めた、あるいは逆に、自分にはないものとして取り入れるべきと考えた東国原カラーには、それぞれどのようなものがあったか。その結果、現在どのようになったと認識しているか伺いたいと思います。

2点目は、政治認識についてであります。前回の衆院選前後にも喧伝された日本の二大政党制。その後、政権交代を果たした民主党政治に対して失望し、閉塞感が漂う中、新党や新しい政治勢力が台頭。それらに対する期待が高まるたびに二大政党への支持は減退をしている。無党派層の増大等を含め、現在この政治状況をどのように認識しておられるのか伺いたいと思います。

3点目ですが、昨日報道されておりました本県の2009年度の1人当たりの県民所得は、206万8,000円で全国45位。昨年末の別の新聞報道によりますと、現在と同じ方法で計算した1996年度以降最低となったとありました。県民所得の向上はまさしく喫緊の課題であります。どのように取り組んでいかれるのか、決意を伺いたいと思います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

まず、カラーということについてあります。十人十色と申しますが、人それぞれ持ち味

があるものでございます。駅伝に例えますと、上りが得意な人、下りが得意な人、平地が得意な人ということで、やはりそれぞれの持ち味を生かしながら、しっかりとたすきをつないでいくこと、それが県政に当たっても重要ではないかというふうに考えておるところでございます。前知事との違いということで、このカラーについて御質問いただいたわけでございますが、私は自分自身ではそのような問題設定は特にしておりませんで——現在、ほかにもさまざまな知事さん、また過去にもいろんな知事さんがいらっしゃいます。また、それ以外にも会社の社長さん方がいらっしゃるわけでありまして、むしろリーダーとはどうあるべきか、政治家とはどうあるべきかというような自問をしながら、就任して以来、さまざまに取り組んできたところでございます。私としましては、県政運営の基本姿勢として掲げております「対話と協働」というもの、それから市町村を重視する、現場を重視する、そのような発想のもとに新たな意味での「県民総力戦」に取り組んでいるところでございます。この1年というのは、特に市町村や経済団体、またさまざまな県民の皆さんのグループとの対話のチャンネルづくりに取り組んできた、そのように思っているところでございます。そのチャンネルを生かして、今後の県政運営に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。それともう1点は、これまでの宮崎県の知事というものを考えてみますと、功なり名を遂げて任期も務められた重鎮のタイプの知事さんでありますとか、頻りにテレビに出て全国的にも知名度がある、発信力がある、アピール力がある、そのような人気者の知事であったりするわけですが、もっと自然体の普通の知事があってもいい

いのではないかと。ふっと気づくとマラソン大会と一緒にいるとか、ふんどしを締めて祭りに出ているとか、商店街で買い物をしてバスに乗って帰っているとか——きのうはそうだったわけではありますが——知事としての重責なり県民の先頭に立って果たすべき役割というものを矮小化するという意味ではございませんが、あくまでそういう自然体で県民との間の敷居が低くある知事というものもあっていいのではないかというような思いで取り組んでおるところでございます。いずれにいたしましても、自分の持ち味というものを生かしながら、私なりのアプローチで、私なりの姿勢で県政に情熱を持って取り組んでまいりたい、そのように考えておるところでございます。

次に、政治状況についてでございます。現在の政治状況の背景には、激動の時代にありまして、国民の価値観が多様化していること、さまざまな閉塞感が漂っていること、既存政党への不満・不信等があるのではないかというふうに考えております。現在、我が国には、東日本大震災からの復興や原発問題への対応はもちろん、経済・雇用対策、財政再建、社会保障制度の見直しの問題、TPPの問題、外交・防衛問題など、国家の根幹にかかわる難題というものが山積しております。大事なことは、この未曾有の国難と言える状況にあって、リーダーをかえれば何とかなるだとか、既存の仕組み、既存の枠組みを壊せば何とかなるというような方向に走るのは大変危険なのではないか、そういう幻想に浸るのは危険なのではないかという思いがいたしております。さまざまな立場や主義主張の違いを超えて、皆が一致団結し、我が国の再生・復興、国民の幸せのために、よりよい方向に進むべきしっかりとした国民的な議論を進

めていくこと、それが大事ではないかというふうに考えております。

最後に、県民所得の向上についてであります。この県民所得の向上というものは、安定した県民生活を確保する上で一つの重要な要素でございますが、昨今の厳しい経済情勢の影響によりまして、ここ数年、県民所得は減少傾向にございます。このため、県としましては、昨年以来、みやざき元気プロジェクトを立ち上げまして、県内消費の喚起や中小企業の経営強化、雇用の維持確保など、経済の活性化に取り組んでいるところであります。また、中長期的な観点からは、地域に根差した産業を育成していく必要があると考えておりまして、本県の強みを生かしたフードビジネスの展開や東九州メディカルバレー構想の推進など、これからの本県経済を牽引するエンジン産業の育成にも取り組んでいるところであります。このほか、広い意味での地産地消や100万泊県民運動など、さまざまな分野で県内の消費を喚起しながら、経済を刺激しながら、地域経済の活性化を進めていくこととしておりまして、このような取り組みを通して、少しでも県民所得の向上につながるよう努力してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○新見昌安議員** ありがとうございます。知事は、県政運営の基本姿勢の中で、ことしを「再生・復興に手ごたえが感じられる「光」を取り戻す年にしたいと考えている」と述べられております。そして、テーマを古事記にかけて「岩戸開き」というふうに表現しておられます。きのう、きょうと、この議場内は神話のオンパレードでありましたけれども、私がこの岩戸という言葉を連想するのは神話ではありません。景気のほうであります。岩戸景気、これは

調べてみますと、昭和33年7月から昭和36年12月まで、42カ月間、3年半続いたそうであります。まさしくあの「ALWAYS 三丁目の夕日」のころでありますけれども、高度経済成長時代の好景気のときであります。好景気によって、若年のサラリーマンあるいは労働者の収入が急激に増加し、国民の間に中流意識が広がっていった。ホワイトカラーの増加、そして賃金の大幅な上昇、これらが大企業のサラリーマンを中間層に押し上げていった。そして、この中間層が大量消費社会のリード役を果たしたというふうにありました。時代の評価はさておいて、何となく幸せという感じがあったときだったんじゃないかと思います。長引く不況、また非正規雇用の増加を背景に、現役世代の危機が深刻になって、貧困や格差が大きな問題になっておりますけれども、県民ひとしく、ささやかでも幸せを感じられる宮崎県をつくっていかねばならないという思いを新たにしております。

以下、順次伺っていきたいと思います。まず、商工業の振興についてでありますけれども、新技術活用促進システムについて、県土整備部長に何点か伺っていきたいと思います。

この件については、平成20年6月議会に続いて今回が2回目となります。ただ、いま一つ理解できていない部分がありましたので、改めて伺いたいと思います。まずは、このシステムの運用目的、そして現在登録されている新技術はどれくらいあるのか伺います。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 県土整備部では、平成17年度から新技術活用促進システムを運用しております。公共工事におけるコスト削減や環境保全等の課題に対応しますとともに、県産資材の利用促進を図る新技術や県内企業で

開発された新技術などの公共工事への活用促進を図っているところであります。このシステムでは、一般の公共工事で活用可能な技術やモデル工事で活用効果を検証する技術など、これまでに363の新技術を登録しております。

○新見昌安議員 363、結構な数の新技術であります。

ところで、登録された新技術の発表会が昨年11月に開催されているようであります。前回の質問のときには、この発表会はまだ実施されておりましたけれども、たくさんの登録技術の中からどのような基準で選定されるのか。また、このような発表会を開催するに至った経緯について伺いたいと思います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 登録技術発表会ではありますが、県内企業が開発や製造を行った新技術の活用を促進し、ひいては地産地消の取り組みにもつながることを期待して、平成22年度から開催しております。発表会では、登録している技術のうち、県内企業が開発にかかわった工法や製品の特徴や施工方法、実績などの紹介をしております。発表会には、県、市町村の発注機関の職員のほか、県内の建設業者や建設コンサルタントも参加しております。地産地消につながる新技術の一層の活用促進が図られるものと考えております。

○新見昌安議員 県内企業が開発や製造を行った新技術、これを優先的に発表していただいているということですが、登録されている新技術の中で、県土整備部発注の公共工事において採用されたものはどういったものだったか伺いたいと思います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） このシステムに登録している新技術につきましては、これまでに49技術で136件の活用実績がございます。主な

ものとしましては、間伐材を利用した車両視線誘導標や新燃岳の灰などを利用した歩道用レンガ、そういったものがございます。

○新見昌安議員 ところで、「システム利用上の注意」という欄がありますけれども、この中に幾つかの注意書きがあります。登録された技術や特許などを県が保証するものではないということ、掲載されている工法の採用に当たっては、採用する事業者が適正を十分検討し判断すること、登録技術を採用した際にふぐあいが生じても、県は責任を負わないということ、県がこのシステムに対しての工事の紹介やあっせんはしていないということ、特許権等知的財産権については、関係法令に基づいて取り扱ってもらいたいということなどであります。要するに、すべて自己責任でやってくれと、つまり県は一切責任を負わないということですが、開発者、申請者にとってこのシステムに登録されるメリット、これについてはどういったものがあるか伺いたいと思います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） このシステムに登録している新技術は、県庁ホームページで紹介しております。県、市町村等の発注機関の職員だけでなく、民間事業者に対しましても広く情報提供されております。そのため、公共工事だけではなく、民間工事への活用も期待できますことから、申請者には大きなメリットがあるものと考えておるところでございます。

○新見昌安議員 いずれにしても、「システムの効果」という欄がありますけれども、ここにも述べてあるように、県内の新技術が県内の公共事業で活用され、ひいては県内経済の活性化に結びつくように、特段の配慮をお願いしたいと思います。

次は、観光の振興についてですが、



にスポーツを通じた取り組みについて伺っていききたいと思います。

国においては、スポーツ基本法が今年の6月に制定されております。また、観光庁がスポーツ観光推進室といったものを設置するなど、スポーツを取り巻く新たな動きが活発になってきていると思います。また、まちおこしのコンテンツの一つとして、マラソンなどの市民参加型スポーツイベントあるいは観戦型スポーツイベント、そういったものの開催、あるいはスポーツ合宿やキャンプ誘致などを通して生まれる経済波及効果、こういったものに地域が注目しているようであります。宮崎県は「スポーツランドみやざき」を立ち上げて、それらの推進にいち早く取り組んでいるところですが、他県との競合が激しくなっているという現実もあります。こういった中で、他県との差別化、優位性の確保を図るために、どのように取り組み、どんな効果があったと認識しているのか、知事に伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県では、平均気温や日照時間、快晴日数が全国トップクラスであるという恵まれた気候や充実した施設を生かしまして、スポーツキャンプや合宿等の誘致など、いわゆる「スポーツランドみやざき」の推進に取り組んでまいりました。このような本県の優位性の確保とさらなる充実のために、市町村などと連携しまして、積極的な誘致活動を初め、野球場の屋内練習場やブルペン、サッカー場の冬芝など、受け入れ施設の整備促進にも取り組んでいるところであります。あわせて、県民のおもてなしの心を持って温かくお迎えし、歓迎事業でありますとか県産品の贈呈などに取り組んでいるところでございます。このような取り組みの結果、県外からのスポーツキャンプ・合

宿の受け入れ実績は、おおむね順調に伸びてきておりまして、平成22年度の実績は、口蹄疫、新燃岳などの影響がありましたが、例えば10年前の平成12年度と比較いたしますと、団体数では49%、延べ参加人数では71%の増加となっております。右肩上がりの状況でございます。経済的な効果や情報発信の面で大きな成果をもたらしておるものと考えております。

**○新見昌安議員** 10年前との比較では大きな成果があったということですが、先ほど全国の状況を述べたのは、去年、電通と早稲田大学が共同で地方自治体におけるスポーツ施策のイノベーション調査というものを行っておりまして、その中で、多くの自治体がスポーツを通じた地域活性化に高い関心を持って、従来の健康あるいは教育といった効果に加えて、観光・スポーツ関連産業振興といった経済的な効果をスポーツ施策の目的とするという自治体がふえていると、そしてスポーツによる地域活性化とその経済効果を求める自治体が今後さらに増加するというふうに予測しているからであります。これは他県との競争が今後ますます激化してくると、こういったことをしっかり認識しておかなければならないんじゃないかと。また、激化していく競争に打ち勝つためにも、県内市町村、各種団体との連携・協働を一層強固なものにしていかなければならないというふうに思います。本県の「スポーツランドみやざき」の推進を図る上で、どのように取り組んでいかれるのか、同じく知事に伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のように、恵まれた気象条件、それから競技施設、それにあぐらをかいて安穩としてはいかんと思っております。他県、他地域との競争というものは激化しておりますので、我々としては、さらに一

層おもてなし、また受け入れ体制の整備に努めるということが大事だというふうに考えております。受け入れ市町村やスポーツ大会の誘致窓口、また主催者となる競技団体との連携・協働というものを、さらに進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。これまでも報道機関や医療機関、また体育協会などのスポーツ分野、ホテル旅館組合などの観光分野のさまざまな団体と一緒にしながら「スポーツランドみやざき推進協議会」というものを設立して、関係団体間による情報交換や誘致活動に努めながら取り組んできているところがございますが、当然来てもらえるものだというような思いではなしに、より一層、しっかりと工夫をし、また我々としてのおもてなしの気持ちを伝えながら、さらにこの活動に取り組んでまいりたい。また、そのときには、今後の課題といったしまして、秋と春に集中しているキャンプというものが、年間を通じて、また種目の上でも、野球、サッカー、陸上などに偏っておるわけではありますが、その種目を広げていく、さらには、その合宿の地にしても全県的な形で展開していく。いろいろなことを目標にさらに工夫を重ねてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** しっかりお願いしておきたいと思っております。

ところで、さいたま市では、「さいたまスポーツコミッション」というものが昨年10月に設立されております。スポーツ分野で新たな観光交流人口の拡大を図るために、市のスポーツに関するシティーセールスあるいは関連マーケティング活動、こういったものを専門的に展開していく、本格的なスポーツコミッションとしては国内初というふれ込みでありますけれども、今後さらなるスポーツの振興、そして観光

を初めとする地域経済の活性化を図るためにも、いわゆるエンジン役ともなるようなこういった専門的な組織が本県でも必要になってくるんじゃないかと思っておりますけれども、見解を知事に伺いたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のありました「さいたまスポーツコミッション」につきましては、スポーツ大会やイベントを誘致するためのプロモーション活動や宿泊の手配などをワンストップで担うなど、スポーツ分野での新たな観光交流人口の拡大を図るための組織ということでございます。本県におきましては、先ほども触れました「スポーツランドみやざき推進協議会」が、財団法人みやざき観光コンベンション協会の中に事務局を置いて、基本的には「さいたまスポーツコミッション」と同様の機能を提供しておるところでございますが、このさいたまの事例等も学びながら、我々としても学ぶことがあるかどうかというのもしっかり見きわめながら、今後とも各分野の関係機関と連携等を図っていきたいというふうに考えております。また、国の観光庁においても今、スポーツツーリズムの検討が進められておりますが、実は国の観光庁自体も宮崎の取り組みを参考にさせてもらいたいということで、説明に行った経緯等もございます。いずれにしても、今御指摘のあったように、他県での取り組みもさらに一層進んでまいるといふふうに思っておりますので、その競争に負けないよう、本県としての強みを生かしていく工夫というのを、これからはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 次に、文化の振興について伺っていきたいと思っております。

恐るべし韓流ブームと思わせるような報道が先日なされておりました。韓国の映画やドラマ

の輸出、歌手の海外公演等による2011年の文化産業収入は7億9,400万ドル、日本円で608億円あったそうです。これは過去最高を記録する見通しというものでありました。これは中央銀行である韓国銀行の統計によるものですが、統計が始まった1980年以降、海外での文化産業の収入がゼロの年が続いて、97年に初めて500万ドル、日本円で3億8,000万円の収入を記録した。その後、06年の収入は3億6,800万ドル、282億円だったそうであります。この5年間で2倍以上ふえたということになります。なお、この統計には、個別の映画あるいはアーティストの収入は上がっていないということですが、文化の振興を図ることが大きな経済効果をもたらすことにもつながっていくことでもあります。この報道を知事も見られたと思いますけれども、どのような感想を持たれたか伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** この韓国の文化産業の振興というのは、特に映画ですとかドラマ、アーティスト——国家的な戦略というものを背景にしながら、非常に積極的な展開をなされているという感じがいたしております。追ってくるものの姿は非常に大きく見えてくるわけですが、日本が追いつかれたのかどうか、その数字の面ではちょっとよくわかりませんが。我が国におきましても、経済産業省が策定しました「産業構造ビジョン2010」の中では、ファッション、アニメ、食文化などの文化に関連する産業は、これからの経済を牽引する可能性が大きい分野の一つとして位置づけられ、取り組まれておるわけですが、クールジャパンというような取り組みも進められておるところでございます。議員御指摘のように、文化というものの経済への貢献も大変大きいもので

あるというふうに考えております。本県におきましても、豊富な農水産物を素材にした郷土料理の開発などの食文化の振興でありますとか、神楽など伝統文化の継承、さらに各種文化イベントの開催は、地産地消や観光面での貢献など、地域経済に大きく波及効果をもたらすものではないかというふうに考えております。もちろん、豊かな人間性や創造性をはぐくみ、地域への誇りや愛着を醸成するという効果もあるわけですが、こういう経済への効果にも視点を置きながら、これからも文化の振興に努めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 公明党は連立与党時代に、日本を文化芸術立国にしようということで、文化芸術振興基本法の制定等もやってきました。また、少子高齢化社会を迎えて、新たな経済成長戦略が求められている中、文化芸術分野と密接な関係のあるコンテンツ産業の育成を図ろうとしていたところでありました。基本法制定とともに、大きく文化庁予算が増額されたんですけども、この文化庁の予算が、政権交代後のあの事業仕分けによって、縮減あるいは廃止と判定されたことがありました。記憶に新しいところではありますが、国においては、文化芸術振興の重要性にかんがみて、文化芸術予算を、しっかり守っていただきたいと思いますというふうに思っております。

本県の文化振興に目を移していきたいと思っております。来年度のゼロ予算施策というものがありますけれども、この中に「文化振興のための補助事業・助成事業ハンドブック」をつくるというふうにあります。このハンドブックについては、初回の作成が20年6月でしたけれども、それを見ると、さまざまな補助事業あるいは助成事業が詳しく掲載されておりました。本当に内

容的にも充実しているというふう感じておったところ。このハンドブックの活用について、これまでどのような取り組みをしてこられたのか、県民政策部長に伺いたいと思います。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 御質問のハンドブックでございますけれども、これは国や県あるいは公益法人等の文化振興に係る助成事業などの概要あるいはその申請手続などを紹介しているものでございます。このハンドブックにつきましては、各市町村や文化団体、文化関係のNPO法人に配布しますとともに、その同一の内容を県のホームページにも掲載し、広く周知を図っているところでございます。また、毎年開催しております「文化を考える地区懇談会」の場におきましても、助成事業の活用を働きかけるとともに、申請に係る相談にも応じているところでございます。本県ではこれまで、音楽公演、演劇・人形劇、伝統工芸技術の保存など、県内各地で数多くの事業が採択・実施されております。

**○新見昌安議員** もう1点伺いたいと思います。来年度の新規事業に「みやざき芸術文化振興基金設置事業」というものがあります。基金総額は20億円ですけれども、2つの対象事業、すなわち「県立芸術劇場における事業」と「本県文化振興のための事業」、このうち、後者について具体的にどのように取り組んでいかれるのか、これは知事に伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県には、今回の古事記1300年記念事業でもハイライトが当たっております。ロマンに満ちた日向神話や史跡、伝説、神楽・芸能、魅力ある固有の文化がございます。こういったものをしっかりと継承——守り育て、さらにつないでいくということ、その魅力を発信していくことは大変重要なことという

ふうにご考えております。今回お諮りしております「みやざき芸術文化振興基金」におきましても、これからは安定的・継続的に文化・芸術の振興を図っていきたい、そのような思いでございます。そのうち、お尋ねの「本県文化振興のための事業」につきましては、これまでの宮崎県文化賞、若山牧水賞を初めとした各種の文化事業にも引き続き取り組んでいくということでございますが、新たに、市町村などが実施する郷土芸能や音楽・演劇などのさまざまな文化事業に対して、より県民に身近なところで行える、それぞれの地域の固有の文化を生かしていくような、「地域の芸術文化環境づくり支援事業」などに取り組むこととしておるところでございます。さまざまな観点から、この文化・芸術の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 「本県文化振興のための事業」、この事業名のとおり、本県の文化の振興に資するような価値ある取り組みをお願いしたいと思います。

ここで、話を県民歌に移したいと思います。宮崎県民歌が制定されて、ことしの6月30日で48年になります。再来年は50周年ということで、今、県庁内では、電話の保留のときに県民歌を流しておられます。この県民歌は、宮崎の特性を端的にあらわした本当にいい歌だというふうには私は思っております。この県民歌については、私もこれまで2回ほど質問で取り上げました。普及啓発をお願いしたところでありまして、普及啓発をお願いしたところからいって、現在までの取り組み状況はどうなっているのか。また、50周年に向けてはどうか、何か記念した取り組みは行わないのか、県民政策部長に伺いたいと思います。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 県民歌につき

ましては、現在、県民手帳や県のホームページへ歌詞や楽譜を掲載するとともに、直接音楽を聞きたい方には、ホームページからダウンロードができるほか、要望に応じてCDを送付するなど、その周知に努めているところでございます。また、今年度から新たにスポーツ大会を初め各種の行事に活用していただきますよう、市町村に対しCDも添えまして協力をお願いしております。県政テレビ番組や県広報紙でも積極的なPRを行っており、普及啓発の強化に努めているところでございます。さらに、県庁内におきましても、毎週月曜日の朝に庁内放送で県民歌を流しております。先ほどありましたように、庁内電話の保留音を県民歌に変更するなどの取り組みも行っております。再来年、県民歌制定50周年になります。御提案のような趣旨も踏まえまして、県民歌のさらなる普及啓発を考えていきたいと思っています。

**○新見昌安議員** 50年、半世紀というのは、大きな節目でもあります。ぜひとも前向きに取り組んでいていただきたいというふうに思います。

ここで、ささやかな提案をしたいと思いますが、この県民歌をさらに普及啓発するために、携帯電話の着うたとして県民歌を配信してはどうかと思いますが、県民政策部長、いかがでしょうか。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 御提案のありました携帯電話着信音、いわゆる着うたでございますけれども、この着うたへの県民歌の活用につきましては、全国的には香川県などで行われております。着うたにつきましては、県民歌の普及啓発の有効な方策の一つと考えております。御提案、ありがとうございます。本県におきましても、着うた専用の音楽ファイルあるいは

ダウンロードを行うための携帯版ホームページの作成など、早速取り組んでまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 一発回答、ありがとうございます。今回の質問は、文化振興に伴う経済効果から入っていきまされたけれども、文化・芸術の持つ本来の力も忘れてはいけないというふうに思います。東日本大震災の発生から間もなく1年になろうとしています。復興への取り組みが本当に遅々として進まず、腹立たしい思いもするわけですが、そういった中で、たくさんの文化人、芸術家、芸能人が現地に入って、被災者に寄り添う姿をテレビを通して見ることができました。被災者の皆さんが元気になって楽しそうにしている様子を見るにつけ、被災地が経済的に、またハード的に立ち直ることももちろん大事ですが、被災地の皆さんの心の復興が何より大事になってくるんじゃないかと思っています。このためにも、国においては、文化・芸術の力を再認識していただいて、被災者の皆さんがそれらと触れ合う機会を数多くつくっていただければというふうに思っているところであります。

次に、少子化対策について伺ってきたいと思います。

これについては、その一環として、24年度予算案では、地域全体での子育て・子育て支援による不安や負担の軽減ということで、12億4,500万円が計上されております。これは、子供が生まれた後の環境整備など、安心して子供を生み育てることに主眼を置いたものでありますけれども、今回はその前の段階について伺ってきたいというふうに思います。子供が欲しくても妊娠しない、夫婦にとって切実な問題でもあります不妊症については、詳しいことまではわか

りませんけれども、一般的にこの名前は知られているのではないかと思います。ただ、妊娠はするけれども、流産や死産を2回以上繰り返して、結果的に子供を持ってない状態、これを不育症というそうですけれども、この不育症については、余り知られておりません。そこでまず、本県における不育症の患者は何人ぐらいいると推計されるのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** ただいまお話がございましたように、厚生労働省の調査・研究によりますと、不育症とは、妊娠した後、流産や死産等を2回以上繰り返す場合を指しております。不育症の患者数につきましては、全国で年間約3万人と言われておりますので、本県では年間約300人と推定されるところでございます。

**○新見昌安議員** 患者数が年間3万人という表現がなかなかわかりにくいところですが、名古屋市立大学の研究、また厚生労働省がまとめた調査によると、年間3万人が発症して、全国で140万人の患者がいると見られるという表現もしてあります。しかしながら、この不育症は、社会的な認知度がまだまだ低いと言えます。この認知度を高めるための広報活動が重要であると考えますけれども、県としてはどのように取り組んでいかれるのか。また、認知度が高まってくると、おのずと相談したい人もふえてくるのではないかと考えますけれども、相談体制等についてはどのようにとっていかれるのか。以上、福祉保健部長に伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 県といたしましては、不育症の認知度の向上を図るために、県のホームページを通しまして、不育症に悩む方への情報提供を行っているところでございま

す。また、来年度においては、不育症に関するリーフレットを配布するなど、引き続き正確な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。また、不育症に悩む方への相談でございますが、県が設置しております「不妊に悩む方への相談窓口」において、不育症の相談にも対応しているところでございます。今後とも、啓発カード等を使いまして、相談窓口の周知についても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○新見昌安議員** 御本人あるいは家族によっては、流産あるいは死産は病気ではないと思っ、医療機関に相談しないケースもあるというふうに聞いております。不育症への関心、また認識が高まるように、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

ところで、不妊治療については、特定不妊治療費助成制度等によって、経済的な負担を軽減する措置がとられております。本県においても、不妊治療費助成事業ということで、来年度は7,400万円が計上されております。しかしながら、不育症治療においては、ことしの1月1日から、ヘパリンの在宅自己注射——ヘパリンというのは不育症の治療に有効なものだそうなんですけれども——が保険適用になったと、スタートしたと。これはこれで朗報であるわけですが、公的助成を行っている自治体はまだまだ少ないようであります。しかしながら、少子化対策の一つの観点から、また、若い夫婦の負担軽減を図るためにも、県として何らかの助成制度をつくるべきではないか。また、国へも働きかけていっていただきたいというふうに考えますけれども、これについても福祉保健部長に伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 不育症には多

くの原因がございまして、現段階では、標準的な検査や治療法等が定まっていないことから、国においても、不育症治療費の助成制度につきましては、方向性が示されていないという状況でございます。県といたしましては、まずは国における検討の動向等を注視してまいりたいというふうに考えております。

**○新見昌安議員** 動向を見守るだけじゃなくて、声も上げていっていただきたいというふうに思います。

次は、再生可能エネルギーの普及推進についてであります。

先月20日、福井県にある関西電力高浜原発3号機が定期検査に入り、西日本の商業用原発はこれですべて停止したことになるということでもあります。日本には原発が54基あるそうですが、このうち52基は既に停止している。残りの2基については、新潟県の東京電力柏崎刈羽原発6号機が今月26日、北海道電力泊原発3号機が来月下旬に定期検査に入ることということで、4月には国内のすべての原発がとまる事態になるかもしれない。本当にこれが現実味を帯びてきております。この冬は原発がなくても乗り越えられる見込みが大きいというふうには言われておりますけれども、今後は多岐にわたる発電方法を導入するということもしっかり考えていかなければならないんじゃないかと思えます。国においては、現在、この夏をめどに、エネルギー政策基本法に基づいたエネルギー基本計画の見直しを進めているというふうに聞いておりますけれども、この焦点となるのは、原発のあり方、そして再生可能エネルギーの普及であります。一方、県においては、来年度の新規事業として「新エネルギービジョン策定事業」があります。これはきょうの質問でも、本県の

新エネルギー行政の基本計画である「宮崎県新エネルギービジョン」を1年前倒しで見直して、より有効な新エネルギー施策を展開するというふうにありました。そこで伺いたいんですけども、この策定事業、国の基本計画の見直しの動きがある中でどのように進めていかれるのか、これは知事に伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘の「新エネルギービジョン」は、平成16年3月に、平成25年度までの10年間を計画期間とするものとして定めて、取り組んでまいったところでございますが、東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く状況が大きく変化したこと、その前提条件が変わってきたということを受けて、来年度、新たな「新エネルギービジョン」を1年前倒しで策定することとしております。この考え方といたしましては、まずは現行計画の評価・検証をしっかりと行うことが必要だというふうに考えております。その上で、国のエネルギー政策の見直しというものを踏まえながら、本県における新エネルギー導入の課題や可能性について、県民の皆様から幅広く御意見を伺って策定することが大切だというふうに思っております。全国トップクラスの日照環境でありますとか、豊富なバイオマスなどを有しておりますので、このような本県の強みや可能性を生かして、この「新エネルギービジョン」というものを策定してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** これもきょうの質問に出ましたけれども、ことしの7月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートします。法の施行後3年間は、集中的な再生可能エネルギーの利用拡大を図るために、再生可能エネルギーの供給者の利潤に特に配慮するというふうになっております。このスタートの3年間は極

めて重要になってきます。県としては、この3年間、どのように取り組んでいかれるのか、同じく知事に伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** この固定価格買取制度は、再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、一定の期間、一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務づけるものでありまして、再生可能エネルギーの導入が加速するものと、大いに期待しておるところでございます。御指摘のありましたように、制度開始後3年間は、買い取り価格の設定に当たりまして、電力供給者の利潤に配慮することとなっております。国として、その背中を後押ししながら、一つの再生可能エネルギーの利用促進への流れをつくっていくものであるというふうに考えておりまして、この流れに乗って、さまざまな取り組みを進めていくことも大変重要であるというふうに考えております。民間事業者においても、いろんな動きがあるわけでございますが、県としても、それを支援、後押しするような形で、例えば木質バイオマス発電施設への補助でありますとか、農村地域における水路等を利用した小水力発電の導入支援などに取り組み、早期の発電開始というものを支援してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** この夏に懸念される電力不足を考えますと、再生可能エネルギーとともに、省エネルギーへの取り組みも重要になってくるんじゃないかと思えます。県として、県内の企業あるいは事業所などへの省エネ投資にも何らかの支援をしていくべきじゃないかと思えますけれども、これについては環境森林部長に見解を伺いたいと思います。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 九州電力のすべての原子力発電所で停止の状況がこのまま続

きますと、ことしの夏の電力需給は、昨年の夏にも増して厳しくなると予想されております。このため、多くの電力を使用する工場や事業場では、省エネへの取り組みがますます重要になると認識しております。これまで県では、地球温暖化防止対策の観点から、事業者を対象に具体的な省エネのノウハウを紹介する省エネセミナーの開催や補助制度など、事業者にとりまして有益な情報の提供に努めているところであります。今後とも、これらの取り組みの充実を図りながら、事業者のニーズを踏まえ、省エネに関する取り組みを支援してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 最後に1点伺いたいと思えます。新年度から、住宅用太陽光発電システム融資制度の融資期間が10年から15年に延長されるようですが、改定に至った経緯をお示し願いたいと思えます。また、どのような効果を期待するのか、同じく環境森林部長に伺いたいと思えます。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** この融資制度は、県内の金融機関が県の預託金を活用して設けているもので、県内在住の方が自宅に太陽光発電システムを設置する経費に対し、300万円を限度に、保証料込みの利率2.9%で融資が受けられるものであります。融資期間は最長10年としておりましたが、県民の皆様から、毎月の負担を軽くするため、融資期間延長の要望があり、各金融機関と見直しの協議を行ってきたところであります。この結果、平成24年度新規融資分から、了解いただいた金融機関において、限度額や融資利率はそのまま、融資期間を15年に延長する予定であります。このことによりまして、県民の皆様にとって、この融資制度が利用しやすいものとなり、本県における住宅用太陽



光発電の普及拡大がさらに図られるものと考えております。

○新見昌安議員 私も、利率は少し上がってもいいから期間延長してくれという要望を受けておりましたので、この取り組みはありがたく思っております。

次に、県有施設の管理について伺っていききたいと思います。

国や地方自治体が管理する社会資本、本当にたくさんあると思いますけれども、それらの老朽化がこれから深刻な問題として浮かび上がってくるというふうに言われております。国土交通省の資料によりますと、国と地方合わせて、例えば港湾は997港、上水道は約62万キロ、下水道は約42万キロ、河川管理施設は約1万カ所に上るそうであります。このうち、2030年に建設から50年を迎える港湾は全体の49.5%、下水道は21.7%、40年を迎える上水道は59.8%、河川管理施設は79.6%に達するそうであります。老朽化という危機がじわりじわりと忍び寄ってくるような感じもいたしますけれども、公共事業関係の予算が削減される中で、避けて通れない老朽化に対して、いかに効率的に対処していくか、今後、大事な視点になってくるんじゃないかと思っております。そこで、県が所有する建物はどれくらいあるのか、あわせて延べ床面積はどれくらいあるのかについて、まずは総務部長に伺いたいと思っております。

○総務部長（稲用博美君） 平成23年3月31日現在の数字であります。県有建物の箇所数は864施設、延べ床面積は約214万平米であります。東京ドームに換算してみますと、約46個分に相当いたします。

○新見昌安議員 合わせると、かなりの広さになるたくさんの建物があるということがわかり

ました。これらは当然建設年度もそれぞれ違うでしょうし、そういった中で、それらの劣化状況についてはどのように把握しておられるのか、これについては、県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県有建物につきましては、平成18年度から3年をかけて、床面積がおおむね200平方メートルを超える建物、延べ約171万平方メートルにつきまして、建築等の技術職員による、屋根や外壁を初め主要な建築設備などの劣化状況の調査を実施したところでございます。調査結果につきましては、「劣化状況等調査報告書」として施設管理者に報告するとともに、その内容などを踏まえまして、平成21年度に、関係部局と連携して、県有建物保全計画を策定したところであります。この調査は継続して実施しているところであります。保全計画も3年ごとに更新していくこととしております。これらの取り組みによりまして、建物の計画的な修繕を行うことなどが可能となり、県有建物のより効率的な維持管理が図られるようになったものと考えております。

○新見昌安議員 関係部局との連携のもとで、保全計画を策定して効率的な維持管理に努めているということ、一応安心はしましたけれども、本県においても他県と同様、これから施設・建物などの社会資本の老朽化が急速に進んでくるんじゃないかと思っております。そのことを考えると、さらに一歩進んだ取り組みが大事になってくるんじゃないかというふうに考えます。そのための有効な手法の一つが、ファシリティーマネジメントというふうに呼ばれるものであります。ファシリティーマネジメントとは、建物、設備、土地のことで、これらを総合的に管理・活用することによって、長寿命化、また有効活用、維持管

理コスト削減などにつなげる手法というふうに言われておりますけれども、地方自治体においても、このファシリティーマネジメントを導入するところがふえてきております。本県においても、ファシリティーマネジメントに取り組んでいく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、これについては、総務部長に見解を伺いたしたいと思います。

**○総務部長（稲用博美君）** 本県の厳しい財政状況の中で、県有建物を適切に管理運営していくためには、コストの最小化と効用の最大化を目指すファシリティーマネジメントは有効な考え方であると認識しております。これまで県有建物の長寿命化や維持修繕コストの縮減・平準化を図るために、修繕を計画的に実施するなど、効率的な保全業務を推進してきております。また、東京ビルの一部を県内中小企業のオフィスとして貸し付けるなど、県有建物の効率的な活用も図ってきております。さらに、老朽化した県営住宅や職員宿舎につきましては、統廃合を推進するとともに、利活用の見込みのない県有財産につきましては、処分を行い、保有資産の縮小に努めてきているところであります。今後とも、県有建物の利活用と効率的な維持管理につきましては、ファシリティーマネジメントの考え方に立ちまして、関係部局とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** よろしく願いしておきます。

次に、教育行政について、教育長に伺ってきたいと思います。

まずは、育英資金貸与事業についてであります。高等学校等奨学金事業が日本学生支援機構から各都道府県に移管されたのは、平成17年度

の入学者からであります。経済的な理由等で修学が困難になった学生・生徒にとって、県の育英資金貸与事業は、勉強を継続していく上で有効な制度であります。また、セーフティーネットとしての役割も持っているんじゃないかと思っております。そこでまず、今回、県債の元利償還金等を管理する公債管理特別会計というものが設置されましたが、この陰に隠れて目立ちませんけれども、来年度の特別会計に、育英資金の貸与などを行う育英資金特別会計を新設されております。この新設した理由を伺いたしたいと思います。また、この当初予算の財源の内訳についてもお示しいただきたいと思っております。

**○教育長（渡辺義人君）** 今回、育英資金につきましては、一般会計から特別会計へ移行する条例案の審議をお願いしておりますが、特別会計にすることで収入と支出をより明確化し、育英資金貸与の円滑な運営とその経理の適正を図るものでございます。育英事業の当初予算総額は14億6,448万円ですが、その財源内訳は、基金繰入金が6億8,003万円、一般会計繰入金が3億9,076万5,000円、貸付金元利収入が3億9,368万5,000円です。

**○新見昌安議員** 特別会計については、公債管理特別会計と同じような考え方だということのわかりました。

ところで、昨年9月の新聞報道で、会計検査院が行った高等学校等奨学金事業に関する調査で、将来事業が立ち行かなくなるおそれがあるところがあるというふうにありました。それによると、調査は20府県を抽出して実施したそうです。そのうち、茨城、神奈川、長野、愛知、京都、大阪、兵庫、愛媛、福岡、長崎、熊本、この11府県で、回収率の低さから、文部科学省の交付金と返還金だけでは事業が継続できない

ことがわかったというものでありました。本県はこの調査対象とはならなかったようですけれども、2010年度末現在で、育英資金の返済滞納額が累計で2億円、償還率も67%という報道もあったところであります。本当に厳しい状況にあるということは推して知るべしじゃないかと思えます。現在の厳しい経済・雇用状況の中で、卒業しても就職先がない、結果、返済ができないという切実な事情もあるんじゃないかと思えますけれども、将来にわたって事業を安定的に継続していくためには、回収事務もきちっと実施していく必要があるというふうに思えます。今後、どのように取り組んでいかれるのか伺いたいです。また、現在は行っておられない口座振替での返還、これも有効な回収方法の一つでありますし、ぜひ実施していくべきだと考えますけれども、見解を伺いたいです。

**○教育長（渡辺義人君）** 育英資金事業は、日本学生支援機構が実施してきた高等学校等奨学金事業が、御質問にありましたように、平成17年度入学者分から都道府県に移管され、貸与者が年々増加してきたことに伴い、返還金の滞納者も増加している状況にあります。このため、現在、育英資金貸与時に学校を通して、貸与者本人への返還の意識づけを徹底させますとともに、専任職員による滞納者や連帯保証人への直接訪問や電話督促などにより、回収に取り組んでいるところであります。今後は、返還金の回収促進を図るために、債権管理体制の強化を図るとともに、御指摘のありました口座振替の導入や悪質な滞納者への法的な対応等、抜本的な対策について鋭意検討しているところでございます。

**○新見昌安議員** これから宮崎の大事な人材に

なる後輩たちのためにも、この奨学金事業が継続できるように、利用者には返済に努めていただきたいし、県においては、回収事務にしっかりと万全を尽くしていただきたいというふうに思います。

教育行政についてもう1点、放射線教育について伺いたいです。放射能を浴びるとか、放射能に汚染されるとか、ごくごく今まで日常の会話の中で使ってきたわけですけれども、この使い方が間違いであるということを知ったのは、本当に恥ずかしいんですけれども、最近のことです。放射線は物体を突き抜ける光や粒子、放射線を出す物質を放射性物質といい、放射線を出す能力は放射能、放射能の強さはベクレルであらわし、放射線の人体に対する危険度はシーベルトであらわす。本当になかなか理解するのが難しい。難しいがゆえに、過剰に反応して怖がったりもいたします。原発事故によって福島県から避難した子供が、「放射線がうつる」と言われて、避難先でいじめに遭ったという報道も見たことがあります。こういったものを目にするにつけ、学校現場においても、子供たちに正しい放射線の知識を身につけさせることが重要じゃないかと思えます。放射線教育にしっかりと取り組むべきだと思えますけれども、見解を伺いたいです。

**○教育長（渡辺義人君）** 放射線に関する学習につきましては、子供たちに正しい知識を身につけさせることが大切でありますことから、現在、中学校3年生の理科においては、エネルギーの有効活用や、放射線の性質と利用について学んでおります。また、文部科学省が、放射線について、小・中・高等学校等の各段階に応じて、正しい基礎知識を学ぶ教材として作成しました副読本が、近々、児童生徒に配付される

ことになっております。県教育委員会といたしましては、この副読本も活用しながら、放射線に関する学習が適切に行われるように指導してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 教育現場での知識習得への取り組みを、よろしく願いしておきます。大人に対する知識習得の場の提供も大事になってくると思いますけれども、こちらについては、また別の機会に取り上げたいというふうに思います。

最後に、犯罪から子供を守る対策について、警察本部長に何点か伺っていきたくと思います。

まずは、フィルタリングについてであります。2月16日の新聞報道によりますと、本県におけるインターネットの出会い系サイトあるいはコミュニティーサイトを通して犯罪被害に巻き込まれた18歳未満の子供の数が、2011年は17人に上り、前年の2倍以上にふえたというふうにあります。そして、被害者の9割以上は、有害サイト閲覧を制限するフィルタリングを利用していなかったということでありました。このフィルタリングの有効性は以前から言われてもおったし、青少年を有害情報から守る切り札というふうに言われながらも、普及は十分でないという現状があります。警察庁が昨年、全国の携帯電話販売店を対象に、警察官らが身分を明かさずに、子供に携帯電話を持たせるという名目で、フィルタリングの利用促進について調査をしたというふうに聞いております。この中で、フィルタリングが遅々として進んでいない実態が明らかになったようであります。説明が不十分あるいは熱意も感じられない、中には、フィルタリングをかけないで済む抜け道を説明した販売店もあったそうです。これには本当に

あきれてしまいます。この携帯電話を購入するときにフィルタリング設定の絶好のタイミングというふうに思うところですがけれども、本県における販売店の実態調査、その結果はどうであったのか伺いたいと思います。

○警察本部長(鶴見雅男君) フィルタリングの一層の普及を図るために、今御質問のように、携帯電話販売店における取り組み状況の検証等を目的とした実態調査をしております。本県の状況でございますけれども、一昨年実施した1回目の調査では、県下で32店舗を抽出して実施いたしましたけれども、フィルタリング利用を促す説明もおおむね十分で熱意も感じられたという店舗が19店舗、いずれかが不十分であったという店舗が13店舗という結果ございました。昨年実施した2回目の調査では、30店舗を抽出して実施しましたが、その結果、説明もおおむね十分で熱意も感じられたという店舗が22店舗、いずれかが不十分であったという店舗が8店舗という結果でありました。説明もおおむね十分で熱意も感じられたという店舗は、第1回目が59.4%であるのに対して、第2回目は73.3%という状況でありました。

○新見昌安議員 説明が不十分な上に熱意も感じられない販売店、これは抽出した店舗の中にはなかったということであり、また、フィルタリング利用に前向きな販売店がふえてきているという実態はわかりましたが、これについては、今後も同じような調査を適時実施していただければありがたいと思います。

次に、同じ新聞報道によりますと、本県の小中高別のフィルタリング利用実態が示してありましたが、それは全国と比べてどのような状況なのか伺いたいと思います。

○警察本部長(鶴見雅男君) 昨年2月から3

月にかけて、全国一斉に実態調査を実施しております。それによりますと、本県のフィルタリングの利用状況でございますけれども、小学生が全国平均より9.6ポイント高い85.5%、中学生が全国平均より1.8ポイント高い69.2%、高校生は全国平均の52.0%よりも10ポイント低い42.0%という結果になっております。

**○新見昌安議員** 年齢が上がるごとにフィルタリングの利用率が低下すると。これは全国的に同じような状況であると思っておりますけれども、高校生の利用実態が全国平均より10ポイント低いというのは、ちょっと衝撃であります。改正出会い系サイト規制法が施行されて3年が過ぎました。規制が強化された出会い系と入れかわるように、携帯型ゲーム機あるいはスマートフォン、これらの普及と相まって、ゲームサイトあるいはプロフなどの非出会い系サイト、これを通して被害に遭う子供たちがふえてきているようであります。フィルタリングの網にかからない非出会い系サイトといったものもあるようですけれども、フィルタリングの有効性は変わらないというふうに思います。保護者に対する啓発を初めとして、フィルタリングを100%普及させる、これを目指してしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っておりますけれども、見解を伺いたいと思います。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** フィルタリングは大変有効なものだというふうに考えております。フィルタリング100%普及を目指した主な取り組みといたしまして、警察では、県下のすべての携帯電話販売店に対しまして、昨年2回にわたって、フィルタリング普及のための取り組みの徹底と、保護者が安易にフィルタリングを解除しないような措置について要請をしているところであります。また、保護者や児童に対し

ましては、入学及び卒業、またサイバーセキュリティカレッジや非行防止教室の開催等の機会をとらえまして、フィルタリングの必要性について啓発を行うとともに、コミュニティーサイト利用による被害防止のため、その被害実態を知ってもらうということ、また、みだりに相手に会わないというようなことの注意喚起をしているところでございます。今後とも、これらの取り組みとあわせまして、児童が被害者となる犯罪の取り締まりを強化していく所存でございます。

**○新見昌安議員** くれぐれもよろしくお願いしておきます。

最後の質問となります。昨年8月1日から宮崎県暴力団排除条例が施行されております。先ほどの太田議員の質問にも、答弁にもありましたけれども、その後、市町村においても条例が施行されているようではありますが、県あるいは市町村、事業者を初めとした社会全体で暴力団を排除していく機運が高まったということは、非常に喜ばしいことだというふうに思っております。

ところで、この条例の第3章は、「青少年の健全な育成を図るための措置」ということで規定されております。子供たちが暴力団の被害に遭わないようにする、暴力団に加入させない、こういった強い熱意のもとで、成長過程の早い段階から意識づけをする取り組みは、本当に大事じゃないかと思っております。暴力団を排除する機運、これは当然全国的に高まってきているわけですが、福岡県では、現在、県内のすべての中学校、高等学校を対象に、県の臨時警察職員——暴排先生と呼んでいるわけですけれども——による暴力団排除教育というものを実施しております。1月中旬までに受講者数は20

万人を超えたというふう聞いております。福岡県は、暴走族グループ数あるいはシンナー乱用率、少年非行率、これはいずれも全国上位ということであります。犯罪を通して青少年が暴力団と接触する危険が懸念されており、そのような背景から、こういった取り組みを始めたようであります。福岡県と宮崎県は、青少年を取り巻く環境、土壌が異なりますけれども、この福岡県の取り組みも参考になります。宮崎県警察としては、この暴力団排除条例の第3章、特にその第11条の規定に基づいて、具体的にどのような取り組みを行っておられるのか伺いたいと思います。

○警察本部長（鶴見雅男君） 宮崎県警の具体的な取り組みといたしましては、まず、中学生や高校生に広く暴力団の実態や悪性を理解してもらうために、資料として「青少年を暴力団から守れ」と題するリーフレットを作成いたしました。そして、各警察署の担当警察官——刑事課長や係長等——が、管内の中学校、高校に出向きまして、この資料を活用し、暴力団の実態や暴力団に加入させない、また暴力団員による被害に遭わないための啓発等に関する講話を行っております。なお、現在までに、中学校、高校、合計16校、生徒約4,600名に対して実施しているところでございます。

○新見昌安議員 宮崎の将来を担って立つ青少年を守っていく取り組みを、これからも地道に着実に継続して行っていただきたいというふうに要望いたします。

時間が少々余りましたが、以上で質問のすべてを終わります。ありがとうございました。

（拍手）

○外山三博議長 以上で代表質問は終わりました。

次の本会議は、5日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時54分散会

3月5日（月）

# 平成 24 年 3 月 5 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷中の会)
2 番	岩 下 斌 彦	(自民党つくしの会)
3 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	渡 辺 創	(新みやざき)
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	松 村 悟 郎	( 同 )
8 番	内 村 仁 子	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
13 番	外 山 三 博	( 同 )
14 番	冨 師 博 規	(日 日 新)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	高 橋 透	(社会民主党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	( 同 )
18 番	田 口 雄 二	(新みやざき)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	丸 山 裕次郎	( 同 )
23 番	押 川 修一郎	( 同 )
24 番	外 山 衛	( 同 )
25 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	井 上 紀代子	(新みやざき)
31 番	徳 重 忠 夫	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	横 田 照 夫	( 同 )
34 番	中 野 一 則	( 同 )
35 番	中 野 廣 明	( 同 )
36 番	福 田 作 弥	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	十 屋 幸 平	( 同 )

## 欠席議員 (1 名)

12 番	清 山 知 憲	(自由民主党)
------	---------	---------

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
県 民 政 策 部 長	渡 邊 亮 一
総 務 部 長	稲 用 博 美
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	加 藤 裕 彦
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	児 玉 宏 紀
会 計 管 理 者	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	甲 斐 景 早 文
財 政 課 長	日 隈 俊 郎
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	渡 辺 義 人
警 察 本 部 長	鶴 見 雅 男
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	四 本 孝

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 高 勝 弘
事 務 局 次 長	成 合 修 稔
総 務 課 長	山之内 稔
議 事 課 長	武 田 宗 仁
政 策 調 査 課 長	福 嶋 幸 徳
議 事 課 長 補 佐	谷 口 浩 太 郎
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	前 田 陽 一



◎ 一般質問

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。一般質問のトップバッターを務めることになりました新みやざきの徳重忠夫でございます。よろしく願いいたします。きょうは三股から——私の選挙区ではございませんが——同級生の1人がわざわざ私の質問を傍聴に来てくれました。ありがとうございます。それでは、張り切ってただいまから質問してまいります。よろしく願いいたします。

それでは、通告しております項目につきまして、順次質問を進めてまいりたいと思います。まず、知事の政治姿勢についてでございます。

昨年1月に河野県政がスタートして1年が経過いたしました。知事の就任直後から、県内では新燃岳の大噴火や高病原性鳥インフルエンザの発生などにより、県民生活や県内経済は大きな被害を受けました。また、県外では、3月11日に東日本大震災が発生し、県外での出来事とはいえ、私たちの想像をはるかに超えた余りにも大規模な災害に対し、大きな衝撃を受けたわけであります。加えて、被災地の復旧・復興がなかなか進まず、多くの被災者の方々は、今なお厳しい生活を強いられております。就任前に

は予想できなかった事態が次々と起こり、知事はその対応に懸命に取り組んでこられたことと思います。次々に直面する新しい課題に対応していくことは、県政のリーダーとして当然の役割であります。一方で、知事は選挙の際に公約を示されました。県民は、その考えに賛同し、知事に1票を投じたわけですから、いろいろな情勢の変化があるとしても、公約の実現に向け取り組んでいかなければなりません。そこで、知事にお伺いいたします。この1年間を振り返って、どのように自分の政策評価をされているのか、知事にお尋ねいたしたいと思えます。

また、私は1月21日、KITENビルで、民主党の宮崎県総支部連合会主催により開催されました藤井裕久・民主党税制調査会長による講演会に出席させていただきました。その講演の中で、「歴代の総理大臣も直面する課題に対応するため、さまざまな公約を掲げてきたが、すべてを完璧になし遂げた政治家はいない。しかしながら、何か一つは政治家として達成したものがあつた」ということをお話しになりました。一内閣一仕事常識と言われております。確かに、歴代総理の例を挙げますと、佐藤栄作氏は沖縄返還、池田隼人氏は所得倍増論、田中角栄氏は日中平和友好条約、竹下登氏は消費税導入、最近では小泉純一郎氏の郵政改革などが列挙されます。そこで、知事にお伺いいたします。任期中にこれだけはやり遂げたいと考えていることは何なのか、お尋ねしておきたいと思えます。

次に、先ほど申し述べましたが、新燃岳の噴火に代表される直面する新しい課題、選挙時に公約として掲げられた政策提案とを同時並行してなし遂げることは、過去の歴史からも明らか

なように並大抵のことではなく、また、知事就任以来、既に4分の1を経過した1期4年という任期は、余りにも短いものではないかと考えております。このため、九州各県、また県内の市においても、複数の副知事あるいは副市長体制がとられていることは、直面する新しい課題と公約として掲げられた政策提案の2つを具現化するための、地方自治体の長としての判断によるところが大きいものがあると思うのであります。そこで、知事にお伺いいたします。直面する新しい課題と公約として掲げられた政策提案の2つを具現化するために、副知事を2人制とすることを考えていないのかお尋ねいたしたいと思っております。

後は質問者席からの質問といたしたいと存じます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

まず、1年目を振り返っての評価についてであります。振り返りますと、この1年、県の内外でさまざまな災害や困難が相次ぎ、まさに常在危機の意識と人の持つきずなの大切さを実感した1年でありました。こうした思いのもと、県民の皆様のお力をいただきながら、各災害への対応を初め県政運営に当たってきたところでございます。知事就任に当たり、第一の課題として考えておりました口蹄疫からの再生・復興につきましても、工程表を定め、スピード感を持って取り組むとともに、新たな総合計画を初めとするさまざまな行政各分野の長期計画を策定し、また低迷する本県経済の活性化に向けた対策をスタートさせるなど、県政運営の具体的な方向を県民の皆様にお示しできたのではないかと考えております。また、対話と協働の精神のもと、市町村や経済団体、さまざまな県民の

皆様との間の対話のチャンネルづくりに腐心し、一定のチャンネルを築くことができたのではないかというふうに考えておるところでございます。しかしながら、新燃岳も含めて各災害というものが、依然として予断を許さない状況でございます。さまざまな行政課題というものが山積しておりますので、知事就任2年目に当たり、改めて、対話と協働、現場主義という姿勢を徹底いたしまして、より力強い県政運営に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、任期中にやり遂げたいことについてでございます。私は、本県が抱えるさまざまな課題に的確に対応していくために、知事選の際にお示ししました政策提案、また、それを反映させて昨年策定いたしましたアクションプランに、この4年間で取り組む具体的な施策やその工程を掲げておりまして、これを着実に実行していくことが私に課せられた責務であると考えておるところでございます。これを踏まえ、今回提案しております平成24年度予算案におきましても、必要な措置を講じたところであります。県民の皆様にお示ししたことは、いずれも大事な課題であり、やり遂げなくてはならないというふうに考えておるところでございますが、就任前からの口蹄疫、さらに鳥インフルエンザ、新燃岳など、いわばマイナスからのスタートであります。これを着実に復旧・復興を図っていくこと、さらに畜産に関して言いますと、単なるもとに戻すということではなしに、より新しいものを築いていく、畜産の新生を目指していくという発想でございます。また、大震災等の教訓を踏まえた災害に強い宮崎づくりというものも大変重要なものと考えております。地域経済循環システムの構築や新たな産業

の創出、さらには、これも特に意識しておりますのは、アジアに向けた経済交流の足場を築いていくこと、そういったことを中心といたしました本県経済の活性化に全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、将来を見据えた防災力の強化や地域医療の確保など、安全・安心な暮らしづくりに向けても尽力してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

最後に、副知事2人制についてであります。議員御指摘のとおり、公約として掲げました政策提案の実現、それからさまざまな危機事象などの直面する諸課題への対応を図るということは、自治体の長としての責務であると認識しております。そのような中、副知事を複数にすることにつきましては、政策を推進するための体制強化を図るという面もございますが、一方では、本県の厳しい財政状況にも十分配慮する必要があるというふうに考えておるところでございます。また、先日、国家公務員の給与削減の臨時特例法も可決されまして、その附則で、地方においても自主的かつ適切な対応ということが求められているという状況でございます。これまでこの2人制につきましては、いろんなアドバイス、いろいろな御意見をちょうだいしたところでございますが、今後の県政運営を進める中で、検討すべき課題の一つとして留意してまいりたいと、そのように受けとめておるところでございます。以上であります。〔降壇〕

**○徳重忠夫議員** ただいま知事は、県政課題、そしてこれからやらなきゃならないこと、いろいろおっしゃったところでございますが、これを確実に実行していただきますようお願いしておきたいと思っております。

先ほど、副知事の2人制について御答弁をい

ただいたとところであります。御案内のとおり、九州でも副知事2人制をしいていないのは我が県だけであります。すべての県が副知事2人制となっております。もともと出納長がいらっしやったということもありますが、今は宮崎県副知事1人ということで頑張っていたいただいております。先ほど申し上げましたとおり、公約として掲げられた政策提案あるいは直面する新しい課題、このことにつきましても、知事も御案内のとおり、知事はことしになって記紀1300年事業を打ち立てられました。この事業についても、既に約7,000万の予算がついておるようでございますし、また関連予算までひっくるめると、3億という大きな予算がつけられておるようでございます。そうなりますと、この事業一つとっても大変な事業だと、このように考えますときに、どうしても副知事1人ではこれを賄い切れぬといひますか、知事と一緒に、あるいは執行部と一緒にやられるでしょうが、どうしてもトップというものは、しっかりした形の中で部下のほうに、下のほうにおろしていかなきゃいけないと。こう考えますときに、私は、どうしても副知事を2人とすることが必要だと、他県もそのような考え方の中でこのように進めておると、このように思っております。新たな財政負担、そのことはよくわかります。しかし、それ以上の効果を――県民によりよい宮崎県を構築するための前向きな姿勢になろうかと、このように私は考えています。さらに、牧元副知事は立派な副知事でございます。大変優秀な方だということはお聞きしておりまして、「この方は将来、国の重要ポストにつく」と知事もおっしゃっていましたが、そういう方でございますが、つなぎとめることはできないと、私はこう思うんです。

何年かしたら必ず本省に帰っていかれる方であろうと、こう想定するところでございまして、そうなりますと、なおさら副知事を2人置いておくことによって継続的な事業の展開ができるんだと、このように考えておりますので、強く副知事2人制について要望しておきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、続いての質問に移らせていただきたいと思ひます。昨年9月にも浄化槽の法定検査について質問をいたしました。私は、生活排水対策の一つであります浄化槽対策を推進していくことは、本県の美しい川や海を次世代に残していくためにも、大変重要なことだと考えております。私は、法定検査を受けている方と受けていない方の不公平感を解消するために、実は環境省と、全国で最も受検率の高い岩手県、そして栃木県に行つてまいりました。そして、受検率を向上させるための取り組みについて勉強させていただきました。その中で大変参考になることがありましたので、以下、環境森林部長にお伺ひいたしたいと思ひます。浄化槽の法定検査の受検率向上に向けて、9月以降どのような取り組みをされてきたのか、まずお伺ひしておきたいと思ひます。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 受検率向上につきましては、県では、引き続き法定検査の未受検者に対し、文書や電話等による啓発を行うとともに、地区住民から要請があつた場合には、市町村と一緒にその地区に出向き、直接住民の皆様説明をしております。このような取り組みにより、受検率は大幅に上昇し、平成21年度末の14.2%から、24年1月末には35.9%となっております。また、新たな取り組みとして、法定検査を受けやすい仕組みについて、関係機関や関係団体と研究を行っているところ

であります。

**○徳重忠夫議員** 先ほどおっしゃつたように、現在、県の名前で文書啓発等を行つておられるということでございますが、これを受け取つた人から、「上から目線の感じがして威圧的である」という声をよく耳にするわけであります。既に、法定検査じゃなくて管理検査を受けております。それにお金を払つているので、二重払いというようなこともありまして、そのことについて威圧的であるというようなことをよく耳にするところでございます。私が調査に行きました栃木県では、住民とのつながりが深い市町村の関係者を活用して、受検率の向上に努めておるといふことでありました。そこで、環境森林部長にお伺ひいたしますが、法定検査を受けやすくするために、住民と身近な関係にある市町村を活用してはいかがか。また、文書や電話だけでなく、足を運ぶことも必要と思うが、どうか。これも栃木県で聞いたところでございますので、お尋ねしてみたいと思ひます。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 生活排水対策を推進し、地域の生活環境を保全するためには、市町村と協力して啓発することが重要であると考えています。このため、文書で啓発を行うときには、市町村からの協力依頼文書もあわせて送付するとともに、住民の皆様からの問い合わせ等について、市町村にも対応をお願いしているところでございます。また、地域住民への啓発については、議員御指摘のように、市町村と連携しながら、地区集会に積極的に足を運ぶなど、説明する機会をふやしていきたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ぜひ、そういうような方向づけをしっかりとさせていただきたいと、このように思うところでございます。

今後、法定検査の受検件数が増加してくれば、指定検査機関以外の保守点検業者などを活用するなど、効率的な検査の方法を構築していく必要があると私は考えておるところであります。私の調査した範囲内で申し上げますと、全国で10県程度が、浄化槽の水を採水する採水員という制度を設けております。なぜならば、この業者は、2カ月に1回は全戸、浄化槽の検査をすることになっておるんですね。その人たちに採水をお願いし、そして検査機関に持って行く。そうなれば、私は、そんなに時間をかけずに、また早急に100%検査が可能だというような考え方を持っておりまして、ぜひとも、この採水員制度、そういうものを考えたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 法定検査ですけれども、法定検査は、保守点検と清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が十分発揮されているかどうかを確認するための検査でありまして、浄化槽の放流水を採水し水質の状況を検査することは、この法定検査の最も重要な項目の一つであります。採水業務における保守点検業者の活用につきましては、相談があった場合には、法定検査の信頼性の確保や現在の検査体制から見た必要性などを勘案し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 慎重に慎重にとすることは、ある面においては大変いいことかもしれませんが、やはりほかの県が非常に積極的に取り組んで結果を出しているということであれば、いいことはまねをすべきだと、私はこう考えておりまして、このような質問をいたしておるところでございます。

本県には、指定検査機関、この検査をする機関が1カ所しかありません。今後、法定検査の

受検件数が増加する——今は約5万基なされていますが、県内には15万基あるわけでありませう。そのことを考えますときに、県北、県央、そして県南に1カ所ずつ、地域のバランスを考えて複数の検査機関を指定する必要があると私は考えるわけであります。15万基の浄化槽、毎年1年間に1回はしなきゃならないということでございますので、これを1カ所でやるということは大変困難だと、こう考えております。地域を分けてそれぞれ検査機関を指定してはどうか、部長にお尋ねをしたいと思います。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 指定検査機関である財団法人宮崎県環境科学協会においては、平成22年度からの受検申し込みの急増に合わせまして、検査従事者の増員や新しい検査機器の導入など、検査体制の充実を図ってきたところですが、県といたしましては、今後も検査が円滑に行われるよう、引き続き指導してまいりたいと考えております。なお、検査機関の指定についての相談があった場合には、法律の要件に適合しているかを確認するとともに、現在の検査体制などの状況を勘案し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、適切に対応していきたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** いろいろお話があったところでございますが、やはり積極的な取り組みがないと、これは実現不可能じゃないかと、私はこのように考えております。前回9月の議会でも、知事に要望を申し上げました。いろいろ議論をするんですけれども、なかなか私と皆さん方執行部とのかみ合いがうまくいっておりません。何とかこれが実現できるように努力されているということで、35%までは来たかと、こうおっしゃっております。ところが、御案内のとおり、22年度——1年半ぐらい前の話でありま

すが——の統計によりますと、福岡県、佐賀県、長崎県は、その22年度の状態で60%から70%、九州管内でも受検率があったわけです。既に80%を超えているんじゃないかと、こう想定されます。九州で一番低いのが宮崎であります。35%といっても約半分も満たしていないということを考えますときに、やはり環境を、あるいは宮崎で飲んでいただいている大淀川の水をきれいにするためにも、どうしても早く検査を完了する必要がある、全戸検査をする必要があると、こう思っております。先ほど申し上げました、10県程度、採水員を指定して採水していただいている、このこともひっくるめて、あるいは県内を3ブロックに分けて検査するところを設けると、そういったこともひっくるめて前向きに検討いただきますように、知事に強く要望を申し上げておきたいと思っております。

それでは次に、T P Pと本県農業についてお尋ねしてまいりたいと思っております。

私は2月16日に、K I T E Nビルで県主催により開催されましたT P Pに係る説明会に出席させていただきました。当日は、行政関係者に加えて、農業生産関係の代表者も見えておりました。直接影響を受ける側の一員として、不安や情報不足について切実に訴え、質問されておりました。そのような切実な質問に対し、当日の国の回答は、「国益を守る」といったような言葉、あいまいな説明に終始しておりました。我々が知りたかった「国益とは何か」の説明もなく、大変残念で遺憾に思った次第であります。そこで、知事にお伺いします。知事は、これまでT P P反対県民集会に参加するなど、反対姿勢を示してこられました。政府が関係国との事前協議を進める中、その姿勢に変わりはないのか、再度確認をしておきたいと思いま

す。

○知事(河野俊嗣君) T P P協定に対する私の姿勢でございますが、今御指摘がございましたように、このT P P、例えばT P P反対県民集会には、一昨年は、副知事退職後でありましたので、一個人の立場で参加し、また昨年10月には、知事の立場で参加させていただき、本県経済に甚大な影響が懸念されることなどを県民に訴えまして、その対応を国に働きかけてきたところでございます。残念ながら、今、議員からも御指摘がございましたように、これまでのところ、私が国に対し繰り返し要望してまいりました国民的議論を深めるための十分な情報提供でありますとか、国民が安心できるような国の対応方針などの説明が行われていないということでございます。このような状況のもとに、T P P協定に対する私の姿勢は、これまでと一貫して変わりなく反対であるということでございます。今後とも、県民がT P P協定に対して感じている不安感を集約いたしまして、国に対し、しっかりと要請活動を行うとともに、地方の立場から、地方の経済や地域社会を守るという視点に立って行動してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。今後とも、農業、農民のために、宮崎県の農業を守るんだという、農業県の知事としての行動を期待いたしたいと思っております。

次に、今後、我々は、T P P参加に対して反対のうねりや輪を広げていく必要があると、このように考えておりました。当然それには、一人より大勢、一つの県より複数の県から、一緒にさまざまな機会を通して共同で意思表示をすることが大事ではないかと、私はこう考えるわけです。そして、政府がT P P交渉に前

のめりにならないよう、宮崎県一県だけではなく、南九州、ひいては九州全県と連携し、また、全国の農業県あるいは反対県と協働して対応していくべきだと、私はこう考えますが、知事の考え方をお尋ねしておきたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 御指摘は受けとめたいと考えております。国への要請活動につきましては、関係国との協議入りを決定する前、昨年10月には、外山議長にも同席いただきまして、交渉には参加しないようということで要請したところでございます。また、関係国と事前協議入りしたことし1月にも、十分な情報提供と国民的な議論を進めていただきたいということ強く要請してきたところでございます。今後、関係国との事前協議の動きや日本政府の協議方針に関する情報などがだんだん明らかになってくるといふふうに考えられますので、さらなる国への働きかけにつきましては、今の御提言も踏まえ、本県と同様の産業構造を有し、地方としての考えを共有できる南九州や他県との連携も視野に入れながら、対応してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ぜひ他県との連携を強めていただきたい、このように思っております。よろしく願いいたします。

一方、政府は、我々の意向を顧みず、ひょっとしたら、TPP協定に参加し、重要品目の関税が自由化されるなど、最悪のケースも想定されます。戦略的な対応もとらざるを得ない可能性もあるんじゃないかと、このように考えております。そのような戦略的な対応も視野に置きながら、農業生産の現場では、高齢化や担い手不足、燃油や飼料価格の高騰など、喫緊の課題も山積しておるところでございます。そこで、農政水産部長にお尋ねいたします。仮に、TPP

P協定への参加も想定しながら、今後、儲かる農業の実現を図っていく必要があると、私は考えます。どのような対応を進めようかとされているのか、お尋ねしておきたいと思います。

**○農政水産部長(岡村 巖君)** 儲かる農業の実現に向けた取り組みにつきましては、TPP協定への参加いかんにかかわらず、積極的に展開していく必要があるものと考えております。その基本的な方向性につきましては、昨年6月に策定した第七次宮崎県農業・農村振興長期計画にも示しておりますが、具体的には、農地の集積や機械化によるコスト低減や、6次産業化等による県産農畜産物の高付加価値化、ブランド力の強化や東アジアへの輸出拡大等による新たな販売戦略の展開などに取り組んでいくこととしております。また、国が農林漁業の再生を図るために打ち出した新たな新規就農対策や農地集積対策等についても、本県農業の構造改革を促進するため、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。しかしながら、TPP参加により、仮にすべての品目において関税撤廃となった場合、これらの対策では不十分であると考えておりますので、国に対しましては、引き続き、国民的議論を踏まえた慎重な対応を求めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 農業生産の現場では、まさに待ったなしであります。県の財政状況が厳しい中ではありますが、国の事業なども最大限に活用しながら、選択的・集中的に短期間で最も効果の上がる取り組みをしていただかなければ間に合わない、このように考えておりますので、よろしく願いを申し上げておきたいと思っております。

農政水産部長に再度お尋ねいたしますが、新たな販売戦略の展開の取り組みといたしまし

て、東アジアへの輸出拡大等ということがありました。本県の農産物は高い技術で生産されております。マンゴーを初め、高品質で海外にも自信を持って輸出できる品目が数多くあると思っております。そこで、お尋ねいたしますが、将来の本県農業の目指す方向の一つとして、海外への農産物輸出も重要と考えますが、県として今後どのように進めていくのか、お尋ねしておきたいと思っております。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 少子高齢化等による国内市場の縮小も予想されている中で、儲かる農業を実現していくためには、地理的にも文化的にも近く、成長著しい東アジアをターゲットとした農産物の輸出の促進は、極めて重要であります。県としては、これまで商談会への参加支援や検疫問題の解決などに取り組んでまいりましたが、今後も引き続き、県下一丸となった取り組みを進めてまいります。特に、平成24年度からは、本議会にお願いしております新規事業などにより、産地と輸出業者が互いに協力して輸出に取り組む縦の連携や、農産品に加工食品などの県産品を加えたオール宮崎でロットを確保する横の連携を集中的に支援し、これまでネックとなっていた中間コストの削減や、輸出リスクの軽減に力を入れてまいります。また、海外輸出につきましては、フェアなどの一過性のイベントにとどまらず、継続的なビジネスとなることが非常に重要でございますので、輸出実務に精通した人材を県内に育成していくための研修プログラムの創設などを通じて、幅広い支援を行ってまいります。

**○徳重忠夫議員** 大変前向きな御答弁をいただいておりますが、海外輸出は今後ますます重要性が増してくると、このように考えております。海外に打って出ることのでき

る品目の産地化づくり、これをしっかりやらないといけない、一過性ではなく、継続した取り組みがなされなければ意味がないと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

続きまして、道路のコンクリート舗装について、県土整備部長にお尋ねしたいと思います。

日ごろ、私は、車を運転しておりますと、年間を通して、どこかの道路で舗装の修繕工事を目にするところであります。道路の舗装の大部分は、アスファルト舗装でなされておりますが、これは、これまでコンクリート舗装に比べ、アスファルト舗装が割安であったことや、車での乗り心地がよかったからと言われております。しかし、最近の原油価格の上昇に伴って、アスファルトの材料の値段が上がってきており、国土交通省の関東地区の試算によりますと、数年前は1平方メートル当たり7,000円台だったんだそうではありますが、アスファルト舗装の価格が今では9,000円を越す程度までに上昇しておるということでございます。コンクリート舗装にしますと、9,500円程度でできるということでありまして、余り変わらないということのようであります。一般的に、コンクリート舗装は、アスファルト舗装に比べて長もちすると言われております。管理にかかる費用も修繕工事も少ないと考えられます。また、輸入される原油からつくられるアスファルトより、国産でできる、自前で、国内で調達できるコンクリートは、将来的にも大変安定した供給が見込まれるとともに、コンクリートの使用が広がれば、多くの雇用が生まれ、景気の浮揚につながるのではないかと私は考えております。国も積極的に採用するとお聞きしておるところでございますが、今後の県の取り組みについてお尋ねして



おきたいと思います。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** コンクリート舗装につきましては、アスファルト舗装に比べ、耐久性が高く、長寿命であることから、維持管理費の軽減や大型車の燃費向上の面から、国においては、平成24年度から積極的に採用していくこととされております。本県の現状としましては、コンクリート舗装は、工事費が高く、コンクリートが固まるまで車が通せないこと、あるいは車両走行時の振動や騒音が大きいことなどの理由から、これまでは主にトンネル内の舗装に使用してございまして、国県道延長の約2%、66キロメートルとなっております。今、議員のお話にもありましたとおり、近年では、アスファルトの価格が上昇していることや、さまざまな舗装技術が開発されておりますことから、コンクリート舗装の実施につきましては、ライフサイクルコストの比較を初め、施工性や走行性などを総合的に勘案した上で、今後検討してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ただいま部長から御答弁をいただきました。公共工事は、基本的には費用対効果ということがよく言われております。費用対効果が上がるような考え方ですと、コンクリートは40年、50年そのまま使える。アスファルトになりますと、5年置きに改良しなければいけない、補修しなきゃいけない、そういう状況にあることは間違いございません。そういったことを考えますときに、長期的な考え方でいくなれば、コンクリート舗装のほうが安定度も高いし、そして長もちするのであれば、費用対効果というのはぐっと増してくるのではなかろうかと、このように考えておりますので、ぜひとも、これらの導入について積極的に取り組んでいただきたいと思います。既に、名古屋では30

数%コンクリート舗装に切りかえておりますし、外国では、韓国では60数%、コンクリート舗装ということになっております。アメリカでは、単価がコンクリート舗装の倍、アスファルトがかかるようになっております。世界的な状況の中でこれを考えていきますときに、日本でも先に取り組むという姿勢が必要だと、宮崎県が先にこういったものについて取り組んでいただきますようお願いしておきたいと思いません。

それでは次に、記紀編さん1300年記念事業についてお尋ねしていきたいと思いません。

知事の提唱されましたこの取り組みについてでございますが、本県に数多く残っている神話や伝説、史跡等に光を当て、磨き上げ、県内外に情報発信していこうとするものでありまして、県民の郷土愛や誇りを醸成し、観光振興にとっても非常に意義深いものであると考えております。今後、それぞれの部署において事業の具体化が進められていくものと思いますが、事業の実施に当たっては、総花的ではなくて、集中的・効果的に取り組んでいく必要があると思っております。そこで、主要事業の一つであります「神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」スタートアップ事業についてであります。私は、例えば、県内各地にある神話ゆかりの神楽や郷土芸能などを1カ所に集めて披露するイベントといったような、県民が見てわかりやすい具体的なイベントを実施しないと、PR効果もあるいは集客効果も期待できないのではないかと、このように考えております。

「神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」スタートアップ事業の実施に当たりまして、具体的にどのようなイベントに取り組むつもりなのか、知事に御答弁をいただきますよう

にお願いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** さまざまな災害も続いたこの宮崎において、ことし古事記編さん1300年を迎えるというのは、まさに千載一遇のチャンスであると考えまして、本県の宝でありますさまざまな神話、伝説、史跡などを改めて見詰め直すとともに磨き直して、しっかりと全国に向けて発信していきたい、そのような考え方で取り組んでまいりたいと考えております。そのときに、例えば、どんな商売でもそうですけれども、物を売りたいということで懸命にPRするわけですが、その商品に対する深い理解と愛着・愛情というものがなくしては、しっかりとした商売はできないわけでありまして、古事記ゆかりのものに対する理解を深めていくという学術的なところも含めて研究はする一方で、いろんなイベントでの発信に努めてまいりたい、そのバランスをとっていくことが大事だというふうに考えております。一方で、例えば今度、4月15日に哲学者の梅原猛先生をお招きして講演会などを行う、それで県民の皆さんに理解を深めていただくというような取り組みをやりたいというふうに考えておりますし、御質問のありました「神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」スタートアップ事業におきましては、特に核となるイベントを検討する必要があるということでございます。事業全体の中で、さまざまなメディアを活用した情報発信や、こういった核となるイベントの実施によりまして、県民の理解を促進するとともに、県内外に対するアピールということで、神話ゆかりの地域で開催される既存の祭り・行事などとジョイントした記念イベントなど、県民や県外観光客にも「神話のふるさと宮崎」の魅力を満喫していただけるような、そういう仕立てのイベント

としていきたいというふうに考えておるところでございます。具体的な内容につきましては、推進協議会に設けた企画運営委員会におきまして、スピード感を持ってその具体化をしていきたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** もう既に始まっておりますが、ぜひスピード感を持って、これが県民が納得のいくような事業に展開できるようにお願いしておきたいと思っております。

次に、教育長にお尋ねしてみたいと思っております。本県には、多くの歴史的・文化的な史跡等が残されております。この機会に、まずは県民が、大人も子供も含めてそうした場所を訪れ、宮崎のよさを知ることが大切であると、このように考えております。現在、小中学校では、地元のことを理解させるために、ふるさと学習が行われていると聞いておりますが、県内にある歴史的・文化的なよさを知るための学習を行うことはできないものかと考えております。具体的には、各地の青少年自然の家を利用して行われています小中学校の宿泊学習についてであります。その青少年自然の家に行く途中や青少年自然の家の周辺にある歴史的・文化的な施設を活用し、宮崎のよさに触れる活動を加えることは、教育的に価値があるのではないかと考えます。そこで、小中学校の宿泊学習では、自然体験などの学習が行われておりますが、これらの活動に加えて、地域の歴史や文化に触れる活動も意義あることだと考えますが、教育長の考えをお伺いしておきたいと思っております。

**○教育長（渡辺義人君）** 宿泊学習は、日常と異なる生活環境の中でさまざまな体験活動を行い、望ましい人間関係や集団への所属感や連帯感、あるいは公共の精神などを養うことを目的として実施されるものでありまして、学習内容

や活動場所につきましては、それぞれの学校が児童生徒や地域の実態に応じて定めております。学習活動の内容といたしましては、山登りやキャンプなどの自然体験が多く行われておりますが、宿泊学習のプログラムの中に、地域の歴史や文化に触れられる学習を取り入れることは、子供たちが宮崎のよさを知り、宮崎への愛着や誇りを持つ上で、大変意義あるものと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。子供たちが宿泊学習で学んだこと、感じたこと、それはうちに帰って親にしっかりと話すであろうと、こう考えます。家族でふるさと宮崎の話題が広がる最もいいチャンスだと、私はこう考えておりますので、こういったものを積極的に取り組んでいただきますようお願いしておきたいと思っております。

続いて、文化財を後世に伝えていくといった地道な事業は、一過性で終わることなく、継続的に実施していくことこそ効果があるものと考えております。そこで、記紀編さん1300年記念事業を契機に、どのようにして文化財を県民に知らしめていくのか。また、文化財を後世に伝えていくためには、一過性でなく継続的な事業の実施が必要であると考えますが、どのように考えられるか、教育長にお伺いしておきたいと思っております。

**○教育長（渡辺義人君）** 県内には、地域の方々により守り伝えられてきた貴重な文化財が数多く残されております。これらの文化財を県民の方々に知っていただき、実際に足を運んでいただくために、総合博物館、西都原考古博物館での展示や講座の開催、埋蔵文化財センターによる出前講座等を行っているほか、文化財に関する情報をインターネット上で提供するデジタ

ルミュージアム事業を実施しているところでございます。このほか、神楽などの民俗芸能とともに神話を紹介するイベントと、本県の神話と歴史のかかわりについてわかりやすく検証するシンポジウムの開催を、新規事業として今議会にお願いしているところであります。また、議員の御質問にありましたとおり、文化財を後世に伝えていくためには、継続的な事業の実施が必要であると考えていることから、民俗芸能保存団体等の後継者育成活動に対しまして、引き続き支援を行うとともに、これまで行ってきた文化財愛護少年団間での交流事業を、新たに子供たちや保護者と民俗芸能保存団体との交流・体験事業として再構築し、より効果を高める形で実施したいと考えております。県教育委員会といたしましては、今後とも、これらの事業を通して、文化財を大切にすることを高めるとともに、その保護・継承を担う人材の育成・支援に努めてまいります。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。

それでは、引き続き、教育現場における県産材の利用促進についてお尋ねいたします。

環境森林部長にお尋ねいたしますが、私は、宮城県山元町を訪れたときに、本県から山下第二小学校に贈呈されました、本県の県産材でつくった机といすを使って勉強する子供たちの姿を拝見いたしました。木製の机・いすは重いのではないかと、使い心地はどうなのか気になって尋ねたところではありますが、重さはスチール製のものとほとんど変わらず、木の持つ温かさや柔らかさがあるということで、子供たちに大変喜ばれております。本県の取り組みは大変素晴らしいものであったと感心いたしましたところがあります。ところが、地元に戻り、その話をしてみましたところ、その机といすは熊本の業者

につくらせているとのことでありました。木製の学童机・いすは、都城でも日南でも製作していると聞いておりましたので、びっくりしたところでもあります。このような取り組みは、県内の企業を活用すべきであると考えておりますが、なぜ県外の企業が製作することとなったのか、その理由を部長にお聞きしておきたいと思っております。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 山元町の小学校に贈呈した木製学童机・いすの選定に当たっては、県産材を使用していることや、県内の小学校への納入実績がある製品を中心に検討したところです。加えて、軽量であること、早期納入が可能であることなどを考慮した結果、その時点では、宮崎県森林組合連合会が取り扱っている製品以外に該当がなかったことから、当該製品に決定したところでもあります。この製品は、同連合会と熊本県内の工場が、現在まで10年近くかけて共同開発してきた経緯があり、他の工場での製作は困難であることから、連合会の加工場で製材し、熊本県内の工場で加工・組み立てしたものであります。なお、木製の机・いすは、県内でも製作されておりますが、今回は、被災した小学校に一日も早く新しい机といすを届けたいという思いから、230組を短期間に製作する必要がありましたので、このように決定したところでございます。

**○徳重忠夫議員** それでは、このことについては深く触れません。

特にこれからの問題について質問をしていきます。県産材の机・いすは、価格的には割高感があると聞いておりますが、宮城県でも喜ばれたこの机・いすを本県でもこれからぜひ導入すべきだと、こう考えておりますし、私たちが小中学校のころは全部木製であった。ここにい

らっしゃる方、何人かの方は経験されたと思います。また、更新が必要なものは、これからも県産材の導入を考えていただきたいと、こう思うところでございまして、県内で県産材の机・いすを入れた学校が広まることによって、県産材の消費にもつながって、関係する方々の仕事も大変ふえてくるということでございます。宮崎県の学校は県産材の机・いすを使っていることをPRし、このことが全国に広がれば、本県の林業関係の産業に大変大きく寄与すると思いますか、活性化することになると、このように思っております。ところで、県立学校にも県産材を使った机・いすがあると聞いておりますが、その整備状況並びに今後の取り組みと、県内の市町村立小中学校においても県産材を使った机・いすの整備が図られるよう、県教育委員会から働きかける考えはないか、教育長にお尋ねいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 県教育委員会では、平成17年度から本年度まで、学校調度品木質化推進事業により、県産材を使用した木製の机・いすの整備を実施し、県立学校40校の特別教室への整備を完了したところであります。今後の整備につきましては、木の持つ温かみや落ち着きにより、良好な教育環境を提供できることや、地域産業の活性化にもつながると期待することから、耐久性やコスト面も十分考慮しながら検討してまいりたいと考えております。また、市町村立小中学校における県産材を使った机・いすの整備につきましては、学校の設置者である各市町村が主体となって取り組まれるものでございますが、県教育委員会といたしましても、県産材を使用した机・いすのよさや導入事例の紹介などの情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 県内の小・中・高校生の総数を挙げてもらいました。13万2,845名という児童生徒が学んでおるわけであります。1万個ずつつくっても13年かかるわけですね。そういったことを考えますときに、ぜひとも宮崎県の子供たちの机・いすは県産材でつくるぞという気概を持って取り組んでいただきたいと、執行部のほうにも教育委員会のほうにもお願いしておきたいと思ひます。

続きまして、高校生の自転車マナー向上についてお尋ねしてまいります。

高校生の自転車マナーについてであります。私の住んでいる地域でも自転車通学をしている高校生を多く見かけます。先日、地域で長年にわたって子供たちの交通指導に当たってこられた方が私のうちに来られました。「無灯火で帰っていく高校生が多い。夕暮れどき、歩行者は見えにくい。大きな事故につながるんじゃないか」と、大変心配をされておりました。また、無灯火だけでなく、並進、傘差し運転、携帯電話を操作しながらの運転、高校生の自転車ルール違反について、命が奪われるようなことになってはならないと、こう考えます。このことについて警察本部長に、高校生が自動車と接触する事故等、その他事故についての実績、23年度中の状況をお知らせいただくとありがたいと思ひます。

○警察本部長（鶴見雅男君） 自転車の関与する交通事故でありますけれども、平成23年中は県内で1,546件、死者は7人でありました。これは前年比でマイナス29件、死者はプラス1人という状況であります。1,546件のうち高校生が関与したものは402件で、全自転車事故の約26%を占めております。なお、高校生の死者はありませんでした。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。高校生の事故が大変多いようでございますので、これらの指導について、徹底的に教育委員会、そして警察、一緒になって頑張っていただきますようお願いを申し上げまして、私の質問のすべてを終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○外山三博議長 次は、宮原義久議員。

○宮原義久議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。私の質問に何人かの傍聴の皆さん、おいでいただいております。心より感謝を申し上げますというふうに思っております。

国・地方のすべての借金が1,000兆円を超えたようであります。借金時計というのがインターネットで出ておりますが、本日9時現在で889兆3,270億円という数字が日本の借金、国・地方の普通国債のみを合わせた金額ということになっているようであります。一家庭での借金を直しますと1,746万5,200円、1人当たりになりますと約683万2,000円ということになっているようであります。大変危機的状況と言える現状であります。こういった状況であるにもかかわらず、メディアにおきましては、芸能人の閉じこもりであったり芸能人がまた妊娠したとか、どうでもいいような報道が朝から流れている状況であります。ドラマといえば殺人事件などが流れておきまして、国民の気を引くようなワイドショー番組が多いことにあきれているところあります。我が国の政治はワイドショーがやっていると同様の錯覚を起こすほどであり、震災復興やTPP問題、少子高齢化問題、原発問題など、問題が山積している中でありますので、メディアの方々にはしっかりと番組編成を望みたいというふうに思っているところであります。

まず初めに、当初予算についてお伺いいたします。

当初予算については、多くの議員が質問されていますので、3点について質問させていただきたいと思います。口蹄疫からの復興のために発行されました口蹄疫復興宝くじの収益金についてであります。復興宝くじは、昨年10月に全国で初めて震災以外で発行されたものでありまして、県はその収益金7億8,000万円余を、11月補正において口蹄疫復興対策基金に積み立てられております。当初予算において、どのような方針でこの基金が活用されるのか、まず知事にお伺いさせていただき、後は質問者席で質問させていただきたいと思います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

口蹄疫復興宝くじにつきましては、県民の皆様を初め、全国から温かい御協力をいただき、この収益を確保することができました。まことにありがとうございました。その活用にあたりましては、本県畜産の新生や産地構造・産業構造の転換、県産品の積極的な販路の開拓など、新たな価値を創造していくこと及び防疫対策のさらなる徹底を図ることを中心に、宝くじの収益金という新しい財源にふさわしい事業を検討してきたところであります。具体的には、平成24年度当初予算としまして、「宮崎の畜産“新生”モデル畜舎整備事業」でありますとか「みやざき土地利用型野菜産地づくり事業」「オールみやざき営業チーム活動強化事業」「口蹄疫水際防疫対策事業」など、9つの事業で約3億8,000万円を活用することとしております。残りの約4億円につきましては、先ほど申し上げました基本的な考え方に基づきながら、

これまで実施してまいりました事業や今後実施する事業の効果、県内経済の回復状況などを見きわめるとともに、新生畜産のあり方に関する検討状況——これも先日、関係者と意見交換を行ったところでございますが——を勘案いたしまして、有効に活用してまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○宮原義久議員 ありがとうございます。貴重な財源でありますから、口蹄疫復興のために実のある活用をしていただきたいと思います。

次に、現在、我が国においては、急速な少子高齢化社会となっております。国においても、社会保障の問題が大きな問題となっておりますが、本県においても、年々社会保障関係経費が大きく伸びている状況であります。この点につきましては、代表質問等でも質問されておりますので、割愛させていただきますが、急速に進む高齢化に対応するために、宮崎県高齢者福祉計画が今回提案され、介護予防及び生活習慣病等の予防の推進や地域包括ケアの推進を図ることとされております。大きな伸びを示しております高齢者の医療・介護の経費抑制のためには重要なことと評価しますが、具体的にこれらの施策をどのように推進されるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 今回の計画でございますけれども、「未来みやざき創造プラン」に掲げている「健康長寿社会づくり戦略」と、介護保険法に位置づけられた「地域包括ケア」の実現を基本的な考え方として策定したところでございます。これは、健康づくりや介護予防に取り組むことにより、何歳になっても健康な生活を送ることができるようにいたしますとともに、総合的なサービスを提供することにより、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自

立した日常生活を営むことができるようにしようとするものでございます。このため、計画の柱といたしまして、「介護予防及び生活習慣病等の予防の推進」や「認知症高齢者支援策の充実」を位置づけまして、「いきいきはつらつ介護予防プログラム」の普及・定着、認知症予防対策やその早期発見など、市町村と連携した取り組みを進めることといたしているところでございます。

**○宮原義久議員** 少子高齢化ということで、非常に高齢化が進んでいる状況でありまして、病院で顔を見ないのが病気かと言われるような状況があるようですから、極力そういったことがないように、健康管理に気をつけるようなプログラムで頑張っていたきたいというふうに思っております。

次に、日本国の発電のかなめでありました原子力発電のほとんどが停止状況であります。再稼働につきましても、国民の理解がなかなか得にくい状況になっているというふうに思っております。県としても、節電対策についての取り組みはいろいろやられているのではないかとこのように思いますが、新年度予算の中において、県民に対しての消費電力削減についてどのような取り組みをされているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** まず、家庭向けの節電対策としましては、「家庭からのエコアクション促進事業」において、節電による電気の削減量をポイント化することにより、家庭での節電のメリットを実感できるモデル事業や、約100名の地球温暖化防止活動推進員による県内各地の公民館や小学校での啓発を実施することとしております。事業所向けとしましては、「カーボンアクションフォローアップ事

業」において、省エネセミナーの開催や、個々の事業所を対象とする省エネ診断などの節電に関する情報の提供を行うこととしております。また、「県民総力戦による環境実践行動推進事業」において、県民、事業者、団体等で組織された環境みやざき推進協議会が中心となり、クールビズ、ウォームビズなどの節電行動の輪が県内各地に広がるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。他県の知事が節電ということで、いろんな形で情報を発信されているように思うんですが、河野知事から余りそういう節電というのを発信されていないように感じられたものですから、今回の予算の中でどういう取り組みがされているのかということをお聞かせいただいたところであります。全国原発がすべて停止するということでありますから、夏場の電力不足が深刻な状況となりますので、啓発については早い段階から呼びかけていただいて、できれば知事の定例記者会見あたりで、後ろに「節電」と書かれるだけで頑張っているというふうに思われるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、防災拠点としての県庁舎改築の考え方についてお伺いさせていただきます。今回の予算編成では、東日本大震災の教訓から、県民の生命・財産を守るために、防災関連事業に多くの予算が計上されております。大規模災害等の災害時の災害救急対策や復旧・復興対策を円滑に実施するための防災拠点施設の整備を図ることを目的に、新規事業・防災拠点施設整備調査等事業、2,000万円の予算が計上されております。昨年11月24日に、防災拠点としての県庁舎のあり方について、検討結果報告書が検討委員

会より提出されております。本県の災害対策本部は、県庁1号館に設置されており、これまでも耐震補強等により、震度6以上の大震災が発生した場合、倒壊の危険性はないとしながらも、屋上には約18トンの防災無線鉄塔もあり、使用が困難となる状況であるようであります。新年度の予算で、防災拠点施設整備を検討することになってはいますが、具体的に整備までの年数をどのようなタイムスケジュールで考えておられるのか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（稲用博美君）** 平成24年度当初予算案に、新規事業として防災拠点施設整備調査等事業を計上させていただいておりますが、この事業により各種調査を実施しまして、防災や建築の専門家を含む検討委員会において、専門的な見地から御意見をいただき、場所や規模等の基本方針を中間報告として取りまとめ、議会に御報告させていただきたいというふうに考えております。また、その後は、施設の床面積や配置、構造、事業手法等の具体的な検討に入り、年度末までには最終報告を取りまとめたいというふうに考えております。現時点では、施設整備の前提となります基本方針を策定しておりませんので、具体的な整備のスケジュールはお示しできないところであります。しかしながら、災害はいつ発生するかわからないということですので、防災拠点施設については、できるだけ早期に整備する必要がありますので、鋭意検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。言われているとおり、いつ来るかわからない、なるべく早く整備することが県民の生命・財産を守ることになりますので、そういった予算的面は

あると思いますが、なるべく早くこの部分は整備を図る必要があると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、災害時の緊急トイレ整備についてお伺いいたします。東日本大震災では、直接的な地震災害と巨大津波によりまして、水道・電気・下水道などの多くのインフラが破壊されております。震災発生直後、避難所では、断水したトイレを多くの避難者が使用したために、使用できなくなり、一時は仮設トイレの設置が追いつかない、さらには、私も直接目にしましたが、仮設トイレもくみ取りの対応ができないなど、衛生面の確保が望まれたところであります。避難者は、そうした状況から飲食を控えたり、体調を崩す事例も多発したというふうにお伺いしております。生理現象である排せつを我慢することは、高齢者、幼児、女性にとっては、空腹以上に耐えがたかったのではないのでしょうか。災害時の飲料や食料等の対応は十分と思いますが、避難所におけるトイレ対策について、県はどのように考えておられるのか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（稲用博美君）** 災害時の避難所等におけるトイレの問題につきましては、食料・水の確保などと同様に避けられない課題でありまして、良好な衛生環境の確保や健康維持、また精神的負担の軽減という観点からも、十分な配慮が必要であるというふうに考えております。今回の東日本大震災におきましても、今、御指摘がありましたように、避難所でのトイレの数や断水に伴う対応などで問題が生じたと聞いております。対策といたしましては、県の地域防災計画の中で、避難所を設置する市町村において、簡易トイレの備蓄のほか、仮設トイレの設置や円滑なし尿処理のために、事業者と協



定を締結するなど、必要な協力体制をとるよう  
に求めているところであります。また、県にお  
きましても、宮崎県環境事業連合会と、被災地  
での仮設トイレの設置やし尿の処理等に関する  
協定を平成19年に締結し、協力体制を確保する  
とともに、被災の状況に応じまして、県から組  
み立て式のトイレを提供できるように、対策を  
とっているところでございます。

○宮原義久議員 実際、避難所の状況を見た  
ときに、仮設トイレをくみ取れるかという、バ  
キュームカーでくむというような形になるん  
だろと思いますが、トイレの構造を一般の方  
でもくみ取れるような状況に改修しないと、な  
かなかいざとなったときには使いづらいの  
かなというふうに思いました。そのあたりも  
研究していただけるとありがたいという  
ふうに思っております。

次に、避難施設の中でも、避難者が中心  
となって施設全般を管理していた避難所  
におきましては、トイレが清潔に使用  
されておったようであります。市町村  
等の施設管理者任せの施設とは歴然  
の差があったということでありませ  
う。このことから、避難所の衛生面  
から見たときに、避難所の運営に  
避難者が参加するよう誘導すること  
が最も重要と気づかされ、その後、  
トイレの周辺のみならず、避難者  
生活空間全般の質の向上が図られ  
たようであります。今回の経験  
から、災害時のトイレの使用方法  
についても、ふだんより検討する  
とともに、住民に対して周知広報  
をしておく必要があったようであ  
り、保健所の担当者は、トイレを  
含めて避難所運営体制について、  
市町村担当者と調整し、関係機  
関との協力体制や地域を超えた  
相互支援体制を整備しておく  
必要があったと感じたそうで  
あります。感染症は、震災発生  
後3週間から6

週間以降に発生すると言われて  
おります。防災計画や避難所の  
運営マニュアルにこれらの経験  
を反映すべきと考えますが、  
総務部長、いかがでしょうか。

○総務部長(稲用博美君) 避難所運営の  
問題につきましては、先ほどの  
トイレの問題や、女性あるいは  
障がい者などの要援護者への  
対応など、多くの配慮すべき  
事項があるというふうに考  
えております。避難所の開設  
につきましては、市町村が  
対応することになりますが、  
避難所生活が長期にわたる  
場合には、住民同士の自主  
的なルールが必要である  
というふうに考えてお  
ります。県の地域防災計画  
の中でも、住民による自主  
的な運営を行うよう、方針  
を示しているところであり  
ます。県といたしましては、  
各市町村の避難所運営マ  
ニュアルの整備充実に向  
けて、あらかじめ決めて  
おくべき事項やモデル  
的なマニュアルを各市  
町村にお示ししまして、  
この中で、住民の代表者  
で構成する運営委員会の  
設置など、住民を中心  
とした避難所運営が円滑  
に行われるよう、情報  
提供や助言を行っている  
ところであります。その  
関係もありまして、今  
月19日には、市町村  
の担当者を対象にし  
まして、住民による  
運営も含めた避難所  
運営の模擬的な演習  
も実施するという  
ことになって  
おります。

○宮原義久議員 よろしく  
お願いしたいと思います。

次に、公共事業についてお伺  
いたします。

建設業は、半年間仕事があり、  
半年間仕事がないという状況  
であります。しかし、技術者  
等を常時雇用していなければ、  
入札に参加できなくなる  
システムとなっております。  
さらには、災害が多発した  
年などは、通常発注工事と  
災害復旧工事が同時に発注  
され、受注したくても受

注できない状況があるとも聞きます。このような問題点の解消として、工事発注の平準化のお願いが業界、議会からも出ていると思いますが、まずは工事発注の平準化についての取り組みを、県土整備部長にお伺いいたします。

○**県土整備部長(児玉宏紀君)** 公共工事の発注平準化は、御指摘のとおり、企業の技術者の常時雇用はもとより、経営安定に寄与するものと認識しております。公共工事を発注するには、国等への予算の申請や、その後の測量、設計、用地取得等を完了することが必要となりますが、これらを計画的に執行していくことで工事の早期発注が可能となり、ひいては平準化につながるものと考えております。このため、各発注機関に対しまして、事業の進行管理を徹底するよう通知しているところであります。また、企業の事業計画策定に際し、重要な事項となります工事に関する発注時期等の情報を、県庁のホームページ上で公表しております。県としましては、今後とも、全体的な事業の進行状況を把握し、公共事業の効率的かつ適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

○**宮原義久議員** 次に、公共工事の最低制限価格についてお伺いいたします。代表質問で太田議員から質問がありましたが、公共工事設計労務単価が平成11年から下がる一方であり、入札改革に取り組んだ当時からしても、かなり下がっている状況であります。80%であった最低制限価格もおおむね90%に引き上げていただいておりますが、各職種の公共工事設計労務単価が年々下がる状況であります。建設業にとって、年々利益の薄くなる状況となります。また、現場経費は何とかなるが、事務経費、または工事を受注していないときの人件費が出ないとも言われている状況であります。こ

うした状況を考えると、最低制限価格を多少なり引き上げるべきと考えますが、知事はどのように考えておられますか。

○**知事(河野俊嗣君)** この建設産業を取り巻く状況、建設投資の大幅な減少や一般競争入札の拡大による競争性の高まりによりまして、最低制限価格近くでの受注が多くなるなど、工事の品質確保や健全かつ継続的な企業経営に支障が生じることが懸念されましたので、最低制限価格につきまして、段階的な引き上げを行ってきたところであります。その結果、現在は、経済・雇用緊急対策という位置づけのもとに、時限的に予定価格のおおむね90%としているところであります。この水準は、全国的に見ても高いものとなっておりますので、ここからさらなる引き上げというのは難しいものというふうにご考えておるところでございますが、建設産業を取り巻く環境は、依然厳しいものがあるという認識がございますので、現在の水準を引き続き継続する方向で検討してまいりたいと考えております。

○**宮原義久議員** 設計労務単価が下がるということは、その価格で積算されて、最低制限価格がそのままであるということになると、年々受注金額というものが下がってくるということになると思います。やはりこの点は何らかの改善が望まれるというふうに思っておりますので、十分検討していただきますよう、よろしく願いしておきたいというふうに思います。

次に、総合評価落札方式の評価項目についてお伺いいたします。これまで、土木一式・港湾・舗装・のり面・土木工事一般型・建築工事に分けて工事を発注されておりましたが、本年6月1日より、土木一式工事(河川環境配慮型)、通常は河川シートというそうですが、追

加になっております。まずは、追加された趣旨をお聞かせください。さらには、全国において河川シートに類する入札制度を使用している県を、県土整備部長、お聞かせください。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 平成9年の河川法改正によりまして、これまでの治水、利水に加え、河川環境の整備と保全を求められるようになりました。この考えをもとに、多自然川づくりとして、自然環境に配慮した川づくりが全国的に進められておりますが、この多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れまして、河川が本来有している生物の生息環境や景観を保全していくものでございます。河川工事の施工に当たりましては、担当する技術者が、多自然川づくりの理念を十分理解した上で、現場状況に応じ、その知見や技術を生かした工夫や配慮を行うことで、河川工事の品質確保がより一層図られるものと考えております。このようなことを踏まえ、お尋ねの土木一式工事の河川シートにおきましては、「配置予定技術者の能力」を評価する項目の一つとして、宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会が開催する研修会の受講実績などを「多自然川づくりへの取組」として設定しているところでございます。また、本県以外では、岐阜県が多自然川づくりに関する評価基準を導入しております。

**○宮原義久議員** 次に、平成22年10月に、「平成23年度の総合評価落札方式の改正について（お知らせ）」ということで、河川工事の品質を図るため、建設技術者に多自然川づくりに関する知見や技術の取得機会を提供している、先ほどありました宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会への受講実績の状況を、「配置予定技術者の能力」の評価項目に追加しますとなっております。受講料は4,000円で、研修会は年4回予定

されており、1回参加で5点の点数となるようであります。過去2年間で4回の実績で満点、過去2年間で2回参加で2分の1の点数、それ以外の場合は0点というシステムになっております。河川シートに記載されております、先ほどありました宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会とはどういった団体なのか、県土整備部長にお聞かせいただきたいと思っております。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 多自然川づくりを実践するためには、河川環境に関する幅広い知識が必要であると考えておりまして、平成19年度に多自然川づくりの知見や技術を習得することを目的としまして、河川環境に関する情報提供や指導に豊富な経験を有するNPO法人の大淀川流域ネットワークと県で、この研究会を設立しております。これまで研究会におきましては、多自然川づくりの研修会や実施した事例を発表する川づくりコンペ等を実施してきておるところでございます。

**○宮原義久議員** 次に、建設業も入札改革等で競争性を言われている時代であります。研修機関が1者随契のような状況ですが、業界の皆さんにすれば納得がいかないというふうに思っております。県土整備部長はこのことをどのように考えておられますか。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 研究会に関する業務に関しましては、このNPO法人に委託しております。当法人は、多自然川づくりに必要な河川工学や自然環境に関して、高い知見や経験を有しており、これまでの活動実績を踏まえまして、県内外の多自然川づくりに関する全国トップクラスの講師を招いて研修会等を実施したり、また、研修会で参加者に提出していただいておりますレポートの評価等ができる県内唯一の団体であると判断し、随意契約を行って

おります。また、受講した施工業者の中から、研修会で学んだことを実際の施工現場に生かし、その取り組みを九州の川づくりコンペで発表し、高い評価を受け、全国の優良事例として発表された方が出てくるなど、成果も上がってきております。

○宮原義久議員 次に、河川シート以外のシートがありますよね、先ほど言ったシート。こうしたものには、このような研修の義務づけの項目がないわけであります。そこで、この河川シートだけなぜという疑問もあるんですが、この点についてどう考えられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 河川工事につきましては、一般土木工事の中でも、水辺の環境や生態系などへの負荷が大きい工事でありますことから、河川工事の施工に伴う河川環境への影響をできる限り少なくする工夫や配慮が現場の施工で求められております。そのため、一定規模以上の河川工事におきまして、多自然川づくりに関する知見や技術を習得した技術者を的確に評価する必要がありますことから、総合評価落札方式の「配置予定技術者の能力」を評価する項目の中で、研修会の受講実績や川づくりコンペでの事例発表を評価対象としたところでございます。

○宮原義久議員 次に、施工業者である建設業は、内水面漁協等からの苦情等を受けないようにということで、細心の注意を払い施工されているというふうに思います。さらに、施工業者は設計に基づき忠実に施工しなければ、検査が通らないわけでありますから、逆に、川にいるタニシ、ヤゴ、蛍の生息できる環境を目指すのであれば、設計の時点での工法で対応は可能であり、この研修会には設計関係者のみ参加する

ことで十分であるとも思いますが、県土整備部長、お考えをお聞かせください。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 多自然川づくりでは、従来の工事よりも現場を重視する必要があります。現場での判断と対応、施工のやり方、そういったものが川づくりの優劣に影響します。このため、多自然川づくりを現場で確実に実施していただくためには、設計者のみならず、施工業者もその理念を十分理解した上で、知見や技術を習得していただき、共通の認識のもと、設計思想を現場に十分反映させていくことが重要であると考えております。今後とも、多自然川づくりの取り組みを通して、宮崎の自然豊かな河川環境の整備と保全に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 これまで総合評価落札方式の河川シートについて、県土整備部長と議論させていただきました。河川を守りたいということの意味はよく理解できるわけですが、私としては、河川シートの運用自体は、やはりとめるべきだというふうに考えております。どうしてもそのような研修が必要であると考えられるのであれば、県指導の無料の関係者だれでも参加できる研修にすべきであるというふうに考えております。各企業の1回4,000円の負担と従業員の給与の負担を考えますと、企業は厳しい中でさらなる負担を強いられるわけがあります。よりよい河川環境を目指すのであれば、県費により運営すべきと考えますが、これまでの部長との議論を踏まえ、知事の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） まず、この取り組みの趣旨は、これまで議論がございましたように、良好な環境づくり、地域づくりという観点から、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間と

しての機能に着目して、河川環境を適切に保全していこうということでございます。また、それが全国的にも評価を受けている業者もおられるということで、このこと自体は大変重要なことだというふうに考えております。一方で、いろいろ御指摘がございましたように、県内の建設業を取り巻く厳しい状況というものを十分理解しておりまして、負担の軽減という視点も必要であろうかというふうに考えておるところでございます。御意見を踏まえまして、要は、そのやり方の問題であろうかというふうに考えておるところでございます。今後とも、幅広く御意見を伺いながら、この宮崎の河川を——全国に誇れる自然環境があるわけでございますから——いかに次世代に引き継いでいくか、そういった観点を十分検討してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。私も別に憎くて言っているわけじゃないんですが、自然豊かな本県の河川の重要性というのは、確かにこれは守っていかなければならないし、十分理解しているつもりであります。一昔前より、家畜排せつ物処理や浄化槽、下水道の整備も進んで、驚くほど河川環境は改善されております。河川においても、各地で蛍が飛ぶということも聞いております。ただ、公共事業での河川改修等の工事による環境配慮ということであれば、設計段階で事足りているのではないかというふうに私は考えます。公共下水や合併浄化槽の推進のほうに、県としては率先して努力されるほうが先決ではないかというふうに考えているところでもあります。知事の答弁にもありましたように、負担の軽減も視点に改善を図っていくということですが、ここは通告しておりませんけれども、知事、負担軽減については努力

されていきますね。

**○知事（河野俊嗣君）** 御意見を踏まえて、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。努力を望みたいと思います。

次に、県道26号宮崎須木線の改良について伺いたします。この道路は、宮崎市橘通り西から、国富町、綾町を経由して、小林市須木下田を終点とする延長50.5キロの路線であります。改良状況は、宮崎市側が綾町照葉大つり橋まで改良済みで、未整備区間が6.6キロ、小林側が2.4キロ改良済みで、未改良が10キロとなっております。これまで「主要地方道宮崎須木線・南俣宮崎線道路改良促進期成同盟会」において、県や国に要望活動を行っておりますが、平成22年道づくり懇談会の実施調査等で、その後、予算がつかず、進捗のめどが立っていない状況であります。今回、小林市において、2月22日に官民一体となって宮崎・須木線（県道26号）道路改良促進協議会を立ち上げ、地域の重要な幹線道路であり、安心・安全な地域間交流、災害発生時の緊急輸送道路、または観光周遊ルートとしての大きな期待が寄せられておるわけであります。大きな経費を要しますが、今後の整備に向けての考えを、県土整備部長にお伺いたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 県道宮崎須木線の未改良区間ではありますが、延長が約17キロメートルございます。この区間につきましては、急峻な地形であることや一部が九州中央山地国定公園内にあることに加えまして、照葉樹林の保護、復元を目的とした「綾の照葉樹林プロジェクト」が進められております。このようなことから、当該区間の整備につきましては、

「宮崎須木線道づくり懇談会」を平成22年5月から6回開催いたしまして、意見を伺ってきたところがございます。今後は、懇談会での意見を参考に、環境や生態系にも配慮した整備手法につきまして、検討を進めていくこととしております。

○宮原義久議員 整備手法について検討を進めるということですが、検討をずっと続けていただいても困りますので、なるべく早く結果を出していただいて、事業の進捗を図っていただきますよう、要望しておきたいというふうに思っております。

次に、中山間地域の課題への取り組みについてお伺いいたします。

本県の中山間地域は、県土面積の約9割が該当し、県民の約4割の方々が暮らす、かけがえない生活の場となっております。また、中山間地域は、豊かな自然や貴重な資源が存在するとともに、水源の涵養、国土の保全など、重要な公益的機能を果たしております。しかしながら、現在の日本を取り巻く人口減少、急速な高齢化など、社会情勢は、中山間地域において、さらに厳しさを増しております。我が県議会では、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進し、その果たすべき機能を維持していくために、平成23年3月、議員発議により宮崎県中山間地域振興条例を制定し、執行部においては、同年9月に、条例に基づく宮崎県中山間地域振興計画を策定されております。この計画では、特に、「産業の振興」「集落の活性化」「日常生活の維持・充実」という3つの柱で、重点対策に取り組むとされておるところであります。計画の柱にもありますように、中山間地域を活性化するには、やはり産業の振興であり、雇用が最も重要と考えているところであり

ます。そこで、県として、中山間地域の産業を伸ばす考えで、平成24年度予算にあります「中山間地域産業振興センター（仮称）設置事業」を進められるようではありますが、内容について県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 中山間地域につきましては、議員御指摘のとおり、産業の振興による安定した雇用・所得の確保が最も重要であると認識しておりまして、昨年策定した宮崎県中山間地域振興計画におきましても、産業の振興を最優先課題として位置づけております。このようなことから、県といたしましては、地域の資源を活用した多様な産業興しに取り組むため、今回、新規事業として「中山間地域産業振興センター設置事業」をお願いしているところがございます。この事業により、センター内にコーディネーターを配置しまして、例えば、地域資源の積極的な掘り起こしによる特産品の開発・販売、あるいは古民家、廃校等を活用した観光事業への新たな展開などにつきまして、地域からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら、事業の具体化に向けて取り組むこととしております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。中山間地域の振興ということで、今回この事業を進められるわけですが、この事業が実のある形になるように、最大の努力を図っていただくよう要望しておきたいというふうに思っております。

次に、「いきいき集落」についてお伺いいたします。県では、中山間地域の限界集落の活性化を図ることを目的に「いきいき集落」を認定し、その集落における取り組みに対して支援を行っておられます。この「いきいき集落」の認定に至るまでの手続、現在の認定件数及び所在

市町村数について、県民政策部長にお伺いいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 「いきいき集落」でございますが、これはいわゆる限界集落を特定した対策ということではございませんで、いわゆる限界集落であるかどうかを問わず、住民みずからが考え行動するような元気な地域づくりに取り組む集落が、市町村を通じて応募し、それを県が認定を行っているという事業の仕組みでございます。「いきいき集落」の認定につきましては、平成20年度から行ってございまして、これまでに中山間地域を有する23市町村のうち、17市町村102集落を「いきいき集落」として認定しているところでございます。

**○宮原義久議員** 次に、これまで認定を受けた「いきいき集落」の取り組みに対する評価と、今後の認定目標数及び支援のあり方について、県民政策部長にお伺いいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** これまでに認定を受けた「いきいき集落」におきましては、神楽や祭りといった伝統芸能の継承や環境美化、さらには地域の資源を生かしたイベント等による外部との交流など、集落の活性化に向けまして、地域住民が一体となって取り組んでおられると認識しているところでございます。今後の認定目標数につきましては、昨年策定した中山間地域振興計画におきまして、平成26年度末に120集落とすることを目標としております。認定集落に対しましては、これまで集落の取り組みに対する助成のほか、研修交流会、ホームページによる情報発信等の支援を行ってございまして、今後とも、集落のリーダーとなるべき人材を養成するなど、さらに支援を充実させながら、「いきいき集落」の全県的な展開を図ってまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。この「いきいき集落」は手挙げ方式ですよ、「私どんがいきいき集落に」ということで。市町村の担当部署において、その「いきいき集落」という位置づけに差があるんじゃないかというふうに思っております。私は、最初に言いましたように、限界集落じゃ名前が悪いので、やはり元気な集落ということから「いきいき集落」となったというふうに記憶しているんですけども、議員の皆さん、どうなんですかね。そのように感じたところであります。私の住む小林地区も、高原町があり旧野尻があり須木があるんですが、どこも認定を受けていないということで、26市町村の中の17市町村の中ではないということでありましたので、やはりこの基準というものをしっかりしておかないと、誤解を招くのかなというふうに思ったところであります。認定数も120を目標にということでありますが、こういうことを言うといけませんけれども、黒木正一議員がいつも言われますが、あの地域は全部「いきいき集落」になるんじゃないかということを考えると、120集落じゃとても足りないんじゃないかなというふうに思っておりますので、そのあたりは十分検討していただくよう要望しておきたいというふうに思っております。

次に、中山間地域の中心的産業であります林業が、昭和55年、56年ごろの木材価格をピークに低迷しております。木材価格の低迷は、中山間地域の経済を崩壊させそうな深刻な状況となっております。県の木材施策の考え方は、植栽未済地の発生を抑制して、間伐の繰り返しにより森林所有者の収入の確保を図る観点などから、長伐期施業を推進しておられると伺っております。しかし、昔と違い、大径材の価格

は下落を続けております。百年杉の丸太が木材市場で売りづらいと聞きますが、この現状をどのように考えておられるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 本県の民有人工林は、戦後の拡大造林やその後の育林推進の結果、45年生前後をピークに大きく偏った資源構成となっており、今後、大径材の増加が避けられない状況にあります。大径材は、中心部の強度が低く、乾燥が難しいことや、効率的な木取りなどが確立されていないことなど、加工技術面での課題があります。また、大径材を効率よく製材できる工場が少ないことや、用途が限られていることなどの理由により、大径材の1立方メートル当たりの価格は、中目材と比べて割安な状況にあります。しかしながら、大径材は、はり・けたを初め板類等の多様な材が多量に生産できるメリットがあるため、そのメリットを生かした製品の開発や販売促進を図り、大径材の需要拡大と価格向上につなげることが重要な課題であると考えております。

**○宮原義久議員** 次に、木材価格を上昇させる抜本的対策がない状況でありまして、長伐期施業は問題点の先送りと考えます。大径材については、材を効果的にひく製材工場が少ないとも聞いております。大径材の活用について、製材工場のラインの整備も含めまして考えをお聞かせください。環境森林部長。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 大径材の需要を拡大するためには、そのメリットを生かして、有利販売できる製品の開発と、効率的に製品化できる工場の整備が重要と考えておるところであります。このため、木材利用技術センターにおきましては、効率的な木取りや乾燥技術の開発、民間事業者と協力連携して行う大径材

を活用した集成材の開発など、付加価値の高い製品づくりに取り組んでおります。また、木材業界と住宅業界が協働して行う大径材を積極的に活用した家づくりの提案や、新製品の販路拡大も支援しております。県といたしましては、製品の研究・開発、販売促進、PRに引き続き取り組むとともに、大径材にも対応できる加工施設の整備や、民間の意欲的な取り組みを重点的に支援することにより、川上から川下までの一貫した流通体制を確立し、急増する大径材の利用拡大に努めてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 大径材と直接関係するわけじゃないんですが、日之影町、高千穂町、五ヶ瀬町出資の第三セクター木材加工会社「もくみ」が、業務の一部停止ということになっております。3月5日付で30名が解雇ということになります。これは中山間地域の核となる施設だったんだらうというふうに思いますが、こういう状況を考えたとき、やはりしっかりした施策を組まないと、大変なことになるなというふうに思っておりますので、そのあたりも十分配慮していただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、本県農業の担い手の育成・確保など、儲かる農業の推進についてお伺いいたします。

昨年10月に、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」が策定されまして、持続可能な力強い農業構造の実現に向けた取り組み方針が示されております。この中で、集落や地域が抱える「人と農地の問題」について、集落の方々の徹底した話し合いによる「人・農地プラン」の作成を要件に、国の平成24年度予算の目玉施策である、1人当たり年間150万円を交付する青年就農給付金などが創設されて



おります。このプランは、集落・地域において、中心となる経営体や新規就農者を定めた上で、農地の集積や経営の複合化、6次産業化など、将来の地域農業のあり方などを決めると聞いております。本県におきましても、担い手の減少・高齢化が進行する中、農地等の経営資源を確実に継承させていくことが重要であり、このためには、速やかなプランの作成と、青年就農給付金など関連事業を積極的に取り組んでいくことが必要であると考えております。そこで、「人・農地プラン」に対する県の考えと今後の円滑な作成に向けた支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 「人・農地プラン」につきましては、集落や地域単位の話し合いを通じまして、認定農業者や農業法人など中心となる担い手の選定や、農地地図情報等を活用した農地の利用集積、また、兼業農家等を含めた地域農業のあり方など、地域の5年後の展望を市町村が決定するものであり、本県農業の構造改革を進める上で、大変重要な取り組みであると認識しております。このため、県といたしましては、市町村を初め、農業委員会やJAなど関係機関・団体と十分連携し、全市町村にプラン作成のためのプロジェクトチームを早急に設置するとともに、就農相談や研修など担い手の育成・確保対策や農地の利用状況の調査活動等を推進するなど、プランが速やかに作成できますよう支援してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、青年就農給付金についてであります。この給付金は、45歳未満で農業を始める人に対して、年間150万円の給付金を最長で7年間にわたり給付する制度ですが、本県においても、この給付金事業の実施に

向け、「新規就農者育成・確保強化事業」として新年度に予算が計上されております。まず、この給付金制度の概要と要件について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 青年就農給付金は、就農前の研修期間中に最長2年間給付する「準備型」と、農業を始めて間もない時期に最長5年間給付する「経営開始型」があり、給付額はどちらも年間150万円であります。国が示している現段階の主な要件といたしましては、準備型では、45歳未満での独立した自営就農や雇用就農を目指し、県が認める研修機関等で1年以上の研修を受けること、また、経営開始型では、平成20年4月以降に独立して自営就農した者を対象とし、市町村が作成する「人・農地プラン」に位置づけられていること、45歳未満で独立して自営就農を行うことなどです。なお、経営開始型では、給付金を除いた前年の所得が250万円を超えた場合や、適切な就農を行っていないと判断した場合には、市町村は給付を停止することとなっております。

○宮原義久議員 次に、この給付金制度を適切に活用することによって、本県農業の担い手の育成が図られるものと考えますが、本県で何人程度の給付を予定されているのか。また、この制度を活用して、新規就農者の育成・確保にどのように取り組まれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県における青年就農給付金の予定人数につきましては、これまでの新規就農の状況等から、準備型で140人、経営開始型で410人程度を見込んでいるところでございます。県といたしましては、給付金の円滑な給付とあわせ、「みやざき農業実践塾」などの就農準備段階の研修や、新規就農者

を対象とした実践力強化のための研修を実施するとともに、就農希望者を新たに雇用し研修を行う農業法人を支援する「農の雇用事業」などの利用を促進することとしております。農業従事者の大幅な減少が見込まれる中、農業生産を維持・拡大していくためには、若い就農者の育成・確保が大変重要だと認識しており、今後とも、即戦力となる新規就農者や青年農業者の育成・確保に積極的に努めてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 次に、6次産業化についてあります。意欲ある担い手の確保・育成を図るとともに、それらの担い手が本県の豊かな農林水産資源を活用して、儲かる農業を確実に実現していくことが重要であります。また、県民所得の向上を図る上で、まず、本県の強みを生かした産業振興を図らなければなりません。このため、本県の基幹産業である農林水産業を核として、その付加価値を高め、食料に関連したフードビジネスを展開していくことが重要であります。県におきましては、第七次農業・農村振興長期計画において、産業間の垣根を越えた「連携」と「参入」による「みやざき農業の新たな成長産業化」を目指すこととされており、6次産業化によって本県農業者の意欲が喚起され、目指す儲かる農業の実現や農村地域の活性化につながることに期待するものであります。そこで、儲かる農業の実現や農村地域の活性化を図るために、県として6次産業化にどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 農業を核に、第2次、第3次産業が連携・融合する6次産業化は、県内で生産した農産物の付加価値を高め、地域産業の活性化につながる非常に重要な

取り組みであると認識しております。このため、県といたしましては、産地構造をダイナミックに変革する、また農業経営へ所得を呼び込む、他産業の力を生かすという3つの柱を立て、6次産業化を力強く進めていくこととしております。具体的には、6次産業化に取り組む農業法人等の育成や、食品企業との効果的なマッチングの実施、また、農業法人同士やJA系統との連携強化などを進めますとともに、食品産業との連携強化と新たな産地づくりや、中山間地域など地域の特色を生かした新商品の開発、また他産業のノウハウを活用した農業における技術革新などの支援に取り組んでまいります。今後とも、商工サイドはもとより、関係機関・団体とも密接に連携し、儲かる農業の実現や農村地域の活性化につながる6次産業化の取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。先ほど言いました青年就農給付金というのが、1人に年間150万も出すわけですから、十分実のある活用がされて、失業対策というような形にならないように、そして6次産業化にきれいに繋がっていただくよう要望しておきたいというふうに思っております。

次に、教育問題について質問させていただきます。

まずは、不登校についてであります。大阪市の橋下市長が小中学生の留年についての考えを示されていますが、県教育委員会に聞きますと、病気等により留年したケースはあるが、一般的には進級していると聞きました。不登校の生徒については、授業を受けていない時間が多いということで、当然、上級学校への進学が厳しくなることも考えられます。そこで、1、不

登校と位置づけられる定義をお聞かせください。2、各学年別に県内に何人の不登校の生徒がいるのか。3、学校には行くが教室に入らず、教室で授業を受けられない生徒も多数いると聞きますが、現状を教育長にお伺いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** まず、不登校の定義ですが、文部科学省が行う調査におきましては、「年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、「病気」や「経済的な理由」による者は除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくともできない状況にある者」となっております。本県の不登校の現状ですが、同じく文部科学省が実施した調査によりますと——学年別というよりは学校別ということでお答えをさせていただきますが——本県公立学校の平成22年度における不登校児童生徒数は、小学校で115人、中学校で790人の計905人です。これを1,000人当たりで見ますと、小中学校合わせまして9.30人ということになり、全国平均の11.49人に比べまして低い状況でございます。不登校の問題は、原因も状態も複雑化・多様化しておりまして、学校に登校しても教室に入ることができず、保健室や相談室などで過ごす児童生徒もいるなど、本県生徒指導上の重要な課題であるととらえております。

**○宮原義久議員** 次に、この不登校の生徒を少しでも減少させるために、県教育委員会としては、努力をされているとは思いますが、どのような対策を打たれているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 不登校への対応につきましては、学校、児童生徒、保護者の信頼関

係づくりを基盤とする日々の地道な取り組みが最も重要であると考えております。そのため、各学校におきましては、不登校対策委員会を定期的に開催し、児童生徒がどのような状態にあり、どのような援助を必要としているのか見きわめた上で、教育相談や家庭訪問を実施するなど、対応に努めているところであります。県教育委員会におきましては、不登校の未然防止に努めることが何より大切であることから、それぞれの学校が、児童生徒にとって心の居場所となり、きずなづくりの場となるような、魅力ある学校づくりを推進するよう指導しているところであります。また、スクールカウンセラーやスクールアシスタントを中学校に配置しますとともに、状況に応じて、スクールソーシャルワーカー等を派遣するなど、学校における相談・指導体制の支援に努めているところであります。今後とも、市町村教育委員会と十分連携を図りながら、各学校が一人一人の児童生徒としっかり向き合ったきめ細かな指導を行い、不登校への適切な対応がなされるように支援してまいりたいと考えております。以上です。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。それぞれ対策は打たれているわけなんですけど、中学生が790人ということを見ると、各学年で見て250人ぐらいずついらっしゃるということになります。それを考えると、ちょっと気合いを入れて対策を打たないと、これは厳しいのかなというふうに思いますので、よろしく願いしておきたいというふうに思います。

次に、自宅での手伝いについてお伺いします。昔は、ふろたきに牛養い、庭掃きなど、親の手伝いをしなさいと先生に言われるものでありましたが、生活様式も変わりまして、便利になり過ぎて、手伝いとしての仕事がなくなって

いるんだろうとも思いますが、教育長として、この手伝いをどのように考えておられるのか。さらに、学校において、手伝いについてどのような指導をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○教育長（渡辺義人君）** 私は、子供の手伝いは、そのことを通して、家族の一員としての役割を自覚したり、家族から感謝される喜びを感じたりするなど、大切な家庭教育の一つであるととらえております。私どもの子供のころには、議員から今、御紹介がありましたように、ふろたき、あるいは家畜の世話などをごく普通に行っておりまして、自分の役割や働くことの意義を自然に学んでおりました。現在は社会が豊かになり、生活様式も大きく変わったことで、家庭における子供の出番が少なくなっているのではないかなというふうに思っております。このような状況を踏まえ、学校におきましては、家庭科の学習等において、家庭には自分や家族の生活を支える仕事があることを理解し、食事の後片づけやごみ出しなど、自分でできる家庭の仕事を見つけ、実行していくように指導しております。また、多くの学校で取り組まれております、家庭教育と学校教育を重ね合わせた取り組みである「みやざき弁当の日」には、さまざまな教育効果がありますけれども、その中でも家事を担当する保護者の苦勞を知ることで、自分も手伝おうという気持ちをはぐくみ、家族のきずなづくりにもつながっております。今後とも、学校・家庭・地域が連携を図りながら、家族の役に立つという子供たちの経験を豊かにしまして、してほしいことをしてあげられる、そのような社会に貢献できる人材としての礎づくりに努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○宮原義久議員** 私が小さいときは、手伝いをしないと晩飯を食いつらいものでしたけどね。このごろ、そういった場所がないというのが非常に問題かなというふうに思いますが、教育長が推進されます「弁当の日」を、必ず自分でつくってこいということでやっていただくよう、お願いしておきたいと思います。

次に、高等学校における自立についてお伺いたします。雨降りの高等学校周辺は、子供の送迎で渋滞を起こすという話を聞きます。実際、状況を保護者から聞き取りますと、雨の日だけでなく、送迎をするとも聞きます。冬期の部活動や課外授業等で遅くなる場合は、安全性を考えての送迎は仕方ないとしても、通常の登下校までも親が送迎をするようでは、高校生の自立は望めないと思います。学校の先生方も黙認をされているようにも思いますが、学力さえあれば世の中すべてうまくいくと考えられているようにも思います。こうした点から、高校生を今のうちから自立させることが重要と考えますが、教育長はこの現状を把握されているのか。さらには、自立についての考えをお聞かせください。

**○教育長（渡辺義人君）** 高校生の登下校において、やむを得ない事情以外にも、保護者による車の送迎が行われている状況があることは承知いたしております。私ごとで恐縮であります。高校時代には、毎日往復16キロの道のりを、雨の日にはかっぱを着て、暑い日には首にタオルを巻いて、自転車で通学しておりました。心身を鍛えるよい機会になったなというふうに今思っております。楽なことよりも苦しいことのほうが多いというのが実社会であると思います。そのような実社会を目前にした高校生にとりまして、いかなる場面においても、さま

さまざまな困難や試練に柔軟に対応できるように、若いときに苦勞を経験させ、忍耐力や困難にチャレンジする態度を身につけさせることは、自立の基盤となる大切なことであると考えております。これからも、家庭や地域社会と連携しながら、たくましく生き抜く力をはぐくむ教育に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。家では手伝いはさせない、そして子供から親が使われる、こういう状況では、この先、将来望めないなというふうに思います。高校の入り口に先輩方が据えつけられた記念碑に、よく自立というふうに書いてありますが、どうなのかなというふうに思っているところであります。

ジオパークについての質問を予定しておりましたが、さきの代表質問で中野議員、そしてさきの11月議会において、山下議員、内村議員からも質問されておりますので、世界ジオパークに向けての対応についても御努力いただきますようお願いを申し上げまして、時間を超過しましたが、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

**○外山三博議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時56分休憩

---

午後1時0分開議

**○十屋幸平副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、右松隆央議員。

**○右松隆央議員**〔登壇〕(拍手) 自由民主党、右松隆央でございます。きょうも多くの方々に傍聴に来ていただきまして、心から感謝申

し上げます。ありがとうございます。

今の時代、そしてこれからの時代にどのような政治家が求められるのか。私の考える今の時代に求められる政治家像であります。その大きなヒントが、中国の古い書物に「呻吟語」というものがございまして、この「呻吟語」の中に書かれてあると考えております。

「呻吟語」には、政治家の人物評として第1級から第5級まで書かれてあります。第3級から申し上げますと、第3級の政治家とは、「事なかれ主義で時勢の成り行きに従うまま、従来への因習に任せるまま、特に利を興すことも害を除くこともない。まさに平々凡々の人」と書いてあります。そして、1つ上の第2級の政治家は、「仕事もスピーディーで意見も堂々と主張する。家のように国を愛し、病のように時局を憂える。しかし、抜き身の刃物のようなところがあって、得失が相半ばする人物」と書かれてあります。そして、最上位の第1級の政治家とは、「人物が大きく、深い信念を持ち、時勢を先の先まで見通して危機管理ができる。そして、私たち人間は、日光や空気や水がなければもちろん生きていくことはできないわけであり、しかし、私たちは、この日光や空気や水は当たり前のようにある存在として、その恩恵に平素気づくことも考えることもないわけであり、それと同じように、人々に知らず知らずのうちにはかり知れない幸福を与えてきながらも、一向にそれらしいそぶりを見せない」。これが第1級の政治家だと書いてあります。まさに、徳のある政治家像だと思っております。私は、そのような政治家を目指してまいりたいと強く思うものであります。

さて、今の宮崎の現状であります。大変厳しいものがある、このことはさきの9月の定例

会でも申し上げたとおりであります。しかし、私は同時に、この宮崎にはすばらしいポテンシャルがある、そのように確信をいたしております。その一つの大きなものが、私たちが誇る神話にまつわる史跡や文化であります。「日本のふるさと」と言われ、全国を見渡しても宮崎にしかない希代の地域資源を突破口に、宮崎の再生・再建に何としてでもつなげていかなければならないと、私は強く確信いたしているわけであり、そのためには、まず、私たちの宮崎の足元の宝を、そのすばらしさを知らなければならぬわけであり、原点を知ることがいかに大事か、これは私たち人間も、そして地域も宮崎県も、そして我が国もそうであり、

私が出生をしたのは西都市であります。小学生からは宮崎市内で育ったのでありますが、この生まれたところはこういったところなのか、一時期、今から10数年前でありますけれども、一生懸命調べた時期がございました。みずからの原点、出発点を知るといことは大変大事なことだというふうに思っております。そしてそれは、先ほど申しましたように、宮崎県にとっても、国にとってもそうだというふうに考えております。そういった中において、「日本のふるさと」、そのように言われる宮崎の真の価値というものを心の底から感じていくものだと私は思っております。知事に伺いたいと思いません。私たちの宮崎の宝、希代の地域資源を突破口に、県民の皆様に活力と誇り、そして夢を与えることのできる事業とは何なのか。そして、インパクトのある強いメッセージとは何なのか、伺いたいと思いません。あわせて、知事の目指す、理想とする政治家像についても伺いたいと思いません。

後は質問者席にて質問を行わせていただきます。ありがとうございます。(拍手)〔降壇〕  
○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、地域資源の活用によるメッセージというところでございます。私は、豊かな自然環境、神話や伝説に始まります悠久の歴史や文化、そして、そのもとではぐくまれた人情味豊かな県民性やさまざまな産業や産物、さらには数々の災害を乗り越えて、より強くなった県民の皆様のおきずな、これが本県が誇る宝であるというふうに考えております。大変厳しい時代にありまして、右肩上がりの成長が期待できない中、本県の新生、さらには浮揚、そして確かな未来を築いていくためには、県民の皆さんが一体となってこの宮崎の宝というものを再認識し、そして最大限に生かし、新しい価値を創造していくことが必要であると考えておるところでございます。ことしは、古事記編さん1300年に当たり、8年後の日本書紀編さん1300年を見据えた記紀編さん1300年記念事業も、そのような考え方のもとに本県の宝というものを再認識し、それを磨き、より強く発信していく、地域づくりに生かしていく、そのような取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますし、広い意味での地産地消の運動も展開してまいりたいと考えております。これも、宮崎の宝というものをみんなで知り、それを活用し、より広めていこうという取り組みでございます。このような発想のもとに本県の宝を磨いていく、発信していく、そのような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、政治家像についてであります。政治家は常に国民とともにあらねばならないというふうに考えておるところでございます。常に国民

に、また住民に寄り添い、住民の目線に立った政治を行う必要があるものというふうに考えておりました。私の政治姿勢として掲げております「対話と協働」も、そのような意味において、県民の皆様との対話を重視していきたい、そのような考えでおります。また、リーダーとしましては、いかなる厳しい状況下にあっても、やはり夢や未来を語る事が大事であろうというふうに思っております。そこへ住民を導いていくために明確なビジョンと戦略を示し、断固実行していくこと、そしてその結果に対してしっかりと責任を持つこと、さらに大事なことは、決断すべきときには逡巡することなく決断すること、そして未来に向けた種をまいていくこと、必ずしも自分が刈り取ることができなくても、未来の宮崎のための種まきをしっかりとしていくこと、それが大変重要であるというふうに考えております。なかなか人目を引く派手な立ち回りはできないかもしれませんが、宮崎の未来のため、確かな未来を築くために、その礎というものを着々と、しっかりとしたリーダーシップを発揮しながら築いてまいりたい、そのように考えておるところでございます。以上であります。〔降壇〕

**○右松隆央議員** この質問は通告にないんですが、一つちょっとお伺いしたいというふうに思っております。知事は高千穂の夜神楽をごらんになられたと思いますが、そのときの感想をお伺いさせていただければありがたいなと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 高千穂の夜神楽は、以前この議会でも答弁いたしましたNHKホールで行う「地域伝統芸能まつり」、その第1回目に来ていただいて、それを拝見したことがあったんですが、実はそのときは、舞台上で行われ

る神楽というものが、見ていて間延びした感じがして、どうかなという思いがいたしました。しかし、宮崎に来まして、現場で実際にその迫力を間近で見る神楽というものは、やはり違ったものとして迫力を持って伝わってきたと。やはりその土地土地で演じられるもの、なぜ守られてきたか、なぜそれが地域のきずなになってきたのかというのは非常に実感をしたところでございます。地域の歴史、きずなそのものが刻み込まれた神楽である、そのような認識をしております。

**○右松隆央議員** ありがとうございます。私は先月の頭に、小学生の2人の子供と家内を連れて佐賀県の吉野ヶ里遺跡を視察に行っていました。そして、その帰りに、知事が推奨される100万泊県民運動に貢献しなければいけないというふうに思っており、そして子供たちには宮崎の神話のすばらしさをぜひ体感してもらいたいと思ひまして、高千穂に家族で宿泊をしたわけであります。その晩、家族で高千穂神社の夜神楽を見たのでありますが、子供たちも、日常生活ではとても感じる事の出来ない大いなる刺激を受けていた様子でありました。イザナミノミコト、イザナミノミコトによる国産みの舞である御神躰の舞、酒おこしの舞とも言われているようですが、夫婦円満、そして酒に酔い、抱擁の姿に、家族みんなで、また多くの会場の皆さんとともに大笑いをしたのであります。知事も御存じのとおり、国の重要無形民俗文化財に指定をされ、かつ、ほとんどの地域が神楽の舞の部分だけが登録対象になるのでありますが、高千穂の神楽だけは、準備段階から終了後の儀式まで夜神楽にかかわるすべての流れが登録対象に含まれるという、極めて歴史的価値の高い、まさに高千穂の夜神楽、存在そのものが

重要な文化遺産と言っても過言ではないと思っております。魂を奪われるとはまさにこのことで、ぜひ県内の方々、そして子供たちは特になおさら、高千穂に泊まっていたいただいて、魅惑的で幽玄な世界である夜神楽のすばらしさを体感していただきたい、そのように強く願うものであります。

さて、続いてであります。知事はことしのテーマに「岩戸開き」を掲げられました。宮崎の神話に対する知事個人の思いをまずは伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 神話というものは、昔の人たちが自分たちを取り巻く自然でありますとか、それまでの生活体験というものを踏まえて、自分たちなりに世界観なり、哲学なり、知恵なりというものを盛り込んで、この世の成り立ちや、なぜ我々はここに生きているのか、その根拠を語った、語り継いできたものだというふうに認識をしております。昔、地震、津波、洪水、台風等、圧倒的な自然の力に向き合いながら、神話として語られる時代に生きた人たちがどのようにこの国を形づくってきたのか、そんなものがいろんところで伝承され、口伝えに語り継がれることにより、それが形となって神話となったのだというふうに考えておるところでございます。

「岩戸開き」というお話がございました。この数年間、本県も、また我が国も、口蹄疫、それから大震災等、さまざまな災害に見舞われたところがございますが、これはイメージといたしまして、あたかもアマテラスオオミカミが岩戸にお隠れになったかのような、光が失われてしまったかのようなさまざまなつらい災害、大変な経験をしたわけがございます。これを何とか道を開いていきたい、光が差し込む、将来に

向けて希望が持てるような、そういう年にしていきたい、そのような思いから「岩戸開き」ということを申し上げております。記紀編さん1300年記念事業を通じて、自然に対する畏敬の念というものを改めて神話から学び取るということも大切なことだというふうに考えておりますし、県民の皆様の力を結集して元気を出していく、経済の活性化を図っていく、岩戸を開いていく、そのような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 冒頭、壇上で申し上げましたが、宮崎の神話は、全国見渡しても、ここ宮崎にしかない希代の地域資源だと誇りを持って言えるものであります。日本の文化とともに歩まれる「皇室の発祥の地」という、何物にもかえがたい「日本のふるさと」そのものが、ここ、ひむか、宮崎にあるわけであります。だからこそ、神話の本家本元はこの宮崎だと、強い決意と覚悟を持って、記紀編さん1300年記念事業にも取り組んでいただきたいわけであります。宮崎のよさを、すばらしさを、そしてもっと大きく言えば宮崎の使命を心底感じていただきまして、この記紀編さん1300年記念事業に心を、そして魂を入れてもらいたいと強く申し上げたいところでありまして。

続いて、記紀編さん記念事業の主役である古事記、そして西暦712年につくられた古事記よりも400年以上前につくられた、西暦280年から297年の間に書かれ、3世紀の日本を知る史料でもある中国の歴史書「魏志倭人伝」について、それぞれどのような印象を持っておられるか、あるいはどう評価されていらっしゃるのか、知事に伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 古事記につきましては、神代の時代から推古天皇に至るまでの話が



記された我が国の最古の歴史書ということでございまして、神話についての考え方は今申し上げたとおりですが、そういった神話や歴史というものを今に伝える大変貴重な財産であるというふうに考えておりますし、またその神話の多くの部分が宮崎が舞台であるということで、本県にとっても大変貴重な宝という認識でございます。

魏志倭人伝は、3世紀末に書かれたものでございますが、これは、中国の正史の中で初めて我が国についてまとまった記述がなされたものということでございまして、邪馬台国に関する話など、当時の我が国の姿を海外の目を通して知る手がかりとして大変貴重な史料であるという認識でございます。

**○右松隆央議員** 古事記は、先ほど知事がおっしゃいましたように、我が国最古の歴史書であり、上巻である「かみつまき」では、神話として神代の物語がおさめられておりまして、中巻である「なかつまき」においては、初代神武天皇から第15代応神天皇まで、そして下巻である「しもつまき」においては、第16代仁徳天皇から第33代の推古天皇までが描かれているわけがあります。古事記が完成する500年前、西暦200年ごろには、既に日向や出雲には漢字が伝わっており、西暦400年には王仁（わに）博士が論語10巻を百済から持ってきております。聖徳太子が十七条憲法を制定したのが604年になるわけですので、それよりも100年も後に古事記は編さんされているわけでありまして。当然、数百年前のことを語り部でつなげていくことは大変難しいことだと言わざるを得ません。本当に史実を調べる、探るならば、さらに前に書かれた書物から調べていかなければならないと考えるわけでありまして。

例えば、古事記以前にあった古い神社の記録などではありますが、実はそれを調べたのが、今回添付資料を配付させていただきました「古代日本正史」の著者である、もう亡くなられておりますが、原田常治氏であります。原田常治氏は、あいまいとされている仁徳天皇までの年代を調べるために、古事記編さん712年以前に日本に祭られた神社のうち1,631社を探し出して、参考資料となる記録を調べておられます。その結果、神武天皇の御即位は西暦241年の辛酉の年ではないかというふうに目安をつけられており、そのころの日本を徹底して調べたわけでありまして。魏志倭人伝には、邪馬台国の女王卑弥呼が239年に中国の皇帝に使いを出して、翌240年には向こうから使いが来て、243年に卑弥呼が再び中国の皇帝に使いを出していると書かれてあります。卑弥呼は今で言うアマテラスオオミカミに当たるわけでありまして、詳しい内容については、時間の関係上、この「古代日本正史」をお読みいただく機会があれば、ぜひ、新しい視点でとらえることができようかと思っておりますので、ごらんになっていただければなと思っております。

さて、配付いたしました資料をごらんいただきたいというふうに思っております。これは魏志倭人伝に書かれてある邪馬台国の所在地を原田常治氏が何の先入観も持たずに原文のまま素直に読み解き、地図に落とし込んだものであります。邪馬台国論争といえ、畿内説と北九州説がよく取りざたされております。しかし、氏は、邪馬台国は今の西都市であると断言をされているわけでありまして。魏志倭人伝は、著者である陳寿が実際に中国から日本へ渡った使者・張政の話の参考にして書かれたものでありまして、3世紀の日本を知り得る大きな手がかりに

なる書物であります。北は対馬から南は奴国——今の与論島であります、「これ、女王の境界の尽くるところなり」と結んでおり、ここは今の鹿児島県の県境に当たりますので、1800年もの間、行政区域が当時から変わっていないことがわかるわけであります。鹿児島以南の島を見てみますと——地図には現在の島の名も重ねて書いてあります——識者が場所がよくわからないとしている21の国名も、奄美列島の21の島々と現在の地図を比較しても違いがないことがわらうかと思えます。また、水行20日、水行10日、陸行1月も、1750年も前ということを検討すると、今の地図ではかつてみても、かなり正確なものと考えられるわけであります。

そして、考古学的に考えてはどうかと。考古学的に考えても、平成17年に西都原古墳群から纏向型(まきむくがた)の初期の前方後円墳が発見されております。このことで、今までの前方後円墳の起源が近畿であるという定説が大きく揺らぐことになりました。この古墳は西都原81号墳で、3世紀初め、もしくは中ごろに造営されたものになります。3世紀中ごろといえ、まさに邪馬台国の時代でありまして、これまで4世紀から5世紀とされてきた西都原古墳群の築造期に再考が強く求められるわけであり、前方後円墳の起源は西都原であって、神武東遷によって、ともに近畿に伝わったということ立証する証拠にもなってきたわけであり、まさに、近畿から西都に伝わったとされる今までの定説が逆転することになります。私は、そのことが史実をあらわすものだと思っております。邪馬台国、これは畿内であるはずもなく、ましてや北九州であるはずもありません。新井白石や本居宣長以来300年以上もの間続いている邪馬台国論争にそろそろ終止符を打っ

てもらいたいと、心から願うばかりであり、さて、商工観光労働部長に伺いたいと思えます。この西都原古墳群をさらなる観光誘客ができる史跡へと、もう少し手を加える考えはないか、伺いたいと思えます。

**○商工観光労働部長(米原隆夫君)** 古墳群として全国最大規模の西都原古墳群は、悠久の歴史や古代ロマンを身近に感じられる日向神話ゆかりの地として、多くの観光客が訪れております。ことしは、先ほど来お話がありますけれども、古事記編さん1300年という節目の年であることから、県としましては、1月から西都原古墳群などをめぐるワンコインツアーを実施するとともに、旅行エージェントにも商品化について働きかけを行ってきたところ、4月以降は旅行商品として売り出されることとなっております。また、昨年、明治大学と連携した日向神話の公開講座を東京で実施したところですが、受講した方々を対象に2月下旬に実施した神話ツアーにおきましては、男狭穂塚、女狭穂塚の特別参拝が好評を得たと伺っております。今後とも、神話ゆかりの地としてのポテンシャルを生かし、「記・紀の道」の整備にも熱心に取り組んでおられます西都市とも連携しながら、地元ガイドの育成等の受け入れ体制の整備を図るとともに、情報発信に努め、誘客を図ってまいりたいと存じます。

**○右松隆央議員** くしくもことしは、大正元年、1912年に西都原古墳群が初めて本格的に発掘調査をされてちょうど100年に当たります。ぜひ、西都原に夢を、そしてロマンを与えてほしいと思っております。例えばであります、男狭穂塚の陪塚(ばいちょう)とされる169号墳から出土した子持ち家形埴輪というものがござい、これは全国に出土の例がなく、唯一西都

原で出土されたものであります。まさに西都原古墳群のシンボルとして、子持ち家形埴輪を県保有の敷地に当時の姿を復元するなどして、古代の雰囲気演出してみたいか。よろしければ知事、御所見があれば伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 貴重な一つの御意見として承りたいというふうに考えております。

○右松隆央議員 家族で佐賀県の吉野ヶ里遺跡を見に行ったことは、先ほど申し上げたとおりであります。国立公園だけあって規模も大きく、子供たちも古代の世界にタイムスリップしたように引き込まれておりました。また、買い物袋も魏志倭人伝の原文が書かれているなどして、細部にわたって演出が非常にうまいというふう感じたところでありました。西都原の地名は、「斎殿原（さいとのぼる）」で、祭祀儀礼の聖域であったとされております。ぜひ、西都原古墳群の見せ方もいろいろ考えていただければ、より魅力が深まるものだと考えております。

さて、この項目では最後の質問になりますが、記紀編さん1300年記念事業で全国にどのようなメッセージを送りたいのか、知事に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） これまで議員からいろいろ御指摘があり、今いろいろやりとりがありましたように、天孫降臨にまつわる日向神話というのは、本県のみ有する、オンリーワンの本当に貴重な文化的な宝であるというふうに考えておるところでございます。これを改めて県民として再認識しながら、磨き上げていく、その魅力をより活用していくという方向で向かい合う、これが大変重要なことでもあります。全国に向けてしっかりと発信をしてまいりたいとい

うふうに考えております。今、古事記編さん1300年に当たりまして、さまざまな雑誌での特集が組まれたり、本が出版をされたり、先日出てまいりましたシンポジウム、講演会、研修会などが行われているところでございます。一つの大きなフォローの風が吹いておりますので、それに乗って、しっかりと宮崎の魅力というものを——もちろん神話、伝説、史跡というものもありますが、それに絡めて本県の豊かな自然環境でありますとか農林水産物、そういったものも千載一遇のチャンスととらえて取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 一般質問の答弁でもございましたけれども、知事もわかっていらっしゃると思うんですが、営業でも物が売れる人というのは、その商品に心底ほれている人であります。冒頭に申し上げましたが、宮崎の史跡の本当の価値というものを、トップセールスをされる知事自身がぜひ一番自覚をしていただきまして、県民の皆様に夢や誇り、そして活力を持っていただけるようなインパクトの強いメッセージを発信していただきたいというふうに思っております。邪馬台国の話も、これほど夢のある話はないというふうに思っております。ぜひ、知事という言葉でアピールできるその日が来るとするならば、私は、宮崎の歴史も大きく変わっていくのではないかと、動いていくのではないかと、そのように確信をいたしているところであります。

3つ目の項目に移りたいというふうに思っております。地域経済再生策であります。

宮崎の地域経済をいかに再生していくか、どこに力を入れていくか、極めて重要な課題だと認識いたしております。そこで、配付した資料をごらんになっていただきたいのですが、平成21年度の九州各県の農業産出額と食料品製造

業出荷額がここに記載をされています。本県の数字に目を移してみますと、農業産出額はさすが3,073億円で全国5位、しかし食料品製造業出荷額になると2,578億円で、全国31位と大きくダウンしてしまっております。1次産品の一部が県外で加工製造されているなどの要因を考慮したとしても、やはり本県の産業構造を顕著に映し出すものと言えるものだと思っております。このことも踏まえ、本県の産業構造について、特に農業と加工製造業の現状と課題をどのように認識しておられるか、また知事をお願いします。

○知事(河野俊嗣君) 大変重要なポイントであると今、認識しております。本県の食料品製造業が製造品出荷額の総額に占める割合というのは約2割、これに飲料などを含めると約3割ということで、大変大きなウエートを占めておるわけございまして、製造業全体が景気動向に大きく影響をされる中でも安定して伸びてきているということでございますので、本県にとって非常に重要な産業であるというふうに考えております。

一方、これを農業生産と比較してみますと、この配付資料にもございますように、本県の農業産出額が平成21年度で全国第5位と全国有数の供給力を持っている一方で、食料品製造業の出荷額が全国31位ということでございまして、本県の強みである農林水産業の素材生産というものを、いかに加工・製造など他の産業分野に結びつけて、その付加価値を高めることができるか、そこで稼ぐことができるか、大変重要な課題であるというふうに考えております。政策提案の中でも、また総合計画の中でも掲げましたように、フードビジネスというものの振興は、本県のこれからの産業振興を図る上で非常

に重要な課題ということで取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 実は、自民党会派の総務政策部会で昨年10月に北海道へ視察に行き、北海道立食品加工研究センターを訪問してまいりました。北海道の食品工業は道内の工業出荷額の4割を占めておりまして、本県同様、重要な基幹産業になっております。そして、この産業のかなめになっているのが北海道立食品加工研究センターであります。そのことがわかる数字としまして、北海道内の食品関連企業2,300事業所のうち、実に1,000社以上が食品加工研究センターの技術を利用しているということでありました。すなわち、企業への技術提供、企業との連携というものが、ここのセンターの活動目的の大きな主眼になっているということでありました。このセンターが、全国一の食料品製造基地である北海道の食というものをしっかりと下支えしているということ、強く感じた次第であります。

翻って、本県ではどうか。このセンターと同じ役割を期待されるところが、宮崎県食品開発センターであります。実は、先日、宮崎県食品開発センターを訪問しまして、いろいろとお話を伺ってまいりました。そこで感じたことも含めまして、質疑をしてみたいと思います。先ほどの御答弁でもありましたが、1次産品をいかに製造加工することで付加価値を高めていけるか大きな課題と。逆に言えば、食料品製造加工分野というのは大きな伸び代があるというふうに、私は認識いたしております。工場ができれば当然、雇用にもつながっていきます。そして、中山間地域においては、まさに地域おこしの産業としても食品加工は大いに期待が持てる、そのように私は認識いたしております。

そういった中において、先ほどの北海道立食品加工研究センターの取り組みで大変参考になるというものがございました。北海道立食品加工研究センターは、ビジョンの策定時に数値目標を掲げ、その中には付加価値率であったり、あるいは研究開発の品目であったり、企業への技術支援の数なども含まれております。そして、技術移転した商品が、商品化されたものがどれぐらい売り上げを上げているのか、そこまで追跡調査をしているわけでありまして。そこで、商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。本県の付加価値率の向上、そして宮崎県食品開発センターでの研究開発、あるいは企業への技術移転などについて、具体的な数値目標を盛り込んでみてはいかかでしょうか、お伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） お尋ねのありました数値目標の設定は、非常に大事な視点であると考えております。食品開発センターは、本県の農産物の付加価値を向上させるための役割等を担っておりまして、その研究開発、技術支援機能の充実を図っていくことが大変重要であります。このため、センターにおきましては、大学や民間企業の委員で構成される研究業務検討委員会の意見を聞きながら、市場や県内食品企業のニーズに対応した研究開発を行いますとともに、企業技術者の育成を目的とした研修会の開催や、計画的な設備機器の新設・更新を行うなど、技術支援機能の充実を図り、食品関連産業に対する支援に努めてきたところであります。このような中で、御提案のありました数値目標の設定につきましては、食品開発センターの県内食品企業等への支援に大きく資する業務、事業等について、今後検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。そして、目標設定と同時に、食品開発センターをいかに充実した体制にしてあげられるか、これも大変重要なことだと認識いたしております。現在、食品開発センターにおきましては、所長兼部長以下、食品開発部に8名、そして応用微生物部に5名の、計13名の職員が在籍しております。全員が異動もあり得る農業職などになっております。所長は35年、副部長は21年、応用微生物部長が13年と、長く在籍しておられる方もいらっしゃいますが、若手などは定期異動があれば、その都度、一からスキルを学ぶ必要が出てくるわけでありまして。本来は専門的に従事する研究職というものが必要とされる場所ではないかと私は考えております。

ちなみに、北海道立食品加工研究センターは、2年前に独立行政法人に移行する前においても、職員数37名のうち27名が研究職員でありました。そして、現在も、40名のうち研究職が30名ということになっております。この北海道立食品加工研究センターであります。20年前の平成4年に、当時の横路北海道知事の、「農業と結びついた食品工業の振興がこれからの北海道を支えていくんだ」と、そういう強い信念のもと、選挙公約で設立が実現したものであります。トップの並々ならぬ志が、後の北海道の食品工業を支える基盤に結びついたわけでありまして。知事にお伺いしたいと思います。宮崎県食品開発センターの予算拡充と増員、並びに異動のない研究職を配置してセンター機能をさらに強化していく考えはないのでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 食品開発センターであります。九州では唯一、食品部門を独立させた試験研究機関になっております。本県の食品

関連産業を研究開発や技術支援の面で支える、大変中核的な機関というふうに考えております。先日もある経済界の複数の方から、食品開発センターのだれだれさんに大変お世話になっていますという具体的な話を伺いました。

今、異動という話もございましたが、研究職の異動につきましても、職員の意欲や業務の進捗状況等も踏まえながら、通常よりも在任期間を長くするなど、研究職で平均10年ぐらいということもございます。柔軟に対応しているところでありまして、そういう中でいろいろ人脈も築きつつ、さらには腰を据えた研究というものに取り組んでいるというふうに考えております。これまでも、設備機器も含めた体制の整備に努めてきたところでございますが、引き続き、現場の声にもしっかりと耳を傾けながら、必要な体制を整備してまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 北海道もそうでありますが、やはり資本力の小さい中小企業が多いわけでありまして。北海道も、技術提供、そういった分野でかなり貢献しているところでありますので、宮崎の再生・再建に大きく寄与できる極めて有望な食品加工製造分野の、いわば核となるところですから、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

本県の持つすばらしいポテンシャルは、先ほど申し上げました神話もそうでありますが、安心・安全でおいしい農水産品もそうであります。この宝を最大限に生かしていくためにも、そして宮崎の再生・再建につなげていくためにも、本県がこれから食料品製造基地としての役割を担っていくんだという知事の抱負を伺いたしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 世界的な人口増加、昨

年は人口がいよいよ70億人を超したわけがございます。安全で安心な食料の確保というものは、今後、大変重要な課題、世界的な課題になると考えておきまして、本県は国内外の食料需要に対し大きく貢献できる力を持っていると考えております。農業産出額は約5位、平成22年は口蹄疫等の影響により7位になったわけがございますが、全国上位にあり、随分以前は産出額30数位というところから、先人の努力によりそこまでの農業・食料品供給基地として位置を築いてきたわけがございます。アクションプランにおきましても、フードビジネス展開プログラムというものを重点施策として位置づけまして、農業生産はもちろんのこと、本県の強みを生かした農商工連携や6次産業化の推進、さらには食品加工産業の育成強化など、総合的な食料供給産業の構築を図り、本県が日本を代表する食料生産基地となりますよう、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** それでは、続きまして、4番目のほうに移りたいと思います。地方交付税についてであります。

さきの9月議会において、私の臨財債に対するの質問におきまして、知事は交付税特会について言及をされたわけでありまして。臨財債が発行される前の12年度以前は、交付税特会が地方全体として借金をして、それを交付税として配っていたという趣旨の答弁であります。そこで、交付税特会についてまずは伺いたしたいと思います。交付税特会の今の借入金であります。33兆6,000億円とされております。そして、借入金の返済計画、当初は2026年ということでありましたが、リーマンショック等によって、かなり税収不足が表面化して、返済計画も2050年に繰り延べされた経緯があります。交付税原

資の一部が交付税特会の返済に回り、総額維持のために新たな臨財債が発行されている現状について、知事の見解を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 交付税特別会計の借入れにつきましては、国において毎年度作成されます地方財政計画における地方財源の不足額というものを地方全体で負担するため、行われていたものでございます。要は、法律に定める交付税の原資というものが地方の需要を賄うことができない、国も地方も貧乏な中でそれをどうしていくかというときに、地方全体として借金をして交付税の原資を確保してきた、それがこの特別会計というものでございます。

現在は、各地方公共団体において、臨時財政対策債を発行して借入れを行う方式——それぞれの自治体において財政規律をより強く働かせる、そういう趣旨なわけでございますが、交付税特別会計の借入金残高の地方負担分は、御指摘のありましたように、33兆円余りということで、少しずつ減少はしておりますが、地方交付税制度の安定的な運営上、その償還の取り扱いというのが非常に大きな課題となっております。この借入金につきましては、今後とも、計画的に償還していかざるを得ないものでございますが、償還により、地方が必要とする交付税総額への影響が生じることがないように注意することも、一方で大事でございます。特に、地方財源が大きく不足する年度にありましては、償還の繰り延べなどを含む適切な措置を講じていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○右松隆央議員 方向性は私も同じであります。この問題は、本質的には、臨財債による振りかえを廃止してもらいまして、本来のルールどおり、交付税で所要額の全体を手当てするよ

うにすべきものだというふうに考えております。それをするための国税5税の法定率分を引き上げる、そしてそのことができなければ、交付税の原資というものは、特会の借入返済に充てるよりも、当該年度の交付税の交付財源に充てることを優先していく、そういう方針を国はとるべきだと私は認識いたしております。国税5税の法定率の引き上げの分と兼ねて、私はそのように考えているところであります。

知事にさらに伺いたいと思います。現在の地方交付税の制度は、そもそも交付税制度の原点である地域間の財政力の格差を是正するという財政調整機能というものが働いていると考えておられるか、見解をお願いします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のように、地方交付税制度というのは、地方公共団体間の財政力の格差というものが、どうしても都市部、地方部に生じておるところでございます。すべての地域において標準的な行政サービスを受けられるように財源を保障する、財政力を調整しておるものであります。その機能が十分に発揮されるためには、地方交付税の算定におきまして、地方が必要とされる経費が適切に算入されるということが大事であります。地方財政計画に基づき、ほとんどの経費につきましては算入されておりますが、例えば、地方単独の医療費助成など実際に支出をしている経費であっても標準的なものとはみなされずに、算入されていないものもあるわけでございます。本県は自主財源に乏しく、地方交付税等に大きく依存しておるわけございまして、今後とも、地域の活力を高める取り組みを、しっかりとした財源を持って進めていくためには、必要とする経費が適切に地方交付税の算定に加えられることが大事でございます。その機能が今まで以上に充

実強化されるべきものというふうに考えておりますので、国に対して、地方の実情、宮崎の実情というものを訴えて、適切な算入がなされるような働きかけを、これからも続けてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 私は、もう一つの切り口で留保財源率について考える必要があるというふうに考えております。留保財源率は、現在25%になっておりまして、地方税収の75%が基準財政収入額に算入される仕組みに制度上なっているわけでありまして、実は、平成14年度までは留保財源率は20%でありました。しかし、これは恐らくであります、地域間の競争強化、そのための施策と言っても過言ではないと私は思うんですが、25%に引き上げられているわけでありまして。それでどのようなになったか。財政力の強いところは、留保財源率が高まったことで、より多くの超過財源を手にする事になり、留保財源の規模の格差による地域間の財政格差というものはさらに拡大を招く結果になったと私は考えております。このことによって本来の財政調整機能が結果的には弱まった、そのように言わざるを得ないというふうに思っております。留保財源の縮小というものは、自治体の地方税の収入に影響するものではなくて、あくまでも交付税の配分にかかわる計算上のルールであります。そして、財政力の弱い自治体への交付税の配分が相対的に手厚くなるという効果を生むものであります。財政調整機能を働かせるために、基準財政収入額の算入率を引き上げる、すなわち留保財源率を引き下げることが、本県のような財政力の弱い自治体にとっては有効だと考えておりますが、知事の見解を伺いたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 地方交付税のかなり技

術的などころの議論になっているところでございますが、御指摘のように、留保財源率の引き上げというのは、地方交付税の改革、地方交付税のあり方が非常に議論になった中で、財源保障機能というものをどう考えるかというのと、もう一方では、今御指摘がありましたようにインセンティブですね。地方が、財源確保のためのインセンティブ、また自立性を高める、その綱引きの中でどのようにしていくか、地方交付税に依存するのではなく、もっともっと地方が自主的に努力する余地というものをふやすべきではないかということで見直しがなされたものでございます。地方交付税の算定上算入される地方税収の割合が現在75%となって、留保財源率25%ということでございますが、すべての地方公共団体の財政需要を完全に把握するという事は困難でありまして、捕捉し切れない経費に見合う収入を残しておく必要があるということと、税収を100%算入して留保財源がゼロとなれば、例えば産業振興などの努力によりまして税収が増加しても、それと同額の地方交付税が減少してしまうという仕組みになる。すなわち、税収確保に向けたインセンティブが働かなくなることから設けられておるものでございます。留保財源率を引き下げた場合は、交付税制度によりまして保障される財源の範囲が拡大し、財政力格差を調整する機能もより強く働くわけでありまして、一方で、交付税の算定において算入されたもの以外の施策を行うための財源というものも縮小して、地方の自主的な行政運営が弱まる面もあるわけでございます。

いずれにせよ、冒頭申し上げましたように、保障機能をどれだけ大きくしていくかというのと、インセンティブなり、自立性というのをどれだけ促していくのか、この中でどこに線を引



いていくかという議論なわけでございます。その中での、改革の取り組みの中で引き上げられたものでございまして、大切なことは、留保財源をどこに設定するかというお話は、地方交付税全体の総額の話、先ほど御指摘の、法定率の引き上げというのもありましたが、国自体に財源がないという厳しい状況の中で法定率を上げるのは非常に困難だ、全体として財源、パイを確保していくその取り組み、そして地方交付税の総額をしっかりと確保していく、これが重要であるというふうな認識でございます。

○右松隆央議員 本県にとっては、やはり留保財源率——ゼロというのは極論であります、——が下がったほうが明らかに交付税配分率が高まるというふうに私は考えております。あくまでも、地方交付税制度の本来の趣旨である財政調整機能、それをいかに働かせていくかということで知事に伺った次第であります。

以上のような観点から、地方自治体の長として、首長として、交付税の確保のために国に対して何を求めていかれるか、再度になりますが、知事に伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 先ほども答弁したところでございますが、自主財源に乏しい本県にとりまして、地方交付税というものは大変貴重な財源ということでございます。地方交付税全体の総額の確保というものが大切でありまして、最近では、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税総額について一定程度確保されているということでございますが、地方財政対策の折衝の中で一定のルールとして今、そういう枠が定められておりますけれども、これが将来まで続くというわけではございません。したがって、交付税制度を安定的に運営していく観点からは、臨財債というものを圧縮して交付税その

ものを確保していく、その財源というものを国、地方を通じてしっかりと確保していく、その取り組みが必要だろうということでございます。これも国に対して強く働きかけをしてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、国に対してしっかりと働きかけをしていただきたい。お願いいたします。

さて、最後の5つ目の地震・津波対策、防災対策について伺いたいと思います。

質問事項、2つ続けて御答弁いただきたいと思います。まずは、現在までに県が把握している津波避難ビル、津波避難タワーの指定数及び設置数をそれぞれお伺いしたいと思います。あわせて、津波避難ビル、津波避難タワーの確保について、年次的な目標はどうなっているのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長(稲用博美君) まず、数の関係ですけれども、東日本大震災での津波による人的被害の状況を踏まえ、本県沿岸の各市町において避難場所の見直しを進めていただいております。平成24年3月2日現在で沿岸の市町に確認したところ、津波避難ビルとして指定されている施設が計107カ所、津波避難のための専用の津波避難タワーについては、現時点では設置されておられません。

なお、津波避難ビルの指定がされた施設以外で、津波に対して一定の高さが確保できる公共施設など、津波の避難場所として指定されている施設等は666カ所あります。

それから、今後の計画であります。新たな津波浸水想定区域の見直しに伴う津波避難ビル、津波避難タワーの確保につきましては、県の津波シミュレーションの結果を受けて、市町において改めて整理されることになるというふ

うに考えております。現時点で年次的な計画をお示しできる段階にはございません。しかしながら、津波に対する避難場所につきましては、県民の生命を守る視点から、可能な限り早期に必要な施設が確保されるよう、沿岸の市町とも連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○右松隆央議員 東日本大震災を受けて津波浸水想定区域の見直しが控える中、津波避難ビルが107、そしてそれ以外でも津波避難場所として666カ所指定しているということは、沿岸市町村が漸次、避難場所の確保に向けて取り組んでいるということがわかる数字だというふうに思っております。

防災対策特別委員会におきまして、昨年11月に静岡県庁に伺ってまいりました。ちなみに、直近の数字を県庁に伺いましたところ、2月1日現在、津波避難ビルの指定が1,032棟、そして津波避難タワーが7基、さらに山の斜面などを切り、コンクリートで整備をした津波避難マウンドが8カ所ということでありました。

地震が発生して津波が来たらどこに逃げればよいか、住民にとって、県民にとっては、これは身を守るための重大事項であります。中央防災会議の専門調査会の最終報告が出ております。それによると、津波対策について避難完了までの目安となる時間は5分程度と設定されております。ということは、走って逃げられる人ばかりではありませんので、半径300メートル圏内に避難ビルが必要だということになるわけがあります。それ以上離れたところであれば、避難困難地区と言わざるを得ないのではないかと考えております。この避難困難地区をいかに解消していくか、これは県民の生命を守る上でも極めて重要なことだと私は考えております。そ

こで、知事にお伺いしたいと思います。特に、沿岸部の住宅街などで避難場所の確保が難しい、困難であるところに対して、静岡県あるいは他県も取り組んでおられますが、鉄骨式の避難タワーの新設を考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のように、南北400キロの海岸線を有する本県において、必ずしも静岡なり他県のような津波対策というものがあるわけではないという状況を、大変深刻に受けとめておるところでございます。先日もある防災対策のシンポジウムにおいて、沿岸部の方が、避難すべき場所を考えているけれども、なかなかない、高台がない、避難すべきビルというものなかなかないんだ、どういうふうにしたらいいだろうかというようなことを考えておられました。

県が今、東日本大震災での津波被害を踏まえた新たな地震・津波の想定見直し作業というものを進めておりますが、これによりまして、これまでの津波浸水想定区域が拡大することになるということが見込まれておるわけでございます。その拡大をした浸水想定区域に対して、沿岸の市町——沿岸10市町あるわけですが——が確保している避難場所が十分でない場合には、津波避難ビルや高台など新たな避難場所を確保するとともに、このような場所が確保できない場合は、津波避難タワーのような専用の施設の設置も含めて、それぞれの市町に検討いただいで、十分な体制の確保というものを検討していただく必要があるかというふうに考えております。県としましては、まず早急に新たな浸水想定を策定して、市町にデータを示し、そのような見直しというものを促してまいりたいというふうに考えております。津波避難タワ

一などの設置が必要になった場合には、市町において相当な財政的な負担というものも見込まれる、伴うものというふうに考えておりますので、国の財政的な補助なども要望しながら、県としても一緒になって考えてまいりたいというふうに考えております。

**○右松隆央議員** 県民の生命・安全を守るために、ぜひ津波対策はスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。知事も御承知のとおりだと思っておりますが、危機管理というのは政治家にとって極めて大事な分野でありますので、トップリーダーとしてのリーダーシップを強く求めていきたいと思っております。

さて、地震対策として、平成24年度の新規事業に木造住宅耐震化リフォーム支援事業が組み込まれました。私は大変評価をさせていただいている次第であります。そこで、県土整備部長にお伺いしたいと思います。本県の住宅耐震化率の現状と、この新規事業は耐震化率向上に直接寄与できるものでありますが、この事業による数値目標を定めておられればお伺いしたいと思います。

**○県土整備部長(児玉宏紀君)** 住宅の耐震化率は、平成20年時点での国の推計によりますと、本県は72%となっております。また、住宅の耐震化率の目標としましては、平成18年度に策定しました宮崎県建築物耐震改修促進計画において、平成27年度末の目標値を90%としているところであります。今回の新規事業による耐震化率の数値目標は特に定めておりませんが、現在、耐震改修に対する補助を行っているのは県内6市町であります。この制度を創設することによりまして、その他の市町村もより取り組みやすくなりますことから、全県的に耐震化の促進が図られるものと期待しているところであ

ります。

**○右松隆央議員** これも静岡県の話なんです、「TOUKAI(東海・倒壊)ー0(ゼロ)」、東海地方の「東海」と地震による家の「倒壊」をもじったプロジェクト「TOUKAIー0」は、27年度の住宅耐震化率、やはり90%、同じなんです、具体的に木造住宅の耐震補強で助成する戸数というのを2万戸と設定しております。そして、そのために制度面も充実させております。例えば、耐震診断は無料です。あるいは耐震補強工事の設計——今回はついていませんが——についても9万6,000円までの補助が受けられるようになっております。また、耐震補強工事には30万円、その中でも特に高齢者のみの世帯や、あるいは障がいのある方と一緒に住んでいらっしゃる世帯に対しては20万円の割り増しの補助もつけております。まさに、東海地震から1人でも多くの県民の命を守るための相当な覚悟を持って取り組んでいる、そのように私は考えております。

最後に、知事に伺いたいと思います。今後さらに、住宅耐震化の支援をしていくお考えがあるのかどうか、伺いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** この事業であります、東日本大震災の被災状況等を踏まえ、県民の皆さんの生命・財産を守るという観点から、また県議会におけるさまざまな御提言等も踏まえて、木造住宅耐震化リフォーム支援事業という形で提案をさせていただいているところであります。まずは、事業主体となる市町村と連携をして、この事業の進捗を図っていくことが大事であろうというふうに考えておりますが、事業の活用の状況でありますとか、市町村や関係者などの意見を踏まえて、この制度のあり方についても、引き続き検討をしてまいりたいと考

えております。

○右松隆央議員 ぜひ、県民の命を預かる最終責任者、トップリーダーとしての責任と覚悟に期待をいたしております。

最後であります、4月に梅原猛さんと呼ばれるというふうに言われました。「天皇家のふるさと日向をゆく」という本がありますので、ぜひ成功するように祈願いたしております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○十屋幸平副議長 次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の重松幸次郎でございます。

初めに、傍聴に来られている皆様に心から御礼申し上げます。通告に従い順次質問させていただきますので、知事を初め関係部長には、明快な答弁をお願い申し上げます。

さて、スポーツランドみやぎを象徴するように、ことしも2月のキャンプシーズンには、プロ野球やJリーグを初め、多くの社会人、学生球団も宮崎に参りました。キャンプインの前日、1月31日には福岡ソフトバンクホークスの歓迎パレードがあり、県庁前のセレモニーではV2を期待するファンが大勢詰めかけて、ライトアップされた楠並木コリドールは大歓声に包まれてパレードが始まりました。こうして、ことしのキャンプもにぎやかにスタートしたわけでございます。

また、2月5日の第1日曜日に、もう一つ県庁前で大きなにぎわいがございました。「いっちゃんが宮崎・楠並木朝市」の100回記念イベントであります。この楠並木朝市は、新たな観光の魅力の創出や農林水産業の振興、そして地元商店街の活性化を目指し、毎月第1・第3日曜日の午前中に約60店舗が軒を並べて行われ、2007

年10月にスタートして、今回、100回の節目を迎えました。記念イベントには、河野知事を初め、実行委員会の代表の皆様も集まり、さまざまな催しがあり、大勢の買い物客でにぎわっております。ここの朝市の特徴は、地元の学生や市民グループの参加が多彩で、中学・高校生の吹奏楽演奏やひょっこ踊り、またダンスパフォーマンスなど、県庁前のステージで来場者を楽しませ、一方で、宮崎農業高校の皆さんは毎回のよう、校内で栽培した野菜や果物をみずから販売する「宮農ふれあいマーケット」や、出展者の販売を応援実習するなど、まさにキャリア教育が行われているところであります。知事もこの日に高校生と記念写真におさまっておりましたが、生徒さんも励みになったことと思います。もちろん、この朝市のほかにも、定期的に「KONNE市」や県の行事等で頻りに催しがありますが、県庁及び楠並木通り周辺の活用は今後ますます重要になると思います。そこで、知事に、第100回「いっちゃんが宮崎・楠並木朝市」の感想と、新年度事業「県庁エリア魅力空間活用推進事業」にどのような考えで取り組まれるのかをお伺いします。

以上、壇上からの質問を終了し、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

楠並木朝市と県庁エリア魅力空間活用推進事業についてであります。まず、楠並木朝市につきましては、私もこれまで何度か足を運んでおります。知事として、また副知事的时候には知事代理として節目節目に参加をしております。また、個人としても行っております。以前は、岩手県宮古市のサンマとへベスのコラボとかあったりして、いろんな形での展開が図られて

いるわけですが、とりわけ先日の第100回では、功績のありました方々の表彰を初め、地元高校生や郷土芸能団体の参加などもありまして、にぎわいもひとしおでありました。楠並木のあの空間は、朝市のみならず、いろいろな市がその時々立つわけではありますが、どこから人が来るんだらうというぐらいに、そのときには人でにぎわうものでありまして、楠並木の魅力、並木自体の魅力とあわせてすばらしい空間であるというふうに考えております。これを舞台にした朝市が、多くのお客様に愛され、定着してきたことは、まことに喜ばしく、関係者の御苦労に深く敬意と感謝を申し上げたいというふうに考えております。また、この朝市の成功が他の地域の市に広がっていくというような効果もあるところでありまして、改めて宮崎の元気はここからスタートだなという思いを強くしたところであります。

次に、来年度新たに取組もうとしております県庁エリア魅力空間活用推進事業についてであります。この事業は、楠並木も含めた県庁周辺の魅力を生かして、民間のアイデアを取り入れながら、コンサートや展示会などのさまざまなイベントを実施するものでありまして、県内外から多くの方に訪れていただくことで、町なかのにぎわいを創出するとともに、観光・物産の振興につなげていこうとするものであります。これらの県庁周辺の取組みが一つのモデルとなって、町なかのにぎわい創出の動きが県内各地に広がっていくことを期待しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。この地から元気を発信と、そういう意気込みを感じました。先週は、川南町の「トロントロン軽トラ市」に行かせていただきました。相変わ

らずの規模とにぎわいで、さすがだなと感じておる次第でございます。県内の朝市は25の市や町で開催されております。お互いに協力して発展させていただきたいと思っております。

次に、「まちなか商業再生支援事業」についてであります。昨年に引き続き、ことしも計画されておりますが、商店街を取り巻く環境はますます厳しく、課題が山積しております。どうやって街を再生していくのか、この「まちなか商業再生支援事業」の実績と今後の取組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 「まちなか商業再生支援事業」は、商店街を中心とした町なかのにぎわいづくりや、産業や観光などの多様な主体と連携したまちづくりの取組みを支援するものであります。今年度は、5市町村の商工団体等が行う6つの事業に対し、市町村とともに補助を行っており、例えば高鍋町では、町なかの空き店舗を改装し、観光案内や物産販売所として活用する事業に取り組んでいただき、今月中旬にはオープンする運びとなっております。

また、今年度から新たに事業メニューに加えたまちづくりリーダーの育成につきましては、延岡、日南、西都の3地域において、アドバイザーの助言を受けながら、街の個性を発揮するための分析、検討を行うとともに、その成果を県内各地域の商店街関係者を交えて発表を行ったところでありますが、関係者において問題意識の共有や商業者同士のつながりの強化が図られたという成果が見られたところであります。

商店街の活性化においては、まず商業者みずからが主体的に考え、意欲的に行動すること、またそれをリードする人材づくりがかぎを握っ

ておりますことから、県としましては、24年度も引き続き、当事業を実施し、市町村や関係機関と連携しながら、支援に努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 宮崎県商店街組合の理事の方にもお話を聞いてまいりました。これまでの商店街支援は物的環境改善でありましたが、これからはもう一度、人材育成、若い人に魅力あるまちづくりを考えてビジョンを持ってもらうことが大事ということで、前回の研究発表会では、「街が持っている歴史と文化の固有財産を再創造させる」というコンセプトで、若手経営者と中・高校生も交えて活発な意見発表があったと伺いました。ぜひ、このような事業を数多く開催できるよう要望いたします。

関連でもう一点、伺います。1月28日から宮崎市中心街を100円で回れる「まちなか観光周遊バス」の実証実験が始まりましたが、皆様はもう乗られましたでしょうか。宮崎商工会議所が主体となって実施している「まちなか観光周遊バス」の活用状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 「まちなか観光周遊バス」は、宮崎市を中心市街地における回遊性の向上による、にぎわいの創出や商業の活性化及び観光情報の発信を目的に、宮崎商工会議所が、先ほどお話がありましたとおり、本年1月28日から3月23日までの間、試験運行を行っているものであります。この取り組みについては、国の認定を受けた市の中心市街地活性化基本計画にも位置づけられており、県や市の関係課も実行委員会に参画し、議論を重ねてきたところであります。バスの利用状況につきましては、これまで1日平均約70人と、おおむね計画どおりであると伺っております。今

後の継続的な運行につきましては、宮崎商工会議所において、試験運行の結果や乗客へのアンケートなどを参考に、採算性等も踏まえて検討されると伺っておりますので、県としましては、その状況を注視してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 乗ってみて気づいたのですが、観光周遊なのに観光案内の音声流れないので、商工会議所の担当者に、「バス停ごとに観光案内のアナウンスを流してはどうか。例えば大淀川河畔に来たら「たまゆら」の由来を」とか言うと、そのことに関して「委員会では検討していたが、そこまでの予算と準備期間が足りなかった」ということでした。「しかし、ぜひとも運行を継続して、音声案内ではなく、実際のボランティアのバスガイドを乗せてはどうかとか、遠隔地から乗り入れて、周遊バスやタクシーとの連携など、アンケートにどしどし書いていただき、そのアイデアをつなげていくことを検討している」ということでした。ぜひ本稼働を形にさせていただきたいと、要望いたします。

続きまして、電気自動車の普及についてであります。

壇上で申しあげました楠並木朝市100回記念のイベントのとき、県庁前庭にてEV（電気自動車）の展示試乗会が開催されておりました。県企業局の公用車を初め、自動車各社の電気自動車、またPHV（プラグインハイブリッド車）、そして電気モーターバイクなど、環境社会を意識した興味深い展示会でありました。試乗車に知事も乗っておられましたが、乗り心地、静粛性と加速性能はいかがだったでしょうか。グッドだったと思います。私も試乗しなかったのですが、予約がいっぱいで乗れません

でしたので、後日ディーラーに行って試乗し、お話を伺ってまいりました。電気自動車への取り組みは、これまでも本会議や特別委員会等で議論や提案がなされています。今回の展示も今までの計画に沿ったものと理解をしております。

そこで、将来にわたる環境問題に対する県民の意識啓発やCO<sub>2</sub>削減に効果があり、また太陽光などの代替エネルギーの利用が可能な電気自動車を普及させることは重要だと思います。その上で県民政策部長へ3点お伺いいたします。国内ではEV・PHVタウン構想として18の都道府県でモデル事業がスタートしております。残念ながら、本県はこれらの自治体には選定されておりませんが、九州では佐賀、長崎、熊本各県が選定されて、2013年までの電気自動車の普及目標、例えば佐賀県は1,000台、長崎県は500台など打ち出されております。そこで、1点目は、本県では電気自動車の普及台数目標はあるか、また公用車への電気自動車の導入拡大について検討されているか、お伺いいたします。

○**県民政策部長（渡邊亮一君）** 県内での電気自動車の普及台数につきましては、具体的な数値目標は掲げておりませんが、本県の低炭素社会実現に資するため、自動車メーカー等と連携しまして、電気自動車の普及啓発を行っているところでございます。ちなみに、現在、ある自動車メーカーの調べによりますと、県内の普及でございますが、2011年12月、昨年末現在で112台となっております。また、公用車につきましては、公用車の更新時期や用途等に合わせて、ハイブリッド車など低公害車への転換を図っているところでございますけれども、排気ガスを全く出さない電気自動車の導入についても、県

民への普及を促進させるという観点も含めて、今後検討していく必要があると考えております。

○**重松幸次郎議員** 試乗会で体験したように、まず電気自動車に乗る機会をつくることではないでしょうか。福岡市、鳥取県などは、公用車をカーシェアリングして、土、日、祭日に市民に無料で開放している。貸し出している。また一方で、長野県松本市では、広域EV普及利活用推進協議会を立ち上げて、自動車・充電器メーカーや観光宿泊業者と行政が、電気自動車をもとに多角的に観光産業の創出をしているようでもあります。このような他県の取り組みのように、観光産業とのタイアップにより低炭素社会の実現を図りながら、地域活性化に結びつけている事例が見受けられますが、本県ではそのような取り組みが行われているのか、お伺いいたします。

○**県民政策部長（渡邊亮一君）** 電気自動車の観光への活用につきましては、これまで市町村等と連携しまして、実証的な取り組みを行ってきたところでございます。例えば高千穂町では、昨年1月から2月にかけて、平日は町の公用車として使用し、休日は観光コースをめぐる試乗会を実施いたしました。また、五ヶ瀬町では、昨年10月からことし2月にかけて、町民や観光客に電気自動車は無償で貸し出すとともに、アンケート等を実施しまして、電気自動車を活用した町内観光のあり方について検討が行われているところでございます。県におきましても、現在、自動車メーカー等と連携しまして、宮崎県電気自動車等普及促進協議会を設置しております。電気自動車の展示・試乗会など普及啓発活動を行っておるところでございますが、その中で、観光面も含めた電気自動

車のさまざまな活用について協議し、利用促進を図るための具体的な提案等を行ってまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 先日、渡辺議員から関連質問で、急速充電器のインフラ整備について同じ内容の質問があり、御答弁いただいておりますので了といたしますが、3点目の質問は、急速充電器が庁内の前庭に設置してありますけれども、一般開放していないと聞いております。とても貴重な充電器であります。何とかこの急速充電器を一般に活用できないか、再度、部長にお伺いしたいと思います。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 県庁前庭に設置している急速充電器でございますが、県民への啓発も兼ねまして、現在、公用車用として使用しているところでございます。前庭を往来する来庁者あるいは観光客等の安全確保の観点や、施設の管理方法といった運営上の問題もあることから、今のところ一般開放は行っておりませんが、電気自動車のさらなる普及啓発のために今後検討していく、そういう考えでおります。

**○重松幸次郎議員** ぜひとも、持続可能で快適な低炭素社会を目指すため、次世代の自動車の普及のため、推進をよろしくお願いいたします。

続きまして、法改正により施設整備を迫られて対応に苦慮されている中小企業の問題を、2点確認させていただきます。

1つ目は、ガソリンスタンドのタンク改修についてであります。2月1日の宮崎日日新聞によれば、ガソリンスタンドなどに設置してある老朽化した油の地下貯蔵タンク改修を義務づけた改正消防法の猶予期間が残り1年となる中で、県内の改修率は1割にも達していないとの

ことであります。この法律は、ガソリンスタンドや運送業、また宿泊施設等でタンクからの油の流出を防ぐために、40年以上前に埋められたタンクは2013年1月までに内面をFRPでコーティングしたり、油漏れを感知する高精度の計器を設置したりするのを義務づけたものです。ガソリンスタンドで見積もると、その改修費用は600万円から1,000万円かかり、地元中小企業のガソリンスタンドでは大きな負担になるわけですが、国の補助金も改修費の3分の2とあるものの、予算に限度があり、申し込みに対してなかなか受給できない状況だそうであります。そこで、ガソリンスタンド等の老朽化した地下タンクの改修が義務づけられましたが、その改修状況を総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（稲用博美君）** ガソリンスタンドなどに設置されました地下貯蔵タンクからの油の流出事故を防ぐ目的で、危険物の規制に関する規則が改正され、平成23年2月1日から施行されました。この改正によりまして、平成25年1月末までに、腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクの内面を強化プラスチックでコーティングしたり、油漏れを検知する高精度の計器を設置したりする等の措置を行う必要がございます。平成23年9月末現在の数字ですが、県内に該当するタンクが417基ございます。この中で所要の改修が終了しているタンクは15基であります。県といたしましては、各消防本部と連携をしながら、該当タンク設置者に対しまして必要な改修を行うよう指導してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 15基と、まだまだこれからだと思います。もちろん、タンクの修理は危機管理の上で大事であります。まずはタンクの改修が円滑に行われることを願っておりますが、



先日、県石油商業組合の事務局の方にお話を伺うことができました。「ガソリンスタンドの店舗数は、昭和56年に919店舗ありましたが、平成23年3月には569店舗になり、実に4割近く減少しております。その要因はさまざまありますが、元売直営サービスステーションや商社系サービスステーションの進出により熾烈な価格競争を強いられております。その厳しい経営状況の上に、今回このようなさらなる多額の経費負担となっておりますが、このままでは特に郡部で廃業による過疎化が進み、住民生活に悪影響を及ぼします」と語っておられました。ガソリンスタンド経営など地域の中小企業を守るため、どのような支援策があるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 地下貯蔵タンクの改修に係る支援につきましては、先ほど議員のお話にありまして、国——経済産業省になりますが——において、地下タンクの漏えい防止対策として、工事等に係る費用の3分の2以内を補助する措置を講じ、今年度の当初予算では22億円を計上し、第3次補正予算ではさらに87億円余を追加計上されていると伺っております。また、県におきましては、中小企業者の設備資金や運転資金の円滑な調達を支援するため、県中小企業融資制度を設けており、地下貯蔵タンクの改修等につきましても、店舗の改装等を融資対象とし、融資利率や保証料率等を優遇した魅力的な商店・商店街支援貸付とか、県の一般的な資金である経営安定貸付等が活用可能となっておりますので、中小企業者の皆様に対し、今後とも、制度融資の活用について周知に努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 電気・ガス・水道のライフ

ラインに並び、ガソリン・軽油・灯油などの給油所も大切な一部ではないかと思えます。地域の生活、活性化を維持する上でもガソリンスタンドの存続は重要ですので、引き続き支援策を講じていただくよう要望いたします。

2点目は、クリーニング店の用途規制についてであります。県クリーニング生活衛生同業組合の方にお話を伺ってまいりました。クリーニング工場では、ドライクリーニングで引火性溶剤を用いておりますが、国土交通省の平成22年9月10日の通達において、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場の多くが建築基準法第48条の建築物の用途規制違反を生じているとの事案が発覚し、全国の特定行政庁に依頼されて実態調査を行った結果、全国で2万9,000施設のうち約1万4,000施設、約半数が、また宮崎県においても259施設のうち133施設がこの用途違反となっており、県の組合でも対策に追われているというお話でございました。そこで、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法規制違反に対する是正に向けて県内では現在どのような状況になっているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** ドライクリーニング工場に係る建築基準法用途規制違反につきましては、全国的な問題となっており、是正の指導に必要な、工場内の機械の種類、配置状況などにつきまして、詳細な実態調査を国が実施しているところであります。本県におきましては、ことしの1月中旬ごろから調査を開始したと聞いております。

**○重松幸次郎議員** 立入検査の通知内容を受けて、違反是正に向けて準備を進めていかななくてはなりません。許可申請を行うまでには幾つもの手順を追わなくてはなりません。今後の違

反是正の手順はどうなっているのか、再度、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 今後の手順につきましては、国が行っている実態調査の結果を踏まえ、県や宮崎市などの特定行政庁が違反内容を確定した上で、事業者等に対し個別に是正指導を行っていくこととなります。具体的には、引火性溶剤の保管徹底や作業場の防火措置などを内容とする違反是正計画書の提出を求めまして、建築基準法に基づく用途規制の特例許可申請をしていただくこととなります。その後、国の安全性に係る技術的基準により審査を行い、公聴会の開催や建築審査会の同意を得て許可した場合は、是正完了後に検査を行うこととなります。

**○重松幸次郎議員** そのように違反の是正に向けて各店舗が最善の安全対策を講じていくとしておられますが、実際には改善のために多額の設備投資や申請手数料等が重くのしかかり、高齢者や、継承者がいないお店では、廃業する者が出てくるのではないかと危惧されており、昨年9月に、県内の特定行政庁と県知事及び県議会議長あてに陳情書が提出されておりました。その中では5項目にわたり、申請手続の簡素化、県内市町村の統一化を初め、設計図書作成料の補助や許可申請手数料の減免、そして是正までの期間の猶予などの要望がうたわれております。町のクリーニング店は、生活衛生関係業種として、私たちの生活の上ではなくてはならない大切な店であります。陳情書は現場の声として重要であると考えますので、今後とも、県内各市とも連携され、改善に向けた御指導をしていただきたく要望いたします。

続きまして、医療、健康増進について幾つかお尋ねいたします。

我が党の女性議員が中心となってペットボトルのキャップ回収を呼びかけて、キャップ800個で1人分のポリオワクチンにかえられる活動を行い、昨年は県内で31万1,200個、ワクチン389名分の回収ができ、子供の命を救うことができたというニュースを、初めにお伝えいたします。

さて、そのポリオ（小児麻痺）ワクチンの予防接種をめぐり、昨年の12月より神奈川県が独自に不活化ポリオワクチンを輸入し、接種を行うことが報道されました。その背景には、ごくまれにポリオ発症の可能性のある現行の生ワクチンを不安視し、ウイルスを無毒化した不活化ワクチンの輸入接種を国が導入を決めているものの、その時期を明確にしないため、接種を控える動きが全国的に広がっているからであります。そこで、福祉保健部長に、国における不活化ワクチンの導入の見通しについてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 現在、生ポリオワクチンは、予防接種法の定期接種に位置づけられておりますが、副反応として、御指摘のとおり、麻痺がごくまれに——100万人に1.4人と言われておりますけれども——あらわれることがあることから、ポリオウイルスを無毒化してつくる不活化ポリオワクチンの導入が国に対して求められているところでございます。不活化ポリオワクチンは、国内ではまだ医薬品としての承認が得られておりませんが、製薬会社から承認申請がなされており、国においては来年度の導入へ向け、有効性、安全性などの審査が行われているところでございます。県といたしましては、感染予防の観点から、ポリオワクチンの接種率を高く保つ必要がありますことから、不活化ポリオワクチンが導入されるまで生

ポリオワクチンの接種を差し控えることのないようをお願いをしているところでございます。

**○重松幸次郎議員** まだ明確ではないということでもあります。実は、うちの近所の御婦人からも不活化ワクチンの県内での接種の相談がございました。県内で不活化ポリオワクチンが接種できる場所はあるのか、またワクチンによる健康被害に対する救済措置はあるのか、もう一度、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** まず、不活化ポリオワクチンの接種につきましては、医療機関において、医師が個人の責任でワクチンを輸入し、行われておりますが、県内で接種を行っている医療機関は今のところ確認できておりません。

次に、不活化ポリオワクチンの健康被害に対する救済制度でございますが、公的救済制度である予防接種法に基づく健康被害救済制度や、医薬品副作用被害救済制度の対象とはなっておりません。そのため県といたしましては、確実な公的救済が受けられる予防接種法にのっとり生ポリオワクチンの接種をお願いしているところでございます。

**○重松幸次郎議員** つまり、今のところ県内での接種は難しいということでもあります。しかし、生ワクチンの接種を控えて不活化ワクチンを待っている間にポリオに感染してしまうということでは、元も子もありません。安心できる予防医療を提供することは国の責務であるとして、我が党も国会で、不活化ワクチンの早期導入を訴えております。県からもあらゆる機会を通じ国へ導入手続を働きかけていただきたく、要望いたします。

続きまして、がん対策でございます。我が党の機関紙に、「胃がんを撲滅しよう！」と題し

て、日本がん予防学会理事である北海道大学の浅香正博教授との対談記事がございました。日本では、胃がんの診断や治療の技術が進んだにもかかわらず、約40年間、毎年約5万人の方が胃がんで亡くなっております。初めに、福祉保健部長にお尋ねしますが、本県で胃がんで亡くなる方は何人いらっしゃるのか。また、胃がん検診の受診率を伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 県内における胃がんによる死亡者数でございます。平成22年人口動態統計では452人となっております。なお、人口10万人当たりの死亡率につきましては40.0でありまして、全国平均の39.7よりわずかに高い状況にあります。

また、県内の胃がん検診受診率でございますが、平成21年度地域保健・健康増進事業報告では7.6%となっており、全国平均の10.1%を下回り、低位にとどまっておりますことから、引き続き、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 受診率が低いことも課題であります。こうした中で、薬剤を服用してピロリ菌（ヘリコバクターピロリ）を除菌すると胃がんになりにくいということが、最近になって明らかになりました。つまり、胃がんを予防できるということであり、胃がん患者の95%はピロリ菌に感染している、ピロリ菌がない人はほとんど胃がんにならない、ピロリ菌を除菌すると胃がんの発生を3分に1以下に抑制できるということでもあります。また、胃がんの97%は50歳以降に発生します。したがって、胃がん検診は50歳以降からきちんに行うことが重要だと言えます。一方、それより若い世代は、ピロリ菌検査を行い、感染している場合は除菌すればほとんどの胃がんの予防が可能で、胃がん予防対

策を前進させるには、こうした発想の転換が求められております。浅香先生は、「まず大切なのは、胃がんの多くはピロリ菌による感染症ということを知ってもらうこと。若いうちほど除菌の効果がある」と指摘されております。

そうした中、長野県飯島町では胃がん撲滅キャンペーンの一環として、ピロリ菌感染検査の費用補助や、成人式で、がんを初め健康に関する講演を行い、ピロリ菌検査の一つである呼気試験の検査を無料で行っているという記事が新聞に掲載されておりました。そこで、県内で胃がん検診においてピロリ菌検査を行っている市町村はあるのか、あわせて胃がん検診にピロリ菌検査を導入することについての県の考え方を、福祉保健部長に伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 県内の市町村における胃がん検診は、国のがん検診の指針に基づき、問診及び胃部エックス線検査により実施されておまして、胃がん検診においてピロリ菌検査を行っている市町村はございません。県といたしましては、国立がん研究センターの検診ガイドラインでその有効性が十分に確認されていないとされていることから、今後の研究の進展や国の動向などを注視してまいりたいというふうに考えております。

**○重松幸次郎議員** 検診率を上げることと、いち早くピロリ菌検査導入を前向きに検討していただきたく、お願いいたします。

次に、うつ病対策についてであります。河野議員が昨年11月の議会で、沖縄県立総合精神保健福祉センターのうつ病対策、認知行動療法の件を質問いたしましたが、県としての取り組みと状況を確認する目的で、先日、宮崎県精神保健福祉センターを訪問し、うつ病、精神疾患などについて調査をさせていただきました。その

結果、県で調査を行い、県内の精神科クリニック、病院で認知行動療法を行っているのは全体で22施設あることをお聞きし、意外にも多く取り組みがなされていることがわかりました。これからも行政機関と医療機関が連携して、早期受診や周知広報に努めていきたいと強調されておりました。

また、沖縄では、精神保健福祉士による訪問支援（アウトリーチ）で、ひきこもりの方を「うつ病サロン」にお誘いし、認知行動療法等の学習対話を行っておられましたが、宮崎県でも多職種支援チームによるモデル的アウトリーチ事業が訪問支援相談を行っていると同いました。そこで、多職種支援チームによる精神障がい者へのアウトリーチ事業の内容を、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 統合失調症やうつ病等の精神疾患を有する皆さんが地域で安心して生活するためには、保健、医療、福祉など関係機関の連携のもとに、地域生活の継続に向けた一体的な支援が必要と考えております。このため県では、昨年4月から新たに、医師や看護師、精神保健福祉士等で構成いたしますアウトリーチチームを精神保健福祉センターに設置いたしまして、病院等を受診していない精神障がい者や精神疾患の疑いのある方への訪問支援を高鍋保健所管内でモデル的に行っているところであります。この事業では、精神疾患の早期発見や重症化の予防を目的に、医療だけでなく日常生活の支援を多面的に提供することによりまして、在宅での生活を継続できるよう包括的な支援を行っているところでございます。

**○重松幸次郎議員** 精神疾患のみならず、うつ病の予防対策としても大変重要であります。この事業は平成23年4月より取り組まれておりま

すが、その活動実績を伺いたと思います。また、これは大変重要でありますので、県下全域に活動を広げるべきではないかと思いますが、県の考えはどうか、いま一度、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** この事業ではこれまで、高鍋保健所の3町の15名を対象に自宅訪問を行いますとともに、個別相談やケース会議を開催するなどの支援を行ったところでございます。対象者は10代から70歳代で、平均年齢は46歳となっており、統合失調症等で長期に治療を中断されている方や未治療の方で、支援の結果、自主的に治療を開始され、市町村や福祉サービス事業所等からの支援を受けながら、在宅での生活を続けている方もおられます。県といたしましては、この事業の実施を通じて、地域の実情に合ったモデル的な精神保健医療体制の構築を図っていきたくと考えており、平成24年度からは県内3カ所程度で事業を展開したいというふうに考えております。今後とも、市町村や関係機関と連携を図りながら、精神障がい者の皆さんが、住みなれた家庭や地域の中で快適で豊かな生活を送れるよう、施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** ありがとうございます。アウトリーチによる訪問支援、早期発見で医療機関につなぎ、早期治療に努めていただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

続きまして、ドクターヘリについてであります。いよいよ本県でも4月から導入されるドクターヘリの運航訓練が2月24日から始まりました。日之影町、高千穂町を初めとして、今後4月上旬まで、離島も含め計26回行われる予定とお聞きしております。運航訓練は、患者発生の現場と、現地消防、病院の運航管理室、ヘリ間

の連絡を確かめるため実施するとされております。そこで、ドクターヘリの試験運航は、ランデブーポイントの場所や患者の状態など具体的にどのような想定で実施しているのか、またどのような課題が見えてきたのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** ドクターヘリの試験運航でございますが、現在、消防非常備町村を手始めに、公立の運動公園等をランデブーポイントといたしまして、頸椎損傷の救急患者や脳梗塞患者の公立病院からの転院搬送等を想定した訓練が4回行われており、これまでに課題や問題点等は特に報告されておりません。

なお、ドクターヘリの運航に当たりましては、迅速にランデブーポイント等の安全確保が行われる必要があることから、敷地管理者に対し、障害物の除去など常日ごろからの管理をお願いいたしますとともに、実際にヘリが着陸する際に人の立入制限に協力いただくなど、今後とも、関係者との連携と協力体制の強化を図っていく必要があるというふうに考えております。

**○重松幸次郎議員** 今回、ドクターヘリ運航の質問をするために過去の議事録を確認してみました。平成16年2月定例会で我が会派の長友安弘元議員が初めてドクターヘリ導入について取り上げ、県北の救急医療での深刻な問題、中山間地域等の医療過疎地域での救命率の向上、災害時の救急救命医療の万全に言及し、ただされておりました。以来、先輩議員の方々の熱心な議論で勝ち得たものだと実感しております。

県は当初、財源を理由に防災救急ヘリコプターで代替案を提示していましたが、平成18年6月、公明党がリードし、ドクターヘリの全国配備を推進した、いわゆるドクターヘリ法の制

定、そして地域医療再生臨時特例交付金の活用により、導入に大きくかじを切ることができました。4月の運航開始に大きな期待をしているところでもあります。しかし、他県と比較すると、さまざまなハンディキャップがあります。運航が持続可能なものとならなければ、県民の声にこたえるものとならない。運航前から心配してもとの声もありますが、ドクターヘリの運航を持続するためには、運航経費の財源や医療スタッフの確保等が課題になると思いますが、どのような対応をしていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** ドクターヘリの運航経費でございますが、国庫補助がございまして、国が2分の1、県が2分の1となっております。なお、平成25年度までの県費分につきましては、地域医療再生基金を活用することとしております。また、ドクターヘリの医療スタッフにつきましては、宮崎大学によりますと、本年4月までに医師14名、看護師42名程度の確保が見込まれているところでございます。

**○重松幸次郎議員** 動きながら、一つずつ解決する。そのためには、しっかり協力体制を築いていかなければと考えております。現在、26県31機の導入状況であります。昨年12月、鹿児島、ことしの1月に熊本が運航を開始し、9月に大分が導入予定と聞いております。これで九州全域に網羅されます。十分な救急医療体制の確保の一つとして、隣県との新たな救急医療の連携が大事な視点になってまいります。ドクターヘリを活用した救急救命について、隣県との連携はどう進めていくのか、再度、部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 県境部の市町村におきましては、本県のドクターヘリや防災

救急ヘリが出動している際に別件の救急患者が発生した場合、隣県からドクターヘリの応援をお願いしなければならない状況も想定されるところでございます。このため、昨年10月、隣県の担当課と連絡会議を設け、ドクターヘリ運航に係る相互の協力について意見交換を行いました。まずは県内での円滑な運航が軌道に乗った上で、県境を越えた連携のあり方について協議することとなったところでございます。

**○重松幸次郎議員** 悲願でありましたドクターヘリの導入であります。ぜひとも救急医療の充実に大きく寄与できることを願っております。

続きまして、救急医療現場におけるICT情報システムの導入についてでございます。救急患者のいわゆる「たらい回し」を防ぐために、改正消防法の施行（平成21年10月）を受けて、消防、医療の連携強化による救急搬送の改善に取り組まれております。しかしながら、改正後も、受け入れ照会4回以上並びに現場滞在時間30分以上の事案件数が改善されていない実態が明らかになりました。宮崎県の年間搬送人員は3万5,000人余であります。特に救命救急センター搬送事案における受け入れ照会回数4回以上が5.7%、全国平均は3.8%、現場滞在30分以上も5.6%、全国は5.0%と、いずれも全国を上回っております。特に懸念すべきは、救急センターにおける受け入れ率が75.07%で、全国平均の92.9%を大きく下回っているところであります。そこで、本県の救急車の出動件数の状況について、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（稲用博美君）** 消防庁が発表した数値によりますと、本県の過去3年間の救急出動件数は、平成21年が3万6,564件、平成22年が3万8,850件、平成23年度、これは速報値になりますが、前年に比べ2,551件増の4万1,401件と

なっております。

**○重松幸次郎議員** そのように年々ふえ続けているようですが、そこで県に提案を申し上げたいのは、ICTを活用した救急医療情報システムの導入でございます。佐賀県が平成23年4月に、タブレット端末を利用した新しい救急医療情報システム「99さがネット」を稼働させました。このシステムは全国で初めてであります。県内すべての救急車55台に多機能情報端末iPadを搭載し、配備し、救急医療現場の「見える化」を実現させました。この新システムは、医療機関側が受け入れ可否情報を提供し、救急隊は患者の搬送先や事故種別など9項目をiPadで入力し、医療機関ごとに最新搬送日時と24時間内の搬送実績、受け入れ不可の理由など、最新情報がわかる仕組みになっています。また、搬送実績をデータ分析でき、救急医療の改善に活用できるとあります。このように、佐賀県の集計によると、導入開始以降、搬送時間が2分短縮されたほか、これまで救急搬送が集中していた3次医療機関に運び込まれる患者の数が減ったという成果が報告されております。この新システムはクラウド型を採用しているため、簡単なカスタマイズをすれば他の自治体でも利用ができ、また運用コストも削減できるというメリットがあります。さらには、このシステムに一般住民向けの医療機関情報システムが連動運用されており、家のパソコンからでも、わかりやすい医療機関検索で、夜間や休日のけが、急病で困ったときに利用すれば、病名、受診科目や、緊急時か、それ以外かを区別して紹介されるので、不要な119番やコンビニ受診を減らす工夫がなされております。宮崎県としてこのシステムを導入できないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 本県では、救急患者を受け入れる病院の空きベッド情報や当直診療科の情報を提供いたします救急医療情報システムを平成13年度から導入してまいりましたが、県内では救急患者の搬送先がある程度限定されることなどから、平成19年度に廃止したところでございます。御提案の佐賀県のシステムでございますが、救急隊が患者の搬送先や疾病状況等を随時入力することで、医療機関ごとの受け入れ状況を関係者が常に共有できるといった機能もあると伺っております。当システムの本県への導入につきましては、従前の本県のシステムとの違いや導入した場合の効果等につきまして、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

**○重松幸次郎議員** ありがとうございます。救急救命医療の万全の体制構築のため、ぜひとも導入を検討していただきますようお願いいたします。

以上で、少々早いですが、私の質問を終了いたします。本当にありがとうございます。  
(拍手)

**○十屋幸平副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時43分散会

3月6日（火）



# 平成 24 年 3 月 6 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 岩 下 斌 彦 (自民党つくしの会)
- 3 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 西 村 賢 (同)
- 6 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 7 番 松 村 悟 郎 (同)
- 8 番 内 村 仁 子 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 凶 師 博 規 (日 日 新)
- 15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 16 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 17 番 太 田 清 海 (同)
- 18 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 23 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 24 番 外 山 衛 (同)
- 25 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 横 田 照 夫 (同)
- 34 番 中 野 一 則 (同)
- 35 番 中 野 廣 明 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 十 屋 幸 平 (同)

欠席議員 (1 名)

- 22 番 丸 山 裕 次 郎 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

- |                 |         |     |
|-----------------|---------|-----|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣 | 俊 嗣 |
| 副 知 事           | 牧 元 幸 司 | 司 一 |
| 県 民 政 策 部 長     | 渡 邊 亮 一 | 一 美 |
| 総 務 部 長         | 稲 用 博 弘 | 弘 彦 |
| 福 祉 保 健 部 長     | 土 持 正 弘 | 隆 夫 |
| 環 境 森 林 部 長     | 加 藤 裕 彦 | 巖 紀 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 | 美 敏 |
| 農 政 水 産 部 長     | 岡 村 巖 紀 | 一 文 |
| 県 土 整 備 部 長     | 児 玉 宏 紀 | 早 文 |
| 会 計 管 理 者       | 豊 島 美 敏 | 俊 郎 |
| 企 業 局 長         | 濱 砂 公 一 | 好 子 |
| 病 院 局 長         | 甲 斐 景 一 | 義 人 |
| 財 政 課 長         | 日 隈 俊 郎 | 雅 男 |
| 教 育 委 員 長       | 近 藤 好 子 | 秀 尊 |
| 教 育 長           | 渡 辺 義 人 |     |
| 警 察 本 部 長       | 鶴 見 雅 男 |     |
| 人 事 委 員 長       | 村 社 秀 尊 |     |
| 代 表 監 査 委 員     | 宮 本     |     |

事務局職員出席者

- |             |           |     |
|-------------|-----------|-----|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘   | 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長   | 成 合 修 稔   | 稔 仁 |
| 総 務 課 長     | 山之内 宗 徳   | 徳 太 |
| 議 事 課 長     | 武 田 幸 浩   | 浩 太 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 口 浩 太 | 太 一 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 豆 雅 広   | 二 一 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 関 谷 幸 陽 | 陽 一 |
| 議 事 課 主 査   | 前 田       |     |

◎ 一般質問

○十屋幸平副議長 ただいまの出席議員36名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日向市選出、西村賢です。きょうは傍聴席に若い女性の姿がありまして、非常に緊張しておりますけれども、元気に始めたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

今、厳しい経済情勢の中で、県民の生活、また企業の経営、非常に厳しいものがあります。あえて宮崎県庁を株式会社宮崎県庁とするならば、その社長は知事であります。今、厳しい経済情勢の中で、民間企業の、時間的な意識、またコスト意識、非常に厳しい状態が続いておりますが、県民からの批判の一つに「行政の対応は遅い」という厳しい声があります。その声は、単純に回答がなかなか返ってこないというだけではなくて、いろんなことを実証、検証して、またその効果が出るまでの時間がかかるという意味も含まれております。民間企業であるならば、何か一つのプロジェクトを実施したときに、短期間でその成果が出なければ、修正、変更、また取りやめるということもあると思います。売り上げや損失といった形ですぐに効果ははかれる民間企業にとっては、非常にシビアな問題であります。もう一つ、コストの問題があります。コスト感覚。非常に民間企業も厳

しい状況でありますけれども、国民、県民からは、いわゆる行政の無駄遣いというものが指摘されております。単純にその投資効果が見えないということではなくて、いろんな事業を打って、その効果以上に、収入であったり、税収であったり、そういうものをもっと県が考えなければいけないということでもあります。河野知事は総務省の御出身であり、総務部長、副知事を経て、今、知事となられました。それまでも各地で要職についてこられたと思いますが、今、河野知事は、政治家として、県トップとして、行政のスピードやコスト感覚、またどのような経営感覚で県政運営を行っているのかをお伺いいたします。

続きまして、県職員の採用についてお伺いをいたします。新年度に入庁する職員は、知事が初めて採用する職員となるわけですが、民間企業であれば、社長が直接、または人事担当者がその会社にふさわしい人物を採用するわけですが、知事はどのような人材を求めているのかお伺いをいたします。

以下、質問者席より質問を行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、経営感覚についてであります。厳しい経済社会情勢の中で、県民の皆様の多様化・高度化するニーズにしっかりと対応するためには、県職員といたしましても、より一層迅速で、的確かつ効率的な対応が求められていると考えております。その中で特に、議員御指摘のように、やはりスピード感、コスト感をいかに持つかということであるかというふうに考えております。

私自身は、現場主義を重視いたしまして、直

接県民の皆さんと触れ合い、さまざまな声を聞きながら、常に時代の動きにアンテナを張りめぐらせていたい、そのような思いがしておるところでございます。また、今、フェイスブックやツイッターなどのソーシャルメディアも活用しておりますが、大変おもしろいのは、とても面と向かっては言えないような厳しい言葉が、実名のフェイスブックでさえ投げかけられてまいります。「公務員は安定しているから、おまへたちはコスト意識がないんじゃないか、スピード感がないんじゃないか」、そういう厳しい言葉にさらされております。やはり現場主義で、直接県民の皆さんと接したり、こういうメディアを通じてそういう厳しい言葉にさらされ、また県民の思いをじかに感じることによって感覚というものを磨いてまいりたい、そのように考えておるところでございます。県職員に対しましても、私の言動、思いを通じて、より効率的に、またスピード感を持って、コスト意識を高めて仕事に当たることができるよう取り組んでまいりたい、そのように考えておるところであります。

次に、新規採用職員に求める人材像ということでございますが、社会の変化にしっかりと対応できるような感性を備えて、この宮崎をよくしたいという使命感と意欲に燃えた個性豊かな人材が必要であると考えておまして、磨けば光る色とりどりの原石を求めたい。その原石も、形のイメージとしましては、よくコンペイトーをイメージするんですが、どこかにとがったところ、どこかにやるぞと思わせるものがある、そういうとがった人材というものを求めていきたいと考えております。一方で、即戦力の確保という面では、現在、情報分野などにおいて専門知識を有する人材の任期付きの採用を

行っているところでありまして、限られた人的資源で県民サービスに的確に対応していくためには、こうした高度な専門能力を持ったすぐれた人材の確保というのも大事であるというふうに考えております。今後とも、職員の採用に当たりますとしましては、基礎的な能力はもとより、人間性や意欲、将来性などの人物判断に重点を置きますとともに、人事委員会とも相談をしながら、社会人経験者の中途採用など、多様な人材確保のための新たな取り組みについて検討してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 今、知事の言葉で熱く語っていただきました。今、全国的に注目を集める大阪市の橋下市長は、府知事時代から、二重行政の排除、また公務員改革、さらには既得権の排除というものに力を入れ、まさに国民目線でいろんなことを、国に対して、また行政に対して訴えてまいります。その姿勢が非常に高く評価されて、高い支持率、また注目度を高めていると思います。河野知事におかれましても、負けられないように、常在戦場の気持ちを持って取り組んでいただきたいと思います。議会もそうですが、県行政の方々は、できない理由、やらない理由を言わせれば、本当に天下一品であります。民間企業は、どうやったらやれるのか、何とかしてやれないのかということを常に考えております。そこが私は大きな違いだと思っております。ぜひ皆さん方も——当然これは県だけへの批判ではありません。公務員バッシングは国へも市町村へもあります。ぜひ気持ちを新たに頑張っていただきたいと思います。知事の熱い答弁、本当に期待したいと思います。

それでは、今、知事からいただきました職員採用の答弁に関連しまして、人事委員長に質問

したいと思います。知事の意向を受けて、職員採用試験の内容を弾力的に見直していくことは可能であるのか、お伺いいたします。

**○人事委員会委員長（村社秀継君）** 県職員の採用試験におきましては、第1次試験で一般教養や専門知識に関する筆記試験を実施し、第2次試験で論文試験や面接などを実施しているところでございます。試験の内容につきましては、これまでも人物重視の観点から、面接の配点割合を大きくしたり、大学卒業程度の試験において集団討論を導入するなどの見直しを行ってきているところでございます。県職員の採用に当たりましては、基礎的な能力はもとより、すぐれた人間性や将来性を有し、多様な能力や経験を持った有為の人材を確保していくことが重要な課題であると考えておりますので、今後とも、知事を初めとする各任命権者と協議しながら、採用試験の種類や試験の内容について必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 少なからずの配慮はあるとのことでした。ここで知事にひとつ提案なんですけど、学力、また面接ということで今の採用試験を行っておりますが、加えて、知事もお受けになったことがあります「みやざき観光・文化検定」、このようなテキストを用いて試験をやってみてはいかがかと思います。その理由の一つとして、入庁時から、宮崎市にしか住んだことがない県職員の方々もたくさんいらっしゃると思います。そういう方々がこういうものを勉強することによって、高千穂に赴任したときも串間へ赴任したときも、どこに行ってもその地域のことを知っていれば、その地域の方々からも感謝されますし、愛される県庁マンとしても第一歩が踏めると思います。やはり、これからは

多様性の時代、宮崎県庁も新しい人材を得ていく、ふやしていく、そしてまた愛される県庁マンになることで公務員バッシングも和らいでいくということも考えられると思いますが、この件につきまして知事の感想とか、これからの気持ちがあれば伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のように、ふるさと、郷土に対する深い理解と関心を持っていく、これも大変重要な資質、求められるものであるというふうに考えております。一方で、今御指摘がありましたように、広く人材を求めるとのことからすると、必ずしもそういう勉強を積む機会がなかった、例えば他県出身の人材を受け入れるときに、それがハードルになってはいかなんという思いもいたします。ただ、御提言の趣旨も踏まえて、いろんな討論をするときに、そういう問題意識を聞いてみるということもあると思いますので、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

**○西村 賢議員** さらに関連して、教員採用について、教育委員会のトップである教育委員長にお伺いいたします。

近年の本県の教員採用の状況を見ますと、新卒採用は1割程度、ほとんどが臨時的任用講師を続けながら採用試験に挑戦して先生になっていく、教師になっていく状況にあります。採用試験の合格の平均年齢は27.8歳。講師の現在の登録数は1,512人とのことですから、大学を卒業しても6年も7年も合格しないということが普通であります。子供を預ける親の立場から見ますと、「現場での経験豊富な方が教師となるほうが安心する」という声も聞きますが、逆に、教師を目指す者、またその家族にとっては、不安定な状況が長く続くことで大きな不安もあるのではないかと思います。このような現状を教

育委員長はどう考えているのか、所感をお伺いいたします。

○教育委員長（近藤好子君） 私は、教育委員長としてこれまで多くの学校を訪問してまいりましたが、臨時的任用講師等の皆様には、正規の教職員とともに、子供たちをはぐくみ、学校を支える貴重な戦力として、本県教育の一翼を担っていただいていると実感しているところであります。

教員採用につきましては、臨時的任用講師等のほか、新規学卒者や他の職業についている方などさまざまな経歴の受験者がおられますが、すべての受験者に対して同一条件の試験の実施を基本としているところであります。ただし、臨時的任用講師等を初め一定期間教職経験のある方に対しましては、その実務経験を評価し、第1次試験のうち教職教養試験を免除しているところです。御質問にありました教員採用試験の現状については、でき得る限りの採用に努めておりますが、児童生徒数の減少傾向や、近年の退職者の減少という状況がある一方、多くの方が受験してくださいますことから、結果として非常に高い倍率となっているところであります。

私は、教師は、学校という場において、児童生徒という子供たち、保護者の方々、地域の皆さん、そして教職員同士と、少なくとも年齢と立場の違う4者への対応と、そこで出てくるそれぞれの場面の課題に適切に対応していくことが求められていると考えております。そのためには、すぐれた資質を備えた心豊かでたくましい魅力ある教職員を確保していくことが、何より重要だと考えております。県教育委員会といたしましては、今後とも、公平公正を基本として、優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考

えておりますので、受験される皆様には、教師として子供たちとともに生きていくことを目標に、志を強く持ち続けて採用試験に臨んでいただきたいと考えております。

○西村 賢議員 今お話にありましたとおり、公正な試験というものは重要だと思いますけれども、やはり長く教師になれない状況、またそれによって将来の生活への不安というものも、教育への影響がないのか心配になります。この問題は長く放置するわけにはいかないと思いますので、教育委員会のほうでもぜひ、このままでよいのか、改正すべき点はないのかを検討いただきたいと思います。よろしく願います。

続きまして、細島港の有効利用についてお伺いいたします。

おとといでありますけれども、3月4日、細島港国際物流ターミナル整備着工式が開催されて、河野知事、また児玉県土整備部長にもお越しいただきました。いよいよ長い間足どめされていた細島港の新岸壁整備が始まります。先日の田口議員の代表質問でもありましたので質問は割愛しますが、今の交通インフラの状況を見ますと、ほかの港とはまだまだ競争できない、戦えない状況にあると思います。陸の部分、高速道路、バイパス、また国富町のスマートインター、小倉ヶ浜有料道路の無料化、いろんな問題がありますけれども、ぜひこの細島港の新たな開港に向けまして力をかしていただきたいと思います。

それでは質問に移りますが、現在、細島港沖に建設中の沖防波堤、北防波堤を県が、南防波堤を国が整備しておりますが、細島港の静穏度を高めるために非常に重要な岸壁であります。国のほうが平成10年から、県のほうが11年から

スタートしたようでありますけれども、まだまだ時間がかかるような感じがいたします。さて、昨年の東日本大震災の津波の映像が流れるたびに、防波堤を乗り越えて大きな波が押し寄せてくるシーンは何度も見ました。このときに、防波堤を乗り越えたとしても、減災の効果、場合によっては10分以上も津波の到達をおくらせたという結果も聞いております。今の細島港の沖防波堤に防災対策がなされていくのか、盛り込まれていくのかを県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 今、議員のお話にございましたが、細島港の沖防波堤については、港内の静穏度を確保するために整備を進めているところではありますが、防波堤は、津波の高さや流速の低減、また到達時間の遅延などの減災効果を発揮するとされており、県といたしましても、防波堤の津波対策の必要性は十分に認識をしているところでございます。東日本大震災を受けまして、現在、国におきまして、港湾における総合的な津波対策のあり方が検討されております。この中で、防波堤を越えるような最大クラスの津波の被害を受けても崩壊しない、粘り強い構造とするための技術的指針や補強方法の検討が進められているところであります。したがって、今後、その検討結果を踏まえ、国と連携を図りながら、防波堤の津波対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 1つ知事に質問をいたします。細島港の整備を今後どのように行っていくのか。以前は、細島、宮崎、油津といった港、またそのほかの中小の港も同様に整備をしてまいりました。ただ、満遍なく整備をしてきた結果、ほかの県の重要港湾とは大きく差が開いて

きたように私は感じております。本来ならば、港の使用目的があつて、それに沿って計画を立てて、それによって整備が行われるということが普通であると思いますが、これまでの宮崎県のやり方を見ますと、とりあえず整備をして、そこにどうにかして荷物を集めて、それを目的化していく。私は全く順序が逆だと思っております。ぜひ知事に、細島港を今後どのような港にしていきたいのか、その思いを伺いたしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県は南北に400キロの海岸線を有しており、北から、細島、宮崎、油津とございまして、それぞれの位置づけを整理しながら整備に取り組んでいるところでございますが、細島港については、外国貿易を含む東九州の物流拠点という位置づけで、県内で唯一、重点港湾に指定をされておるところでございます。本県経済の発展を牽引する重要な基盤という認識であります。県といたしましても、ガントリークレーンの増設やコンテナヤードの拡張に取り組んでおりますし、先日、大型岸壁の着工ということで、より整備が進むものと期待をしております。今後、東九州自動車道の延岡までの開通というものも平成25年度に迫っておりますし、九州中央自動車道の整備、さらには東九州メディカルバレー構想の進展なども期待をされておるところでございます。また、後背地に太陽光発電や医療、さらには電気自動車等、世界最先端の企業が立地しておるところでございます。九州の扇のかなめに位置する細島港は、大変高いポテンシャルを有しているということでございます。

海上輸送を初め、交通・物流ネットワークの充実は、今後、本県の産業振興を図る上で大変重要な課題と認識しておりますので、東アジア

の急成長、さらにはグローバル化の進展というものを十分視野に入れながら、しっかりと、一層のポートセールス、そして利用促進を図ってまいりたいと考えております。今後、広い意味での地産地消を取り組んでいくということでございますが、県内の施設を使うというのも柱となってくるわけでありまして、宮崎の貨物は宮崎の港を使ってもらう、そのような取り組みを図りながら、利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今の話のとおり、非常に高いポテンシャルを持っております。特に今、細島港のライバルは、例えば博多であるとか志布志であるとか言われておりますけれども、これから交通インフラが整備されれば、決して高くない周辺の土地代でありますとか物流関係、これを補えるものがたくさんあると思いますので、ぜひ県も協力をしていただきたいと思います。

続きまして、県民政策部長にお伺いいたします。細島港の利用促進を図るために、荷物の確保、特に下り荷のコンテナ対策が重要であると思いますが、県はどのような対策を行っていくのかお伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 県におきましては、平成21年度から物流効率化支援事業などを行っており、県内港湾への荷寄せに努めているところでございますが、例えば細島港の場合、平成22年の実入りのコンテナ取扱量は、20フィートコンテナ換算で、輸出が約1万個、輸入が約6,000個でございます。輸出が輸入を大きく上回っている。したがって、結果として輸出用の空コンテナが不足しておりまして、他の港湾からコンテナを回送する必要があります。そのためにコスト高を招いている状況がございます。このため、物流効率化支援事業を来

年度も引き続き行いますが、来年度から新たに、下り荷に対する割り増し制度対策等も行いまして、下り荷の確保に特に力を注いでまいりたいと考えております。細島港の利用促進につきましては、先ほど知事からも答弁がありましたように、地域経済循環システムの構築の観点からも大変重要でございます。今後とも、地元自治体を初め関係団体や関係部局などと連携しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。割り増し制度、いわゆるインセンティブを今以上に与えていただけると。本当にこれは即効果が出ると思いますし、ありがたいことであると思いますが、インセンティブを与え続けるということは、やはりほかの港との体力勝負、財力勝負ということになってしまいます。そこで、続けて質問いたしますが、それ以上に、私はC I Q対策というものが重要であると思います。これは海運会社の方から聞きましたけれども、細島港に荷物を入れる、水曜日に到着したコンテナの検疫をするのは翌週の月曜日、結局、水曜日に荷物が届いても月曜日まで荷物をあけられない。急ぎの場合は志布志に持って行って志布志であけてもらう。もう一つは、平成22年、大型客船が細島港に来ましたけれども、そのときもC I Q対策、いわゆる入管の対策で非常に苦労しました。宮崎県としては、幾ら港を整備しても、このC I Qの問題が改善されなければ、いつまでたっても、箱はできても中に人がいないということになりかねません。県として国へどのような要望を行っているのかお伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 細島港のC I Q体制でございますが、現在、税関、植物防疫

所は設置されておりますけれども、出入国管理や人、動物の検疫は、宮崎市や鹿児島から出張対応となっております。本県の空港、港湾のC I Q体制の強化につきましては、毎年、国に対して要望を行っております、徐々に充実されてきております。今後、東アジア地域との経済交流拡大を進める上でも細島港は拠点となりますので、さらに強化する必要があります。今後とも国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 よろしくお願いたします。

細島港を有効利用するに当たりまして、これからの東アジア貿易というものは非常に重要な問題であります。昨年末に凶師議員とともに香港の福岡県事務所を訪問いたしました。その福岡県香港事務所は、経済情報の収集、海外ビジネス支援、いわゆる企業のマッチアップ、外資企業の県への誘致、にせもの対策を含めた県産品の販路拡大、また観光客誘致と、大きく5つの分野によって尽力されておりました。ほかにも福岡県は、アジアではバンコク、上海、ソウルにも事務所を設置し、アジア対策に非常に力を入れておりました。東アジア対策というのは、宮崎県、九州だけではなく、本当に全国各地が今一生懸命に取り組んでいる問題であります。宮崎県に置きかえますと、上海事務所はあるものの、ソウル事務所は閉鎖し、また福岡県と財政規模は違うかもしれませんが、他県に出かけている状況を感じました。本県の海外事務所についてどのような役割を県は負わせているのか、お伺いたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 海外事務所は、経済発展が著しい東アジアの活力を本県に取り込み、交流を促進していくための拠点施設となるものであり、観光誘客や県産品の販路

拡大、国際交流などといった分野における県の事業はもとより、県内の企業、団体等が海外事業を円滑に展開できるようサポートすることなどを目的に設置しております。現在、中国においては、経済・金融の中心都市であり、在留邦人や富裕層が多数居住している上海市に県事務所を設置しており、また、県産品の需要が見込まれ、定期航空路線を利用した本県への観光客が多い台湾に現地駐在員を配置しているところでありますが、政府機関や旅行会社等との連絡調整や本県のPRを初め、現地での情報収集や現地訪問の際のアテンドなど、その業務は多岐にわたっているところでございます。

○西村 賢議員 ソウル事務所を閉鎖した影響も伺おうと思いましたが……。まだまだ宮崎県は他県に比べてやる気が感じられない。特に東アジアという大きなマーケットをねらっていくということを知事も訴えているわけですから、ぜひそこのところを、また検討し直していただきたいと思えます。

次に、観光振興についてお伺いたします。

昨年の12月23日、国際的なファッションイベント「東京ガールズコレクション」が、初めて宮崎市で開催されました。5,000人もの観客を動員し成功のうちに終了したとの報道を見ました。私自身もチケットを入手できず、またほかの県民からも「チケットがとれない」という苦情を多く聞きました。それだけ大人気でもあり、成功だったということだと思いますが、本当に多くの関係者の御尽力により実現できたことに感謝を申し上げます。

そこで、この東京ガールズコレクションは、宮崎恋旅プロジェクトの一環として実施されましたが、誘致から実現に至るまでの経費、観光への波及効果、経済効果をどのように県が把握



しているかを、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 県では、恋や愛にちなんだ神話ゆかりのスポット等を活用し観光客誘致を行う「宮崎恋旅プロジェクト」を、21年度から展開しているところでありますが、その認知度を全国に広げるため、ターゲット層を同じくする東京ガールズコレクション——ちょっと長いので、以下「TGC」と略させていただきます——の情報発信力に注目いたしまして、平成22年度の補正予算で1,200万円を措置し、平成22年9月からタイアップ事業に継続して取り組んでまいりました。これまで、首都圏で開催された3回の3万人規模のイベントにおいて、恋旅の紹介やPRブースの出展を行ったほか、TGC公式サイトでのPR、有名読者モデルがお勧めする宮崎恋旅ルートの紹介、TGCとコラボしたグッズやグルメ、お土産の開発などを行ってきております。また、こうした取り組みの集大成として、昨年12月には、九州では初めてとなりますTGCが本県で開催されたところであり、その経費の一部として、今年度、口蹄疫復興対策運用型ファンドにより3,000万円を支援しております。

次に、イベント開催による経済効果ではありますが、イベント開催に伴う直接的なものとしては、県内外から5,000名を超えるお客様のほかに、マスコミ、モデル、スタッフの方々にお越しいただいたことから、県では約4,500万円の消費効果があったと試算しております。また、PR効果としまして、当日のイベントの様子は、例えばフジテレビの「めざましどようび」や日本テレビの「ヒルナンデス！」など、全国ネットを含めテレビ放映が32回、スポーツ紙を含む新聞では全国紙、地方紙などに58回掲載され、

ウェブでも確認できているだけで140回取り上げられたことなどから、主催者の試算によりますと、6億円程度の効果があったと伺っております。さらに、今回のイベント開催に連動する取り組みといたしまして、11月には観光関係の方々などが集まった「宮崎恋旅サミット」などや、イベント当日の夜には、中心市街地におきまして恋旅モニュメントの設置除幕式が開催されるなど、民間が主体となった動きも見られたところであり、今回のイベント開催は大きな効果があったものと考えております。

**○西村 賢議員** 私も「TGC」と略させていただきますけれども、このTGC、普通のイベントであれば、特に県が4,000数百万も支援をしなくていいわけです。イベント運営会社に任せてそれだけの効果があったのであればいいわけなんですけれども、このTGCを利用して県はどのような観光浮揚につなげていくかというのが課題だと思っておりますが、どのようにして県はTGCを利用して、イベントだけではなくて観光誘客につなげていくのか、そのあたりを伺いたいと思います。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 県では、これまでもTGCとのタイアップ事業を行ってきておりますが、昨年12月に本県で開催されたTGCにおいて、先行販売したチケットが数分で売り切れるなど、特に若い女性に対するブランド力と情報発信力を改めて認識したところがあります。また、ほんの数日前になりますが、今月3日には、約2万7,000人を集めて横浜アリーナで開催されましたTGCにおいて、主催会社が独自にメインステージで、「宮崎恋旅」からの提供として、宿泊つき往復航空券プレゼントの告知などを行っていただいたところがあります。こうした中、JTBを初めとした各旅

行会社等では、宮崎恋旅を組み込んだ旅行商品を企画販売していただいております、さらに、県内のホテル・旅館においても、自社のホームページ等で独自商品として展開をされるなど、宮崎恋旅への評価、認知度の高まりを感じております。このようなことから、今後とも、「宮崎恋旅」の定番化に向けた継続した取り組みを行うことで、さらなる観光誘客を図ってまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 非常に効果は高いということを今、お話しいただきました。その定番化に向けて、例えばことしもやるとか、第2回目はいつやるとか、そういうものがあるのか。まだまだ、「恋旅だから宮崎に来ました」という人には出会ったことがありません。ぜひそのあたりの検証も踏まえて考えていただきたいと思いますが、部長、ことしもあるとか、第2回目はあるとか、そういう話は今出ているのでしょうか。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** TGCを主催している主催会社におきましては、先ほども申し上げましたように、若い女性がターゲットで、そこが共通しているということで、宮崎恋旅については高い評価をいただいているところでございます。先ほど申し上げましたけれども、チケットが数分で売り切れるというぐらいの人気がある一方で、宮崎で開催する場合、首都圏では3万人集められても、宮崎では5,000人というような課題もあるようでございますので、今後、取り組みについてはいろいろ検討させていただきたいと思っております。

**○西村 賢議員** わかりました。

次の質問に移ります。本県の、スポーツランドとしても観光としても有効な観光資源であるゴルフ産業について質問いたします。まず、知

事に質問いたしますが、観光資源として本県のゴルフ場をごらんになって、どのような所感をお持ちでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県は何といても、温暖な気候に恵まれて1年を通じてプレーができる、そして世界に向けても誇ることでできるすばらしいゴルフ場があるわけでありまして、ダンロップフェニックストーナメントやLPGAツアーチャンピオンシップリコーカップに代表される、多くの一流ゴルファーが集まるような著名な大会が開催されているわけでありまして、日本でも有数のゴルフの環境に恵まれた場所であると考えております。また、春のキャンプシーズンに、実はプロゴルファーの方とか大学のゴルフクラブなどがキャンプにも来ておまして、そういったところからも非常に恵まれた環境というものが裏づけられているということでございます。海外も含めてゴルフ場の利用者が年間100万人を超えておまして、本県の貴重な観光資源であるという認識であります。

昨年、韓国、台湾、香港に参りましたときも、やはり本県のゴルフというものが向こうにとっては大きな魅力になっているということを実感いたしました。これをしっかりと今後ともPRしながら、ゴルフと温泉、さらにトレッキングとかさまざまな魅力と組み合わせ、しっかりと売り出してまいりたい、そのように考えております。

**○西村 賢議員** 続けますが、本県のゴルフ場は、宮崎県の豊かな自然を開発して、昭和40年代から観光産業の目玉として整備をされてきました。それからバブル期まで県内のゴルフ場もふえ、現在は大小30ものゴルフ場があるということです。しかし、その後のバブル崩壊、景気低迷などでゴルフ利用客は減り続け、最近の状況

でも、ここ最近のピークである平成9年143万人の利用者から、平成22年は107万人、約35万人、25%の減となっております。その後の経営不振や倒産などでゴルフ場は売却され、現在、パブリックゴルフ場を除けば5社しか県内資本のゴルフ場はありません。ゴルフ場が県外、海外資本に移っても存続されればいいという考え方もあります。また、資本力、集客力を持った他県のゴルフ場が来ますと、サービス合戦により、本県ゴルフ産業、地場企業が厳しい状況になります。県としてゴルフ振興をどう考えるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** ゴルフにつきましては、先ほど知事も申し上げましたように、観光資源としての重要性に加え、ゴルフ場の維持管理や利用客による飲食需要の喚起などにより、地域経済の活性化に寄与していると考えられるとともに、一定程度の雇用の受け皿となっていると認識しており、今後とも、本県のゴルフ場やゴルフ環境のPR等に努めていきたいと考えております。

**○西村 賢議員** 質問を続けますが、知事に伺います。ゴルフはもはや金持ちだけのスポーツではなくなりました。しかし、ゴルフ場利用税という、いわゆるぜいたく税は今も続いております。宮崎県もその恩恵にあずかっておりますけれども、平成15年から高齢者やジュニアゴルファーが免除の対象になりましたが、近年のピークの平成9年、ゴルフ場利用税調定額約11億6,400万円。しかし、平成22年は5億6,000万円、いわゆる半分以下の収入になっております。知事はゴルフ場利用税についてどう思いますか。

**○知事（河野俊嗣君）** ぜいたく税という話がありましたが、ゴルフ場の利用に担税力という

ものを見出して利用者に負担をお願いしているというものでございまして、その税収の7割はゴルフ場所在の市町に交付をしているということでございます。自主財源に乏しい本県、またその市町にとりましては貴重な財源という認識であります。

**○西村 賢議員** ピークよりも半額でも、それでも税金を取っていくというお考えでありました。

それでは商工観光労働部長に伺いますが、ゴルフ場利用税を取ることは行政の権利でありますけれども、もっとゴルフ振興に関して宮崎県も本腰を入れるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 県といたしましては、引き続き、本県のすばらしいゴルフ環境を紹介するためのパンフレットの作成、あるいはホームページの充実等を図り、国内外に対してPRを行うとともに、旅行会社等に対するセールス活動を通じて、ゴルフを組み入れた旅行商品、ゴルフパックといった商品の造成を働きかけることなどにより、ゴルフ場の一層の利用につなげていきたいと考えております。

**○西村 賢議員** 今のパンフレット、ホームページには、本当にお金もかけていない。また旅行会社にそういう旅行商品をつくってくれと言ってください。まさに宮崎県は、観光の目玉としてゴルフ場を利用し、ゴルフというスポーツを利用しようとしている割には、全く県としてのやる気が私には感じられません。これはゴルフ振興の問題だけではなくて、宮崎県の姿勢だと思っております。先ほど言ったように、だんだんその産業が厳しくなっていくても、税金が取れるからいい。いいときは、税金もいただき、当然雇用も生んでいただき、この地域発展

のために寄与していただいたものの、その産業に対しては、恩恵を受けるだけで何も返していない。かつては建設業もそうだったと思います。地域の雇用を助け、また税金を払い、非常に頑張ってきましたけれども、県として、自然の流れとしてしょうがないんだ、もう企業はこんなに要らないんだと入札制度改革を実施しました。それによって、やはり県の経済も疲弊した部分は多々あると思います。民間の頑張りというものを、宮崎県はもっともっとフォローしてやる必要があると思います。これは要望にかえさせていただきませうけれども、宮崎県がゴルフを観光資源としてどんどん訴えていくのであれば、例えば、ゴルフ場利用税を半額にしますとか、キャッシュバックしますとか、そのような大胆な政策を打っていく。1人当たりは数百円かもしれませんが、全国のゴルファーに対しては非常に大きなインパクトがあると思います。知事、いかがですか。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のように利用料金に応じて課税されておりまして、県内で最も高いところで1,200円ということがございます。その半額の数百円がどれほどのというところがございますが、いずれにしてもゴルフというのが貴重な観光資源というふうに考えております。PRが足りないのではないかと御指摘もいただきましたが、その趣旨も踏まえて、これからも関係団体とも一緒になりながら、しっかりとゴルフの振興に努めてまいりたい、そのように考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。よろしくお伺いいたします。

次に、教育長にお伺いをいたしますが、先月、女子ゴルフアジアツアー「第一回宮崎女子オープン」が宮崎市で開催されまして、私

も、初めての開催ということで少し見に行ってみました。ダンロップフェニックス、またリコーカップとともに、宮崎県の大会の一つとして成長していただきたいと思います。その中で、ジュニアゴルファー、アマチュアゴルファーの予選会には80数名が参加し、10名のアマチュア選手が本戦に出場されました。その試合のときには、当然ながら保護者、指導者がたくさん集まり——本県は、ジュニアゴルファーのあこがれでもあります女子プロゴルファーもたくさんいらっしゃいます。そういう意味では、女子プロゴルフ、もしくはアマチュア、ジュニアゴルファーの育成、その分野の拡大というものが、宮崎県にとっては重要なことではないかと感じました。教育長に、宮崎県のジュニアゴルファーの育成がどのようになっているのかをお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） ゴルフ競技は国体の正式競技の一つでありまして、昨年の山口国体では、女性が2位タイ、少年男子が6位に入賞しますとともに、男女4名の中学生、高校生が日本ゴルフ協会ナショナルチームのメンバーに選ばれるなど、若い世代が活躍している本県の有望な競技スポーツの一つであります。そのため県教育委員会では、県体育協会と連携しながら、県ゴルフ協会に対して国体の選手強化費を補助するなど、選手の育成・強化に取り組んでいるところであります。さらに、平成24年度の新規事業といたしまして、国体実施40競技を対象に、中高校生の日本代表選手を支援するジュニア日本代表支援事業をお願いしているところであります。県教育委員会といたしましては、関係団体と連携しながら、引き続き、ジュニアゴルファーの育成を初め、トップレベルの中学生、高校生の選手育成を図り、競技スポーツの

さらなる強化を推進してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 トップ選手は当然ですがけれども、すそ野を広げていくためにも、もっと、アマチュアゴルファー、これからうまくなっていく、うまくなりたいゴルファーが成長できるような環境の整備、例えば大会の誘致でありますとか、中体連に種目をふやすとか、そのようなこともぜひ検討していただきたいと思います。これは要望にかえさせていただきます。

次に、総務部長にお伺いいたしますが、県職員倫理規程において、以前も中野・明議員から質問がありました、ゴルフに関するくだりの部分、ゴルフが悪いような印象を与えてしまっておりますが、わざわざゴルフを明記する必要があるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 職員倫理規程につきましては、職員の職務に係る倫理を保持するために必要な事項を定めたものであります。その徹底を図るために、禁止すべき行為につきましては具体的に示す必要があると考えております。その中で、職務上利害関係を有する者とのゴルフについては、国と同様、原則禁止としておりますが、これは、これまでの公務員不祥事でゴルフが公務員に対する接待の手段に用いられ、たびたび問題とされてきたことを踏まえたものでございます。ただし、本県では国と異なりまして、利害関係者とのゴルフでありまして、それが企業やイベントの誘致など、県の事業推進の観点から有益であり、県民の皆さんから疑惑や不信を招くおそれが少ないと判断される場合には、許可を得て行うことができると認めております。このように本県では、ゴルフを行うことの有益性を踏まえつつ、より柔軟に対応しているところでありますので、御理解いた

だきたいと思っております。

○西村 賢議員 冒頭、知事に宮崎県のトップとしての考え方をお伺いしました。やはり県民から税金を取るばかりではなくて、県全体の収入をいかにふやして、いかに有効な施策を打っていけるか。特に観光分野においてはこれが重要なことだと思いますので、ぜひ力を入れていただきますようお願いをいたします。

次に移ります。少し順番を変えますが、まず、本県民の健康について伺います。厚生労働省が1月31日に公表した国民健康・栄養調査結果の概要によりますと、体格の指標BMI値で「肥満」と判断される数値を上回った割合が、男性30.4%、女性21.1%となりました。都道府県別に見ると、男性20～69歳で肥満者の割合が最も多いのが沖縄県で45.2%、次ぐ宮崎県は44.7%と、僅差で2番目でありました。これは、人のことは言えませんが、あえてどなたも質問しないので取り上げさせていただきました。福祉保健部長に、男性肥満率ワースト2位という結果を受けてどのように考えるのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 国民健康・栄養調査のデータを用いました都道府県別の肥満者の割合は、今、議員が御指摘のとおりでございます。本県は第2位との調査結果でございます。これにつきましては、大変驚きましたし、残念に思っているところでございます。肥満は食生活や運動などさまざまな生活習慣が絡んでおりますので、今後、特に中高年男性に対しまして、生活習慣の見直しを働きかけていく必要があるというふうに考えております。

○西村 賢議員 長寿のイメージが強い沖縄県も、男性の平均寿命は全国25位とのことで、非常にランクが下がっております。かつての面影

がなくなってきたておりますが、これも食事や飲酒などに起因する生活習慣病が発端ではないかと言われております。国税庁の調査によりますと、沖縄県も宮崎県も1人当たりのアルコール摂取量が多い地域とされております。肥満の原因の一つではないかと思っておりますが、飲酒の健康被害につきまして、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 今回、あわせて公表されました成人男性の飲酒習慣者の割合は、本県は全国第29位、34.4%で、肥満と飲酒習慣との関連性は見られなかったところがございますけれども、飲酒を含めた生活習慣の改善を図ることは大変重要なことであると考えております。県では、健康づくりの基本指針であります「健康みやざき行動計画21」において、アルコールの適度な摂取、休肝日の設定などを、「県民の実践指針」として掲げているところでございます。この計画に基づき、県民の健康づくりにつきましては、飲酒や食生活、運動などの生活習慣を改善するための健康教育の実施や、健康づくり指導者の育成等に取り組んでいるところでありますけれども、今後とも、県民の皆様の健康づくりの支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 今の話では関連性がないとのことですが、それでは、本県の肥満率の高さをどのように分析されていくのか。今言ってもすぐに結果が出ないと思っておりますが、これは検証に値することだと思います。これは行く行くは県民の健康被害の増大、本県の医療費の増大を招く危険性もありますので、ぜひ検証のほう、よろしくお伺いをいたします。

次に、口蹄疫についてお伺いいたします。口蹄疫が蔓延し、県は、事業団所有6頭の種牛を

超法規的措置として、移動制限区域内にあったものを西米良村に移動させました。長年にわたり築き上げてきた優秀な本県種牛を守るためであったわけですが、一方で民間の種牛には例外を認めず、当時は大きな問題となりました。非常事態であった中で県は、優秀な種牛は残すべきか、法律を遵守するべきかという選択肢の中で超法規的措置を選択いたしました。これは後の批判を覚悟の上の措置であったと思っております。そして今、被害農家の方々がつくる「県口蹄疫の真相を究明する連絡協議会」から公開質問状が出され、県も真摯に対応しているところではありますが、まだ納得のいっていないところもあるようで、そのやりとりだけを報道で見ますと非常に心配になるところであります。

口蹄疫からの復興の中で、まだ多くの農家が再開に踏み切れない状況にあります。再導入の資金繰りや後継者の問題、TPPなどを含めた将来の不安など理由はさまざまではあると思っておりますが、口蹄疫の原因究明や、今後の県や国の対応が不安要素の一つでもあるのではないかと感じます。そこで、この公開質問状の回答書、「県有種雄牛移動問題まとめ」の項について質問をいたします。その中で県はこう締めいております。「移動について多くの疑問を抱かれるような事態になったことは、県としても遺憾に思っております。今後、本県としましては、法律にない特例的な取り扱いを求めることはないと考えております」。そうはつきりと明記をしておりますが、このことにつきまして農政水産部長からの説明をいただきたいと思っております。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 口蹄疫が発生していた当時、家畜改良事業団で飼養していた県有種雄牛のうち、特に能力のすぐれた6頭について、特例的に西都市尾八重への移動を求め

たのは、これらの種雄牛が本県畜産にとって貴重な財産であり、口蹄疫が終息した後の再生・復興を円滑に進める上においても、ぜひ残す必要があるとの考えに基づくものであります。

しかしながら、この特例移動については、国の検証委員会において指摘がなされ、これらを踏まえて平成23年10月に改正された特定家畜伝染病防疫指針においても、「種雄牛など遺伝的に重要な家畜を含め、畜産関係者の保有する家畜について、個別の特例的な取り扱いは、一切しない。」とされたところであります。県といたしましては、防疫指針に従い、今後、県有種雄牛について、法律に定めのない特例的な取り扱いを求めることはないと考えておきまして、貴重な資源である県有種雄牛を口蹄疫から守ることができるよう、防疫体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 そのためにも県はしっかりと種雄牛を隔離して守っていく必要があるわけですが、今後、県としてはどのようにして守っていくのかをお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 今回の口蹄疫では、県の貴重な財産である県有種雄牛の多くを失う結果となり、畜産農家の皆様には大変な御心配をおかけしたところでございます。このため家畜改良事業団におきましては、消毒施設等の充実を図るとともに、職員に対して定期的な衛生・防疫研修を実施するなど、防疫体制の強化を図っているところであります。また、感染リスクの低減を図る観点から、これまでの高鍋町の種雄牛センターでの集中管理を改め、西米良村に分場を整備し、2カ所での分散管理を行うこととしております。さらに、仮に口蹄疫が発生した場合、緊急的に避難ができるよう、当時、種雄牛が避難した西都市尾八重の施設を

緊急避難施設として整備しております。なお、口蹄疫を県内に入れたい、拡大させないことが何よりも重要でありますことから、県といたしましては、空港、港湾等における水際対策を初め、「消毒の日」の設定や、農家巡回による飼養衛生管理基準の周知など、防疫意識の高揚に努めているところでございます。

○西村 賢議員 今、分散化していく、そして消毒・防疫体制を徹底していくというお話でありました。本当にそれは大切なことではあると思いますけれども、例えば法整備、条例整備なども必要ではないのか。国への提言も含めて、また今後とも検証を続けていただきたいと思っております。

本県の教育についての質問項目もありましたけれども、長くなりますので、この部分は割愛いたしまして、最後に、一言申し上げたいと思っております。

あの口蹄疫発生時を思い出しますと、非常に全国の方々の宮崎県を助けたいという思いというのを感じました。あのときの義援金をいただいたこと、そして全国から宮崎県を助けに来ていただいたことを思いますと、今、東日本の震災で苦しんでいる地域——私も視察に行きましたけれども、あの人たちの生活を一日も早くもとに戻してやりたい、あの地域の復興を一日でも早く助けてやりたいという思いは、県民みんな持っていることであります。ただただ瓦れきの処理等もうまくいかない状況。他県でありますけれども、神奈川県においては、知事が「受け入れします」と言っても、産廃処分場がある市の首長が反対してしまうという状況もあると思います。ぜひ、知事及び執行部の皆様方には、東北に対しての恩を返していく——あの復興した直後に宮宮コンビとして宮城県と一緒

になって県産品をアピールしてきたことを思い出してください。ぜひ東北の人たちの力になっていただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○十屋幸平副議長 次は、岩下斌彦議員。

○岩下斌彦議員〔登壇〕（拍手） 串間市選出、自民党つくしの会の岩下斌彦でございます。傍聴席には、私の地元から、片道1時間半、往復3時間かけて来ていただきました。ありがとうございます。

この2月の定例議会におきましても、「市民の声、県民の声を県政に生かす」、このことを念頭に置き、質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

1月、冬の寒さに耐え、枯れ木のように見えていましたハクモクレン——白いモクレンでございますが——に小さな花芽がつき始めました。日を追うごとにそのつぼみはだんだん膨らんでまいりまして、3月3日、ちょうどひな祭りの日でございますが、品格のある高貴な花が一斉に開花をいたしました。ちなみに、花言葉は「自然への愛」あるいは「持続性」だそうでございます。いよいよまた3月末から4月上旬にかけては桜の季節を迎えます。地元には153の地区がありますが、その集落各地では、開花の時期を迎えますと花見の会が開かれます。その地域内の老若男女ほとんどすべてが集まりまして、歌や踊り、あるいは家族のことやら地域の話で酒を酌み交わしながら、にぎやかに楽しく一日を過ごしております。ただ、少し気になりますのは、年々参加者が少なくなっているように思います。

皆様方も御承知だと思いますが、私の地元串間市は、この県庁から南南西の方向70キロに位

置しています。東は日向灘、南は志布志湾に面しております、海岸沿いは日南海岸国定公園に指定されました。猿だけが住んでいる幸島、日本古来の野生馬が生息する都井岬といった観光地があります。昭和29年の市制施行当時のことですが、6カ町村が合併をいたしまして人口は4万3,000人ほどおりました。しかしながら、ことしの2月1日現在では半分以下の2万83人です。ここ1～2カ月で2万人を切るような状況であります。市民は口々に、「自然環境には恵まれ、暖かいし、暮らしやすいところだと自分たちも思う。ただ、一つ、働くところがない。働くところさえあれば、子供たちも出て行かずに済むし、地元に住める。あるいは、働くところさえあれば、子供たちも帰ってこられるのに」と、こういうふうな言葉が大いに聞かれます。地元では働きたくても雇用の場が少なく、市外、県外へと仕事を求めて人口は流出して、このままでは、少子高齢化、過疎化が進み、数年後には1万8,000人になるのではと危惧しております。何とかこの現状を打開しようと、串間市を初め、市民も努力をしておりますが、人口減少になかなか歯どめがかかりません。これからの串間市を再構築・発展させるためには、第1次産業である農林水産業の活性化と観光の振興が不可欠であります。しかしながら、地元の農業従事者の方々は、これからTPPのこともあるし、我々の農業はどうなるんだろうか、どうすれば農業が続けられるのかと、将来への不安の声が聞かれます。

そこで、知事にお伺いいたします。宮崎県の今後の農業振興について、TPP協定参加いかにかわらず、農業の構造改革は必要であると考えますが、どのように進めようかとされているのか、お伺いをいたします。



後は質問者席から質問させていただきます。

(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

本県の農業・農村というものが、将来にわたりますして、食料供給基地としてのしっかりとした役割を果たしていくことができるためには、既成概念にとらわれない大胆な構造改革などに取り組んでいくことが必要であるというふうに考えております。このため、本年度策定をいたしました第七次宮崎県農業・農村振興長期計画において、従来 of 農業の枠を超えた他産業との連携強化でありますとか、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、さらには、東アジアをターゲットとした農畜産物の輸出拡大への取り組みなど、儲かる農業の実現に向けて取り組みを強化することとしております。串間のカンショも台湾などで高く評価をされているところであります。国におきましても、農林漁業の再生に向けて、農地集積や新規就農対策などを重点的に推進することとしておまして、本県農業の構造改革を加速化するためにも、これらの対策にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

農業を取り巻く情勢は、御指摘のように、TPP協定の動向に対する不安や、燃油・飼料価格の高騰、農畜産物の価格低下など、大変厳しい状況にあります。先日も農業大学の卒業式がありましたけれども、希望を抱いて農業に人生をかけようという若い力がたくさん巣立っていったのを大変心強く思ったところでございます。県といたしましては、農業者が将来に向けて明るい展望を持てるように、関係機関・団体と一体となって、各種施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

す。〔降壇〕

○岩下斌彦議員 どうもありがとうございました。それでは、知事の答弁に関連いたしました、農政水産部長にお伺いをいたします。

県では、第七次農業・農村振興長期計画を県全域で推進していくために、アクションプログラムを策定しておりますが、今後の県南地域の農業振興について、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画に基づく南那珂地域のアクションプログラムの取り組みについてお伺いをいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 県では、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画を県全域で推進していくために、県内各地域の特性や課題に応じて地域アクションプログラムを策定しております。南那珂地域のアクションプログラムにおきましては、目指すべき将来像として、「温暖な気候を活かし“未来”に向けて前進する『元気ある南那珂農業・農村の創造』」を掲げ、地域農業の核となる担い手の確保・育成、また、儲かる農業の実現に向けた取り組みの推進、また、地域資源を活用したむらづくりを施策推進の3つの柱として位置づけております。

具体的には、食用カンショ、キンカンなどの新品種の導入や、生産技術の向上などによる収量・品質の向上、また、肉用牛共同利用施設の整備促進による効率的な生産システムの構築、風光明媚な海と豊かな森林を生かしたグリーンツーリズムの展開や、集落が一体となった鳥獣被害対策の推進などに積極的に取り組むこととしております。県といたしましては、これらの対策に市や関係機関等と一体となって取り組み、南那珂地域の農業振興に邁進してまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 ありがとうございました。部

長におかれましては、南那珂地域の進捗の状況を注視していただきまして、御指導賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、観光振興についていろいろ各議員からも出ておりますが、私のほうからも質問をさせていただきます。

宮崎県は、歴史・伝統、文化に恵まれ、また、数多くの観光地を有しております。さきの知事提案理由説明でも、古事記編さん1300年記念事業あるいは100万泊県民運動について説明がございました。県民の力を結集し、その磨き上げや情報発信を行うというふうには知事は言っておられます。そこで、本県の観光振興に具体的にどう取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県は、日南海岸や都井岬に代表されます美しい景観、また、日本発祥にまつわる神話や伝承、豊富な山の幸・海の幸、一年じゅうスポーツが楽しめる環境など、多彩な観光資源を有しているところであります。これをいかに生かすかということがポイントでありまして、例えば県南地域においては、トビウオすくいなどの体験型観光資源を活用してゆったりと旅を楽しむ「ゆっ旅」でありますとか、恋ヶ浦でのサーフィンなどのマリンスポーツを体験する「波旅」、また、鶴戸神宮、榎原神社などの恋や愛にちなんだスポットをめぐる「恋旅」、この三旅を大きな柱として推進をして、観光客の誘致に努めておるところであります。これらに加えて新たな取り組みといたしまして、潮嶽神社や串間神社などの日向神話の魅力に触れる「神話旅」や、ジャカランダなどの季節の花を楽しみながら観光地をめぐる「花旅」を展開することといたしてございまして、三旅に加えてということで五旅ということ

になるんでしょうか、一層の誘客促進を図ってまいりたいというふうに考えております。また、ことし5月21日には、初めて「ツールドにちなん・くしま」という自転車の大会も開催されるということでございます。私のトライアスロン仲間がこの事務局をやっているということで、先日も、台湾では大変なサイクリング人気ということで、ぜひ航空会社にアピールに行ったらどうかというような話をしてつないだこともあるわけでございますが、サイクリング、さらにはトレッキング、トライアスロン、そういうスポーツの魅力というものも国外に向けて発信をして、国外からの観光客誘致にも結びつけてまいりたいというふうに考えております。御指摘がありましたような古事記編さん1300年というものを一つの大きなバネに活用しながら、100万泊県民運動で県民の力を結集することによって、県外から、また国外からの観光客誘致に努めるなど、積極的に観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** ありがとうございます。今、知事のほうからジャカランダの話が出ましたけれども、美智子皇后陛下はジャカランダの花が大変好きだということを聞いておりますので、また興味を持っていただければありがたいと思います。

私の地元でも、伝統芸能であります棒踊りあるいは「てべす踊り」、「もぐらもち」や盆踊り、火祭りなど、豊富に残っております。さらに創意工夫をしていきますと、また新たな展開ができるのではないかと感じたところでございます。

次に、商工観光労働部長にお伺いをいたします。宮崎県の観光振興について、観光PRは大

事であると思いますが、今日までのPRと、平成24年度の観光宣伝はどのように取り組まれるのか、伺います。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 県ではこれまで、東京、大阪などの大都市圏や、国際定期便が就航しております韓国や台湾での知事のトップセールスを初め、市町村や観光関係事業者と一体となった観光PRやセールスプロモーション活動などに取り組んでおまして、先ほど知事が申し上げましたように、「ゆっ旅」「波旅」「恋旅」の三旅に加えまして、平成24年度は、さらに新たな取り組みとしての「神話旅」「花旅」などを強力に展開することにより、多彩な本県観光の魅力を、あらゆる機会をとらえてアピールしていくこととしております。また、観光客の利便性の向上という面からは、本県の観光情報サイト「旬ナビ」において、最新情報の発信や多言語化の充実を図るとともに、スマートフォンの位置情報を利用した周辺観光情報の提供などにも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** けさほどでございますが、「旬ナビ」というのを聞かせていただきましたので、クリックしてみましたら、宮崎県のそのほうで出てまいりまして、大変いい取り組みだなというふうに思っております。感心をいたしました。

続きまして、観光ガイドブックや観光パンフレットなど、PRについて伺います。聞くところによりますと、カーフェリー「さんふらわあ」の企画であります。大阪南港から志布志港に朝8時に入港いたしまして、日南市内の飢肥城、鶴戸神宮などを回って、串間の都井岬あるいは串間温泉いこいの里を経由して、その日の夕方5時に志布志港を出港する「弾丸ツ

アー」という船旅があります。あるいはまた、鹿児島港に入港して、鹿児島、熊本、大分を観光して大分港から帰路につくコースなどは、大変好評なようであります。県内に限らず、志布志港、大分港まで視野に入れたカーフェリーからの観光誘客コースを、宮崎県のガイドブックあるいは観光パンフレットに記載するなど、船旅を使った観光PRに取り組む考えはないか、お尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** カーフェリーは、多くの観光客を運ぶことが可能な交通機関でありまして、カーフェリーを利用した旅行商品などが販売されてきております。県ではこれまでも、カーフェリー会社を初めとする民間事業者と一体となった大阪や兵庫などでの教育旅行誘致セールスなどに取り組むとともに、先ほどお話がありました、観光情報サイト「旬ナビ」においても、本県への多様なアクセス手段の一つとして、航空機やJRなどとともに、本県及び近隣県に就航しているカーフェリー各社を紹介してきておりますので、観光客の利便性という観点から、引き続きPRに努めてまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 続きまして、重ねて商工観光労働部長に伺います。古事記編さん1300年記念事業は、全国に観光宮崎を売り出す絶好の機会だと思われれます。そこで、PRの手段にはいろいろあるかと思いますが、野球場の大型スクリーンでのPRに取り組む考えはないか。いよいよ3月末からプロ野球が本格的なシーズンに入ります。例えば、各プロ野球の公式戦を行う球場において、スポット的に大型スクリーンを利用し、古事記編さん1300年記念事業のPR、あるいは宮崎県内の観光地の紹介などを行うとすれば、大きな効果があると思いますが、この

ような取り組みを行う考えはないか、お尋ねいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 御提案ありがとうございます。プロ野球公式戦が開催される球場には多くの人々が集まるため、球場における観光PRは有効な手段の一つであると考えております。このため、これまでも、プロ野球のキャンプを受け入れております宮崎市や日南市が主体となり、これに県も協力をするという形で、各球団の本拠地となる球場での大型スクリーンでの観光PRを初め、観光パンフレットや特産品の配布などに取り組んでいるところであります。また、昨年10月になりますが、JRグループと南九州3県が連携をした「Destinyネーションキャンペーン」の一環として、広島のマツダスタジアムにおいて、大型スクリーンを使ったイベントの告知や観光ブースの設置などを実施した例がございますので、今後とも、キャンプ地受け入れ市等と連携した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 ありがとうございます。アイデア次第ではいろいろな方法があるかと思いますが、ぜひ、そういった野球場でのPRを御検討いただければと思っております。

それでは、次に、福祉保健部長に安心こども基金についてお伺いをいたします。

宮崎県の安心こども基金条例の第6条には、「基金は、保育所等の整備、保育の質の向上のための研修その他子育て環境の充実のための事業及びこれらの事業の円滑な運用を図るための事務に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。」と定めてありますが、安心こども基金を活用した事業のこれまでの取り組み状況と成果についてお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 安心こども基金は、安心して子供を生み育てる社会づくりの推進を目的に造成をいたしまして、これまで、認定こども園の運営費や施設整備への補助を初め、保育所整備や地域の特性を生かした子育て支援事業などに取り組んできたところでございます。この結果、これまでに認定こども園が22カ所設置をされ、学校教育と保育が一体的に提供される環境整備が図られましたほか、今年度スタートいたしました「未来みやざき子育て県民運動」の展開を初めとする、社会全体で子育てを応援する機運の醸成や子育て支援の環境整備が進展するなど、一定の成果が図られたものと考えております。

○岩下斌彦議員 次に、平成24年度の安心こども基金を活用した主な事業についてお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 安心こども基金につきましては、国が、平成24年度までの延長を決定するとともに、先般成立した第4次補正予算によりまして、各県への追加配分が行われる予定となっております。この中で、県では、平成24年度に、幼稚園型が大半を占める認定こども園への運営費の補助として、前年度当初予算の約2.3倍となる1億8,000万円を計上しておりますほか、保育所整備に要する費用といたしまして、前年度当初予算の約1.8倍の8億3,000万円余りを計上しております。県といたしましては、引き続き、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を図りますために、安心こども基金の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 次に、宮崎県内の私立幼稚園は、そのほとんどが、土地あるいは園舎などを寄附行為して、学校法人立として幼稚園の運営

・経営に当たっております。いわば公立の幼稚園に準ずるような形で運営を行っているわけですが、県内には115の幼稚園があり、満3歳以上の幼児の在籍は、平成23年5月1日現在で9,236人であります。宮崎日日新聞によりますと、「平成25年度から導入予定の幼保一体化施設「総合こども園」について、国では、2015年から3年かけて保育所の9割以上は総合こども園にしたい。設置基準や職員の処遇を上げて、幼稚園としても総合こども園になったほうがプラスという仕組みにして、移行しやすい環境を整える」という記事でございました。総合こども園の制度が実施されることになれば、現在施行されております認定こども園はもとより、県内の学校法人立の幼稚園も、そのほとんどが総合こども園の認可を希望されるのではないかと考えております。そこで、福祉保健部長に質問でございます。認定こども園は、23年度までに県内22園が認定を受けているようでございますが、新たな認定を受けた県内の動向について伺います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 認定こども園でございますが、ただいま議員の御指摘のとおり、24年2月末時点で22施設となっております。このうち18施設が、認可幼稚園が保育所機能部分を備えました、いわゆる幼稚園型認定こども園でございます。現在も、平成24年度の新認定を目指しまして、幼稚園の約20園で検討が行われているというふうに伺っております。県といたしましては、引き続き、市町村と緊密に連携を図りながら、認定を目指す施設に対しまして、支援等を行ってまいりたいというふうに考えております。

**○岩下斌彦議員** 先日決定されました国の「子ども・子育て新システムに関する基本制度」で

は、新たに総合こども園を創設し、同園への移行を促進するというふうに示されておりますが、その概要及び導入に向けた県の対応についてお伺いしたいと思います。お願いします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 今月2日に決定されました子ども・子育て新システムに関する基本制度では、総合こども園は、「学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設」と位置づけられておまして、現在開会中の国会に、この基本制度を踏まえた総合こども園法案などの関係法律が提出される予定と伺っております。総合こども園は、現在の認定こども園と類似した制度であります。認可制となること、それから、学校及び児童福祉施設それぞれの性格を有する施設として明確に位置づけを行うことなどの違いがございます。なお、総合こども園への移行につきましては、子ども・子育て新システムに関する基本制度では、保育所は原則としてすべて移行し、認定こども園は、円滑に移行できるような特例を設けるとされております。また、幼稚園は、移行を促進するとされているところであります。県といたしましては、国の動向を今後も注視しながら、総合こども園制度が、子供や保護者にとって利便性が高く、地域の実情に応じた内容となるよう、あらゆる機会をとらえて国に対して要望してまいりたいというふうに考えております。

**○岩下斌彦議員** ありがとうございます。よく学校教育の中でも問題になっております、不登校あるいは保健室登校とか、なかなか集団になじめない、そういったことがあります。ぜひ幼児期にたっぷり遊ばせると。人生のリハーサルをするように、伸び伸びと、しかし、しっかりと育てると、そういった幼児期がとても大

事だというふうに思っております。就学前の保育あるいは教育は、次代を担う子供たちが、人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う普遍的かつ重要な役割を担っておりますので、今後ともぜひ御指導のほどよろしく願いを申し上げます。

続きまして、福祉保健部長に、医師の確保についての質問でございます。

先日、新聞でも報道されましたが、串間市市木にあります市木診療所の医師が、一身上の都合により3月末をもって転出することになり、4月から医師の確保ができない状況でございます。医師の確保について、串間市も努力をしておりますが、県にもぜひお力をいただきたいと思っております。福祉保健部長の御答弁をお願いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 県では、市町村立病院等の医師確保を図るために、関係市町村と構成いたします医師確保対策推進協議会において、本県での勤務を希望される医師と公立病院等のマッチングを行う病院説明会の開催や、県内での勤務に関心を持っておられる医師を直接病院等に案内するなどの支援を行っているところでございます。市木診療所の医師確保につきましても、先般も市長さんのほうからお話ございましたが、串間市との連携を図りながら、引き続き支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

**○岩下斌彦議員** ありがとうございます。ぜひ御支援のほどをお願い申し上げます。

続きまして、県土整備部長に質問をさせていただきます。国道448号の蔵元橋の側道橋設置についてお伺いをいたします。

先月、国道448号の蔵元橋は補強工事が完了い

たしたようでございます。ただ、橋は幅員が6メートルと狭く、150メートルの長さがあります。大型車同士の往来も容易ではありません。自転車の利用者や歩行者から、「大変危険で橋を渡るのが怖い」という話があります。側道橋を設置してほしいという要望が以前から上がっていると聞いておりますが、側道橋を整備する予定はないか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 国道448号の蔵元橋につきましては、昭和40年に架設された橋梁でありまして、歩道が整備されていない状況でございます。現在、県におきましては、自動車や自転車、歩行者の交通量と交通事故の発生状況などを勘案しまして、通学路を中心に、順次、歩道の整備を進めているところであります。蔵元橋の側道橋の整備につきましては、そこが通学路になっていないということ、それから、県内の歩道の整備状況等から、早期の対応は困難であると考えております。しかしながら、現状は今、議員のお話にありましたとおり、幅員が6メートルと狭い、それから路肩も狭いことから、少しでも歩行者等の安全な通行が確保できるような対策につきまして、今後検討してまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** ありがとうございます。かなり以前ではございますが、橋のたもとで車での死亡事故も発生しておるようでございます。御検討をお願いいたしたいと思っております。

次に、国道448号の本城東地区の歩道整備について伺います。本城の地区住民の話では、「交差点のところは既に工事は終わっているのに、なかなか次の工事が始まらない。何とか早くできないものだろうか」と。また、ある方は、「商店街づくりにつながるような道路にはできないものだろうか」という話をされます。いろ

いろ用地交渉など難しい面もあろうかと思いますが、本城東地区の歩道整備の進捗状況についてお聞かせください。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 国道448号の本城地区の歩道整備につきましては、全体延長1,030メートルのうち、350メートルの区間を平成21年度に完了しております。引き続き、残りの680メートルの区間を本城東工区として整備を進めているところでございます。現在、家屋補償や用地取得に取り組んでおりまして、平成23年度までの進捗率が事業費ベースで約2割となっております。今後とも引き続き、地権者の皆様の御協力をいただきながら、早期完成に向けまして事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** ありがとうございます。用地交渉などいろいろ困難なこともあると思いますが、地元の意見も考慮していただきまして、早期完成に向けて一層の御尽力をお願いいたします。

続きまして県土整備部長に、国道220号についての質問をさせていただきます。国道220号の松清橋のかけかえ工事と天神川の河川改修事業について、進捗状況と今後の見通しについて伺いをいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 天神川につきましては、平成14年度に、JR日南線の鉄道橋から上流約1キロメートルの区間におきまして、河川改修事業に着手しているところであります。現在の進捗状況につきましては、鉄道橋から県道の今別府串間線の平橋までの約410メートルの区間におきまして、用地取得を進めております。この区間の用地取得率は約93%となっておりますが、一部まだ理解が得られていないというような状況でございます。今後、治水上

支障となっております国道220号の松清橋のかけかえ工事に早期に着手するため、引き続き、用地取得や、国道の管理者である国土交通省との調整を進めていくこととしております。県といたしましては、地元の皆様の御理解、御協力をいただきながら、天神川河川改修事業の早期完成に向けまして、事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 天神川の改修事業でございますが、ちょうど串間市の中心部に位置します。そういった意味から、まちづくりにも大きな影響があり、そして期待がかかっているような状況でございます。いろいろ多難な面もあろうかと思いますが、市民の期待にこたえていただくようお願いを申し上げます。

続きまして、県土整備部長に重ねて質問させていただきます。いろいろ串間につきましても、危険箇所の国道の改修につきましては、地元の皆様から大変感謝の声も聞こえております。ただ、まだまだ道路に関係いたしまして要望が続いておりましたので、質問をさせていただきました。今回、また福島港についてでございます。

福島港は、完成して久しいわけでございますが、現在は、パルプ用のチップ、砂利、木材乾燥場として活用をされております。また、海上自衛隊の掃海艇あるいはミサイル艇などが年に2～3回寄港しておりまして、市民や串間市の経済界が歓迎会を盛大に行っている状況でございます。まだまだ港の利活用について可能性はあると思いますが、福島港の積極的な活用のための誘致活動について、県土整備部長に伺います。ポートセールスの現状はどうされているのか伺います。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 福島港につき

ましては、串間市の地域振興の拠点として整備を進めてまいりまして、平成14年度に完成をしております。平成23年度の取扱貨物量としましては、今、議員からお話がありました、砂・砂利や木材チップなど約10万トンとなっております。地域産業の活性化に寄与しているところでございますが、背後圏の人口や企業が限られておりますことから、取扱貨物量が伸び悩んでいる状況でございます。しかしながら、福島港は大型船舶が利用可能な岸壁を有してございまして、地理的にも志布志港との連携が可能な港と考えております。このため、この特徴を生かしながらポートセールスに取り組むとともに、県内の荷主や船会社などを集めて開催する港湾セミナーにおきましても、福島港のPRに努めているところであります。福島港の有効活用を図るためには、地元串間市の主体的な取り組みが必要でございます。県といたしましても、地元と一体となりましてポートセールスに努めてまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 福島港の利活用についてお伺いしておりますが、串間市には、航空自衛隊高畑山分屯基地のレーダーサイトがありまして、大体180の方が駐屯されております。また、大隅半島の鹿屋市には海上自衛隊鹿屋航空隊の基地もあり、大変有利性があると思っておりますが、例えば海上自衛隊の誘致など有効活用の手だてはないか、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 自衛隊の誘致となりますと、私のほうからお答えできませんが、護衛艦など海上自衛隊の船舶は、海上訓練期間中の停泊や船舶給水を目的として福島港に寄港しております。県内では、地方港湾としては唯一、福島港が毎年のように利用されてお

まして、地元経済への波及効果も大きいとお聞きしております。県としましては、先ほどもお答えいたしましたように、地元と一体となってポートセールスに努めますとともに、自衛艦の入港に際しては、引き続き必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** ありがとうございます。ちょうど海上自衛隊のエリアとしましても、呉海上自衛隊のエリアが宮崎県までだそうでございます。そしてまた、佐世保のほうのエリアが鹿児島県から向こうということでございますが、知事も呉にお帰りのときにはぜひ総監部のほうに寄っていただきまして、少しでも話をさせていただければありがたいというふうに要望しておきます。

次に、農政水産部長にお伺いをいたします。串間に対しましていろいろ御配慮いただいていることを感謝しながら、質問をさせていただきます。奈留地区の土地改良要望についてでございます。

串間市の大東地区は、食用カンショの産地として、年間30数億円の出荷量を誇っております。しかし、開墾して20年ほどが経過いたしまして、今日では表土が流れ、さらに客土をしなければならぬ必要性が生じてまいりました。奈留地区の土地改良について、県にも要望が上がっていると思っておりますが、県はどのように取り組んでいくのか、部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 奈留地区におきましては、昭和58年度から県営農地開発事業に取り組み、開墾を行った約91ヘクタールの畑地帯は、現在、本県における食用カンショの主産地となっております。しかしながら、当地区では、降雨等により表土が流され、生産量の減少や品質の低下が見られることから、表土の確



保のため、地区外からの土の搬入、いわゆる客土などに関する要望があり、現在、串間市が土地改良区と協力しながら、事業計画の作成を行っているところであります。県といたしましては、事業の必要性や効果については十分認識しており、条件が整い次第、早期の事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** こうやってお願いする理由がございまして、農業従事者の方、かなり高齢化も進んでまいります。また、いろいろ言われております消費税関係も絡んでまいりますので、そういった点ではぜひ早くしていただきたいという思いがあるようでございます。大東の奈留地区土地改良区の会員の皆様方は、要望に関して、仮調印関係もされておるようでございますが、早期の事業化についてぜひ取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、農政水産部長でございます。都井漁港・毛久保地区と市木漁港・舩地区の整備についてでございますが、2つの地区の漁港は、平成23年度に測量設計をしていただいたようでございます。都井漁港・毛久保地区、市木漁港・舩地区の整備の進捗状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 都井漁港及び市木漁港におきましては、港内の静穏度を確保するため、防波堤の整備に取り組んでいるところであります。本年度、都井漁港・毛久保地区につきましては、調査設計を完了する見込みであり、市木漁港・舩地区につきましては、工事を進めているところであります。現在、来年度の毛久保地区の工事着手や舩地区の工事促進に向け、国に要望を行っているところであり、今後とも、予算確保を図りながら、事業推進に努めてまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 国への要望を行っているということでございますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、県教育長に福島高校存続についてお伺いをいたします。

福島高校の統廃合について、3年後には統廃合されるのではないだろうか、地元ではまだまだ不安の声が聞こえます。今後の福島高校の存続について、教育長の考えをお伺いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 現在策定中の県立高等学校教育整備計画案の基本計画におきまして、「福島高等学校については、普通科を設置しており、更なる魅力づくりに努めるとともに、地域における小中高一貫教育の取組等を注視しながら、今後の学校の在り方について検討していきます。」という方針を示したところであります。また、前期実施計画案におきましては、「1学年4学級以下の高等学校について大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予測される場合は、統廃合の検討に入ることがあります。」と記しておりますが、基本的には統廃合の予定はないとしたところであります。福島高等学校につきましても、この基本的な考え方に基づき、学校のあり方を検討していくこととしております。

**○岩下斌彦議員** 高等学校の整備計画についてパブリックコメントを実施されたということでございますが、その内容にはどんな意見が寄せられているか、教育長に伺います。

**○教育長（渡辺義人君）** パブリックコメントにつきましては、1月30日から2月27日までの29日間にわたり、県のホームページを初め、テレビやラジオの県政番組での広報、新聞の



いりたいと、このように考えております。

○岩下斌彦議員 どうもありがとうございました。どうぞこれからの御支援、御指導、よろしくお願いを申し上げます。

次に、中山間いきいき集落に係る質問でございます。

ちょうど登壇の折に話をさせていただきましたけれども、串間市の中山間地域では、少子高齢化・過疎化が進む中、地区の自治会並びに賛同者によりまして、ボランティアで道路の清掃や花の植栽、伝統芸能の継承、あるいは山道の整備、地域住民の交流などを自主的に行っている地区が数多くあります。そこで、県民政策部長にお伺いします。中山間地域において、住民が集落を維持していくために自発的に行っている取り組みについて、県はどのような支援を行っているのか、お伺いをいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 中山間地域におきましては、議員御指摘のとおり、過疎化・高齢化等によりまして、集落機能の維持が困難となるなど、大変厳しい状況があるわけでございます。このため、県といたしましては、元気な地域づくりに取り組む集落を「いきいき集落」として認定しまして、各種活動に対する助成等を行うほか、集落のみで行うことが困難となった活動を支援するために、中山間盛り上げ隊の派遣などに取り組んでいるところでございます。また、住民と市町村が一体となった取り組みに対する支援といたしまして、集落点検や話し合いを通じて集落の将来を考える取り組みを推進する「中山間地域集落点検モデル事業」、あるいは地域の課題を整理し、その解決に向けた取り組みに対する助成を行う「地域力磨き上げ応援事業」などに現在取り組んでいるところでございます。

○岩下斌彦議員 中山間地域の集落は、今後さらに厳しい状況になると思われませんが、県としてどのように支援をしていくのか、県民政策部長にお伺いします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 中山間地域の振興を図るためには、その基本的単位であり、また、活力の源泉である集落の活性化を促進することが重要であると認識しているところでございます。このため、県といたしましては、昨年策定しました中山間地域振興計画におきまして、集落の活性化を重点施策の一つとして掲げておりまして、1つには集落の自主的な活力の向上、2つ目には都市からの支援と交流、3つ目には次世代の育成、そして4つ目は地域文化の保存・継承と活用について、積極的に施策を展開していくこととしております。また、中山間地域の活性化に県民総力で取り組んでいくために、「中山間地域をみんなで支える県民運動」を展開するとともに、現在、新年度予算案でお願いしておりますが、中山間地域産業振興センターを設置し、地域資源を活用した多様な産業おこしに取り組ましまして、中山間地域の集落の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 ありがとうございました。質問の内容はこれで終わりますけれども、要望関係を少しだけ言わせてください。

杉の活用ということで、地産地消ということがよく言われております。地元の製材業者の方に聞きますと、「杉の木材の地産地消は大変いいことだ、素晴らしいことだと思う。ただ、一つお願いがあります」という話をされました。

「地産地消ということで杉は使うけれども、ぜひその中に、地元の製材所を使うようにと、そういったことはできないだろうか」という話

がありますので、一応、一つの要望、市民の声としてお伝えさせていただきたいと思います。

そして、皆様方もよく御存じだと思うんですが、串間にもプロのスポーツ選手が何人かおられます。ゴルフでは、延岡出身の甲斐慎太郎さんがいらっしゃいます。また、県民の皆様方の応援、御支援によりまして、平成24年度シード権70位をとりました——これは70位までだそうなのですが——津曲泰弦という選手がおられます。大変体格もよく、今回シード権がとれたというのは、本人にとっても大きなチャンスになろうかと思いますが、機会がありましたら、ぜひ応援をしていただきますようお願いを申し上げます。そして、あと、競艇というのは、余り皆様方かわりないんじゃないかと思えますけれども、串間に優秀な選手がいるんです。日高逸子という選手だそうですが、串間出身でございますし、福島高校出身でございます。また、プロ野球の宮崎県出身の監督は、ロッテの西村監督だけだそうでございますが、そういった意味で、プロで活躍している宮崎県出身の現役のスポーツ選手が、ある機会に一堂に集まることはできないかな、そういうことも考えてみたりしています。なかなか調整関係は難しいと思います。しかし、一つの夢でございますので、語らせていただきました。

最後に、串間市は、地域創造計画の認定をいただきまして、いよいよこの4月から活性化に向けた事業がスタートいたします。県当局の御指導をよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

**○十屋幸平副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時0分開議

**○外山三博議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、外山衛議員。

**○外山 衛議員〔登壇〕** (拍手) 今回も傍聴席には、若い子から少し前まで若かった方々までたくさんおいでいただきまして、ありがとうございます。御礼申し上げます。光陰矢のごとと申しますが、現実とは思えない東日本大震災から、間もなく1年を迎えようとしております。被災地では、現在も復興に向けた懸命な努力が続けられております。可能な復興がある一方で、先の見えない原発事故からの復興があることに、深い悲しみを覚えざるを得ません。ふだんは当たり前のように使っている電力も、社会の崩壊を招きかねない、とてつもないリスクを負っていたことを改めて痛感させられました。原発事故発生からこれまでの間に最も考えさせられたことは、何が真実で、どこまでが仮説なのかということでもあります。ほぼマスコミからしか情報が得られない中、困惑するばかりであります。先般も、瓦れきの処理がわずかに5%しか進んでいないとの報道がなされたところであります。その背景には、セシウムなどの放射性物質が瓦れきに含まれているのではないかと、さらに、その放射性物質が拡散してしまうのではないかとこの心配があり、それに対する明確な答えが示されていないことに起因すると考えます。こういった有害物質は、大気中にあるいは地表や地中に永久にとどまり続けるものであるのか。過去においても、チェルノブイリ原発事故から発生した有害物質や世界各国で行われてきた核実験、最近ではマスコミも報道し

なくなった街角のセシウム、ダイオキシンなど、理解しているようでわかっていないことは数多くあります。このようなことが環境破壊や健康問題にどのような影響を及ぼすのか、真実を明らかにして、起きてしまった現実から正面から向き合って対処できないものかと思っております。

以下、質問に移ります。知事に2点についてお伺いいたします。

横田議員が代表質問において深く議論をされた九州広域行政機構についてであります。国によります出先機関の原則廃止という、口だけ番長ならぬ、言うのはただみたいな耳ざわりのいい言い方に惑わされないためにも、慎重な対応が求められると思っておりますが、知事に再度、現時点でのスタンス、見解をお伺いいたします。

次に、海外へ向けた戦略についてお尋ねいたします。知事は昨年秋に、香港、マカオなどを訪問され、トップセールスを行われました。知事が行かれますとトップセールス、我々議員ですと、時に公費での海外旅行などと言われることもありまして、情けない限りであります。それはそれとして、宮崎のこれからの取り組み方、肌で感じられた率直な感想、御意見を知事にお伺いいたします。

以下、質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

まず、九州広域行政機構についてであります。国の出先機関改革、これは地方分権の推進という大きな命題のもとに閣議決定されました出先機関の原則廃止という方針に沿って、現在、政府において、具体的な制度について検討がなされているところであります。御質問の九

州広域行政機構は、九州知事会がその受け皿として、一つの案として提案しております。関西からは、広域連合制度を踏まえた提案がなされているところでございます。政府における具体的な制度設計に当たりましては、財源の確保や各県間の利害調整などの懸念、また課題の解消というものが大前提であるというふうに考えております。一方で、御案内のように、大規模災害時の対応などから、出先機関改革そのものに対する懸念が全国の市町村などに広がっているところでありまして、本県では、市町村また経済団体からも同様の意見をいただいております。関連法案の提出を含め、今後の動向は不透明な状況であります。私としましては、引き続き、本県の実情や県議会を初め県民の皆様の御意見などを十分に踏まえた上で、宮崎県知事として、本県に軸足を置いた判断また議論をしまいたいと考えております。

次に、海外でのトップセールスについてであります。昨年8月、韓国へ出向いたほか、11月には、台湾、香港、マカオにおきまして、交通、観光誘客、ブランド、畜産という4分野で、政府関係機関や企業などに対しまして、宮崎を強力にアピールしてきたところであります。東アジア地域の経済繁栄というのを目の当たりにし、再確認し、これらの地域との交流の進展と拡大というものが、これからの本県の経済活性化のために大変重要であるということを改めて認識したところであります。そのような中、例えば香港におきましては、地元最大手の旅行代理店へ訪問した際、おもてなし精神あふれた歓迎を受けたところでありますが、社長さんから直接、例えば本県のグルメを生かしたツアーなど、今後につながる建設的な提案をいた

だくことができ、各分野における可能性というものに大きな手ごたえを感じたところでございます。こういったセールスを通じて、やはり人脈を築いていくことも大切でございまして、県議会の先生方も積極的に行かれて、いろんな人脈をつくっていただく、これも大変重要な今後につながる太いパイプになるものと——例えば台湾であれば、日台議連等を中心に密な交流がなされているところでありまして、これも大きな力になるものと考えておるところであります。今後、これらの地域とのビジネスチャンスの拡大や、人・物の交流を促進することにより、本県の成長につなげるとともに、積極的に宮崎の魅力を情報発信しまして、本県の認知度の向上やブランドの価値を高めていきたいと考えております。また、大事なことは、物産、観光、交通などの各分野が連携し、かつ民間企業、関係機関・団体と行政が一体となって、総合的な、トータルとして宮崎を売っていくこと、また、各県とも連携しながら、九州全体としてアピールしていく、その中で宮崎の魅力をアピールしていく、そのような取り組みが必要かと考えておるところでございます。これからも、東アジア市場の開拓、また経済・人的交流の拡大についても、全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○外山 衛議員** ありがとうございます。実は、日台議連を通じまして——星原会長でございますけれども——都城において、少年野球の交流が始まっているようなことも聞いていますので、いろんな場面でもって、知事の言われたように活用できればと思います。

九州広域行政機構につきましては、福岡県の主導により、前のめりの議論が進んでいるとも

聞いておりますので、答弁にあったように、大規模災害時の対応への懸念もさることながら、多方面でおくれてしまっている当県の現状では、さらに置いていかれる可能性があると思います。ですから、九州の過疎県となり得ることが考えられますので、慎重な対応をお願いしたいと思います。

引き続き、知事に伺います。24年度当初予算についてであります。

長年にわたる施策等の結果から、宮崎市を中心とする県央部におきましては、多種公共施設も整備充実され、利便性も高くなっておりますが、条件の不利な中山間地域を多く抱える県北や県南地域との格差は、人口の推移を見ても明らかかなように、拡大していると思われま。県内の均衡ある発展に留意することが大事であると思いますが、新年度に当たってどのように配慮され取り組まれるのかを、まずは知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 少子高齢化が一段と進展しまして、本格的な人口減少社会を迎えようとしている、こういう中で、やはりそれぞれの地域がそれぞれの地域の特色を生かして、均衡ある発展という話がございましたが、均衡を図りながら維持、そして発展を図っていく、これは大変重要な課題であるというふうに考えております。そういう地域に根差したそのための産業づくりや、持続可能な安全・安心な暮らしづくり、また人材づくりを進めていくことは、大変重要であるというふうに考えております。平成24年度においては、本県産業の基盤となります高速道路や港湾等のインフラ整備、これにも県全体に目配りしながら整備を進めますとともに、県内各地域において、フードビジネス、また林業・木材産業、新エネルギーなど、本県の

強みを生かした産業の育成に取り組むこととしております。また、全県的に、広い意味での地産地消や100万泊県民運動などに取り組みながら、県内全体の消費を喚起していく、そして地域経済の活性化を図ってまいりたいというふうと考えております。また、住みなれた地域で安心して暮らしていくための環境を整えるための防災力の強化や医療・福祉の充実、これも重要であるというふうと考えておりますし、やはり地域の将来を担う人財づくりのための子育て、教育力の向上などにも取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 続きまして、県南地域においても、交通インフラのおくれや農林水産業の不振などにより、過疎化が進み、経済力も低下しております。当初予算において、県南地区の振興にはどう取り組もうとされているのかを、まず総括的に県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 県南地区でございますけれども、温暖な気候を生かしたかんきつ類やカンショ、スイートピーのほか、漁獲量日本一を誇る近海・沿岸漁業のカツオ・マグロ、飼肥杉など、特色ある農林水産業が展開されている地域でございます。また、日南海岸国定公園や都井岬、マリンスポーツ環境、森林セラピー基地など、多彩な観光資源に恵まれた地域でもありまして、これらの強みを伸ばしていくことが、県南地区の振興には重要であると考えております。このため、平成24年度予算におきましては、これらの産業を支える道路網の整備あるいは油津港の利用促進、県南地区の多彩な農林水産資源を生かした農商工連携や6次産業化、あるいは古事記編さん1300年を契機とした神話にまつわる観光資源の磨き上げ、情報発信などに取り組んでまいります。また、新たな

取り組みとしまして、「市町村間連携支援交付金」等を活用しました活力ある地域づくりへの支援など、県南地区の振興に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 続きまして、同じく県南地区の振興策につきまして、当初予算でどのように対応されようとしているのかを、各部局に具体的に伺いたいと思います。

環境森林部においては、林業の振興について、商工観光労働部においては、商工業及び観光の振興について、農政水産部においては、農業、水産業の振興について、県土整備部においては、道路や河川、港湾等の整備について、それぞれ担当部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 林業の振興についてであります。県南地区は、飼肥林業の発祥の地であり、杉を中心とする森林資源が他の地区に先駆けて充実していることから、これらの資源を有効に活用した林業・木材産業の取り組みを支援していくこととしております。このため、「森林整備加速化・林業再生基金事業」等により、川上対策として、森林施業の集約化による必要な森林境界の明確化の促進や路網の整備、高性能林業機械の導入等を支援することとしております。例えば、路網整備ですが、林業専用道規格相当について、10路線の8,600メートルの整備を計画し、高性能林業機械等については、3事業体での導入を計画しております。また、川下対策として、大径材にも対応できる集成材加工施設の整備を図るとともに、製材工場や南那珂森林組合等が連携して取り組む韓国への県産材輸出に対する支援を行うこととしております。これらの事業を通して、県南地区の林業の振興に努めてまいりたいと考えております。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 商工業及び観光の振興についてであります。当初予算におきましては、商工業の振興を図るため、「地域資源活用！新事業活動支援事業」により、中小企業の地域資源を活用した商品開発等を支援するとともに、「みやざき県産品販路拡大支援プロジェクト事業」により、アンテナショップを活用した情報発信や物産展の開催等を行うこととしており、また、商店街の振興などにも取り組むこととしております。県南地区につきましては、多彩な農林水産資源を生かした食品加工や木材加工等の産業集積がありますことから、これらの分野を中心とした農商工連携等の新たな取り組みや地場産品の販路拡大を支援してまいりたいと考えております。また、観光の振興を図るため、新たに「古事記編さん1300年記念「日向神話旅」推進事業」や「宮崎を知ろう！100万泊県内観光活性化事業」に取り組むこととしており、古事記にゆかりのある鶴戸神宮やサーフィンの盛んな日南海岸などの観光スポットを含めた新たな観光ルートの開拓等を行い、県内外からの誘客を推進することとしております。さらに、来年度は、本県を束になって売り込む「オールみやざき営業チーム」の活動を一層強化することとしておりますので、この取り組みの中でも、県南地区のさまざまな魅力や産品の情報発信、販路開拓等を行うことにより、地域経済の活性化に努めてまいりたいと考えております。

○農政水産部長（岡村 巖君） まず、県南地区の農業振興策につきましては、温暖な気象条件を生かして、全国有数の産地を形成しているカンショやスイートピーを初め、早期水稻やマンゴー、肉用牛など、地域の主要作物の生産振興を図るとともに、それを支える担い手の育成

と農地の基盤整備を着実に進めることが重要であるとと考えております。このため、当初予算での主な対応としましては、園芸品目では、「果樹ブランド力向上産地戦略推進事業」により、マンゴーに次ぐ特産亜熱帯果樹として、ライチやインドナツメの導入の検討や、「日本一スイートピー新技術実証緊急対策事業」による温暖化に対応した新技術の実証等に取り組むとともに、畜産部門では、新規事業「宮崎の畜産“新生”モデル畜舎整備事業」を活用し、新たな飼養衛生管理基準等に沿った畜舎を整備することにより、持続可能な畜産経営体の育成に努めていくこととしております。次に、水産業の振興策としましては、県南地区が全国有数のカツオ・マグロ漁業基地であり、また、定置網、養殖業を含め、県内漁業生産額の5割を占める本県水産業の重要な地域でありますことから、漁業経営の安定対策や水産業の基盤となる漁港・漁場の整備などに積極的に取り組む必要があると考えております。このため、当初予算の主な対応としましては、「漁業経営安定対策資金」を創設し、漁業者の積立金の負担を軽減することにより、国の「漁業経営セーフティネット構築事業」への加入を促進し、燃油価格などの高騰に備えますとともに、「水産基盤整備事業」を活用し、漁場の生産力向上のためのマウンド礁などの造成や、漁港機能の強化を図るための岸壁、防波堤、防風さくの整備にも取り組んでまいります。これらの事業を含め、農業、水産業の生産力の向上、低コスト化、経営安定対策などに積極的に取り組み、県南地区の「儲かる農業、水産業」の推進に努めてまいりたいと考えております。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 社会資本整備についてであります。県南地区の振興も大変



重要であると考えておりました、道路については、国道448号で来年度新規事業として夫婦浦バイパスに着手する予定であります。また、現在、国道220号の防災対策として進められております日南防災（北区間）の早期整備につきまして、国に強く働きかけてまいりたいと考えております。河川につきましては、広渡川や酒谷川などにおきまして、浸水対策に取り組むほか、海岸では、風田海岸や伊比井海岸などで海岸施設の老朽化対策に取り組んでまいりたいと考えております。港湾につきましては、油津港の東外防波堤の整備を鋭意進めますとともに、耐震強化岸壁の早期事業化について、国と協議を進めてまいります。それからまた、今議会に提案させていただいておりますが、来年度から新たにタグボートの回航経費を補助する「油津港利用促進支援事業」を実施し、地元日南市と一体となりまして、貨物の油津港利用や国際・国内クルーズ船の誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。なお、県政の最重要課題であります東九州自動車道につきましては、清武一日南間の早期整備、それから日南一志布志間の早期事業化について、引き続き、国に対し強く働きかけてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** どうもありがとうございました。それぞれ答弁いただきました。ありがとうございます。県南のみならず、全県的に疲弊しておりますのが現状でありますから、経済情勢の浮揚につながる事業に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、福祉保健部に伺います。先日、県立看護大学に行つてまいりました。瀬口学長、そして船田局長と面談いたし、長鶴教授にキャンパス内をくまなく案内をしていただきま

した。設立時の松形知事、そして県当局の強い思い入れが感じられたところでもあります。学生にとって、すばらしい施設と取り巻く環境が整っており、まさに環境は人をつくるとの印象を受けて帰つてまいりました。県立看護大学は、平成9年にスタートして以来、初代の薄井学長が22年度まで在職され、大学の基礎をつくり、多くの人材を医療現場に輩出してこられ、現在、瀬口学長に引き継がれております。そこで、これまでの成果や課題についてどう総括されているのかを、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 県立看護大学は、お話がございましたとおり、平成9年4月に開学いたしまして、昨年3月までに1,087名の看護職者を育成してきたところでございます。そのうち488名が県内の医療機関等に就職しまして、医療の現場で患者さんの看護等を担っているところであります。また、宮崎県ナースセンターが行う看護力再開発講習会の技術演習コースを看護大のほうで実施いたしまして、本年度は、38名の未就業看護師等に対し、最新の看護技術を学んでもらうなど、再就業の支援も行っているところでございます。県立看護大学といたしましては、今後とも、質の高い看護職者の育成はもとよりでございますが、県内就職率の向上や各種研修・研究事業の実施など、地域の看護力向上等に貢献できるような取り組みを積極的に行ってもらいたいというふうに考えております。

**○外山 衛議員** 続いて、宮大医学部にも看護学科がありまして、九州各県にも看護大学が開設される中、今後、どう特色を出して存在意義を高めていくのかが問われてくるのではと思います。また、県立の大学として、県内の病院へ

の就職率を高めるための取り組み、そして地域貢献にも留意する必要があると思われませんが、これらの課題に対して福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 御指摘のとおり、医療の高度化・専門化が進みまして、看護職者の果たすべき役割がますます重要となります。県立の看護大学といたしましては、専門的な看護理論の習得はもとより、実践力を兼ね備えた即戦力の人材育成を目指していきたいと考えております。県内就職率向上の取り組みといたしましては、平成21年度入学者から本県出身者の推薦枠を18名から25名に拡大しましたほか、県内に就職した卒業生を招いての就職ガイダンスの開催や県立病院見学会への学生の参加を積極的に促しているところであります。また、看護関連の専門的な人材を有する大学として、学内に設置されております看護研究・研修センターを中心に、未就業者の再就業支援等の研修事業や思春期の女性を対象とした調査研究など、県民に成果を還元できる事業等に積極的に取り組み、地域に根差した県立大学としての使命を果たしてもらいたいというふうに考えております。

○外山 衛議員 もう1点伺います。国立大学は、独立行政法人となり、大学の独自性を発揮しながら経営改革に取り組んでおりますが、県立看護大学の今後のあり方についてはどのように考えておられるのかを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 平成16年4月に地方独立行政法人法が施行され、県立看護大学の運営につきましても庁内で検討を行った結果、複数の大学を統合するような場合と違いまして、本県の県立看護大学のような単科大学で

は、財政的な面も含め、法人化のメリットが余りないこと等から、当面、現状での運営を継続することといたしております。今後、既に法人化いたしました他大学の状況なども踏まえながら、必要に応じ検討いたしますとともに、引き続き、円滑かつ効率的な大学の運営に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 ありがとうございます。

続きまして、介護ビジネスについてであります。

帝国データバンクの調査結果によりますと、「2001年から2011年の医療機関の倒産は381件、老人福祉事業者の倒産は134件、老人福祉事業者には、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウス、老人デイサービスセンター、移動入浴サービス、在宅介護サービスを行う事業者が含まれる。その一つの根拠として、老人福祉事業者の多くが、2000年の4月に介護保険法が施行されたことをきっかけに、介護事業に進出した。しかし、同業者間の競争が激化した上、2006年4月に改正介護保険法が施行され、介護報酬の引き下げや施設サービスにおける居住費用や食費が介護保険給付対象から除外されるなどし、経営環境が悪化したと見られている」とございました。以上の調査結果に照らしまして、宮崎県内における業界の実情について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県における介護サービス事業所等の倒産につきましては、県に提出されている廃止届を見てみますと、他サービスへの移行や同一法人内の事業所の統合など、事業体制の見直しによるものが多く、倒産を直接的な理由としているものはない状況にございます。しかしながら、高齢化の進行に伴う要介護者の増加により、介護サービス事業所

等がふえていくものと思われまことから、県といたしましても、今後とも、介護サービスの低下など、利用者が不利益をこうむることのないように、事業者に対しまして、法令遵守の徹底や適正な運営について指導を行ってまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 当然、高齢社会を迎えまして、施設はまだふえると思うんですね。そうすると、いろんな分野でもって諸問題が発生しないとも限りませんので、注意深く見てもらいたいと思います。

続きまして、プロ野球のキャンプについて伺います。

去る2月16日、日南のホテルにおいて、広島カープ日南キャンプ50周年記念式典が開催されました。知事にも出席いただきまして、ありがとうございました。そこで、知事も広島県出身でありますし、ことしは宮崎県として、地元日南市とも連携を図りながら、広島カープへの特別な応援イヤーと位置づけてはどうかと思います。公式戦での大応援団を組織したり、選手に激励のメッセージを送ったりと、日南だけの限定的な取り組みでなく、県を挙げての動きができないものかを、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 広島東洋カープは、昭和38年から日南市でキャンプを実施していただいております。その経済効果やPR効果、さらには県内の子供たちに夢や希望を与えるという意味において、多大な貢献をいただいております。県といたしましては、毎年、県庁楠並木通りや宮崎空港において歓迎バナーを設置するほか、宮崎牛などの県産品を贈呈するなど、同球団の日南キャンプの応援や盛り上げを行っているところであります。さらにことし

は、お話がありましたように、日南キャンプが50周年という節目の年を迎えたことを踏まえ、広島東洋カープ日南協力が実施したスタンプラリーや記念グッズの作成などの50周年記念事業を支援するとともに、新聞広告を利用したカープの地元広島県でのキャンプ情報の発信、さらには、同球団の主催ゲームとして去る2月25日に行われました都城市でのオープン戦を盛り上げるために、来場者に対する県産品プレゼントを実施したところであります。広島東洋カープは、「スポーツランドみやざき」の推進に欠くことのできない大切な球団でありますので、今後とも、引き続き、日南市とも連携を図りながら、球団の応援や激励に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** もう1点伺います。プロ野球のキャンプは、今や沖縄がメッカになりつつあるようであります。本県もうかうかしてはいられません。危機感を感じております。いわゆる引きとめ策に本気で取り組まなくてはいけないと思いますが、どのようにお考えかを商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** プロ野球球団がキャンプ地を選定する条件としましては、まずは気温、降水量、日照時間といった気象条件、そして球場、室内練習場、ブルペンなどの練習環境が整っていることなどの条件があり、これらを総合的に勘案してキャンプ地を選定するものと考えております。本県の練習環境につきましては、これまで県を初め受け入れ市などにおきまして整備を進めてきた結果、沖縄県と比べて見劣りしないと思いますが、一方で、2月の沖縄は、本県に比べて平均気温がおおむね7～8度高く、また多くの球団がキャンプを行っているため、実戦形式の練習試合等が

組みやすいという状況にあります。プロ野球のキャンプは、多くの観客やマスコミ関係者も来県するなど、地域経済や情報発信の面で本県にとって大きな効果をもたらすものであります。県といたしましては、沖縄のことも十分に意識して、今後とも、市町村との連携を深め、球団ニーズを的確に把握しながら、キャンプの受け入れ環境の充実に努めるとともに、キャンプを実施していただくことへの真摯な感謝の気持ちや、県民を挙げての温かい応援といった機運の醸成をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 今、答弁にございましたように、いわゆる真摯な歓迎の気持ちですね。キャンプに来て当たり前という気持ちがいけないと思いますので、我々も含めて応援していきたいと思っております。「スポーツランドみやぎ」でありますから、その機運を盛り上げて、でき得る限りの支援をよろしく願いいたします。

続きまして、県民政策部長に伺います。県の福岡事務所の村上所長とお会いしまして、ここには日南市からも1名派遣され、お世話になっております。観光動向調査、経済情勢の情報収集など、成果が上がっており、県の出先としての役割を十分に果たしているようであります。言うまでもなく、福岡は九州最大の都市、商圏であります。今後、さらに福岡事務所の機能充実に努めたいと思っておりますが、見解を伺います。そしてまた、毎年9月をアジアマンスとするなどして、アジア各国との交流を盛んに進めている福岡を拠点として、海外戦略を展開していくのもおもしろいと思っております。以上につきまして、県民政策部長にお伺いいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 福岡事務所で

ございますが、この福岡事務所は、国の出先機関や関係団体からの情報収集、本県情報の発信、観光客の誘致、企業誘致など、さまざまな活動を行っております。また、人員面でも、これまで所長を補佐する次長や、農業、林業、観光の担当職員を順次配置するなど、体制の強化に努めてきております。また、加えまして、先ほど議員からもありましたように、日南市を含め市町村職員を積極的に受け入れているところでございます。御質問にありましたとおり、福岡は九州最大の都市圏でありますとともに、近年、アジアとの経済・人的交流を深めてきております。このため、今後、北部九州はもとより、成長著しい東アジアにおける市場の開拓、経済交流の拡大を目指す本県にとりましても、福岡の重要性はますます増大するものと考えております。したがって、福岡事務所につきましては、九州を中心とする情報発信や産業・観光等の活動拠点という従来の役割に加え、これからは東アジアとの経済交流という視点を持ちながら活動を行っていく、そういう必要があると思っております。

**○外山 衛議員** 九州における重要拠点と考えますので、さらなる奮起、支援をお願いしたいと思います。

続きまして、浄化槽についての質問でございます。

下水道は、計画区域内であっても効率的とは言えない地域の整備が取り残されている状況であります。処理した水が身近な河川の水質改善、水量維持になるなど、多くのメリットがある合併処理浄化槽を、地域の実情に合わせて効率的に組み込んでいく必要があると思っておりますが、合併処理浄化槽の普及促進についてどのように取り組んでいるのかを、環境森林部長に伺

います。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 県におきましては、第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画に基づき、合併処理浄化槽や公共下水道などを計画的に整備していくこととしております。合併処理浄化槽については、市町村や関係団体と連携し、くみ取りトイレや単独処理浄化槽からの転換を含めた普及促進について、広く県民に啓発するとともに、市町村が個人の浄化槽整備に対し補助する場合、国と同様に補助対象額の3分の1を補助しております。また、国に対し、補助率の引き上げなど制度の充実が図られるよう、他の都道府県とともに要望を行っているところです。

○外山 衛議員 合併処理浄化槽の普及促進のためには、市町村が計画的に整備することができる市町村設置型浄化槽の整備が有効であると考えますが、この事業を導入するには、住民との合意形成や下水道事業とのすみ分け、既存の生活排水処理計画の見直しなど、対処すべき課題が山積しているのが実情であり、県のバックアップが必要であると考えます。そこで、県として、市町村設置型浄化槽の整備を推進するためどのような支援を行っているのか。また、これまでの整備状況について、同じく環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 市町村設置型浄化槽は、市町村が維持管理まで行うことから、水環境の保全を図る上で有効でありますので、県におきましては、生活排水処理率が県平均を下回る等の要件を考慮して、事業を実施する市町村へ補助を行うこととしており、その補助率は、九州でもトップクラスの14%程度であります。また、市町村に対し、事業の意義や仕組みを説明するとともに、取り組み事例を紹介

するなど、情報の提供を行っております。なお、平成22年度末で、2市1町において合計574基が整備されております。

○外山 衛議員 ただいまの部長答弁にありましたように、市町村設置型浄化槽はまだ少なく、現在設置されている浄化槽のほとんどが個人で設置しているものであります。市町村設置型は、市町村が維持管理を行っておりますが、一方、個人設置型は、管理が個人にゆだねられております。本県の美しい水環境を保全するためにも、浄化槽をきちんと維持管理していくことが重要であると考えます。そこで、浄化槽の適正な維持管理を推進するためにどのような取り組みを行っているのかを、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 浄化槽の維持管理につきましては、保守点検、清掃及び法定検査の3つがありますが、市町村や社団法人宮崎県浄化槽協会などの関係団体と連携して、街頭キャンペーンやテレビ・ラジオでの広報活動を行うとともに、浄化槽設置の際に講習会の受講を義務づけるなど、その推進に努めているところであります。また、適正な維持管理を推進するためには、法定検査の受検率の向上を図ることが特に重要でありますので、平成22年度より未受検者に対し、文書や電話等による啓発を行っており、受検率は、21年度末の14.2%から、24年1月末には35.9%と大幅に上昇しております。さらに、指定検査機関や保守点検業者等との連携による、検査を受けやすい仕組みづくりについて、浄化槽協会や財団法人宮崎県環境科学協会等と研究を行っているところであります。

○外山 衛議員 現在、日南市におきましては、市町村設置型の整備推進の計画が進められ

ておるようですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、葉たばこ農家支援について伺います。

昨年の廃作奨励によりまして、農家戸数で約55%、面積で716ヘクタールが廃作となりました。廃作した農家の品目転換の取り組み状況について、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 葉たばこ廃作への対応につきましては、昨年8月の廃作募集の動きを受け、直ちに「葉たばこ廃作に伴う対策会議」などを立ち上げ、関係機関が一体となった支援を展開しているところでございます。特に、葉たばこからの品目転換につきましては、農家経営の安定を図る上で重要であることから、既存品目の拡大や、加工・業務用で需要が見込まれる品目を中心に推進を図っているところでございます。また、新品目にチャレンジするグループなどに対しましては、栽培講習会や巡回指導による栽培技術の向上支援に取り組んでおります。この結果、焼酎原料用カンショや里芋、バレイショなどの契約栽培への取り組みが見られるとともに、深ネギなどの新たな地域品目の導入が計画されるなど、現在までのところ、県全体で露地野菜を中心に、約430ヘクタールの品目転換が報告されております。県といたしましては、関係機関と一体となり、技術や経営面での指導、制度資金の活用や販売面での支援を引き続き行うなど、廃作農家の円滑な品目転換に取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 続きまして、共同乾燥場がなくなったため、一部減反せざるを得なくなったケースもあると聞いておりますが、対応策を農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 共同乾燥施設の再編に当たりましては、関係者相互で協議を重ね、新たに機能移転した共同乾燥施設をすべての農家が利用して栽培を継続できるように、検討を行ってきたところでございます。しかしながら、一部ではございますが、地理的な条件などから作付を減少せざるを得なくなったケースもあると伺っております。このような場合の対策といたしましては、施設の再編整備で不要となった乾燥機械をJ Tの支援事業を活用して導入し、乾燥作業を個人で行うなどの対応が考えられるところでございます。今後とも、関係機関・団体と連携を図りながら、引き続き安心して葉たばこ生産に取り組める体制を整えてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 あと2点伺います。廃作に伴いまして不要となった共同利用施設の処分については、補助金返還が生じない対応ができていないのかを、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県においては、国庫補助事業で整備された葉たばこ共同利用施設の中で、今回の廃作に伴い補助金返還の対象となる施設が5カ所ございます。これらの施設が補助金返還の免除を受けるためには、当該施設を地域活性化などに有効に活用していくことが要件となっていることから、これまで各地域において、関係機関・団体等と一体となって、施設の新たな活用方法を検討していただいたところでございます。この結果、3つの施設につきましては、活用方法の合意形成が図られましたことから、現在、国との協議を進めているところであります。また、残りの2カ所につきましても、引き続き、関係機関・団体と連携を図りながら、補助金返還が生じないよう、施設の有効活用などに向けた協議を進めてまいり

たいと考えております。

○外山 衛議員 もう1点伺います。葉たばこからほかの作物へ転換する場合、どのような助成措置があるのかを、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 葉たばこから他作物へ転換する場合の助成措置といたしましては、特に希望が多い露地野菜の機械導入に対応するため、県単の「園芸産地基盤強化緊急整備事業」において、大根やゴボウ、里芋などの選別機や収穫機などの導入支援を行っております。また、今回、国の4次補正で、新たに「葉たばこ作付転換緊急対策事業」が措置されましたが、この事業につきましては、県が関係機関・団体と連携を図り、いち早く事業周知するとともに、事業手続の支援を行ったことから、リース方式による農業用機械やハウスの導入のほか、露地野菜の予冷庫などの共同利用施設の整備など、現在のところ、事業費で約5億8,000万円の申請がなされているところであります。今後とも、県や国の補助事業を有効に活用しながら、葉たばこを廃作した農家が円滑に作付転換が図られますよう、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 よろしく願いしておきます。

教育長に伺います。教育長は、平成20年4月の教育長就任以来、多くの教育現場に直接出向かれ、子供たちはもとより、多くの先生方との触れ合いを大切にして、教育行政に当たられたとお聞きしております。そこで、特に心に残っておられることは何か、お伺いいたします。また、先生方に託されている教育長としての思いを、あわせてお伺いいたします。

○教育長(渡辺義人君) ありがとうございます

す。教育に携わる者の最高の喜びというのは、私は、子供たちの輝くひとみとはじける笑顔に出会うことであろうと、このように思っております。教育長として、この3年11カ月余り務めてまいりましたが、多くの子供たちに出会い、そのひとみと笑顔に、たくさんの元気と感動をいただいたところであります。特に印象深く心に残っていること、いろいろございますが、あえて2つだけ挙げさせていただきますと、1つ目は、平成22年夏の全国高等学校総合文化祭宮崎大会であります。口蹄疫の影響によりまして開催が危ぶまれましたけれども、秋篠宮同妃両殿下並びに佳子内親王殿下の御臨席を仰ぎまして、国内外から約2万名の高校生が本県に集い、たくさんの元気と感動と笑顔を届けてくれました。また、外山議員の娘さんであります——きょうお見えになっているかどうかわかりませんが、生徒実行委員会のメンバーの一人として活躍をいただきました。このように、本県の高校生のすばらしさも全国に届けることができた、すばらしい大会ではなかったかなと思っております。口蹄疫の影響によりまして、宮崎県は大変沈んでおりましたけれども、そのような中で、熱き太陽が一気に戻ってきた、そのような瞬間であったと思いますし、そのような瞬間に教育者の一人として携わることができましたことは、大変うれしく、最高の喜びでございました。2つ目でありますが、2つ目は、子供たちが自分でつくった弁当を持って登校する「みやざき弁当の日」であります。これまでたびたびお答えをいたしておりますが、子供たちの食育とともに、自立心や社会性を培い、家族のきずなを深める取り組みでございます。さまざまな教育的な意義があると考えております。私も「弁当の日」の様子を見学いたしまし

たが、まさに宝物のように弁当箱を広げる姿、そして元気よく「いただきます」という声に、こちらのほうこそ元気をもらいまして、ますますこの「弁当の日」の取り組みというのを進めていかなければならないと、そのように意を強くしたところでもあります。現在の県内の状況ではありますが、各市町村教育委員会、学校、保護者等の御理解をいただきまして、全国で最も多い、県内の300校を超える実践校になっておりまして、大きな広がりを見せているところでもあります。この勢いをもっともっと加速させまして、まさに宮崎の教育の標準装備になってほしいなど、このような思いであります。最後に、先生方に対する私の思いであります。人は理想や情熱を失ったときに老いると言われております。教育は感動を失ったときに老いると思っております。先生方には、それぞれ専門的な資質、能力を高めることはもちろんでありますけれども、一人の人間として、豊かな感性や情熱を持って、日々接する子供たちの心に火をつけて、一生燃え続けるような、そのような感動を与え続ける存在であってほしいと、このように思っております。以上です。

**○外山 衛議員** ありがとうございます。たまたまきょうは春休みで上に来ておりますので、ありがとうございました。

最後に、知事にちょっと申し上げます。前知事が異色といいますか、特異な人でありましたため、何かと煩わしいこともあろうかと思っておりますが、気にすることなく自然体でおられたらいいと。時にあいさつ等で、前知事を引き合いに出して、自虐的な発言をされることがありますけれども、受けねらいであるとしても、今後はやめられることをお勧めします。あなたはあなたですから、必要ないと思っております。リーダー

シップとは、決断する勇気、責任をとる覚悟であると思っております。瓦れき処理の問題しかりであります。腹を据えて、口舌の徒となることなく、県政に取り組んでいただきたいと思っております。以上で質問を終わります。(拍手)

**○外山三博議長** 次は、凶師博規議員。

**○凶師博規議員**〔登壇〕(拍手) 寂しくなりますが、一般質問を始めさせていただきます。私のほうにも、本日は、地元児湯郡からたくさんの方の傍聴者に来ていただいております。ありがとうございます。そして、きょう実は、私の妻、そして母、父も傍聴に来てくれました。特に父は、私、議員活動12年になりますが、初めて傍聴に来てくれました。私以上に緊張しているのではないかと思います。しっかりとやります。そして、まだ姿を見ることはできませんが、妻のお腹の中に宿った小さな命にも、私の宮崎に対する熱い思いが届きますように、心を込めた一般質問をさせていただきます。

(「おめでとう」と呼ぶ者あり) ありがとうございます。それでは、通告しておりました項目について順次質問してまいります。前の方と重複するところもありますが、物おじすることなく、そのまま突き進みます。

まず、東南アジア戦略の実績と展望についてであります。

知事におかれましては、昨年、「オールみやざき営業チーム」とともに東アジアを訪問され、本県経済の発展と世界に開かれた宮崎を目指すため、トップセールスを行われてきました。経済成長著しい東アジアの市場をこじあけていくべく、率先して足を運ばれたことは、大いに評価するものであり、現地の勢いをじかに肌で感じられたからこそ見えてきたこれからの宮崎の課題、そして導いていく方向などが、今



までに増して明確になられたことと思います。私も西村議員とともに、知事が訪問された東アジアの各都市を回り、知事が残された足跡にどんな花が咲いているのかを探してきました。残念ながら、まだ大輪の花を見つけるには至りませんでした。しかし、知事が種をまかれてきたことは間違いなく、「オールみやざき営業チーム」の活動は、香港マスメディアでも大きく取り上げられ、宮崎が県を挙げて乗り込んできたと、そのような内容の報道がされたようです。そこで、ここからの二の矢、三の矢が大切です。それをどう撃っていくのか、そして東南アジア戦略をいかに展開させていくのか、台湾・香港・マカオ訪問の実績も含めながら、知事に答弁いただきたいと思います。

以下の質問につきましては、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

昨年の東アジア訪問についてであります。台湾・香港・マカオへの訪問につきましては、相互交流の進展・拡大などを目指し、「オールみやざき営業チーム」としまして、交通、観光誘客、ブランド、畜産の各分野の民間も行政も一体となって、政府関係機関や企業などに対しまして、宮崎を強力にアピールしてきたところであります。活気あふれる東アジアの各地で、直接関係者の方々と意見交換をする中で、好意的な対応や歓迎を受けました。また、大変親日的な地域でもあります。今後につながる建設的な提案を現地の旅行会社の社長さんからいただく——「宮崎のグルメを初め、もっともっとういところを生かしてはどうですか」という提案をいただいたところございまして、各分野における可能性につきまして、大きな手ごたえを感

じたところでございます。こうしたトップセールス、また、さまざまな県会議員の皆様の交流等を通じまして、人脈をつくっていく、それからパイプを太くしていく、これは大変重要な取り組みだろうというふうに考えております。一方で、民間における双方向の幅広い交流の促進や、近隣各県との連携推進、あるいはPR表現の創意工夫など、さらに積極的に推進していくべき点、また考えていくべき点、見直していくべき点というものを認識したところでございます。特に、南九州としての連携というのは、お互いのセールスポイントというものが、例えば畜産であり、温泉であり、温暖な自然環境でありということで、共通する部分も多くございます。宮崎だけで単独で勝負するというよりも、連携して、南九州、さらには九州全体としてアピール力を強めていく、その中で宮崎としての魅力というのも差別化を図っていく、そういう戦略というのも大変重要だろうかというふうに考えております。県では、近々、東アジア経済交流戦略というものを立てまして、しっかりとの方針のもとに、東アジアに向けてしっかりとした足場を築いていく取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。これらの地域とのビジネスチャンスの拡大、人・物の交流を促進することによりまして、これを本県の成長に結びつけていきたいというふうに考えておりますし、本県の認知度の向上、ブランドの価値を高め、さらに「オールみやざき」という観点に立って、総合的な情報発信や販売促進活動に努め、東アジアの成長と活力というものを本県に取り込んでまいりたいと考えておるところであります。以上であります。〔降壇〕

○図師博規議員 積極果敢に今後も東南アジア戦略を進めていくという気概が示されたと受け

取りました。

それでは、続いて、香港において、福岡県事務所でレクチャーを受けてきました。その内容は、福岡県は1964年から香港に事務所を開設されており、今まさにインドネシアからインドへの進出のための足がかりを着々と固められています。さらに福岡市とも連携し、東南アジアだけでも6カ国7都市と姉妹・友好都市締結を成立されており、人・物の流れに太いパイプを築かれています。輸出に関しては、県とJAが共同出資して、株式会社福岡農産物通商を立ち上げられ、国内へのギフト商品販売はもちろんですが、昨年だけでも香港のバイヤーに1,000品目以上もの農産物及び加工品を売り込んでいます。さらに、香港直行便も1日2往復飛ばされています。もっと驚かされたことに、国際機関とも連動して、ベトナムのハノイにおいては、環境関連事業、正確には下水処理に関する技術協力から工事の請負までを行い、福岡県の建設業者が現地の公共工事を施工しているという実態まで説明をいただきました。

私はこれらの説明を聞きながら、焦燥感といいますか、怒りにも似た感情がわいてきました。何でこんなに福岡と宮崎に差があるのかと。ただ、これを人口規模や財政規模のせいにしたのでは何も始まりません。そこをぐっところえて、私は福岡の職員の方に、「これから東南アジアで販路を拡大していく上では何が重要か、どう取り組んだらいいですか」と教を請いました。すると、その一つに、商標登録の必要性を教えられました。

お手元の資料をごらんください。これは間違い探しをするための資料ではありません。見てわかるとおり、これは福岡県八女の特産である「あまおう」のイチゴが4パック入る箱で

す。どれが本物がわかりますでしょうか。一番下が本物ですね。さらに下の写真ですが、これはどちらが本物か。これは上のほうが本物の箱であります。よくよく見るとぼかげたデザインで、ちょっと確認すれば日本人ならすぐ見分けがつかますが、実際これを購入するのは香港の方々です。それも香港そごうというデパートで120香港ドルで売られているこの「あまおう」が、そのそごう周辺の出店でにせものが堂々と12香港ドル、つまり10分の1程度で売られていたそうです。

2～3年前から農産物や加工品のにせものが急激に流通するようになったため、福岡県事務所では、県産ブランド品はもちろんのこと、福岡から輸出される民間業者の商品名やロゴマークの商標登録をサポートしているとのことでした。もう皆さんも御承知のとおり、東南アジアにおける商標登録の問題は、米のコシヒカリや「ひとめぼれ」に端を発し、松阪牛については、商標登録を持っている中国人が松阪市に対し、10億円でその権利を買うように迫ってきたということもありますし、お隣の鹿児島県では、中国の小売店の名称で「鹿・児・島」という漢字がそのまま商標登録申請されて、これに鹿児島が慌てて異議申し立てをしましたところ、このたび、ようやくそれが認められたということがニュースになりました。鹿児島県は、即座に、中国など5カ国でにせものの横行を防ぐために、かごしまブランドである「さつま地鶏」の名称やマーク、「かごしま黒豚証明書」などの商標登録申請をされました。が、それでも、その審査結果が出るまでには半年から3年はかかるそうです。本県も宮崎牛を足がかりに、みやざきブランドを販路拡大していく上で、東南アジア、特に中国との関係、その商標

登録の手続きは不可欠だと思われませんが、この件に関しまして、商工観光労働部長の所見をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 中国における商標登録につきましては、県の上海事務所におきまして、中国政府のホームページを日常的にチェックし、県内企業等に対して、商標の申請や登録の状況等について、速やかに情報提供を行う体制をとっておりますが、既に一部の加工食品では——これは本県の焼酎メーカーさんが中心になりますが——本県の企業も商標登録を行っているところであります。また、宮崎牛につきましては、今後も本県の重要な輸出品目でありますことから、JA宮崎経済連において、現在、中国における商標登録出願を検討中であると伺っております。県といたしましては、みやざきブランドの農産物を初め、県産品の輸出促進は、重要な課題であると認識しております。引き続き、商標登録の重要性について、セミナー開催や相談業務などを通じて、輸出事業者への啓発や情報提供、助言を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 慎重かつ速やかに、この手続きが進んでいくことを期待いたします。

それでは次に、香港におきまして、旅行雑誌を発刊されている出版社を訪問し、宮崎への誘客に関する意見交換を行ってまいりました。香港からの訪日旅行者数は、既に年間50万人を超えており、対前年度比13%以上の伸びを示しています。一方、宮崎への旅行者数は減少傾向甚だしく、平成10年のピーク時には8万人以上もの方々に来県いただきましたが、平成21年につきましては、2,600人余りにまで落ち込んでしまっています。その中で、今後、効果的な誘客

事業を打っていくために、幾つかのヒントを持ち帰ってまいりました。先ほど知事も申されましたが、まず、香港からの誘客キーワードとして、温泉、グルメ、そして伝統行事への参加、さらには結婚旅行ということが挙げられました。GDP7%の成長を続ける香港では、風光明媚な海外で結婚式を挙げるのがブームになっています。家族、親族も引き連れた、旅行も兼ねての海外挙式が増加しており、訪問した出版社でも日本結婚特集号というのを組まれ、そこでは沖縄と北海道と岡山県が取り上げられていました。本県は入っていません。そこで、今後、40年前に新婚旅行ブームで沸いた本県に再び、香港、中国から結婚旅行者を呼び込むための仕掛けが必要ですし、何より本県には、他県に勝るとも劣らないきれいなオーシャンビューなどに囲まれた式場を抱える施設がたくさんあります。そこで、今後、どのような香港、中国からの誘客対策を図っていくお考えがあるのか、恋旅を成功させております商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 東アジアからの観光誘客対策につきましては、県といたしましては、韓国、台湾、中国、香港の市場を中心に、知事のトップセールス等による本県の知名度向上や、旅行会社や航空会社が行う旅行商品の企画・造成支援などに取り組んでおります。また、九州観光推進機構を中心とした九州全体のプロモーションや、南九州エリアなどの県境を越えた広域連携による誘客に取り組んでいるところであります。中でも、本県と同様に台湾との定期便の就航が予定されております鹿児島県とは、広域観光の視点から、台湾での商談会をこれまでも共同で開催するなど、連携を強化し、南九州周遊ルートセールスを行って

いるところであります。なお、議員から結婚旅行という貴重な御提言をいただいたところでございますが、本県では、宮崎恋旅プロジェクトに代表されるように、恋や愛にちなんだスポットが豊富にあり、また、現地の旅行会社等からもアドバイスをいただいておりますことから、今後、課題となる結婚式や新婚旅行の受け入れ体制の整備について関係者と協議を行い、現地旅行会社へのプロモーションを図っていきたいと考えております。

**○函師博規議員** 現地の旅行会社との接触もされているということですので。この商品化をぜひぜひ進めていただきたいと思います。

それでは次に、県道整備と安全性の確保についてお伺いしていきます。

県当局におかれましては、限られた財源の中で、効果的なインフラ整備を進めていただいていることには、敬意を表するところであります。しかし、ともすれば自動車優先となりがちなインフラ整備を、住民目線、地域目線での整備・改良につなげていくために、地元児湯郡の例を取り上げながら質問してまいります。お手元の資料をごらんください。裏面になります。これは県道高鍋美々津線で、都農町都南橋の写真です。この高鍋美々津線は、国道10号の東バイパス的役割を果たしており、近年の改良のおかげで交通量が増大しております。しかし、都南橋は、欄干のかさ上げ工事が施工されたことにより、歩道部分が20センチしかなくなり、車両が通行する際、歩行者は欄干の基礎工事部分に上がって避難するというのが日常的になっています。特にこの路線は、学校指定の通学路となっていることから、児童生徒が朝夕行き来し、車にはねられる恐怖と橋から落ちてしまう恐怖の間を綱渡りしながら、命がけで通学して

いると言っても過言ではありません。保護者の方々が交通安全活動をされ、余りにも危険度が高いということで、都農町のほうにその援助を申し出たところ、都農町はこのたび、都南橋周辺の児童を乗せ、橋を渡るところまで送迎していただくという対応をしてくれております。これは全く心苦しいことではないでしょうか。このように、県道や橋梁の整備・改良が行われつつも、安全性や地域目線が欠落していたのでは、整備効果が台なしになるばかりか、重大事故の起因にもなりかねません。そこで、県内の歩道整備に関して、未整備箇所がどれほどあるのか、また総延長と整備状況等を県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 県が管理します道路のうち、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づく通学路として、720キロメートルが指定されており、このうち歩道の整備率は69%で、225キロメートルが未整備区間として残されております。また、通学路における歩道の年平均整備延長につきましては、交通安全施設等整備事業や道路改良事業などによる整備を合わせまして、平成21年度から23年度の平均で約6.7キロメートルとなっております。なお、本年度の交通安全施設等整備事業では、約22億円の予算で、宮崎高鍋線毛作坂地区や木城高鍋線青木地区など、26カ所の整備を進めております。

**○函師博規議員** 未整備地区の総延長225キロで、年平均6.7キロの整備ということで、単純計算しましても、30年以上その整備にはまだかかるわけで、今、部長から弁いただきました交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に該当しない、学校が指定する通学路というのは、今の数字よりもはるかにまだ長い距離が残されて

いるわけでありませぬ。さらに、都農町の都南橋もそうですが、新富町の一ツ瀬橋のように、歩道部分がないに等しい橋梁も数多く県内にはまだ見受けられます。繰り返しになりますが、限られた財源の中で、地域の声をしっかりととらえた整備・改良につながるよう、計画の見直しを含め、安心・安全な暮らしを確保する道づくりを進めていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。自殺対策について伺ってまいります。

まず、自殺対策についてであります。県がどのような対策を打っているのか、それらの事業に関する普及啓発活動はどのように取り組まれたのかを、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 自殺対策を推進するためには、自殺対策やうつ病等の精神疾患に対する正しい認識の普及を図ることが不可欠でございます。このため、県では、市町村や民間団体等と連携を図りながら普及啓発に取り組んでおりまして、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間を中心に、テレビCMや街頭キャンペーン、県民フォーラムなどを実施いたしまして、自殺対策等に関する正しい知識の普及に努めているところでございます。また、自殺予防のためには、悩みを抱える人に相談窓口の存在を知ってもらうことが大切でございますので、相談窓口を取りまとめた「こころの電話帳」の全世帯への配布や、街頭キャンペーン等において自殺防止電話を案内するカード等の配布を行うとともに、自殺対策専用のホームページであります「みやざきこころ青Tねっと」を開設するなど、その周知に努めているところであります。

**○図師博規議員** 私も精神保健福祉士として、

今まで、電話相談も含めて、自殺の相談対応に当たらせてもらってきました。相談をされる方々には、職場や家庭などの過度なストレス環境の中で、生きがいを失い、自虐的になり、われをもつかむ精神状態で何とか電話をかけてこられ、電話先で泣き崩れてしまう方も少なくありません。直接カウンセリングするときに比べて視覚的な情報が少ないため、1本1本の電話に細心の注意を払って対応いたします。自殺対策電話相談事業「ライフネット宮崎」は、看護協会、臨床心理士会、精神保健福祉士会が連携して電話相談を受けているものですし、また、NPOの宮崎自殺防止センターもその対応に当たっていただいております。そこで、この電話相談の実績についてはどうなっているのでしょうか、福祉保健部長、お答えください。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 相談実績については、ただいま議員がおっしゃいましたNPO法人が運営いたします宮崎自殺防止センターが、平成22年度において、一月当たり約150件の相談を受けております。また、県の「ライフネット宮崎」では、昨年3月途中からの開設ではあります。直近では、一月当たり約60件の相談を受け付けており、その相談内容といたしましては、健康問題と経済・生活問題が半数を占めております。自殺防止電話は、御指摘のとおり、直接的に自殺を防ぐ観点から重要な役割を果たしており、一層の周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

**○図師博規議員** ぜひその周知を徹底していただきたいと思います。関係者がその対応に当たるときに、1日1本も電話がかかってこないという日もあると聞きます。それではなくて、やっぱり多くの方にこの事業内容を知っていただき、対応に当たるそれぞれの団体、担当者は、1本

でも1件でも、多くの方々、県民の命に寄り添っていきたいという気持ちが強くあります。ぜひぜひ、さらなる事業の推進を行っていただきたいと思えます。また、この電話相談事業は、現在、聞くこと、傾聴することに重きが置かれまして、もし相談者に医学的介入が必要な場合、即座に医療機関につなげなきゃいけない場合でも、そこまで、聞くまでで業務が終わってしまうということもあります。今後、来年度もこの事業が続けられるようですので、関係団体と、もう一度話し合いの場を持っていただいて、そういう医学的な、医療的な介入が必要なケースに対してどう対応したらいいのかなどの、もう一步踏み込んだ形の事業展開を検討していただきたいと思えます。

それでは次に、県民及び県職員へのメンタルヘルスサポートについてお伺いいたします。先日、ある自治体の職員が、大量の睡眠薬と向精神薬を服用され、自殺されました。その方は、仕事以外でも地元のミュージカルに参加されるなど、活発な活動をされる若者でした。まじめで仕事もできたことから、上司や同僚から頼まれごとが多く、仕事量もふえ続け、うつ病を発症する前の2カ月は、勤務時間のうち時間外勤務が100時間を超え続けていたということです。業務と自殺の因果関係が明らかであったことから、この方には公務災害の認定が出されました。このような痛ましい出来事を起こさないためにも、県職員のメンタルヘルス管理は重要なことでもあります。それで、県におかれましては、月100時間を超えるような時間外勤務をしている職員がどの程度いらっしゃるのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（稲用博美君） 知事部局におきまして、月100時間を超えて時間外勤務をした職員

は、平成23年度、今年の1月末時点での数字になりますが、延べ52名であります。なお、所属長は、職員に月80時間を超える時間外勤務を行わせた場合は、疲労蓄積あるいは健康上の不安の有無を確認の上、健康管理医による面接指導を勧めることとしております。

○凶師博規議員 この時間外勤務というのは、過重労働をはかる一つの物差しに過ぎないわけですが、自治体は、雇用者、公務員に対して、その方の心身の健康を損なうことがないように注意すべき安全配慮義務があります。以前にも私はこの職員のメンタルヘルスマネジメントについて取り上げたことがあります。現在、自治体がしなくてはいけない安全配慮体制がどれほどとられておいて、実績をどのように上げていらっしゃるのか、再度、総務部長にお伺いします。

○総務部長（稲用博美君） 知事部局の職員に対するメンタルヘルスマネジメント体制につきましては、精神科医1名あるいは臨床心理士2名を配置して、職員健康プラザで月に3回の相談を実施しているほか、保健師や今年度から新たに配置いたしました復職コーディネーターも、職員あるいはその上司などからの相談に対応しているところでもあります。また、地方職員共済組合宮崎県支部におきましても、県内の7医療機関、それから2つのカウンセリング機関に相談業務を委託しまして、精神疾患を早期に発見し、治療に結びつけるための相談体制を整えております。具体的な相談実績ではありますが、平成23年度、ことし1月末時点ということで、職員など33名から143件の相談件数となっております。

○凶師博規議員 やはりそれ相当の数の相談が寄せられていることがよくわかりました。た

だ、その実績、体制としては拡充されていることも示されましたので、さらなるケアをよろしくお願いいたします。

それでは次は、県民のメンタルヘルスサポートについてお伺いいたします。現在、国会では、労働安全衛生法の一部を改正する法律案の審議が行われており、この法案が成立すれば、事業主は労働者に対し、医師または保健師による精神的健康の状況を把握するための検査を、健康診断時などで受けさせることが義務づけられることとなり、また、労働者にも受診の義務が課せられます。それでは、自営業者なりの方々がどのようなメンタルヘルスサポートが受けられるのか調べてみましたところ、特段それが事業化されているものはありませんでした。そこで、今後、県主導で、市町村が実施する特定健診や特定保健指導のときなどに、うつ病のスケールテストやカウンセリングが受けられるような体制整備をしていくなど、さらに自殺対策としてきめ細やかな展開が必要だと考えますが、福祉保健部長、見解を教えてください。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 県では、市町村等の地域における自殺対策の一環といたしまして、これまでNPO等が行う相談窓口やサロンの開設・運営、見守り活動などを支援してきたところでございます。このような中から、身近な人の悩みや心身の不調に、早い段階で気づくための活動といたしまして、西諸地域の「1日30人と話そう会」など、地域のきずなに着目した取り組みが見られるようになってまいりました。県では、このような活動が他の地域にも広がりますように、平成24年度から、新たに市町村や民間団体が取り組みます「地域の絆づくり」を支援することとしております。今御質問がありました、市町村の特定健診時におけるカ

ウンセリング等につきましては、市町村の実施体制など、課題があるものというふうに考えております。自殺対策をより一層推進していくためには、地域の実情を十分に把握した上で、総合的な対策に継続的に取り組む必要がありますことから、今後とも、市町村等と連携を図りながら、きめ細やかな支援を積極的に進めてまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 市町村並びに民間団体との密な、そしてきめ細やかな連携をさらに期待いたします。

それでは、次の質問に移ります。「図師はまた福祉の質問か」と言われるかもしれませんが、現場に足を運んで聞こえてきた高齢者や職員の方々の悲鳴にも似た声を代弁して、混迷していく高齢者福祉サービスに強く警鐘を鳴らすために質問をさせていただきます。まず、増加し続ける高齢者施設、特に有料老人ホームについてであります。その状況はまさに乱立という表現が当てはまる状況となっております。一方、県は、市町村の高齢者福祉ニーズを累積し、それぞれの地域でどの程度の施設整備が適当であるかを示す宮崎県高齢者保健福祉計画を策定しています。これによりますと、今年度までに県全体で1万2,190床の施設型サービスを整備することになっています。このほかに、デイケアやグループホームのように、住みなれた地域に近い場所で介護サービスを受けることのできる地域密着型サービスがあります。しかし、この地域密着型サービスの整備が遅々として進まない中、介護保険適用外の施設であります有料老人ホームが、昨年9月の段階で155施設4,834床であったものが、ことし2月には177施設5,286床となっており、たった5カ月間で22施設452床も増加しています。地域密着型サービ

スの地域間格差は甚だしく、地域で暮らし続けたくとも選択肢のない高齢者とその家族は、利用料負担が割高になるとは知りながらも、介護保険のきかない施設へ入所せざるを得ないという状況があります。高齢者ニーズと地域性を把握して、3年ごとに見直しが行われ、均衡ある福祉サービスを構築した上で、住みなれた地域で暮らし続けてもらうための指標となるべき高齢者保健福祉計画が、現在は市町村から上がってくる数字を足し算するだけのものになっています。県民ニーズと乖離し続ける福祉の現場をどうとらえ、また、高齢者保健福祉計画にのっとっていない有料老人ホームの整備、位置づけ、乱立の状況について、どのような見解をお持ちなのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 高齢者のニーズにつきましては、保険者である各市町村が、日常生活圏ごとにニーズ調査を十分行った上で、必要となる介護サービス量を見込んでおり、県は、各市町村との意見交換を通じまして、その見込みを踏まえて、高齢者保健福祉計画を策定しているところでございます。また、本県の有料老人ホーム数は、御指摘ございましたとおり、大きく増加している状況にありますが、特別養護老人ホーム等の介護保険施設とあわせて、要介護者の生活の場の一つとして、重要な役割を果たしているところでございます。そのため、高齢者保健福祉計画では、有料老人ホームのうち介護つきのは、特定施設入居者生活介護として必要量等を計上しており、また、住宅型のは、在宅の方の場合と同様、居宅サービスを受けることとなりますので、この分を含めて、訪問介護、通所介護など、居宅サービスの必要量の見込みのところ計上しておりまして、大きな伸びを見込んでいるところ

であります。なお、今回の計画の策定に当たりまして、有料老人ホームの運営等に関しては、県の「有料老人ホーム設置運営指導指針」等に基づきまして、必要な助言・指導等を行い、入居者の安全・安心な生活が維持できるよう支援していくことを明記したところでございます。

**○函師博規議員** 有料老人ホームにおいて、住宅型のは、居宅サービスを受けていることと同じになりますと、さらりと答弁されますが、有料老人ホームと自宅で受けているヘルパーさんの介護が、同じところでくくられていくというのは、私は非常に違和感を感じるんですね。多分この時間内では、共通認識を持つということは到底できませんので、次の質問に参ります。それでは、急激な高齢者施設の増加に比例して、福祉分野の求人も増加することは当然のことですが、その求人数がどの程度増加しているか、その実態をつかまれているのか、平成21年度及び22年度の新規求人数を示してください。福祉保健部長。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 宮崎県福祉人材センターが行っております福祉人材無料職業紹介事業における新規求人数でございますが、平成21年度が1,097人、平成22年度が1,744人となっております。

**○函師博規議員** 今、示していただきました。前年度比で1.5倍以上も求人は伸びているわけですね。そりゃそうです。それだけ施設がふえていますから。それでは、その求人に対して、求職者数、仕事につきたいと思っている方々はどれぐらい伸びているのでしょうか。福祉保健部長。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 同じく宮崎県福祉人材センターで行っております福祉人材無料職業紹介事業における新規求職者数、まず数



でございますが、平成21年度が1,043人、平成22年度が860人でございます。伸びということもございますけれども、17.5%減少となっておりますところでございます。

○**図師博規議員** そのとおりなんです。減っているんです。もう一步踏み込みます。求人は爆発的に伸びているにもかかわらず、求職者は減っている。それでは、その求職者が実際に採用された人数を教えてください。福祉保健部長。

○**福祉保健部長（土持正弘君）** 同じく福祉人材無料職業紹介事業における就職者数でございますが、平成21年度が114人、平成22年度が120人となっております。また、その福祉人材センターでは、ハローワークと共同で就職面談会を開催しておりますが、その就職者数は、平成21年度が16人、平成22年度が29人となっております。

○**図師博規議員** ハローワークとの数字も足し合わせていただいた答弁でしたが、新規求人数に対して10分の1以下の150人足らずしか就職につながっていないという、これは驚きを通り過ぎて愕然としてしまいます。もちろんこの数字にあらわれない就職者も中にはいらっしゃると思いますが、余りにもマッチングがうまくいっていないということが如実に示されました。地域の高齢者施設に行くと、まず投げかけられるのは、「介護職員を募集しても人が集まりません」とか、「やっと採用したら別の施設に引き抜かれてしまい、残る職員が疲れ切っています」など切実な声です。ある自治体では、公募して設置することが決まっていたグループホーム2カ所に、職員が集まらないということで、開設期日を延期することも検討しているところがあったり、先日は別の特別養護老

人ホームを訪問したところ、やはり求人を出しても応募がないがゆえに、ヘルパー免許を持たない方でもいいから、とにかく紹介してもらえないかという依頼を受けました。しばらくして現状を確認しましたところ、この春卒業する普通科の高校生2名を採用することになったということでした。高校新卒者の就職につながったことは喜ばしいことかもしれませんが、介護という専門職、その戦力が安定的になっていくためには、どれぐらいの時間がかかるんだろうという不安も抱いたところなんです。このように、現在、県内の高齢者施設では、人材不足がゆえにヘルパー2級の資格も持たない方々を採用しながらも、それでも介護職員が足りず、ようやく有資格者を雇用できたとしても、すぐにヘッドハンティングをされ、それまで築いてきた高齢者との信頼関係の芽が次々に摘み取られているような現状があります。人材不足が原因で、現任者の過重労働につながり、低賃金と相まって、福祉職に従事される方々の心身の疲労は日に日に大きくなっています。このような現状では、良質なサービス提供につながることは全く期待できませんし、ストレスや疲れが原因で、介護事故や虐待が増加していくことは容易に想像できます。けさも、朝から別の県の特別養護老人ホームの虐待の映像が出ておりました。あれは他人事じゃないんです。そこで、これらの現状を改善するにつなげるであろう、県が行われています福祉・介護人材確保特別対策事業が平成21年から展開されていますが、この実績について、福祉保健部長、お答えください。

○**福祉保健部長（土持正弘君）** 福祉・介護人材確保特別対策事業につきましては、職場体験事業など7つの事業を実施しており、これら事

業の一つである進路選択学生等支援事業におきまして、養成施設が配置した専門員が高校等を訪問いたしまして、福祉・介護の仕事について紹介する活動などに対して支援を行っております。この事業実施の成果といたしまして、県内の介護福祉士養成施設の入学状況について見ると、平成21年4月の定員充足率は61%でありましたが、平成22年4月は100%、平成23年4月は83.9%となっており、これら専門施設の出口といたしますか、就職状況も9割以上が確保されているという状況でございます。なお、先ほどお答えしました就職者数は、あくまで福祉人材センターにおいて把握されているものでございまして、ハローワークの紹介事業により就職される方は、もちろん、議員もおっしゃいましたように相当数といたしますか——これは介護職だけのデータではありませんで、福祉関連職として統計をとられておりますが——4,000名以上おられるというのが実態でございます。

**○図師博規議員** わかりました。とにかく人材確保をしていくということが喫緊の課題であることは間違いありませんが、今述べられました福祉・介護人材確保特別対策事業、この事業が今年度いっぱいということもお聞きしております。この事業にかかわるようなほかの事業を何か考えられているのか、また、そのほかの事業でどう対応していくのか、福祉保健部長、お答えください。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 福祉・介護人材確保特別対策事業につきましては、御指摘のとおり、今年度で終了いたしますが、福祉人材センターにおいて、無料職業紹介事業や合同面接会、社会福祉施設体験学習会、訪問相談等の各種事業を実施してまいりたいというふうに考えております。さらに、高校生等の若年層に対

しましては、福祉・介護職の魅力を伝えるためのガイドブック作成や、ホームページによる広報等に力を入れるなど、引き続き人材の確保を図ってまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** さらになる拡充を期待するところでもあります。今回、この質問を練り上げていく際に、いろいろ質問を投げかけたかったんですが、答弁を求めることができない事柄がたくさんありました。例えば、潜在的にヘルパー有資格者の数がどれくらい県内にいるのか、また有料老人ホームにおいて有資格者がどれほど配置されているのか、また、この有料老人ホームが、特別養護老人ホームのような管理体制、特に施設長が有資格者であるのかどうか、そのあたりの把握ができていますかということをお問うたところ、すべて「把握できておりません」と、その時点で明確な答弁をいただきました。これでは、今後、どこに力点を置いた人材確保をすればいいのか、どのようなアプローチをすればいいのか、また、県として、今後、高齢者福祉サービスの質を向上させるために、どのような、どこに適切な指導を入れていけばいいのか、そのあたりが果たしてできるのかという不安も募りました。知事は9月の一般質問答弁の中で、「今後、各種介護基盤の整備や福祉に携わる人材の育成・確保に引き続き取り組み、安心して心豊かに暮らせる福祉政策に取り組む」と、県民に約束していただきました。それでは、今まで質問をしてまいりましたが、その内容を踏まえ、人材確保策を含めた福祉の現場に光が差すような知事の答弁を求めます。

**○知事（河野俊嗣君）** 大変重要な御指摘だということで、今、拝聴しておったところでございます。これから本県が「健康長寿社会づくり」を目指すには、やはり福祉人材の確保とい

うのは大変重要な課題でありまして、本県でも高齢者保健福祉計画におきまして、こうした福祉サービスの中核を担う介護福祉士、それから社会福祉士、職種ごとにその養成の基本的な方向性を定めて、さまざまな研修などに取り組んでおるところでございます。そういった人材養成の仕組み、取り組みというのは進めてきて、一定の資格を持った方はいらっしゃるわけです。ただ、御指摘がありましたように、問題は、増大する福祉サービスのニーズに対応して施設もふえていく、そのときに求人もふえていく、そこに求人、求職がマッチングしていないというところかと思えます。せっかく有資格者がいらっしゃるながら、現場でその福祉を担う力になっていない、その現実があるということでございます。今後とも、ハローワークとも連携しながら、そのマッチングというものをしっかりと進めていく必要がございますし、国におきましても、介護職種の改善のためのいろんな資金も提供していただいたところですが、なかなか現場での十分な活用がなされていないというところもございます。そういった制度も含めた見直しについて、国に対してどのような要望をしていく必要があるのか、それから、県としてどのようなことが今後できるのかというのも、しっかりこの現場の実情も踏まえながら今後とも考え、また取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○**図師博規議員** ぜひぜひ、知事がまた先頭に立って、その事業に乗り込んでいていただきたいと思えますし、今回、質問には取り上げておりませんが、今、国が推奨しております東南アジアからの人材確保、特に介護・看護の部分への人材確保という事業も本県は皆無です。このあたりも今後、重要な選択肢の一つになろう

かと思われまので、当局におかれましては、十分な情報収集をしていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○**外山三博議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時44分散会

3月7日（水）

# 平成 24 年 3 月 7 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷中の会)
2 番	岩 下 斌 彦	(自民党つくしの会)
3 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	渡 辺 創	(新みやざき)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	松 村 悟 郎	(同)
8 番	内 村 仁 子	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	外 山 三 博	(同)
14 番	凶 師 博 規	(日日新)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	高 橋 透	(社会民主党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(同)
18 番	田 口 雄 二	(新みやざき)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
23 番	押 川 修 一 郎	(同)
24 番	外 山 衛	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	井 上 紀 代 子	(新みやざき)
31 番	徳 重 忠 夫	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	横 田 照 夫	(同)
34 番	中 野 一 則	(同)
35 番	中 野 廣 明	(同)
36 番	福 田 作 弥	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	十 屋 幸 平	(同)

## 欠席議員 (1 名)

22 番	丸 山 裕 次 郎	(自由民主党)
------	-----------	---------

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
県 民 政 策 部 長	渡 邊 亮 一
総 務 部 長	稲 用 博 美
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	加 藤 裕 彦
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	児 玉 宏 紀
会 計 管 理 者	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	甲 斐 景 早 文
財 政 課 長	日 隈 俊 郎
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	渡 辺 義 人
警 察 本 部 長	鶴 見 雅 男
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	四 本 孝

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 高 勝 弘
事 務 局 次 長	成 合 修
総 務 課 長	山之内 稔
議 事 課 長	武 田 宗 仁
政 策 調 査 課 長	福 嶋 幸 徳
議 事 課 長 補 佐	谷 口 浩 太 郎
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	前 田 陽 一

◎ 一般質問

○十屋幸平副議長 ただいまの出席議員37名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。後藤哲朗でございます。

傍聴席を見ますと、昨日と打って変わって閑古鳥が鳴いておりますが、その中にウグイスみたいな家内が来ておりますので、二人三脚で頑張らせていただきます。

なお、しばらくはこちらより質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

知事におかれましては、二元代表制のもと、持ち前の誠実さと行動力と先見力で、県民の安全と福祉向上、そして所得向上にリーダーシップを発揮していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、平成24年度当初予算では、厳しい財政状況の中、地域経済の活性化を喫緊の課題としてとらえ、経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト2012」の中で、「緊急的な経済・雇用の下支え」「公共事業等の適切な実施」等を掲げております。疲弊した経済を何とかしよう、何とかしないといけないという願い、思いが伝わってくる予算編成であり、評価したいと思っております。

ところで、知事は、「対話と協働のもと、県民総力戦を展開し、本県の再生・復興に手応えが感じられる「光」を取り戻す年にしたい」と

所信を述べられました。また、地域経済循環システムを構築するため、行政、民間、県民等が連携・協働して、地産地消県民運動、100万泊県民運動、中山間地域をみんなで支える県民運動などを展開されると述べておられます。この県民運動が実を結べば非常に大きな効果が期待できますが、真の取り組みに至るまでに持っていくのはなかなか困難だと思います。県民一人一人がみずからの課題として受けとめ、主体的に活動を展開するところまで行って初めて、県民の総力を集結した取り組みと言えるのではないのでしょうか。そこで、さまざまな地域の課題に対して、どのようにしてみずからの課題として受けとめていただくのか。どのように活動、実践していただくのか。具体的な取り組みの展開について、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、記紀編さん1300年記念事業について、2点お尋ねいたします。

「神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」をコンセプトに、県を挙げて記紀編さん1300年記念事業を展開するため、事業推進協議会を設立されました。協議会では外山議長が顧問に就任され、県議会も構成団体の一員となっております。費用対効果等でチェック機能を発揮できるのか、責任を担ったものとプレッシャーを感じております。

さて、世界的な歴史学者として知られるアーノルド・トインビーは、「12～13歳くらいまでに民族の神話を学ばなかった民族は、例外なく滅んでいる」と述べています。終戦以降、民族の神話を教えなくなった日本にとって、この指摘は民族の滅亡を予言する恐ろしいものであります。また、「戦後、連合国は、財閥や軍を解体したばかりか、日本人と神道の関係を断ち切り、建国と神話の教育をやめさせ、日本人の心

の中から日本人の精神を抹消しようとした」と指摘する史学作家もいます。そのような環境の中、記紀編さん1300年に関心を持たれる人がどれくらいいらっしゃるのか不安はありますが、日向神話の里に生かされて住んでいる私どもは、このたびの大きな節目を県勢発展の千載一遇の大きなチャンスとして、前向きに積極的に取り組まなければならないと思います。

ところで、温故知新ではありませんが、本県は平成2年から4年にかけて、みやざきブランド確立キャンペーンを実施しました。その中で私の記憶に鮮明に残っておりますのは、「Mの国」宮崎の神楽のポスターであり、高千穂町の神話の里フェスティバルで開催されました山本寛斎ファッションスペクタクル「ロックフロント天地水」の開催等であります。「Mの国」宮崎のMは、宮崎の頭文字と同時に、マリン（海）、マウンテン（山）、マインド（心・精神）、そしてミステリアス（神秘的）等、本県の特徴や魅力をあらわす言葉の頭文字だっただとお聞きしています。このみやざきブランド確立キャンペーンは、見て読んでおわかりのように、コンセプト等がわかりやすいものでした。宮崎、そして神話の里のイメージづくり及び情報発信に効果が高かったものと、その当時御苦労された方々に敬意を表します。

そこで1点目として、知事、今回の記念事業の展開コンセプトである「神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」をわかりやすく御教示ください。

また、今回の記念事業と比較しましたところ、神話や神々の里をイメージ戦略に使われる面で共通しており、ロゴマーク（案）のコンセプトについても、宮崎の頭文字「M」をモチーフに山や海を表現するなど共通点の多いものに

なっています。2点目としては、記念事業の展開に当たり、古きみやざきブランド確立キャンペーン当時の企画、運営等の取り組みの結果を、新しき今回の企画に生かすべきだと思いますが、渡邊県民政策部長に御所見をお伺いいたします。

次に、みやざき行財政改革プランについてお尋ねいたします。

行政改革は不断に取り組むべき行政課題であるとの認識のもと、全庁的に積極的に取り組んでおり、成果を上げております。さて、みやざき行財政改革プランの改革プログラムでは「適正で成果重視の県政運営」を掲げ、未来みやざき創造プランに掲げる施策に関する政策評価を実施し、検証結果を次年度以降の新たな施策、事業の構築に反映させるため、予算編成システムとの連動を図ることとしています。未来みやざき創造プランに関しては来年度からの取り組みになると思われませんが、事業の検証結果を踏まえることは予算編成における重要な視点であると考えます。そこで、今回の予算編成においては、今までの事業の実施状況をどのように検証し、どのように反映されたのか、稲用総務部長にお伺いいたします。

次に、部局間の総合調整機能についてお尋ねいたします。事業効果を最大にするためには、限られた財源をどの時点で、どの事業に振り向けるのか、慎重に検討する必要があります。そのためには、事業を組み立てる過程においても各部局の施策に係る事業の総合調整機能を充実させることが重要と思いますが、渡邊県民政策部長に御所見をお伺いいたします。

次に、県民ニーズの的確な把握と県政への反映についてお尋ねいたします。広報広聴の重要性が問われている中、この改革プログラムで

は、「県民の声」、パブリックコメントの実施、知事と県民との意見交換会の開催、公共事業の計画・設計段階におけるパブリックインボルブメント手法の活用等の4つの実施計画を挙げております。県政の重要政策の実施に当たっては、県民の皆様からの意見や情報、専門的な知識等を考慮した意思決定を行うためにパブリックコメント手続を実施されています。昨年度のパブコメの実施状況は、27件実施され、そのうち0名、0件が6件、1名、1件が5件、1名、2件が3件ありました。残念ながら、このように提出された意見の実数を見ますと、パブリックコメント手続が十分に機能していないような思いがありますが、渡邊県民政策部長に御所見をお伺いいたします。

次に、少子化対策、婚活支援の取り組みについて、土持福祉保健部長にお尋ねいたします。少子化対策については、雇用の場の確保や子育て支援の取り組みを進めなければなりません。また、少子化の主な要因の一つは未婚化、晩婚化が進んだことと言われております。そこで、出会いの機会が少ないことが影響していると考えますが、婚活支援の取り組みの必要性について、御所見をお伺いいたします。

次に、有害鳥獣の駆除、有害鳥獣捕獲班への補助金の拡大について、加藤環境森林部長にお尋ねいたします。近年のイノシシ、シカ、猿等の野生動物による農林業被害は拡大の状況であります。県北延岡市においても被害が恒常化しており、有害鳥獣捕獲班は年間を通じて駆除に従事している状態です。有害鳥獣の駆除については、出動費として捕獲班に補助金が支給されていますが、出動回数が多いためにガソリン代にも満たない状況であります。特に被害の多い夏場は暑さと多湿で過酷な条件での駆除となり

ます。そこで、このようなことから、狩猟期間の11月15日から3月15日まで以外に捕獲したイノシシを、シカと同様に捕獲報奨金の対象にすることはできないものか、御所見をお伺いいたします。

次に、台風時における流木等の処理対応について、加藤環境森林部長にお尋ねいたします。このことについては、以前より県及び市等で事象が起こるたびに協議がなされたものです。平成19年の台風5号で多量の流木により水産業に多大な被害が出て、事態が一変しました。県は、港湾課を中心に地区ごとに流木等処理対策マニュアルの策定を掲げましたが、県北では未完成であります。一方、環境サイドは平成22年より環境省の動きに対応し、循環社会推進課を中心に宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画を作成しました。法的には海岸漂着物処理推進法により海岸管理者と市町村の役割が明記され前進したところであり、関係者にとって大いに期待しているところであります。そこで3点についてお尋ねいたします。

1点目、台風災害等により大量の流木等が海岸に漂着した場合についても、流木等の処理責任は海岸管理者にあるのか。

2点目、海岸漂着物対策推進地域計画においては、海岸漂着物の円滑な処理を推進するため市町村の協力義務等が定められているが、具体的にどのような内容を想定しているのか。

3点目、回収された海岸漂着物の処理に当たっては、市町村が処理能力の範囲、または受け入れ基準を満たすものを、廃棄物処理施設で処分する等の協力をすることを基本方針としているが、市町村で受け入れることができないものについては海岸管理者はどのようにして処理を進めるべきなのかお尋ねいたします。



次に、ものづくりにおける人材育成、技能士の活用について、児玉県土整備部長にお尋ねいたします。ものづくりにおける人材育成は、産業分野の拡大に不可欠とされ、国の重要施策として位置づけられました。しかしながら、団塊世代の退職によって優秀な技能者が去る一方で、次代の技能者が育っていないと言われております。その一因に技能士の存在が軽んじられている状況が挙げられております。

さて、昨年2月定例会において横田議員が、今回の私と同じような趣旨の質問をされており、「今後とも、公共工事の品質確保はもとより、伝統的な技術の継承にもつながる技能士の活用を図ってまいりたい」と前向きな答弁がなされております。そこで、国が行う官庁営繕工事のうち、指定する工事作業については1級技能士現場常駐制度が設けられ、技能士の活用が図られていますが、県の公共工事においては、営繕工事だけではなく、その他の工事においても現場に資格を持った技能士の常駐制度を積極的に活用できないか、御所見をお伺いいたします。

最後に、ふるさと教育の推進として、このたびの武道必修化に伴いまして、柔道家で十段、磯貝一氏の紹介について、渡辺教育長にお尋ねいたします。延岡市の先賢としては、歌人の若山牧水、民間飛行士の後藤勇吉、そして柔道の磯貝一氏がまず挙げられると思います。磯貝氏の紹介を、昭和59年9月20日発行「柔道十段磯貝一の生涯」の刊行を祝して当時の松形知事が寄稿しておりますので、それを引用いたします。「柔道は、明治15年、嘉納治五郎師範が、「精力善用」「自他共栄」の指導理念のもと高邁な理想と識見をもって創始され、この日本柔道の黎明期、本県出身の磯貝一十段が、嘉納師

範とともにその普及発展に生涯をかけ今日の隆盛の礎を築かれ、柔道界に大きく貢献されたことは本県の誇りでもあります」とあります。磯貝先生は京都にあって、武道専門学校の中心的存在として、学校柔道の普及、指導者の育成に当たられ、その功績、影響は極めて大きいものがあります。私は、武道というものは、生きる姿勢、心構えの問題ですから、そのためには哲学とか歴史とかをしっかりと勉強し、よく理解した上で指導することが大切なことだと思います。そこで、武道の必修化で柔道を選択した学校には、授業の中で、「ふるさと再発見・みやぎの百一人」の一人でもある磯貝一氏を紹介することはできないか、御所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わりますが、質問者席からの再質問もさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、県民運動の展開についてであります。お話のありました地域経済循環システムは、この停滞する本県経済を何とか活性化しようという思いから、県民みずからが県産品などの消費に努め需要を拡大し、地域経済を支えるという視点で取り組もうとしているものであります。この中では広い意味での地産地消などの県民運動を展開していくこととしております。議員御指摘のとおり、この取り組みを成功させるためには、県民の皆様がその意義を十分に理解し、そして行動していただくことが何よりも大切であると考えております。このため県におきましては、全庁的に取り組んでいくこととしておりますが、あわせて、市町村に対しましても

説明会を開催し、県と連携して取り組んでいただくようお願いをしておるところでございます。

こうした地産地消以外にも、100万泊でありますとか、子育てでありますとか中山間というような、さまざまな県民運動を提唱しておるところでございますが、これは、県民の総力を結集して、この宮崎をよりよい県にしていく、その取り組みのために一つの方向を示して協力を呼びかけているものでございます。この地産地消につきましても、それを具体的な形にして進めていく必要がございますので、今月末を目途に、県や市町村、経済団体などが参加した推進会議を立ち上げることといたしております、県民運動の「知ろう・使おう・広げよう」という基本理念について、県民の皆様をお願いしたい具体的な取り組み例をお示ししながら周知を図り、協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、「神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」のコンセプトについてでございます。御紹介いただきました「Mの国」宮崎ブランド確立キャンペーンのように、これまでも神話を初め宮崎の素材を活用した取り組みというものになされてまいりましたが、古事記編さん1300年というタイミングを活用してその集大成を図ってまいりたい、そのような思いでございます。そして、それは一過性のものにしてはならないという思いから、どのような姿勢で取り組んでいくのか、その考え方を整理したものが「みやざき温故知新ものがたり」でございます。「温故知新」につきましては、神話伝説を初め、本県の気候や風土、県民性を背景に大切に引き継がれてきた貴重な宝というものを、県民としても改めて見つめ直すこと、そしてその

磨き上げを行いまして、本県の魅力や、新しく発展していくその姿を県内外にアピールしながら、これからの県づくりにつなげていきたい、そのような思いで使っております。過去と現在を結びつけ、そしてそれを未来へつなげていくという思い、まさに「古きをたずね新しきを知る」ということでございます。これも、古事記の上巻の序文に書かれております「稽古照今」という言葉、読み下すと、いにしえを考えて今を照らすということでございますが、古事記が編さんされたその由来にも相通ずるものと考えておるところでございます。また、「ものがたり」という言葉を使っておりますことは、古事記も日本書紀も物語でございます。これが神話、歴史として今の時代にも語り継がれておりますし、今の宮崎の歩みというものをしっかりと次の時代に語り継ぐとともに、これからの宮崎の物語を県民総力戦で紡いでいこう、そのような思いを込めてつけておるものでございます。

この「みやざき温故知新ものがたり」、字数も考えながら——「みやざき温故知新」で10、「ものがたり」は5でございます。私が頭をひねりながら考えたものでございますが、先日、推進協議会の設立総会でも申し上げましたとおり、一つの取り組み姿勢として提案させていただいたわけでございます。わかりにくいということであれば、いろいろ見直しも考えられるところでございますが、いずれにしても貴重な宝というものをそのような姿勢でもって大事に守りはぐくんでまいりたい、そのような思いを込めておるところでございます。以上であります。〔降壇〕

○県民政策部長（渡邊亮一君）〔登壇〕 お答えします。

まず、過去に実施しました、みやぎきブランド確立キャンペーンの活用についてでございます。本県では、平成2年から「Mの国」宮崎ブランド確立キャンペーンを実施しました。ちなみにこのキャンペーンの企画、実施につきましては、当時私は担当係長として参画しており、20数年ぶりに評価していただきまして、お礼を申し上げます。また、このキャンペーンの実施に当たりましては、民間業界、ホテル・旅館、土産物屋、飲食店、商工関係者、農林水産業関係者の多くの方と実行委員会を結成しまして、皆さんの熱心な取り組みと協力で展開しました。このような方々も大変喜んでいただいております。

先ほど議員から紹介がありました「Mの国」というキャッチコピーのMでございますが、いろいろ紹介がありました。宮崎の山、海（マウンテン、マリン）、温暖な気候、穏和な人柄（マイルド、マインド）、それからミステリアスとかありましたけれども、神話もミスでございます。この神話のMが決め手になっている。そして議員からもありましたように宮崎もMでございます。当時の知事もMでございます。そこで、このキャンペーンの内容でございますけれども、東京山手線の列車やモノレールの車内広告を一定期間宮崎一色にし、本県の多彩な魅力を強力にアピールしまして、本県への観光客誘致につなげるために実施したものでございます。この山手線の列車広告の貸し切りでございますけれども、山手線は現在、11両編成ですが、それを1列車すべて、車両の壁面広告、つり広告を、宮崎のさまざまな観光地、土産品、特産品などの広告で埋め尽くすというものでございまして、期間も2週間程度であったと記憶しておりますが、首都圏のみならず全国

から東京に来られた方々が、この列車に乗ると宮崎の空間に染まるというもので、当時かなりインパクトのあるキャンペーンであったと記憶しております。

それで、このキャンペーンでは神話を本県の観光魅力の一つとしてとらえまして、神楽のポスターも多く活用したところでございます。日本発祥にまつわる神話を本県のイメージに結びつけ情報発信することによりまして、本県のイメージアップや誘客につなげようという点で、今回の記紀編さん1300年記念事業の取り組みにも通ずるものがあると考えております。このキャンペーンからもう20年を経過しておりまして、その後の社会経済情勢や旅行形態、観光ニーズや誘致宣伝手法等も変わってきておりますので、この経験がそのまま当てはまるものではないと思いますが、今回の事業の展開に当たりましては、市町村や民間団体等と一体となりまして、発信力があり、かつ効果的なPRをしていかなければならない、そういうふうを考えております。

次に、総合調整機能の充実についてでございます。行政ニーズは各部局にまたがり、一部局では対応ができない施策課題が多くございます。また近年、財政状況が厳しさを増す中で、効率的かつ総合的な施策、事業の展開がとみに必要になってきておりまして、従来にも増して県行政における総合調整機能の発揮が求められてきております。例えば、中山間地域の振興を図る上では、産業振興はもちろんでございますが、交通、医療、教育、あるいは鳥獣被害対策など、各部局の事業を総合的に調整して全庁的な対応を図る必要があります。このほか、フードビジネスなど産業振興策、エネルギー対策、物流対策、情報・文化・国際化対策、そして記

紀編さん1300年記念事業しかりでございます。加えて、産学官連携等地域の知恵を結集した取り組み、総合力の発揮がますます重要となっております。このようなことから今議会に、「県民政策部」を「総合政策部」への名称変更、あるいは総合調整機能の強化を提案しているところでございます。各施策課題に応じまして関係する部局が力を合わせ、全体として総合力を発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、パブリックコメントについてでございます。パブリックコメントでの意見募集に当たりましては、県のホームページへの掲載や報道機関への情報提供に加え、今年度は、テレビ・ラジオによる県政番組や、新聞広告「県政けいじばん」の活用を徹底するなど、県民への積極的な広報に取り組んでおり、その結果、1案件当たりの意見数は昨年度に比べまして倍増したところでございます。しかしながら、議員御指摘のように、案件によっては意見の少ないものもありますことから、県民の皆様の県政への参画を進めるためにも、パブリックコメントの実施部局に対しまして、適切な広報や募集期間の設定等について、改めて周知徹底したいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

当初予算の編成についてであります。極めて厳しい財政状況の中、今後とも必要な行政サービスを提供し、地域の活力を高める取り組みを進めていくためには、施策の集中化、重点化を図るとともに、御指摘にありましたように、個々の事業の取り組み状況等について厳しく検証していくことが重要であります。このため、平成24年度の当初予算編成におきましては、ま

ず、予算要求の前の段階で2カ月以上かけまして、すべての事務事業を対象に、それぞれの目的に応じた達成状況はもちろんのこと、その効果や県が事業を実施する必要性など、ゼロベースからの徹底した検証作業を実施し、予算額で89億円余の見直しを行ったところであります。その上で10月に予算編成方針を策定し、各経費区分ごとに一定のシーリング枠を設けるとともに、「産業・雇用づくり」「安全・安心な暮らしづくり」「地域を支える人財づくり」の3つの重点施策を設定し、財政改革の取り組みを進めながらも重点的な予算措置をすることといたしました。このような一連の作業等を踏まえて算出した予算要求額につきまして、さらに徹底した査定・審査を行い、限られた財源を、真に県民福祉の向上に資する施策や事業の構築に効率的、効果的に反映させるべく、きめ細かな編成作業を行いまして、今回の当初予算案として取りまとめたところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長（土持正弘君）〔登壇〕 お答えいたします。

婚活支援の取り組みについてでございます。本県の未婚率につきましては、平成22年の国勢調査によると、30～34歳で、男性が39.4%、約4割、女性が30.5%、約3割となっておりまして、20年前と比較すると、男性が11.4ポイント、女性が17.8ポイント上昇しております。このような未婚化の進行は少子化の大きな要因の一つであると考えられますことから、これまで婚活支援を行う民間団体への助成を行うなど、独身者の出会いの機会づくりに取り組んできたところでありますが、今年度はさらに、民間団体の意見交換会や独身者の交流会を開催したほか、県のホームページにおいて、出会いに関す

るイベント情報を随時提供しているところがございます。また、平成24年度におきましても、民間団体の実施いたします事業への補助などを行う「愛のキューピット支援事業」を実施したいと考えております。県といたしましては、結婚を応援する取り組みは未婚化対策の一つとして大変重要と考えておりますので、今後とも市町村や民間団体と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○環境森林部長（加藤裕彦君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、有害鳥獣捕獲に対する報奨金についてであります。捕獲報奨金は、シカにつきましては、近年、生息数及びその被害額が急増したことから、平成21年度から5カ年で3万8,000頭まで半減させるニホンジカ適正管理計画を策定し、その捕獲を緊急に促進するため、市町村と共同で、1頭当たり8,000円を支援しているところでございます。一方、イノシシにつきましては、その肉を食べる文化が定着し、シカよりも利用価値が高いことから、従来から人気のある狩猟鳥獣であります。以上のようなことから、イノシシにつきましては捕獲報奨金の対象としていないところであります。

次に、海岸漂着物に関する一連のお尋ねについてであります。

まず、台風災害等により海岸に漂着した流木等の処理責任についてであります。海岸漂着物処理推進法において、海岸管理者等が回収、運搬、処分などの必要な措置を講じなければならないとされております。

次に、市町村の協力義務等の内容についてあります。宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画においては、海岸管理者、国、県、市町村、さ

らには県民・団体等、多様な主体が適切な役割分担と相互協力によって海岸漂着物対策を推進することとされております。その中で、市町村につきましては、海岸管理者等と連携して漂着物の回収を行うこと、回収された漂着物を市町村の廃棄物処理施設で処分すること等への協力義務を定めております。さらに、台風被害等に起因する大量の漂着物を処理する場合には、地域住民等へのボランティアの呼びかけ等の協力を行うことも定めております。

次に、市町村の処理施設で受け入れることができない場合の処理についてであります。大量の漂着物が発生し、処理施設の受け入れ容量を上回る場合、あるいは漂着物の性状や形状が受け入れ基準を満たさない場合には、処理責任者である海岸管理者等が民間の処理業者に委託して処理を行うなどの措置を講ずることになります。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（児玉宏紀君）〔登壇〕 答えいたします。

技能士の活用についてであります。県が発注する公共工事のうち建築物などの営繕工事におきましては、大工工事や左官工事など16の工種につきまして、工事の規模等に応じ技能士の活用を義務づけております。また、土木工事におきましても、道路の区画線設置工事や橋梁などの塗装工事につきまして、入札参加資格の中で技能士の配置を義務づけているところがございます。議員から御指摘がありましたとおり、技能士の活用は大変重要でございますが、技能士の常駐制度については、県が発注する工事件数に対して、工種ごとの技能士の数などを考慮する必要がありますことから、関係団体の意見も伺いながら、今後ともその活用などを研究してまいりたいと存じます。以上であります。

〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

磯貝一氏についてであります。延岡出身の磯貝一氏は、柔道の最高段位である十段をきわめられ、日本柔道界の重鎮として後進の指導に尽力された偉大な人物であり、中学校保健体育の宮崎県版の副読本においても紹介されているところであります。平成24年度からの新しい中学校学習指導要領では、武道が必修となることや、その特性や成り立ちなどを理解させることが示されておりますので、磯貝氏を紹介することは、生徒の興味・関心を高めるなどの教育的効果も期待できるのではないかと考えております。県教育委員会といたしましては、今後、県が主催する武道指導者講習会を初め指導者研修等で、磯貝氏の功績などの紹介に努めてまいりたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 それぞれに御答弁いただきまして、ありがとうございます。

理解を深めるために、提言、提案、要望を交えながら再度質問を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、知事に、県民運動についてお尋ねいたします。「言うは易く行うは難し」「笛吹けども踊らず」等の言葉がありますが、すべての県民の協力を支えに展開しなければならない息の長い運動ですし、たくさんの県民運動、数値化できる経済効果と数値化できない県民意識の変化など、費用対効果を検証し説明することは大切だと思いますが、取り組み状況はどのように把握していかれるのか、御所見をお願いします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、一つの方向性を示すことも重要であります。それ

に沿って県民の皆様には十分理解していただいた上で行動していただくこと、そして、その成果というものを出していき、それを検証していくことは、大変重要な取り組みであると考えております。先ほど答弁いたしましたように、現在、この県民運動を進めていくためのさまざまな仕組みづくりを進めておまして、民間団体における事務局の設置など、連携のための体制づくりを進めているところでございます。また、県民運動に関連する取り組みについて幅広く情報の収集を行っているところでございますが、県民の意識や行動の変化、さらには経済効果をどのように把握していくかということにつきましては、推進会議の場で各団体にも御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 実はここに、こども政策課作成の「未来みやざき子育て県民運動」のチラシを持ってまいりました。この表面ですが、「県民の皆様へのお願い」として、取り組みの実践例を挙げ、県民お一人お一人、事業所、そして地域・子育て支援団体をお願いしております。裏面をみますと、「我がまちの子育て応援宣言！」として26市町村すべてが宣言している。この背景を聞いてみますと、5月から7月、8月にかけて、局長さん、課長さん、担当の方々が出向いて説明をし、お願いしているんです。ここは私は、姿勢というか心構えというのが大事じゃないか、そのように思っている次第でございます。例えば高千穂町「えらしーっちやが。うちんこも、よそんこも。神話の里高千穂町 子育て応援宣言!!」、延岡市ですと「みんなではぐくむ地域の宝 こどもの笑顔があふれるまち のべおか」。非常に地域性、独自性を出されて、参加しようという意気込み

があらわれている。これは非常に参考になると思いますので、どうか——本庁、県庁では会議、会議をやられるけど、出向いて、実際お願いするという姿勢が県民運動には大事じゃないかなと、提言をさせていただきます。

そこで質問に移らせていただきます。県民運動について、市町村との連携を図っていくとの答弁がありました。中山間地域をみんなで支える県民運動であります。中山間地域、いきいき集落等を抱える市町村は、連携というよりは当事者の立場であり、日々、公共工事の確保、産業振興、雇用の確保、有害鳥獣の被害防止等に苦慮しているところであります。中山間地域の問題は、水源地を守る、あるいは林業特区など国を挙げて取り組む課題であり、県民運動としてはなじまないと思っているところですが、中山間地域をみんなで支える県民運動の具体的な取り組みについて、県民政策部長にお尋ねします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 中山間地域につきましては、これまでも国や県など行政においてさまざまな対策が講じられておるところでございますけれども、本県中山間地域の厳しい現状を踏まえ、今後は、都市部住民も参画した県民協働で支える取り組み、県民運動としての展開が必要であると考えたところがございます。このため、中山間地域振興計画におきまして、中山間地域をみんなで支える県民運動を展開することといたしました。

具体的な取り組みとしましては、中山間地域が有する公益的機能などを周知するための小冊子等を作成・配布し、地域づくり活動や学校活動などでの理解促進に努めること。そして、「中山間盛り上げ隊」等の活用によりまして、中山間地域と都市住民との交流・連携を促進す

ること。また、100万泊県民運動と連動した取り組み、さらには、広い意味での地産地消県民運動の一つとして、中山間地域の特産品の消費の促進など、中山間地域の経済活性化をみんなで支援していくことが必要ですので、そういうことに取り組んでいきたいと考えております。今後は、県、市町村や民間団体で構成する中山間地域振興協議会を各地域に設置しまして、そこを核として県民運動を展開してまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。

続きまして、記紀編さん1300年記念事業についてお尋ねいたします。この記念事業の企画運営委員会設置規定に「専門的な見地からの情報や助言を求めるため、アドバイザーを置くことができる」とありますが、このアドバイザーとしてどのような方をイメージしておられるのか、県民政策部長にお尋ねします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** このアドバイザーにつきましては、専門的な見地から企画運営委員会に対し情報や助言をいただくため設置するものでございます。平成24年につきましては、「古事記編さん1300年」をテーマに事業を展開することにしておりますから、本県の神話や古事記、文化財等に造詣の深い学識経験者や専門家などにアドバイザーをお願いしたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** それでは、この事業について要望を3点させていただきます。1点目は、主質問でも述べましたけれども、「Mの国」宮崎ブランド確立キャンペーン——携わった部長初めまだいらっしゃいますので、ぜひとも御意見をいただいて、実績、反省等を含めて御活用いただきたいということでもあります。

2点目でございますが、地産地消、地産地

活。県外のコンサルタントや大手広告代理店等に企画を依頼するのではなく、県内にも優秀な企画立案をされる方やメディアの皆さんがいらっしゃいます。そして、アミューズメントのノウハウにたけた企業も進出されましたので、その辺の御活用をぜひともお願いしたい。

3点目でございますが、記紀神話にまつわる史跡や祭り等の例が先般の協議会の資料として出されております。天孫ニニギノミコトが高千穂に降臨され、イツセ（五ヶ瀬川）を下り、吾田（延岡）の笠沙の岬でコノハナサクヤヒメと出会ったという出会いの聖地、笠沙の岬が掲載されておられません。また、可愛岳（えのだけ）の御陵祭はありますが、宮内庁の陵墓参考地としての北川町のニニギノミコトの御陵墓は掲載すべきではないか、そのように思っている次第です。情報の収集につきましては、この機会に県内くまなく網羅されますようお願いを申し上げます。

それでは、質問に移らせていただきます。御案内のように、日向神話や伝説、史跡などの歴史資源が数多くありますが、一方では、シーガイアのような新しい観光資源もあります。私は、真の温故知新とは古きものと新しいものとの融合だと思えます。この事業が、一部の歴史・神話ファンのためでなく、世代を超えた全県的な取り組みになってもらいたいという強い思いがありますが、残念ながら、本県が古事記や日向神話の舞台であることを知らない人もたくさんいらっしゃいます。今まで関心がなかった人に、どのように本県の貴重な宝を知っていただくのか、取り組みに参加していただくのか、事業を展開する上で大変大きな意味があるんじゃないか、そのように思っております。そのためには、地道な取り組みに加え、新しいも

の、手法を取り入れたやり方や新たなニーズへの対応も必要と考えますが、すそ野を広げるための取り組みをどのように展開していかれるのか、県民政策部長に御所見をお伺いします。

○**県民政策部長（渡邊亮一君）** できる限り多くの県民の皆様、本県にまつわる神話や文化等を学んでいただくため、市町村や民間団体等とも連携し、県内各地域での講演会、展示会を開催いたしますとともに、学校や地域におきましても神話や伝説など地域の魅力を学ぶ機会を提供してまいりたいと考えております。また、余り歴史や神話などに関心のない人に対しても、その魅力を理解していただけるようなイベント等のあり方——今議会では高千穂と高原の高千穂峰の論戦を起こしたらどうかというような提案もありましたけど、いろんなイベント等を企画運営委員会で検討しながら、県庁内に設置しています若手ワーキンググループの中でもしっかりと議論してまいりたいと考えております。

○**後藤哲朗議員** ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、次の質問に移ります。災害時の流木等の処理についてお尋ねいたします。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物の野焼き禁止の例外規定は、風水害などの災害時に適用されると考えられるが、本県の台風時の流木漂着時における運用についてどのように考えるか、環境森林部長に御所見をお伺いします。

○**環境森林部長（加藤裕彦君）** 廃棄物処理法では、原則として基準を満たす焼却施設以外での焼却を禁止しておりますが、震災、風水害、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な場合は、例外として焼却施設以外で



の焼却が認められております。しかしながら、周辺地域の生活環境の保全に支障が生じる場合には、市町村長による指導の対象となります。したがって、海岸に台風で流木が漂着した際に海岸管理者等が焼却を行う場合は、地元市町村と十分協議する必要があると考えております。

**○後藤哲朗議員** 次に、災害発生時に実際動く実質的なマニュアルが必要だと思いますが、海岸管理者としてはどのように考えるのか、県土整備部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 現在、マニュアルの整備を進めているところでございますが、流木等被害が生じた際の迅速かつ適切な対応を目的として定めようとしているものでございます。しかしながら、県北地区におきましては、市町村と議論が煮詰まっていない部分がありまして、まだ策定されておられません。今後とも、県北地区についても必要でございますので、策定に向けて地元自治体等の関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。実は災害発生時の流木等の処理につきましては、海岸管理者と地元自治体との協議が、今お話にありましたように、若干、平行線のところがございます。本県では、海岸管理者はすべて知事が管理者、全責任を負う、そのようなことでございまして、特に県北では、車、重機の乗り入れができない海岸、塩分を含んだ大きな流木等の問題等、解決が難しいことは十分理解をしているところでございますが、やはり知事の調整を願う時期に来ている、そのように思っている次第でございます。

東北の瓦れき処理の受け入れいかんという大きなテーマがある中、大変申しわけございませんが、県北の長年の課題である海岸漂着物の問

題を出ささせていただきましたけれども、知事のリーダーシップ、調整、決断では、同じようなことになりかねません。どうか知事におかれましては県北市町村の実態というものをお酌み取りいただきまして、調整方よろしくお願ひしたい、このように思っている次第です。

また、環境森林部長にお尋ねしたいと思えます。この漂着する流木は、地元の山から流れ出た木材が多いという指摘もございまして、これが地元の山から出た流木であるとするならば、その対策も考える必要があるのではないかと。環境森林部長に御所見をお伺ひします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 本県は、急峻な地形に加え脆弱な地質が広く分布しており、台風や集中豪雨等により山腹崩壊等の災害が発生しやすい条件下にあります。このため県では、広葉樹等の植栽や広葉樹の進入を促す間伐を行い、針葉樹と広葉樹が混在する森林へ誘導するなど、植生が豊かで根がよく発達した災害に強い森林づくりを進めているところでございます。また、災害で荒廃した山腹や溪流等において、緑化や治山ダム等を施工して流木発生未然防止に努めているところであります。さらに、平成19年の流木による被害を契機とし、新たに森林環境税を活用して、溪流等に堆積した不安定な流木等の除去にも取り組んでいるところであります。今後とも、これらの事業を実施することによりまして、流木の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 加藤部長、実はこの山の問題は私有林だと私は思うんです。管理されていない私有林が問題であって、国、県、あるいは森林組合等で管理されているところは問題ないと思いますので、私有林にターゲットを絞っていただきたい、そのように思っていますので、ど

うぞよろしく願いいたします。

次に、婚活支援について、福祉保健部長にお尋ねいたします。婚活支援の重要性を認識していただいていることを確認いたしました。先月の25日、県内では初めての街コンが宮崎市で開催されました。実は延岡市でも、新たな出会いによるカップル誕生、そしてまちおこしにつなげようと、民間主体の実行委員会が組織され、8月に開催予定であります。高千穂町への神社参拝ツアー等を盛り込んでの一大イベントを企画中であります。このように各地で、商店街や観光部門などとタイアップした民間活力を生かしたイベントが企画され、独身男女の出会いの機会づくりが進むことに大きな期待を寄せているところであります。中山間・地域政策課の「がんばろう中山間！出会い創出事業」は、市町村の取り組みを支援するという事業ですが、御答弁いただきました愛のキューピット支援事業につきましては、民間団体の実施する優良な事業に対して補助を行う予定とのことですので、どのような基準で選考されるのかについてお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 愛のキューピット支援事業につきましては、婚活支援の活動を行う民間団体を支援しまして、独身者の出会いの機会づくりを促進するものでございます。詳細な補助要件につきましては、現在、検討を行っているところでありますが、今後、実施要領等を制定いたしまして、補助対象先については公募の上、選定をいたしたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

続きまして、教育長にお尋ねいたします。学力・体力の向上、心の教育、道徳教育等を柱に各種教育の推進に、現場の先生方は本当に日々

頑張っている、励まれているなという感じがいたしております。各種教育の推進では、人権、環境、国際理解、情報、放送、福祉、特別支援、食に関する指導、性教育、生活安全指導、生涯学習、そして近年のキャリア教育、防災教育、幼保小連携の取り組み、放射線学習、さらに今回、私が提言しております、地域・郷土の先賢、人材・素材を生かした教育活動の展開、充実を図るふるさと教育の推進などなど、各種教育の推進については、いろいろな声、提案が届けられている状況ではないか、そのように思っています。そのようなこともあり、現在の学校、教育現場はハードな職場環境と思われませんが、その実態をどのようにとらえていらっしゃるかお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 学校の職場環境につきましては、過去に実施したアンケート調査結果によりますと、教職員の約8割が「忙しいと感じている」と答えております。また、その主な要因といたしましては、「授業や児童生徒と接すること以外の事務作業が多い」「会議や学校行事が精選されていない」「家庭で担うような教育内容まで学校に求められる」などが挙げられております。教育の質の向上を図っていくためには、教職員が児童生徒に向き合い、やりがいや充実感を感じながら、働きやすく、その能力を発揮する環境をつくるのが大切であると考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

最後になります。同じく教育長にお尋ねいたします。憲法があり、教育基本法、そしてそれぞれの関係法令があり、県の教育振興基本計画があり、市町村教育委員会が基本方針等を定めているわけではありますが、各方面からさまざまな教育テーマが示される中で、市町村教育委員

会には地域性を生かした独自の特徴ある各種教育を推進する余裕がないのが実態だ、そのように思っております。私どもの会派の部会で視察した広島県教育委員会では、地域の人材を生かしたふるさと教育を全県的に推進し、教材は市町村に任せておりました。ふるさと教育では、地域の偉人を取り上げる際には、それぞれの身近な地域の偉人を取り上げて指導したほうがよいと考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 子供たちにとって身近な地域の偉人につきましては、小学校3・4年生において、各市町村教育委員会が独自に作成しました副読本をもとに、その業績について調べたり、先人の願いや努力などを理解したりする学習を行っております。また、総合的な学習の時間における「ふるさと学習」におきましても、学校によっては、偉人ゆかりの地の見学や地域の方から話を聞くなど、創意工夫した取り組みがなされております。このように、子供たちにとって身近な地域の偉人を取り上げ、その人物の生き方や教えに触れる学習が進められているところであります。議員の御所見のとおり、このような学習は、自己の生き方について考えを深めるとともに、自分の地域に対する誇りや愛情をはぐくむ上で大変意義あるものと考えております。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。教育長におかれましては、高校の先輩でありますので、どうぞ今後ともよろしく御指導をお願いいたします。

さて、最後に、パブリックコメントの感想を申し述べさせていただきます。この導入は平成15年だったと思います。地方議会においてさまざまな議論があったものでございます。実施

するならば、より実効性の高いものにしていかないとはいけません、やはり二元代表制と言われる議会、議員の意見というものを真摯に受けさせていただきますよう、執行部の皆様に要望いたしまして、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○十屋幸平副議長** 次は、・原正三議員。

**○蓬原正三議員〔登壇〕**（拍手） しばらくおつき合いを願います。

我が国の総人口は、2004年の1億2,784万人をピークに、今後100年間で、100年前、明治時代後半の水準まで減少する可能性があるという推計があります。明治維新、1868年に3,330万人の人口が、2004年12月のピークまで人口は右肩上がりに急激に増加、そして2100年には逆にカーブを描いて4,771万人まで急激に減少するという富士山型の人口グラフであります。もしこの推計値どおりだとすると、今を境に前後100年間に約7,000万人の人口が増減するという、かつてない人口変化を我々日本人は経験するということになります。人口の減少に伴う社会の構造変化に合わせて、我々は社会の仕組みなどの設計変更を余儀なくさせられていることは間違いないようであります。政治の責任の重さを痛感しながら、質問に入ります。

まず、知事の政治姿勢について、その政治資金についてであります。年末から年始にかけて知事の県政報告会が行われております。政治資金パーティーだと聞いておりますが、首長は執行権者の立場から、近年は浅く広く偏らず資金を集めていると聞きます。またアメリカでは、企業・団体ではなく個人から広く集めるのが普通と聞いておりますが、知事は総務省出身でもあります。政治資金のあり方に関する考えをお聞かせください。また、河野知事の場合、この

1年間の政治資金の収支状況はどうだったのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

後は、ちょうど真センターに座っておりますので、自席のほうで質問をいたします。よろしくお願ひします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

政治資金についてであります。私の政治活動に要する経費につきましては、法令にのっとり、後援会におきまして広く私の活動に御賛同いただける方からの会費や寄附を募るほか、県内各地での県政報告会の収入によっているところでもあります。昨年の後援会の収入であります。確認をいたしましたところ、繰越金を含め合計で2,000万円程度になります。大まかな内訳でございますが、会費が70万円、寄附金が260万円、県政報告会の収入が970万円、借入金300万円ほどとなっております。これらを後援会の維持経費や県政報告会の開催経費などに充てているところでもあります。以上であります。〔降壇〕

○蓬原正三議員 随時聞いてまいります。次に、消費税についてであります。消費税の増税論者は、「財政赤字が拡大する一方で、来るべき少子高齢化社会に備えて、将来の社会保障の安定財源を確保しておかなければならない。かつての経済成長は見込めず、不況だからといってためらっては、いつまでたっても消費税は上げられない」と主張し、一方、反対論者は、「デフレ不況下での増税は景気をますます悪化させ、増税しても税収はふえない。税金のもととなる国民所得をふやすことで税収はふえる。先送りできない課題は、消費税の増税ではなくデフレからの脱却である」と主張しております。しかも、政策を主導すべき政府・与党が

増税論、反対論2つに分裂し、ますますわかりにくい状況を呈しております。知事は、先日の太田議員の質問に対し、「避けて通れない課題」と表現されておりますが、果たして宮崎における影響はどうか、大変思い悩むところでもあります。改めて、政府の対応も含め、消費税に対する知事の御所見をお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 冒頭に、人口構造の変化について御指摘があったわけでございますが、こうした急速に進む少子高齢化の中で社会保障関係費というものが増大をしております。今後、国と地方がさまざまな社会保障サービスも含めてしっかりと提供していくためには、消費税の増税というものが、その実施の時期や進め方は別といたしまして、避けては通れない課題であるという認識でございます。一方で、今御質問にありましたように、今日のデフレ不況下で消費税を増税することが、国内経済はもとより、口蹄疫などで疲弊した経済の回復を図る本県にとりましても、その影響というものが懸念をされる所でございます。したがって、その実施に当たっては、国におきまして専門的な分析・検討を経た上で、国内経済や地域経済の状況、その影響というものを十分考慮するとともに、国民の理解が得られるよう今後十分な議論が尽くされる必要があろうと考えております。

○蓬原正三議員 次は、地方公務員の給与についてであります。先月29日成立した、国家公務員の給与を7.8%削減する臨時特例法案には、「地方公務員の給与について、自治体が自主的かつ適切に対応されるものとする」との文言があると聞いております。2年間の時限立法ではありますが、かなり微妙な問題であります。知事の御見解をお聞かせください。一時は、政府

要人の「地方交付税を削減する」などの報道もあつたところであります。お願いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 今回の国家公務員の給与削減につきましては、その背景なり目的というものをしっかりと見据える必要があろうかと思いますが、国の厳しい財政状況と東日本大震災に対処するという必要性から、その財源捻出のために行われたものということでございます。これを本県に照らしてみますと、財政状況という点につきましては、本県ではこれまで既に、極めて厳しい財政状況というものを踏まえ、独自の給与の見直しや定員の大幅な削減など、国に先んじて行財政改革に取り組んでいるところでございます。一方で、東日本大震災の被災地への支援ということにつきましても、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳などの災害に際して、全国から支援をしていただいたことに感謝し、恩返しをするために、「みやざき感謝プロジェクト」ということで、県内市町村、民間団体、さまざまな皆様と一体となって支援に積極的、継続的に取り組んできたところでございます。県といたしましては、今後とも、みずからの判断に基づいた自主的な取り組みというものを適切に進めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 国家公務員の協約締結権付与について。政府・与党には公務員に協約締結権を付与する法案の検討もされているやに聞いております。もし国家公務員に付与となれば、おのずと地方公務員にも付与となるかと思いますが、このことについて、元国家公務員でもあります知事の御見解をお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** これは大変議論のあるところでございます。国家公務員の協約締結権につきましては、関係法案が昨年の通常国会に

提出をされ、今国会におきましても継続審議をされているということで、こうした中、地方公務員については昨年6月に、国と同様に協約締結権を付与し人事委員会勧告を廃止するという制度改革案が国から示されまして、全国知事会など地方6団体との間で現在意見交換が行われている状況でございます。現在、国が示している案では、制度改革の必要性や効果というものが明確に示されておらず、また、国と異なっておりまして、都道府県から市町村まで規模や任命権者がさまざまであるという地方の実態を十分踏まえていないのではないかとすることも考えられますので、議論が尽くされているとはいえない状況ではないかという認識でございます。

今回の改革というものが、行政運営はもとより、住民生活にも影響を与える抜本的な制度改革となるとところでございますので、慎重に検討すべき課題と考えております。今後、国民的な議論を喚起するためにも、国と地方の協議の場を設けて、オープンな場で地方の実情等もしっかり踏まえた上での議論をしていく必要があるかと考えております。

**○蓬原正三議員** 知事カラーについてであります。新年度の予算編成において、知事は河野カラーを出すことに当然のこととして腐心されたことと思いますが、知事のカラーなるものは予算のどこにどういうふう反映されているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

**○知事(河野俊嗣君)** 24年度当初予算案、カラーということでございますが、私の思いの込められたところということで3点ほど挙げさせていただきます。

まず1点目としましては、これまでも申し上げておりますとおり、本県の直面している大き

な課題というものが、防災力の強化、さらには経済の活性化だという認識のもとに、地域経済の活性化、防災対策の推進に取り組むこととしております。50億円規模の地域経済活性化・防災対策特別枠を設けまして、県内全域できめ細かな発注を行うことができる県単公共事業の上積みを始めとしまして、県立学校耐震化の前倒しや木造住宅の耐震化リフォームなどに取り組むこととしたところでございます。

2点目としましては、厳しい社会経済情勢が続く中ではありますが、やはり県民に元気や夢を届ける必要がある、さらに本県の未来を築く取り組みというものも必要であろうという認識のもとに、例えば、新たに基金を設けて取り組む芸術文化の振興やスポーツの振興、さらには、古事記1300年ということをとらえて本県の宝を磨いていこうという事業の展開でありますとか、東九州メディカルバレー構想、また農業の6次産業化などに重点を置いて取り組むこととしたところでございます。また、1点目の経済活性化とも相通ずるところでございますが、地産地消の県民運動でございますとか、私が提唱した100万泊県民運動などにつながる県内観光の活性化など、地域経済循環システムをやりながら元気を出していこう、そのような取り組みを重点に置いたところでございます。

3点目としましては、財革計画の着実な推進というのも重要でございまして、極めて厳しい財政状況の中、持続可能な財政運営が必要であろうということで、県債残高を可能な限り縮減するというところで財政改革の取り組みを進めたところでございます。そういった3点に配慮しながら、全体的にバランスを図ったところが、思いを込めたところでございます。

○蓬原正三議員 かなりの河野カラーが出てい

るようでございますが、その予算組みについて、新年度の予算には、公債管理特別会計の新設や、外部団体からの寄附を主たる財源とする文化とスポーツの振興に係る2基金の設置など、従来の予算との違いがあります。これは具体的なことから総務部長にお尋ねしたいと思いますが、特別会計設置の意味について。もう一点は、芸術文化振興基金及びスポーツ推進基金の財源はどのようになっているのか、また県の基金として改めて設置した意味とメリットは何なのか。総務部長、この2点についてお聞かせください。

○総務部長(稲用博美君) 公債管理特別会計につきましては、県債の償還と借換債の発行を管理する特別会計であり、この特別会計を設置することによりまして、県債に係る元利償還金の経理の明確化を図ることはもちろん、借換債の発行を特別会計で対応することによって、年度によっては100億円以上増減する、借換債の発行に伴います一般会計予算額の大幅な変動を避けることができ、適切な一般会計の予算規模をお示しすることができるようになります。さらに、満期一括方式の県債の償還に備えまして、毎年度、一定割合の額を一般会計から特別会計に繰り出し、基金に積み立てることによりまして、実質的な公債費負担の平準化に取り組むこととしております。

それから2基金についてですが、より幅広く積極的に当該事業の展開を図ることができるようにということで、関係団体と協議の上で、県の出捐等による基金について、一たん寄附していただき、一般財源等を追加措置することにより一定額を確保し、新たな県の基金として設置するものであります。芸術文化振興基金につきましては、従前の事業のより安定的、継続的な

実施に加えまして、新たに市町村等が実施する郷土先覚者の顕彰や郷土芸能などのさまざまな文化事業に対し助成を行うこととしております。スポーツ推進基金につきましては、より多くの県民がスポーツに親しむことを目指す県民運動の展開やスポーツメディカルサポート体制の充実など、新たな視点から、本県における生涯スポーツのさらなる推進と、高校野球を初め各種競技力の一層の向上を目指すこととしたものであります。県の基金としたことによりまして、基金へ寄附した場合の税制上の優遇措置が受けられますことから、広く寄附を募ることにより、県民と行政が一体となった芸術文化の振興やスポーツ推進の機運づくりにも大きな効果があるものと考えております。

**○蓬原正三議員** 今のお話ですが、2基金ですけれども、我々から見ると埋蔵金のようなイメージがあるわけです。だから、ほかにもそういう団体等に眠っている埋蔵金はまだあるのではないかと。あるとすれば、今後どのようにしていくのか。総務部長の御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

**○総務部長（稲用博美君）** 団体等に設けております基金等につきましては、それぞれの目的に沿った事業を行うため、県の拠出等により造成しているものであります。これまで、団体等の解散や事業の終了等によりまして、その残額を県へ寄附や返戻していただくことはありましたが、現在のところ、今回の2基金以外、改めて県の基金として活用することを予定しているものはございません。今後とも、関係団体等に対し県が拠出している資金等につきましては、その活用や運用状況等について常に見直しを行い、必要に応じ適切に対応してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に移ります。諸基本計画についてであります。「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づき、議会の議決に付すべき県の計画には、総合計画を初め、産業科学技術振興指針など20件の計画やプラン、ビジョンがございます。知事就任後、県総合計画「未来みやざき創造プラン」が昨年3月に策定以来、国際化推進プランや森林・林業長期計画や農業・農村振興長期計画、水産業・漁村振興長期計画などなど、9件の計画等がこれまでに議会の議決に付されてまいりました。私は、新エネルギービジョンについては、原発のこともあり強い関心がありましたので、読みたいと思い、それがきっかけで、ほかのすべての計画書を集め、斜め読みではありますが、一通りすべての計画書を読んでみたところでありまして。部屋に缶詰、2日を要しました。新エネルギービジョンについては1年前倒しでおつくりになるということではありますが、他の計画書の中には、作成年次がかなり古いものや、時代や社会環境の変化にそぐわないのではと思われるものがございます。そこで各部長に、それぞれの計画書についてお尋ねをいたしたいと思っております。

まず、みやざきボランティア活動促進基本方針についてであります。16年前、平成8年に策定され、目標年次もございません。特に災害時のボランティア活動の体制づくりについては、東日本大震災や新燃岳噴火を教訓に改定すべきではないかと思っておりますが、県民政策部長にお考えをお願いいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 今、議員が御指摘されましたそのとおりでございまして、早速、改定作業に着手したいと考えております。

**○蓬原正三議員** 明快な答弁で、ちょっとびっ

くりしましたが……。

人権教育・啓発推進方針について、平成17年1月の策定で7年が経過しております。IT化の進展による人権侵害が顕著になり、児童虐待やDVなどの防止に関する法律等が一部改正されました。時代の変化に合わせて改定すべきではないかと思いますが、県民政策部長にもう一回お願いいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** この人権教育・啓発推進方針でございますが、現在、国において「新たな人権救済機関の設置等に関する法案」が検討されており、この方針にも影響を及ぼすということが想定されているものですから、今、その動向を見守っているところでございまして、この国の動きを注視しながら、また新たな人権課題等も勘案しながら、適切に対応していきたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 観光・リゾート振興計画についてであります。平成17年度から26年度までの計画となっております。九州新幹線の開通や大震災、円高など社会がかなり大きく変化し、当然、観光の動向も大きく変化したはずであります。また、本県は古事記編さん1300年を記念した観光策を講じようとしている最中でもあります。この際、改定すべきではと思いますが、商工観光労働部長、お考えをお聞かせください。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 観光・リゾート振興計画につきましては、お話のように平成17年度から26年度を計画期間とし、「地域の資源を生かした観光地づくり」や「スポーツランドみやざきの展開」及び「効果的な情報発信」を柱とする10カ年計画であります。このような中、昨年の未来みやざき創造プランの策定に際し、長期ビジョンを定めるとともに、平成26年度までのアクションプランにおいて、知

事の政策提案や社会情勢の変化等を踏まえて具体的なプログラムを作成したところであり、全体として観光・リゾート振興計画の柱や方向性などもにらみながら、整合性を図ったところであります。したがって、当該計画につきましては、終期となる平成26年度の段階において見直しを行ってまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、「都市計画に関する基本方針」について。合併が進んで市街地の状況が大きく変わりつつあります。さらに、大店舗の進出により中心市街地は完全に空洞化。しかも文章中には「44市町村」の表現もまだ残っております。用をなしていないのではと率直に感じましたが、県土整備部長にお考えをお伺いいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 「都市計画に関する基本方針」につきましては、おおむね20年後を目標とする都市づくりの方向性を示すものとして、平成16年に策定しております。その後、都市計画法を初めとするまちづくり三法が改正されたことに伴いまして、平成20年3月に、当基本方針を補完する「宮崎県まちづくり基本方針」を策定したところであります。県といたしましては、東日本大震災に伴い制定された「津波防災地域づくりに関する法律」や、今後予定されております都市計画法の改正等も踏まえ、都市計画に関する基本方針の見直しを検討してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** ありがとうございます。実は、申し上げたかったのは次のことでもあります。それぞれの基本計画は、法令との関係等制約があるとは思いますが、策定年度はばらばらであります。時代の変化も早いし、特に近年のマニフェスト選挙においては、知事の交代によって基本方針も大きく変わります。そこで、



議決に付すべき基本計画すべてを知事マニフェストに沿った総合計画に時期をそろえ、4年ごとに見直し改定をしてはどうかと思うのであります。1月に知事選挙、次いで4月に県議会議員選挙、時期はほぼ同じであります。むしろ、準備期間を考えると、知事就任の3月前は好都合なのかもしれません。4月以降、人心が一新したところで基本計画を知事が提案、議会が諸計画を審議、議決した後、執行部と議会双方がともに基本的な方針を共有しながら県政推進に当たることができるというわけであります。県政の活性化につながると思います。知事の御見解をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 今いろいろ計画の見直し等について御指摘をいただいたところでございます。まず、県の計画というものは中心的になるのが総合計画でございまして、長期的な視点から本県の進むべき方向性を示した長期ビジョンと、私の政策提案を踏まえた4年間のアクションプラン、この2つで成り立っております。この総合計画を中心にしながら、各部局が策定する部門別の計画があるわけでございます。この総合計画につきましては、アクションプランは4年間の計画でございしますが、長期ビジョンについてもアクションプランに合わせて見直しを行い、必要に応じて改定するということを明記しておるところでございます。部門別計画につきましては、今御指摘もありました、法律により計画期間が定められているものとか、上位計画である国の計画に合わせて改定する必要のあるものがありますので、一律に県の計画を4年ごとに改定していくことは難しいと思っておりますし、計画に伴う安定性、継続性をいかに保つかという視点も重要であろうかと考えておりますが、御指摘の趣旨を

踏まえて、それぞれの計画について改定をすべきか否か、状況の変化を踏まえながら常に検討していくということが必要であろうと考えております。

○蓬原正三議員 見直しをしてはいけないという規定はないはずですから、1回クリーニングにかけ、そして新たに4年間やっていけばいいのではないかと、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

将来の姿についてであります。未来みやぎき創造プラン（長期ビジョン）では、20年後、2030年における人口、経済活動を推計しております。その中で就業人口については、現状のままで推計した場合のケース1と、高齢者や女性等の就労がふえる場合のケース2で比較し、ケース1では20年後約42万人、今より13万人の減少、ケース2では約46万人、今より9万人の減少となると推計し、人口全体が減少していく社会にあつては、その差が生産活動や県民所得に与える影響は大変大きいとしてあります。その内訳は、生産活動、県民所得では、ケース1の場合1人当たり20万円減少、ケース2では逆に14万円増加する。そして社会保障については、ケース1で約2,500億円の財源不足、ケース2では約750億円の財源不足と推計してあります。すなわち、将来の社会活力を維持するためには、大いに高齢者や女性の就労等の社会参加が望ましいという結論が導き出されております。そこで、県民政策部長と福祉保健部長にお尋ねいたします。今回、みやぎき男女共同参画プランと高齢者保健福祉計画の変更案が議案として上程されておりますが、高齢者と女性の社会参加をどう図っていくのか、お考えをお聞かせください。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 女性の社会参

画の推進につきましては、現在提案しております第2次みやざき男女共同参画プランにおいて、女性の政策・方針決定過程への参画をより一層促進するとともに、女性のチャレンジに対する支援、男女の平等な就業環境の整備や仕事と家庭の両立などを支援することとしております。これを受けまして新年度予算では、男女共同参画センターによる啓発研修を初めとしまして、女性の起業や再就職、キャリアアップ等に関する情報提供・相談を行う「輝く女性応援事業」や、多くの分野で女性の参画が少ないことから、地域の女性リーダーのレベルアップを図る「地域で進める男女共同参画実践塾」を引き続き実施することとしております。また新規事業といたしまして、男女共同参画への理解を促進するために、メディアの活用や街頭キャンペーンによる広報啓発や、モデル市町村の取り組みへの支援を行う「理解と共感を広げる男女共同参画啓発事業」に取り組むこととしております。

○福祉保健部長（土持正弘君） 少子高齢化が今後ますます進行する中で、地域活力の維持・向上を図ってまいりますためには、高齢者の大多数を占める元気な方々が、社会を支える一員として、これまで培ってきた知恵や経験などを生かし活躍できる社会をつくっていくことが重要な課題の一つと考えております。このため、新たな宮崎県高齢者保健福祉計画におきましても、「高齢者が活躍する社会の推進」を目指すべき施策の柱の一つに位置づけ、これまでの「シニアパワーを生かした社会参加の仕組みづくり」等に加えまして、来年度から新たに、団塊世代を初めとする高齢者に対して多様な社会参加の機会を広く紹介し、NPO等の立ち上げや活動参加の支援等を行う「団塊パワー発見・

発揮支援事業」などに取り組んでいくこととしております。県といたしましては、今後とも、高齢者が社会活力の担い手としてシニアパワーを十分発揮し、生き生きと活躍する社会づくりに努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次に、将来の経済の活力という観点からお尋ねをいたします。知事は提案理由説明の中で、ことしのテーマを「岩戸開き」と表明されました。人口が減少する中であっても、相応の経済活動を維持すべく、将来への礎となる安定的な経済システムを築いていかなければなりません。平成20年度の本県の県際収支は約5,400億円の赤字、いわゆる移入超過であります。つまり、いかに外貨を稼ぎ県内の経済循環をよくするかということが、本県経済活性化の大きなテーマであることは言うまでもありません。平成24年度の予算において、将来の県際収支の改善、あるいは県内経済循環のアップにつながる事業をどのように展開しようとしているのかお聞かせください。県民政策部長、お願いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 厳しい経済情勢が続く中、何とか光を取り戻すために、来年度予算の重点施策に「産業・雇用づくり」を掲げたところでございまして、御指摘のとおり、本県経済の活性化を図る上で、県外からいかに稼ぎ、また県内では、資金や価値が効果的に地域を循環する仕組みをいかにつくるかが重要でございまして。このため来年度は、東九州自動車道や細島港など産業振興の基盤整備を進めるとともに、農業の6次産業化や食品分野の新事業創出促進等によるフードビジネスの展開、東九州メディカルバレー構想の推進、さらにはアジア市場に目を向けた輸出促進など、将来のエンジン産業の育成を図ってまいります。また、

地域経済循環システムの構築に向けましては、広い意味での地産地消や100万泊県民運動、さらには記紀編さん1300年記念事業などを通して、県内のことを「知ろう・使おう・広げよう」という考えについて周知を図るとともに、具体的な行動につながっていくように取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 ありがとうございます。高知県の産業振興計画というのがあって、おもしろい言葉がありましたので、紹介をして次に行きたいと思えます。「地産地消」という言葉はよく使いますけれども、高知県の場合は、大きくうたっているタイトルが「地産外商」、地どれのものを外に売っていかう、いわゆる外貨につながる。だから地産地消と地産外商、そういうことになるのではないかと思います、いい言葉だと思えましたのでおつなぎをいたしました。

それで、外貨を稼ぐというような観点から、観光に関することですが、お尋ねしておきたいと思えます。国際コンベンションの誘致ということについてであります。かつてサミット外相会議が行われたころ、国際コンベンションの誘致活動はとても盛んに行われておりました。が、近年、余り話題に上ることはありません。県は国際コンベンションの誘致にどのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。シーガイアがフェニックスリゾートからセガサミーホールディングスに経営権移動はいたしました。移動はいたしました、かつては県として巨額の投資をしたこともある立派な施設であります。これはやはり活用すべきではないか、そういうふうに考えますが、御意見をお聞かせください。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） コンベン

ションの開催は、宿泊や飲食などによる経済効果や、国内外に向けて本県のPRが図られますことから、県では、みやざき観光コンベンション協会や関係市町村と連携をし、誘致に取り組んでおります。その結果、今年度を例に見ますと、国際コンベンションは、海外7カ国が参加しました太陽光発電関係の国際会議を初め、第2回アジア細胞治療学会学術会議など15件が、本県で開催または開催予定となっております。国際コンベンションの誘致に当たりましては、開催決定権を持つキーパーソンの本県への招聘や国内外の商談会でのPR、旅行エージェントへのセールスを行うとともに、平成21年度からは、各種学会の事務局責任者や学会の指導的立場にある大学教授などを対象とした誘致懇談会も開催しているところであります。今後とも、観光コンベンション協会等と連携を図り、国内外でのPRや人的ネットワークを活用した情報収集に努め、国際コンベンションの誘致に取り組んでいきたいと考えております。

○蓬原正三議員 次は、スポーツ振興に移ります。6点ほど伺います。

1番目は、スポーツ推進基金積立金の目的には、「スポーツの一層の推進と競技力向上を図るため」とありますが、何ゆえにスポーツを推進し競技力の向上なのか、その基本となるところの理念、考えをお聞かせください。この際、その本質的なところを明確にしておきたいと思えます。教育長、お願いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 昨年7月に、サッカー「なでしこジャパン」のワールドカップでの優勝が、東日本大震災で被災した日本に元気と勇気を与えてくれたことは、記憶に新しいところであります。このようにスポーツには、人々の心を動かす大きな力があり、個人の心身

の健康の保持増進はもとより、次代を担う青少年の体力の向上や人格の形成、地域の一体感と活力の醸成など、さまざまな価値や意義があると考えております。このようなことから、国においては、昨年8月にスポーツ基本法を施行し、スポーツ立国の実現を目指し、各種の施策を総合的、計画的に推進していくこととしております。また、本県におきましても、昨今の県民の健康に対する関心の高まりや、競技スポーツに対する機運の盛り上がりなどを受け、宮崎県総合計画のアクションプランや第二次宮崎県教育振興基本計画に「県民総参加型のスポーツの推進」と「感動と夢を生み出す競技スポーツの推進」を位置づけ、重点的に取り組みを進めることとしたところであり、その具体的な推進を図るために、今回、宮崎県体育協会の協力を得て、スポーツ推進基金を県に設置することとしたものであり、県教育委員会といたしましては、基金を有効に活用し、官と民が一体となり、スポーツを通して宮崎を元気にしてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、基金事業、みやざき競技スポーツ特別強化対策事業についてであります。事業の内容は、県中学生選抜チーム支援事業、大学・社会人スポーツ支援事業、競技力向上支援事業、ジュニア日本代表支援事業ということで、すべてが「支援事業」となっております。何をどうするのか、もう少し具体的にわかりやすく中身の御説明をお願いいたします。教育長。

**○教育長（渡辺義人君）** 平成24年度の新規事業としてお願いしております「みやざき競技スポーツ特別強化対策事業」は、4つの事業で構成されております。1つ目の事業は「競技力向上支援事業」であります。これは、県体育協会

に県内の競技スポーツの状況に詳しい支援員を2名配置し、有望社会人の受け入れを促進するとともに、競技団体への巡回指導を行い、組織強化や選手強化を推進するものであります。2つ目の事業は「ジュニア日本代表支援事業」であります。これは、本県在学中の中高校生で各競技の全日本ジュニアチームの一員として活躍する選手の遠征費への補助を行うものであります。3つ目の事業は「県中学生選抜チーム支援事業」であります。これは、中学生の県選抜チームで行う合宿や遠征試合への補助や、指導者研修会に対する運営費の補助を行うものであります。4つ目の事業は「大学・社会人スポーツ支援事業」でありまして、本県の国民体育大会青年競技力の向上を図るため、大学、企業が行う合宿や遠征試合に対して補助を行うものであります。

**○蓬原正三議員** 競技スポーツ特別強化対策事業であります。遠征費等の補助を行うということでもありますけれども、単なる支援ではなく、何かははっきりとした目標を設定して取り組んでいくべきではないかと考えますが、教育長の御見解をお聞かせください。

**○教育長（渡辺義人君）** 御指摘のとおり、目標を設定して取り組むことは大変重要なことでございます。したがって、県の総合計画（アクションプラン）にも位置づけておりまして、競技スポーツにおける具体的な目標として、国民体育大会の天皇杯順位30位台を掲げているところであります。また、各競技団体においても、この共通の目標に向かって、それぞれの置かれた状況を踏まえながら、短期的、長期的な個別の目標を設定し、その達成に向けて鋭意取り組んでいただいているところであります。県教育委員会では、毎年度、こうした各競

技団体の取り組みについて、県体育協会と連携しながら、ヒアリングを行うとともに結果の分析を行い、必要な対策の見直しを行っているところでもあります。今回お願いしております特別強化対策事業は、こうした見直しを踏まえて取り組むことにしたものでありまして、今後とも、事業の成果について検証を行いながら、必要となる効果的な競技力強化対策に全力で取り組んでまいります。

○**蓬原正三議員** 関連してもう一件、総合型地域スポーツクラブであります。このスポーツクラブとの連携が、スポーツ振興を図るためには大変意味が大きいと思いますけれども、総合型地域スポーツクラブの現状と、今後、全市町村への設置を目指してどのように取り組んでいけるのか、教育長の御見解をお聞かせください。

○**教育長（渡辺義人君）** 本県では現在、13市町で22の総合型地域スポーツクラブが設立され、クラブ設立に向けた準備が進んでいる町村が2つございます。それぞれのクラブでは、会員のニーズに応じて各種スポーツ教室や世代間交流を図るイベントを開催するなど、会員が知恵や力を出し合い、スポーツを通じたコミュニティー活動に積極的に取り組まれております。県教育委員会といたしましては、現在のところ設立の動きのない11町村に対しまして、県体育協会のクラブ育成アドバイザーと連携を図り、計画的に訪問して、クラブの意義や運営面等に関する説明を行い、クラブ設立への働きかけを行っているところでもあります。総合型地域スポーツクラブは、地域スポーツ推進の核となる組織でありますので、市町村、県体育協会等とさらなる連携を図りながら、県内すべての市町村でのクラブ設立を目指してまいりたいと考え

ております。

○**原正三議員** スポーツ少年団についてお尋ねいたします。少子化に伴い団員数が減少しております。小学生のみの数では、平成5年1万8,949人が、平成23年1万3,626人、5,323人が減少しております。加入率は、平成16年24.5%をピークに、平成23年21.3%、3.2ポイントの減少。加入率は極端には下がっておりませんが、やや下がる傾向にございます。学校によっては、団員数が減少し試合ができないチームもあります。かつて宮崎県は、福岡県をしのぐ団員数を誇っておりました。スポーツの振興を図り競技力を向上させるためには、小さいころからスポーツに親しむ環境をつくる必要があります。特にトップアスリート育成を目指すのであれば、ゴルフの石川遼や宮里藍、卓球の福原愛選手たちのように、幼児期からの指導も必要なことであります。本来、スポーツ少年団は健全育成を目的とする団体ではありますが、長期的に見れば、スポーツの振興と競技力向上に果たす役割は大変大きいと考えます。少年団の加入率を上げ団員数をふやすことが望まれます。指導者の皆さんはボランティアで頑張っております。行政面からのさらなる支援が必要であります。今、減少に歯どめをかけなければいけません。教育長の御見解をお聞かせください。私は三股町のスポーツ少年団の本部長です。隣の星原さんは都城市のスポーツ少年団の本部長であります。しっかり聞いております。お願いします。

○**教育長（渡辺義人君）** お力を発揮いただきまして、ありがとうございます。

スポーツ少年団は、「スポーツを通じた青少年の健全育成」という理念に基づきまして、子供たちにスポーツの楽しさや喜びを味わわせる

とともに、社会性や協調性を身につけさせることができる有意義な教育的活動であると考えております。スポーツ少年団の加入者は、議員の御指摘のとおり、近年、少子化の影響や子供や保護者の価値観の多様化などから年々減少傾向にありまして、地域によっては既存の少年団を統合したり廃止したりせざるを得ない状況にあるようであります。このような現状を踏まえまして、宮崎県体育協会や各市町村のスポーツ少年団本部等では、指導者やリーダーを養成する講習会や各種交流大会の開催等を通して、スポーツ少年団活動の充実を図り、加入者の増加等に努められております。県教育委員会といたしましても、今後とも市町村や関係団体等と十分連携を図りながら、各種大会への助成や優秀指導者の表彰など、スポーツ少年団の支援に努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 市町村対抗駅伝についてお尋ねいたします。第2回大会が1月初旬に、県と県教育委員会後援、宮崎日日新聞社主催で、宮崎市において実施されました。今回はコースを新たに設定しての大会で、全市町村が参加し白熱したレースが展開されました。沿道からの応援も多く、大変盛り上がった大会となりました。3つの区間で応援をいたしましたが、スポーツ振興を図るためにも、今後さらに県民総参加型の大きな大会になればと思った次第です。知事のあいさつもあったと聞いておりますが、ここは担当部局の教育長、大会の評価をお聞かせください。

**○教育長（渡辺義人君）** 市町村対抗駅伝大会は、従来行われてきました県駅伝大会が平成22年度にリニューアルされ、小学生から50歳以上までの幅広い世代が、市町村の代表としての誇りやふるさとを愛する気持ちを1本のたすきで

つなぐという、地域に根差した特色ある大会となつてきております。大会にはそれぞれの市町村が合同練習を重ねて参加されるなど盛り上がりを見せており、県といたしましても、知事にスターターを務めていただいたほか、区間賞トロフィーの提供や大会運営に携わるなど、さまざまな形での支援をしているところでございます。また、県内の教職員や高校生の陸上部員も運営スタッフとして協力しているところであります。県教育委員会といたしましては、本大会が、ジュニア選手の育成や県内各市町村の交流の促進、スポーツを通じた地域の活性化に貢献することから、今後、宮崎の新春を彩る風物詩として定着をし、多くの県民の皆様にも愛される大会となるように、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 結果は、1位が宮崎市、2位が小林市、3位が都城市、4位が三股町、5位が高原町でありました。なぜか合併していない市町村が、町村の部では1位と2位でありました。また前夜祭で、ある村長さんの言葉だそうではありますが、又聞きですから名前は申し上げませんが、「我が町は2,000数百人の人口で1チーム出しているんだ。大きな町はもっといっぱい出せ」と言われたと、そういう言葉があつて大変受けたという話でございました。もっともと呼びかけて、多くの参加があるようお願いいたします。

最後に、1市町村1スポーツイベント運動についてであります。スポーツ推進基金の趣旨を広く県民に浸透させるために、1市町村1スポーツイベント運動を展開してはどうかと思いますが、教育長の御感想をお聞かせください。例えば、日向市であればソフトボール、都城市であればバレーボールと自転車競技、高千穂町

と高原町は剣道、延岡市は長距離走などなど、お家芸的なスポーツを各市町村は持っているはずであります。当然、知事ないし教育長は、後援の立場から大会に赴いてスポーツ振興を督励しなければなりません。多少の予算補助も必要になるかと思われませんが、教育長にお伺いします。

**○教育長（渡辺義人君）** 今、一部御紹介がございましたが、市町村によっては、「剣道のまち高千穂」や「ソフトボールのまち日向市」「バレーボールのまち都城」などのキャッチフレーズを掲げて、地域の特色を生かしたスポーツの振興に取り組まれております。また、平成21年度に開催しました全国スポーツ・レクリエーション祭宮崎大会等を契機として、えびの市のターゲットバードゴルフや日南市の綱引きなど、市町村と競技団体が連携して地域に根差した大会が開催されているスポーツもございます。1市町村1スポーツイベント運動を展開してはどうかとの御提案であります。市町村において、こうした特色あるスポーツを振興していくことは、地域住民のスポーツへの関心を高めますとともに、地域の一体感や活力を醸成するなど、さまざまな効果が期待できるものと考えております。県教育委員会といたしましては、各市町村での特色あるスポーツイベント等の取り組みにつきまして、ホームページでの紹介など周知・PRを行いながら、奨励してまいりたいと思います。

なお、基金を活用した事業については、来年度4つの事業をお願いしておりますが、今後の展開につきましては、県民のニーズなどを踏まえ、さまざまな観点から総合的に検討していくことになろうと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に移ります。新幹線効果、

B&Sバスについてであります。

九州新幹線が開通して間もなく1年になります。九州経済調査協会が実施した宿泊・レジャー施設のアンケートによりますと、新幹線効果を楽しんでいるのは福岡、熊本、鹿児島のみで、ほか4県はマイナスにとらえる事業者のほうが多いという報道がございました。つい先週、私の地域の人たち17名が指宿のホテルに宿泊したところ、ロビーは関西弁の観光客が多く見られ、仲居さんはてんやわんやで、「忙しい。新幹線の効果でしょうか」と話していたそうであります。さて、その新幹線効果を呼び込むべく、新八代一宮崎間に高速バス「B&Sみやざき」が運行開始して、約1年になります。運行主体は宮交、産交、JRバスの3社ですが、先月、JR本社を訪問した際、社長以下役員の皆様方との意見交換会での話によりますと、今のところまだまだ認知度が低く、乗車率もあと一歩とのことでありました。このバス路線は、鉄道と並び新幹線効果の本県に呼び込む効果的な2次路線であると考えます。PRや利用増進も含めて、県として何らかの支援、協力はできないのか。商工観光労働部長の御見解をお聞かせください。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** B&Sは、お話のようにビジネス面や観光面等で有効な交通手段であると考えております。観光面について申し上げますと、JR九州等が旅行商品を造成しているほか、県におきましても、JR九州や宮崎市などと連携しながら、関西・中国地方等でのPRや、利用者に対する本県の特産品のプレゼントキャンペーンなどの利用促進に取り組んできたところであります。今月のダイヤ改正で、新大阪発着の「さくら」の新八代駅での停車が増加しますとともに、博多一宮崎間

の所要時間が短縮されるなど利便性が向上しますことから、新幹線効果をさらに取り込むといった観点に立って、JR九州や沿線自治体などと連携して、B&Sの観光客への周知を図り、誘客に努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 「B&Sみやぎき」に関してです。以前から議論のあったことでありますが、高速バス停留所付近の駐車場を求める声が多くあります。特に都城北バス停は鹿児島県志布志あたりまでの広いエリアを対象としており、利便性の向上を図ることが乗車率アップにつながることは間違いのないことであります。せっかくの新幹線に接続する有効な2次路線があります。利用促進を図ることが路線運行の安定を図り、ひいては新幹線からの宮崎への誘客につながるようになるかと思えます。駐車場の拡充について、県民政策部長の御見解をお聞かせください。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 「B&Sみやぎき」の利用促進につきましては、県民へのPRなどに努めているところでございますが、さらなる利用促進を図るためには、駐車場の確保や路線バスとの接続など利便性の向上も重要であると考えております。御質問のありました駐車場については、現在、地元自治体や民間企業により整備されておりますが、まずは地元自治体とともにその利用実態と課題の把握にしっかりと努めていきたい、そしてどのような対応が必要なのか協議してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に移ります。道路保全について、1件だけお尋ねいたします。最近、車の振動による騒音や、振動により屋根がわらがずれるなどの苦情が、県道の沿線住民から多く寄

せられております。車の大型化が進行したこともあります。舗装の傷みが原因と思われます。「予算が不足し改修がおぼつかない」との声も聞きますが、つくった道路は人が利用します。舗装補修の予算を十分に確保する必要があると思いますが、県土整備部長の御見解をお聞かせください。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 舗装補修につきましては、公共事業全体の予算が減少している中でも一定の予算を確保し、取り組んでいるところであります。しかしながら、舗装の劣化によりまして、議員御指摘のようなさまざまな苦情も寄せられているところであります。このため、引き続き、優先的に整備すべき箇所の選定や適切な工法の採用を行うなど、より効果的、効率的な舗装補修に取り組み、道路の安全確保と沿道環境の改善を図ってまいりたいと考えております。また今後は、施設の老朽化などにより補修や更新に要する経費が増大することが想定されますので、計画的な道路の維持管理に取り組むとともに、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 最後になります。儲かる農業について。

人は生きるためには食わなければなりません。人類の歴史は飢えとの闘いでもありました。時は過ぎ豊かになって、今や多くの日本人は食のありがたささえ忘れ、ある大臣などはTPPに関し、工業製品がGDPの数%の生産額しかない農業の犠牲になっていいのかという旨の発言をするありさまであります。かかる人々は、食の歴史に思いをはせることもなく、食のありがたさや食料生産に携わる人々の苦労さえ知ろうともせず、恐らくは、石油ショックならぬ食料ショックでも来ない限り、農業のありが



たさに気づくことはないのかもしれませんが。世界的な大干ばつや大紛争、あるいは疫病の大流行等によって食料の供給がままならぬ状況となったとき初めて、かかる人々は、空腹のつらさに耐えながらテレビでもかじりつつ、農業をおろそかにしたことを大いに反省するのかもしれませんが。しかしながら、そのときは「時既に遅し」であります。我が宮崎県こそは、日本人が子々孫々の代まで飢えることのないよう、生きる基本である食、すなわち農業も大切にしたいものであります。そこで、来年度予算に係る儲かる農業に関する施策について、4点ほど農政水産部長にお尋ねいたします。

昨年6月策定された第七次宮崎県農業・農村振興長期計画では、4大施策の第1番目に、「儲かる農業」の実現という大きな目標が計画推進の柱に掲げられております。ページを繰ってみますと、随所に「儲かる」「儲かる」の言葉が踊る計画となっております。私も田を耕し米をつくってはおりますが、そのほとんどは縁故米、「儲かる」となるとなかなか簡単にはいかないというのが実感であります。しかしながら、高齢化が進行し後継者不足が顕著な今、今後の継続的、発展的な農業経営を考えると、「儲かる農業」の言葉が大切なキーワードであることは間違いありません。そこで、計画実施初年度の平成24年度において、この「儲かる農業」の実現に向けて、どのように予算に反映し政策を展開しようとしているのか、お伺いしたいと思います。

まず、ブランド対策についてであります。「儲かる農業」の実現の項、(3)多様なニーズに応える「攻めの生産・流通・販売」の総合展開の、③健康と環境に着目した「みやざきブランド」の展開の中で、「いのちの恵みに感謝

する県、みやざき」を基本コンセプトにブランド力の向上を図るとあります。本県農産物の付加価値を高めることは重要なことでもあります。どのような政策を講じられるかお聞かせください。農政水産部長。

○農政水産部長(岡村 巖君) 本県産の農産物については、例えば、ピーマンやゴーヤーを初めとする多くの野菜類で、ビタミンCやベータカロテンといった栄養成分や機能性成分の含有量が、全国の標準値に比べて1.2~1.5倍になるなど高い傾向にあることが確認されております。これは、日射量が全国トップクラスであり、豊かな太陽の恵みを受けている宮崎ならではの特徴であり、消費者の健康志向が高まる中で、他産地にはまねのできない付加価値になると考えております。今後は、このような宮崎ならではの付加価値を農家所得の向上に結びつけていくため、これまでに蓄積した調査データをもとに栄養成分や機能性成分の表示に取り組むなど、消費者ニーズを的確にとらえた本県農産物のイメージアップを図ってまいります。

○・原正三議員 次に、同じくブランドについてであります。ブランドといえば、完熟マンゴーや、きんかん「たまたま」であります。先月、宮城県仙台市に被災地視察に行った際、「宮崎から」と言うと、返ってきたのが「キンカンを食べてみたい」との言葉でありました。「キンカンは宮崎」のイメージが定着しつつあると感じた一瞬であり、後日、見舞いがたら「たまたま」を送りましたら大変喜ばれました。折もよろしく、月末の朝日新聞には、「果樹の消費拡大」と称して、新事業の日向夏のカットフルーツ販売のことが報じてございました。消費者ニーズの変化により生鮮果実の消費が減少しているとも聞きますが、日向夏などの

本県果実の需要拡大をどのように進めていくのかお聞かせください。農政水産部長。

○農政水産部長（岡村 巖君） 生鮮果実の消費が減退する中で、本県果樹の需要拡大を図るためには、これまでのPR・販売対策に加えまして、手軽に必要な分だけ食べたいといった消費志向への対応や、付加価値を高める6次産業化の推進が大変重要であると考えております。このため県では、平成24年度新規事業として本議会にお願いしております「果樹だからできる6次産業化チャレンジ事業」において、日向夏やマンゴーを中心に、全国に先駆け、加工・流通メーカーとの連携によるカットフルーツへの参入を進めることとしております。また、クリやユズなどの地域特産果樹を活用した新たな加工食品の開発や、日向夏を8月ごろまで貯蔵して夏場の果物として利用拡大を図るなどの取り組みも進めてまいりたいと考えております。これらの取り組みにより、本県果樹の全国量販店などでの消費拡大や、学校給食、外食産業など新たな業務需要の開拓につなげ、「儲かる果樹農業」の実現を図ってまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次に、「儲かる」ための試験研究についてであります。本県では、国により7地区でダム幹線水路などの畑地かんがい施設整備が進められており、既に5地区が完了しております。私の地元都城盆地でも国の事業は完了し、あとは末端の施設整備が望まれるところであります。今後、受益面積の増加が予想される中、土地利用型農業の展開について研究を進めておくことは大変重要なことと思われま。幸い都城には県の畑作支場がございます。畑かん施設を有効活用した高収益な畑作物の生産技術開発の取り組み状況について、お聞かせくだ

さい。

○農政水産部長（岡村 巖君） 温暖化が進み集中豪雨や干ばつが頻発する中で、整備が進む畑地かんがいの水を有効に活用した安定生産技術の開発は極めて重要であると考えております。このため県におきましては、総合農業試験場畑作園芸支場において、全国的に出荷の端境期に当たり、生産拡大が求められている加工業務用の春どりキャベツや、収量向上が求められているジュース原料用ニンジンの畑かんの利用などによる安定生産技術を開発し、現在、生産現場での実証・普及に取り組んでいるところでございます。また、平成24年度からは、同一圃場に里芋やホウレンソウなどを年2作、3作、体系的に作付し、農地をフル活用する高収益輪作技術の開発などに取り組むこととしております。県といたしましては、近年需要が拡大している加工業務用ニーズに的確に対応するためにも、今後とも、安定的で生産性の高い畑作農業の技術開発に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 ありがとうございます。ぜひ頑張ってくださいと思います。

私どもは民間企業でこんなことをよく言われました。「知恵を出せ、知恵を。知恵の出ない者は汗を出せ。知恵も汗も出ない者は、静かに去れ」、大変厳しい言葉なんです。これは民間企業の新人教育の場などでよく聞かされる言葉であります。どうぞ大いに知恵を出していただいて、すばらしい試験研究の成果が出ますように期待をいたしております。

最後になります。同じく畑地かんがいを活用した「儲かる畑作営農」についてであります。口蹄疫からの復興に向けて、畜産と畑作など耕種のバランスのとれた農業構造への転換が求め

られている中、畑地かんがいを活用した収益性の高い畑作営農の展開が必要と考えておりますが、新規事業の中でどのように取り組んでいけるのかお聞かせください。農政水産部長、お願いします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 畜産と耕種のバランスのとれた農業構造に転換していくためには、安定的で生産性の高い畑作営農の確立を図る必要があります、先ほど申し上げました試験場における新しい畑かん営農技術の開発とその普及に向けた実証・啓発が重要であります。このため、平成24年度新規事業として本議会にお願いしております「畑かんを進める地域農業再生事業」において、新たな畑かん営農技術の確立のため、畑地かんがいを活用した新たな輪作体系や大規模営農に対応した散水作業の省力化などの実証を行うこととしております。また、これらの技術を広く普及していくため、畑かん営農の推進役となる「畑かんマイスター」の認証制度の創設や、輪作体系などを踏まえた新たな畑かん営農技術マニュアルの策定などを行い、県や市町、JA、農業者など地域が一体となった普及・推進体制の強化を図ることとしております。これらの技術開発、実証、普及啓発といった一連の取り組みにより、畑地かんがいを有効に活用した収益性の高い畑作営農を推進し、儲かる農業の実現を目指してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** ありがとうございます。

以上であります。この畑地かんがいについては、末端というべきか先端というべきか、すべてが計画どおり完了するまで、まだあと10年かかるというふうに聞いております。あと10年たちますと、農業をやろうという人が既になくなってしまふ可能性がありますので、あと10

年をできるだけ短縮できるようにやっていただかないと、万里の長城化することにもなりかねませんので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○十屋幸平副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩をいたします。

正午休憩

---

午後1時0分開議

**○外山三博議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、井本英雄議員。

**○井本英雄議員〔登壇〕**（拍手） 皆さん、御苦勞さまでございます。あと2人だけになりましたので、お疲れと思いますけど、少しばかり我慢して聞いていただきたい。食後でありますから、眠くなると思いますが、眠いときは眠ってください。

まず、知事に、基本的姿勢をお聞きしたいと思います。知事に就任されて1年になりました。我々との蜜月時代もこの辺で終わりにして、ちょっと厳しいことを言わにやいかんなどと思います。まず、この前の知事選挙のときのことを思い出していただきたいのであります。ちょうど私は浪人中でありましたけど、東国原前知事が、やめるやらやめぬやら、ずるずるずると引き延ばして、結局選挙の直前になってやめると言い出しました。実は知事選に出たいという人もおられたんですよ、県内に何人か。そのためにその人たちが結局出られませんでした。こんな選挙が行われたことは宮崎県にとっては本当に残念なことだと、不幸なことだ

と私は思っております。河野知事には本当に失礼ですけど、本来なら、河野知事よりもっとふさわしい人がおったかもしれん。それはわからん。日産のカルロス・ゴーンという人が言っております。「私は、人を選ぶときはどういう基準で選ぶかという、能力で選ぶんじゃない、やる気、情熱で選ぶんだ」、こう言っておるんです。知事は広島県出身であります。本当に宮崎県人以上に宮崎県を愛していると、そのやる気、情熱、これが本当にあるのか。知事は能力もあるし、人柄もいい。問題は、宮崎県人以上の、ここに生まれた人以上の宮崎県を愛する心、そういう心が知事の中にあるか。知事の支持率はいいけど、しかし、大方の人は、「知事さんは何期かやったらまた広島に戻るんだろうな」と。あの東国原前知事も「骨を埋める」と言ったんですが、やっぱり行ってしまった。本当にここは、腰かけ気分じゃ困るんです。知事の覚悟のほどをちょっとお聞かせ願えたらと思っております。

次に、知事としての先見性についてであります。私は、ここで二度ばかりブータンについて取り上げたことがありました。この前の3・11の事件の後、ブータンの国王がお見舞いに来られました。そのときマスコミなんかを取り上げていただいてブータンブームが起きました。私も少しばかり先見の明があったかなと思っ

ているわけでありまして。私は、世界は今、大きな歴史の曲がり角に来ているんじゃないのかという気がしてしょうがないんです。それで知事に先見性について聞か

言っております。ところが、我々政治家はそうであってはいかんと思うんです。知事ももう役人じゃない、政治家でありますから、50年先、100年先を見通すような先見性がなければならぬのではないかと思うのであります。宮崎には立派なお手本があります。綾町の郷田町長であります。綾町はかつて家出の町と言われたことがあります。郷田町長は、当時、雑木を切って杉を植えようとするのに断固反対して照葉樹林を残しました。有機農法などあり得ない時代に断固やり通して、今のような立派な綾町にしたということでありまして。50年先を見ていたということでありまして。

私がなぜ知事に先見性を問う気になったかといひますと、ことしの正月、テレビを見ておりましたら、知事が出ていました。そうしたら、知事は——ことしの目標と書いてあったような気がするんですが、3項目書いてありました。全部、要するに経済のことしか書いていないんです。経済をどうしようという話。経済はもちろん大切なんですけども、しかし、私は、もう時代は、経済、経済という時代ではないんじゃないだろうかという気がしてしょうがないんです。この前、朝日新聞で、「エダノミクス対マエハラノミクス」と題して、枝野経済産業相と前原政調会長の経済に対する考え方が3回のシリーズにわたって載っておりました。枝野さんは、もう経済、経済という時代じゃないんじゃないかという立場でありました。前原さんは相変わらず、どンドンと行けという立場であったようでありまして、私の考えはどちらかというとも枝野さんの考えに近いわけでありまして。知事としては50年先、100年先をどう見通されているか。宮崎の将来をどのように描き切っておるのか、その辺のところをお聞かせ願えた

らなと思っております。

壇上での質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

迫力ある叱咤激励ありがとうございます。心から感謝申し上げます。

まず、知事としての意気込みについてであります。私が生まれて育ち、高校生までを過ごした広島も、また、公務員から政治家へと育てていただき、その道を与えていただいたこの宮崎も、ともに私にとって大切なふるさとであります。感謝の思いとともに、体全体にしみわたるような愛着また愛情を抱いておるところでございます。一昨年、口蹄疫からの再生・復興など本県の正念場に際し、これまでの経験を何とか生かしたい、大変お世話になった宮崎の皆さんのために力を尽くしたい、そのような思いで国家公務員としてのキャリアをすべてなげうって、知事としての道を歩ませていただくことになったわけでございます。広島出身、総務省の出身ということが言われるわけですが、これから先、帰る場所として広島なり総務省があるわけではありません。私にはもう戻る場所はないわけであります。「一所懸命」という言葉があります。「一生懸命」のもととなった言葉であります。まさに、私にとってこの宮崎が一所懸命であります。このふるさと宮崎の発展のために、宮崎県民の皆様の御期待にこたえるために、これまで経験したことのすべてをこの宮崎に注いで、全身全霊、発展のために尽くしてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

次に、先見性についてでございます。将来の見通し、50年先、100年先のことを確たることと

してお話しするのは、だれにとっても難しいことだというふうに考えておりますが、一つ確かな確度を持って言えますことは、やはり人口構造の変化であるというふうに考えております。ここから少なくとも数十年先のオーダーで、我が国が人口減少また少子高齢社会というものを迎えていくと。さらには世界に目を転じていきますと、中国、インドを中心としたアジアに人口重心また経済の重心が移っていく。また、世界での人口爆発に伴いまして、食料、さまざまな資源、エネルギーの問題というものが確実に生じてくるということかというふうに思っております。その中で、この宮崎がどのような立ち位置を持ち、より発展を遂げていくか、そこが大きな課題であるという認識でございます。先ほど綾の郷田町長の話もございました。先見性を持って先を見据えて取り組んでいく。将来の方向性を確かなものを見据えて取り組んでいく。大変重要なことでございますが、そのためには、一つ過去に学ぶということも大事であろうかというふうに考えております。今回、古事記1300年では、「温故知新」ということをコンセプトに、過去に学びながら、古きをたずねて新しきを知っていきたいということを申し上げますし、郷田町長を初めさまざまな先人の知恵、また古典をひもとき学ぶこと、これも大変重要なことというふうに考えております。そして、何よりも大事なことは、この宮崎というものを改めて見詰め直し、宮崎の温暖な気候から人情味豊かな県民性から、すばらしいものはたくさんあるというのは、この議会でも繰り返し議論がなされておるところでございますが、それを私ども改めて見詰め直し、世界の大きな構造変化の中でどのような役割を果たしていくかということを考えていくということだと

いうふうに思っております。その中で、やはり宮崎の得意分野である農林水産業というものを生かしながら、フードビジネス、将来の食糧不足にも対応していく産業構造をつくっていくこと、これを今やっていくというのが大変重要であると考えております。

多くの皆様のお知恵をいただきながら、県民の皆さんの力を合わせて、50年先、100年先をも見据えながら、この宮崎の立ち位置、また宮崎の将来というものを今後とも考えてまいりたい、そのように思います。以上であります。

〔降壇〕

**○井本英雄議員** どうもありがとうございます。

それでは次に、教育の再生についてお聞きいたしたいと思います。

まず教育長に、学力とは何か、その辺から始めたいと思いますが、よろしくをお願いします。

**○教育長（渡辺義人君）** 変化の激しいこれからの時代を主体的、創造的に生きていくためには、子供たちに、確かな学力をしっかりと身につけさせることが必要であります。学力につきましては、さまざまとらえ方があろうかと思いますが、県教育委員会といたしましては、学校教育法で定められていますように、1つには、基礎的・基本的な知識・技能、2つには、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、3つには、主体的に学習に取り組む態度、この3つでありまして、これらをバランスよく身につけた力、それが学力であるというふうに考えております。

**○井本英雄議員** わかりました。要するに知識を単に丸暗記するだけが学力じゃないんだということでもありますね。ゆとり教育のときにも、とにかく、21世紀を切り開いていくたくましい

人間をつくるんだということで、自分で考えてそして自分で切り開いていく。そういう人間をつくり上げていくために、それが学力だということで、同じことだと思いますが、実はこの学力というのは、OECDのPIISAで試されているものでありまして、これについて、フィンランドが3回連続して、それこそトップで走っております。フィンランドの教育が何でこんなにうまくいったのかということ調べてみますと、とにかく一にも二にも教員だと、先生だということをおっしゃいます。今、いろいろ問題が多い教育関係でありますけど、いろんな問題を解決するのに、私はやっぱり、先生を育てることが大切じゃないかなと思っております。フィンランドでは、とにかく手間も暇も金もかけて一人の先生を育てていくということをやっております。そして、教師の社会的地位が物すごく高いんです。弁護士やお医者さんと同じように見なされる。教育の専門家として、プロとして扱われるということでありまして、ある小学校なんかでは、先生一人一人に控え室というか部屋が与えられているというふうなところもあるそうではありますが、とにかく先生というのにみんななりたがっている。尊敬されているということでもあります。

例えば、フィンランドには教科書検定制度というのがないんですね。それはなぜかということ、どんな教材を使うかというのは先生たちが全部選ぶようになっているということで、フィンランドには教科書検定制度がない。要するに先生が信頼されているということでもあります。

そんなことで、私もこの前、「いま、先生は」という本を読みました。教育長も読まれたんじゃないでしょうか。朝日新聞社から出て、えらく評判になった本らしいですけども、そ

れを読みますと、ともかく、モンスターペアレントや学級崩壊、いじめの問題や不登校の問題、いろいろありまして、本当にこれは困ったことだな、どうしたものかなと思っておりますが、先ほど申しましたように、この教育問題を解決する糸口、それはフィンランドのように、先生にあるんじゃないのかという気がするんです。対症療法的に解決する方法はあるかもしれませんが、根本的に教育をもう一回再生させるためには、やはり私は、立派な先生をつくり上げるということに力を注いでみたらいかかかと思っているわけでありまして。聞きますと、教育予算には国からの縛りがありますけれども、教師をどのように育成するかということについては縛りはないとお聞きしておりますので、プロとしての教師にふさわしい人材を選び、それを育成することにもっと手間と暇とお金をかけてみてはどうかという提案であります。国家百年の計であります。宮崎独自の教育改革をやってみたらいかがだろうかと。教育長、最後の置き土産としてひとつお願いできんかという私の提案であります、よろしくお願ひします。

○教育長（渡辺義人君） なかなか気のきいたことが言えなくて申しわけありませんが、今、議員の御紹介にありましたフィンランドの教育制度ですけれども、非常に先生に対する評価が高いということでありまして、前、聞いたところでは、隣の国がスウェーデンですから、スウェーデンに対する対抗意識があつた国は非常に強いというふうなことを聞いたことがあります。それで国民全体の教育の底上げを図らなきゃいけないということで、国民総教育的な視点で、そういう中で先生の力というものに光を当てて、国家全体として育て上げているというふうな状況だと認識をしております。

そういう中で、フィンランドの教育制度も含めて、まずは先生になるためには大学での養成というのが必要になりますけれども、養成課程等も含めまして、そのことについては国がその役割を担っており、現在、中教審の中で、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策」について検討がなされているところでもありますので、我々も十分な関心を持ってこれを見詰めたと思っております。

その上で、本県としてどのような取り組みがなされているか、していつているのかということについてお答えをさせていただきます。議員の御指摘のとおり、社会の変化はこれから激しくなりますけれども——今も激しい状況であります——教育には、子供たちにたくましく生き抜く力をはぐくむことが求められておられて、そのためには、「教育は人なり」あるいは「教育は人次第なり」というような言葉がありますように、すぐれた資質を備えた教職員を採用することが大変重要であると考えております。

その中で、県教育委員会の主な取り組みといたしまして、実務的な話になって恐縮ですが、まずは、採用前におきましては、本県独自の取り組みとして、大学と連携を図りながら、教職を希望する学生に対して、教育実習に先立って学校での体験機会を提供するとともに、大学の講義へ県教育委員会から講師を派遣しております。それから、次の段階であります採用段階では、使命感や実践的指導力、人間力を見るために、個人面接や集団討論、模擬授業の試験を実施しております。受験者1人当たり、民間の方を含め10人以上の試験官により評価をしているところでもあります。また、採用された後であります、県の教育研修センター等や各学校の

指導教員のもとでの年間400時間以上に及ぶ初任者研修を初め、体系的・計画的な研修を実施しております。さらに、本県独自の授業力向上対策としまして、すぐれた教育実践力を持つスーパーティーチャーによる模範的な授業の公開等に年間400人以上の教員が参加しますとともに、若手教員を1年かけて育てる授業力リーダー養成塾に取り組んでいるところでございます。

県教育委員会といたしましては、今後とも、教職員の採用、育成につきまして、さまざまな工夫・改善を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、きのう、質問にお答えしましたように、やはり教育を担うのは人でありますから、議員の御所見にもありましたように、教員に情熱が欠けては教員の資格はないと思っております。その上で、子供たちにしっかりと、長いこと燃えるような感動を与え続ける存在、それは先生だと思えます。まさしくそれが「先生」と呼ばれるゆえんだと思えますので、そういった先生づくりに、我々もしっかり取り組んでまいりたいと思えます。以上であります。

**○井本英雄議員** ありがとうございます。宮崎県は宮崎県で、それなりにできる範囲で一生懸命やっていくということでありましょう。本当に4年間御苦労さまでした。ありがとうございました。

次に、VE（バリューエンジニアリング）についてお聞きしたいと思います。

一昨年になりますが、「情熱大陸」という番組で、横田尚哉さんという人のVEが取り上げられておりました。お隣の県大分県佐伯市のトンネル工事の件でバリューエンジニアリングをやっていたわけですが、30億円かかる所を20億円にしてしまったという話であり

ました。我が宮崎県におけるVEのこれまでの取り組み件数と、具体的コスト削減事例を教えてくださいたいと思います。県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** VEですが、これは、製品やサービスの機能を低下させずにコストを削減する、または同等のコストで機能の向上を図ることを目的としますことから、公共事業を初め、さまざまな分野においてその手法を活用することは、非常に有効であると認識をしております。このようなことから、公共事業を進めるに当たりましては、コスト削減等の効果が最も高いとされる設計段階におきまして、改善、見直しを行う設計VEに平成18年度から取り組んできたところでございます。これまでに6カ所で実施をしております。このうち椎葉村で現在施工中の国道327号の石原バイパスでは、ルートの見直しによりまして、概算設計額で約6億円のコスト削減が見込まれております。

**○井本英雄議員** ありがとうございます。私も昨年はVEリーダーという資格を取りました。VEに対する取り組みは大分県が最も進んでいるようです。宮崎県における人材育成の取り組み状況と資格の取得状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 設計VEを推進するための人材育成の取り組みにつきましては、平成16年度から、県及び市町村の技術職員を対象に、概要を理解するための講習会と、それからまた、実践演習を中心とした研修会を毎年開催しております。VEに関する資格としましては、VE活動を実践するために必要な基礎知識を有する人材として認定されましたVEリーダー、それから、VE活動の責任者となり



得るVEスペシャリスト等がごぞいます。議員も資格を取得されたということでごぞいます。私はまだ取っておりませんが、県職員では現在25人がVEリーダーの資格を取得しているところでありま。県土整備部としましては、VEスペシャリスト等の資格取得につながる環境の整備に今後とも努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 このVEは、単に建設産業だけに適用されるものではなくて、すべてのものに適用できるものでありますので、VEに全庁的に取り組むつもりはないのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長(稲用博美君) VEの普及等につきましては、県土整備部を中心に、研修会の開催等に取り組んでいるところでありま。物やサービス等の価値を高めようとするVEの考え方、これは行政運営全般にも通じるものであるというふうに認識をしております。現在、県では、その趣旨に沿うものとして、職員の意識改革や事務改善のための職員提案制度、あるいは県民サービス向上運動等に取り組むとともに、事務事業の見直しや政策評価、県民との協働などを通して、予算の効果的・効率的な執行に取り組んでいるところでありま。御質問のVEにつきましても、その取り組み例や考え方などを全庁的に紹介するなどして、行政サービスの向上に努めたいというふうに考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、地域医療についてお伺いしたいと思います。

来年度は、県内の臨床研修医が増加していると聞いております。本当に喜ばしいことでありま。この増加した要因は何なのか、そして、こ

れを持続していくということが肝要でありま。私たちも委員会で、沖縄の中部県立病院の「屋根瓦方式」というシステムを見てまいりました。こういうシステムをつくり上げていくことが今後大切じゃないかと思われま。福祉保健部長のお考えをお聞かせください。

○福祉保健部長(土持正弘君) 来年度の臨床研修医が大幅に増加する見込みとなった要因といたしましては、平成18年度に宮崎大学で導入いただきました地域枠により、医学部における本県出身者の割合がふえたことが考えられるところでごぞいます。また、宮崎大学各診療科の先生方を初めといたしま臨床研修関連病院等の関係の方々の熱心な取り組みのたまものであると考えております。

お話にありました沖縄の中部病院のシステムについては、全国的にも認められておりま。長い歴史のもとに築き上げられてきたものというふうに考えております。今後、県や県医師会、それから臨床研修病院等で構成いたしま臨床研修運営協議会において、今回の結果をしっかりと分析いたしまして、沖縄県を初め他県の先進的な事例も参考にしながら、より魅力的な研修システムづくりや、優秀な指導医の養成に取り組んでまいりたいと考えております。

また、県外に進学した本県出身の医学生に対しても、本県で臨床研修を行ってもらえるように、ホームページや臨床研修病院説明会等を通じまして、本県の臨床研修環境の魅力等を積極的に発信してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。地域医療でいつも問題になるのが県北の地域医療、とりわけ県立病院でありますけれども、これが増加することによってどういう効果が県北の地域医療にあるのか、その辺のことを具体的に聞

かせていただけたらと思います。

**○病院局長（甲斐景早文君）** 今、御指摘のとおり、大幅な研修医の増加が見込まれますけれども、こうした皆さんが、宮崎大学附属病院や県立病院などの臨床研修病院で、それぞれの優秀な指導医による直接の指導や臨床現場での数多くの多様な経験を通じて、本県の医療に貢献したいという思いを高めていただくことで、研修終了後に県内に定着する医師がふえるものと考えておりまして、県立延岡病院の医師確保にもつながるものと大いに期待をしているところでございます。また、県立病院におきましても、宮崎病院では8名、延岡病院においては4年ぶりに1名という受け入れが見込まれておりまして、研修医が倍増する見込みであり、近い将来の医師確保に明るい兆しが見えてきたものと認識をしているところでございます。

病院局といたしましては、今後一層の確保を図るため、昨年度から参加しております病院説明会に加え、新たな説明会への参加や、医学生がよく目にする医学情報誌へのPR記事の掲載などにより、県立病院の臨床研修を広く紹介するとともに、研修プログラムの充実や指導医の養成に取り組んでいくこととしております。

**○井本英雄議員** 県立病院の経営改善のためには、事務局長をプロパー職員化、もしくは在職期間を長期化することが大切だと思われませんが、病院局長のお考えをお聞かせください。

**○病院局長（甲斐景早文君）** たびたび御意見をいただいておりますけれども、各県立病院の事務局長は、病院運営のかなめとして重要な役割を担っておりますことから、病院事業経験者を初め経営感覚に富む人材を、知事部局からの交流により配置しているところでございます。事務局長の在職期間の長期化につきましては、

適材適所の考え方にに基づき検討していく必要があるかと存じますが、プロパー化につきましては、平成25年度に経営形態の検討を予定していることもあり、その効果や課題等について慎重な検討が必要ではないかと考えております。今後とも、病院現場の意見を踏まえながら、事務局体制の専門性の強化など、対応できるものについては適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

**○井本英雄議員** 25年度に経営形態を再検討するということではありますが、これは民営化あるいは独立行政法人化ということを考えての話であるのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

**○病院局長（甲斐景早文君）** 平成21年度に実施いたしました県立病院の経営形態の検討におきまして、22年度から24年度までの3年間、現行の経営形態でさらに経営改革に取り組み、その結果を踏まえて、25年度に再度、経営形態の検討を行うことといたしているところでございます。こういったことを踏まえまして、経営形態の検討に当たっては、今、御意見にもありましたように、前回同様、現行形態の継続あるいは地方独立行政法人化、公設民営化、民間移譲等が考えられるわけでございますが、こうしたすべての形態を選択肢として検討することになるものと考えております。

**○井本英雄議員** ありがとうございます。

次に、地震・津波対策についてお聞きいたします。

このたび、防災対策特別委員会において、東日本大震災を踏まえた宮崎県防災対策推進条例の改正を行おうと考えておりますが、これについて知事のお考えをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のありました宮

崎県防災対策推進条例は、本県に甚大な被害を及ぼしました平成17年の14号台風、その経験を踏まえて、本県で初めて議員発議により設置された条例でございまして、防災対策に関する基本的な考え方が示され、さまざまな対策に取り組んできたところでございます。東日本大震災の教訓というものをいかに生かしていくか、特に、南北400キロの海岸線を有する本県にとって大変重要な課題でございまして、この教訓を踏まえて、今年度、防災対策特別委員会におきまして、いち早くこの条例に盛り込むということで作業していただいております。大変心強く思っておりますし、県・市町村の行政のみならず、地域での防災の取り組みに関して大きな指針となるもので、大変意義深いものと考えておるところでございまして、県といたしましても、今回の条例改正において示される考え方というものを今後の施策に生かしながら、災害から県民の生命・財産を守る、何よりも県民の命を守っていくんだという強い気概でもって取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 幾つか質問を並べたいと思います。

次に、自主防災組織についてでございますが、自主防災組織の果たす役割は非常に大きいものがあります。そのためには、地域のきずなやつなごりを築くことが大切でございますが、県としてはどのように取り組んでいくのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（稲用博美君） 自主防災組織は、住民の隣保協同の精神に基づきまして、自分たちの地域は自分たちで守るという理念を有する自発的な組織であります。その育成は、地域防災力向上のために大変重要であるというふうに考えております。市町村の努力もありまして、

近年、県内の組織率は上昇しまして、組織の増加や活動の強化が見られるところであります。県といたしましては、活動時の講師の派遣、防災資機材の調達補助、リーダーとなる防災士養成研修等を通じまして、その育成強化に努めているところであります。しかしながら、自主防災組織の母体であります自治会に未加入の世帯があることや、自主防災組織は組織しておりますが、活動が活発でない組織もあります。そのため、今年度は、宮崎県宅地建物取引業協会に、新規に入居される世帯の自治会加入協力をお願いしたり、あるいは市町村におきましても、広報紙等によりまして、未加入世帯の自治会加入を呼びかけているところであります。また、危機管理局職員が直接、全市町村に出向き、自主防災組織の結成と活性化を継続的に指導しているところでありまして、今後ともさらに市町村と連携して、地域のきずなやつなごりを強化していきたいというふうに考えております。

○井本英雄議員 次に、消防本部がなく消防団のみがある消防非常備町村は、全国で30ありますが、そのうち7つは宮崎県であります。消防非常備町村の常備化と消防団の充実強化に対する取り組みについて、総務部長にお伺いします。

○総務部長（稲用博美君） 非常備町村では、常備化の必要性については十分認識しておられるところでありますが、厳しい財政状況の中で、大きな財政負担が生じるなどの課題から、常備化になかなか踏み切れないとのことであります。これまで県では、常備化に関する情報提供や助言を行うとともに、要請があった場合には協議に参画するなど、必要な支援を行ってまいったところでありますが、今後とも、非常備

町村と連携を図りながら、常備化に向けて県の役割を果たしていきたいというふうに思っております。

次に、消防団の充実強化であります。消防団は、消火や防災など、地域に密着した活動を行います地域防災のかなめであります。住民の安心と安全を確保するためには、なくてはならない存在であると思っております。しかしながら、近年は、団員の減少、高齢化など、消防団を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。このようなことから、県では、消防団が使用いたします資機材の整備に係る補助のほかに、団員の士気高揚や加入促進など、消防団の充実強化に取り組んでいるところであります。今後も、市町村と連携を密にしまして、効果的な事業を推進してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 防災対策にかかわる専門的県職員の育成を行うべきであると思っておりますが、総務部長の御見解をお聞かせください。

○総務部長（稲用博美君） 県の防災対策は、県民の生命・財産を守るという意味で、非常に優先順位の高い職務でありまして、それに携わる職員には、専門的な業務知識、迅速かつ的確な判断力、また、関係機関との連携のための高い調整能力などが要求されると考えております。現在、危機管理局では、災害対策に従事する職員につきましては、実践的な経験を有する警察、消防の職員や、自衛隊OB職員を配置しており、それ以外の行政職員につきましても、さまざまな訓練・研修を受講させるとともに、大雨警報の発令時などの災害対応を実務として繰り返し経験することによりまして、必要な知識やスキルを身につけながら対応しているところであります。御指摘のような防災対策の重要

性を踏まえまして、職員が参加する訓練・研修の受講率など、目標設定の検討を行いまして、今後とも、職員の資質向上や専門性の高い人材の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○井本英雄議員 防災対策においては、マスコミとの連携が必要不可欠であります。その強化についてどのように取り組んでおられるのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（稲用博美君） 報道機関は、災害が起こる前の啓発・教育、また災害発生時の住民への災害情報の伝達、さらには災害発生後の被災者へのさまざまな情報提供など、防災対策上、大変重要な役割を果たすものというふうに考えております。県ではこれまでに、地域防災計画において、報道機関を指定公共機関として位置づけ、県主催の訓練にも参加していただき、また、住民への情報提供に関する協定の締結など、日常より連携を密にしておりまして、実際の災害時にも迅速に対応していただいております。今後とも、今年度の防災対策特別委員会での調査・検討の結果、また他県での取り組みなども参考にしながら、報道機関との連携強化に努めてまいりたいと思っております。

○井本英雄議員 災害要援護者のための福祉避難所指定の進捗状況を、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 福祉避難所は、高齢者や障がい者などの災害時要援護者に対しまして、介助員等の配置など特別な配慮を行う避難所でありまして、あらかじめ指定しておくことにより、要援護者への迅速な対応が可能となります。福祉避難所指定の進捗状況でございますが、平成22年度末、4市町で11施設が指定されておりましたが、平成24年2月末現

在、先月末現在で、7市町22施設となっております。さらに、今年度末までには、宮崎市、都城市、延岡市など5市町が指定を予定しております。合計12市町が指定済みとなる見込みでございます。なお、来年度からは、新たに福祉避難所を指定した市町村に対しまして、支援物資の備蓄や備品の整備等に対する助成を行うことによりまして、福祉避難所の指定を一層推進することといたしております。

○井本英雄議員 災害に対する危機意識を低下させないために、静岡県では毎年意識調査をしておりますが、宮崎県ではどのように取り組まれるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 東日本大震災を含めました過去の大規模災害の大きな教訓が、自分の命は自分で守るという観点での自助・共助という考え方であり、この自助・共助を発揮するためには、危機意識の向上が必要であるというふうに考えております。御指摘のとおり、災害の記憶や意識というのは、時間の経過とともに薄れてしまうという点もあります。これがまた、過去の災害からの教訓の一つでもあるというふうに思っております。災害に対する危機意識を低下させないための取り組みは大変重要であり、また難しい課題でもありますが、これまでの防災講座とか防災訓練などの普及啓発を地道に継続していきたいと思っております。また、企業防災や地域における防災の取り組みへの支援などにも取り組んでまいりたいというふうに思っております。御提案のありました県民の防災意識に関する調査については、今いろいろと御答弁申し上げましたが、その普及啓発あるいは今後の地域防災計画の見直しの上でも、大変有効であるというふうに考えておりますので、実施に向けて検討したいと思っております。

す。

○井本英雄議員 では最後に、津波の際の住民の避難に役立てるために、道路についても標高に関する情報を提供する必要があるのではないかと思います。県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 議員御指摘のとおりでありまして、標高に関する情報は、津波からの避難を考える上で重要であります。特に、道路につきましては避難路となることから、その必要性は高いものと考えているところでございます。このため、県では、道路利用者や地域住民の方々への情報提供を目的として、沿岸部の県管理道路におきまして、標高表示板を設置することとしており、本年度中にも一部の道路において設置できるよう準備を進めているところであります。なお、実際に津波警報等が発令されました場合には、浸水のおそれのある区域への進入の抑制や、速やかな避難を促すため、道路情報板への表示や進入防止のための注意喚起看板の設置を行うなど、適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

それでは次に、建設業についてお聞きいたします。

先日、延岡市の建設業関連団体との懇談会がありまして、既に田口議員、太田議員が質問したところではありますが、少し残ったところを私も質問したいと思っております。

外壁改修工事の発注を、以前は塗装工事業者にも発注していたそうでありますが、これをもとのようにできないのかという陳情であります。県土整備部長、お願いします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 外壁改修工事は、建物の経年劣化に対応して、外壁の安全性

や耐久性を確保するために行う工事でありまして、モルタル補修や樹脂注入、塗装など工事の種類が複数に及びますため、建築一式工事として発注をしているところでもあります。なお、プールや体育館の屋根の塗りかえなどの専門工事につきましては、塗装工事業者に発注をしているところでもあります。今後とも、工事内容に応じた適切な発注に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 次に、電気工事については、下請での施工実績を入札参加資格における施工実績として認めることはできないのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県発注の工事における元請業者には、安全管理や工程管理などはもとより、下請の専門業者や関係機関、あるいは関係住民などとの総合調整が非常に重要でありますことから、入札参加資格に元請での施工実績を求めています。このため、電気工事におきましても、元請での施工実績を入札参加資格としているところでもあります。なお、電気工事では、発注工事全体における民間工事の比率が高いことから、民間工事における元請での施工実績も認めているところでもあります。

○井本英雄議員 次に、建築士会のCPD、これは、技術者が継続して研修会などで学び、自己研さんを積む制度のことを言うそうではありますが、これを、建築工事における総合評価落札方式で配置予定技術者の評価項目に追加することはできないのかというお願いであります。県土整備部長、お願いします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 建築士会CPDは、建築関係技術者の知識、技術の向上に資する制度であるものと認識をしております。しかしながら、CPDの講習内容が多岐にわたり

まして、例えばまちづくりに係るワークショップなど、配置予定技術者の技術力の評価になじまないものもございます。このようなことから、今後、関係団体の御意見も伺いながら研究をしてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 次に、本県では、知事が指定した構造計算適合性判定機関のうち、県内に事務所のある機関はわずか1カ所のみだそうです。選択肢をふやす観点から、今後、県内の機関の指定拡大を図っていく必要があると考えますが、県土整備部長のお考えをお聞かせください。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 大規模な建築物は、建築確認申請におきまして、構造計算をより厳格にチェックするため、知事が指定した構造計算適合性判定機関の審査が必要となります。本県では、判定機関として現在5社を指名しているところでありまして、そのうち、県内に事務所がありますのは1社となっております。指定に当たりましては、資格を持つ判定員が複数名配置されていること、適正な業務体制や安定した経営ができること、そして、兼業の制限などの基準が定められております。また、近年、県内の大規模な建築確認件数が年間90件程度でありまして、全体として需要が少ない状況になっていることもありまして、平成22年1月以降、新たな申請はなされておられません。県としましては、今後とも、指定した5社の活用につきまして周知を図ってまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 いろいろとありがとうございました。

では最後に、県北地域の道路整備についてお聞きします。時間が足らんのじゃないかと思って急いだら、結構時間があるなと今思っており

ます。今度は少し余裕でやりたいと思います。

まず最初に、国道10号土々呂地区付近の渋滞緩和策であります。この件については、過去に何度となく私も、また他の議員も取り上げてまいりました。御存じのように、土々呂地区付近、国道10号と真ん中にJRが走って、その横にまた県道が走っているわけですが、これが朝と夕方の通勤通学時、それから帰るとき、危ないんですね。そのためにこそ延岡南道路をつくったんですけれども、それが有料ということでもみんな通らなかったんです。ところが、この前、無料化実験をしたときに、今まで全然行かなかった人がほとんど上を通るようになって、恐らく9割方ぐらいは上に全部上がっていったんじゃないでしょうか。そのために、こっちの県道も、そしてまた、鉄道をまたいだ国道のほうも、それこそがらがらになってしまって、民主党も少しはいいことをするなと思っていただけであります。ところが、これをまたとめてしまったものですから、もとのもくあみというか、行かれるとわかると思いますが、特にこっち側の県道のほうは通学路にもなっています。だから、そこを何とかひとつ——渋滞さえ緩和してもらえば一番いいんです。ところが、延岡市の試算では、この渋滞を緩和するために道路改良したら500億ぐらいかかるということもあって、ちょっとそれは難しいんじゃないか。それだったら、南道路のほうを開放してもらえんかと。そうすることが一番簡単で、金はどのぐらいかかるかわかりませんが、一番いい方法ではないかと思っている次第であります。何とか国のほうにお願いしてもらえないかということでもあります。県土整備部長のお考えをお聞かせください。

○県土整備部長（児玉宏紀君） これまで県で

は、県内の高速道路に未整備の区間が多い状況にありますことから、国に対して、まずは整備予算の十分な確保を要望してきたところでありまして、延岡南道路の無料化を含む高速道路の今後の料金につきましては、財源や負担のあり方など、国における議論あるいは施策の動向を見きわめてまいりたいと考えておるところであります。また一方で、県としましては、国道10号の渋滞対策は、今、議員からもいろいろございましたが、重要な課題であると認識をしているところでもありますので、今後の高速道路の開通等に伴う交通状況を見ながら、国道10号土々呂付近の渋滞対策について、国土交通省と協議を行ってまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 次に、県道上祝子綱の瀬線についてお聞きします。この県道上祝子綱の瀬線というのは、上祝子と上鹿川をつなぐ路線になっております。これは20年近く前に県道として認定されたものであります。ところが、認定されたものの何の音さたもなくほうったままでありまして、地域住民は本当に待ちくたびれたというか——上鹿川のほうはいきいき集落にも認定されているんです。どちらも行きどまりなんですよ、上祝子も上鹿川も行きどまり。これをつなげば周回道路になる。そうすると、住民ももちろん助かるし、そこを回る観光客も出てくるんじゃないかと私は思っているんです。これを何とかつないでもらえんかというお願いであります。まず、知事は上鹿川に行かれたことがあるのか、お聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） まだ伺ったことはないところでございます。今後、機会をとらえて現地に足を運んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 きのうかおとといか、現場主義とか何とか言って、そして、いきいき集落を

認定するのは、だれが一体認定しているんですか。課長クラスが行ってみて、そして認定しているということなんですか。ちょっとその辺を聞かせてください。現場にはだれも行っていないということはないですね。だれかが行っていきいき集落として認定したんでしょう。県民政策部長、お願いします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** いきいき集落でございますけれども、これは各集落から市町村を通じて応募が上がってくるわけです。認定に当たりますのは、うちの部から必ず現場に行きまして、認定している。この間100件目がありまして、そのときは知事も行っていただきました。そういうことで現場主義を徹底しております。

**○井本英雄議員** 現場主義という言い方もいろいろあるけど、やっぱり上の人たちが行かんことには、下っ端が行った、それで現場主義だと言うなら、それは現場主義じゃないですね。やっぱり知事みずからあるいは副知事みずからが——この間、副知事が言ったでしょう、現場主義というのは。現場主義と言うなら一度見ていただきたい。

あそこに比叡山という山、矢筈岳というのがあるんですが、一度行かれると、こんな山が日本にあったかというような立派な山です。上鹿川のほうにはチェーンソー刀彫りというのがありまして、フクロウやワシをかたどったものがずっと置いてあります。比叡山を見て、チェーンソー刀彫りを見て、今度は上祝子のほうに抜けたら、あそこでお風呂に入って帰ってくる。それがいいんじゃないかと、私はひそかに思っているわけですが、どうかひとつ、知事、ここを何とかつないでいただきたい。これは悲願であります。お願いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 以前も、議員が地元の皆さんとともに要望に来られまして、今また熱い思いを伺ったところでございます。この県道上祝子綱の瀬線は、総延長約33キロメートルでありまして、平成7年に県道認定をしております。上祝子地区から上鹿川地区までの約16キロメートル区間が未供用となっております、そのうち車が通行できない区間が約6キロメートル、直線距離をとると3キロメートルであります。非常に急峻な地形でアップダウンがあると。標高差も非常に大きく500～600メートル程度あるというところでございます。事業費も、多大な事業費を要するのではないかとこのところでございますし、現地在祖母傾国定公園に指定されており、自然環境保全の観点などからも、この区間の道路整備は非常に厳しい状況なのではないかというふうに考えておるところでございますが、当面、現地の状況というものを詳しく把握させていただきたいと考えております。

**○井本英雄議員** ひとつよろしく申し上げます。これは、実は私の師匠であります松井繁夫先生が、ここを何とか抜きたいということで一生懸命やって、ふるさと何とか線のお金を全部北浦のほうに持っていったという経過があるんです。それで、そこにできなかったということで、私は地元に行くと、松井先生のこと小言を言われるんです。私は松井先生の弟子ですので、「何とかここは私が責任を持ってつなぎたいと思いますから」と言っているわけでありませう。知事、ひとつ助けてください。よろしく申し上げます。

最後になりましたが、県道北方北郷線の川水流橋の今後の整備予定について、県土整備部長にお伺いしたいと思います。この橋は、50年ぐ



らい前にかけているんです。そして、しかも今度は、延岡市の新最終処分場がすぐそばにできるようになりました。やっと車が離合できるような橋でありますので、何とかこれをかけかえていただきたいという願いが来ております。県土整備部長、お願いします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** この北方北郷線は、総延長が5.6キロの主要地方道でありまして、五ヶ瀬川にかかる、今お話のありました川水流橋以外の区間は、これまでに2車線で整備が完了しております。川水流橋につきましては、幅員が4.5メートルと非常に狭く、大型車の離合が困難でありますため、橋梁のかけかえについて検討を進めております。現在、地形測量や道路予備設計を進めているところであります。今後は、橋梁の予備設計あるいは地質調査を行いまして、事業化に向けた検討を進めることとしております。

**○井本英雄議員** ちょっと時間がありますが、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

**○外山三博議長** 次は、高橋透議員。

**○高橋 透議員**〔登壇〕（拍手） 大変長らくお待たせいたしました。本議会最後の質問であります。

1年の6分の1が過ぎ、3月です。3月といえば……（「スイートピー」と呼ぶ者あり）まだ早いんです。別れ、旅立ちの月であります。そして、スイートピーの月でもあります。スイートピーの花言葉は、門出、旅立ちであります。この春に新たな旅立ちをされる方々にどうか皆さんから、生産量日本一、日南のスイートピーの花束を贈っていただきたいと思います。

さて、2012年のことし、「坂の上の雲」——世界の一等国を目指した明治が終わって100年、

そして敗戦後、占領国から独立をしたサンフランシスコ講和条約の発効からちょうど60年であります。五木寛之氏が「下山の思想」という著書で次のように述べられています。「私たちは明治以来、近代化と成長を続けてきた。それはたとえば言えば、山に登る登山のようにあったといえるだろう。だからこそ、世界の先進国に学び、それを模倣して成長してきたのである。しかし、今、この国は、いや世界は、登山ではなく下山の時代に入ったように思うのだ。私たちが今学ぶべきは、先進諸国にではない、すでに下山した国々、今下山中の国々の現実ではあるまいか。下山の先進国、という言い方は変だが、ギリシャもイタリアも、英国も、すべて下山の先進国である。そして今下山にさしかかった大国がアメリカだろう。私たちがもしアメリカに学ぶべきものがあるとすれば、発展と成長の過去ではなく、大国が急激な下山をどう成し遂げるかを注目すべきなのだ」とあります。

私たちは下山に差ししかかったところで思わぬ大惨事に遭いました。機能すべき政治も混迷しております。ひところは政治腐敗が言われ、今は政治の劣化が危惧されています。国難のとき、しがらみや対立を乗り越え、結束して、今もなお苦しんでいる方々を救うべく、政治は、あしたに生きる元気と希望を国民に与えなくてはなりません。「日は堂々と西へ沈み、また上る」。下山の先にも希望という新たなスタート地点があります。

それではまず、広域行政機構について知事にお尋ねをいたします。

九州広域行政機構は道州制を前提とした組織ではないということで始まったと認識しておりますが、熊本県知事は、「機構が九州府実現のための一里塚であると共有できた」と、九州市

長会との意見交換後に評価するコメントをされています。知事はこの発言をどのようにとらえているのか。また、本県では、市町村会や経済団体等が国の出先移管に反対です。その陳情も知事へありました。知事は積極的な立場と認識してよろしいのか、伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

まず、機構と道州制との関係についてであります。各県知事個人としての思いというのはそれぞれあるわけですが、議論を整理いたしますと、九州広域行政機構は、閣議決定された出先機関の原則廃止という方針を受けまして、九州知事会があくまでもこの受け皿として、一つの案として提案をしているものでございまして、道州制とは切り離して検討を進める、そのような整理でございます。この点につきましては、昨年本県で開催された九州地方知事会議におきましても、私のほうから特に発言を求め、改めて知事会としての確認がなされたということでございます。機構というものは、あくまでも国の出先機関が地方移管される際の受け皿としてとらえ、議論に参加しているところでございます。

次に、機構に対する私のスタンスでございます。関連法案の提出を含め、今後の動向は不透明であります。私としましては、機構設立ありきではなく、具体的な制度設計に当たっては、財源の確保や各県間の利害調整などの懸念や課題が解消されることが大前提であるというふうと考えておりますので、引き続き、政府における検討状況を注視してまいりたいと考えております。なお、政府からその素案が示された

場合には、その内容を十分に精査し、本県の実情、また県議会を初め県民の皆様の御意見等を十分に踏まえた上で、宮崎県知事として本県に軸足を置いた判断をしてまいりたいというふうに考えております。機構に積極的な立場という御指摘がございましたが、あくまで分権を確立するという観点から、座して待つのではなく、自主的、自発的に取り組む必要があるということで、議論自体は積極的に行ってまいりたい、そのようなスタンスということで御理解を賜ればというふうに考えております。

なお、スイートピーの関係で、1点御報告がございます。この3月11日、各地でいろんな慰霊の式典が行われるわけですが、本県からは、気仙沼市と山元町にスイートピーを贈りまして、本県の思いを、みやざき感謝プロジェクトの位置づけで取り組もうとおるところでございます。以上であります。

[降壇]

○高橋 透議員 スイートピーの件はありがとうございます。

九州広域行政機構についての熊本県知事の発言は事実なんです。私は正直、熊本県知事が言った一里塚——私は当初から申し上げてきましたけれども、九州広域行政機構は道州制の一里塚というふうに熊本県知事は言ったわけで、結局、福岡と熊本の州都争い、この位置づけになっているんじゃないかなというふうに非常に心配をしています。

そこで、引き続き質問するんですけれども、本県は新幹線どころか日豊本線も単線です。高速道については、特に清武以南、日南から串間、志布志まで見通しが立っていないんです。そういう中で、九州内で一番おくられている宮崎県でありますから、知事も今おっしゃいました

けれども、この機構の話し合いの中で、社会資本の整備が本県に優先的かつ重点的に行われる予算措置の確約がとれるのかどうか、知事の答弁をお聞きしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘がありましたように、残念ながら本県のインフラ整備のおくれというところがございますので、重点的にミッシングリンクの解消などを図っていく必要がありそうです。これは本県にとって重要な課題でございます。今、この機構の案の中でこれを重点的に措置する確約がとれるかということでございますが、これはあくまで素案を、九州としての案を出した段階でございますが、この機構の設立に当たっては、各県知事で構成する執行機関と、各県議会の代表者で構成する議事機関を設置することとなっております。九州全体というものの均衡、バランスを図りながら、取り組みを進めていくという一つの共通認識が、素案の中ではなされておるわけでございます。これを受けて国がどのような案をつくっていくか、ここは非常に重要でございます。先ほど申し上げましたように、本県の思い、本県のさまざまな声というものが届くような形で、今後とも議論をしてまいりたいというふうに考えています。

○高橋 透議員 わかりました。他県との議論に負けないように、よろしく願いをしたいと思います。

次に移ります。県土の均衡ある発展を歴代の知事はおっしゃってきたと思いますが、その均衡ある発展が崩れつつあるというふうに思います。せんだって、統計調査課から平成22年国勢調査の宮崎県の概要が送られてきました。これは大正9年からスタートしているようで、大正9年の人口を見てみましたら、本県は約60万人

であります。市の合併前の宮崎からえびのまで見てみたら、少し紹介しますけれども、宮崎市が7万1,000人、都城も7万1,000人、延岡、ここは正確に言いますが、4万5,478人、日南市が3万4,757人、そんなに格差がないんです。せんだって串間の岩下議員がかなり訴えていらっしゃいました。串間は2万6,319人なんです。一番人口が少なかったのは日向で2万1,233人、びっくりしたのは、小林よりもえびのが多いんです。えびのが2万5,000人で、小林は2万3,000人だったようです。その後の人口の推移は、もう言わなくともおわかりのとおりであります。人口の関係で、県内7ブロックに分けたときに非常に気になります。県南地域の人口減少、域内総生産の減少、事業所数の減少率、最も高いところを調査してみました。県税収入は最下位、県土の均衡発展どころか、均衡が崩れて格差は広がる一方だということでもあります。知事はこの現状をどうとらえていらっしゃるのか、お答えください。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のように、宮崎県全体をとらえてみましても、一極集中というものがだんだん加速をしている。九州全体でとらえてもそうですし、我が国全体をとらえてもというところがございます。あらゆる場面でこの集中状況という、一方で地域の過疎化、人口減少、経済の低迷というところが進んでおるわけでございまして、それを何とかしなければならぬというのが地方分権なりの考え方ということでございますが、特に御指摘のあった県南地域は、県平均を上回る人口減少や域内生産の減少などがあるわけでございます。

このような状況を何とか打破するためには、やはりそれぞれの地域が持つ特色、ポテンシャル、特徴というものを生かして、今後、地域づ

くりを進めていくというのが大事な観点であろうというふうに考えております。例えば、温暖な気候を生かしたカンショやスイートピーなど、先ほど御指摘のあったものですとか、漁獲量日本一を誇るカツオやマグロ、餌肥杉など、農林水産資源は豊富にあるわけでありまして、これをいかに儲かる農業にしていくか、儲かる食料品製造業を築いていくか、これも大変重要な課題でございます。また、日南海岸国定公園やマリンスポーツ環境、森林セラピー基地や餌肥城下町、鶴戸神宮など、多彩な観光資源があるわけでありまして、これを一層活用していく、知恵を出していくということであると思っております。

県としましては、これらの農林水産資源を生かした農商工連携や6次産業化、あるいはことしの古事記編さん1300年を契機といたしました神話にまつわる観光資源のさらなる磨き上げや、県外に向けての情報発信などにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、今年度設置いたしました市町村間連携支援基金を活用した支援策というのも考えておりますので、県南地域の活性化にも積極的に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** いっぱいブロックを言いましたから、県南と西諸を一つ紹介しますと、昭和30年に、町は入れませんが、日南市と串間市で12万4,000人ほどいるんです。えびのと小林で8万8,000人です。今、日南と串間で7万8,000人、小林とえびのは7万9,000人、ざっと8万人を切ったぐらいです。それぐらい逆転をして差がついている。いろいろと知事が今おっしゃいましたけれども、冷静に考えてみると、ハード面でかなり差をつけられているなというふうに思います。

続けて言いますが、懸案事項であります油津港とか東九州自動車道の整備を今からお尋ねしていくわけですが、油津港のタグボートの件は当初予算で補助事業をつけていただきました。お礼を申し上げたいと思います。次なる大きな課題が実はあるんです。油津港の耐震強化岸壁の整備、いわゆる県の防災計画では県内防災拠点港ということで計画としてあるんですが、油津港だけはまだ未整備なんです。整備の見通しについて県土整備部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 油津港につきましては、県南地域の物流拠点として計画的に整備を行っているところでありまして、現在、港内の静穏度を確保するため、東外防波堤の整備を鋭意進めているところであります。お尋ねの耐震強化岸壁につきましては、この東外防波堤の整備が完了した後に着手することとしておりますが、厳しい財政状況の中、その整備ができておりますので、早期完成に向けた所要の予算確保を国に対し強く働きかけているところであります。

**○高橋 透議員** 今、部長の答弁で東防波堤の完了後とおっしゃいましたけれども、いつ完了するのでしょうか。そこがまず問題であると思います。東防波堤の予算も年を経るごとに減っていますね。ということは、東防波堤の完成はどんどん先送りされているということなんです。それが終わって油津港の耐震強化岸壁の整備になれば、またおくれる。非常に心配をしているんですが、いろんな関係者から話を聞きますと——昨年、上屋を建てていただいて大変ありがたく感謝をしていますが、その関係で、ヤード、いわゆる荷物を運び込むところが狭くて、こんな声も聞きました。船会社から問い合

わせがあっても要望にこたえられない、断るといふことになっているわけです。そこが一つ。それと、クレーンが非常に古いらしいです。細島港にガントリークレーンというのがありますけれども、作業時間が1.5倍かかるそうです。1.5倍作業時間がかかるということは、船会社にとってはデメリットです。長時間船を滞留させないかん。岸壁使用料をいっぱい払わないかん。だから船会社は嫌がるんです。東防波堤の完成を待っての着手ということであれば、非常に将来は暗いなと私は思うんです。並行して、まず方針をしっかりと出していただけないか、いま一度、部長に答弁をいただきたいと思っています。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 先ほども申し上げましたが、外防波堤も港内の静穏度を確保するために大変重要な施設であります。一方で、今御質問がありました耐震強化岸壁というのも、今回の東日本大震災を受けまして、重要性は非常に高まっているというふうに認識しているところであります。そういった非常に予算が限られている中で、現時点で県としましては、まず防波堤を整備して、その次にとは考えておりますが、早くこの耐震強化岸壁に着手するためにも、やっぱり予算の総額確保というのがまず大事だというふうに考えております。そのために、なるべく早期に着手できるように、地元の皆様方とも一体となりまして、油津港の整備予算の確保を、今後とも国に対し強く働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

**○高橋 透議員** 船会社が嫌がって油津港に荷をおろさない。ということは、荷物はあるけれども、その荷物が油津港におりずにほかに逃げているわけです。流れているわけでしょう。こ

の現実をしっかりと知事も認識いただいて、これを何とかしなくちゃならない、そういう気持ちを持っていただきたいと思います。

次に、東九州自動車道清武以南については、先ほども言いましたけれども、見通しが立っていないと新聞にも大きく出ました。清武の芳ノ元トンネルですか、再評価もあって、この前、報告もあったようですが、事業再評価を受けての展望と課題について、県土整備部長にお願いいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 清武一日南間の整備の見通しということによろしいのでしょうか。東九州自動車道の清武以南につきましては、平成24年度に清武ジャンクションー清武南間の供用が予定されておりますが、清武南一日南間につきましては、国からは具体的な供用予定が示されていないばかりか、日南一志布志間は、いまだ事業化もされておられません。また、清武南一日南間につきましては、地質の悪い区間を通過することから、今お話がありましたように、トンネル区間で工法の変更や地すべり対策が必要となり、大幅に事業費が増加しまして、今後の事業進捗のおくれが懸念されるところでございます。このため、県としましては、事業中区間の十分な予算の確保による早期整備と、事業化されていない区間である日南一志布志間の早期事業化を、国に対して、今までにも増して、地元自治体や経済団体等と一体となりまして強く訴えてまいりたいと考えておるところでございます。

**○高橋 透議員** もう多くは申し上げませんが、今、部長の最後の言葉に、今までにも増してという強い決意をいただいたところでありませうけれども、先ほど言いました油津港の整備と、今お話ししています清武以南の高速道の開

通、これ、セットで完成しないと意味がないんです。そのことをしっかりお考えいただいて、今までに増しての強い要望活動をお願いしたいと思います。

次に移ります。郷土の偉人顕彰と観光振興対策についてお尋ねしていきますが、まず知事にお尋ねいたします。郷土の偉人をあえて3人挙げるとしたら、どなたを挙げられますか。

○知事(河野俊嗣君) 3人というのは大変厳しゅうございます。明治以降でいってもすぐに頭に浮かぶのは、やはり小村寿太郎侯でございますが、高木兼寛、若山牧水、さらには岩切章太郎さん、瑛九さん、川越進さん、本当に数多くの方がいらっしゃるわけでありまして。その中でも、やはり小村寿太郎侯というものが、以前も申し上げましたが、私ごとながら、日本でもアメリカでも大学の先輩に当たりますし、私も以前、外交官を志しておったこともありますので、特別な思いを持っております。また、ポーツマス講和条約——大変内外の厳しい状況の中で、国益ということを考えて、我が国の平和、それから繁栄のために立派な仕事をされた、本県を代表する偉人であるというふうに考えております。

○高橋 透議員 倍の6人挙げていただきましたけれども、真っ先に小村寿太郎の名前を挙げていただきました。ありがとうございます。ただ、小村寿太郎侯の顕彰が非常に不十分じゃないかということ、私は最近思うのであります。若山牧水の名前も出ましたけれども、若山牧水と比べて名前を聞くことがないというふうによく聞くんです。それぞれどのように顕彰または予算措置されているのか、県民政策部長にお尋ねいたします。

○県民政策部長(渡邊亮一君) 若山牧水に関

しましては、平成24年度の県予算額は、県教育委員会、宮日新聞社、地元延岡・日向市と共同で主催しております若山牧水賞、この負担金の330万円でございます。次に、小村寿太郎侯に関しましては、小村寿太郎侯を初めとする郷土先覚者の顕彰事業として補助事業等がありまして、予算額は122万円余を計上しております。なお、財団法人宮崎県奨学会が、高校生を対象とした小村寿太郎侯顕彰弁論大会を毎年実施しております。

○高橋 透議員 若山牧水は330万円、小村侯は122万円余とおっしゃったけれども、これは郷土の先覚者の銅像の7人分ですね。7で割ってください。約17万4,000円です。少のうございます。小村侯に対する宮崎県としての思い入れを、私は余り感じないんです。知事は、尊敬する方ということで非常に高く評価もされているようですが、世界を相手にした方なんです。もっと私たちの手で国内外にアピールする必要がある、そういう人物だと思っています。

そういう方なものですから、一つ紹介しておきますが、明治22年の外務大臣は大隈重信だったみたいですが、条約改正案をまとめるのに、その中に治外法権を撤廃するという妥協の産物として、大隈大臣は大審院に外国人判事を入れるということで妥協しようという考えだったらしいです。小村は当時、外務省の局長でありました。小村はこれを国辱と考えて、ひそかに案文をロンドンタイムズに漏らして暴露し、世論の反発を喚起し、この案を葬ったそうでもあります。もちろん、これがわかれば彼は首ですね。即刻、首です。その危険をあえて冒したわけですが、小村は、少なくとも国益、日本の名誉のために一身のことなど眼中になかった、そのぐらいの人物だということ、俗に、名

声を得て、あるいは立場を利用して蓄財を得る政治家とか役人とか数多くいらっしゃると思いますが、小村侯は借金だらけで何も残さなかった、そういう人物であったということを紹介しておきます。

先ほど県民政策部長のほうから出てきましたが、小村寿太郎侯の顕彰弁論大会、その詳細について教育長、御答弁ください

**○教育長（渡辺義人君）** 小村寿太郎侯顕彰弁論大会は、宮崎県が生んだ明治の偉大な外交官小村寿太郎侯の偉業に思いをいたし、これを顕彰するとともに、国際問題等について高校生の関心を高め、国際平和、国際親善に寄与することを目的としまして、毎年開催されておりました。今年度で30回を迎えたところでありまして、大会は、財団法人宮崎県奨学会、財団法人宮崎県国際交流協会、小村寿太郎侯奉賛会が主催し、外務省、宮崎県、宮崎県教育委員会、日南市などが後援をしております。今年度は、県内の高等学校等から10校76名の応募がありまして、原稿審査で選抜された10名により、日南市国際交流センター小村記念館で8月に開催され、審査員の一人として県の教育委員も参加をいたしまして、来賓である日南市長及び地元の中学校長や高等学校長などを含め、約80名の来場者がありました。

なお、この大会の最優秀者は、県代表として、外務省等が主催しております「国際理解・国際協力のための高校生の主張コンクール」に出場し、これまで外務大臣賞などの優秀な成績をおさめた複数の生徒が、その報奨として国連本部を訪問しているところであります。以上です。

**○高橋 透議員** 今、教育長からるる説明がありました。皆さん、これがあることを御存じ

ですか。終わった後に新聞で、ああ、あったんだなというぐらいのレベルだと私は思うんです。今、教育長が言われましたように、県からどなたか来賓と呼ばれていますか。知事も行ってない。教育長も行かれていない。審査員で教育委員がいらっしゃるそうですけれども、80人のお客さんで、そのぐらいのレベルなんです。若山牧水は、宮崎観光ホテルで盛大にやっているじゃないですか。私も2回ほど参加させていただきました。世界の小村の弁論大会です。ぜひ、新たにというよりは、まずはこの小村寿太郎侯顕彰弁論大会をもっと大きなものに、宮崎県民のすべてに知れ渡る、知ることのできる、そういう内容にさせていただいて、小村寿太郎侯の顕彰を深めていただきたい。

実は昨年、小村寿太郎侯没後100年でありまして、命日の11月26日に日南市で式典がございました。私、行きました。ステージの右にいましたが、県からの出席がないんです。非常に残念でしたが、やっぱり県として、しっかり顕彰していく場があれば、そこに参加をすべきだというふうに思っています。もっともっと顕彰するために何ができるか、何をしたらいいか、知事に答弁を求めます。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のように、出身地の日南市におかれましては、国際交流センター小村記念館を拠点としまして、さまざまな啓発事業や、国際社会に対応できるような人材育成など、毎年、顕彰を実施されておるところでございます。県の新規事業としてお諮りをしております「地域の芸術文化環境づくり支援事業」などによりまして、こうした市町村の顕彰事業を支援していくということもできるのかなと今思っております。

それに加えて、県としてどのような顕彰がで

きるかということですが、このような郷土の偉大な先覚者というものを県民に広く知っていただき、後世に語り継ぐということは、大変重要な取り組みということで認識をしております。先日もNHKに参りまして、大河ドラマの要望をしてみいましたときも、本県の素材として取り上げる候補としてはということで挙げさせていただいたのは、小村寿太郎侯ということでございます。今後とも、さまざまなそういう機会、またアイデアを凝らしまして、その功績というものを県の内外に幅広くアピールをしてみたいと考えております。

○高橋 透議員 地元の日南市もアピールが不十分だった面もあったと思います。私もうっかりしてしまっていて、たまたま11月に質問がありませんでした。タイミングを逸して……。ただ、幸いなことに、有岡議員がTPPと関税自主権を絡めて質問をしてくださりました。ありがとうございました。小村寿太郎、名前がいいじゃないですか。ことぶきたろう、寿太郎ですよ。お祝いです。縁起がいいんです。小村寿太郎をいろんな面で活用いただけると思うんです。商工観光労働部長、観光誘致についても活用できると思うんですが、その辺の見解を求めてまいりたいと思います。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 小村寿太郎侯につきまは、出身地である日南市飢肥地区で取り組まれております「食べあるき・町あるき」という取り組みがございしますが、この中で、飢肥城趾や武家屋敷の散策のほかに、小村侯の足跡をたどることのできる小村記念館、これを組み込んでおられまして、観光客に大変好評でございますので、またこれを教育旅行の素材の一つとしても売り込んでいところでございます。県といたしましては、小村侯のような

郷土の偉人、先覚者ゆかりの地などは本県の貴重な観光資源となりますことから、引き続き、関係自治体とも協力しながらPRに努め、観光客の誘致につなげてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ぜひ、郷土の偉人小村寿太郎侯だけでなく、それぞれいらっしゃる方々を顕彰いただいてPRしていくことで、観光客あるいは修学旅行がふえていくことも考えられますので、タイミングよろしくそれぞれの地元を後押しいただくようお願いしたいと思います。

2月14日はバレンタインデーでありましたけれども、私もチョコレートプラス、娘からネクタイをもらいました。きょうは締めてきておりますが、絵柄が実はキティちゃんが入っているんです。突然ですが、知事、キティちゃんの性別をお答えください。

○知事(河野俊嗣君) 厳しい質問でございます。キティちゃんですか。性別ですか。女の子だというふうに思っておりました。

○高橋 透議員 正解です。双子の妹がいるんです。左耳のリボンがキティちゃん、右耳のリボンがミミィちゃんらしいですけれども、ちょっと私も調べてみました。なぜこのことを聞くかといいますと、本県のゆるキャラ「みやぎ犬」、私は最初、3兄弟とっていたんです。そうしたら、説明書きに「ひい」「むう」「かあ」の「むう」ちゃんは雌らしいと書いてあるんです。説明がなきや、私は3兄弟とっていました。私は、常任委員会でも申し上げたんですけれども、例えばリボンを頭につける、髪形を三つ編みにするとか、あるいはスカートををはかせるとか、派手派手な洋服にするとか、そういった工夫をするといいいのかなというふう



に思っています。実はキティちゃんは整形したらしいんです。もともとはもうちょっとほっそりしていたのが、今、丸っぽい四角みみたいな感じで、そこから売れたらしいんです。「みやぎき犬」は昨年生まれたばかりでしょう。整形はしなくても、成長しますから、変わってもいいんじゃないですか。工夫して、若干お金も要るかもしれませんが、将来大きくなった「みやぎき犬」が楽しみであります。

次に移ります。食の安全と地産地消について。

今、肥満とか糖尿病が食事と関連していることは既に明らかになっておりますが、他の病気にも食事は関連しているというふうに言われております。例えば、精神疾患がふえております。4大疾病のがん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に加えて、医療計画では5大疾病になるということですが、最近では発達障がいもふえてきているということを経験の保育士から聞いたことがあります。増加する心身の病気は、食の変化に起因しているという研究もなされておると聞きますけれども、県はどのように認識をして、その対策に取り組まれるのか、福祉保健部長にお願いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 食の変化と心身の病気との関連性について、精神疾患においては明らかでございませぬけれども、糖尿病や脳卒中などの生活習慣病では関連性が認められますことから、栄養、食生活などの生活習慣の改善を図ることは大変重要なことであるというふうに考えております。

県では、健康づくりの基本指針であります「健康みやぎき行動計画21」において、野菜摂取量の増加や健康に関する情報の収集などを県民の実践指針として掲げているところでありま

す。この計画に基づきまして、生活習慣を改善するための健康教育の実施や、健康づくり指導者の育成等に取り組んでいるところでありますけれども、今後とも、県民の皆様の健康づくりの支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 私は、一昨年の2月議会だったと思いますが、いわゆる油のとり過ぎ、トランス脂肪酸について質問しました。今回は、食品添加物のリン酸塩について取り上げてみたいと思うんですが、この手は坂口議員が得意とする分野でしょうけれども、少し説明させていただきます。リン酸塩については、体内に吸収されないということで、毒性がなく安全というふうにされてきました。だから、使用制限がなくて、用途も広くあるそうでございます。ただ、ミネラルを多く含む食事をして、リン酸塩はその大事な栄養素とくっついて体外に出されるらしいんです。だから、リン酸塩が含まれる食事をとると、せっかく栄養をとっても抜け出ちゃう、そういうことであります。現代は、カロリーは足りているらしいんですが、大事な栄養素、いわゆるミネラルとかビタミンが不足している人が多い。こういう人を新型栄養失調と言うらしいんですけれども、「食事にかかる新型栄養失調」という本で詳しく説明されておりますので、ちょっと私も読んでみました。

中国とかベトナム、ここで安く食材を調達して安い人件費でカットをします。そのほとんどは水煮処理、そして国内でまたさらに調理する段階で水洗いをされる。ほとんどその時点でミネラルがなくなるらしいんです。そして、それに巧妙に味つけがされて、消費者に食べられる。結局、満腹感だけですね。極端に安い弁当とか牛丼があります。なぜ売ることが可能なの

かなんです。安い、早い、うまい、こういったフードビジネスの裏に隠されたものがあるということを見抜く必要があるということをお願いしたいのであります。食品からミネラルが抜け出る、いわゆる栄養素を一緒に出してしまうということをお願いしましたが、ということは、調理される食材チェックが一つのポイントになると思うんです。ちょっと厳しいかもしれませんが、病院食とか、学校給食とか、それぞれのチェックはどうなっているのか、伺います。

**○病院局長（甲斐景早文君）** 病院の給食は治療の一環として重要な役割を果たすものでありますので、県立病院におきましては、管理栄養士が、使用する食材ごとに日本食品標準成分表に基づき、御指摘のミネラルはもとより、さまざまな栄養価を分析するなど、患者さんの状態に合わせた適切な栄養管理を行っているところであります。また、食材につきましては、地産地消の推進にも留意しながら、可能なかぎりしゅんのものを利用してございまして、冷凍食品や加工食品などの利用は極力控えてございまして、患者さんにとって安心・安全な食事を提供できているものと認識いたしております。

**○教育長（渡辺義人君）** 学校給食では、児童生徒の心身の健全な発達を図るために、栄養教諭や学校栄養職員が、使用する食材ごとにミネラルなどの栄養価を算出した食品成分表を用いながら、学校給食法に定められた摂取基準に基づく適切な栄養管理を行うとともに、毎月16日に「ひむか地産地消給食の日」を設けるなど、地場産物活用の取り組みも進められております。議員御指摘のように、食事は健康な生活の基盤でありますことから、今後とも、栄養バランスのとれた豊かな食事が提供され、学校給食

の充実が図られるように指導してまいりたいと考えております。

それから、私、先ほど答弁の中でちょっと答弁不足のところがありましたので、補足答弁させていただきたいんですが、小村寿太郎侯顕彰弁論大会であります、私も平成20年には審査員の一人として参っております、そのときに高校生の発表が大変すばらしかったものですから、これはぜひほかの教育委員の皆さん方にも聞いていただきたいという趣旨で、毎年、教育委員さん方は交代でその審査会の委員として出席をさせていただいております。私の答弁がちょっと足りないところがありまして、申しわけありませんでした。

**○高橋 透議員** ありがとうございます。それぞれしっかりと仕事をされているなというふうに思いましたが、ただ、100%じゃないわけです。物理的に難しいところもあるんでしょうけれども、例えばこんな隠された法律の抜け穴が実はあります。例えば、かまぼこの製造者が、魚を買って魚肉すり身をつくる時にリン酸塩を使ったら、表示義務があるんです。ただ、リン酸塩入りの魚肉すり身を買ってかまぼこをつくれれば、これは表示義務免除なんです。これはキャリーオーバー制度というんですけれども、こういうので抜け道があるわけです。だから、リン酸塩を使わない冷凍食品はごく一部しかなくて、リン酸塩を添加した食品を使いながら、キャリーオーバーを利用してリン酸塩の表示をしていないという冷凍食品はいっぱいあるらしいです。チェックが物理的に非常に困難なことは私もわかります。だから、提供する側が安全なものを出すように規制をかけることなんです。法律もしっかりそこら辺を見直してもらうことが大事だというふうに思っています。TP

Pもいろいろと議論されていますが、私が一番怖いのは、遺伝子組み換え食品がいっぱい入ってくるだろうと。それも今は規制がありますね。アメリカがこの規制を緩めろというふうに言うてくるはずですが。現に、オーストラリアはそれを迫られています。やっぱり私たちは危機感を持ってTPPを食い止めないといけないというふうに思っております。

そこで、教育長からも答弁いただきましたが、いろいろとこの議会でも出ました「弁当の日」、大変すばらしい取り組みで、教育長は、子供が家事を手伝うことで家族のきずなをつくっていることも答弁されています。子供が実際に調理をするということは、食材に触れるということです。食材をチェックする機会を持つということで、食の教育の貴重な一コマがここにあると思います。学年に応じて、食材のチェックなどの意識づけができる取り組みが期待できると思いますが、教育長のお考えをお聞きします。

○教育長（渡辺義人君） 「弁当の日」は、食に対する関心や意欲を高め、つくり手や食材に対する感謝の心をはぐくむとともに、自分の食を自分で考えていくために必要な実践力を培うことができる、食育の推進上、有効な取り組みであると考えております。また、子供たちは、家庭科等の学習におきまして、栄養バランスを考えて品質のよい食材を選ぶことの大切さなどを学んでおりまして、ほとんどの学校がこうした基礎的な学習と関連づけながら、「弁当の日」の取り組みを行っているところであります。実際に取り組んだ学校からは、例えば「食事のときに栄養のことを考えて食べるようになった」ですとか、「夕飯の買い物に無関心だった子供が、品質表示を見ながら買い物をす

るようになった」などの成果も報告されております。県教育委員会といたしましては、「弁当の日」の取り組みは、このように食材を見きわめようとする意識や、そのために必要な実践力を身につけさせる上でも大いに活用できるものと考えておりますので、今後とも、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○高橋 透議員 ありがとうございます。子供が買い物に行って、どこどこ産という意識、それと、どこどこのおじちゃん、おばちゃんの野菜だ、そういうことで安心なんだという環境が普通に生まれてくれば幸いだと、私は思っています。かかりつけ医がありますように、かかりつけ農家、かかりつけ農場があつていいと思います。

次に移りますが、先日、県有施設の照明灯の電力にグリーン電力証書を活用するというニュースを見ましたが、グリーン電力証書について環境森林部長の説明をお願いしたいと思います。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 太陽光発電などのクリーンなエネルギーによる電力は、火力発電などの化石燃料による電力と比べて二酸化炭素の排出量が少ない分、環境に優しいという付加価値、つまり環境価値を有しております。お尋ねのグリーン電力証書は、この環境価値を証書化し、取引可能にしたものであります。グリーン電力証書を購入した場合、証書購入者はクリーンなエネルギーを使用しているとみなすことができ、環境貢献へのアピールなどに活用することができます。また、クリーンなエネルギーによる電力の環境価値を売った者は、その収益を太陽光発電施設などの設置経費に充てることができます。このようにグリーン電力証書

は、クリーンなエネルギーの普及促進につながる有効な仕組みの一つであります。

○高橋 透議員 結局、電力を買う、プラスそういう環境価値も買うということだと思えます。農業はどうしてもこういった数字的にあらかずというのが難しいものですから、ただ、この間ずっと言われてきていますように、いわゆる多面的機能を持っているわけです。景観を保つとか、洪水防止機能とか、いっぱいあります。そこで、こういったグリーン電力証書の理念に照らして、農業が有する多面的機能や環境に優しい農業生産活動を推進して、農畜産物を高く買ってもらう、そういったための消費者に対する取り組みが重要だと思われまじけれども、県の対応状況について農政水産部長、お答えください。

○農政水産部長（岡村 巖君） 地球温暖化など、地球規模での環境問題が深刻化する中、農業においても環境に配慮した生産活動を推進することは大変重要であると認識しております。このため本県では、生産対策とブランド対策が一体となって、木質ペレット利用による化石燃料使用等の抑制や、二層カーテンによるハウス内暖房の効率化に努めるなど、環境保全型農業の推進や二酸化炭素の排出量削減の取り組みを進めているところであります。また、消費者の方々に、このような環境に配慮した取り組みを十分理解いただいた上で商品を購入していただくため、青果物では全国で初めて、生産から流通・消費の過程における二酸化炭素の排出量をあらかず「カーボンフットプリント」を表示した販売、いわゆる「見える化」の取り組みを、ピーマンの一部で始めたところであります。今後は、ピーマンやキュウリなど、本県の主力野菜を中心にこの取り組みの普及拡大を図り、消

費者に選ばれる商品づくりに努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。スイスでは、子供が平気で1個80円する国内産の卵を買っているらしいんです。農業の多面的機能をしっかり子供から理解しているらしいんです。そういったことで、スイス等で実施されている農家への直接支払い等のような所得補償制度が重要であると思いますが、県の考え方についてお答えください。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農業・農村の持つ多面的機能につきましては、国民への食料供給の機能のほか、洪水防止機能や自然環境の保全、文化の継承など、まさに多岐にわたる、お金ではあがなうことのできない重要な機能であると認識しております。このため、多面的機能の維持増進に向けまして、国において、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払制度が創設され、県内でも積極的な推進により、広く地域住民の方々が参画したさまざまな活動が展開されているところであります。一方、御指摘のあったスイス等の直接支払いにつきましては、所得補償と環境保全等の観点から、国民の理解を得た大変有益な制度であると認識しております。現在、国において米等の戸別所得補償制度が実施されておりますが、本県農業の主力品目である畜産や園芸作物等においても、農家所得を安定的に確保することは大変重要でございますので、今後とも、国に対し新たな制度創設を要望し、農業者が将来にわたって安心できる経営展開が行えるよう努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。国の新たな事業である青年就農給付金、いわゆる新規就農者にお金を給付するという事業ですけれ

ども、国の予算額、そして各県も同じような取り組みを計画しているのか、部長に答弁をお願いいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 青年就農給付金は、国が昨年10月に取りまとめた「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を実現するための重要な施策として、「人・農地プラン」とともに掲げられ、平成24年度から新たに実施するもので、国の予算額は104億円となっております。また、年間150万円の給付など、基本的な事業要件は既に国から示されておりまして、各県とも同様な内容で事業を行う予定であると伺っております。本県におきましても、若い就農者の育成確保は大変重要でありますので、この給付金の効果的な活用や、給付要件となっている「人・農地プラン」の円滑な作成を進めながら、本県農業の担い手の育成確保に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 聞き漏らしました。109億でしたか、部長。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 104億です。

**○高橋 透議員** 104億で、全国も大体同じような展開になるということで、新規就農者が減っているから給付金をつけて就農してもらおうというのは、これ、どちらかといったら対症療法ですね。やっぱりその先にある、生産される作物が安定した値段で売れてこそ、就農というのは続くと私は思うんです。よく財務省が認めたなと思いつつ、副知事と目が合いましたけれども、知事、どう感想を持たれますか。

**○知事（河野俊嗣君）** 担い手の高齢化、担い手不足という待ったなしの状況において、農業をこれからどうしていくのか、我が国の農業を考えていく上で一つの重要な取り組みということで、若い人の就農を支援していこうというこ

とでこの事業を組まれたものだというふうに思っております。御指摘のように、本県を初め我が国の安全・安心な農産物が、しっかりと流通をして回っていく、それが評価される、そして農業というものの経営がしっかり成り立っていく、そのような仕組みをつくっていくというのは大変重要なことだというふうに思っております。ところでございますが、その担い手というものを、このような一つの、拍車をかけるといいますか、支援ということでのメニューが組まれたということで、本県の実情に合わせて、それらを十分に活用してまいりたいというふうに考えております。

**○高橋 透議員** 国から来るお金、8億8,000万円ぐらいありますか、これをぜひ使ってほしいんですよ。ただ、先のことでもまた私、意見を申したわけで、どうかまたいろいろと意見を国に言っていただきたい。もっと時間があれば、地域で支えている農業のいろんな例とかを言いたかったんですが、例えば、私どもで行きました宮城県の大崎市鳴子、ここでお米を、農家の手取りが60キロ1万8,000円になるように2万4,000円で販売しているんです。こういった対症療法ではない地域で支える農業、多面的機能が消費者に理解してもらえるような施策、こういうことにお金を使って農業を再生させる、そういうことにかじを切らないと、お金が幾らあっても足りないというふうに私は思います。

次に移ります。教育問題であります。

時間がありません。高等学校の整備計画、私は、宮城県は統廃合のハードルが高いと思っておるんですが、教育長の考えを伺いたいと思います。

**○教育長（渡辺義人君）** 現在策定中の高等学校教育整備計画案におきまして、生徒にとって

よりよい教育環境を提供するという視点に立ち総合的に検討いたしまして、1学年の適正規模は4学級から8学級を基本とするところとありますが、この適正規模への対応に関しまして、1学年4学級以下の高等学校については、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予測される場合には、統廃合を検討することとしております。その趣旨であります。直ちに統廃合ありきということではなくて、例えば学級減をして3学級または2学級で存続させていくこと、また連携型の中高一貫教育校へ移行することなどの新たな方策を講じることなど、幾つかの選択肢を含めて検討することになるということとあります。

なお、適正規模への対応につきましては、一律に適用されるものではなくて、先ほども申し上げましたが、生徒にとってよりよい教育環境を提供するという視点に立ちながら、高等学校の所在地や設置学科、生徒、保護者、地域のニーズ等に適切に配慮しながら、そのあり方を検討していくこととなると考えております。以上です。

**○高橋 透議員** 議場配付の資料をちょっと見ていただきたいと思うんですが、秋田県で説明をします。2学級で定員の3分の2の状態が2年連続して、統合・募集停止となっております。80人の3分の2ということは53人以下です。54人で認めているんです、2クラス。宮崎県はそれを認めていないんです。これが認めてあれば日南農林高校は存続したんです。まだ展開があったと思うんですが、いろんな特色を出さないと人口は減るばかりです。県南地域に、例えば日南高校に理数科設置とか、そういう考えはないのか、教育長にお尋ねします。

**○教育長（渡辺義人君）** 県立高等学校の特色づくりにつきましては、これまで普通科系専門学科や総合学科、中高一貫教育校の設置、定時制高校への単位制の導入などに取り組んでいるところであります。県南地区には県立の普通科高校が2校ございますが、各学校におきましては、生徒の実態に応じ、例えば難関大学・学部への進学を目指すコースや商業系の情報ビジネスコースを開設するなど、生徒にとって魅力のある学校となるように努めているところであります。新たに理数科などの普通科系専門学科等を設置することにつきましては、今後、生徒、地域の実態等を踏まえるとともに、全県的、総合的な視野に立ちまして、設置が必要であるか検討してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** この問題については今後、また質問していきたいと思っております。

最後になるかと思いますが、エネルギー問題について質問します。

9月の代表質問で昨年、私、質問しているんですが、買い取り価格が、7月から施行するということで、まだ金額とか期間は決まっていませんけれども、小水力発電をやるということで当初の予算にも盛り込まれました。答弁が1回あっているんですが、いま一度、治水ダムでの発電可能性調査の予定箇所について、大きな声で企業局長、お願いします。

**○企業局長（濱砂公一君）** 治水ダムの発電可能性調査につきましては、来年度から新たに取り組むこととしておりますが、来年度はまず最初の有望地点として——大きな声で申します——日南市の酒谷川にある日南ダムから着手してみたいと考えているところであります。

**○高橋 透議員** ありがとうございます。日南市酒谷にある日南ダムということで、ありがと

うございます。治水ダムが県内5カ所あるみたいですが、日南ダムを最初の調査箇所として選ばれた理由をお聞かせください。

**○企業局長（瀆砂公一君）** 今回の調査は、既に存在する既設の治水ダムに水力発電所を設置するための調査でございまして、その立地条件といたしましては、まず第一に水量が豊富であること、ダムの近くに発電所を建設できる場所が確保できること、電気を送り出すための電力会社の配電線が近くを通っていることなどが考えられます。日南ダムにつきましては、このような観点から見てみますと、県内にある5つの治水ダムの中で、これらの立地条件が最も整っているということから、最初の有望地点として想定しているところでございます。

**○高橋 透議員** ありがとうございます。電力の地産地消を進める上で、発電可能性のある治水ダムは、まだあります。砂防ダムもあります。すべてに発電導入を図るべきと思いますが、どうでしょうか。

**○企業局長（瀆砂公一君）** 治水ダム等の水を発電に活用しますことは、未利用資源の有効活用という観点から大変意義深いことと、私どもは考えております。したがって、来年度に実施いたします可能性調査の結果、あるいはこの夏ごろ明らかになる予定の買い取り価格、買い取り期間等の状況を踏まえつつ、ダム管理者とも協議しながら、可能性の見い出せるところから順次検討してまいりたいというふうに考えております。

**○高橋 透議員** もう時間が来ましたので、最後はやっぱり小村寿太郎で締めていきたいと思っております。明治維新から1945年の敗戦まで77年、敗戦から77年というと2022年であります。あと10年です。私利私欲を捨てて国家の運命を切り

開いていった小村寿太郎侯を初めとする明治の先人に学び、出处進退を恐れない度胸と覚悟を持ち、その職を賭して国づくりへ突き進む政治姿勢が求められています。これから10年が極めて大事なときです。未曾有の大災害を経験し、私たちは失いつつあった大切なものに気がつきました。平和、人権、環境、そして食を改めて見詰め直すスタートの10年。10年後の宮崎県の立ち位置はどうあるべきか、河野知事のリーダーシップに期待しながら、平成23年度宮崎県議会締めくくりの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○外山三博議長** 以上で一般質問は終わりました。

---

#### ◎ 議案に対する質疑

**○外山三博議長** ここで、今回提案されております議案に対する質疑の通告がありますので、これを許します。

質疑についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

**○前屋敷恵美議員〔登壇〕** 日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問に続いてでありますが、質疑をさせていただきます。今定例議会に提案されました議案についての質疑を、続けて行わせていただきます。関係部長並びに教育長に、それぞれ御答弁をいただきたいと思っております。

まず、議案第56号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」についてです。今回、既存の基金について、国の補正予算第3号及び第4号の成立に伴う交付金の積み増しや事業期間延長の条例改正が提案をされております。それらは、医療施設耐震化臨時特例基金、緊急雇

用創出事業臨時特例基金、障害者自立支援対策臨時特例基金、地域自殺対策緊急強化基金、妊婦健康診査支援基金、ワクチン接種緊急促進基金、安心こども基金、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、森林整備地域活動支援基金、森林整備加速化・林業再生基金、そして高等学校等生徒修学支援基金です。これらの基金にそれぞれ積み増しを行います。しかし、実質の事業実施は新年度となります。また、期間延長もありますが、1年後にはまた新たな課題が迫るといふことにもなるかというふうにも思います。まずは、各基金の総額、いわゆる本年度末の基金残高の見込みと、その活用について、来年度の主な事業について伺いたいと思います。

次に、議案第67号「宮崎県条例及び平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金についての個人の事業税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」についてです。今回提案されましたこの条例改正の中で、個人県民税均等割が500円加算されることの提案がございます。この増税する期間は限定もされておりますが、押しなべて県民の税の負担をふやすこととなります。増税期間も含め、その内容について御説明いただきたいと思います。

次に、議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計予算」について伺います。まず、新規事業の木造住宅耐震化リフォーム支援事業5,000万円についてですが、本事業は大変おこなわれている木造住宅耐震化の促進を図る上でも重要ですし、住宅リフォーム事業の一環としても全県で活用されることが必要と思います。市町村の対応状況、取り組みの目標など、事業内容を御説明ください。

また、同じく新規事業の県立学校緊急耐震対

策事業6億5,695万円について伺います。学校耐震化計画を平成24年度、25年度に前倒しをして事業を進めるとのことですが、その事業計画、事業内容について伺いたいと思います。

次に、議案第24号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてですが、今回の改正において新規及び変更は何件になるのか、またその影響額はどれほどになるのか、お示しいただきたいと思います。

最後に、議案第30号「宮崎県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例」について伺います。今回、介護保険財政安定化基金の一部を取り崩すことが提案されております。その目的及び内容について御説明をいただきたいと思います。

以上で壇上からの質疑を終わり、残りの時間は自席から行います。〔降壇〕

○総務部長（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

初めに、県税条例の改正についてであります。個人県民税均等割加算による県税への影響額につきましては、平成22年度の納税義務者数をもとに試算しますと、年間約2億4,000万円、10年間で約24億円の増収が見込まれます。増税となる期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間であります。この税収の用途につきましては、東日本大震災に伴う特例法に基づき、平成23年度から平成27年度までに本県で緊急に実施する必要がある防災のための施策等に充てることとしております。

次に、使用料及び手数料徴収条例についてであります。今議会に提案しております使用料及び手数料徴収条例の改正案につきまして、新設や額の改正等を行うものは、ふぐ処理営業認証書の交付手数料や工業技術センター等の機械器



具の使用料など、新設が58件、額の改正が10件、廃止するものが51件となっております。これらの影響額は、増減合わせまして、全体では169万3,000円の増となっております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（土持正弘君）〔登壇〕 お答えいたします。

初めに、平成23年度補正予算に係る福祉保健部関係の基金であります。8本ございます。まず、医療施設耐震化臨時特例基金ですが、本年度末の基金残高の見込みは16億7,684万5,000円で、来年度も引き続き、災害拠点病院等に対し耐震化整備の補助を行う予定であります。

次に、緊急雇用創出事業臨時特例基金ですが、本年度末の基金残高の見込みは4億6,315万2,000円で、引き続き、離職で住居を失った方等に対し住宅手当の支援等を行う予定であります。

次に、障害者自立支援対策臨時特例基金ですが、本年度末の基金残高の見込みは2億4,018万3,000円で、引き続き、障害福祉サービス事業の基盤整備への支援等を行う予定であります。

次に、地域自殺対策緊急強化基金ですが、本年度末の基金残高の見込みは1億1,366万2,000円で、引き続き、市町村や民間団体が取り組む自殺対策への支援等を行う予定であります。

次に、妊婦健康診査支援基金ですが、本年度末の基金残高の見込みは2億8,976万4,000円で、引き続き、妊婦健康診査に取り組む市町村に対し補助を行う予定であります。

次に、ワクチン接種緊急促進基金ですが、本年度末の基金残高の見込みは5億1,052

万2,000円で、引き続き、子宮頸がん予防ワクチン等の接種に取り組む市町村に対し補助を行う予定であります。

次に、安心こども基金ですが、本年度末の基金残高の見込みは35億3,736万4,000円で、引き続き、保育所整備や認定こども園への運営費補助等を行う予定であります。

最後に、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金ですが、本年度末の基金残高の見込みは3億7,230万6,000円で、引き続き、社会福祉施設に対し耐震化整備の補助等を行う予定であります。

次に、介護保険財政安定化基金の取り崩しについてであります。介護保険法の改正によりまして、平成24年度に限り、保険料の増加の抑制を図ることなどを目的として実施するもので、15億円を取り崩すこととしております。その用途であります。法改正に基づき、取り崩し額の3分の1に相当する5億円を保険料の増加の抑制を図るため市町村に交付し、5億円を国に納付することとしております。残る5億円につきましては、県の一般財源に繰り入れた上で、介護保険に関する事業に充てることとしております。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（加藤裕彦君）〔登壇〕 お答えいたします。

平成23年度補正予算に係る環境森林部関係の2つの基金についてであります。まず、森林整備地域活動支援基金の本年度末の基金残高の見込みは5億7,008万9,000円で、来年度は、計画的に森林整備を推進するための森林経営計画作成や作業路網改良等への支援を行う予定であります。

次に、森林整備加速化・林業再生基金の本年度末の基金残高の見込みは61億4,370万2,000円

で、来年度は、間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス施設等の整備や素材生産に必要な人材の育成等への支援を行う予定であります。以上でございます。〔降壇〕

○**県土整備部長（児玉宏紀君）**〔登壇〕 お答えいたします。

木造住宅耐震化リフォーム支援事業についてでございます。これは、耐震基準を満たさない木造住宅の耐震性を向上させるために行う事業でありまして、耐震診断や耐震改修への補助を行う市町村に対し事業費の補助を行うものでございます。木造住宅耐震化リフォーム支援事業で行います耐震改修に対する補助は、現在、6市町で独自に行われておりますが、今回の制度創設により、事業を実施するすべての市町村を支援の対象とするものであります。また、事業規模につきましては、耐震診断に200戸程度、耐震改修に400戸程度を考えております。以上であります。〔降壇〕

○**教育長（渡辺義人君）**〔登壇〕 お答えをいたします。

まず、教育委員会関係の基金であります。宮崎県高等学校等生徒修学支援基金であります。本年度末の基金残高の見込みは4億2,655万1,000円で、来年度も引き続き、高校奨学金事業、私立高校授業料減免事業、東日本大震災による被災児童生徒等への就学支援事業を行う予定であります。

次に、新規事業県立学校緊急耐震対策事業についてであります。平成24年度に、耐震設計を9校16棟、耐震補強工事を11校14棟、平成25年度には耐震補強工事を10校17棟実施する計画としておりまして、平成25年度ですべての県立学校の耐震対策が完了する見込みとなります。以上であります。〔降壇〕

○**前屋敷恵美議員** それぞれお答えいただきまして、ありがとうございました。

1件お尋ねをいたします。木造住宅耐震化リフォーム支援事業で、この事業は、先ほども申しましたが、リフォーム事業の第一歩となる事業かなというふうにも思っているんですけども、耐震診断、耐震改修への補助を行う市町村に対して行うという条件がついておりましたので、現在、6市町でその事業が行われているということで、ここだけでは県の事業が行き渡らないというふうに思っておりましたが、今のお答えで、すべての市町村で取り込まれることというお話だったんですけども、もうそれは既に、県としてはつかんでおられるのでしょうか。各自治体も新年度の予算に計上しないと事業が進められない、それが完了しないと県のこの事業が活用できないということになりますので、その辺のところはわかっておればお答えください。

○**県土整備部長（児玉宏紀君）** 既に県内すべての市町村に話をしておりまして、この6市町村以外でも当初予算で予算を組まれるところ、それからまた、住民から申請があった際に補正予算を組んで対応する市町村、やり方はいろいろありますが、すべての市町村で対応していただくようになっております。

○**前屋敷恵美議員** ぜひ、この制度の周知徹底なども行っていただいて、十分に活用ができることを望むものであります。

それともう1件、介護保険財政安定化基金の取り崩しですけども、保険料がこの4月で高くなるということで、宮崎も5,000円を大幅に上回るということが今、明らかになっていて、大変な状況になろうとしているんですけども、今回取り崩す額が15億円ということで、その3

分の1を市町村に交付する、返還するという  
ことになっているんですが、基金の総額として  
はどの程度あるんでしょうか。

○福祉保健部長（土持正弘君） 現在の基金残  
高は約32億8,000万円でございます。

○前屋敷恵美議員 現在高が32億円で、約半分  
なんですけれども、この一部取り崩しというの  
は、その比率も含めて、規定のもとに15億円を  
取り崩すということなんでしょうか。これは法  
に定めてある取り崩し額ということになるん  
ですか。

○福祉保健部長（土持正弘君） これは、基金  
の本来の目的を維持するために必要な額がござ  
いますので、国のほうからの指導に基づきまし  
て、一定の算定方法がございまして、それに基づ  
いて本県に当てはめて出しましたのが15億円と  
いうことでございます。もともと、この基金  
は、それぞれ国、県、市町村が3分の1ずつ出  
資してつくっているものですから、その15億を  
3者に5億ずつ返すという趣旨でございます。

○前屋敷恵美議員 この取り崩しは自治体から  
の要望も上がっていたというふうに私も認識し  
ているところで、一部取り崩すことができ、  
それが保険料の引き上げを、少しでもそれを引  
き下げるためのものになるかなというふうに思  
うんですけれども。全体を見ますと、全体で5  
億円だものですから、わずかな金額かなとい  
うふうにも思っておりますが、県の5億円は、基  
盤整備だとかいろんなところに回すというお話  
でもありましたが、できれば保険料のほうへの  
引き下げに、自治体への交付という形にはなら  
ないものか、それが法的にできないのか、お聞  
かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（土持正弘君） 先ほど申し上  
げましたように、それぞれ出資した分をお返し

したということございまして、県につきまし  
ては、一般財源に繰り入れた上で介護保険等の  
事業に使わせていただくということを考えてお  
ります。

○前屋敷恵美議員 わかりました。

以上で質疑を終わらせていただきます。後は  
委員会で深めさせていただきます。ありがとう  
ございました。

○外山三博議長 ほかに質疑の通告はありませ  
ん。

以上で質疑は終了いたしました。

---

◎ 議案第1号から第81号まで及び請願  
委員会付託

○外山三博議長 次に、今回提案されました議  
案第1号から第81号までの各号議案及び新規請  
願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞ  
れ関係の委員会に付託をいたします。

次の本会議は、3月12日午前10時開会、平  
成23年度補正予算関係議案についての常任委員  
長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時15分散会

3月12日（月）

# 平成 24 年 3 月 12 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

地方自治法第 121 条による出席者

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 岩 下 斌 彦 (自民党つくしの会)
- 3 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 西 村 賢 (同)
- 6 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 7 番 松 村 悟 郎 (同)
- 8 番 内 村 仁 子 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 凶 師 博 規 (日 日 新)
- 15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 16 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 17 番 太 田 清 海 (同)
- 18 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 丸 山 裕次郎 (同)
- 23 番 押 川 修一郎 (同)
- 24 番 外 山 衛 (同)
- 25 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀代子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 横 田 照 夫 (同)
- 34 番 中 野 一 則 (同)
- 35 番 中 野 廣 明 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 十 屋 幸 平 (同)

- |                 |             |             |
|-----------------|-------------|-------------|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣     | 野 元 幸 司     |
| 副 知 事           | 牧 元 亮 一     | 俊 幸 亮 一     |
| 県 民 政 策 部 長     | 渡 邊 用 博 美   | 元 邊 用 博 美   |
| 総 務 部 長         | 稲 持 正 弘     | 邊 用 博 美     |
| 福 祉 保 健 部 長     | 土 持 裕 彦     | 持 正 弘       |
| 環 境 森 林 部 長     | 加 藤 隆 夫     | 裕 彦 弘 夫     |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 村 巖     | 藤 裕 彦 夫     |
| 農 政 水 産 部 長     | 岡 村 玉 宏 紀   | 原 村 巖 紀     |
| 県 土 整 備 部 長     | 児 玉 美 敏     | 村 玉 宏 敏     |
| 会 計 管 理 者       | 豊 島 砂 公 一   | 島 玉 美 敏 一   |
| 企 業 局 長         | 濱 甲 日 限 俊 郎 | 砂 公 一 俊 郎   |
| 病 院 局 長         | 財 政 課 長     | 甲 日 限 俊 郎   |
| 教 育 委 員 長       | 教 育 長       | 日 限 俊 郎     |
| 教 育 長           | 公 安 委 員 長   | 近 藤 好 子 人 夫 |
| 公 安 委 員 長       | 警 察 本 部 長   | 渡 邊 義 勇 夫   |
| 人 事 委 員 長       | 代 表 監 査 委 員 | 佐 藤 見 雅 男   |
|                 |             | 鶴 見 雅 男     |
|                 |             | 村 社 本 秀 尊   |
|                 |             | 宮 本 秀 尊     |

事務局職員出席者

- |             |             |           |
|-------------|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘     | 勝 弘       |
| 事 務 局 次 長   | 事 務 局 次 長   | 日 高 勝 弘   |
| 総 務 課 長     | 議 事 課 長     | 成 合 内 稔   |
| 議 事 課 長     | 政 策 調 査 課 長 | 山 之 内 稔   |
| 政 策 調 査 課 長 | 議 事 課 長 補 佐 | 武 田 宗 仁   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 議 事 担 当 主 幹 | 福 嶋 幸 徳   |
| 議 事 担 当 主 幹 | 議 事 課 主 査   | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 課 主 査   |             | 伊 豆 雅 広   |
|             |             | 関 谷 幸 二   |
|             |             | 前 田 陽 一   |

◎ 常任委員長審査結果報告(議案第56号から第81号まで)

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成23年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第56号から第81号までの各号議案を一括議題といたします。

ただいまから、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第56号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、決定をいたしました。

なお、議案第67号については賛成多数、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第56号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」についてであります。

この補正は、国の平成23年度補正予算第3号及び第4号の成立及び国庫補助の決定に伴うもの、並びにその他必要とする経費について措置するものであり、補正額は72億3,400万円余の減額となっております。歳入財源の主なものとしては、地方交付税が45億9,100万円余、県税が28億9,000万円増額となる一方、繰入金が91億3,400万円余、県債が82億1,300万円余の減額

となっております。この結果、補正後の一般会計の予算の規模は5,891億6,200万円余となります。

このうち、県民政策部所管の補正予算につきましては、4億5,700万円余の増額補正となり、補正後の予算額は123億300万円余となっております。

また、総務部所管の補正予算につきましては、119億2,400万円余の増額補正となり、補正後の予算額は1,517億4,500万円余となっております。

このうち、新市町村合併支援事業についてであります。

このことについて複数の委員より、「住民からは、合併により住民の声が役場に届きにくくなったり、周辺部の活力が失われたなど、マイナスの効果を指摘する声を多く聞いており、本県における市町村合併の検証が必要ではないか」との意見がありました。

これに対し当局より、「市町村合併の効果については、さまざまな意見があることは承知しているところであり、現在、合併団体みずからが課題解決に取り組んでいる。合併の検証の必要性は感じているが、合併市町に対し、住民自治にさらに目を向けてもらうよう働きかけていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、市町村合併から一定期間が経過していることから、県として合併効果の検証を行い、その検証を踏まえた上で、合併市町の一体的な振興が図られるよう、確実な支援を行っていただくことを強く要望いたします。

次に、議案第67号「宮崎県税条例及び平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等

についての個人の事業税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定により、個人県民税均等割の標準税率について500円を加算した額とされたこと等を理由に、宮崎県税条例等の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、平成23年度から平成27年度までに地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用に充てるため、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人県民税に限り、均等割の税率に500円を加算するものであります。

このことについて、当局より、「平成22年度をもとに試算すると、年間約2億4,000万円、10年間で約24億円の増収が見込まれる。具体的な使途としては、県立学校の緊急耐震化対策等を想定している」との説明があり、複数の委員より、「防災対策のためであっても、さらなる税負担を求めるものであることから、県民に対してしっかりと説明を行うべきではないか」との意見がありました。

これに対し当局より、「市町村民税均等割も500円加算されることから、徴収を行う市町村と連携して、その目的や使途も含め、しっかりと広報していきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「今後、本県において必要となる防災対策事業の財源として、今回の税条例改正による増収分で十分なのか」との質疑があり、当局より、「本県の防災対策事業は多岐にわたっており、今後の増収分ですべてを補うことはできず、国庫補助事業や地方交付税

措置など、さらなる財政措置が必要である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県民の安全・安心を確保するため、当局においては、国に対して十分な財政措置を求めるとともに、国、市町村等との連携をさらに強化して、防災対策の一層の推進を図るよう強く要望いたします。

あわせて、当局に対し、県民に負担を求めるものについては、県議会に対する十分な説明を行うとともに、県民に対する周知についても万全を期すよう強く要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第56号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の一般会計補正予算は、国庫補助額の決定及び執行残等に伴う減額補正と、国の第3次及び第4次補正に伴う医療施設耐震化臨時特例基金積立金や子育て支援対策臨時特例基金積立金の積み増し等に伴う増額補正であり、全体では6億2,800万円余の増額補正となっております。この結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,032億9,300万円余となります。

このうち、介護職員処遇改善交付金事業についてであります。

これは、介護分野における他業種との賃金格差の縮小や、雇用環境の改善を図るため、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、交付金を交付するものであります。

このことについて、委員より、この事業が果たした役割について質疑があり、当局より、「交付金を受けた施設では、介護職員1人当たり月額で8,000円から1万5,000円程度の賃金改善が図られた」との答弁がありました。

次に、子ども・若者育成支援対策費についてであります。

これは、ニート、ひきこもり、不登校、発達障がいなど、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子供、若者に関し、総合的な支援を行い、地域社会全体による支援の促進を図るものであります。

このことについて、委員より、事業の具体的な内容について質疑があり、当局より、「これまで、民生児童委員への現状認識調査を実施したほか、教育委員会、警察本部、保護観察所などの関係機関との意見交換や、県民への啓発のための講演会を開催するなど、今後の取り組みに向けた環境・基盤整備を行った」との答弁がありました。

これに対して委員より、「子供、若者をめぐる環境が悪化し、抱える問題が深刻な状況にあることを踏まえ、各関係機関が責任を持って、十分に連携を図りながら、引き続き事業に取り組んでほしい」との要望がありました。

次に、福祉保健部所管の予算全般について、委員より、「経費節減の努力の結果、減額補正となった事例にはどのようなものがあるのか」との質疑があり、当局より、「保健所運営費の

うち、庁舎等維持管理費について、光熱費や通信運搬費の節減の結果、減額補正となった。また、庁舎警備については、県内8カ所分を一括して入札することにより、経費節減を図った」との答弁がありました。

このことに対して委員より、「健全な財政運営のために、今後とも、細かい事務の見直しを行うなど、経費節減に努めてもらいたい」との要望がありました。

最後に、宮崎県新型インフルエンザ対策行動計画の改定についてであります。

これは、平成23年9月に行われた国の「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定や、県の実情を踏まえ、改定するものであります。

このことについて、委員より、改定スケジュールについて質疑があり、当局より、「パブリックコメントや宮崎県感染症対策審議会での意見を反映させて、3月中に計画を改定する予定である。なお、国において新たな法律制定が進められており、それに伴う国の行動計画の改定等の動きを注視し、必要であれば、新たに改定を検討していきたい」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第56号外11件の計12件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます



す。

まず、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、事業費の確定に伴うもので、一般会計で9億9,400万円余の減額補正、特別会計で2億7,700万円余の減額補正となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は782億9,000万円余となります。

このうち、ふるさと雇用再生特別基金事業費についてであります。

このことについて、委員より、「この事業は今年度で終了するが、その後、雇用は維持されるのか」との質疑があり、当局より、「アンケートを実施したところ、基金を活用した事業の7割ほどについて、何らかの形で継続すると回答があり、ある程度の雇用は維持される見込みである。今後とも、引き続き雇用が確保されるよう努めていきたい」との答弁がありました。

これに関連して複数の委員より、「基金事業の執行残については国に返還することとなっているため、来年度も継続する緊急雇用創出事業臨時特例基金事業については、ふるさと雇用再生特別基金事業のような執行残が生じることのないよう執行していただきたい」との要望がありました。

次に、みやぎ東アジア経済交流戦略についてであります。

このことについて、委員より、「東アジアとの交流においては、海外拠点の機能強化が重要であると考えているが、どのように考えているか」との質疑があり、当局より、「海外事務所の設置箇所については、当面、現状どおりと考えているが、今後、現地の情報収集機能、情報発信のあり方等について議論していきたい」との答

弁がありました。

当委員会といたしましては、海外拠点の機能を強化することで、バイヤー等と信頼関係を構築できる環境を整え、効果的に戦略を推進するよう要望いたします。

次に、フェニックスリゾート株式会社の株式譲渡についてであります。

このことについて複数の委員より、「この株式譲渡により雇用問題が生じることのないよう対応するとともに、この機会を宮崎の観光の活性化に生かしてほしい」との要望がありました。

最後に、県土整備部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の人件費の執行残や公共土木災害復旧費の国庫補助決定等に伴うもので、一般会計で154億4,500万円余の減額補正、特別会計で1億5,700万円余の減額補正となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は688億5,800万円余となります。

このうち、公共事業予算の減額についてであります。

このことについて、委員より、「九州各県に比べ、国の宮崎県への予算配分が少ないように感じるが、どのような対策をとっているか」との質疑があり、当局より、「知事を先頭にさまざまな機会をとらえて要望等を行っている。今後とも強く国に求めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、均衡ある九州の発展のためには、九州において社会資本整備がおこなわれている本県にこそ重点的に予算を配分すべきであることから、より積極的に国に要望を行うなど、国に対して十分な財政措置を求めて

いただきますよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 次は、環境農林水産常任委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第56号外5件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定及び執行残等に伴い、一般会計で35億9,900万円余の増額補正、特別会計で6,500万円余の減額補正となっております。この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は297億7,800万円余となります。

このうち、木材産業構造改革事業費補助金についてであります。

このことについて、委員より、「施設整備は大切ではあるが、安定した操業を行えるように、木材の売り先を確保した上で施設整備に取り組むべきではないか」との意見があり、当局より、「新しいマーケットを開拓していくことは重要なことであり、マーケットを広げていく取り組みに対し、県としても支援をしていきたい」との答弁がありました。

次に、県行造林造成事業についてであります。

このことについて当局より、「伐採を予定し

ていた分収林の所有者が亡くなられ、相続が発生したことにより、売り払い条件が整わず、伐採ができなかったことなどにより、分収交付金が減額になった」との説明がありました。

このことについて委員より、「今後も相続問題は発生が予想されるので、事業の遅延を回避するよう対応を図ってほしい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の補正予算についてあります。

今回の補正は、国庫補助決定及び執行残等に伴い、一般会計で31億5,000万円余の減額補正、特別会計で200万円余の減額補正となっております。この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は380億2,000万円余となります。

このうち、就農支援資金貸付金におけるビニールハウス整備に関連して、委員より、「民間企業が県産材を使った木造ハウスの開発を行っているが、県としても、総合農業試験場で研究するなどして実証していったらどうか」との意見があり、当局より、「県としてもさまざまな観点から研究していく必要があると考え、先日、環境森林部と検討会を立ち上げたところである」との答弁がありました。

これに対して、別の委員より、「儲かる農業の実現にとっては、採算性が重要な観点であるので、木造ハウスの推進に当たっては、将来にわたってのトータルの経費等を精査するなどして、慎重に検討してほしい」との意見があり、当局より、「農家経営の安定を図ることが重要であり、建設コストの暖房費節減など、農家経営にとってメリットがあるのか検討していく」との答弁がありました。

最後に、葉たばこ廃作に伴う共同利用施設の

処分についてであります。

このことについて当局より、「施設の処分に当たっては、国庫補助金の返還対象となる施設が5施設あるが、施設の活用等をそれぞれ検討してもらった結果、3カ所については、農家負担が生じないよう国と財産処分の手続を進めている」との説明がありました。

このことについて委員より、「残る2カ所についても、返還金が生じることがないように、関係団体等と連携をとって対応してもらいたい」との要望がありました。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第56号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、執行残等に伴うもので、一般会計で6億1,700万円余の減額補正であります。この結果、補正後の一般会計予算額は273億7,000万円余となります。

次に、平成23年中における交通事故の発生状況についてであります。

このことについて、委員より、「近隣の大分県や熊本県と比べ、人身事故発生件数が極めて多い状況であるが、今後どのような対策を考え

ているのか」との質疑があり、当局より、「高齢者の交通事故が多発していることから、高齢者対策を最重要課題ととらえ、高齢者の交通安全教育を推進する。また、運転者の緊張感を高めることが事故防止につながるため、街頭における交通指導、違反取り締まりのさらなる強化に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、執行残等に伴うもので、一般会計で35億6,000万円余の減額補正であります。この結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,084億2,500万円余となります。

次に、議案第74号「宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、国において基金の期間を3年間延長する旨の方針が示されたため、条例の終期を平成24年6月30日から平成27年6月30日に改めるものであります。

このことについて、委員より、「定時制、通信制及び特別支援学校高等部の生徒の世帯において、特定扶養控除の縮小によって税負担が増す世帯があると聞いており、経済的な負担が懸念される。本県の返還負担軽減の対策はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「本県においては、従来から返還期間を定めない返還猶予の制度を設けており、大学等に在学しているときや、災害、疾病その他やむを得ない理由により育英資金を返還することが困難であると認められるときについて、返還の猶予を行い、返還者の負担軽減を行っている」との答弁がありました。

次に、宮崎県立高等学校教育整備計画(案)についてであります。

当計画案では、1学年4学級以下の高等学校については、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予測される場合には、統廃合を検討すると明記されております。

当委員会といたしましては、学校がなくなることは地域に大きな影響を与えることなどから、統廃合だけではなく、2学級での存続や連携型中高一貫教育校の可能性も考えられることなど、統廃合以外の方策も検討する必要があると考え、計画案にある「統廃合を検討する」の文言について、「統廃合等を検討する」と修正していただくよう強く要望いたします。

最後に、県立高校生の就職状況についてであります。

平成24年3月県立高等学校卒業予定者の1月末現在の就職内定状況は、内定率91.5%で、前年同月比で3.2ポイントの上昇となっております。

このことについて、委員より、「今年度の就職内定率は昨年より高く、就職内定に向けた支援の取り組みについて高く評価しているところであるが、具体的にどのような対策を行ったのか」との質疑があり、当局より、「主要経済団体や各企業へ幾度となく求人要請を実施し、県内の企業からは、求人の時期を早めてもらうなどの御協力をいただいた。また、各学校に進路対策専門員を配置し就職支援に当たるなど、さまざまな対策を実施した。そのような中、生徒自身が厳しい状況を受けとめ、就職に向けて懸命に努力した結果だと考えている」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 以上で、常任委員長の審査結

果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 新みやざきの西村賢です。議案第67号、宮崎県税条例に反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の改正理由にあります、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例、平成23年度から27年度まで行う全国かつ緊急に実施する防災のための施策に要する経費のため、平成26年度から10年間、県民税を値上げするものです。

先ほどの委員長報告でもありましたとおり、多くの問題点を指摘しておりました。全議員、疑問に感じる点は多々あると思います。

防災対策、特に防災の整備に関しましては、本来ならば、毎年、財源の一部を使い、長期的かつ計画的に整備をしていかなければならないものであると思います。当然、今回の東日本大震災を受けまして、早急な見直し、また、その対策が前倒しして必要なことは理解しております。

しかし、本県の場合、森林環境税を県民より徴収しておりますが、その導入の際、また、多くの議論を生みました宮崎市の地域コミュニティ税導入の際も、県民・市民に対し、行政は、パブリックコメント、また、地域での説明会など、丁寧に説明を行ってまいりました。徴

税というものは納税者に理解をしてもらわなければなりません。今、県民への周知度はかなり低いものであると私は感じます。先ほどの報告にもあったとおり、増税を決めてから説明するのではなく、もうしばらく時間をかけて、徴税の必要性、理由等を丁寧に県民に説明する必要があるのではないかと思います。

特に、今後、各種保険料等の値上げも予想され、また、消費税導入に対し、国会でも前向きな議論がなされる中で、県民に今、増税に対し、一層の不安が増していることは確かであります。なおさらながら慎重に説明がなされるべきであります。

各都道府県においては、この税導入に対しての審議が始まっていない県もあり、また、本県においても、市町村税分におきましては、提案を6月議会に行う市町村議会もあります。慎重に議論されるべき時間の確保はまだ可能であると思います。

また、改正の理由、その冒頭に、「東日本大震災からの復興に関し」というくだりがありますが、それがいかにも被災地支援的な増税であるということの印象を与え、誤解を招く危険性もあります。このままでは、税の徴収が始まる平成26年度になってやっと気づく県民も多いのではないかと思います。県民の理解、周知が足りない点について、県当局も真摯に反省をしていただくことも踏まえ、議員各位には、議決の延期に際しまして御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

討論に入ります前に、一言申し上げます。

昨日3月11日は、昨年の東日本大震災と原発事故から1年を迎える日でありました。改めて、犠牲になられた方々とその御家族、関係の方々に深い哀悼の意を表するものです。そして、すべての被災者の皆さん、今なお避難生活を強いられておられる方々に心からのお見舞いを申し上げます。未曾有の大災害から、被災者の生活となりわいを再建し、被災地の復興を果たすこと、原発事故の被害から国民の暮らしと健康を守ることは、日本の政治に課せられた最重要、最優先の課題です。日本共産党は、すべての被災者の方々が安心して住み続けられるさを取り戻すまで、ともに力を合わせて奮闘する決意を表明するものです。

それでは、討論を行います。

今議会に提案されました、議案第67号の宮崎県条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

同議案の問題点は、条例改正案の中に、復興財源特例法による東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律を適用する内容があることです。今回の条例改正の内容は、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、個人住民税均等割の標準課税率について、今後10年間、500円ずつ上乗せするというものです。当然、県民税、市町村民税、それぞれに課税されますから、1人当たり1,000円の上乗せになります。現在でも、個人県民税は、均等割1,000円と森林環境税500円が徴収されており、その上に加算されることになります。

今回の課税による増収見込みは、年間約2億4,000万円、10年間で約24億円、課税対象者

は、平成22年ベースで約48万人が見込まれています。しかし、今、どれほどの負担増が国民・県民に負わされていることでしょうか。とりわけ宮崎県民の所得は全国最下位クラス。この4月から、介護保険料や国民健康保険税の引き上げ、その上、今国会では消費税増税法案の提出まで行われようとしている状況です。暮らしの不安は尽きることはありません。

本来、防災対策などは、国の責任、行政の責任で行うのが本筋です。そのために国民は税金を納めているわけです。確かに、東日本大震災の復旧・復興に多額の財源を必要としていることは否めません。だからといって、安直に国民に負担を求めるといったやり方は許されるものではありません。不公平税制の是正や富裕層への課税強化など、方策は幾らでもあります。

これまで多くの国民が、だれに言われることなく、被災地や被災者の方々の痛みを心にかけて、物心両面のさまざまな支援が続けられてきました。これからも国民的支援は続けられると思います。

地方自治体の防災施策は、国が十分、責任と役割を果たすべきことを強く要求することが先決であって、新たな県民負担を強いることに反対をするものです。

次に、議案第56号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」については、賛成をする立場で討論をいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ72億3,473万円余を減額し、一般会計総額を5,891億6,253万円余とするものです。今回の補正も、その内容で、国庫補助の決定に伴うもの、執行残に伴うものとする減額補正が多額見られます。中でも、給与改定、勤勉手当の減などによる人件費の多額の減額は、職員の生活

はもとより、地域経済にも影響を及ぼすことが懸念をされるものです。

また、民生費で、老人保健医療対策費や国民健康保険助成費などが多額の減額、衛生費では、難病等対策費や肝炎治療費助成事業などで、また、商工費の中小企業金融対策費などでも多額の減額措置が見られます。

特に福祉関連予算では、県民の健康や暮らしに直接かかわるものだけに、その執行に当たっては、単に見込みが下がったからなどとするにとどめず、市町村とも連携を密にして、日常的に県民生活の状況を的確に把握し、制度の周知徹底などを図りながら、県民の福祉・健康の増進、また、暮らしの向上に寄与できるように予算執行を行うことが大切であることを指摘したいと思います。

一方、今回の補正予算は、既存の基金について、国の補正予算第3号・第4号の成立に伴う交付金の積み増しや事業期間の延長などで、深刻な雇用や震災対策など、国の施策による事業予算が大幅に措置され、活用されることとなっています。実質、これらの基金事業は新年度予算で具体化されるものですが、雇用の創出や福祉の充実、子育て、教育の充実など、広分野に及んでいます。真に県民福祉の充実や地域経済の活性化につながるよう、生きた予算の使い方になることを期待して、本補正予算に賛成することを述べて討論をいたします。以上です。

〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議案第67号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第67号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第56号から第66号まで及び第68号から第81号まで採決

○外山三博議長 次に、議案第56号から第66号まで及び第68号から第81号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第82号追加上程

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第82号の送付を受けましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 ただいま提案をいたしました議案第82号について御説明申し上げます。

議案第82号は、教育委員会委員渡辺義人氏が平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として飛田洋氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、県議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。あすからの日程をお知らせいたします。

あす13日から21日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、22日午前10時開会、平成24年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時45分散会

3月22日（木）



# 平成 24 年 3 月 22 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 岩 下 斌 彦 (自民党つくしの会)
- 3 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 西 村 賢 (同)
- 6 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 7 番 松 村 悟 郎 (同)
- 8 番 内 村 仁 子 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 14 番 冨 師 博 規 (日 日 新)
- 15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 16 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 17 番 太 田 清 海 (同)
- 18 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 23 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 24 番 外 山 衛 (同)
- 25 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 横 田 照 夫 (同)
- 34 番 中 野 一 則 (同)
- 35 番 中 野 廣 明 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 十 屋 幸 平 (同)

欠席議員 (1 名)

- 13 番 外 山 三 博 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

- |                 |           |     |
|-----------------|-----------|-----|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣   | 俊 嗣 |
| 副 知 事           | 牧 元 幸 司   | 司   |
| 県 民 政 策 部 長     | 渡 邊 亮 一   | 一   |
| 総 務 部 長         | 稲 用 博 美   | 美   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 土 持 正 弘   | 弘   |
| 環 境 森 林 部 長     | 加 藤 裕 彦   | 彦   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫   | 夫   |
| 農 政 水 産 部 長     | 岡 村 巖     | 巖   |
| 県 土 整 備 部 長     | 児 玉 宏 紀   | 紀   |
| 会 計 管 理 者       | 豊 島 美 敏   | 敏   |
| 企 業 局 長         | 濱 砂 公 一   | 一   |
| 病 院 局 長         | 甲 斐 景 早 文 | 文   |
| 財 政 課 長         | 日 隈 俊 郎   | 郎   |
| 教 育 委 員 長       | 近 藤 好 子   | 子   |
| 教 育 長           | 渡 辺 義 人   | 人   |
| 公 安 委 員 長       | 佐 藤 勇 夫   | 夫   |
| 警 察 本 部 長       | 鶴 見 雅 男   | 男   |
| 人 事 委 員 長       | 村 社 秀     | 秀   |
| 代 表 監 査 委 員     | 宮 本 尊     | 尊   |

事務局職員出席者

- |             |           |   |
|-------------|-----------|---|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘   | 弘 |
| 事 務 局 次 長   | 成 合 修     | 修 |
| 総 務 課 長     | 山之内 稔     | 稔 |
| 議 事 課 長     | 武 田 宗 仁   | 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳   | 徳 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 | 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広   | 広 |
| 議 事 課 主 査   | 関 谷 幸 二   | 二 |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一   | 一 |

◎ 常任委員長審査結果報告(議案第1号から第55号まで及び請願)

○十屋幸平副議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第55号までの各号議案、及び請願第14号から第18号まで並びに継続審査中の請願第9号及び第10号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外13件及び新規請願1件の計15件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号については賛成多数により、また、その他の議案及び請願については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成24年度当初予算の概要についてであります。今回提案されました平成24年度一般会計の予算規模は5,728億3,000万円で、平成23年度6月補正後の予算に対して77億円余、1.3%の減となっておりますが、実質的な予算規模を比較するため、一般会計と平成24年度から新たに設置する公債管理特別会計を純計いたします

と5,902億7,230万円となり、前年度と比較して97億円余、1.7%の増となっております。

また、特別会計については、公債管理特別会計を設置したことなどにより1,254億9,600万円余となり、前年度と比較して1,197億円余、約2000%の増となっており、公営企業会計については418億1,100万円余で、前年度と比較して30億円余、7.8%の増となっております。

当初予算の特徴といたしましては、厳しさの続く本県の社会経済情勢を踏まえ、地域経済循環システムの構築や将来の産業展開に向けた取り組みを進めるとともに、緊急的な措置が必要な防災対策の推進や医療の確保、子育て支援など、すべての県民が安心した暮らしを営むことができる環境整備を図る「みやぎの元気・安心創出予算」として編成されております。

歳入では、県税収入が809億6,000万円と、前年度と比較して29億8,000万円、3.8%の増となるものの、自主財源比率は、国の経済対策等により積み立てられた基金からの繰り入れの減などに伴い、前年度と比較して0.7ポイント減少して37.3%となっております。また、依存財源については、地方交付税の構成比が前年度と比較して0.6ポイントの増となり、県債は、発行額が減少したものの、構成比では0.1ポイントの増となりました。

なお、県債については、平成24年度末の残高が1兆519億円で、今年度末と比較して12億円の減となる見込みであり、臨時財政対策債等を除く実質的な県債残高は5,992億円となり、305億円の減となります。

一方、歳出では、社会保障関係費が大きく増加する中、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直しなどが図られております。なお、極めて厳しい財政状況で

はありますが、地域経済活性化・防災対策特別枠として、各地域できめ細かな発注が可能な県単公共事業を初め、木造住宅耐震化リフォーム支援や県立学校の緊急耐震対策など、すそ野の広い経済波及効果が期待される事業や緊急的な防災対策について重点的な予算措置がなされております。

また、収支不足については、前年度よりも縮小し184億円程度に圧縮されておりますが、財源調整のための基金の平成24年度末残高は309億円程度となる見込みであります。

次に、県民政策部所管の平成24年度当初予算についてであります。

今回提案されました一般会計の当初予算は129億7,600万円余であり、前年度と比較して9.8%の増となっております。また、一般会計と特別会計を合わせた県民政策部の予算額は131億1,100万円余で、前年度と比較して9.0%の増となっております。

このうち、みやぎ元気「地産地消」県民運動推進事業についてであります。

これは、本県農林水産物の消費拡大や県産材の利用、県産品の購入促進など、広い意味での地産地消を県民運動として展開し、県内の消費需要の喚起・拡大による本県経済の活性化を図るものであります。

このことについて委員より、「県民運動として取り組むのであれば、どのような産品がどれぐらい消費されているかなど、地産地消の実態について県民に知ってもらうことも重要である」との意見がありました。

これに対し当局より、「県、経済団体等で構成する推進会議において、具体的な指標や県民への普及啓発の方法について検討を行うこととしており、「知る・使う・広げる」を基本理念

として県民運動を推進していきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「農林水産物だけでなく、工業製品や加工品に加え、県民による県内観光など幅広い分野が対象となっており、関係部局が連携した取り組みをさらに強化することが必要である」との意見がありました。

当委員会といたしましては、今期定例県議会に、「県民政策部」の名称を「総合政策部」に改正する条例が提案されていることを踏まえ、部局横断的な施策の推進に当たっては、県民政策部が政策調整機能を十分発揮するとともに、関係部局の牽引役として先導的な役割を担っていただくことを要望いたします。

次に、総務部所管の平成24年度当初予算についてであります。

今回提案されました一般会計の当初予算は1,423億4,300万円余であり、前年度と比較して3.6%の増となっております。

このうち、県民防災リーダー養成事業についてであります。

これは、地域や事業所及び学校等において、防災活動の中心となる防災士を養成するとともに、防災士による防災指導等を行うことにより、県民防災力の向上を図るものであります。

このことについて、委員より、県内の防災士の数について質疑があり、当局より、「今年度新たに178名の方が試験に合格し、平成23年度末では約700名となる予定である」との答弁がありました。

これに対し委員より、「東日本大震災以降、防災士に対する期待はますます高まっている。県民にとって防災士が身近な存在となるためにも、各地域にバランスよく配置されるよう、事業の推進に努めていただきたい」との要望があ

りました。

次に、人事委員会所管の平成24年度当初予算についてであります。

今回提案されました一般会計の当初予算は1億5,000万円余であり、前年度と比較して2.7%の減となっております。

このうち、県職員採用試験及び任用研修調査費についてであります。

このことについて、委員より、採用試験の内容について質疑があり、当局より、「第1次試験で一般教養や専門試験に関する筆記試験を行い、第2次試験で論文試験や面接を行っている。なお、人物重視の観点から、面接の配点割合を大きくするなどの見直しを行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、職員の採用に当たり、意欲と能力を見きわめるため、面接試験について一層の工夫を行い、元気のある優秀な人材の確保に努めていただくことを要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○十屋幸平副議長 次は、厚生常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件及び新規請願4件の計15件であります。慎重に審査をいたしました結果、継

続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

なお、請願第9号、第10号及び第15号については賛成少数により、また、その他の議案及び請願については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の平成24年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ985億3,300万円余で、前年度と比較して0.7%の増となっております。

このうち、介護保険サービス事業所等防災特別対策事業についてであります。

これは、介護保険サービス事業所・施設に入所している要介護高齢者が、津波及び火山噴火時において円滑に避難できるよう、各事業所等における避難防災対策に係る整備などを支援し、災害時における被害の軽減を図るものであります。

このことについて委員より、「この事業で整備する部分と、関係部局との調整が必要な部分とが出てくると思われるので、福祉施設利用者を含めたすべての県民にとって有益な整備が進められるよう、十分に連携して取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、障がい児者等歯科保健ネットワーク事業についてであります。

これは、障がい児者等の歯科保健医療体制や各地域におけるフォロー体制の整備を行うことにより、ネットワークの構築を図るものであり、宮崎市にある宮崎歯科福祉センターを拠点として、各地域の歯科医師に対する研修などを

行うものであります。

このことについて委員より、「障がい児者が各地域において歯科治療を受けられるよう、今後とも体制整備に尽力していただきたい」との要望がありました。

次に、病児等お助け保育モデル事業についてであります。

これは、保育所等に入所している子供が急に発病した際、対応するシステムをモデル的に構築することにより、保護者負担の軽減を図るのであります。

このことについて、委員より、「具体的にどのようなシステムを構築するのか」との質疑があり、当局より、「子供が発病したにもかかわらず、どうしても保護者等が迎えに行けない場合、看護師を派遣して、保育所の空きスペースで病児等を預かるシステムであり、NPO法人などに委託して行う予定である」との答弁がありました。

病児への対応については、保護者等からのニーズが大変高いため、当委員会といたしましては、事業の定着に向けて努力するとともに、その後の事業拡充を図っていただくよう要望いたします。

次に、病院局所管の平成24年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算の収益的収支は、収益273億1,700万円余、費用276億8,500万円余であります。収益から費用を差し引いた収支は3億6,700万円余の赤字であります。前年度当初予算に比べて8,900万円余の改善が図られております。

このうち、研修医確保事業についてであります。

これは、従来から実施している事業でありま

すが、平成24年度は、病院合同説明会への参加の機会をふやすとともに、新たに医療情報誌へPR記事を掲載し、積極的な広報活動を行うこととしております。

このことについて、委員より、「何人程度の研修医を確保しようと考えているのか」との質疑があり、当局より、「県立病院全体での受け入れ定員が18名であるので、それを満たすことが目標である」との答弁がありました。

また、別の委員より、「初任給調整手当の増額や研修医への住居手当の支給など、訴求力となるさまざまな取り組みについても、PR記事やウェブサイトをうまく活用するなど積極的に広報を行い、引き続き医師の確保に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、「知的障がい者が安心して暮らせる24時間支援の切れ目のない入所施設の存続を求める意見書」の提出についてであります。

障害者自立支援法では、入所施設の報酬単価が低く設定され、また、障害程度区分や報酬の日額払い方式の導入などにより、入所施設の不安定な経営や、提供される障害福祉サービスの低下を招くおそれがあるものとなっております。よって、国においては、知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の存続のため、必要な措置を講じるよう強く要望するものであります。

次に、「「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書」についてであります。

今の日本は、国民の心の健康の危機と言える状況にあり、それは、昨年7月、厚生労働省が4大疾病に新たに精神疾患を加えて5大疾病とする方針を決めたことにもあらわれております。また、当事者、家族、医療福祉の専門家及

び学識経験者から成る「こころの健康政策構想会議」が昨年5月に提出した提言書では、国民すべてを対象とした、心の健康についての総合的、長期的な政策を保障する法律の制定が強く求められています。よって、国においては、国民の心の健康の増進を図るため、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を早急に制定するよう強く要望するものであります。

次に、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の提言を尊重した障害者総合支援法の制定・実施を求める意見書」についてであります。

平成21年12月、国において、障がい者に係る制度の集中的な改革を目指す障がい者制度改革推進会議が発足し、そのもとに総合福祉部会が設けられ、昨年8月には新法の骨格に関する提言が取りまとめられたところであります。本提言は、障がい者本人を初め、障がい者にかかわるさまざまな立場から共通する思いを取りまとめたものであります。よって、国においては、すべての障がい者が、基本的人権をひとしく享受する個人として尊重される社会を実現するため、本提言を最大限尊重し、障害者総合支援法を制定、実施されるよう強く要望するものであります。

当委員会としましては、これら3件の意見書の提出を全会一致で決定したところありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○十屋幸平副議長 次は、商工建設常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件の計12件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の平成24年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて468億9,200万円余であり、前年度と比較して9%の減となっております。

このうち、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業についてであります。

この事業は、離職を余儀なくされた失業者に対して、一時的な雇用・就業機会の創出を図るものであります。

このことについて、当局より、県及び市町村が予定している事業数や新規雇用失業者数など実施計画について説明があり、委員より、「中途退職者が生じた場合などを考慮すると、予算をすべて執行することは難しいと思うが、的確な状況把握に努め、できるだけ執行残が生じることのないよう事業を実施していただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「若年者就職支援強化事業など別の雇用関連事業においても、効果的な執行に努めていただきたい」との要望がありました。

これに関連して他の委員より、「雇用の場を

確保するためにも、食品や医療機器に関連する新産業・新事業を育成し、県内産業を活性化していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、県内全域に効果が及ぶよう基金事業を活用するとともに、若年者への就職支援事業や新産業・新事業の育成による県内産業の活性化などにより、雇用対策を推進していただくよう要望いたします。

次に、商工会等への支援についてであります。

このことについて委員より、「地域産業を支える商工会等への支援については、必要な予算の確保に向けて、機能強化も含めた全体的な議論の中で検討していただきたい」との要望がありました。

次に、古事記編さん1300年記念「日向神話旅」推進事業についてであります。

この事業は、古事記編さん1300年を契機に、県内外に対して日向神話の魅力を総合的に発信する取り組みを行うとともに、神話をテーマとした観光ルートの開拓を行い、本県への誘客を図るものであります。

このことについて、委員より、「観光ルートの開拓はどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「例えば、県内にある神武天皇にゆかりのある土地をめぐるルートなどを開拓していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「神社だけではなく、神話にゆかりのある地元の食材などをルートに組み込んでいただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、日向神話は本県にとって重要な観光資源であるため、今後とも、神楽や食といった地域に根差した伝統や文化を観光ルートにうまく組み込みながら、定番

化につなげていただくよう要望いたします。

次に、県土整備部所管の平成24年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて775億6,500万円余であり、前年度と比較して4.1%の減となっております。

このうち、防災関連の予算の確保についてであります。

このことについて、委員より、「県土整備部の事業の中で、地域経済活性化・防災対策特別枠としてどのような事業が計上されているのか」との質疑があり、当局より、「約18億円を計上しており、防災事業としては、木造住宅耐震化リフォーム支援事業やダムの耐震診断照査、河川水門等の自動閉鎖化、新燃岳の火山対策などである」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「防災関連事業については、危機管理局と密接に連携し積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、県民の生命・財産を守るため、地震・津波対策関連の予算など社会資本整備の予算を十分に確保されるよう要望いたします。

次に、木造住宅耐震化リフォーム支援事業についてであります。

この事業は、耐震基準を満たさない木造住宅の耐震性を向上させ、地震による建築物の倒壊などを未然に防止する市町村の事業に対して補助を行い、県民の生命や財産を保護するものであります。

このことについて、委員より、「県内全域で取り組むことが重要だが、耐震改修の事業に取り組んでいる市町村はどこか」との質疑があ

り、当局より、「現在のところ、宮崎市、門川町、延岡市、日向市、三股町、国富町の6市町が取り組んでいる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県民の生命・財産を守ることはもちろんのこと、この事業により経済効果も期待できることから、全市町村において耐震改修の事業に取り組むよう指導するとともに、速やかな予算の執行に努めるよう要望いたします。

次に、労働委員会の広報についてであります。

このことについて、委員より、「労働委員会の重要性を考えると、さらなる県民への周知が必要ではないか」との質疑があり、当局より、「今後とも積極的な広報に努め、簡易・迅速で労使間のトラブルを無料で相談・解決する機関であることなどを県民にアピールしていきたい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○十屋幸平副議長 次は、環境農林水産常任委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

す。

まず、農政水産部所管の平成24年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて354億100万円余で、前年度と比較して7.1%の減となっております。

このうち、加工用米で進める新産地構造転換支援事業についてであります。

この事業は、口蹄疫からの再生・復興に向けて、畜産と耕種のバランスのとれた産地構造への転換、及び農商工連携による本県経済の活性化を図るため、県内焼酎メーカー等の需要に応じた加工用米の生産拡大やコスト低減に取り組むものであります。

このことについて委員より、「加工用米の多くは外国産米であったが、昨年より原産地表示が義務化されたことにより、国産加工用米の需要が高まっている。加工用米は主食用米と比べ所得が低い状況にあるが、収益性の向上に取り組まれ、生産拡大に努めてもらいたい」との要望がありました。

次に、新規就農者育成・確保強化事業についてであります。

この事業は、農業従事者の減少や高齢化が進んでいる農業の担い手を確保するため、就農に向けた研修の実施や、45歳未満で新たに農業に従事する人の所得不足を解消するために、年150万円を研修期間を含めて最長7年間給付することなどの支援により、就農を検討している人を後押しするものであります。

このことについて複数の委員より、「農業者の高齢化により、今後、リタイアする農家が急増する状況であり、関係市町村とも連携をとって積極的に就農者の確保に努めてもらいたい」との要望がありました。



また、別の委員より、「就農給付金については、安易な考えや準備不足の就農希望者に対して給付すると、逆に失敗を助長しかねないので、対象者の選定は厳格に行い、真剣に就農を考えている人に対して支援してもらいたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、口蹄疫からの復興や後継者不足、耕作放棄地など本県農業が抱える諸問題を解消するために、農商工連携や6次産業化の促進に努め、儲かる農業の実現に向けた取り組みを積極的に推進されるよう要望するものであります。

次に、環境森林部所管の平成24年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて251億9,800万円余で、前年度と比較しますと、ほぼ同額となっております。

このうち、溶融スラグの有効活用展開事業についてであります。

このことについて当局より、「エコクリーンプラザみやざきから出る溶融スラグについて、建設資材として利用を図るため、アスファルトやコンクリート製品の骨材として使用して、長期にわたる耐久性の調査等を行っている」との説明がありました。

これに対し委員より、「県民の中には、溶融スラグには有害物質が含まれているため不安を持っている人もいますので、活用に当たっては、その不安を払拭して、安心・安全を確保するための事業が必要ではないか」との意見があり、当局より、「この事業は産学官で行っているが、環境への影響などについて、今後、十分議論していきたい」との答弁がありました。

次に、社団法人宮崎県林業公社についてであ

ります。

当委員会は、宮崎県林業公社の今後のあり方に関して、これまで継続して審査を行ってまいりましたが、知事の考えを直接伺うべきとの結論に達し、次の3点について知事に申し入れを行ったところであります。

1、県においては、第3期経営計画の終期となる平成29年度に改めて公社のあり方を検討するとしているが、知事の在任中である26年度までに、廃止もしくは県有林化等を含めた見直しを行うこと。

2、県は、林業公社と一体となって、県方針で示された経営改善に向けた取り組みを確実に実行すること。

3、議会に対し、2に係る経営改善の実施状況等について、毎年、進捗状況等を報告すること。

このことに対し知事より、「平成26年度に、状況に応じて廃止もしくは県有林化等を含めた見直しを行う。みずからの責任としても確実な計画の実行に努める。経営状況について、常に点検・評価を行った上で報告する」との決意が表明されました。

当委員会といたしましては、厳しい経営状況にある林業公社の運営に当たっては、県民の負担を最小限に抑えるように、経営改善に万全に取り組まれ、一層の収支改善が図られますことを期待するものであります。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○十屋幸平副議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外13件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の平成24年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計286億9,100万円余であり、前年度と比較して2.5%の増となっております。

このうち、新規事業「犯罪の検挙と抑止のための基盤整備事業」についてであります。

これは、犯罪の発生状況に応じて配置箇所を変えられる移動可能な防犯カメラや映像再生装置等を整備し、犯罪の予防や検挙率の向上を図り、県民の安全と安心を守るものであります。

このことについて、委員より、「捜査を支援するカメラについては、設置場所などを公表しない方針のようであるが、どのように活用するつもりか」との質疑があり、当局より、「犯罪が発生している場所またはおそれのある場所に一定期間設置するなど、張り込み捜査の代替としての活用を想定している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、カメラを設置することは、犯罪の抑止や犯罪検挙率の向上が期待される一方、設置場所などを公表しないことは、一般市民のプライバシー侵害など人権にかかわるおそれがあることから、運用においては

慎重な対応をしていただきますよう要望いたします。

次に、新規事業「少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業」についてであります。

これは、問題を抱えた少年に対し、警察が社会奉仕作業や農作業の体験の場を設けるなど、立ち直りを支援するための活動を行い、少年が再び非行に走ることを防止するとともに、少年を見守る社会機運を醸成し、「非行少年を生まない社会づくり」を推進するものであります。

このことについて委員より、「社会奉仕作業や農作業は立ち直りに非常に効果的であることから、農業関係者などと十分連携をとって実施していただくとともに、地域と一体となって少年非行を防止する取り組みを推進していただきたい」との要望がありました。

次に、企業局所管の平成24年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支は、事業収益44億1,200万円余、事業費41億6,200万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は2億4,900万円余であります。

次に、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益3億4,400万円余、事業費3億1,400万円余で、収支残は3,000万円余であります。

次に、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益2,700万円余、事業費2,500万円余で、収支残は180万円余であります。

このうち、新規事業「情報通信ネットワーク整備事業」についてであります。

これは、災害に強く信頼性が高い情報通信ネットワークを構築するため、企業局庁舎と発電所等の間に光通信等を導入し、通信回線の複

数ルート化を行うものであります。

このことについて、委員より、「サイバー攻撃への対応は考えているのか」との質疑があり、当局より、「サイバー攻撃への対策を十分考慮し、外部からインターネットを介して侵入できないよう、企業局専用の独立した回線整備を行う」との答弁がありました。

次に、企業局新エネルギー導入事業についてであります。

これは、企業局が本県の地域特性を生かした環境に優しい新エネルギーの導入に取り組んでいるものであります。今後は小水力発電に重点的に取り組むこととし、これまで発電に利用されていなかった治水ダムの発電可能性調査等を行うものであります。

このことに関連して委員より、「今後とも、電気事業で培った企業局の技術やノウハウを生かして、新エネルギーの導入を進めている市町村等に対する技術的な支援を行っていただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会所管の平成24年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて1,091億2,000万円余であり、前年度と比較して2.5%の減となっております。

このうち、延岡しろやま支援学校設置事業についてであります。

これは、延岡地区の特別支援学校3校を統合し、延岡西高等学校跡地に4月に開校する延岡しろやま支援学校の運動場及び駐車場の整備等を行うものであります。

このことについて、委員より、「開校に必要な整備は完了しているか」との質疑があり、当局より、「運動場と駐車場以外の施設について

は3月22日に完成予定であり、同日27日、28日には、保護者等を対象とした校内見学会を予定している。体育の授業については、整備が完了している体育館などを代替施設として活用するなど、授業に支障が生じないよう対策を講じている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、4月13日の開校に向けて万全の準備を進めていただくとともに、今後の工事により子供たちの学校生活に影響が出ないように、十分に配慮していただくよう要望いたします。

次に、「伸ばそう学力・高めよう授業力」学びの支援事業についてであります。

これは、小中学校の学力や学習状況をもとに、指導方法の工夫や改善を図るほか、教員の授業力を高め、児童生徒の学力を伸ばすものであります。

このことについて委員より、「学力については、県が実施した学力調査によると、まだ一定の地域は成績が高いようであるが、今後は、より一層、県内全域の均衡ある学力向上に努める取り組みが必要ではないか」との意見がありました。

次に、ふるさとを学ぶことについてであります。

このことについて委員より、「子供たちがふるさとのよさを再認識し、郷土に誇りを持つためには、その地域について学ぶことが重要である。そのため、子供たちが県内の中山間地域を初めとする各地域の自然や歴史等に触れる取り組みも必要ではないか」との意見がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中

の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○十屋幸平副議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

---

### ◎ 質 疑

○十屋幸平副議長 これより、委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入りますが、質疑、討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 おはようございます。前屋敷でございます。

私は、先ほど御報告いただきました厚生常任委員長に対して、委員会審査の請願についての結果報告について、少しお伺いしたいというふうに思います。

請願の第9号、第10号は継続の請願でありました。第9号は「消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願」、第10号は「無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める請願」でした。そして第15号は、今議会に提出された新規請願で、「公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願」。この3件はいずれも不採択という報告でありました。私は紹介議員の一人として、この審査結果についてどのような不採択の理由が挙げられたのか、まずお伺いしたいと思います。

○黒木正一議員 委員会の審査におきましては、委員の皆さんに御意見をお伺いし、継続審査または採決をするか諮った結果、「採決」との意見があり、採決となりました。採決により

賛否をお諮りしましたところ、不採択となったものであります。

本請願の趣旨については、各委員の皆さんが十分に理解した上で、当委員会の審査結果に至ったものだと思っております。

○前屋敷恵美議員 明確な不採択、反対の理由がわからないんですけれども、当然、審査の結果が出たわけですから、請願者には議会のほうから通知が行くと思いますが、その結果だけの通知で、中身については報告がないということになっています。紹介議員としては、どういう経過で不採択になったのか、反対をされたのかという中身について報告する義務がありますので、少しその審査の中身について伺いたいと思いますが、どういう問題点が挙げられたんでしょうか。

○黒木正一議員 審査につきましては、必要であれば資料の準備等さまざまな方策があったというふうに思いますけれども、委員会では特にそのような議論はありませんでした。慎重に審査をした結果の委員会の総意として認識をしております。

○前屋敷恵美議員 論議がその中で深められないでは、「慎重な審査をした」という表現はいかがなものかというふうに私は思います。

この年金の問題については、まさに生活そのものに直結する課題だけに、やはり請願者は、しっかり議会で受けとめてほしいという思いだったというふうに思います。ぜひ議会に招致などされて、そういった請願者の思いを酌み取ることも必要ではなかったかと思いますが、その点、委員長としてはどのように思っていますか。

○黒木正一議員 委員長としての考え方でありますが、委員長としては、委員会において肅

々と審査を行いました。その結果と申しますか、各委員の皆さんが十分に理解した上での当委員会の審査結果に至った。繰り返してありますが、そういうふうを考えております。

○前屋敷恵美議員 以上で終わります。

○十屋幸平副議長 以上で、常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

---

## ◎ 討 論

○十屋幸平副議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。提出議案に対するの討論を行います。

まず、議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計予算」、第51号から第53号まで及び第55号について、反対の立場から討論いたします。

議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計予算」についてです。

本年度の当初予算は、一般会計で5,728億3,000万円、県債発行額は788億8,600万円、県債残高は1兆519億円に達する見込みで、公債費は949億600万円と、依然として厳しい財政状況になっています。県税収入は年少扶養控除の廃止などによりふえています。県民負担と一体のもので、自主財源比率は前年度比を下回っています。依存財源である地方交付税、臨時財政対策債は合計で昨年度より0.2%、わずかながらふえています。補助公共事業の減や子ども手当の廃止などによる国庫支出金や地方譲与税が大幅に削減をされたものです。

今、県民は、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳噴火と相次いだ災害被害からの再生・復興に向けて懸命に努力を続けています。長引く不

況の中での地域経済の疲弊とともに厳しい生活状況に置かれています。国会では、「社会保障と税の一体改革」が議論されている最中ですが、社会保障を削りながら税負担はふやすという中身では、国民生活への影響は深刻なものにならざるを得ません。こうした中で、県がどれだけ国の悪政の防波堤の役割を果たし、県民の暮らし、福祉を守っていくのか、地方自治体本来の役割、あり方が大きく問われています。本年度県予算では、地域経済活性化・防災対策特別枠50億円を設置して、県立学校緊急耐震化事業や木造住宅の耐震化リフォーム事業を行うなど、積極的な施策展開が見られます。しかし、真に県民の立場に立ったものであるか、ほかにも幾つか問題点があります。

第1に、福祉・医療の問題です。後期高齢者医療費負担金146億7,600万円、また、同制度安定化基金事業に6億2,500万円余が計上されています。お年寄りを年齢で区別し、高い保険料と差別医療を押しつけている後期高齢者医療制度は、直ちに廃止すべきです。また、国民健康保険についても、保険料が高過ぎて払えない滞納世帯がふえ、保険証が交付されない世帯が病院にかかれない深刻な事態にも及んでいる状況の中で、その解消のためにも、市町村国保に対する県の法定分以外の助成について手当てすることも求められていると思います。また、介護保険法の改悪がなされる中、本来必要な介護サービスが十分提供されない事態が危惧されます。現在3,000名からの高齢者の方々が入所を待っておられる特別養護老人ホーム等の施設整備は、その実態から大きく立ちおいています。

第2に、労働費が前年度対比で51%の減となっており、ふるさと雇用再生基金事業や緊急雇用創出事業臨時特例基金事業などが終了した

ことによるものですが、深刻な雇用状況の中、抜本的な対策が求められています。商工費で中小企業金融対策費などはふやされておりますが、小規模事業者対策の補助金などは減額され続けています。誘致企業による経済・雇用対策も必要ですが、地元経済を支えて不況の中で頑張り続けている地元中小企業を、もっと直接支援して雇用拡大にも結びつける施策が必要です。

第3に、農業関連では、価格保障や所得補償の予算が必要です。また、後継者対策の充実などで農家を直接支援することが、農業の再生・活性化を図る上で重要だと思います。そのためにも、不要不急の土木事業の見直しを図ることも必要です。

第4に、合併後の新市町村への財政健全化支援など2億9,200万円が計上されています。利益誘導での合併促進を図ってきた結果、さまざまな課題が生じています。その解決とともに合併の総括を行い、今後の合併のあり方を見直すべきだと思います。

以上、新年度予算について、財政運営を含め幾つかの問題点を述べましたが、自治体本来の仕事である住民の健康と福祉の増進に寄与するために、県民の苦難に心を寄せた行財政運営を、そのために必要な支出を図る予算執行を求めたいと思います。

次に、議案第51号から第53号までについては、林道事業、農政水産関係建設事業、土木事業の執行に伴う市町村負担金徴収についてです。本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、市町村財政を圧迫させないためにも、負担金の徴収はすべきでないと考えます。

次に、議案第55号「宮崎県高齢者保健福祉計

画の変更について」です。

第六次高齢者保健福祉計画と第五期介護保険事業支援計画をあわせた高齢者保健福祉計画ですが、基本的には、高齢化が進む中で、高齢者の立場に立って、実態に即し、高齢者のだれもが安心して医療や介護が受けられるものでなければなりません。介護保険法施行から10年が経過し、昨年6月に介護保険法が改定されました。そして今、国が進めようとしている「社会保障と税の一体改革」は、介護の分野でも効率化・重点化を掲げ、介護サービスの削減と負担増を打ち出しています。団塊の世代が75歳になる2025年に、「要介護認定者数を現行ベースより3%程度削減」という目標を掲げ、軽度者からの介護取り上げや負担増を強いる一方、在宅強化の名のもとに、コストのかかる施設・医療機関の利用抑制を強めるものとなっています。こうした医療から介護へ、さらに在宅化を進め、他方で生活援助を縮小するやり方は、介護難民を一層ふやすことが危惧されるものです。

今回の宮崎県高齢者保健福祉計画は、こうした政府の方針を受けた計画となっています。特に施設サービスを見ても、現在、特養ホーム入居待機者は約3,000名が把握されているもとの、施設及び住居系サービスの入所定員数の見込みは、平成26年度でわずか626人増と、到底実態に見合ったものとはなっていません。また、軽費の養護老人ホームなどは、現在の整備水準を維持するにとどまっており、低所得の高齢者の実態にこたえるものにはほど遠い状況です。特養ホームを初めとする介護基盤の整備は喫緊の課題です。そもそも、介護保険制度が当初の目的からかけ離れ、「保険あって介護なし」の言葉に象徴されるように、高過ぎる保険料、利用料負担、深刻な施設不足、実態を反映しない介護

認定や利用制限額などによって、利用できる介護が制限されるなど多くの問題点が噴出しています。本計画が、こうした課題の分析や解決につながるような実態に即した充実を求めたいと思います。

最後に、請願についてです。

継続請願第9号、同じく第10号及び新規請願第15号は、いずれも年金制度の充実を求めるものです。しかし、この3件はいずれも不採択と報告されました。年金制度の充実を求めるこの3件の請願は、いずれも年金者の暮らしを守る上で極めて切実な請願でありました。年金は、この10年来たびたび引き下げられ、この4月にも、「社会保障と税の一体改革」の名のもとに0.4%の引き下げが行われようとしています。さらに、今後3年間で、過去の物価スライドの凍結・抑制分2.5%を引き下げることを行おうとしています。このことは、10年も前にさかのぼって、当時の物価が下がっていたことを理由に年金を下げるというものですが、当時の消費者物価が下がっている主な原因は、パソコンやテレビ、ビデオなどの値下がりによるもので、日常生活の必需品で考えたら、生活費の負担が減っているわけです。こうした年金の削減にあわせて、医療や年金、介護の保険料の引き上げ、さらに低所得者に、より負担の重い消費税の増税計画は、消費不況の原因をつくることにもなりかねず、ますます国民の暮らしを深刻なものにすることになりかねません。

○十屋幸平副議長 前屋敷議員、時間が過ぎております。

○前屋敷恵美議員 (続) 年金を頼りにする高齢者の暮らしをしっかりと県政が支えていく立場に立つならば、こうした請願を県議会がしっかりと受けとめて、採択こそ求めたいというふう

に思います。

以上をもって討論といたします。

少し時間をオーバーいたしまして、失礼いたしました。〔降壇〕

○十屋幸平副議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第1号、第51号から第53号まで及び第55号採決

○十屋幸平副議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第51号から第53号まで及び第55号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○十屋幸平副議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号から第50号まで及び第54号採決

○十屋幸平副議長 次に、議案第2号から第50号まで及び第54号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第9号採決

○十屋幸平副議長 次に、請願第9号について

お諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○十屋幸平副議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第10号採決

○十屋幸平副議長 次に、請願第10号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○十屋幸平副議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第15号採決

○十屋幸平副議長 次に、請願第15号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○十屋幸平副議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第14号、第17号及び第18号採決

○十屋幸平副議長 次に、請願第14号、第17号及び第18号について、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択

であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○十屋幸平副議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議案第82号採決

○十屋幸平副議長 次に、さきに提案のありました、教育委員会委員の任命の同意についての議案第82号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第82号については、同意することに御異



議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

### ◎ 特別委員長調査結果報告

○十屋幸平副議長 次に、特別委員会の報告を議題といたします。

ただいまから特別委員長の調査結果報告を求めます。まず、防災対策特別委員会、井本英雄委員長。

○井本英雄議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、防災対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。調査結果につきましては、お手元の報告書のとおりであります。その概要を御報告申し上げます。

本県は、地理的・自然的条件から、幾度も暴風、豪雨等、大きな自然災害による被害を受けてきました。平成23年1月には、明治以降、小規模な噴火を続けていた霧島火山群において、新燃岳が52年ぶりとなる爆発的噴火を起こしました。

一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方沿岸部を中心に2万人近くもの死者・行方不明者を出すなど、広範囲な地域に甚大な津波被害を及ぼし、これまでに体験したことの無い未曾有の巨大災害となりました。

この巨大災害の教訓は、我々に、本県にも発生し得る災害の脅威と、想定にとらわれず県民みずからが判断し実行する防災対策の重要性を、改めて認識させたところでもあります。

これまで、県においては、治山、治水対策等による災害に強い県土づくりや、県民の防災対策に関する意識の啓発、情報連絡体制の整備

等、さまざまな防災対策を講じてきたところでもあります。

しかし、東日本大震災の発生により、これまでの想定に基づく防災対策からの大きな転換が求められることになったところであり、当委員会では、想定を超える災害に対して、被害を可能な限り抑え、その拡大を防止するために、我々はどのようなことに取り組んでいくべきかとの認識のもとに、調査対象や調査事項を検討してきたところでもあります。

当委員会は、新燃岳噴火や東日本大震災等の発生を受け設置された委員会であり、地震、津波、噴火などの自然災害を調査対象とするとともに、次に述べる3つの事項について調査を進めてまいりました。

まず、1つ目の調査事項、「防災対策に関すること」についてであります。

本県においても、大規模な海溝型の連動地震が発生する可能性があること、新燃岳のマグマだまりには、マグマが昨年の噴火当時と同じレベルまで蓄積されており、予断を許さないこと、集中豪雨によって深層崩壊の発生の可能性が極めて高いことなど、我々のすぐそばに災害の脅威が迫っております。

調査を進める中で、想定を超える災害に対しては、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、被害を最小限に抑える多重防御による「減災」の考え方が必要であることがわかりました。また、本県では、避難勧告等を受けても実際に逃げる人は少なく、避難率を向上させることが大きなソフト対策上の課題となっていました。自分だけは大丈夫であるとの「正常化の偏見」や、ここまで逃げれば大丈夫だろうという「想定」とらわれず、避難を徹底すること等が必要であります。

また、国では、東日本大震災の発生を受けて、想定の見直しなど防災基本計画の改定に向けた取り組みが行われており、本県においても、総合的かつ具体的な防災対策計画である宮崎県防災計画等の見直しを進めております。これらの計画に記された本県の防災対策が総合的かつ計画的に推進されることも、強く求められております。

次に、2つ目の「防災対策推進に係る条例に關すること」であります。

当委員会では、これまでの調査から明らかになった本県防災対策の現状や課題等を踏まえ、県を挙げて防災に取り組み、災害から県民の生命、身体及び財産を保護し、安心して生活できる県土を築くためには何が必要とされているかについても、協議を重ねてまいりました。

宮崎県防災対策推進条例は、平成17年の台風第14号の被害を受け、風水害対策に重点を置いて策定した、当県議会初の議員発議による政策条例であります。東日本大震災等を教訓に、この条例の見直しに取り組むことこそ、当委員会の主眼であるとの認識のもとで、条例改正の必要性が検討されたところであります。

東日本大震災等に係るさまざまな防災上の課題を現行条例の内容に照らしたとき、1、地震・津波対策の拡充、2、本県の防災対策の実効性を高めるための仕組みづくり、3、自助、共助、公助による地域社会全体の防災力向上、4、防災教育の推進など、4つの事項を条例に定める必要があると判断したところであります。

そこで、これまでの想定を超える災害にも対応できる災害に強い地域社会の実現を図るため、東日本大震災の防災に関する条例改正としては全国の都道府県で初となる「宮崎県防災対

策推進条例の一部を改正する条例(案)」を、本県議会に提出したところであります。

3つ目の調査事項、「消防団について」であります。

当委員会では、消防防災のリーダーとして、災害から地域を守る消防団の役割が重要であると判断し、消防団の実態把握に努めてまいりました。

特に、大規模災害時の対応は常備消防の力だけでは十分ではなく、要員動員力、即時対応力、地域密着性を持った消防団の活動が欠かせないからであります。

しかし、消防団員数は全国的に減少しており、本県でも10年前と比較して817名減少し、平均年齢は2.3歳上昇するなど、団員の減少と高齢化が進んでまいりました。

消防団員との意見交換では、団員のサラリーマン化により、中山間地域では日中の災害に対応できないことや、若い消防団員の確保が難しい理由は、時間を拘束されるためであり、単に報酬が低いからだけではないことなどを伺ったところであります。また、東日本大震災では多くの消防団員が被災したことを受けて、「同じような津波が来た場合には、要援護者を助けることは難しく、逃げることしかできないのではないか」との発言がありました。消防操法訓練しか受けていない消防団員に対して、巨大災害にどこまで対応を求めるのか、装備の充実や研修が必要ではないか等の課題も浮き彫りになったところであります。

また、消防非常備市町村は本県に7団体ありますが、全国的に見ると、非常備市町村割合は極めて少なく、37団体のうちの7つが本県に存在している状況であります。委員会では、消防非常備市町村の常備化に向けた取り組みを進め

る必要があるとの意見が重ねて出されたところであり、非常備消防市町村の常備化も含めた消防団等の充実が図られていくことが求められます。

さらに、当委員会では、これらの調査活動を踏まえ、これまでの想定を超える災害に対しても、可能な限り被害を抑え、その拡大を防止するために、次の8つの対応がいずれも必要であると判断し、県当局に提言をいたしました。

1、地域のつながりや地域間連携の強化を図ること。

2、県及び企業の事業継続計画の策定を早急に進めること。

3、本県の防災体制のさらなる強化を図ること。

4、防災教育の推進を図ること。

5、住宅耐震化のさらなる推進を図ること。

6、消防団等の充実を図ること。

7、県民の円滑な避難を促す体制を整えること。

8、本県の防災に関する詳細な県民意識調査を行うこと。

の8つであります。提言内容の詳細につきましては、お手元の報告書にお示ししましたとおりでありますので、御確認ください。

最後に、釜石市の子供たちは、防災教育の徹底により、想定にとらわれることなく率先避難し、ここまで避難すれば安全であるとの判断力を身につけることによって、東日本大震災の大津波から一緒に避難した方を含め多くの方々とともに助かりました。

自然災害の発生を防ぐことはできませんが、防災教育の推進や日ごろからの防災訓練の励行等により、県民一人一人が防災への高い意識と正しい知識を持ち、防災力を向上させていくこ

とによって、その被害を必ず減らすことができます。

また、県内調査でお伺いした宮崎市の島山地区防災隊では、災害時要援護者に介護ランクをつけて、だれがどこを助けるかという体制まで確立していました。この取り組みができる理由は、だれが産休で帰ってきたなどの情報の把握ができるほど、地区内で隣近所とのつながりが強いためであるとお伺いしました。

県土の大部分を中山間地域が占め、過疎化、少子高齢化の進展等により、地域コミュニティーの衰退が懸念される本県においては、地域中でのつながりや地域間連携の強化を図ることが、災害を最小限に抑える大きな力となるのです。

当委員会が提案した条例の改正により、県を初め、県民、事業者、市町村、自主防災組織等が常に危機意識を持ち、それぞれの責務や役割を認識するとともに、相互の信頼関係や地域のきずなを醸成しながら、連携・協働し、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策が計画的に推進されることによって、県民が安心して生活できる地域社会が今後も続きますことを切に願いながら、当委員会の報告といたします。

(拍手) [降壇]

○十屋幸平副議長 次は、医療対策特別委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員 [登壇] (拍手) 医療対策特別委員会の御報告をいたします。

当委員会では、本県の医療対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

まず、「地域医療の充実について」でありま

す。

御案内のとおり、本県の医療を取り巻く状況は、依然として医師や看護師などの医療従事者が慢性的に不足しており、特に産科、小児科などの特定診療科の医師不足、医師の地域偏在、医師の高齢化など、多くの課題を抱えています。

当委員会では、本県が直面する地域医療の現状や課題について、各地域の医療機関や県医師会、有識者など、幅広い医療関係者との意見交換を実施してきたところですが、特に医師の高齢化については、10年、20年後における本県医療体制を考慮すると大変危惧しているという共通した意見が聞かれました。若手の医師が減少しているのは、臨床研修医の数が減少していることが主な要因であるということは、当委員会及び県当局ともに一致した見解でありました。

県当局においては、平成23年度から医師確保対策に特化した専任担当を設置し、また、大阪や東京での研修病院説明会への出展によるPR、さらには、宮崎大学に設けた地域枠の本県出身者が本年3月に卒業することもあり、臨床研修医の数は、平成23年度の29名に対し、平成24年度は1月末現在で69名の予定者を確保しており、大きく飛躍することができました。

しかしながら、臨床研修医を獲得するための競争は、全国の医療機関の間で激しさを増しており、研修プログラム及び研修指定病院のさらなるPRの充実、本質の指導に重点を置いた研修内容の充実を図らなければ、今後の継続した研修医の確保、さらにはその後の本県への定着は難しいと考えます。

臨床研修医の確保は、県民の安心できる生活に直結するものであり、行政が取り組むべき極めて重要な課題です。県においては、ぜひとも

全力で取り組んでいただきたいと思います。

次に、「在宅医療の推進について」であります。

我が国は、世界に例を見ないスピードで高齢化が進行しており、本県では、全国よりさらに5年ほど早く進んでいると言われていています。同時に死亡者数も年々増加しており、今後、超高齢社会から多死社会へと向かっていきます。それに伴い、ますます医療を必要とする県民が増加していくことが予想される中で、要介護者や終末期を迎えた患者の多くが、自宅での療養を希望している調査結果等もあることなどから、そのあり方を検討していくことが必要になってきています。

県においては、平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする宮崎県医療計画の中で、4疾病6事業の中の一つとして在宅医療を掲げ、施策の推進を図ることとしていますが、県当局からは、「在宅医療の分野は、基本的なデータも十分とれていない状況があり、今後、在宅での施策を進めていく上で基礎的なデータを充実させる必要がある」との答弁があったところです。

県外調査で訪問した熊本県では、県民を対象に、在宅医療や訪問看護に関する実態調査を実施し、5割以上の熊本県民が、在宅での療養生活を送りたい、終末期を自宅で迎えたいと希望していることなどから、在宅療養や在宅でのみとりを支援するための計画の策定やモデル事業の実施など、さまざまな取り組みを行っていました。

また、国においても、今後、積極的に在宅医療を推進していく状況にあります。核家族化等による高齢者の単独世帯の増加や、いわゆる老老介護が増加している状況のほか、本県が直

面している医師不足の状況等もあることから、押しなべて在宅医療を推進するのではなく、本県の実情等を把握し、データに基づく現状分析を行い、本県の実情に合わせた形での在宅医療の推進を図っていく必要があると考えます。

また、熊本県では、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援である地域包括ケアシステムを活用し、地域全体で一体となって見守り機能を発揮させるためのモデル事業や、在宅療養支援体制のモデルづくりに取り組む団体等への補助事業を実施していました。実態に応じたモデル事業に取り組み、効果を検証しつつ拡充させていく必要があると考えます。

次に、「がん対策の推進について」であります。

現在、日本人の2人に1人が生涯のうちに「がん」に罹患し、亡くなられる方の3人の1人が「がん」によるものであると言われております。本県では、昭和57年以降、「がん」が県民の疾病による死亡の最大の原因となっております。さらに、「がん」は、加齢により発症の危険性が高まるため、今後、急速に高齢化が進行することを踏まえると、その死亡数はさらに増加することが推測されます。

このような中、本県では、がん対策基本法の施行により、平成20年3月に宮崎県がん対策推進計画を策定し、がんによる死亡率の減少や、がん患者の生活の質(QOL)の向上を図ることを全体目標に掲げ、がん対策のより一層の充実を図ることとしています。

当委員会では、この計画を達成するための取り組み及びその進捗状況について説明を求めたところですが、既に直近値で目標を上回っているものや、計画に従い順調に推移しているもの

もありましたが、その多くは、必ずしも順調に進んでいるとは言えない状況でありました。

また、「がん対策推進条例の早期制定についての請願」の提出者であるがん患者会からは、「本県のがん死亡者数は全国平均を上回り、対策に使われる予算は、全国でも下から数番目くらいの消極的な取り組みでしかない。全国の都道府県の取り組みを参考に本県のがん対策を充実させてほしい」との切実な意見も伺ったところです。

県民みずからが、がんを他人事としてではなく身近なものとしてとらえ、がんから県民の生命と健康を守り、県民が安心して生活できる環境をつくるために、がん患者を含めた県民の立場に立った総合的ながん対策を推進していく必要があると考えます。

そのような観点から、当委員会では、1、がんの予防及び早期発見の推進、2、がん医療の充実、3、緩和ケアの充実等によるQOLの向上の3つの柱に焦点を当てて調査を行ってきたところであります。

その結果、以下の9つの事項について要望いたします。

1、公共の場での禁煙・分煙の着実な推進を行うとともに、市町村等と連携し、行政が率先垂範して受動喫煙防止対策を推進すること。

2、企業や団体、県民を巻き込んだ取り組みにより、「自分の健康は自分で守る」という意識の啓発・普及の推進に努めるとともに、休日や夜間におけるがん検診の実施など、受診しやすい環境を整え、がん検診受診率の向上を図ること。

3、がんに関する知識や早期発見の重要性に関する知識、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣などのがんの予防につながる知識につ

て、学校における健康教育のさらなる充実を行うこと。また、県民一人一人が家庭や地域でも認識を深めていくことができる環境の整備、取り組みの充実を図ること。

4、平成25年1月からの登録の開始に向け準備をしている地域がん登録について、大阪府の住民基本台帳ネットワークの活用例等を参考に、県民のがんによる死亡率の減少や、がん医療の充実に還元するための登録であることを考慮し、市町村や関係機関の意見等も広く聞きながら、登録の実施に向けて検討すること。

5、平成23年10月から運用が始まっているがん地域連携クリティカルパスの取り組みについて、パスを普及させるための運用コーディネーターを配置するなどしている熊本県など他県の取り組み等を参考に、パスの充実及び普及させる取り組みを充実すること。

6、県民が専門的見地からがん医療を受け、安心して生活できるよう、がん治療を行う医師だけでなく、看護師、薬剤師、放射線技師など、専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成・確保を図ること。

7、がんの治療と並行して、治療初期からの緩和ケアが実施できるような体制整備や人材の育成・確保など、患者や家族のニーズに合った緩和ケアを提供するための仕組みを整備すること。

8、がん患者の皆さんが、少しでも不安や悩みを解消でき、前向きにがんと闘っていけるよう、がんサロンやがん患者会の普及促進に努め、がん患者及びその家族等に対する支援を充実すること。

9、セカンドオピニオンの相談受け入れ体制及び相談支援センターを充実させるとともに、相談機関があることを知らない患者や家族が多

くいることを踏まえ、周知 するための広報活動を充実すること。

これまで述べてきたことを踏まえ、当委員会では、委員から、「がんは罹患した人でないとわからないでは対策は進まない。県民全体が、がんを他人事としてではなく身近なものとしてとらえ、社会全体の問題として認識を深めていけるような条例を制定することが必要である。実効性のある条例にするには、県民を含めた県全体で取り組んでいく必要がある」などの意見が出され、議論の結果、がん対策を着実に推進するとともに、がん対策を総合的に県民とともに推進するため、条例を制定することが必要であることを決定いたしました。

以上、当委員会の調査活動の概要を申し上げてきました。

本県の医療を取り巻く状況は、多くの課題を抱えており、さらに、これらの課題解決は、県民の安心できる生活に直結するものであり、県民の切実な願いであります。研修医の確保や在宅医療の推進、がん対策の推進について、県はリーダーシップを発揮しつつ、県民を巻き込みながら、これまで以上に大きな役割を担っていく必要があると考えます。

また、当委員会では、「これまでに設置された医療対策特別委員会の調査報告を見ると、本県地域医療の現状は非常に厳しい状況にある。すべての県民が質の高い医療サービスを安心して受けられるよう、今後も調査及び議論を重ねて、市町村や病院、医療関係者、すべての県民を巻き込んだ地域医療を守るための条例を制定し、県民総力で意識を高め、地域医療を守っていく必要がある」との意見が出され、当委員会の全会一致の認識として確認したことを申し添えます。

最後に、当委員会が提案した地域医療の充実及びがん対策の推進に関する提言等により、研修医の確保や在宅医療の推進、さらには、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者等の支援等、がん対策が総合的に県民とともに推進され、将来にわたって県民が安心して生活できる一助になりますことを切に願ひまして、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○十屋幸平副議長 次は、産業再生・エネルギー対策特別委員会、太田清海委員長。

○太田清海議員 [登壇] (拍手) 当委員会では、産業再生・エネルギー対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。その活動経過につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

本県では、平成22年4月から7月にかけて口蹄疫が発生、処分された家畜頭数は約30万頭にも及び、畜産業を初め畜産関連産業、観光関連産業、卸売・小売業など、あらゆる分野に多大な影響を与えました。さらに、県民生活への影響も、雇用環境が悪化するとともに、さまざまな地域振興イベント等の中止や延期などにより、全県的に地域活力が低下したこと等から、口蹄疫からの再生・復興を図ることが喫緊の課題となっています。

また、県民生活の向上を図るためには、まずもって本県の産業の活性化を図らなければなりません。そのためには、本県の産業構造や特徴等を詳細に調査した上で、本県の基幹産業である農林水産業の付加価値を高める取り組みを初め、さまざまな角度から産業振興を図る手段について検討していく必要があります。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、電力の安定供給に支障が生じ、国や

電力会社等が節電を呼びかける状況にあります。電力等のエネルギーは、企業の生産活動を維持発展させる上で必要不可欠であることから、電力の需給状況等を調査するとともに、本県の地域特性を生かしたエネルギーを活用することによって産業の振興や地域の活性化を図ることについても、調査検討していく必要があると考えました。

このような認識のもとで、当委員会では、「口蹄疫からの再生・復興に関すること」、「産業の活性化(6次産業等新産業創出)に関すること」、「エネルギー対策に関すること」の3つを調査事項とし、所要の調査を行ってきました。

まず、「口蹄疫からの再生・復興について」では、県内の経済に甚大な影響を与えた口蹄疫からの再生・復興に向け、県は、本年度、口蹄疫からの再生・復興を統括する畜産・口蹄疫復興対策局を新設する等の組織改正を行うとともに、平成23年5月20日には、防疫体制の強化や産地構造・産業構造の転換、経済・雇用対策等の9つの大項目から成る「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表を策定し、これに基づいたさまざまな取り組みが実施されています。

当委員会は、口蹄疫からの再生・復興の状況等を調査するため、平成23年8月に川南町役場を訪問しました。川南町では、優良家畜導入事業や家畜防疫施設整備事業等の口蹄疫復興対策、プレミアム付商品券発行事業や住宅リフォーム助成事業の商工業景気対策に取り組まれています。畜産経営の再開状況について、「再導入割合は、頭数で最大でも7割程度になるのではないか」との意見や、埋却地について、「3年後は非常に荒れている状況となるが、農地に戻すための予算がない。農地再生の支援を

「お願いしたい」との意見を伺ったところであります。

県においては、引き続き、経営再開を逡巡している農家の経営再開に向けた支援や、巡回指導を含めた防疫体制の強化に取り組んでいただくとともに、全県的に地域活力が低下したことから、観光やサービス業等に対する経済・雇用対策など、工程表の着実な実施ときめ細やかな対策を推進していただくよう要望します。

また、埋却地の農地再生については、埋却地が農地に戻ることで口蹄疫が終息したと言えると思っておりますので、国への支援要望等について検討していただくとともに、畜産経営の再開や耕種転換について不安を持つ農家もおられることから、先駆的に取り組まれた農家を成功事例に導き、その情報を共有できるような環境づくりにも努めていただきたいと思います。

運用型基金事業で実施されるさまざまな取り組みが成果を上げ、支援した事業が終了した後も、地域に根づいていくことで地域経済の活性化が図られることを期待します。

次に、「産業の活性化（6次産業等新産業創出）について」では、「みやぎ元気プロジェクト」の地域経済循環システムの仕組みづくりにおいて、平成20年度における本県の移輸入超過額（赤字）が5,400億円であることが示されています。本県の産業を活性化させ、県民所得の向上を図るためには、県外からいかに外貨を宮崎県に稼ぎ、そして、稼いだお金をいかに循環させるかということに尽きます。

本県の産業構造を見ますと、製造業は14.9%となっていますが、製造業の割合が37.5%である滋賀県は、移輸出超過額（黒字）が約9,640億円、1人当たりの県民所得が298万円となっています。さらに、本県の製造業の製造品出荷額の

状況を見ますと、平成19年の出荷額は1兆4,367億円で、平成21年はリーマンショックで1兆2,295億円となりましたが、食料品製造業の出荷額は平成19年が2,566億円、ところが、平成21年には2,578億円と逆に若干ふえており、食料品製造業が外的要因に余り左右されない分野であることがうかがえ、食品加工を初めとした製造業に対する支援にさらに力を注いでいただきたいと思います。

地域経済循環システムは、本県の産業振興を図る上で非常に重要な視点であると考えます。この地域経済循環システムを確実なものにするためには、県のあらゆる事業活動を通じた率先垂範はもとより、何よりも県民等の協力が不可欠であります。そのためには、地産地消に取り組むことがどのような効果を県内経済、県民生活にもたらすかを示すことが重要であり、周知啓発を図り、県民運動への展開に持っていくような取り組みを進めていただきたいと思います。

また、6次産業化等については、先述のとおり、製造業の割合の高さが、県際収支とともに、1人当たりの県民所得にも密接に関係していること等から、本県産業の活性化を図る上で、6次産業化・農商工連携による食品加工分野の成果が期待されるところであります。

県内外調査で訪問しました6次産業化や農商工連携に取り組まれている事業者は、しっかりとした経営理念を持ち、既存事業の活用や販路を確保した上で取り組みを進めるなど、強いリーダーシップを発揮して事業展開を図っており、このような事業者をふやすことが本県の産業の活性化の上で重要であります。意欲ある事業者をより多く見つけ出す取り組み、買い手目線に立った商品開発の技術的支援、安定した事



業化に至るまでの財政支援の強化を図っていただきたいと考えます。

「エネルギー対策について」では、北海道札幌市にあります株式会社NERC（ネルク）を訪問しました。同社は、北海道大学のベンチャー企業として設立され、これまでに40を超える自治体の新エネルギービジョンの策定を担当するとともに、「エネルギーの地産地消による経済効果」を調査・分析されている企業です。

調査の中で、エネルギーの地産地消による経済効果について、国内外の例を説明いただきました。

国外の例として説明いただいたのが、オーストリアのギュッシング市の取り組みです。ギュッシング市は、オーストリアの最も貧しい地域でしたが、木質チップだきボイラーを利用した地域熱供給を初め、木質やその他のバイオマスを原料に、BTL（バイオ燃料）製造やガス化利用、太陽熱利用を行うことで、1991年段階と2005年段階を比較すると、市域外流出額7億4,400万円がゼロに、市域内循環額7,800万円が16億3,200万円に、市税収入4,800万円が1億4,400万円になったということです。

地域に必要なエネルギーを地域にあるエネルギー資源で賄うことで、富が地域外に流出せず地域内に残り、地域の中で富が循環することで新たな経済効果も相乗的に増大するというエネルギーの地産地消による経済効果は、新たな産業創出等を図る上で重要な視点であります。

県では、「みやざき元気プロジェクト」において、地域経済循環システムの仕組みづくりを産業振興の観点からうたっていますが、エネルギー分野においても、省エネルギーの推進とともにその取り組みが求められると考えます。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気

の調達に関する特別措置法」（再生可能エネルギー特措法）の動向を注視しながら、引き続き、太陽光発電等の導入促進を図っていただくとともに、「宮崎県新エネルギービジョン」の見直しに際しては、エネルギーの地産地消効果や地域内経済循環の効果を踏まえた、本県におけるエネルギー施策の方向性についても検討していただきたいと思います。

最後に、一刻も早く口蹄疫からの再生・復興をなし遂げるとともに、外貨獲得産業が成長し、地域経済循環システムが確立することで産業が活性化し、雇用が確保され、将来にわたって県民が安心して暮らしていけることを願って、当委員会の報告といたします。（拍手）  
〔降壇〕

○十屋幸平副議長 以上で、特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

---

#### ◎ 議員発議案送付の通知

○十屋幸平副議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

平成24年 3月22日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 押川修一郎  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条

例

実施を求める意見書

議員発議案第 2 号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

平成24年 3 月 22 日

議員発議案第 3 号

高速道路のミッシングリンク解消に関する  
意見書

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 防災対策特別委員長 井本 英雄  
議員発議案の送付について

議員発議案第 4 号

エネルギー基本計画の見直し等に対する意  
見書

下記の議案を会議規則第16条第 2 項の規定に  
より提出します。

記

議員発議案第 5 号

父子家庭支援策の拡充を求める意見書

議員発議案第11号

宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する  
条例

議員発議案第 6 号

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受  
入処理を求める決議

平成24年 3 月 22 日

議員発議案第 7 号

県議会のあり方に関する検討委員会の設置  
期限延長

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 医療対策特別委員長 内村 仁子  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第 2 項の規定に  
より提出します。

記

平成24年 3 月 22 日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 厚生常任委員長 黒木 正一  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第 2 項の規定に  
より提出します。

記

議員発議案第12号

宮崎県がん対策推進条例

平成24年 3 月 22 日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 宮崎県議会議員 井本 英雄  
十屋 幸平  
田口 雄二  
太田 清海  
緒嶋 雅晃  
黒木 正一  
後藤 哲朗  
西村 賢  
河野 哲也

議員発議案の送付について

議員発議案第 8 号

知的障がい者が安心して暮らせる24時間支  
援の切れ目のない入所施設の存続を求める  
意見書

議員発議案第 9 号

「こころの健康を守り推進する基本法（仮  
称）」の制定を求める意見書

議員発議案第10号

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の  
提言を尊重した障害者総合支援法の制定・

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第13号

延岡南道路無料化を求める意見書

平成24年3月22日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 宮崎県議會議員 丸山裕次郎  
井本 英雄  
田口 雄二  
新見 昌安  
宮原 義久  
松村 悟郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第14号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第14号まで追加  
上程

○十屋幸平副議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第14号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

まず、議員発議案第1号から第5号まで、第7号から第10号まで、第13号及び第14号の各号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

◎ 議員発議案第1号から第5号まで、  
第7号から第10号まで、第13号及び  
第14号採決

○十屋幸平副議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第5号まで、第7号から第10号まで、第13号及び第14号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第6号提案理由説明

○十屋幸平副議長 次に、議員発議案第6号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。議会運営委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕 それでは、発議者を代表して、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入処理を求める決議」の提案理由を説明させていただきます。

昨年3月11日に発生した東日本大震災においては、大規模な津波により膨大な瓦れきが発生し、1年を経過した今になってもその処理が進

まず、被災地の復旧・復興に向けた大きな妨げとなっているのは御案内のとおりであります。

先般、我が自由民主党を初め、新みやざき、社会民主党、公明党の4党派で、被災地の瓦れき受け入れについて知事への申し入れを行いました。その際、本県は、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火等が発生したとき、全国から多大な支援を受けたことをもう一度しっかりと考え、被災地の復旧・復興に、率先して最大の協力をお願いしたいと申し上げました。

今月17日には、市町村長との意見交換会が開催されましたが、知事の後押しさえあれば、行動に出られる市町村長もいらっしゃるように思われます。

野田総理が言われるように、今こそ、我々日本人の国民性が試されているものであります。議員各位におかれましては、決議の趣旨を十分御理解いただき、全会一致で御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。(拍手)〔登壇〕

○十屋幸平副議長 提出者の説明は終わりました。

---

## ◎ 討 論

○十屋幸平副議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋

敷恵美でございます。

議員発議案第6号「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入処理を求める決議」について討論いたします。

東日本大震災により発生した膨大な災害瓦れきをできるだけ速やかに処理することは、被災地の復興にとって最大の課題であることは言うまでもありません。しかも、その処理を被災地だけで行うことは困難な状況でもあります。政府が、被災地での処理能力を強化するのはもちろんのこと、被災県以外の協力を得て、政府が責任ある方策をもって広域処理を進めることも必要な状況であります。

しかし、この広域での瓦れき処理に関しては、全国でも県内でも多様な意見があります。事は目に見えない放射能汚染の問題であり、さまざまな不安や懸念を抱く方々の思いは十分理解できます。広域処理必要論だけで事を運び、受け入れを望まない方たちの意見や声を無視することは許されません。何より、住民合意を得て進めることが肝要です。そのためにも、政府の責任ある方策が求められているものです。

本決議案では、科学的な見地に基づく放射能の影響検証による安全性の確保と、受け入れ判断の主体である市町村長との十分な意見交換の必要性をうたっておりますが、まさに今必要なことは、政府が、瓦れきに放射性物質が含まれていることへの対策を真剣に講じることです。

焼却の際の廃棄による放射性物質の拡散問題や飛灰の処理、また、廃棄物や焼却灰の埋立処分場周辺の放射線量の問題、雨水や地下水などで漏れ出さないかなど、こうしたさまざまな懸念や心配に政府はきちんとこたえなければなりません。

現在、政府が示している放射線セシウム濃度

の8,000ベクレル以下という基準は、原子力安全委員会が当面の考え方として示したものに準拠して審議されただけのもので、健康被害を起こさないことを担保するものとは言えません。

政府は、住民の健康と安全を守る立場で、放射性物質で汚染された廃棄物の基準と放射線防護対策などを抜本的に見直し、住民の納得を得る必要があります。

さらに、受け入れ自治体に対しては、財政面を含む全面的支援を行う必要があります。既に宮崎県では、知事と市町村長との意見交換が行われました。住民に直接責任を負う自治体の長としての立場でさまざまな意見が出され、問題点が指摘をされています。

私は、被災地の厳しい現状の打開のために瓦れき処理を早急に進めようとするならば、受け入れのための合意形成が図られる安心・安全のための方策を、政府が直ちに明確に示すことを求める意見書こそ、政府に提出すべきではないかと思えます。これは多くの県民の思いでもあると思えます。

市町村に検討をお願いするに際しては、こうした政府の果たすべき責任をしっかりと担保する必要があることを述べて、瓦れき処理の必要性を重視する立場で、同決議案に賛成を表明するものです。以上です。〔降壇〕

○十屋幸平副議長 次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕 郷中の会の有岡でございます。

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入処理を求める決議」に対しまして、さまざまな御意見を紹介し、さらに、宮崎県としての基本姿勢を確認しながら、賛成の立場で討論を行います。

受け入れに対しまして、2件の申し入れ紹介

をさせていただきたいと思いますが、その前に、宮崎県民の思いとして、東日本大震災を受けた皆様方の復興を願う、その思いは皆さん一緒だと思っております。ただ、その中で、瓦れきの放射能の問題等で意見が分かれているという現状だというふうに認識しております。その中で申し入れをいただいておりますので、御紹介をさせていただきたいと思えます。

まず1点は、「東日本大震災を想う宮崎のお母さんの会」という子育て中の母親の皆様方のグループ6件、共同代表の申し入れをいただいております。この中でも、「やはり放射性物質などの宮崎での拡散が心配です」、さらに、「県民との意見交換の場を求めます」といった申し入れをいただいております。さらに、「南郷町の自然と子供達の未来を守る会」その他2つの団体からの申し入れにおきましては、「東日本大震災がれきの広域処理受け入れには県民として反対します。別の形での被災地支援をお願いいたします」という件名での申し入れが出ております。

これを見てまいりますと、当然の不安であり、当然の意見かと思っております。その中で、今議会におきまして決議文の内容を見ますと、「安全性が確認されたものを受け入れるという姿勢」、こういうふううたっております。これはさまざまな判断ができるかと思えますが、宮崎県の安全・安心という基本スタンスを守る文言であると理解しておりますし、宮崎県知事が申される「安全な宮崎、安心できる住まいを宮崎で」という考え方の基本に立ったときに、「安全性が確認されたものを受け入れる」という文言が生きてくると思っております。

その上で、安全・安心ということを知事が申

される中で、宮崎県として、食の安全を守ること、さらには安心して子育てができること、これは常に宮崎県の基本姿勢でありますので、この基本姿勢をベースに物事は進むべきだと思っております。

その中で、私なりにこのことを突き詰めて考えたときに、宮崎県の先人であります小村寿太郎侯の考え方、国益を考えながら進めるべきだというこの姿勢をもう一度考えるべきじゃないでしょうか。国においては、放射性物質の拡散は防止する。これは基本です。さらに、宮崎県の役割としましては、安全な食べ物を全国の皆さんにお届けする。これは宮崎県の役割であります。さらに、被災されて安全なところを求めて来られる、宮崎を求めて来られる方がいらっしゃれば、受け入れて宮崎県を定住の地として提供する。こういったことは宮崎県としての役割じゃないかと思っております。

さらに、今、宮崎県として考えていかなければいけない教育という点におきまして、子供たちに放射線について勉強をする機会を与える。さらには、社会教育、生涯教育の中で、放射線というものについて勉強する機会を大いにつくるべきだと思っております。例えば、低線量の内部被曝というものがどういうことなのか、そういったことを勉強する機会を教育として取り組むべきだというふうに考えております。これは、長い、30年の闘いである中で我々が取り組まなければならない仕事でありますし、私は、県民が一つになって取り組むべき課題だと思っております。

その中で、皆様方に一つ御紹介したいことは、「地霊人傑」という言葉でございます。地域の風土、さらには環境、文化、歴史。地域の環境というものが豊かな人材を育てるという言

葉でございます。「地霊人傑」という言葉がございます。宮崎県の今置かれている環境は、安全で安心して生活できる。この環境を守る。そして、この環境で育った宮崎県の皆さん方が受け入れる。そして、こういう問題に心を一つにして取り組むことが求められると私は思っております。

どうぞ知事におかれましては、安全・安心に取り組むという大道を進んでいただきたい。そして、反対、賛成それぞれの意見があるかと思いますが、その意見を受けとめまして、この決議案というものを進めていただく中で、安心して取り組んでいただく、県民が一つになる、そういう姿勢で臨んでいただきたいと思っております。

以上、この決議案に対して賛成の立場での討論をさせていただきました。ありがとうございました。〔降壇〕

◎十屋幸平副議長 以上で討論は終わりました。

---

#### ◎ 議員発議案第6号採決

◎十屋幸平副議長 これより採決に入ります。

議員発議案第6号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎十屋幸平副議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎ 議員発議案第11号提案理由説明

◎十屋幸平副議長 次に、議員発議案第11号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。防災対策特別委員会、井本英雄委員長。

○井本英雄議員〔登壇〕 議員発議案第11号「宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例」について、発議者を代表いたしまして、その提案理由を御説明申し上げます。

未曾有の巨大災害となりました東日本大震災から、はや1年がたちました。宮崎県防災対策推進条例は、平成17年の台風第14号の被害を受け、風水害対策に重点を置いて策定した、当県議会初の議員発議による政策条例であります。

防災対策特別委員会では、県民の皆様から受けた大きな負託にこたえるため、これまで制定した政策条例の見直しにも取り組む必要があると判断いたしました。

また、東日本大震災等に係る防災上の課題を本条例の内容に照らしましたとき、先ほどの委員長報告で申し上げました4つの柱を条例に定める必要があると判断したところであります。

当委員会では、委員協議を重ね、このたびお手元に配付しております「宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例」について、全会一致で提案することを決定したところでございます。

この条例の改正が、県を挙げて防災に取り組む、災害から県民の生命、身体及び財産を保護し、安心して生活できる県土を築くことに資するものと期待しております。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。（拍手）〔降壇〕

○十屋幸平副議長 提出者の説明は終わりました。

---

◎ 議員発議案第11号採決

○十屋幸平副議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第11号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第12号提案理由説明

○十屋幸平副議長 次に、議員発議案第12号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。医療対策特別委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕 議員発議案第12号「宮崎県がん対策推進条例」について、発議者を代表いたしまして、その提案理由を御説明申し上げます。

先ほどの特別委員会委員長報告で御報告させていただきましたとおり、医療対策特別委員会では、「がん対策の推進に関すること」を調査項目の一つに決定し、所要の調査を行ってまいりました。

県においては、がん対策に関し、「宮崎県がん対策推進計画」を策定し、その推進に取り組んでいるところですが、必ずしも順調に進んでいるとは言えない状況にあることなどから、がん対策のより一層の取り組みが必要であるとの

認識に至ったところであります。

お手元に配付しております「宮崎県がん対策推進条例」について、委員会として全会一致で提案することを決定したところでありますが、この条例は、がん対策に関する県の責務等を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、がんに関する教育の推進、がん患者等の支援、その他がん対策に関する基本的な事項を定め、がん対策を総合的に県民とともに推進することとしております。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。（拍手）〔降壇〕

○十屋幸平副議長 提出者の説明は終わりました。

---

◎ 議員発議案第12号採決

○十屋幸平副議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第12号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○十屋幸平副議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成24年2月定例県議会を閉会いたします。

午後0時10分閉会



資

料

# 平成24年2月定例県議会日程

28日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
2. 24	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
25	土		( 閉 庁 日 )	
26	日			
27	月			
28	火	休 会	( 議 案 調 査 )	代表質問通告締切 12:00
29	水			一般質問通告締切 12:00
3. 1	木	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30
2	金			請願締切 12:00
3	土		( 閉 庁 日 )	
4	日			
5	月			
6	火	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 (会派提出) 17:00
7	水		一 般 質 問 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
8	木	休 会	常 任 委 員 会 ( 補 正 )	
9	金			
10	土		( 閉 庁 日 )	
11	日			
12	月	本会議	常任委員長審査結果報告(補正) 質疑、討論、採決	議会運営委員会 9:30
13	火			
14	水	休 会	常 任 委 員 会 ( 当 初 )	
15	木			
16	金			議員発議案締切 (会派提出を除く) 17:00
17	土		( 閉 庁 日 )	
18	日			
19	月	休 会	特 別 委 員 会	議会運営委員会
20	火		( 閉 庁 日 ) 春分の日	
21	水	休 会	( 議 事 整 理 )	
22	木	本会議	常任委員長審査結果報告(当初) 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1410  
平成24年2月24日

宮崎県議会議長 外山三博 殿

宮崎県知事 河野俊 殿



議案の送付について

平成24年2月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成24年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成24年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 平成24年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第4号 平成24年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第5号 平成24年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第6号 平成24年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第7号 平成24年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第8号 平成24年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第9号 平成24年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第10号 平成24年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第11号 平成24年度宮崎県就農支援資金特別会計予算
- 議案第12号 平成24年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第13号 平成24年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 平成24年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第15号 平成24年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 平成24年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第17号 平成24年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第18号 平成24年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第19号 平成24年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第20号 平成24年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第21号 宮崎県部設置条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 宮崎県公債管理特別会計条例
- 議案第28号 宮崎県育英資金特別会計条例
- 議案第29号 みやざき芸術文化振興基金条例
- 議案第30号 宮崎県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 宮崎県スポーツ推進基金条例
- 議案第33号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第37号 宮崎県障害児通所給付費等不服審査会条例
- 議案第38号 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第39号 宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例  
 議案第40号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例  
 議案第41号 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例  
 議案第42号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例  
 議案第43号 風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例  
 議案第44号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
 議案第45号 県立図書館条例の一部を改正する条例  
 議案第46号 県立美術館条例の一部を改正する条例  
 議案第47号 宮崎県博物館協議会条例の一部を改正する条例  
 議案第48号 包括外部監査契約の締結について  
 議案第49号 全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について  
 議案第50号 西日本宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について  
 議案第51号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について  
 議案第52号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について  
 議案第53号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について  
 議案第54号 みやざき男女共同参画プランの変更について  
 議案第55号 宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について  
 議案第56号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）  
 議案第57号 平成23年度宮崎県開発事業特別会計補正予算（第2号）  
 議案第58号 平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第3号）  
 議案第59号 平成23年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）  
 議案第60号 平成23年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）  
 議案第61号 平成23年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）  
 議案第62号 平成23年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）  
 議案第63号 平成23年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算（第2号）  
 議案第64号 平成23年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）  
 議案第65号 平成23年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）  
 議案第66号 平成23年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）  
 議案第67号 宮崎県税条例及び平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例  
 議案第68号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
 議案第69号 宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例  
 議案第70号 宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例  
 議案第71号 宮崎県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例  
 議案第72号 宮崎県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例  
 議案第73号 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例  
 議案第74号 宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例  
 議案第75号 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例  
 議案第76号 工事請負契約の締結について  
 議案第77号 工事請負契約の締結について  
 議案第78号 工事請負契約の締結について  
 議案第79号 工事請負契約の変更について  
 議案第80号 財産の処分について  
 議案第81号 訴えの提起について

（文書取扱 財政課）

215-1430

平成24年3月12日

宮崎県議会議長 外山三博 殿

宮崎県知事 河野俊嗣



議案の送付について

平成24年2月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

議案第82号 教育委員会委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

## 代表質問時間割

### 3月1日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	中野 一則	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	横田 照夫	13:00~15:00	

### 3月2日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	新みやざき	田口 雄二	10:00~11:50	休憩
4	社会民主党	太田 清海	13:00~14:30	休憩
5	公明党	新見 昌安	14:40~16:10	

\* 会派別の質問時間

自由民主党	120分以内
新みやざき	55分以内
社会民主党	45分以内
公明党	45分以内

平成24年2月定例会

## 一般質問時間割

3月5日(月)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	新みやぎ	徳重 忠夫	10:00~11:00	
2	自由民主党	宮原 義久	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	右松 隆央	13:00~14:00	
4	公明党	重松幸次郎	14:00~15:00	

3月6日(火)

順序	会派	質問者	時間	備考
5	新みやぎ	西村 賢	10:00~11:00	
6	自民党つくしの会	岩下 斌彦	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	外山 衛	13:00~14:00	
8	日 日 新	函師 博規	14:00~15:00	

3月7日(水)

順序	会派	質問者	時間	備考
9	自由民主党	後藤 哲朗	10:00~11:00	
10	自由民主党	蓬原 正三	11:00~12:00	休憩
11	自由民主党	井本 英雄	13:00~14:00	
12	社会民主党	高橋 透	14:00~15:00	

\* 1人当たりの質問時間 30分以内

## 議案 委員会審査結果表

### [議案] (平成23年度補正予算関係)

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第56号	平成23年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)	可決	可決	可決	可決	可決
第57号	平成23年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第2号)	可決				
第58号	平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第3号)				可決	
第59号	平成23年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)				可決	
第60号	平成23年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第61号	平成23年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)			可決		
第62号	平成23年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)			可決		
第63号	平成23年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算(第2号)				可決	
第64号	平成23年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第65号	平成23年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第66号	平成23年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)			可決		
第67号	宮崎県税条例及び平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の事業税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				



番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第68号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例					可決
第69号	宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例		可決			
第70号	宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例		可決			
第71号	宮崎県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例		可決			
第72号	宮崎県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例		可決			
第73号	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例				可決	
第74号	宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例					可決
第75号	風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第76号	工事請負契約の締結について			可決		
第77号	工事請負契約の締結について			可決		
第78号	工事請負契約の締結について			可決		
第79号	工事請負契約の変更について			可決		
第80号	財産の処分について	可決				
第81号	訴えの提起について			可決		

## 議案・請願 委員会審査結果表

[議案] (平成24年度当初予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成24年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成24年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	平成24年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	平成24年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第5号	平成24年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第6号	平成24年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第7号	平成24年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第8号	平成24年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算			可決		
第9号	平成24年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算			可決		
第10号	平成24年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第11号	平成24年度宮崎県就農支援資金特別会計予算				可決	
第12号	平成24年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第13号	平成24年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第14号	平成24年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第15号	平成24年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第16号	平成24年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第17号	平成24年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算					可決
第18号	平成24年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算					可決
第19号	平成24年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算					可決
第20号	平成24年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第21号	宮崎県部設置条例の一部を改正する条例	可決				
第22号	公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例					可決
第23号	地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例					可決
第24号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決		
第25号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第26号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第27号	宮崎県公債管理特別会計条例	可決				
第28号	宮崎県育英資金特別会計条例					可決
第29号	みやざき芸術文化振興基金条例	可決				
第30号	宮崎県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例		可決			
第31号	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例		可決			
第32号	宮崎県スポーツ推進基金条例					可決
第33号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第34号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決		可決	
第35号	宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	可決				
第36号	宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第37号	宮崎県障害児通所給付費等不服審査会条例		可決			
第38号	宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第39号	宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例				可決	

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 4 0 号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例				可決	
第 4 1 号	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例			可決		
第 4 2 号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第 4 3 号	風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例			可決		
第 4 4 号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第 4 5 号	県立図書館条例の一部を改正する条例					可決
第 4 6 号	県立美術館条例の一部を改正する条例					可決
第 4 7 号	宮崎県博物館協議会条例の一部を改正する条例					可決
第 4 8 号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第 4 9 号	全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について	可決				
第 5 0 号	西日本宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について	可決				
第 5 1 号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第 5 2 号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第 5 3 号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第 5 4 号	みやざき男女共同参画プランの変更について	可決				
第 5 5 号	宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について		可決			

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 9 号	消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める 請願		不採択			
第 10 号	無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万 円の支給を求める請願		不採択			
第 14 号	知的障害者が安心して暮らせる24時間支援の切れ 目のない入所施設の存続を求める意見書の提出につ いての請願		採択			
第 15 号	公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願		不採択			
第 16 号	消費税増税に反対する旨の意見書を国に提出するこ とを求める請願	継続				
第 17 号	「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求 める意見書採択に関する請願		採択			
第 18 号	障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の提言を尊 重した障がい者総合福祉法（仮称）の制定・実施を 求める意見書提出を求める請願		採択			

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成24年2月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	請願第16号 消費税増税に反対する旨の意見書を国に提出することを求める請願 県民政策及び行財政対策に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

# 議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成24年度宮崎県一般会計予算	3月22日・可 決
〃 第2号	平成24年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	〃
〃 第3号	平成24年度宮崎県公債管理特別会計予算	〃
〃 第4号	平成24年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃 第5号	平成24年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	〃
〃 第6号	平成24年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	〃
〃 第7号	平成24年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	〃
〃 第8号	平成24年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
〃 第9号	平成24年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	〃
〃 第10号	平成24年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	〃
〃 第11号	平成24年度宮崎県就農支援資金特別会計予算	〃
〃 第12号	平成24年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃 第13号	平成24年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	〃
〃 第14号	平成24年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃 第15号	平成24年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	〃
〃 第16号	平成24年度宮崎県育英資金特別会計予算	〃
〃 第17号	平成24年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	〃
〃 第18号	平成24年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	〃
〃 第19号	平成24年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	〃
〃 第20号	平成24年度宮崎県立病院事業会計予算	〃
〃 第21号	宮崎県部設置条例の一部を改正する条例	〃
〃 第22号	公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第23号	地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第25号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃



議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第26号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3月22日・可 決
〃 第27号	宮崎県公債管理特別会計条例	〃
〃 第28号	宮崎県育英資金特別会計条例	〃
〃 第29号	みやざき芸術文化振興基金条例	〃
〃 第30号	宮崎県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	宮崎県スポーツ推進基金条例	〃
〃 第33号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第34号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第35号	宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第36号	宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第37号	宮崎県障害児通所給付費等不服審査会条例	〃
〃 第38号	宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第39号	宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例	〃
〃 第40号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第41号	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例	〃
〃 第42号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第43号	風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例	〃
〃 第44号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第45号	県立図書館条例の一部を改正する条例	〃
〃 第46号	県立美術館条例の一部を改正する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第47号	宮崎県博物館協議会条例の一部を改正する条例	3月22日・可 決
〃 第48号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第49号	全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について	〃
〃 第50号	西日本宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について	〃
〃 第51号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第52号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第53号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第54号	みやざき男女共同参画プランの変更について	〃
〃 第55号	宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について	〃
〃 第56号	平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	3月12日・可 決
〃 第57号	平成23年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第58号	平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第3号）	〃
〃 第59号	平成23年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第60号	平成23年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第61号	平成23年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第62号	平成23年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第63号	平成23年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第64号	平成23年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第65号	平成23年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	〃

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第66号	平成23年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号)	3月12日・可決
〃 第67号	宮崎県税条例及び平成22年4月以降において発生が 確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処する ための手当金等についての個人の事業税の臨時特例 に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第68号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例	〃
〃 第69号	宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の 一部を改正する条例	〃
〃 第70号	宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部 を改正する条例	〃
〃 第71号	宮崎県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する 条例	〃
〃 第72号	宮崎県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正 する条例	〃
〃 第73号	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を 改正する条例	〃
〃 第74号	宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改 正する条例	〃
〃 第75号	風致地区内における建築等の規制に関する条例の一 部を改正する条例	〃
〃 第76号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第77号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第78号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第79号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第80号	財産の処分について	〃
〃 第81号	訴えの提起について	〃
〃 第82号	教育委員会委員の任命の同意について	3月22日・同意
議員発議案 第1号	宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例	3月22日・可決
〃 第2号	宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	〃
〃 第3号	高速道路のミッシングリンク解消に関する意見書	〃
〃 第4号	エネルギー基本計画の見直し等に対する意見書	〃

議案番号	件名	議決月日
議員発議案 第5号	父子家庭支援策の拡充を求める意見書	3月22日・可決
〃 第6号	東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入処理を求める決議	〃
〃 第7号	県議会のあり方に関する検討委員会の設置期限延長	〃
〃 第8号	知的障がい者が安心して暮らせる24時間支援の切れ目のない入所施設の存続を求める意見書	〃
〃 第9号	「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を求める意見書	〃
〃 第10号	障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の提言を尊重した障害者総合支援法の制定・実施を求める意見書	〃
〃 第11号	宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例	〃
〃 第12号	宮崎県がん対策推進条例	〃
〃 第13号	延岡南道路無料化を求める意見書	〃
〃 第14号	北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書	〃

議員発議条例、意見書、決議文、その他

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮崎県議会委員会条例（昭和31年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(常任委員会の名称等)</p> <p>第2条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務政策常任委員会</p> <p>ア <u>県民政策部</u>に関する事項</p> <p>イ～ク [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(常任委員会の名称等)</p> <p>第2条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務政策常任委員会</p> <p>ア <u>総合政策部</u>に関する事項</p> <p>イ～ク [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第120条関係）				別表（第120条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
[略]							
議会運営臨時会議	一般選挙による議員任期開始から議会運営委員会が組織されるまでの間において、議会の運営等に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び各会派代表者会議において選出された議員	議長	議会運営臨時会議	一般選挙による議員任期開始から議会運営委員会が組織されるまでの間において、議会の運営等に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び各会派代表者会議において選出された議員	議長
[略]							
宮崎県議会災害等対策協議会	大規模災害等の発生に際して、議会としての当面の対応に関する協議又は調整を行うこと。	全議員	議長	宮崎県議会災害等対策協議会	大規模災害等の発生に際して、議会としての当面の対応に関する協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
[略]							

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 高速道路のミッシングリンク解消に関する意見書

本県では近年、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生、新燃岳の大噴火など、度重なる災禍により県民の安全で安心な暮らしが脅かされるばかりか、これらの災禍により地域経済は一段と厳しさが増している。

また、東日本大震災を機に地震・津波対策の取組みが進められる中、南海トラフの想定震源域が日向灘沿岸部まで拡大されるなど、日向灘に面し長い海岸線を有する本県では、東南海・南海・日向灘地震への備えとして、「命の道」となる高速道路ネットワークの整備が急務となっている。

もとより、高速道路の整備は、国の成長戦略と整合性を図りつつ、国の責任において行うべきものであり、東日本大震災を経験した今、ミッシングリンクに起因する脆弱な地域の解消は、国策として最優先のプライオリティをもって対処すべき課題である。

しかしながら、本県の高速道路の供用率はいまだ全国最低ランクの約50%にとどまり、大規模災害時の救援ルートとして「命の道」となる東九州自動車道や九州中央自動車道には多くのミッシングリンクが残り、県土は災害に対して極めて脆弱な状況にある。さらに、高速道路の完成の目処が立たないことは、本県の長期的な地域づくり構想や経済復興策の立案においても大きな制約となっている。

このような中において、国の出先機関改革における地方整備局廃止の拙速な動きは、地方自治体をはじめ、地域住民にも大きな不安を与えるものである。

よって、国においては、今後の高速道路の整備に関して、下記の事項が実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 国土の根幹的な社会基盤施設である高速道路については、国の責任においてミッシングリンクを解消するため、整備目標年次を明確にし、着実に整備を推進すること。
- 2 ミッシングリンクに起因する地域の災害脆弱性を再点検のうえ、緊急性の高い箇所での早期整備を図るため、遅れている地方への高速道路関連予算の重点配分を行うこと。
- 3 基本計画区間の早期事業化のため、国土開発幹線自動車道建設会議等の整備計画区間への格上げのための法手続を早急に決定すること。
- 4 新規事業採択時の評価においては、交通量や時間短縮といった経済効率性の評価だけでなく、防災上の課題や広域的なネットワーク効果などを評価する手法について、被災地の事業のみならず、全国的に導入すること。
- 5 地方整備局の廃止や地方への移管については、社会資本整備が遅れている地方において、今後さらに整備が遅れるのではないかと懸念があるため、十分な議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
国土交通大臣	前田武志	殿
地域主権推進担当大臣	川端達夫	殿
内閣官房長官	藤村修	殿



## エネルギー基本計画の見直し等に対する意見書

新しい「エネルギー基本計画」を策定するため、経済産業省の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の基本問題委員会では、昨年12月に原子力発電への依存度をできる限り低減させること等を示した論点整理を行っている。

しかし、未曾有の福島原子力発電所における事故から1年が経過したにもかかわらず、核燃料サイクルそのものの是非をめぐっては方向性が全く定まっていなところである。さらに、未だ放射性物質の汚染により故郷に帰ることができない福島県民の問題や内部被曝への懸念などにより、原子力発電から自然エネルギーへの転換及び核燃料サイクルからの撤退を求める声は広がり続けている。

国におかれては、策定を進めている新しいエネルギー基本計画について、再生可能エネルギーを飛躍的に促進させる内容とするとともに、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

### 記

- 1 新しい「エネルギー基本計画」においては、自然エネルギーの活用を飛躍させ、原子力発電に依存しない社会を構築することを基本とすること。
- 2 「電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法」において、全量固定価格買取制度を早期に実施するとともに、適正な利潤を保障し大幅な普及にかなう制度とすること。
- 3 スマートグリッド（次世代送電網）を普及させ、自然エネルギーなど地域分散型の小規模電源の普及、電力の効率的な管理・分配を進めること。
- 4 電力9社による発電と送電網の運営を独占した閉鎖的な体制を抜本的に見直し、多様な発電事業者の参入を促し、地域の自然エネルギー導入が拡大するよう制度を構築すること。
- 5 総括原価方式の見直し、電気料金値上げの抑制、原子力発電に依存しない社会の実現に向けたプロセスの構築、核廃棄物・放射性物質の処理・管理を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路	孝弘	殿
参議院議長	平田	健二	殿
内閣総理大臣	野田	佳彦	殿
経済産業大臣	枝野	幸男	殿
内閣官房長官	藤村	修	殿
文部科学大臣	平野	博文	殿

## 父子家庭支援策の拡充を求める意見書

父子家庭が年々増えている中で、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えているが、父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差がある。

児童扶養手当法改正により、平成22年8月1日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなった。しかし、母子家庭が受けられる行政による支援制度の多くが、父子家庭では受けられない。

よって、国においては、対象が「母子家庭」に限られている諸制度に関して、「父子家庭」も対象とするとともに、速やかに下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子がともに暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。
- 2 母子寡婦福祉貸付金、高等技能訓練促進費等事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 殿
参 議 院 議 長	平 田 健 二 殿
内 閣 総 理 大 臣	野 田 佳 彦 殿
総 務 大 臣	川 端 達 夫 殿
厚 生 労 働 大 臣	小 宮 山 洋 子 殿
内 閣 官 房 長 官	藤 村 修 殿
男女共同参画担当大臣	中 川 正 春 殿

## 東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入処理を求める決議

昨年3月11日に発生した東日本大震災においては、大規模な津波により膨大な災害廃棄物が発生し、その量は、岩手県では1年間に排出される一般廃棄物の約11年分、宮城県では約19年分に相当するとされている。

震災から1年が経過し、被災地の復旧・復興に向けた取組が急がれるところであるが、被災地ではこれら廃棄物の処理能力が大幅に不足していることから、被災地以外での広域処理を推進することが必要になっており、このことについて国からも再三の要請がなされているところである。

全国的には、災害廃棄物に対する放射能汚染の不安などから、受入処理を決めた自治体が限られたものとなっているが、本県は、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の発生に際し、全国から多大な支援を受けたことを改めて認識し、被災地の復旧・復興に率先して、最大限の協力を行うべきである。

よって、本県議会は、知事が、東日本大震災で発生した災害廃棄物のうち、科学的な知見に基づく放射能の影響の検証がなされ、安全性が確認されたものを受け入れる姿勢を明らかにするとともに、受け入れ判断の主体である市町村長との意見交換を十分に行い、受け入れの検討に向けた市町村への働きかけを行うよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成24年3月22日

宮 崎 県 議 会

## 県議会のあり方に関する検討委員会の設置期限延長

平成23年6月定例県議会において議決した県議会のあり方に関する検討委員会の設置期限を下記のとおり延長する。

### 記

延長前の設置期限 平成24年3月31日まで

延長後の設置期限 平成24年6月30日まで

## 知的障がい者が安心して暮らせる24時間支援の切れ目のない入所施設の存続を求める意見書

障害者自立支援法では、入所施設の事業が、日中活動事業と居住支援事業とに分けられ、居住支援の報酬単価は、日中活動の3分の1であり、サービスの低下を招く恐れがあるものとなっている。

また、障害程度区分は、介護保険をモデルとして作成されたため、特に様々な特性を持つ知的障がい者には不適切であるとして、前政権時代から見直しの必要性が指摘されており、認定された障害程度区分によっては障害福祉サービスの利用が制限されている状況である。

さらに、報酬の日額払い方式は、利用者がその日によって日中活動の場を選べる利点があると言われているが、結果的には施設の不安定な経営状態を招き、サービスの質及び量の低下につながっている。

一方、判例において契約能力がないとされる知的障がい者がいるにもかかわらず、支援費制度の時代から、障害福祉サービスの利用契約は、本人と事業者間で締結されている。

よって、国においては、知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の存続のため、下記の事項について措置を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 知的障がいを持つ者が生涯を通して24時間切れ目のない安心して、快適に暮らせる入所施設を存続し、グループホーム・ケアホームを充実すること
- 2 現行の障害程度区分は廃止し、支援の必要度に応じた仕組みとすること
- 3 安定して継続的な支援が受けられる職員体制にすること
- 4 行政機関は、知的障がい者が自己選択権を行使できるよう、契約行為とその履行について責任を負うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	平 田 健 二 殿
内閣総理大臣	野 田 佳 彦 殿
財 務 大 臣	安 住 淳 殿
厚生労働大臣	小宮山 洋 子 殿
内閣官房長官	藤 村 修 殿

## 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書

今の日本は、「国民のこころの健康の危機」と言える状況にある。それは、平成23年7月6日、厚生労働省が、4大疾病（がん、脳卒中、心臓病、糖尿病）に新たに精神疾患を加えて5大疾病とする方針を決めたことにも表れている。この背景には、平成20年の患者調査で、糖尿病患者数237万人、がん患者数152万人などに対し、精神疾患の患者数は323万人と最も多く、国民に広く関わる疾患となっていること、また、毎年3万人を超える自殺者の約9割に何らかの精神疾患に罹患していた可能性があるとされていることがある。

厚生労働省は、平成20年度から21年度にかけて、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を設け、現状を網羅的に明らかにし、今後の望まれる施策を報告した。この報告をもとに、平成22年4月に当事者・家族、医療福祉の専門家及び学識経験者による「こころの健康政策構想会議」が設立された。この会議では、当事者・家族のニーズに応えることを軸に捉えて会議を重ね、現在の危機を早く根本的に改革する提言をまとめ、平成22年5月末に「こころの健康政策についての提言書」を厚生労働大臣に提出した。

この提言書では、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定が強く求められている。

よって、国においては、国民のこころの健康の増進を図るため、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	平 田 健 二 殿
内閣総理大臣	野 田 佳 彦 殿
厚生労働大臣	小宮山 洋 子 殿
文部科学大臣	平 野 博 文 殿
内閣官房長官	藤 村 修 殿

## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の提言を尊重した障害者総合支援法の制定・実施を求める意見書

平成21年12月、国において、障がい者に係る制度の集中的な改革を目指し、障がい者施策の推進に関し意見をまとめる障がい者制度改革推進会議が発足した。

この推進会議のもとに、障がい者、障がい者の家族、事業者、自治体首長、学識経験者等55名からなる障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が設けられ、応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法廃止後の障害者総合支援法の制定に向けて検討を重ね、昨年8月には、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨格提言」という。）が取りまとめられたところである。

骨格提言では、平成18年に国連が採択した「障害者権利条約」と、平成22年1月に国と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との間で結ばれた「基本合意文書」を前提とし、障がいのない市民との平等と公平、谷間や空白の解消、格差の是正等の6つの目標を障害者総合支援法に求めている。また、支援の対象となる障がい（者）の範囲や利用者負担の考え方、社会的入院の解消や地域間格差是正のための国の責務等についても盛り込まれている。

この骨格提言は、障がい者本人をはじめ、障がい者に関わる様々な立場から共通する思いを取りまとめたものである。

よって、国においては、すべての障がい者が、基本的人権を等しく享受する個人として尊重される社会を実現するため、骨格提言を最大限尊重し、障害者総合支援法を制定・実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	平 田 健 二 殿
内閣総理大臣	野 田 佳 彦 殿
財 務 大 臣	安 住 淳 殿
厚生労働大臣	小宮山 洋 子 殿
内閣官房長官	藤 村 修 殿

宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例

宮崎県防災対策推進条例（平成18年宮崎県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前	改正後
目次		目次
前文		前文
第1章 総則（第1条—第6条）	第1章 総則（第1条—第6条）	第1章 総則（第1条—第7条）
第2章 予防対策	第2章 予防対策	第2章 総合的な対策
第1節 地域防災力の強化（第7条—第11条）	第1節 地域防災力の強化（第7条—第11条）	第1節 予防対策
第2節 災害に強い地域づくり（第12条—第18条）	第2節 災害に強い地域づくり（第12条—第18条）	第1款 地域防災力の強化（第8条—第12条） 第2款 災害に強い地域づくり（第13条—第23条）
第3章 応急対策	第3章 応急対策	第2節 応急対策
第1節 応急体制の確立等（第19条—第25条）	第1節 応急体制の確立等（第19条—第25条）	第1款 応急体制の確立等（第24条—第30条）
第2節 避難対策（第26条—第28条）	第2節 避難対策（第26条—第28条）	第2款 避難対策（第31条—第33条）
第3節 緊急輸送対策（第29条・第30条）	第3節 緊急輸送対策（第29条・第30条）	第3款 緊急輸送対策（第34条・第35条）
第4節 二次災害の防止（第31条）	第4節 二次災害の防止（第31条）	第4款 二次災害の防止（第36条）
		第3節 復旧・復興対策（第37条—第39条）
		第3章 主な災害における減災対策
		第1節 風水害の拡大防止等（第40条—第44条）
		第2節 地震・津波災害の拡大防止等（第45条—第49条）



#### 第4章 復旧・復興対策（第32条―第34条）

#### 第4章 防災対策の総合的かつ計画的な推進等（第50条―第54条）

）

#### 第5章 風水害の拡大防止等（第35条―第40条）

##### 附則

宮崎県は、過去幾度も暴風、豪雨等により大きな被害を被ってきた。また、東南海・南海地震、日向灘地震等は、その周期などから発生の可能性が高まっていることに加え、霧島火山群も活動を続けている。

平成17年に宮崎県を襲った台風第14号は、多くの尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらした。このことにより、私たちは、災害の脅威とそれに対する防災対策の重要性を改めて認識させられたところである。

これまで、県においては、治山、治水対策等による災害に強い県土づくりや、県民の防災対策に関する意識の啓発、情報連絡体制の整備等、様々な対策を講じてきた。

##### 附則

宮崎県は、過去幾度も暴風、豪雨等により大きな被害を被ってきた。また、東南海・南海地震、日向灘地震等は、その周期等から発生の可能性が高まっていることに加え、霧島火山群も活動を続けている。

平成17年に宮崎県を襲った台風第14号は、多くの尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらした。このことにより、私たちは、災害の脅威とそれに対する防災対策の重要性を改めて認識させられたところである。

これまで、県においては、治山、治水対策等による災害に強い県土づくりや、県民の防災対策に関する意識の啓発、情報連絡体制の整備等、様々な対策を講じてきた。

しかし、平成23年3月11日に東北地方に未曾有の津波被害をもたらした東日本大震災の発生により、私たち県民は、本県でも発生しうる巨大災害の脅威と、想定にとらわれず自らが判断し実行する防災対策の必要性を強く感じたところである。

自然災害の発生は防げないが、県民一人ひとりが防災への高い意識と正しい知識を持ち、防災力を向上させることでその被害は減らすことが可能である。特に、長い沿岸部を有し、かつ、県土の大部分を中山間地域が占め、過疎化、少子・高齢化の進展等により地域

コミュニティの衰退が懸念される本県にあっては、地域の中でのつながりや地域間連携の強化を図ることが、災害を最小限に抑える大きな力となる。また、県民、事業者又は自主防災組織自らが自助及び共助を実践し、県、市町村等がこれらを支援しつつ公助を実施し、地域社会全体の防災力を向上させることが重要である。

これらの考え方を基本に、県をはじめ、県民、事業者、市町村、自主防災組織等が常に危機意識を持ち、それぞれの責務や役割を認識するとともに、相互の信頼関係や地域の絆を醸成しながら、連携及び協働し、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を推進することが必要である。

さらに、近年私たちの想定を上回る大規模かつ広域的な災害が発生していること等に鑑み、その拡大防止策等に取り組みとともに、災害に強い地域社会の実現に向けて本県の防災対策を総合的かつ計画的に推進していくことがより重要となっている。

このようことから、私たちは、県をあげて防災に取り組み、災害から県民の生命、身体及び財産を保護し、安心して生活できる県土を築くため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害から県民の生命、身体及び財産を保護す

災害を最小限に抑えるためには、これまで本県が取り組んできた防災対策の充実はもとより、県をはじめ、県民、事業者、市町村等が、「自助」、「共助」、「公助」の考え方を基に、危機意識を常に持ち、それぞれの責務や役割を認識するとともに、相互の信頼関係を醸成し、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を推進することが必要である。特に、風水害については、近年私たちの想定を上回るような災害が発生していることから、その拡大防止策等に取り組みことがより重要となっている。

このようことから、私たちは、県をあげて防災に取り組み、災害から県民の生命、身体及び財産を保護し、安心して生活できる県土を築くため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害から県民の生命、身体及び財産を保護す

るため、防災対策に関し、県、市町村、県民及び事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、災害の未然防止、拡大防止及び復旧・復興に関する対策の基本となる事項を定めることにより、災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) [略]

(県の責務)

第3条 [略]

2～7 [略]

8 [略]

(市町村の役割)

第4条 [略]

2 [略]

るため、防災対策に関し、県、市町村、県民、事業者及び自主防災組織の責務又は役割を明らかにするとともに、災害の未然防止、拡大防止及び復旧・復興に関する対策の基本となる事項を定め、本県の防災対策を総合的かつ計画的に推進することにより、災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) [略]

(9) 地域防災計画等 地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県が、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て作成する県の地域に係る防災に関する計画をいう。

—

(県の責務)

第3条 [略]

2～7 [略]

8 県は、災害の発生時において業務を継続し、又は早期に復旧させるための計画を策定するものとする。

9 [略]

(市町村の役割)

第4条 [略]

2 [略]

3 市町村は、実効性のある自主防災体制を確立するため自主防災

組織の加入率の向上及び活動の支援に努めるものとする。

4 [略]

5 市町村は、災害時要援護者について、日常からの見守り、被害軽減対策を進めるとともに、避難誘導、介助その他の避難時の困難を軽減する対策を講ずるよう努めるものとする。

6 市町村は、災害の発生時において業務を継続し、又は早期に復旧させるための計画の策定に努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 [略]

2 県民は、防災訓練等に積極的に参加する等防災対策に関する知識及び技能の習得並びに情報の収集に努めるとともに、地域での防災力を高めるため、自主防災組織、ボランティア等が実施する防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3～5 [略]

(事業者の責務)

第6条 [略]

2・3 [略]

4 事業者は、災害が発生したときに備え、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めるものとする。

(1) 事業を継続し、又は早期に復旧するための計画の策定

(2) ～(7) [略]

5 [略]

(自主防災組織の役割)

3 [略]

4 市町村は、災害時要援護者について、避難誘導、介助等を行うなど避難時の困難の軽減に配慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 [略]

2 県民は、防災訓練等に積極的に参加する等防災対策に関する知識及び技能の習得並びに情報の収集に努めるとともに、自主防災組織、ボランティア等が実施する防災活動に自主的に参加するよう努めるものとする。

3～5 [略]

(事業者の責務)

第6条 [略]

2・3 [略]

4 事業者は、災害が発生したときに備え、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めるものとする。

(1) ～(6) [略]

5 [略]

第7条 自主防災組織は、県及び市町村が実施する防災に関する施策が円滑に推進されるよう支援及び協力をするものとする。

2 自主防災組織は、災害時において、地域住民が迅速かつ的確に対処できるように防災訓練を行うとともに、その構成員を、市、市町村及び防災関係機関が行う防災訓練等に積極的に参加させるよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市、市町村、防災関係機関及び災害時要援護者団体に関わる団体と連携しながら、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるものとする。

## 第2章 総合的な対策

### 第1節 予防対策

#### 第1款 地域防災力の強化

(防災情報の提供)

第8条 [略]

(防災訓練等の実施)

第9条 [略]

2 県は、災害発生時において、職員が迅速かつ的確に対処することができよう防災訓練等を行い、職員の防災対策に関する職務の習熟及び防災意識のより一層の高揚を図るものとする。

(防災に関する教育の実施)

第10条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び第124条に規定する専修学校並びに児童福祉法（昭和22年法

## 第2章 予防対策

### 第1節 地域防災力の強化

(防災情報の提供)

第7条 [略]

(防災訓練等の実施)

第8条 [略]

(防災に関する教育の実施)

第9条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7

条に規定する保育所の設置者は、幼児、児童及び生徒が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時において自己の安全を確保するための適切な対応ができるようにするため、防災に関する教育の実施に努めるものとする。

2 [略]

(人材の育成)

第10条 県は、自主防災組織及びボランティアによる防災活動が効果的に行われるよう、市町村等と連携して、防災リーダー（自主防災組織による防災活動において適切な指示を与える等当該自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。）、ボランティアコーディネーター（ボランティアによる防災活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整等を行う者をいう。）等の育成に努めるものとする。

(宮崎県防災の日)

第11条 県民、事業者、自主防災組織等の防災に関する理解を深め

律第164号 第39条第1項に規定する保育所（以下「学校等」という。）の設置者は、幼児、児童、生徒及び学生が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時において自己の安全を確保し、他者と助け合って適切な対応ができるようにするため、防災に関する教育の実施に努めるものとする。

2 [略]

3 県は、前2項に規定する防災に関する教育が円滑に実施されるよう支援するものとする。

(自主防災組織の育成)

第11条 県は、災害時において住民が助け合うことのできる地域社会を形成するため、市町村による自主防災組織の育成に関する取組の支援に努めるものとする。

(人材の育成)

第12条 県は、県民への災害に対する危機意識の啓発をはじめ、自主防災組織及びボランティアによる防災活動が効果的に行われるよう、市町村等と連携して、防災リーダー（防災士又は自主防災組織による防災活動において適切な指示を与える等当該自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。）、ボランティアコーディネーター（ボランティアによる防災活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整等を行う者をいう。）等の育成に努めるものとする。

るとともに、防災活動の一層の充実を図るため、宮崎県防災の日を設ける。

2 前項の宮崎県防災の日は、知事が定める。

第2節 災害に強い地域づくり

(広域的避難等)

第12条 [略]

2 [略]

(災害時要援護者に対する避難誘導等)

第13条 [略]

るとともに、防災活動の一層の充実を図るため、宮崎県防災の日を設ける。

第2款 災害に強い地域づくり

(広域的避難等)

第13条 [略]

2 [略]

3 県は、大規模かつ広域的な災害に備え、県内外の地域間協力を得られる体制の整備に努めるものとする。

(災害時要援護者に対する避難誘導等)

第14条 [略]

2 市町村は、災害が発生した場合に備え、福祉避難所（災害時要援護者であって避難場所での生活において特別な配慮を必要とするものが避難することができ施設をいう。）の指定に努めるものとする。

(医療救護体制の整備)

第15条 県は、災害が発生した場合に備え、広域的な医療及び救護の体制の整備に努めるものとする。

2 市町村は、災害が発生した場合に備え、医療に関する情報の収集及び伝達の体制の整備、救護所の設置場所の選定その他の医療及び救護の体制の整備に努めるものとする。

3 県は、市町村が前項の規定を実施するために必要な支援を行う

(建築物の安全性の確保)

第14条 県民及び事業者は、住居の用に供する建築物を建築する場合は、当該建築物を建築する区域の災害の危険性を調査し、及び把握するとともに、必要な防災対策を行うよう努めるものとする。

2～4 [略]

よう努めるものとする。

(建築物の安全性の確保)

第16条 県は、市町村と連携して昭和56年5月31日以前に着工された建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発を行い、当該建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努めるものとする。

2 県民及び事業者は、住居の用に供する建築物を建築する場合は、当該建築物を建築する区域の災害の危険性を調査し、及び把握するとともに、必要な防災対策を行うよう努めるものとする。

3～5 [略]

(孤立地区対策)

第17条 市町村は、孤立地区（災害が発生した場合に交通が途絶するおそれがある地区をいう。次項において同じ。）における通信の途絶に備え、情報の収集及び伝達の手段を確保するとともに物資の備蓄その他地域の特性に応じた必要な措置を実施するよう努めるものとする。

2 市町村は、県及び防災関係機関と連携して孤立地区の発生に備え、住民生活に必要な物資等を輸送する手段の確保に努めるものとする。

3 県は、市町村が前2項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(防災上必要な道路等の安全確保)

第15条 [略]

(防災上必要な道路等の安全確保)

第18条 [略]



(生活に不可欠な施設の安全性確保等)

第16条 [略]

(火災の予防)

第17条 [略]

(事業者等との協定)

第18条 [略]

第3章 応急対策

第1節 応急体制の確立等

(応急体制の確立)

第19条 [略]

2・3 [略]

(生活に不可欠な施設の安全性確保等)

第19条 [略]

(消防団等の充実)

第20条 市町村は、地域の防災対策において重要な役割を担っている消防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。

2 県は、市町村が前項の規定を実施するために必要な支援を行うものとする。

3 県は、消防非常備町村に対し、必要な助言及び技術的な支援を行うよう努めるものとする。

(火災の予防)

第21条 [略]

(事業者等との協定)

第22条 [略]

(物資、資材等の計画的な備蓄)

第23条 県及び市町村は、災害応急対策に必要な物資、資材及び機材を計画的に備蓄し、整備し、又は点検するよう努めるものとする。

第2節 応急対策

第1款 応急体制の確立等

(応急体制の確立)

第24条 [略]

2・3 [略]

4 県は、大規模かつ広域的な災害時において地域間における基本的な相互協力の調整に努めるものとする。

(情報連絡体制の確立)

第25条 [略]

2 市町村は、災害が発生した場合に備え、災害発生時における被害の状況、避難の状況、住民の安否の状況その他の必要な事項に関する情報の収集及び伝達のための体制の整備に努めるものとする。

(応急対策に必要な土地等の確保)

第26条 [略]

(応急仮設住宅の供与)

第27条 [略]

(ボランティア活動の支援)

第28条 県は、災害が発生した場合において、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、市町村、防災関係機関等と連携して、ボランティアの受入れ体制の整備、宿泊場所、物資、資材及び機材の提供その他のボランティア活動の支援に努めるものとする。

(公衆衛生の確保)

第29条 [略]

(帰宅困難者等への情報の提供)

第30条 [略]

(情報連絡体制の確立)

第20条 [略]

(応急対策に必要な土地等の確保)

第21条 [略]

(応急仮設住宅の供与)

第22条 [略]

(ボランティア活動の支援)

第23条 県は、災害が発生した場合において、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、市町村、防災関係機関等と連携して、ボランティアの受入れ体制の整備、資材、機材及び物資の提供その他のボランティア活動の支援に努めるものとする。

(公衆衛生の確保)

第24条 [略]

(帰宅困難者等への情報の提供)

第25条 [略]

第2節 避難対策

第2款 避難対策

(避難情報への留意等)

第26条 県民は、災害対策基本法等に基づき市町村長等が発する避難準備情報、避難勧告、避難指示その他の災害に関する情報に留意し、ハザードマップの活用等により速やかに避難するよう努めるとともに、市町村長等が避難勧告又は避難指示の解除を行うまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。

(津波からの避難)

第27条 津波による被害の発生が予想される地域に居住する住民等は、津波に関する予報が発表された場合又は津波による被害の発生が予想される場合において、高台その他の津波による被害の発生が予想される区域以外の場所へ直ちに避難するものとする。

(避難所の運営体制等)

第28条 県は、市町村が行う避難地及び避難所の確保並びに避難所の運営体制の整備を支援するものとする。

(避難情報への留意等)

第31条 県民は、災害対策基本法等に基づき市町村長等が発する避難準備情報、避難の勧告及び指示その他の災害に関する情報に留意し、互いに助け合いながらハザードマップの活用等により速やかに避難するよう努めるとともに、市町村長等が避難の勧告又は指示の解除を行うまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。

(避難計画の策定)

第32条 市町村は、災害が発生した場合に備え、県、自主防災組織、防災関係機関及び避難計画の策定に関わる団体と連携して、災害対策基本法等に基づき避難の勧告及び指示並びに避難準備情報の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を災害及び地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする。

(避難所の運営体制等)

第33条 県は、市町村が行う避難地及び避難所の確保を支援するものとする。

2 県は、市町村が行う避難所の迅速な開設及び円滑な運営のためのマニュアルの策定及びその実施の支援に努めるものとする。

2 [略]

第3節 緊急輸送対策

(緊急輸送体制の整備)

第29条 [略]

(緊急通行車両の通行の確保等)

第30条 [略]

第4節 二次災害の防止

第31条 [略]

2～4 [略]

5 県民は、地震が発生した場合において、火気の使用を停止する等火災の発生防止に努めるものとする。

6 地震により被害を受けた建築物及び宅地の所有者及び管理者は、当該建築物及び宅地が余震により倒壊すること等から生ずる二次災害を防止するため、市町村が実施する応急危険度判定（建築物の被害の状況を調査し、二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。）に協力するとともに、その判定結果に応じて、避難し、又は応急の補強等の対策を実施するよう努めるものとする。

第4章 復旧・復興対策

3 [略]

第3款 緊急輸送対策

(緊急輸送体制の整備)

第34条 [略]

(緊急通行車両の通行の確保等)

第35条 [略]

第4款 二次災害の防止

第36条 [略]

2～4 [略]

5 県民は、災害に対して常に危機意識を持ち、二次的な人的被害を防止するため主体的に正確な情報を把握するよう努めるものとする。

第3節 復旧・復興対策

(生活に不可欠な施設の復旧)

第32条 [略]

(復興計画の策定及び復興対策の実施)

第33条 [略]

(協働による復旧・復興)

第34条 [略]

第5章 風水害の拡大防止等

(総合的対策の実施)

第35条 県は、風水害に関する総合的な対策を推進するものとする

。

(市町村への支援等)

第36条 [略]

(危険箇所所周知等)

第37条 [略]

(風水害対策に関する知識及び情報の収集)

第38条 [略]

(風水害に関する調査研究等)

第39条 [略]

(施設管理者等の責務)

第40条 [略]

2 森林の所有者及び管理者は、風水害に強い県土の形成を図るため、立木の伐採後は速やかに植栽を行うなど適正な森林の管理に努

(生活に不可欠な施設の復旧)

第37条 [略]

(復興計画の策定及び復興対策の実施)

第38条 [略]

(協働による復旧・復興)

第39条 [略]

第3章 主な災害における減災対策

第1節 風水害の拡大防止等

(市町村への支援等)

第40条 [略]

(危険箇所所周知等)

第41条 [略]

(風水害対策に関する知識及び情報の収集)

第42条 [略]

(風水害に関する調査研究等)

第43条 [略]

(施設管理者等の責務)

第44条 [略]

2 森林の所有者及び管理者は、風水害に強い県土の形成を図るため、立木の伐採後は速やかに植栽を行う等適正な森林の管理に努

努めるとともに、国、県、市町村等が推進する治山のための対策等に積極的に協力するよう努めるものとする。

めるとともに、国、県、市町村等が推進する治山のための対策等に積極的に協力するよう努めるものとする。

## 第2節 地震・津波災害の拡大防止等

### (危険箇所の周知)

第45条 県は、地震による津波、地盤の液状化により、著しい被害の発生が予想される危険箇所を明らかにし、当該危険箇所を県民等に周知するよう努めるものとする。

2 市町村は、地震・津波に関するハザードマップ等により危険予想地域を明らかにし、当該危険予想地域を住民に周知するよう努めるものとする。

### (重要な施設の電源維持)

第46条 県は、震災時において災害情報の伝達等の用に供される重要な施設で県が管理するものについて、電源の維持が確保されるよう努めなければならない。

### (地震・津波に強いまちづくりの推進)

第47条 県は、国、市町村及び防災関係機関と連携して、公共施設の耐震化及び不燃化を推進するとともに、地震・津波に対する防災に配慮した道路、公園、河川、港湾等の都市基盤施設の整備、土地利用の誘導等を通じて、地震・津波に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

### (津波からの避難)

第48条 市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所の選定、避難経路の確保その他住民の迅速かつ

円滑な避難を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとし、県は、その実施のために必要な支援を行うものとする。

2 津波による被害の発生が予想される地域に居住する住民等は、津波に関する予報が発表された場合又は津波による被害の発生が予想される場合において、高台その他の津波による被害の発生が予想される区域以外の場所へ直ちに避難するものとする。

(被害の拡大防止)

第49条 県民は、地震が発生した場合において、火気の使用を停止する等火災の発生防止に努めるものとする。

2 地震により被害を受けた建築物及び土地の所有者及び管理者は、当該建築物及び土地が余震により倒壊すること等から生ずる二次災害を防止するため、市町村が実施する応急危険度判定（建築物の被害の状況を調査し、二次災害発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。）に協力するとともに、その判定結果に応じて避難し、応急の補強等の対策を実施するよう努めるものとする。

3 県民は、地震により、地盤の液状化等による建築物又は公共土木施設等の構造物の倒壊等の危険を察知したときは、直ちに当該危険箇所から離れ、安全な場所に自主的に避難するものとする。この場合において、自らの安全の確保又は避難に支障がない限り、周辺住民等への危険の周知及び県、市町村等への通報に努めるものとする。

第4章 防災対策の総合的かつ計画的な推進等

(防災対策の推進)

第50条 県は、国、市町村、防災関係機関及び県民と連携し、及び協働して、地域防災計画等に基づき防災対策を的確かつ円滑に実施するよう努めるものとする。

(目標の設定、実施状況の点検等)

第51条 県は、災害に強い県土づくりの推進と地域及び県民一人ひとりの防災力向上を図るため、県の防災対策に関する数値目標を定め、及び公表するものとする。

2 県は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、その結果を公表するとともに、地域防災計画等の見直しに当たっては、県民の意見を反映するものとする。

(防災対策の点検)

第52条 県民、自主防災組織、事業者、学校等は、自らの防災訓練等を通じて防災対策を定期的に点検するよう努めるものとする。

(県民防災意識の把握)

第53条 県は、県民の災害に対する危機意識及び県が実施する防災対策の実効性を確認するため、県民の防災意識の把握に努めるものとする。

(宮崎県防災の日)

第54条 県民、事業者、自主防災組織等の防災に関する理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、宮崎県防災の日を設ける。



2 前項の宮崎県防災の日は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 宮崎県がん対策推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策に関する県の責務等を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者等の支援その他のがん対策に関する基本的な事項を定めることにより、がん対策を総合的に県民とともに推進することを目的とする。

### (県の責務)

第2条 県は、国、市町村、医療機関、医療関係団体及びがん患者、その家族等で構成される民間団体その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）と連携を図りつつ、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項の規定により県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の特性に応じた施策を実施するものとする。

### (市町村の役割)

第3条 市町村は、県及び関係団体等と連携し、がんの予防及び早期発見に関する施策の推進に努めるものとする。

### (保健医療関係者の役割)

第4条 がんの予防又はがん医療（科学的な根拠に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。）に携わる者（以下「保健医療関係者」という。）は、がん患者及びその家族の意向を尊重した適切で質の高いがん医療を提供するとともに、県及び市町村のがん対策に協力するよう努めるものとする。

2 保健医療関係者は、がん患者、その家族等に対し、これらの者が求めるがんに関する情報の提供に努めるものとする。

### (県民の役割)

第5条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるものとする。

2 県民は、市町村及び医療機関が実施するがん検診を積極的に受けるよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができ、従業員本人又はその家族ががん<sup>り</sup>に罹患した場合は、安心して

治療し、若しくは療養し、又は看護し、若しくは介護することができよう環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村のがん対策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第7条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、関係団体等と連携し、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- (1) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に關する正しい知識の普及及び啓発
- (2) 学校、病院、官公庁その他の公共性の高い施設における禁煙又は分煙の促進
- (3) 前号に規定する施設以外の多数の者が利用する施設における受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）の防止対策の促進
- (4) がんの早期発見の重要性に關する知識の普及及び啓発
- (5) 市町村等と連携した県民のがん検診<sup>ウ</sup>の受診率の向上及び早期発見のための検査の充実
- (6) 性別による特有のがん及びがん<sup>ウ</sup>に罹患しやすい年齢を考慮したがんの予防に關する正しい知識の普及及び啓発
- (7) がんの予防に効果があると認められる予防接種の推進
- (8) 前各号に掲げるもののほか、県内におけるがんの予防及び早期発見のために必要な施策

(がん医療の充実)

第8条 県は、がん診療連携拠点病院等と連携し、がん患者が適切ながん医療を受けよう、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- (1) がん診療連携拠点病院の整備及び機能強化
  - (2) がん診療指定病院の整備及び機能強化
  - (3) 前2号に規定する病院相互間及び前2号に規定する病院とその他の医療機関との連携及び協力の推進
  - (4) 診断、手術、放射線療法、化学療法、リハビリテーションその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、県内におけるがん医療向上のために必要な施策
- (緩和ケアの推進)

第9条 県は、がん患者が治療の初期の段階からその病状等に応じた緩和ケア（がん患者の身体的又は精神的な苦痛の緩和、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護、相談その他の行為をいう。以下同じ。）を受けられるよう、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- (1) 緩和ケアチーム、緩和ケア外来及び緩和ケア病棟の整備の促進
- (2) 緩和ケアの継続的な提供のための関係機関相互間の連携協力体制の強化に関する支援
- (3) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成及び確保並びに当該医療従事者に対する研修の確保に関する支援
- (4) 在宅で緩和ケアを受けられることができる体制整備の支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの推進のために必要な施策

(在宅医療の推進)

第10条 県は、がん患者が家庭又は地域での療養を選択できるよう、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- (1) 在宅でのがん医療の提供のための診療所、訪問看護事業所、薬局等の間の連携協力体制の強化に関する支援
  - (2) 在宅でのがん医療に携わる医療従事者の育成及び確保に関する支援
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、在宅でのがん医療の推進のために必要な施策
- (がんに関する教育の推進)

第11条 県は、がんに関する知識及びがんの予防につながる望ましい生活習慣を身に付けられるよう学校における健康教育の充実を努めるものとする。

(がん患者及びその家族等に対する支援)

第12条 県は、がん患者の生活の質の向上及びがん患者、その家族等の精神的又は社会生活上の不安等の軽減のため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- (1) がん患者、その家族等に対するセカンドオピニオン（診断又は治療に関して担当医師以外の医師の意見を聞くことをいう。）を含めた相談支援体制の整備
- (2) がん患者、その家族等により構成される民間団体その他の関係団体のがん対策に資する活動に対する支援

(3) 前2号に掲げるもののほか、がん患者の生活の質の向上及びがん患者、その家族等の精神的又は社会生活上の不安等の軽減のために必要な施策

(がん登録の推進)

第13条 県は、がん医療の向上に役立てるため、がん登録（がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するためにがんに係る情報を登録する制度をいう。以下同じ。）を推進するよう努めるものとする。

2 がん登録を実施する機関は、登録した情報をその利用目的の達成に必要な範囲を超えて用いることがないようにする等がん患者に係る個人情報<sup>り</sup>の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(がん医療に関する情報の収集及び提供)

第14条 県は、がん医療に関する情報の収集及び県民への提供のために必要な施策の推進に努めるものとする。

2 県は、がん医療に関して医療機関が行う情報の提供の充実のために必要な施策の推進に努めるものとする。

(県民運動の推進)

第15条 県は、関係団体等と幅広く連携し、がん対策に対する県民の理解及び関心を深めるための取組の推進に努めるものとする。  
(財政上の措置)

第16条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の見直し)

2 県は、実情に応じてこの条例の検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

## 延岡南道路無料化を求める意見書

公共交通機関の利便性が低く、自動車に頼らざるを得ない本県にとって、道路は、県民の日常生活を支えるとともに、緊急搬送など命をつなぐための「命の道」としても、非常に重要な地域社会の基盤となる社会資本である。

本県の北部に位置する延岡市から門川町を結ぶ延岡南道路は、国道10号の慢性的な交通渋滞を解消するため、将来的には東九州自動車道の一部を形成する自動車専用的一般有料道路として平成2年に整備されたところである。

しかしながら、距離に対する料金の割高感もあって利用者が伸び悩んでおり、国道10号の渋滞緩和につながらない状況となっているほか、当該国道やこれに平行する県道を通学路として利用する児童生徒等の安全な通行を確保する観点からも、沿線自治体を中心に繰り返し無料化を求める提言を行っていたところである。

このような中、平成22年6月には高速道路の無料化社会実験がスタートしたが、実験開始後の交通量は全国でもトップクラスの伸び率を示し、物流や人の交流に大きな効果が見られたところであり、また、国道10号の土々呂地区では交通量が約35%減少し渋滞緩和が図られ、歩行者の安全性確保や防災・緊急医療などにおいても地域住民の生活に多大な貢献を果たした。

東日本大震災の復興費用確保のため無料化社会実験を凍結したことには理解を示すものの、延岡南道路は、地理的な制約などから国道10号の大幅な拡幅が困難なこともあってバイパス道路として整備されたものであり、無料化実験前の相当以前から沿線自治体を中心に無料化の提言がなされてきたことを鑑みた場合、その無料化は、国が進めようとしていた高速道路無料化の延長線上にあるのではなく、別個の政策として考えることが適当である。

よって、国においては、延岡南道路無料化について、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
財務大臣	安住淳	殿
国土交通大臣	前田武志	殿
内閣官房長官	藤村修	殿
国家戦略担当大臣	古川元久	殿

## 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致事件の発生から既に30年以上が経過し、平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認めてから、今年でちょうど10年目の節目を迎える。

この間、政府においては、拉致問題対策本部が設置されて一体的な取組みが進められてきたが、5人の拉致被害者とその家族が帰国した以外には、特別な進展がない状況が続いている。

2月24日に北京で行われた北朝鮮の核問題を巡る米朝高官協議においても、米国が日本人拉致問題を取り上げたが、北朝鮮に「前向きな反応はなかった」とのことである。

北朝鮮による日本人拉致問題は、重大な人権侵害であるとともに、我が国に対する主権の侵害でもあるが、北朝鮮は納得のいく説明をすることもなく、いまだ不誠実な態度をとり続けている。

拉致被害者及びご家族には、高齢の方も多くなっており、拉致問題の解決のためには一刻の猶予もないことを政府は認識すべきである。

よって、政府においては、昨年12月の金正日総書記の死去に伴う体制交代を機に、北朝鮮による人権の侵害をさらに一層広く世界に訴えるとともに、強固な国際連携のもと、北朝鮮に対して拉致被害者の再調査を強く求めるなど、全ての拉致被害者の早期帰国の実現に向け全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
外務大臣	玄葉光一郎殿
拉致問題担当大臣	松原仁殿
内閣官房長官	藤村修殿

請 願 一 覽 表



委員 会	請        願		計	備    考
	新    規	繼    続		
総 務 政 策	1	—	1	
厚          生	4	2	6	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	5	2	7	

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第14号	受理年月日	平成24年3月1日
請願者 住所・氏名	日向市財光寺1332-8 宮崎県知的障害者施設保護者会連絡協議会 会長代行 重石 隆義		
請願の件名	<p>理由</p> <p>知的障害を持つ者（以下、「本人」）は、障害の状況を問わず生涯を通じた24時間切れ目の無い支援と見守りがなければ1人で生き難い障害の特性を持っています。</p> <p>自立支援法による施設の体系では昼夜分離の事業となり、生活支援を最も必要とする朝夕を含む施設入所支援の報酬単価（支援の質量）が、日中活動の3分の1という不合理で矛盾した制度は、支援の低下と共に施設利用者への蔑視ともなります。</p> <p>入所施設こそ、本人の生涯を通じた24時間切れ目の無い「家庭（終の棲家）」として、地域福祉の拠点と位置づけ活用すべき社会資源です。その意味において、より豊かな生活が享受できる施設を存続すると共にグループホーム・ケアホームを充実するべきです。なお、支援不足による長期施設入所を余儀なくされているのではなく、本人及びその家族が長期の利用を必要としていることも付け加えておきます。</p> <p>また、入所施設福祉支援の不足による長期の在宅を余儀なくされている現状にも目を向けるべきです。</p> <p>障害福祉サービスの必要性を明らかにするとされている障害程度区分は、介護保険との一元化を前提とする介護認定をモデルとして作成されたため、特に様々な特性を持つ本人にとって、不適切として前政権時代から見直しが指摘されています。また、障害程度区分と報酬単価（支援の質量）に結びつけ、更に障害福祉サービスの制限等により暮らし方まで制限するのは人権侵害です。それにも関わらず障害程度区分の廃止は現在でも実現しないままとなっています。</p> <p>一人ひとりの特性にあった必要な支援が明らかになる仕組みに</p>		

変えるべきです。

障害福祉サービスの日額制は、利用者がその日によって日中活動の場を選べる利点があると言われていますが、結果的には施設の不安定な経営状態を招き支援の質量ともに低下することに繋がっています。特定費用（食事等実費負担）を除く報酬については、月額制とし安定した支援が受けられるようにすべきです。

司法例において、多くの知的障害を持つ者には契約能力がないと判断されているにもかかわらず、支援費制度から障害福祉サービスの利用契約が本人と事業者間で行われているところです。利用契約の当事者として市町村が位置づけられていない現行法は、どのような障害福祉サービスを、どの程度利用するか判断は本人及びその家族等が行うこととし利用契約は国及び地方自治体と事業者間で行うべきです。

貴県議会におかれましても知的障害者が安心して暮らせる入所施設の設置を求める下記の事項について、政府に意見書を提出して下さるようお願いいたします。

#### 記

- 1 知的障害を持つ者が生涯を通して24時間切れ目のない安心して、快適に暮らせる入所施設を存続し、グループホーム・ケアホームを充実すること
- 2 現行の障害程度区分は廃止し、支援の必要度に応じた仕組みとすること
- 3 安定して継続的な支援が受けられる職員体制にすること
- 4 行政機関は、自己選択権の行使が実現できるよう、契約行為とその履行について責任を負うこと

紹介議員	松村 悟郎 鳥飼 謙二 新見 昌安 田口 雄二
摘要	

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第15号	受理年月日	平成24年3月1日
請願者 住所・氏名	宮崎市大和町134-2 全日本年金者組合宮崎県本部 執行委員長 津守 信弘		
請願の件名	<p>公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願</p> <p>日夜を分かたぬ県民生活向上のためのご尽力に敬意を表します。</p> <p>さて、政府は税と社会保障の一体改革の中で私たちの生活にかかわる多くのことを改悪しようとしています。</p> <p>特に年金の「特例水準解消・2.5%削減」は次のように絶対容認できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 10年も前の措置をあたかも借金であるかのように見立てるのは不当であり、消滅時効に相当する措置を取るべきです。</li> <li>2 特例措置分は2004年の法改正において、物価が上昇する状況の中で解消することとしており、この約束にも反します。</li> <li>3 高齢者の生活実体をまったく無視した暴挙です。この削減を行えば、消費はさらに冷え込みます。</li> <li>4 年金のほとんどが地域で消費されることを考えれば、地域経済を縮小することになります。</li> <li>5 全国的にはデフレ脱却はあっという間に困難になります。</li> </ol> <p>かかる影響を勘案いただき、貴議会において、地方自治法第99条に基づく下記事項の意見書を国に提出いただくよう請願します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公的年金の「特例水準解消・2.5%削減」は行わないこと</li> </ol>		
紹介議員	鳥飼 謙二 凶師 博規 前屋敷恵美		
摘要			

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第16号	受理年月日	平成24年3月2日
請願者住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 消費税廃止宮崎県各界連絡会 前 孝秀		
請願の件名	<p>消費税増税に反対する旨の意見書を国に提出することを求める請願</p> <p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>政府・民主党の「国民生活が第一」の公約の下で、国民生活は日に日に窮地へと追いやられています。昨年9月には完全失業者数が275万人にも上り、働いても貧困から抜け出せない「ワーキングプア」の問題はますます深刻化しています。就業者における非正規社員の割合は34.4%にも及び、年収200万円以下の給与所得者は5年連続で1,000万人を超えました。その中で昨年には生活保護の利用者数も過去最多となる205万人を超えるなど、今ほど公約に基づいた貧困と格差を無くす救済策が求められているときはありません。</p> <p>また、長引く不況で赤字経営を余儀なくされている中小・零細業者の間には、高すぎる国保料（税）や年金保険料、住民税や消費税といった支払いが重くのしかかり、「食えば払えず、払えば食えず」の事態にも限界が及んでいます。</p> <p>1991年に450万人も存在した事業所得者が2007年に222万人にも激減したことは、ルール無き資本主義経済の中で財界・大企業だけを優遇し続け、弱者切り捨ての政策を推し進めてきた政治に責任があることは明白です。</p> <p>そんな中、昨年9月に発足した野田内閣は「税と社会保障の一体改革」を打ち出し、東日本大震災からの復興を口実とした庶民増税に加え、公約違反かつ国民の世論を軽視した形で消費税の増税を断行する構えです。</p> <p>この消費税増税問題は、東日本大震災で家屋や店舗・工場など</p>		

あらゆる資産を失われた被災者にも重くのしか掛かることは勿論、景気をいっそう冷え込ませるだけの大衆課税であり断じて許せることではありません。政府・与党は「社会保障の財源」として国民の理解を得ようとしています。これまでの消費税込が大企業減税の穴埋めに使われてきたことは明白であり、今回の増税分が社会保障に使われる保障はどこにもありません。そもそも消費税は社会保障の財源として最も相応しくない税金です。

全国知事会を含む地方6団体は、「消費税の引き上げを含む税制の抜本改革の必要性」を主張していますが、既存の税制を応能負担の原則に基づいたあるべき姿に正し、毎年5兆円にも及ぶ軍事費の他に政党助成金の廃止など、歳出の見直しを徹底的に行えば消費税を引き上げる必要はまったくありません。

以上の趣旨にご理解を賜り、国に対し増税反対の意見書を提出して下さい。

紹介議員	鳥飼 謙二  凶師 博規  前屋敷恵美  有岡 浩一
摘要	

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第17号	受理年月日	平成24年3月2日
請願者住所・氏名	宮崎市鶴島2丁目9-6 NPOハウス201号 特定非営利活動法人 宮崎県精神福祉連合会 理事長 立本 久子		
請願の件名	<p>「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択に関する請願</p> <p>請願理由</p> <p>国民が幸せな人生を送るためには、健康問題が一番重要な問題です。健康はご存じのように、体とこころの両方が健康であって初めて健康です。</p> <p>今、こころの健康問題が深刻な事態となっています。厚生労働省の「患者調査」によると、2008年の精神科受診者は323万人です。これは国民の40人に1人です。この人数は、糖尿病237万人、がん152万人など主要疾患を上回る最大の患者数です。うつ病は100万人を超えています。国民の少なくみても5人に1人は一生に一度は精神疾患にかかると言われていています。</p> <p>また自殺は14年連続3万人台です。日本の自殺はイギリスの3倍で、先進諸国最大の自殺大国となっています。自殺の多くの背景には精神疾患があります。引きこもりは、厚生労働省の公式発表では80万人で予備軍は150万人です。虐待や依存症問題など、国民のこころの健康問題は危機的状況です。</p> <p>精神疾患やこころの健康問題は、国民一人一人にとって切実な問題となっています。同時に、この問題は、社会や経済活動からみても重要な問題となっています。世界的権威ある科学雑誌「ネイチャ」（2011年10月発売）によると、EUでは精神疾患に損失は88兆円と日本の国家予算に匹敵する額となっています。</p> <p>そのため先進諸国では、医療の中で、精神医療を最重要課題と位置づけて対策を強めています。イギリスでは自殺が10年間で</p>		

15.7%減らしています。

日本では精神保健医療改革を本格的に進めなければ、少子高齢化のピークを迎える2025年には30兆円の社会経済的損失になると予想されています。

このような中で、厚生労働省は今年7月に、精神疾患を今までのガン・急性心筋梗塞・脳梗塞・糖尿病の「4疾患」に新たに精神疾患を加えて「5疾患」とし、精神疾患を医療政策の重点疾患へ位置づけを転換しました。

しかし、日本の精神医療の現状は、精神医療の中心が先進諸国で唯一精神科病院への隔離収容（入院中心）の精神医療です。しかも精神科病院の職員の配置基準は、職員数は一般病院の半分、医師数は一般病院の3分の1など一般病院には認めない低い基準の「精神科特例」があります。精神科病院の収入は、一般病院の4割という「精神科差別」もあります。これでは精神疾患が「5疾患」・重点疾患に転換しても対応できません。

そこで私達は、精神保健医療を総合的に改革するために「こころの健康を守り推進する基本法」を今年の通常国会で是非実現させ、日本の精神保健医療のあり方を総合的に改革したいと考えています。

「こころの健康を守り推進する基本法」制定については、2011年12月1日国会に超党派の「こころの健康推進議員連盟」が立ち上がりました。

2012年の通常国会で「こころの健康を守り推進する基本法」実現に向けた推進体制が確立しました。

精神保健医療が「5疾患」にふさわしい体制、時代の変化に的確に対応できる体制を確立するために、是非宮崎県議会としても、今議会で「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書を採択頂き、関係機関に提出して頂くことをお願いします。

紹介議員	山下 博三 鳥飼 謙二 田口 雄二 新見 昌安 凶師 博規 岩下 斌彦 前屋敷恵美 有岡 浩一
摘 要	



新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第18号	受理年月日	平成24年3月2日
請願者 住所・氏名	<p>宮崎市青葉町54番地 永山住宅1号                  特定非営利活動法人 障害者自立応援センターYAH!DOみやざき                  代表理事 永山 昌彦                  社団法人 宮崎県手をつなぐ育成会                  会長 森 富貴子                  宮崎県肢体不自由児・者父母の会連合会                  会長 山元 弘道                  社団法人 全国脊髄損傷者連合会 宮崎県支部                  支部長 矢野 光孝                  特定非営利活動法人 宮崎県精神福祉連合会                  理事長 立本 久子                  特定非営利活動法人 宮崎県中途失聴難聴者協会                  理事長 高橋 由利子                  宮崎県難病団体連絡協議会                  会長 首藤 正一</p>		
請願の件名	<p>障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の提言を尊重した障がい者総合福祉法（仮称）の制定・実施を求める意見書提出を求める請願</p> <p><b>【請願要旨】</b></p> <p>平成21年12月、国において障がい者に係る制度の集中的な改革を目指し、障がい者施策の推進に関し意見をまとめる障がい者制度改革推進会議が発足しました。</p> <p>この推進会議の下に、障がい者、障がい者の家族、事業者、自治体首長、学識経験者等55名からなる総合福祉部会が設けられ、昨年8月には、応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止した後の障がい者総合福祉法（仮称）の制定に関する「障がい者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨</p>		

格提言」という。) が取りまとめられたところです。

骨格提言では、平成18年に国連が採択した「障害者権利条約」と平成22年1月に国と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との間で結ばれた「基本合意文書」を基礎とし、障害のない市民との平等と公平、谷間や空白の解消、格差の是正等の6つの目標を新法に求めるとともに、支援の対象となる障がい(者)の範囲や利用者負担の考え方等についても示されています。

この骨格提言は、障がい者本人をはじめ、障がい者に関わる様々な立場から共通する思いを取りまとめたものです。社会的入院・入所をなくすことや、自治体間の大きな格差の是正のために国が確実に責任を持つなど放置できない社会的問題の対応も盛り込まれています。

しかし、今年2月8日に開催された総合福祉部会において厚生労働省から出された法案は、骨格提言をないがしろにし、障害者自立支援法の一部改正としか思えないものであり、障がい者や家族、関係者は強い憤りを覚えております。

以上の認識に立ち、宮崎県議会におかれましても、地域で生きる障害者の生活が後退することのないように、国会ならびに厚生労働省に対し「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の提言を尊重した障がい者総合福祉法(仮称)の制定・実施を求める意見書」を採択の上、関係機関に働きかけて頂くよう強くお願い申し上げます。

紹介議員	丸山裕次郎 井上紀代子 渡辺 創 西村 賢 鳥飼 謙二 河野 哲也 函師 博規
摘 要	

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	平成23年12月1日
請願者 住所・氏名	宮崎市大和町134-2 全日本年金者組合宮崎県本部 執行委員長 津守 信弘		
請願の件名	消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘 要			

厚生常任委員会

請願番号	請願第10号	受理年月日	平成23年12月1日
請願者 住所・氏名	宮崎市大和町134-2 全日本年金者組合宮崎県本部 執行委員長 津守 信弘		
請願の件名	無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を 求める請願		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘要			

# 議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月24日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（内村仁子議員、徳重忠夫議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第81号上程 知事提案理由説明等
2月25日	土		
2月26日	日		
2月27日	月	休 会	(議案調査)
2月28日	火		
2月29日	水		
3月1日	木	本 会 議	代表質問（自由民主党・中野一則議員、 自由民主党・横田照夫議員）
3月2日	金		代表質問（新みやざき・田口雄二議員、 社会民主党宮崎県議団・太田清海議員、 公明党宮崎県議団・新見昌安議員）
3月3日	土		
3月4日	日		
3月5日	月		一般質問（徳重忠夫議員、宮原義久議員、右松隆央議員、 重松幸次郎議員）
3月6日	火	本 会 議	一般質問（西村 賢議員、岩下斌彦議員、外山 衛議員、 函師博規議員）
3月7日	水		一般質問（後藤哲朗議員、・原正三議員、井本英雄議員、 高橋 透議員） 議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 議案・請願委員会付託
3月8日	木	休 会	常任委員会（補正）
3月9日	金		
3月10日	土		
3月11日	日		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月12日	月	本 会 議	常任委員長審査結果報告(議案第56号～第81号) 討論(議案第67号に反対)(西村 賢議員) 討論(議案第67号に反対、議案第56号に賛成)(前屋敷恵美議員) 採決(議案第67号)(可決) 採決(議案第56号～第66号、第68号～第81号)(可決) 議案第82号追加上程 知事提案理由説明
3月13日	火	休 会	常任委員会(当初)
3月14日	水		
3月15日	木		
3月16日	金		
3月17日	土		
3月18日	日		
3月19日	月	休 会	特別委員会
3月20日	火		
3月21日	水	休 会	(議事整理)
3月22日	木	本 会 議	常任委員長審査結果報告(議案第1号～第55号及び請願) 質疑(前屋敷恵美議員) 討論(議案第1号、第51号～第53号、第55号に反対、請願採択の要望)(前屋敷恵美議員) 採決(議案第1号、第51号～第53号、第55号)(可決) 採決(議案第2号～第50号、第54号)(可決) 採決(請願第9号)(不採択) 採決(請願第10号)(不採択) 採決(請願第15号)(不採択) 採決(請願第14号、第17号、第18号)(採択) 採決(継続審査・調査案件)(委員長の申し出のとおり決定) 採決(議案第82号)(同意) 特別委員長調査結果報告 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第14号追加上程

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月22日	木	本 会 議	採決（議員発議案第1号～第5号、第7号～第10号、第13号、第14号採決（可決） 議員発議案第6号提案理由説明（押川修一郎議員） 討論（議員発議案第6号に賛成）（前屋敷恵美議員） 討論（議員発議案第6号に賛成）（有岡浩一議員） 採決（議員発議案第6号）（可決） 議員発議案第11号提案理由説明（井本英雄議員） 採決（議員発議案第11号）（可決） 議員発議案第12号提案理由説明（内村仁子議員） 採決（議員発議案第12号）（可決） 閉 会



署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 外 山 三 博

宮 崎 県 議 会 副 議 長 十 屋 幸 平

宮 崎 県 議 会 議 員 内 村 仁 子

宮 崎 県 議 会 議 員 徳 重 忠 夫